

この冊子は再生紙を使用しています。

くまもと

市政概要

2012

熊本市議会事務局

43

くまもと

市政概要

2012

熊本市議会事務局

熊本市のシンボル

◇市の木 イ チ ヨ ウ (昭和49年10月9日制定)



森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、1万2千通を超す応募の中から決定された。

熊本城が昔から銀杏城と呼ばれ、古木もあり、また、立派なイチョウ並木もあって、市民に親しまれていることなどから選ばれた。

イチョウ科の植物で、ギンナンノキ、チチノキ、公孫樹などともいわれ、日本には古くから主に神社仏閣等で栽培されてきた。雌雄異株であることで知られ、独特な尖円錐形をつくり、夏季の豊かで涼しい木陰、秋の黄葉の美しさは格別である。街路樹として、特に好条件を備えている。

◇市の花 肥 後 ツ バ キ (昭和49年10月9日制定)



市木同様、森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、2万2千通を超す応募の中から決定された。

古くから熊本独特の花として知られ、代表的な名花であるばかりでなく、最近では国際的にも知られつつあり、一般家庭でも容易に育てられることなどから選ばれた。

ツバキ科の植物で、花卉が大きく、八重咲きで平開する。花期は2月～3月、色は白、ピンク、赤、錦(絞り)の4系統ある。特異な姿をもつ肥後ツバキは、古く江戸時代から細川藩の庇護を受け、愛好者によって広められ、改良を重ね、清雅枯淡の味わいのある名花といわれるようになった。

◇市の鳥 シ ジ ュ ウ カ ラ (昭和59年5月22日制定)



健康都市宣言5周年と、市制95周年を記念して、広く市民から募集、6千通を超す応募の中から決定された。

金峰山や立田山、託麻三山などの森に多く生息し、四季を通じて観察される。害虫を多く食べ、緑の森を守る益鳥として広く市民に親しまれていることなどから選ばれた。

シジュウカラ科の鳥類で、全長14センチメートル。くちはしは小さく円錐形、くびと頭は光沢のある黒色で、ほおは白い。背面は黄緑色で、翼は灰青色を帯びる。体の下面は白く中央に一本の黒いたてすじがある。低地の森林に広く分布しているが、秋から冬にかけては市街地でも見かけることができる。

熊本市民 愛市憲章

一品位ある市民の誇りのために―

- 1 私たち熊本市民は、清潔で住みよい街をつくりましょう。
- 1 私たち熊本市民は、郷土の自然や文化財を大切にいたしましょう。
- 1 私たち熊本市民は、時間を正しく守りましょう。
- 1 私たち熊本市民は、交通道德を重んじましょう。
- 1 私たち熊本市民は、互いにあたたかく交わり、旅行者を親切に迎えましょう。

(昭和35年5月11日制定)

熊本市民 長寿社会憲章

私たち熊本市民は、生きがいのある人生をおくれるよう、すべての人が人間として尊ばれ、敬愛され、ともに幸せな暮らしができる長寿社会を築くことをめざして、この憲章を制定します。

私たち熊本市民は、

- 1 生涯を通じ、心身の健康づくりに努めます。
- 1 家族のきずなを大切に、明るい家庭をつくります。
- 1 互いに敬い、思いやりあふれる地域社会をつくります。
- 1 知恵と経験をいかし、豊かな文化の継承と創造に努めます。
- 1 すべての人に、安全でやさしい街づくりに努めます。
- 1 自らの能力をいかし、互いに支え合いながら暮らしの安定を築きます。
- 1 水や緑を大切に、やすらぎに満ちたふるさとくまもとをつくります。

(平成2年8月28日制定)

熊本市民 「こども憲章」

私たち熊本市民は、すべてのこどもたちの幸せを願い、その自主性を尊重し、家庭と地域社会が協力して、愛情をもって育成することをめざし、この憲章を定めます。

私たち熊本市民は、

- 1 こどもたちが、お互いを認め合い、豊かな感性と思いやりの心をはぐくむ社会づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、知性を磨き体をきたえて、心身ともにたくましく育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、水と緑に恵まれた自然の中で、のびのびと創造性をつちかう環境づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、平和を愛し、広い視野を持つ国際人に育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、郷土の歴史と文化を学び、誇りを持てるふるさとづくりに努めます。

(平成6年9月3日制定)

都 市 宣 言

「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全是、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和47年10月2日

熊本市議会

地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全是、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和51年3月22日

熊本市議会

熊本市スポーツ都市宣言に関する決議

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。

スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

- 一 スポーツを通じて健やかなこころと体を創ろう。
- 一 スポーツを通じて人と自然にふれあおう。
- 一 スポーツを通じていきいきとしたまちを創ろう。

平成11年8月27日

熊本市議会

「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議

熊本市は、熊本城に代表される歴史的文化遺産をはじめ豊かな水と緑に象徴される自然環境、そして近代都市としての多彩な魅力を有し、国内外から多くの観光客が訪れるまちである。

観光は、地域の生活や文化を個性として発信し、その魅力により人々が来訪し交流が生まれる総合的な産業であり、まちづくりや都市経営にも大きく寄与し、21世紀を迎えた今日において重要性はこれまで以上に高まっている。

よって、本議会は、市民が誇りをもち、そして訪れる人にとって魅力ある観光都市を目指し、市民の生活や文化に基づいたまちづくりを進めるとともに、全国に誇れる城下町としての魅力を生かし、熊本らしい個性豊かな観光都市の実現を目標として、ここに我が熊本市を「観光立市くまもと」とすることを宣言する。

平成15年9月26日

熊本市議会

健康都市宣言

熊本市は、緑と水に恵まれた豊かな自然と先人が築いた伝統と文化を擁し、地方における近代的な中枢都市として発展しつつある。

しかし、都市化の進展に伴い市民生活を支える基本である心身の健康を阻害する要因が増大している。

熊本市は、市民とともに明るく健康な都市をめざして諸施策を結集し、その実現につとめなければならない。

ここに、すべての市民の健康を市政の目標として、熊本市を「健康都市」とすることを宣言する。

昭和54年10月1日

熊本市

平和都市宣言

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中枢都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後50周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

平成7年7月27日

熊本市

環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかなければなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成7年9月25日

熊本市

くまもと
市政概要

市勢	1
議会	15
総務	29
企画振興	75
健康福祉子ども	135
環境	233
農水商工	259
観光文化交流	299
都市建設	345
消防	395
交通	409
水道	421
病院	447
教育	455

市勢

1	沿革	3
2	位置及び地勢	4
3	市域の変遷	5
4	歴代市長	6
5	名誉市民	7
6	人口	11

1 沿革（企画課）

何億年のむかし、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、処々に小島が散在するに過ぎなかったと想像されるが、その後数次にわたる地表上の大変動によって、次第に熊本平野が形成されるにともない、現在の出水・健軍方面の砂礫層から湧きでる清冽な泉をめぐって、縄文人・弥生人の聚落が完成されていった。

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、大化の改新(645年)が行われると、託麻の三宅郡(今の出水地方)には、肥後の国府「託麻府」が設けられ、宏壮な伽藍の国分寺の建立を見たが、これらを中心とした聚落が形づくられ大きくなったものが、熊本市の始まりである。

奈良朝前後の日本各地は、国力の大小によって、大・上・中・下と四等級に区別されていたが、肥後はそのころ農産物産出量で九州諸国中群を抜いており、延暦14年9月(平安の初期)に至って、全国中でも優位の資格を認められ「大国」に昇進した。

この期に国司として、肥後に赴任した道君^{みちのきみのおびとな}首名、紀夏井、藤原保昌、清原元輔等はいまも幾多の遺跡を留めているが、とくに後撰集の選者で、清少納言の父元輔と、平安期歌人「檜垣女」^{ひがきめ}との交遊の説話は有名である。

南北朝50年間は、戦乱の日が相つぎ、熊本地方もしばしば軍営の場に利用された。

長い戦乱のあと、天下が統一されるや、肥後全土の守護職は改めて菊池氏に委ねられ、一国政令の中心は隈部(現在の菊池市)の方に移った。

時代が下って、応仁の頃菊池の一旗出田三郎秀信は、いまの熊本城東部の丘陵に千葉城(熊本城の始め)を構えたが、次の鹿子木親員が、明応年間(1490年代)に、今の古城の地に居城を移し、隈本城と称した。ついで、城親冬、佐々成政のあとを承けて天正16年(1588年)加藤清正が入城するにおよんで、清正は国府の二本木方面から、寺院、商家などを移転させて、城下町の経営に着手した。また、この清正は熊本の自然にはじめて大規模な人為のツルハシを振った武将で、河川、その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えてきたのはこのころからである。日本三名城の一つと謳われる熊本城は、この清正が慶長6年から12年にかけて、7カ年の歳月を費して築城したものである。(築城年については異説もある)

細川氏時代は、寛永9年細川忠利の入国によって始まり、それ以来細川氏は大政奉還の日に至るまで、200有余年間にわたって肥後熊本の政治を行った。この細川氏は、歴代名君が相つぎ、中でも延享4年藩主となった8代重賢の治世は、もっとも注目すべきものである。このとき国政揚り、教学も大いに振興した。とくに藩校「時習館」や全国にさがけて創設された医療ないし教育機関としての「再春館」、薬草研究で有名な「蕃滋園」などは、本市が長く文教の府として全国に秀でた要因となった。また忠利のときに創建された水前寺(成趣園)は、幽斉ゆかりの古今伝授の間とともに、いまも熊本市の観光資源の一つとなっている。また、晩年を熊本に送った剣聖宮本武蔵の遺跡も、熊本が持つ誇りの一つである。

明治4年7月に入って、廃藩置県の大詔が出されると、肥後には熊本、人吉の二県がおかれ、ついで同年11月改めて熊本、八代の二県となった。ところが翌5年6月熊本県は、ふたたび白川県と改称され、翌々6年1月には八代県が廃止されて、白川県に併合されたため、肥後全域は白川県の所轄となり、熊本市には県庁が設けられた。これは明治9年1月まで続いたが、同年2月さらに改めて熊本県と称せられるようになった。

このころ熊本城には鎮台がおかれ、市内には洋学校と西洋医学の熊本医学校ができて熊本市は城下町としてにぎわいを見せていたが、9年の神風連事件、翌10年の西南の役と引き続き大きな戦禍に見まわれ、とくに西南の役では、全市街が焦土と化してしまった。

その後、明治22年4月、市制が施行されるとこれまでの「熊本区」は、「熊本市」と改められた。

明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれていた熊本市は、24年鉄道の開通によって熊本駅が設けられ、また、30年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移されて新市街が出現するや、会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ね、日清、日露の戦勝の意気も加わって、明治の隆昌期を迎えた。

大正10年、周辺11カ町村を併合して大熊本市の基礎を固め、私鉄菊池軌道、熊本軌道、御船鉄道及び国鉄宮地線の開通整備と並んで13年には、市電の開通があり、更に上水道施設、二十三連隊の移転等によって、いよいよ近代都市の面目を新たにすることになった。

しかし、昭和20年には空襲を受けて全市の大半は瓦礫と化したのが、その後全市民の不断の努力によって、戦災、水害等各種の苦難を克服し、今日の隆盛を見ることができた。

市制施行当時は、面積5,550km²、人口4万2千余人を数えるにすぎなかったが、近代的都市機能の集積や平成22年3月の城南町、植木町との合併をはじめとする市域の拡大等により、今や、面積389,530km²、人口約73万人に至るまでに成長し、九州中央の拠点都市として着実な発展を続けている。

現在は、平成21年3月に策定した第6次総合計画に基づき、子育てしやすく子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進や、水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築、安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実など、めざすまちの姿「湧々(わくわく)都市くまもと」の実現に向け市民・事業者・行政がお互いの役割を担い、責任を果たしながら協働のまちづくりを進めている。なお、平成22年10月に、「九州ど真ん中！日本一暮らしやすい 政令市くまもと」を熊本市が目指すべき政令指定都市の姿とする「熊本市政令指定都市ビジョン」を策定し、区役所の設置や区バス路線の導入、条例の制定改廃等、平成24年4月1日の政令指定都市移行に向けたさまざまな取組を行ってきたところである。

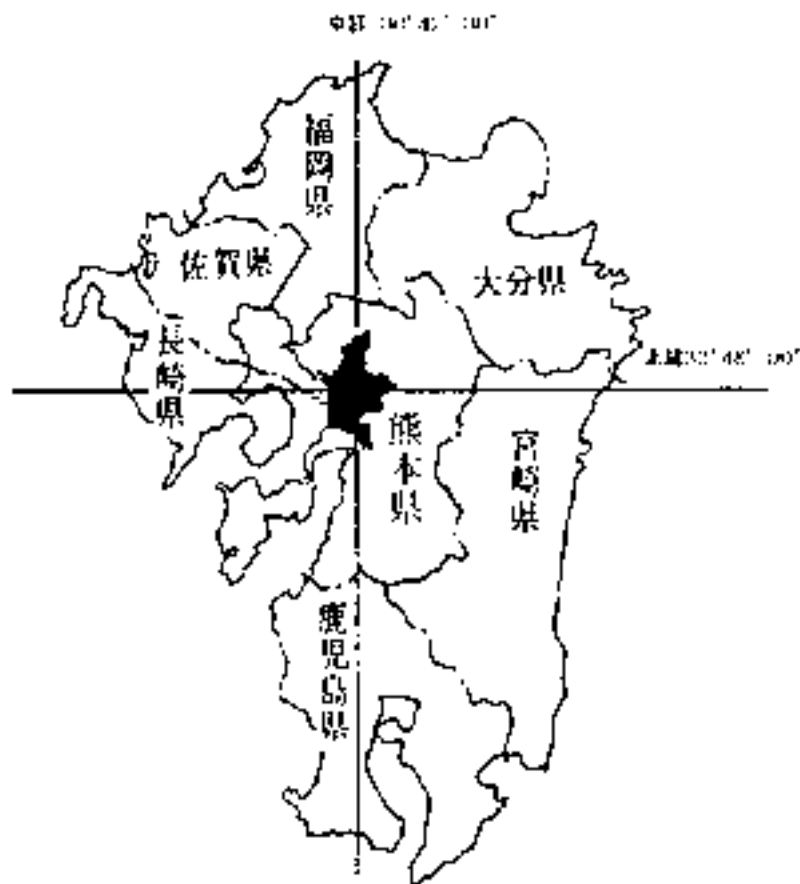
このように、本市では、豊かな地域資源と九州の中央に位置する地理的特性を活かし、人、ものなど多様な交流を基調としながらまちの魅力と活力を創出し、日々の暮らしの中で全ての市民が豊かさを実感できるまちづくりに取り組んでいる。

2 位置及び地勢（企画課）

（１）位 置

熊本市は、ほぼ九州の中央に位置している。九州の陸の大動脈ＪＲ鹿児島本線の間接点は熊本駅であり、これより豊肥本線、三角線が分岐し、門司～鹿児島を結ぶ国道3号と大分～長崎を結ぶ国道57号は本市で交差している。さらに本市を貫通する九州縦貫自動車道も門司から鹿児島・宮崎まで全線開通しており、地理的に九州の中央にあって交通の要衝的位置にある。

また、本市は、観光面からも別府～阿蘇～熊本～天草～雲仙～長崎を結ぶ九州の国際観光ルートの中核地として大きな役割を果たしている。



市勢

西北部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を発する白川と本市北部に流れを発する坪井川・井芹川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。

4 歴代市長（秘書課）

代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉 村 大 八	明22. 5. 6	明26. 7. 9
2	松 崎 為 己	26. 9. 15	30. 8. 2
3	辛 島 格	30. 9. 13	大 2. 1. 20
4	山 田 珠 一	大 2. 4. 2	3. 10. 10
5	依 田 昌 兮	4. 1. 14	6. 9. 3
6	佐 柳 藤 太	6. 11. 20	10. 11. 19
7	高 橋 守 雄	11. 1. 19	14. 7. 13
8	辛 島 知 己	14. 9. 14	昭 4. 7. 4
9	山 田 珠 一	昭 5. 2. 5	9. 4. 17
10	山 隈 康	9. 5. 14	17. 5. 13
11	平 野 龍 起	17. 6. 25	20. 8. 10
12	石 坂 繁	20. 10. 4	21. 3. 11
13・14	福 田 虎 亀	21. 6. 14	23. 2. 9
15	佐 藤 真佐男	23. 4. 7	27. 3. 7
16	林 田 正 治	27. 3. 20	31. 2. 23
17・18	坂 口 主 税	31. 3. 16	38. 1. 4
19・20	石 坂 繁	38. 2. 15	45. 11. 26
21～24	星 子 敏 雄	45. 12. 20	61. 12. 6
25・26	田 尻 靖 幹	61. 12. 7	平 6. 12. 6
27・28	三 角 保 之	平 6. 12. 7	14. 12. 2
29～31	幸 山 政 史	14. 12. 3	在 任 中

5 名 誉 市 民 (秘書課)

とくとみ いちろう そほう
徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年顕彰）

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その教育的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去（94歳）

たかはし もりお
高橋守雄氏（昭和30年顕彰）

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去（74歳）

ほそかわ もりたつ
細川護立氏（昭和35年顕彰）

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去（87歳）

ふくだ いじゅ
福田令寿氏（昭和35年顕彰）

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去（100歳）

うの てつと
宇野哲人氏（昭和44年顕彰）

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去（98歳）

かたやまくまじ なんふう
堅山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の薫りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

ごとうゆうたろう せざん
後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における郷土史の研究や文化活動において多大の功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

なかむら は ま ていじょ
中村破魔（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

やすなが ふみこ
安永蒨子氏（平成21年顕彰）

大正9年2月19日生まれ。平成10年から長きにわたり、宮中歌会始詠進歌選者を務めるなど日本を代表する女流歌人であるとともに、書家としても顕著な功績を収める。熊本を活動の拠点に、歌誌「椎の木」を主宰するとともに、昭和37年の「魚愁」から平成15年の「褐色界」まで16にも及ぶ歌集をはじめ数多くの著作を刊行。平成3年には歌壇の最高賞である迢空賞を受賞。熊本県教育委員会委員長、熊本県文化協会会長などの要職を歴任、本市の教育・文化の発展に多大な功績。勲四等瑞宝章受章。くまもと県民文化賞受賞。熊本県近代文化功労者。

平成24年3月17日逝去（92歳）

(旧城南町)

うえつかしゅうへい
上塚周平氏 (昭和50年顕彰)

明治9年7月12日生まれ。「ブラジル移民の父」と呼ばれ、明治41年に第1回移民船「笠戸丸」の監督としてブラジルに渡り、ブラジルにおける日系社会の確固たる基盤を築いた。また、その功績から、ブラジルのサンパウロ州には氏の名前を付けられた道路や公園、橋があるほか、遺徳を称える記念碑なども残されている。

昭和10年7月6日逝去 (58歳)

うえつかつかさ
上塚司氏 (昭和53年顕彰)

明治23年5月1日生れ。大蔵大臣秘書官、大蔵政務次官、農商務大臣、商工大臣などの要職を務め、この間、アマゾン開発に全力を傾け、ブラジル移民の道を開いた。その後、日伯中央協会の理事や名誉顧問を歴任。ブラジル大統領から最高勲章を授与されるなど、日伯国交樹立等に対する功績が高く評価されている。

昭和53年10月22日逝去 (88歳)

はやしだまさはる
林田正治氏 (昭和53年顕彰)

明治25年8月3日生れ。台湾の台南州内務部長、澎湖庁長、新竹州知事を務めた後、衆議院議員、第16代熊本市長を経て参議院議員となり、北海道開発政務次官、地方行政委員長等を歴任。その業績は高く評価されている。

昭和54年12月14日逝去 (87歳)

こばやしひさお
小林久雄氏 (平成元年顕彰)

明治28年6月4日生れ。熊本県医師会副会長、下益城郡医師会長などを歴任し、健康保険の普及等に尽力した後、旧城南町の初代町長に就任。若くから人類学、考古学に関心があり、生涯をかけて研究された資料は「小林コレクション」と呼ばれ、約2万点の遺物が塚原歴史民俗資料館に寄贈されており、国指定重要文化財の「台付舟形土器」など、一部は現在も展示されている。

昭和36年8月26日逝去 (66歳)

とうやよしゆき
東家嘉幸氏 (平成12年顕彰)

昭和2年10月1日生れ。衆議院議員として建設政務次官や衆議院建設常任委員会委員長などの要職を歴任。平成3年には国土庁長官に就任した。この間、国や熊本県、旧城南町の発展のために活躍し、数々の功績を残している。

平成18年1月26日逝去 (78歳)

(旧植木町)

さかいよねぞう
境 米蔵氏 (昭和51年顕彰)

明治30年10月20日生まれ。県議会議員を経て、旧植木町初代町長(通算4期)。旧町の産業・経済発展の礎を築いた。開田事業による農業の構造改革及び企業誘致により地域の発展に貢献した。また、西南の役田原坂を公園化し、戦跡の保存・観光振興に努めた。

昭和53年1月2日逝去(80歳)

きむらまなぶ
木村 学氏 (昭和58年顕彰)

明治38年1月21日生まれ。旧植木町教育長。徹底した住民対話型の公民館活動により地域社会の近代化に貢献した。旧植木町第4代町長として住民福祉の向上に努める一方、文芸作家として生涯にわたる執筆活動、郷土史研究により、郷土の文化振興に貢献した。

平成6年3月21日逝去(89歳)

6 人 口（統計課）

（１）年次別人口及び世帯数

年 次	世帯数	人 口			男女比 (女100人 につき)	1世帯 当たり 人 口	備 考
		総 数	男	女			
明治22年	11,797	42,725				3.6	
大正元年	12,736	66,488	35,938	30,550	117.6	5.2	
8年	13,129	74,544	39,385	35,159	112.0	5.7	
昭和元年	27,157	150,075	75,680	74,395	101.7	5.5	
5年	32,418	164,460	81,957	82,503	99.3	5.1	
10年	38,336	214,270	105,480	108,790	97.0	5.6	
15年	39,813	243,574	116,838	126,736	92.2	6.1	川尻町・日吉村・力合村合併
20年	37,981	180,643	84,935	95,708	88.7	4.8	
25年	59,853	267,506	128,067	139,439	91.8	4.5	(国勢調査)
30年	72,008	332,493	159,500	172,993	92.2	4.6	松尾村合併
35年	90,949	373,922	178,014	195,908	90.9	4.1	(国勢調査)
40年	107,634	407,052	192,538	214,514	89.8	3.8	(〃)
45年	128,559	440,020	206,854	233,166	88.7	3.4	(〃) 含旧託麻村
50年	153,540	488,166	231,188	256,978	90.0	3.2	(〃)
55年	180,239	525,662	251,011	274,651	91.4	2.9	(〃)
60年	194,486	555,719	265,037	290,682	91.2	2.9	(〃)
平成 2年	211,207	579,306	275,424	303,882	90.6	2.7	(〃) 含旧飽託4町
7年	246,700	650,341	310,118	340,223	91.2	2.6	(〃)
12年	260,672	662,012	314,455	347,557	90.5	2.5	(〃)
17年	270,530	669,603	316,048	353,555	89.4	2.5	(〃)
22年	302,413	734,474	344,291	390,183	88.2	2.4	(国勢調査)

（２）人口の動態

年 区分	18	19	20	21	22	23
自 然 増	1,597	1,764	1,609	1,645	1,299	794
社 会 増	△1,181	△1,980	△36	△1,146	△569	742
計	416	△216	1,573	499	730	1,536

(注) 各年1月1日から12月31日までの動態

(3) 産業別15歳以上就業者数

調査年次		平成17年国調				調査年次		平成22年国調			
区分		総数	構成比(%)	男	女	区分		総数	構成比(%)	男	女
総数		669,603	—	316,048	353,555	総数		734,474	—	344,291	390,183
昼間人口		698,089	—	328,519	369,570	昼間人口		757,093	—	354,251	402,842
15歳以上人口		568,632	—	264,263	304,369	15歳以上人口		620,785	—	286,243	334,542
就業者総数		314,641	100	172,205	142,436	就業者総数		334,217	100	178,812	155,405
第1次産業		10,719	3.4	6,043	4,676	第1次産業		12,280	3.7	7,040	5,240
農業		9,577	3.0	5,277	4,300	農業		11,318	3.4	6,362	4,956
林業		171	0.1	154	17	林業		237	0.1	209	28
漁業		971	0.3	612	359	漁業		725	0.2	469	256
第2次産業		52,315	16.6	38,413	13,902	第2次産業		53,403	16.0	38,906	14,497
鉱業		22	0.0	16	6	鉱業, 採石業, 砂利採取業		33	0.0	26	7
建設業		25,623	8.1	21,229	4,394	建設業		23,924	7.2	19,821	4,103
製造業		26,670	8.5	17,168	9,502	製造業		29,446	8.8	19,059	10,387
第3次産業		243,968	77.5	123,470	120,498	第3次産業		251,965	75.4	124,506	127,459
電気・ガス・熱供給・水道業		1,363	0.4	1,203	160	電気・ガス・熱供給・水道業		1,424	0.4	1,225	199
情報通信業		7,147	2.3	4,753	2,394	情報通信業		6,795	2.0	4,518	2,277
運輸業		12,498	4.0	10,564	1,934	運輸・郵便業		14,430	4.3	12,158	2,272
卸売・小売業		68,354	21.7	33,484	34,870	卸売・小売業		63,230	18.9	31,196	32,034
金融・保険業		10,480	3.3	5,266	5,214	金融・保険業		10,104	3.0	4,845	5,259
不動産業		4,966	1.6	2,836	2,130	不動産業・物品賃貸業		6,987	2.0	3,998	2,989
飲食店・宿泊業		18,140	5.8	7,554	10,586	学術研究, 専門・技術サービス業		10,782	3.2	6,893	3,889
医療・福祉		36,763	11.7	9,116	27,647	宿泊業, 飲食サービス業		21,912	6.6	8,419	13,493
教育・学習支援業		17,268	5.5	8,161	9,107	生活関連サービス業, 娯楽業		13,667	4.0	5,654	8,013
複合サービス事業		3,631	1.2	2,503	1,128	教育・学習支援業		18,160	5.4	8,360	9,800
サービス業(他に分類されないもの)		46,989	14.9	24,970	22,019	医療, 福祉		45,363	13.57	11,232	34,131
公務(他に分類されないもの)		16,369	5.2	13,060	3,309	複合サービス事業		2,133	0.6	1,270	863
						サービス業(他に分類されないもの)		19,511	5.8	11,195	8,316
						公務(他に分類されないもの)		17,467	5.2	13,543	3,924
分類不能の産業		7,639	2.4	4,279	3,360	分類不能の産業		16,569	5.0	8,360	8,209

(注) 平成17年国調はH14年日本標準産業分類改訂、平成22年国調はH19年日本標準産業分類改訂

(注) 単位未満は4捨5入を原則としているので、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合がある。

(4) 校区別人口及び世帯数

(平成22年国勢調査)

校区	人口	男	女	世帯数	校区	人口	男	女	世帯数
総数	734,474	344,291	390,183	302,413	松尾東	2,247	1,070	1,177	813
中央区計	184,353	85,341	99,012	92,242	松尾西	1,159	511	648	359
壺川	8,122	3,703	4,419	3,919	松尾北	231	116	115	64
碩台	6,945	2,986	3,959	3,898	小島	3,201	1,522	1,679	1,073
白川	8,121	3,620	4,501	4,578	中島	3,860	1,799	2,061	1,120
城東	2,591	1,093	1,498	1,370	芳野	2,090	965	1,125	598
慶徳	3,856	1,710	2,146	2,623	河内	4,577	2,147	2,430	1,278
一新	9,991	4,354	5,637	4,994	南区計	122,600	57,412	65,188	43,499
五福	3,481	1,478	2,003	1,784	日吉	6,232	2,901	3,331	2,551
向山	10,954	5,107	5,847	5,279	川尻	8,512	3,961	4,551	3,340
黒髪	16,482	8,427	8,055	9,742	力合	15,747	7,299	8,448	5,712
大江	10,273	4,811	5,462	5,751	御幸	11,188	5,074	6,114	3,682
本荘	3,808	1,600	2,208	2,377	田迎	12,547	5,927	6,620	4,775
春竹	14,949	6,777	8,172	7,178	城南	6,328	2,909	3,419	2,608
出水	9,398	4,160	5,238	4,714	田迎南	6,800	3,275	3,525	2,441
砂取	9,843	4,460	5,383	4,426	飽田東	6,875	3,207	3,668	2,385
託麻原	18,734	9,383	9,351	9,338	飽田南	2,092	952	1,140	609
帯山	14,675	6,811	7,864	6,412	飽田西	2,489	1,188	1,301	777
白山	11,317	5,225	6,092	5,383	中緑	1,005	466	539	330
帯山西	8,472	3,931	4,541	3,674	銭塘	2,261	1,074	1,187	661
出水南	12,341	5,705	6,636	4,802	奥古閑	3,364	1,576	1,788	964
東区計	188,082	88,720	99,362	74,942	川口	2,090	998	1,092	680
画図	12,741	5,842	6,899	4,801	日吉東	6,586	3,146	3,440	2,748
健軍	12,358	5,739	6,619	5,411	富合	8,314	3,918	4,396	2,595
秋津	12,562	5,889	6,673	4,753	杉上	6,276	2,927	3,349	1,986
泉ヶ丘	6,811	3,087	3,724	2,907	隈庄	7,055	3,374	3,681	2,438
若葉	5,411	2,491	2,920	2,325	豊田	6,839	3,240	3,599	2,217
尾ノ上	12,987	5,982	7,005	5,466	北区計	145,634	69,051	76,583	54,120
西原	14,140	6,740	7,400	6,323	清水	12,255	5,567	6,688	5,074
託麻東	12,831	6,145	6,686	4,455	龍田	16,828	8,056	8,772	6,349
託麻西	15,914	7,683	8,231	6,427	城北	10,186	5,426	4,760	3,528
託麻北	8,771	4,206	4,565	3,232	高平台	14,231	6,693	7,538	5,659
桜木	7,518	3,505	4,013	2,981	楠	6,787	3,201	3,586	2,772
東町	8,418	4,078	4,340	3,127	麻生田	9,055	4,128	4,927	3,452
月出	10,909	5,075	5,834	5,003	武蔵	6,259	2,906	3,353	2,455
健軍東	4,743	2,262	2,481	1,880	弓削	5,527	2,696	2,831	2,200
託麻南	14,127	6,828	7,299	5,102	楡木	7,196	3,261	3,935	2,836
山ノ内	9,513	4,507	5,006	3,830	川上	10,102	4,734	5,368	3,575
長嶺	12,172	5,699	6,473	4,644	西里	7,769	3,645	4,124	2,645
桜木東	6,156	2,962	3,194	2,275	北部東	9,552	4,533	5,019	3,592
西区計	93,805	43,767	50,038	37,610	植木	3,778	1,796	1,982	1,332
古町	3,114	1,417	1,697	1,549	山本	2,300	1,106	1,194	688
春日	5,772	2,807	2,965	2,567	田原	2,328	1,082	1,246	713
城西	12,647	5,693	6,954	5,131	菱形	4,828	2,277	2,551	1,628
花園	11,390	5,289	6,101	5,028	桜井	6,122	2,944	3,178	2,115
池田	14,346	7,005	7,341	6,814	山東	4,385	2,142	2,243	1,501
白坪	11,883	5,393	6,490	5,195	吉松	3,339	1,570	1,769	1,100
高橋	480	218	262	188	田底	2,807	1,288	1,519	906
池上	6,324	2,919	3,405	2,311					
城山	10,484	4,896	5,588	3,522					

※平成22年国勢調査の町丁別人口及び世帯数を、平成24年4月の行政区による校区ごとに熊本市統計課が再設定したもの

議 会

1	議 員 名 簿	17
2	歴代議長・副議長	18
3	議 会 構 成	19
4	常 任 委 員 会	20
5	議 会 運 営 委 員 会	20
6	特 別 委 員 会	21
7	協 議 等 の 場	21
8	各 種 委 員	22
9	報 酬 及 び 期 末 手 当	22
10	費 用 弁 償	23
11	政 務 調 査 費	23
12	議 会 活 動 状 況	24
13	議 会 事 務 局	26

1 議員名簿

平成24年9月1日現在

定数 48名
現員数 49名
(現員数が多いのは合併特例によるもの。)

自由民主党熊本市議団	19	日本共産党熊本市議団	3
くまもと未来	10	日本の教育を考える会	1
市民連合	8	自由クラブ	1
公明党熊本市議団	7		

議席 番号	氏 名	会 派	当選 回数	議席 番号	氏 名	会 派	当選 回数
議長 1	津 田 征士郎	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	4	26	白河部 貞 志	く ま も と 未 来	3
副議長 2	田 尻 将 博	市 民 連 合	6	27	上 野 美恵子	日 本 共 産 党 熊 本 市 議 団	4
3	小佐井 賀瑞宜	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	1	28	有 馬 純 夫	公明党熊本市議団	3
4	寺 本 義 勝	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	1	29	藤 岡 照 代	公明党熊本市議団	4
5	高 本 一 臣	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	1	30	満 永 寿 博	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	3
6	西 岡 誠 也	市 民 連 合	1	31	三 島 良 之	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	3
7	福 永 洋 一	市 民 連 合	1	32	齊 藤 聰	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	3
8	田 上 辰 也	市 民 連 合	1	33	坂 田 誠 二	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	5
9	浜 田 大 介	公明党熊本市議団	1	34	藤 山 英 美	く ま も と 未 来	5
10	井 本 正 広	公明党熊本市議団	1	35	田 中 誠 一	く ま も と 未 来	5
11	大 島 澄 雄	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	1	36	東 すみよ	市 民 連 合	5
12	原 口 亮 志	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	2	37	家 入 安 弘	市 民 連 合	6
13	くつき 信 哉	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	2	38	鈴 木 弘	公明党熊本市議団	5
14	松 野 明 美	く ま も と 未 来	2	39	竹 原 孝 昭	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	6
15	田 中 敦 朗	く ま も と 未 来	2	40	牛 嶋 弘	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	6
16	重 村 和 征	く ま も と 未 来	2	41	税 所 史 熙	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	6
17	上 田 芳 裕	市 民 連 合	2	43	落 水 清 弘	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	7
18	那 須 円	日 本 共 産 党 熊 本 市 議 団	2	44	江 藤 正 行	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	8
19	園 川 良 二	公明党熊本市議団	1	45	下 川 寛	く ま も と 未 来	6
20	藤 永 弘	公明党熊本市議団	1	46	田 尻 清 輝	く ま も と 未 来	6
21	紫 垣 正 仁	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	2	47	古 川 泰 三	日本の教育を考える会	6
22	澤 田 昌 作	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	3	48	北 口 和 皇	自 由 ク ラ ブ	6
23	倉 重 徹	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	3	49	益 田 牧 子	日 本 共 産 党 熊 本 市 議 団	7
24	大 石 浩 文	く ま も と 未 来	3	50	田 辺 正 信	市 民 連 合	6
25	田 尻 善 裕	く ま も と 未 来	3				

2 歴 代 議 長 ・ 副 議 長

議 長				副 議 長			
代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	有 馬 源 内	明治 22 . 4 . 26	明治 24 . 1 . 21	1	下 田 一 直	明治 22 . 4 . 26	明治 24 . 1 . 21
2	興 津 景 章	〃 24 . 1 . 22	〃 28 . 5 . 13	2	下 田 耕 造	〃 24 . 1 . 22	〃 31 . 5 . 22
3	河 原 惟 親	〃 28 . 5 . 14	〃 31 . 5 . 22				
4	吉 永 為 己	〃 31 . 5 . 23	〃 36 . 2 . 5	3	片 山 甚 十 郎	〃 31 . 5 . 23	〃 32 . 2 . 7
				4	林 定 男	〃 32 . 2 . 8	〃 36 . 2 . 5
5	山 田 珠 一	〃 36 . 2 . 6	〃 37 . 4 . 30	5	出 田 彦 太 郎	〃 36 . 2 . 6	〃 36 . 2 . 11
				6	園 部 交 雅	〃 36 . 2 . 12	〃 36 . 5 . 11
				7	板 垣 正 軌	〃 36 . 5 . 12	〃 37 . 2 . 12
				8	有 働 格 四 郎	〃 37 . 2 . 13	〃 40 . 11 . 4
6	吉 永 為 己	〃 37 . 5 . 27	大正 2 . 4 . 30	9	板 垣 正 軌	〃 40 . 11 . 14	〃 42 . 1 . 27
				10	河 田 巖	〃 42 . 1 . 28	大正 2 . 4 . 30
7	林 千 八	大正 2 . 5 . 10	〃 6 . 4 . 30	11	井 場 熊 喜	大正 2 . 5 . 10	〃 6 . 4 . 30
8	山 隈 康	〃 6 . 5 . 15	〃 10 . 9 . 30	12	峽 謙 斎	〃 6 . 5 . 15	〃 7 . 3 . 10
				13	藤 野 乱	〃 7 . 3 . 11	〃 10 . 9 . 30
9	迫 源 次 郎	〃 10 . 10 . 14	〃 14 . 9 . 30	14	水 上 誠 規	〃 10 . 10 . 14	〃 14 . 9 . 30
10	山 隈 康	〃 14 . 10 . 12	昭和 9 . 5 . 7	15	河 田 巖	〃 14 . 10 . 12	昭和 4 . 9 . 30
				16	平 野 龍 起	昭和 4 . 10 . 12	〃 9 . 5 . 7
11	平 野 龍 起	昭和 9 . 5 . 8	〃 17 . 6 . 14	17	橋 本 寿 七	〃 9 . 5 . 8	〃 17 . 5 . 20
12	佐 藤 真 佐 男	〃 17 . 7 . 23	〃 22 . 4 . 29	18	西 郷 一 恵	〃 17 . 6 . 11	〃 22 . 4 . 29
13	佐 藤 真 佐 男	〃 22 . 6 . 9	〃 23 . 4 . 7	19	大 塚 勇 次 郎	〃 22 . 6 . 9	〃 23 . 6 . 5
14	大 塚 勇 次 郎	〃 23 . 6 . 5	〃 26 . 4 . 29	20	加 川 恒 次	〃 23 . 6 . 5	〃 26 . 4 . 29
15	大 塚 勇 次 郎	〃 26 . 5 . 15	〃 30 . 4 . 30	21	北 利 民	〃 26 . 5 . 15	〃 28 . 9 . 5
				22	上 野 勉	〃 28 . 9 . 25	〃 30 . 4 . 30
16	兼 坂 安 次	〃 30 . 5 . 21	〃 34 . 4 . 8	23	森 光 吉	〃 30 . 5 . 21	〃 32 . 12 . 28
17	打 出 信 行	〃 34 . 6 . 12	〃 36 . 3 . 24	24	吉 村 貞 次	〃 34 . 6 . 12	〃 35 . 3 . 21
18	寸 坂 幸 夫	〃 36 . 3 . 24	〃 38 . 4 . 30	25	坂 梨 日 露	〃 35 . 3 . 21	〃 37 . 7 . 9
				26	吉 村 貞 次	〃 37 . 7 . 9	〃 38 . 4 . 30
19	阿 部 次 郎	〃 38 . 5 . 18	〃 40 . 3 . 18	27	石 井 辰 雄	〃 38 . 5 . 18	〃 41 . 7 . 4
20	井 上 常 八	〃 40 . 3 . 18	〃 40 . 12 . 7				
21	石 井 辰 雄	〃 41 . 7 . 4	〃 42 . 4 . 30	28	吉 村 貞 次	〃 41 . 7 . 4	〃 42 . 4 . 30
22	阿 部 次 郎	〃 42 . 5 . 20	〃 43 . 7 . 3	29	佐 藤 寿 子	〃 42 . 5 . 20	〃 44 . 3 . 24
23	坂 梨 日 露	〃 43 . 7 . 13	〃 45 . 12 . 4	30	古 川 国 雄	〃 44 . 3 . 25	〃 44 . 6 . 28
24	黒 田 弥 一 郎	〃 45 . 12 . 4	〃 46 . 4 . 30	31	岩 尾 恵	〃 44 . 9 . 13	〃 46 . 4 . 30
25	落 水 清	〃 46 . 5 . 20	〃 48 . 6 . 6	32	阪 本 富	〃 46 . 5 . 20	〃 48 . 6 . 6
26	古 川 国 雄	〃 48 . 6 . 6	〃 50 . 4 . 30	33	荒 木 昇	〃 48 . 6 . 6	〃 50 . 4 . 30
27	紫 垣 正 良	〃 50 . 5 . 16	〃 52 . 6 . 4	34	藤 山 増 美	〃 50 . 5 . 16	〃 52 . 6 . 4
28	上 田 堅 太	〃 52 . 6 . 4	〃 54 . 4 . 30	35	矢 野 昭 三	〃 52 . 6 . 4	〃 54 . 4 . 30
29	島 永 慶 孝	〃 54 . 5 . 14	〃 56 . 12 . 8	36	上 妻 重 蔵	〃 54 . 5 . 14	〃 56 . 12 . 8
30	藤 山 増 美	〃 56 . 12 . 8	〃 58 . 4 . 30	37	田 尻 武 男	〃 56 . 12 . 8	〃 58 . 4 . 30
31	宮 原 光 男	〃 58 . 5 . 18	〃 60 . 9 . 6	38	白 石 正	〃 58 . 5 . 18	〃 60 . 9 . 6
32	大 石 文 夫	〃 60 . 9 . 6	〃 61 . 12 . 15	39	北 口 政 義	〃 60 . 9 . 6	〃 61 . 12 . 15
33	内 田 幸 吉	〃 61 . 12 . 15	〃 62 . 4 . 3	40	吉 村 潔	〃 61 . 12 . 15	〃 62 . 4 . 30
34	西 村 建 治	〃 62 . 5 . 22	〃 63 . 12 . 16	41	竹 本 勇	〃 62 . 5 . 22	〃 63 . 12 . 16
35	村 上 春 生	〃 63 . 12 . 16	平成 2 . 3 . 26	42	村 上 裕 人	〃 63 . 12 . 16	平成 2 . 3 . 26
36	矢 野 昭 三	平成 2 . 3 . 26	〃 3 . 4 . 30	43	佐 藤 公 平	平成 2 . 3 . 26	〃 3 . 4 . 30
37	嶋 田 幾 雄	〃 3 . 5 . 17	〃 5 . 12 . 3	44	西 田 平 統	〃 3 . 5 . 17	〃 5 . 12 . 3
38	中 村 徳 生	〃 5 . 12 . 3	〃 7 . 4 . 30	45	伊 形 寛 治	〃 5 . 12 . 3	〃 7 . 4 . 30
39	荒 木 哲 美	〃 7 . 5 . 19	〃 9 . 3 . 27	46	宮 原 正 一	〃 7 . 5 . 19	〃 9 . 3 . 27
40	主 海 偉 佐 雄	〃 9 . 3 . 27	〃 11 . 4 . 30	47	中 沢 誠	〃 9 . 3 . 27	〃 11 . 4 . 30
41	江 藤 正 行	〃 11 . 5 . 21	〃 13 . 6 . 8	48	鈴 木 昌 彦	〃 11 . 5 . 21	〃 13 . 6 . 8
42	白 石 正	〃 13 . 6 . 8	〃 14 . 6 . 18	49	岡 田 健 士	〃 13 . 6 . 8	〃 14 . 6 . 18
43	宮 原 政 一	〃 14 . 6 . 18	〃 15 . 4 . 30	50	奥 田 光 弘	〃 14 . 6 . 18	〃 15 . 4 . 30
44	落 水 清 弘	〃 15 . 5 . 23	〃 16 . 9 . 7	51	竹 原 孝 昭	〃 15 . 5 . 23	〃 16 . 9 . 7
45	古 川 泰 三	〃 16 . 9 . 7	〃 17 . 12 . 20	52	家 入 安 弘	〃 16 . 9 . 7	〃 17 . 12 . 20
46	税 所 史 熙	〃 17 . 12 . 20	〃 19 . 4 . 30	53	田 尻 清 輝	〃 17 . 12 . 20	〃 19 . 4 . 30
47	牛 嶋 弘	〃 19 . 5 . 24	〃 20 . 12 . 22	54	磯 道 文 徳	〃 19 . 5 . 24	〃 21 . 3 . 25
48	竹 原 孝 昭	〃 20 . 12 . 22	〃 22 . 3 . 2	55	田 中 誠 一	〃 21 . 3 . 25	〃 23 . 4 . 30
49	坂 田 誠 二	〃 22 . 3 . 2	〃 23 . 4 . 30	56	田 尻 将 博	〃 23 . 5 . 23	在 任 中
50	津 田 征 士 郎	〃 23 . 5 . 23	在 任 中				

3 議会構成

(平24.9.1現在)

(1) 議員数

定 数 48人 (平成18年12月27日議決)
現 員 数 49人 (現員数が多いのは合併特例によるもの)

(2) 年齢別

年齢 \ 会派	自民党	未 来	市民連合	公明党	共産党	日本教育	自 由 ク	計
25 ～ 30								0
31 ～ 40		1			1			2
41 ～ 50	4	3	1	1				9
51 ～ 60	4	1	3	5	1		1	15
61 ～ 70	11	5	4	1	1	1		23
70歳以上								0
計	19	10	8	7	3	1	1	49
平 均 年 齢	59	55	60	56	51	67	54	57

(3) 当選回数別

当選回数 \ 会派	自民党	未 来	市民連合	公明党	共産党	日本教育	自 由 ク	計
1	4		3	4				11
2	3	3	1		1			8
3	5	3		1				9
4	1			1	1			3
5	1	2	1	1				5
6	3	2	3			1	1	10
7	1				1			2
8	1							1
計	19	10	8	7	3	1	1	49

4 常任委員会

(平24.10.1現在)

名 称 (定数)	正・副委員長	委 員	所 管 事 項
予 算 決 算 委 員 会 (49)	(正) 竹 原 孝 昭 (副) 白 河 部 貞 志	正副委員長を除く全議員	予算及びこれに関連する事項 決算及びこれに関連する事項
総 務 委 員 会 (8)	(正) く つ き 信 哉 (副) 田 中 敦 朗	大 島 澄 雄 江 藤 正 行 藤 永 弘 田 尻 清 輝 上 野 美 恵 子 田 辺 正 信	総務局、財政局、会計総室、消防局、 選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の所管 に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項
企画教育市民委員会 (8)	(正) 東 す み よ (副) 原 口 亮 志	田 尻 将 博 藤 山 英 美 井 本 正 広 牛 嶋 弘 三 満 永 寿 博 古 川 泰	企画振興局、都市政策研究所、教育委員会の所管 に属する事項
福 祉 子 ど も 委 員 会 (8)	(正) 倉 重 徹 (副) 松 野 明 美	小 佐 井 賀 瑞 宜 園 川 良 二 福 永 洋 一 坂 田 誠 二 那 須 円 下 川 寛	健康福祉子ども局、病院局の所管に属する事項
環 境 水 道 委 員 会 (8)	(正) 藤 岡 照 代 (副) 上 田 芳 裕	津 田 征 士 郎 田 中 誠 一 浜 田 大 介 家 入 弘 弘 三 島 良 之 落 水 清 弘	環境局、上下水道局の所管に属する事項
経 済 委 員 会 (9)	(正) 澤 田 昌 作 (副) 有 馬 純 夫	田 上 辰 也 竹 原 孝 昭 重 村 和 征 北 口 孝 皇 紫 垣 正 仁 益 田 和 皇 田 尻 善 裕 益 田 牧 子	農水商工局、観光文化交流局、農業委員会の所管 に属する事項
都 市 整 備 委 員 会 (8)	(正) 大 石 浩 文 (副) 齊 藤 聰	寺 本 義 勝 白 河 部 貞 志 高 本 一 誠 鈴 河 部 弘 志 西 岡 誠 也 税 所 史 照	都市建設局、交通局の所管に属する事項

※財政局、会計総室、監査委員、病院局、上下水道局、交通局の所管事項については、予算決算委員会の所管に属する事項を除く。

5 議会運営委員会

(平24.9.1現在)

名 称 (定数)	正・副委員長	委 員
議会運営委員会 (13)	(正) 齊 藤 聰 (副) 田 尻 善 裕	上 田 芳 裕 鈴 木 弘 澤 田 昌 作 牛 嶋 弘 大 石 浩 文 江 藤 正 藤 岡 照 代 下 川 寛 坂 田 誠 二 益 田 牧 家 入 安 弘

6 特別委員会

(平24.9.1現在)

名 称 (定数)	正・副委員長	委 員	設 置 目 的	設置年月日
総合的なまちづくり対策に関する特別委員会 (12)	(正) 藤山 英美 (副) 三島 良之	福永 洋一 東 すすみ よ 浜田 大介 竹原 孝昭 くつき 信哉 税所 史輝 白河部 貞志 田尻 清和	安全で安心な市民生活を実現するための諸問題と災害に強いまちづくりや危機管理対策の強化に関する調査を行うこと。	平23.5.23
中心市街地の活性化に関する特別委員会 (12)	(正) 家入 弘博 (副) 満永 安寿	田上 辰也 上野 美恵子 大島 澄雄 有馬 純夫 藤永 弘仁 中嶋 誠一 紫垣 正善 牛嶋 泰三 田尻 善裕 古川	中心市街地活性化及びこれに関する事業の諸問題と対策に関する調査を行うこと。	平23.5.23
財政運営のあり方に関する特別委員会 (12)	(正) 落水 清弘 (副) 重村 和征	小佐井賀瑞宜 原 口 亮志 寺本 義勝 園 中 敦朗 高本 一誠 坂 田 良二 西岡 正広 田 辺 誠正 井本 正広	大都市にふさわしい財政運営の健全化と財政基盤の強化を図るための諸問題の調査を行うこと。	平23.5.23
議会活性化特別委員会 (10)	(正) 江藤 正行 (副) 下川 寛	上田 芳裕 牛嶋 弘 大石 浩文 税所 史 藤岡 照弘 田 辺 牧 鈴木 弘 田 正信	議会活性化のための諸改革に関する調査を行うこと。	平23.6.16
市民病院のあり方に関する特別委員会 (6)	(正) 江藤 正行 (副) 下川 寛	上野 美恵子 藤岡 照代 三島 良之 田 辺 正信	市民病院の建てかえに伴う諸問題に関する調査を行うこと。	平24.3.7

7 協議等の場（地方自治法第100条第12項）

(平24.9.1現在)

名 称 (定数)	正・副委員長等	構成員	設 置 目 的
全 員 協 議 会 (49)		全議員	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため
予算決算委員会理事会 (8)	(正) 江藤 正行 (副) 上田 芳裕	田中 敦朗 坂田 誠二 大石 浩文 鈴木 弘 三島 良之 益田 牧子 ※	予算決算委員会の運営に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
議会広報委員会 (10)	(正) 落水 清弘 (副) 田尻 善裕	小佐井賀瑞宜 田上 辰也 井本 正広 田中 敦朗 園川 良二 那須 円 福永 洋一 紫垣 正仁	議会の広報に関し必要な事項について協議又は調整を行うため
政策条例検討会 (中小企業振興・地産地消推進) (6)	(正) 倉重 徹 (副) 大石 浩文	浜田 大介 田上 辰也 齊藤 聡 益田 牧子	熊本市における中小企業の振興及び地産地消の推進に係る政策条例の制定に向けた検討に関し協議又は調整を行うため

※予算決算委員会理事会については、上記に加え予算決算委員会正副委員長が構成員として参加している。

8 各種委員

(平24.4.1現在)

名 称	議員数	任 期	委 員 名
監 査 委 員	2	議員の任期中	税 所 史 熙 田 尻 清 輝
農 業 委 員	4	3年	上 田 芳 裕 藤 岡 照 代 坂 田 誠 二 牛 嶋 弘
都 市 計 画 審 議 会 委 員	6	議員の任期中	西 岡 誠 也 藤 永 弘 大 石 浩 文 上 野 美 恵 子 坂 田 誠 二 牛 嶋 弘
町 界 町 名 審 議 会 委 員	5	2年	寺 本 義 勝 井 本 正 広 大 島 澄 雄 下 川 寛 古 川 泰 三
市 民 会 館 運 営 委 員	3	2年	浜 田 大 介 満 永 寿 博 東 す み よ
青 少 年 問 題 協 議 会 委 員	2	議員の任期中	小 佐 井 賀 瑞 宜 藤 山 英 美
ホ テ ル 等 建 築 審 査 会 委 員	2	2年	高 本 一 臣 北 口 和 皇
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員	3	2年	澤 田 昌 作 田 尻 善 裕 江 藤 正 行
環 境 審 議 会 委 員	3	2年	田 上 辰 也 有 馬 純 夫 三 島 良 之
熊 本 市 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー は あ も に い 運 営 審 議 会 審 議 員	2	2年	重 村 和 征 那 須 円
社 会 福 祉 審 議 会 委 員 (民生委員審査専門分科会所属)	1	3年	落 水 清 弘
熊 本 市 公 共 交 通 協 議 会 委 員	7	2年	西 岡 誠 也 重 村 和 征 紫 垣 正 仁 倉 重 徹 白 河 部 貞 志 鈴 木 弘 益 田 牧 子
宇 城 広 域 連 合 議 会 議 員	3	議員の任期中	く つ き 信 哉 田 中 誠 一 田 辺 正 信
山 鹿 植 木 広 域 行 政 事 務 組 合 議 会 議 員	4	議員の任期中	原 口 亮 志 田 中 敦 朗 園 川 良 二 家 入 安 弘

9 報酬及び期末手当

区 分	現行報酬月額	適用年月日	改正前報酬月額	適用年月日	議員期末手当
議 長	814,000円	平24.4.1	818,000円	平23.4.1	6月 140/100 12月 155/100
副 議 長	741,000円		745,000円		
議 員	671,000円		674,000円		

10 費用弁償

市議会議員が議会の会議又は委員会に出席したときは、議会棟から当該市議会議員の住所までの直線距離の区分に応じ費用弁償として支給するもの。

支給対象	直線距離の区分及び支給額	適用年月日
本会議 常任委員会 特別委員会 議会運営委員会	4 キロメートル未満 日額 5,000 円 4 キロメートル以上 8 キロメートル未満 日額 6,000 円 8 キロメートル以上 日額 7,000 円	平成 19 年 9 月 6 日
全員協議会 予算決算委員会理事会	(公用車を利用して出席したときは 2 分の 1 の額)	平成 22 年 3 月 2 日
議会広報委員会		平成 23 年 7 月 1 日
政策条例検討会		平成 24 年 3 月 21 日

11 政務調査費

市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務調査費を交付するもの。

(平 24.9.1 現在)

交付対象	交付額及び方法	収支報告	適用年月日
議員	月額 200,000 円とし、一会計年度の半期ごとに交付の最初の月に当該半期に属する月数分を交付 上半期 1,200,000 円 下半期 1,200,000 円	交付を受けた議員は、収支報告書を 4 月 30 日までに議長に提出 領収書等の証拠書類の写しを、収支報告書と併せて議長に提出	平成 20 年 4 月 1 日

12 議会活動状況

(1) 本会議開催状況

(平成23年)

区 分 会 議	会 期	本会議 日 数	会議時間数	傍 聴 人 員		
				男	女	計
第1回定例会	2. 25 ～ 3.16 (20日間)	6日	17時間02分	282	243	525
第1回臨時会	5.23 (1日間)	1日	1時間11分	8	5	13
第2回定例会	6.16 ～ 7.1 (16日間)	5日	14時間13分	160	128	263
第3回定例会	9. 5 ～ 9.29 (25日間)	7日	17時間49分	317	314	631
第4回定例会	11.29 ～ 12.16 (18日間)	7日	19時間31分	390	189	579
計	(80日間)	26日	69時間46分	1,157	879	2011

(2) 本会議審議状況

(平成23年)

議案等 議会別		市 長 提 出 議 案								議員提出議案						そ の 他								
		条 例	予 算	決 算	契 約 締 結	財 産 取 得 処 分	専 決 処 分	公 務 員 任 命	そ の 他	計	条 例	会 議 規 則	意 見 書	決 議	懲 罰	計	動 議	請 求	諮 問	請 願	質 問	選 挙	調 査	議 員 派 遣
第1回定例会		22	41		4			49	116	2		4	1		7			2	5	7				
第1回臨時会							2	3		5	1				1	4						4		
第2回定例会		7	3		1	1	1		32	45		1	6		7	2			8	4	6			
第3回定例会		13	5	6	1	1		3	15	44	2		5		7				7	7	9			2
第4回定例会		62	10			1		1	88	162			9		9				1	9	9			
計		104	59	6	6	3	3	7	184	372	5	1	24	1		31	6		18	25	31	4		2
審 議 結 果	可 決	103	58		6	3			184	354	5	1	24	1		31	6							2
	修正可決		1							1														
	否 決	1								1														
	承 認						3			3														
	同 意							7		7														
	同意しない																							
	認 定			6						6														
	異議がない																		18					
	採 択																				1			
	不 採 択																				24			
	継続審査																							
	審議未了																							
	撤 回																							
了 承																								
許 可																								
議決不要																								

(3) 委員会審査状況

(平成23年)

区 分 委員会別		開 催 回 数	市 長 提 出 議 案								議 員 提出議案		請 願	陳 情	計
			予 算	決 算	条 例	契 約	財 産 取 得 処 分 等	専 決 処 分	そ の 他	計	条 例	そ の 他			
予 算 決 算		11(0)	59	6	37			1	6	109			4	2	6
分 科 会	総 務	4(0)													
	教 育 市 民	4(0)													
	保 健 福 祉	5(0)													
	環 境 水 道	6(0)													
	経 済	8(0)													
	都 市 整 備	4(0)													
総 務		7(1)			22	6	1		5	34			9	11	20
教 育 市 民		6(1)			11				52	63			1	7	8
保 健 福 祉		8(1)			15				4	19			10	9	19
環 境 水 道		7(2)			2		1		7	10				2	2
経 済		8(2)			5		1		8	14			1	6	7
都 市 整 備		7(1)			8				102	110				4	4
議会運営委員会		13(7)													
政令指定都市実現 に 関 する 特 別 委 員 会		1(1)													
出資団体等の 調査に関する 特 別 委 員 会		1(1)													
中心市街地の 活性化に関する 特 別 委 員 会		5(5)													
政 令 指 定 都 市 に 関 する 特 別 委 員 会		3(1)													
総合的なまちづ くり対策に関する 特 別 委 員 会		3(3)													
財政運営のあり 方 に 関 する 特 別 委 員 会		4(4)													
議 会 活 性 化 特 別 委 員 会		6(2)													
計		121(32)	59	6	100	6	3	1	184	359			25	41	66

※開催日数の()内は定例会（臨時会）閉会中の委員会開催分（再掲）

13 議会事務局

(1) 事務分掌

総務課

- ① 公印の保管に関する事。
- ② 文書の発受及び整理、保存に関する事。
- ③ 秘書及び渉外に関する事。
- ④ 予算及び決算に関する事。
- ⑤ 議員の身分、辞職及び補欠に関する事。
- ⑥ 議員の報酬、費用弁償及びその他の給与に関する事。
- ⑦ 議員共済会に関する事。
- ⑧ 職員の人事厚生及び服務に関する事。
- ⑨ 職員の給料、旅費及びその他の給与に関する事。
- ⑩ 儀式及び交際に関する事。
- ⑪ 議長会及び局長会等に関する事。
- ⑫ 議会関係規程の制定及び改廃に関する事。
- ⑬ 議場その他議会関係各室の管理に関する事。
- ⑭ 物品の出納、保管に関する事。
- ⑮ 乗用自動車に関する事。
- ⑯ 他の課の所管に属しない事。

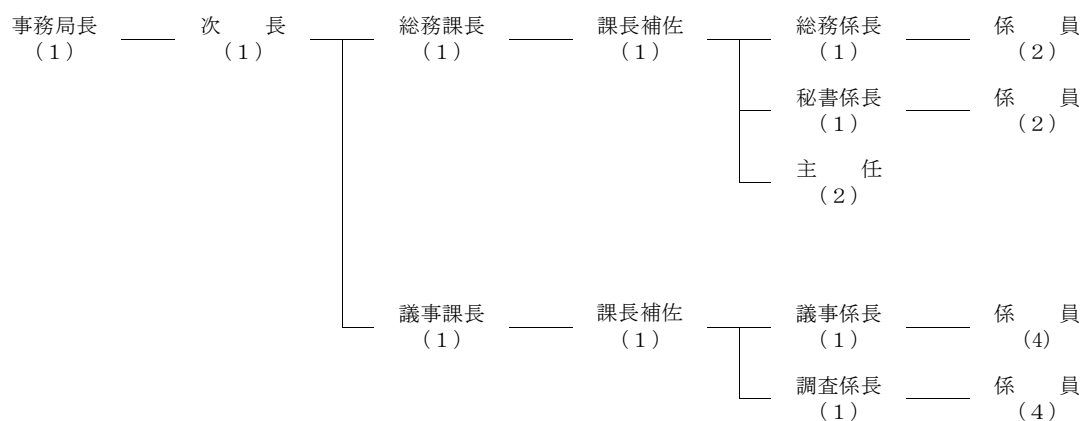
議事課

- ① 本会議に関する事。
- ② 議案その他会議に関する文書に関する事。
- ③ 請願書及び陳情書に関する事。
- ④ 委員会に関する事。
- ⑤ 公聴会に関する事。
- ⑥ 行政調査に関する事。
- ⑦ 資料の収集整理及び保管に関する事。
- ⑧ 図書室に関する事。
- ⑨ 速記に関する事。
- ⑩ 会議録の編集に関する事。
- ⑪ その他議事運営に関する事。

(2) 組織図（平成24年4月1日現在）

定 数 28人

現員数 24人



(3) 議会刊行物

刊行物	区分	発行回数	1回当たり 発行部数(部)	規格	印刷方法	予算(円)	配 付 先
市 政 概 要		年1回	220	A4	PTO	550,000	議員、執行部、来訪議員
会 議 録		定例会ごと (臨時会を含む)	130	A4	オンデマンド	4,001,000 (速記委託料含む)	議員、執行部
委 員 会 会 議 録		定例会ごと	130	A4	オンデマンド	3,999,000	議員、執行部
特別委員会会議録		不定	130	A4	PTO	-	議員、執行部
市議会だより		年4回	305,000	タブロイド版	オフセット印刷	14,376,000	市内全世帯、市の主要施設

(4) 議会図書室

ア 図書蔵書数

(平24.4.1現在)

分 類	蔵書数(冊)	分 類	蔵書数(冊)
0 総 記	134	5 工 学	37
1 哲 学	16	6 産 業	25
2 歴 史	533	7 芸 術	42
3 社 会 科 学	1,560	8 語 学	112
4 自 然 科 学	36	9 文 学	22
合 計			2,517

イ 定期購入誌

自治研究、ガバナンス、くまもと経済、内外情勢資料

ウ 新 聞

朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、西日本新聞、熊本日日新聞、日本経済新聞、産経新聞

エ 図書購入予算

平成24年度 図書室用蔵書 2,000千円
追録、雑誌等 920千円

(5) 視察来訪状況

月(年)別	来訪市数	来訪人員	月(年)別	来訪市数	来訪人員
平成23年1月	11	79	10月	45	401
2	7	56	11	21	218
3	2	14	12	0	0
4	0	0	平成23年合計	153	1,319
5	7	35	月平均	12	109
6	4	14	平成22年合計	118	872
7	37	363	21	143	1,143
8	16	113	20	141	1,055
9	3	26	19	97	668

(6) インターネットによる議会放映(平成19年9月より実施)

開かれた熊本市議会を実現するため、インターネットを通じた会議中継を実施している。

対象会議 本会議(ライブ・録画)
予算決算委員会(録画)
放映費用 5,292千円(契約期間:平成22年7月12日～平成25年8月31日)

議場見取図

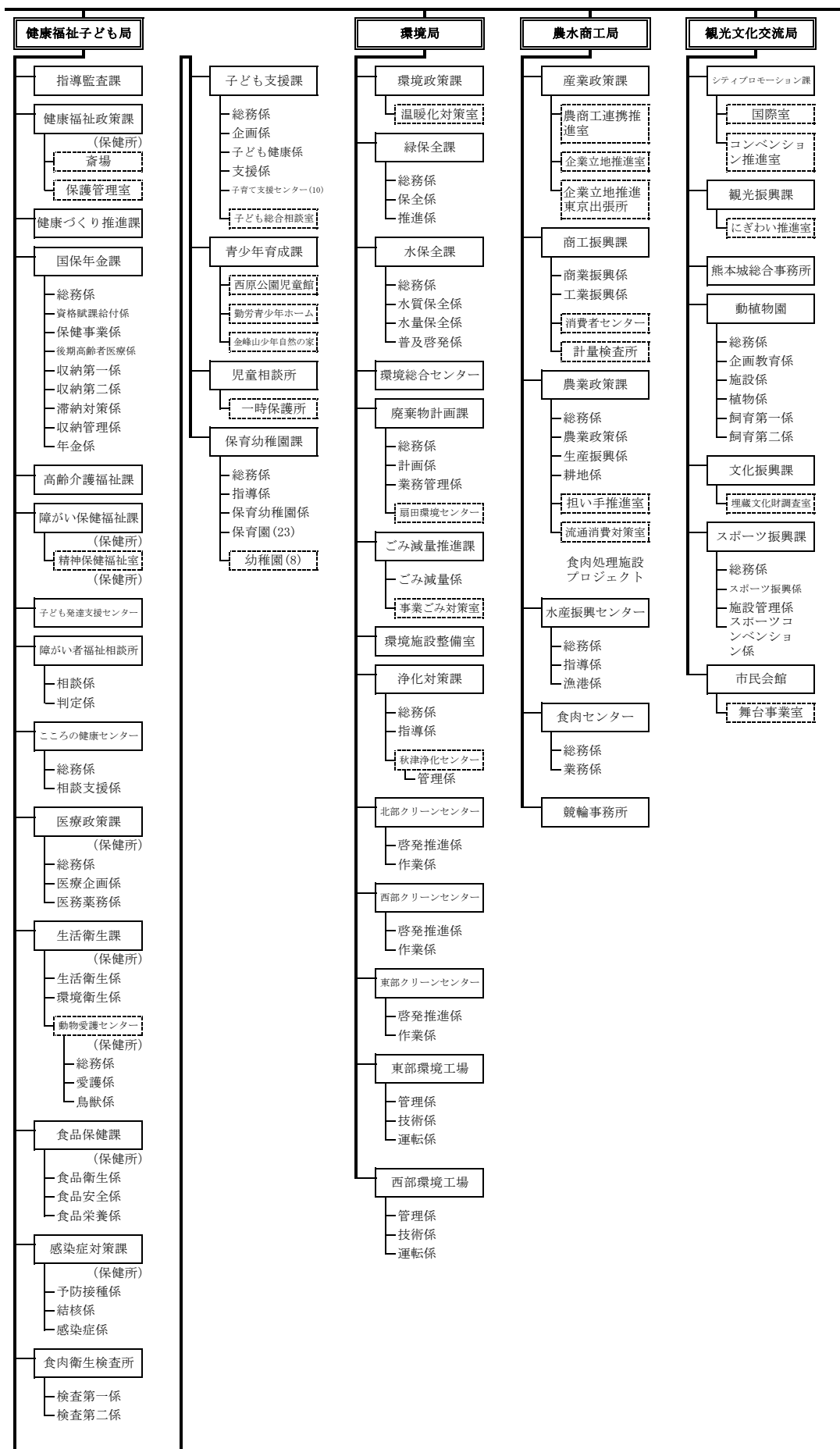
傍 聴 席 (固定席 112席 + 車椅子 15台程度)											
市 政 記 者 席											
39 40 41 42				43 44 45 46				47 48 49			
30 31 32				33 34 35 36				37 38			
21 22 23				24 25 26 27				28 29			
11 12 13				14 15 16 17				18 19 20			
1 2 3				4 5 6 7				8 9 10			
説明員席								説明員席			
				速記者席							
				演 壇							
				議長席 事務局長							

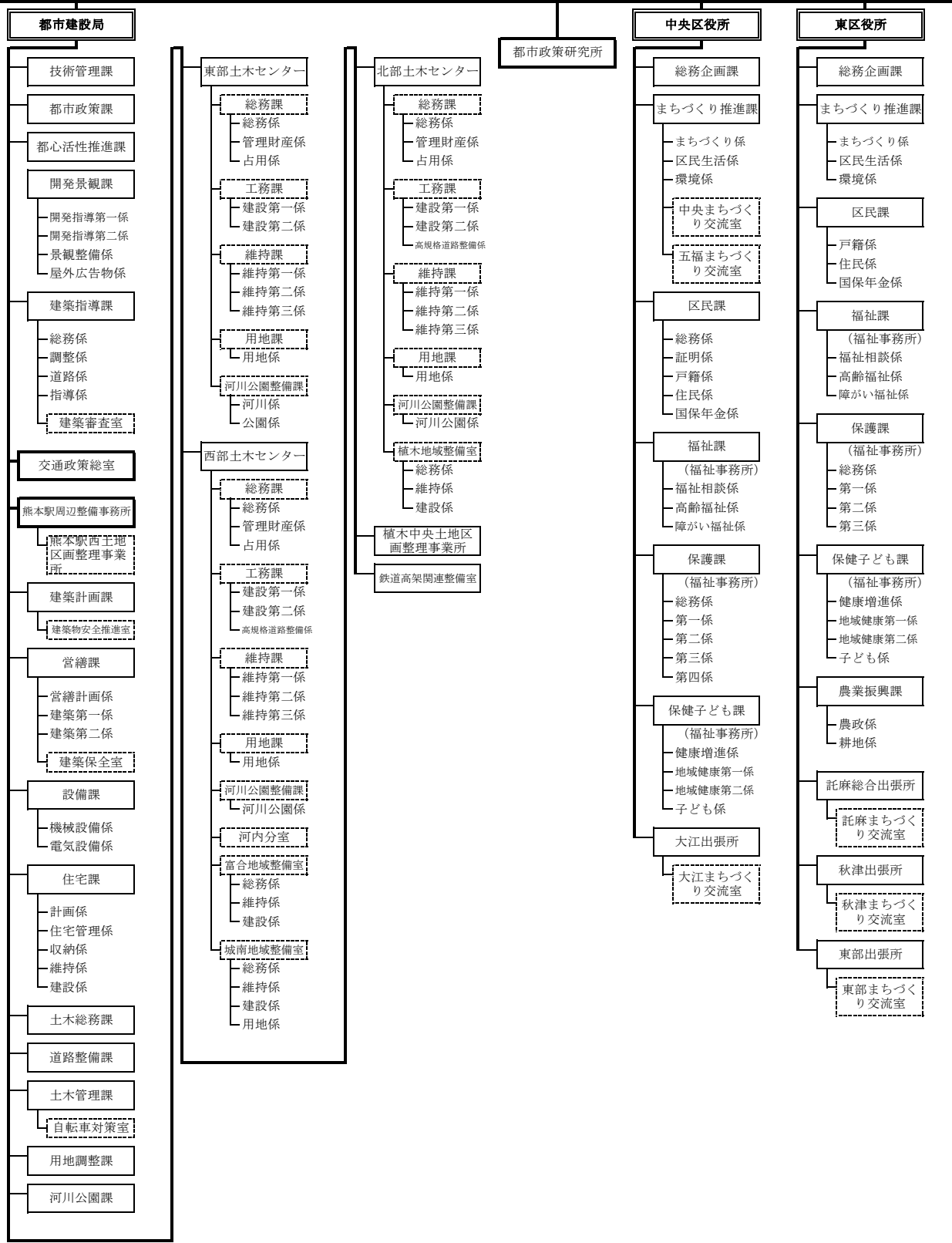
総務

1	熊本市機構図	31
2	情報公開・個人情報保護	38
3	行政改革	41
4	指定管理者制度	43
5	職員数	46
6	給与	46
7	職員研修	49
8	契約	52
9	危機管理防災	53
10	財政	55
11	土地開発基金	60
12	市庁舎概要	60
13	市税	64
14	選挙	67
15	人事委員会	72

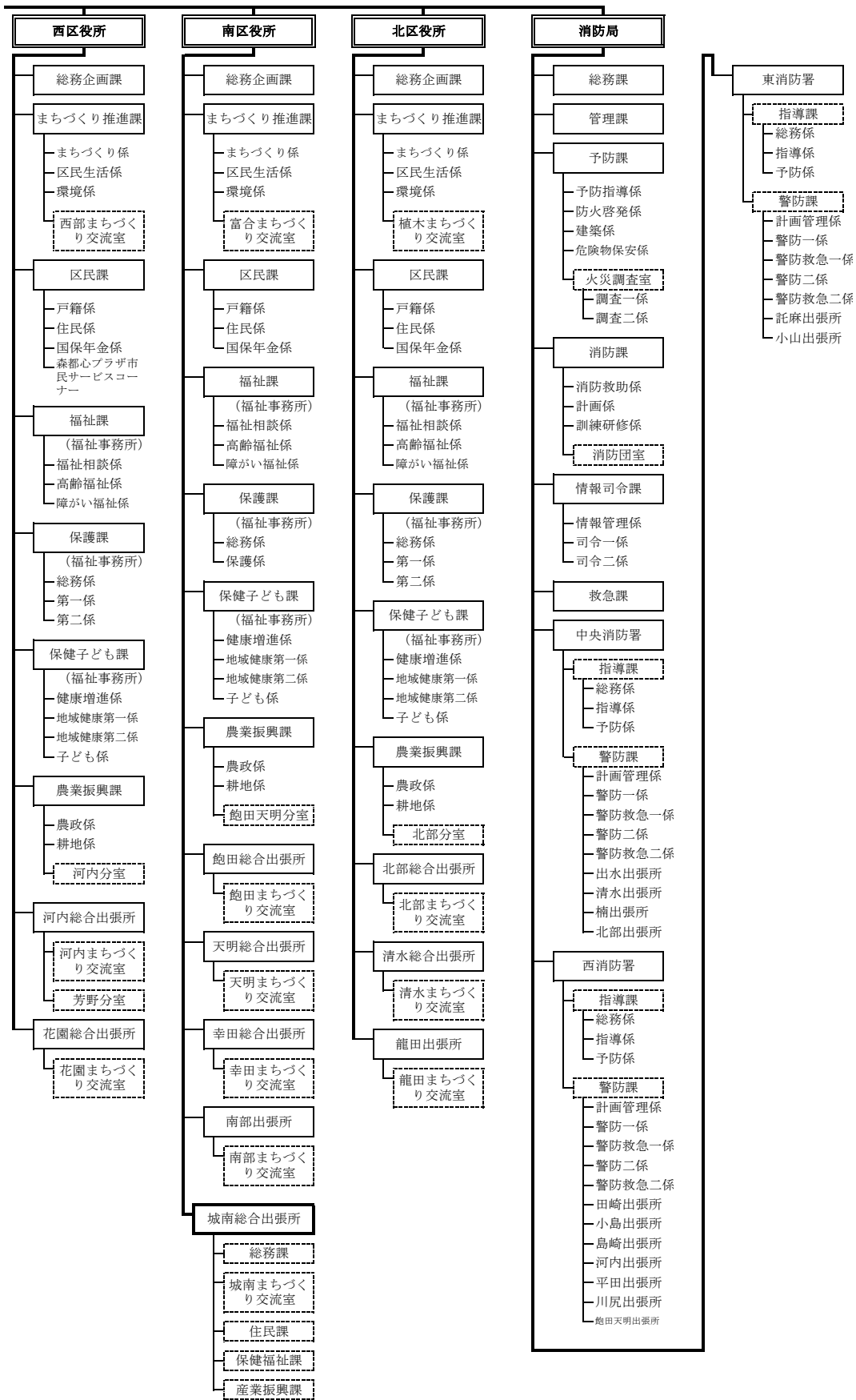
(平成24年11月1日現在)

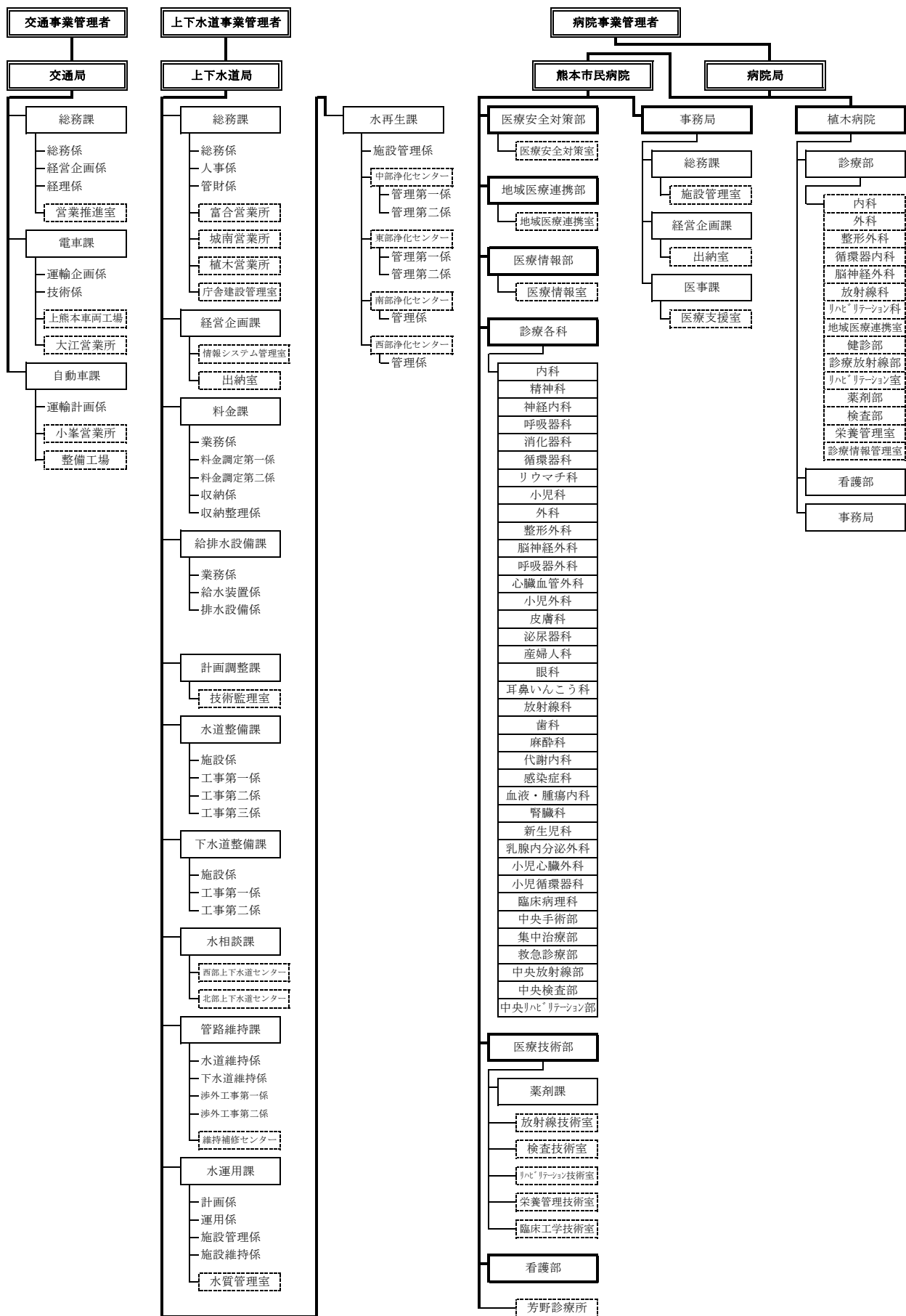




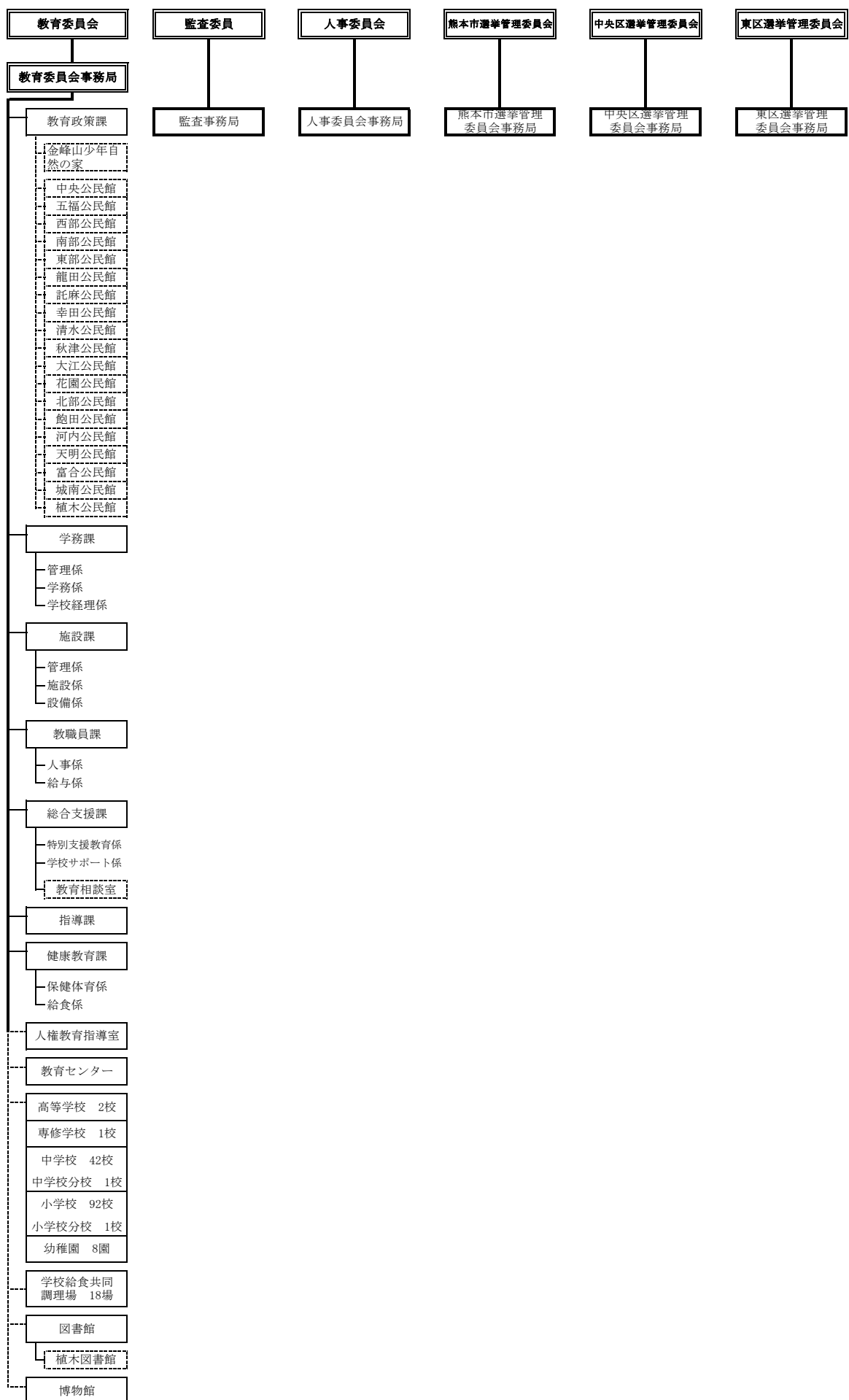


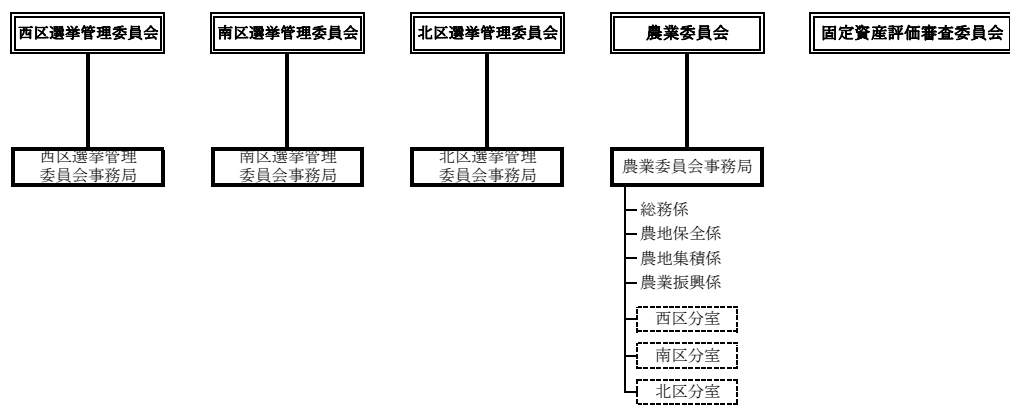
総務





総務





2 情報公開・個人情報保護（総務課）

（１）情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成１０年１０月１日に施行した。

平成１１年１０月１日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目 的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

市内に住所を有する個人及び法人等のみならず、市内に勤務し、又は在学している者のほか、市政に利害関係を有するもの（当該利害関係に係る情報に限る）も対象としている。

（２）平成２３年度情報公開制度の実施状況（平成２３年４月１日～平成２４年３月３１日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位 件）

開示請求件数	処 理 状 況									
	開示 決定	部分 開示 決定	請 求 拒 否 決 定					合 計	取下げ	却 下
			不開示	存否 不回答	不存在	その他	計			
787	629	114	16	0	72	0	88	831	6	0

※１件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第９条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権のないものからの請求について、却下したものをいう。

イ 開示請求者の内訳

開 示 請 求 者 の 区 分	開示請求件数（件）
本市の区域内に住所を有する者	373
本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	402
本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	5
本市の区域内に存する学校に在学する者	1
実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	6
その他	0
合 計	787

ウ 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立て件数			処 理 状 況				
年度	区分	件数（件）	決定済	裁決済	審査会で 審 議 中	実施機関 で検討中	取下げ
10～18	異 議 申 立 て	23	16	-	0	0	5
	審 査 請 求	0	-	0	0	0	0
19	異 議 申 立 て	3	3	-	0	0	0
	審 査 請 求	0	-	0	0	0	0
20	異 議 申 立 て	14	12	-	0	0	0
	審 査 請 求	0	-	0	0	0	0
21	異 議 申 立 て	3	6	-	0	0	0
	審 査 請 求	0	-	0	0	0	0
22	異 議 申 立 て	17	4	-	14	2	0
	審 査 請 求	0	-	0	0	0	0
23	異 議 申 立 て	2	0	-	0	2	0
	審 査 請 求	0	-	0	0	0	0
合 計		62	41	0	14	4	5

（注） 不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審査を併合して行ったり、1件の不服申立てが複数の事案に対する不服申立ての場合、それぞれについて決定したため。
また、前年度の不服申立てを次年度に決定したため。

（３）個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例は、平成14年4月1日に施行した。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障している。

ア 個人情報 を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(4) 個人情報保護制度の実施状況

ア 開示請求件数及びその処理状況

(単位 件)

開示請求件数 (平成 23 年度)	処 理 状 況						
	開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
80	37	32	0	13	0	0	0

※1 件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第 17 条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ 不服申立ての件数及び処理状況

(単位 件)

不服申立て件数			処 理 状 況				
年度	区分	件数	決定済	裁決済	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
15～18	異 議 申 立 て	3	3	—	0	0	0
	審 査 請 求	0	—	0	0	0	0
19	異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0	0
20	異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0	0
21	異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0	0
22	異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0	0
23	異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0	0
合 計		3	3	0	0	0	0

ウ 訂正請求及び利用停止請求の状況

(単位 件)

年度	訂正請求		利用停止請求
	請求件数	処理状況	請求件数
23	1	非訂正	0

3 行財政改革（行政経営課）

市民福祉の向上や効率的・効果的な行政体制の整備を目指し、行財政改革に取り組んでいる。

平成8年9月には、行政改革大綱を策定（第1次行革）、平成12年10月には、社会情勢の変化等を踏まえた大綱の見直し（第2次行革）を行い、事務事業の見直し等に取り組んできた。また、平成16年3月には、行財政改革推進計画を策定し（第3次行革）、市民協働の積極的な推進をはじめ、市民サービス、組織風土、組織機構、公営企業、外郭団体などの改革、財政の健全化に取り組み、まちづくりの着実な推進を支えるとともに、市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現を目指してきた。

さらに、第6次熊本市総合計画に掲げる新しい熊本づくり（湧々都市くまもと）^{わくわく}の着実な推進に向けて、「市民に信頼される市政の実現」と「効率的で質の高い市政運営」を目標とした第4次となる「行財政改革計画」（期間：21年度から25年度）を平成21年3月に策定した。

この計画に基づき、組織体制の見直し、民間委託の推進及び財政の健全化など75項目に取り組んでいく。

（1）経費改善への取組実績

第1次行革

（単位：百万円）

区分 \ 年度		8	9	10	11
1	事務事業の見直し	83	517	1,830	2,118
	廃止・縮小・統合		5	143	204
	簡素・効率化・経費節減	83	512	1,490	1,624
	民間委託等の推進			197	290
	その他				
2	財政の健全化			1,040	1,677
3	人事管理制度の見直し		77	332	1,096
合	計	83	594	3,202	4,891

第2次行革

（単位：百万円）

区分 \ 年度		12	13	14	15
1	事務事業の見直し	329	511	1,005	1,619
	廃止・縮小・統合	81	83	89	96
	簡素・効率化・経費節減	242	340	744	1,336
	民間委託等の推進	6	79	149	158
	その他		9	23	29
2	財政の健全化	2,079	1,273	1,959	1,599
3	人事管理制度の見直し	578	1,315	1,696	2,065
合	計	2,986	3,099	4,660	5,283

第3次行革：行財政改革推進計画

(単位：百万円)

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
市民サービスの改革	176	254	355	394	443
組織の改革	150	854	1,262	1,949	1,840
外郭団体の改革	230	0	0	0	0
公営企業の経営健全化	0	0	2,137	2,096	2,381
財政健全化の推進	1,402	2,365	3,850	5,042	5,921
合 計	1,958	3,473	7,604	9,481	10,585

(2) 職員数の推移

第1次行革

(単位：人)

区分 \ 年度	8	9	10	11
職員総数 ①	6,741	6,732	6,702	6,612
市民数 ②	648,543	651,605	654,613	657,850
職員一人あたり市民数 (②÷①)	96.2	96.8	97.7	99.5

第2次行革

(単位：人)

区分 \ 年度	12	13	14	15	16
職員総数 ①	6,544	6,458	6,407	6,364	6,322
市民数 ②	659,942	661,115	664,279	666,698	667,746
職員一人あたり市民数 (②÷①)	100.8	102.4	103.7	104.8	105.6

第3次行革：行財政改革推進計画

(単位：人)

区分 \ 年度	17	18	19	20
職員総数 ①	6,249	6,231	6,156	6,119
市民数 ②	668,797	667,169	667,899	668,021
職員一人あたり市民数 (②÷①)	107.0	107.1	108.5	109.2

第4次行革：行財政改革計画

(単位：人)

区分 \ 年度	21	22	23	24
職員総数 ①	6,123	6,486	6,402	6,455
市民数 ②	677,375	728,332	732,832	734,361
職員一人あたり市民数 (②÷①)	110.6	112.3	114.5	113.8

4 指定管理者制度

概 況

公の施設については、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、多様化・複雑化する市民ニーズへの確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成15年6月に地方自治法が改正され「指定管理者制度」が創設された。

熊本市は、平成16年8月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を策定し、この指針に基づき適切な運用を図っている。

指定管理（候補者選定）の状況

（1）公募により指定管理者を選定した施設

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
21	熊本市辛島公園地下駐車場	1	車両管理課	(財) 熊本市駐車場公社	平 21. 4. 1～26. 3. 31
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場	1	土木管理課 自転車対策室		
	熊本市現代美術館	1	文化振興課	(財) 熊本市美術文化振興財団	平 21. 4. 1～26. 3. 31
	熊本市国際交流会館	1	シティプロモーション課 国際室	熊本市国際交流会館共同企業体	平 21. 4. 1～26. 3. 31
	熊本市植木健康福祉センター	1	健康福祉政策課	(株) くまもと健康支援研究所	平 21. 6. 1～26. 3. 31
	熊本市老人福祉センター (中央・北・西・南・川上・河内・天明・西里)	8	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 21. 4. 1～26. 3. 31
	熊本市お達者文化会館	1	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 21. 4. 1～26. 3. 31
	熊本市南部万年青年会館	1	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 21. 4. 1～26. 3. 31
	熊本市東部はつらつ交流会館	1	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 21. 4. 1～26. 3. 31
	障害者福祉センター希望荘	1	障がい保健福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 21. 4. 1～26. 3. 31
	熊本市総合体育館・青年会館	5	スポーツ振興課	(財) 熊本市社会教育振興事業団	平 21. 4. 1～26. 3. 31
	熊本市総合屋内プール				
	南部総合スポーツセンター				
	託麻スポーツセンター				
	田迎公園運動施設				
	水前寺野球場・競技場	1	スポーツ振興課	(財) 熊本市社会教育振興事業団	平 21. 4. 1～26. 3. 31
	熊本市水の科学館	1	経営企画課	九州綜合サービス(株)	平 21. 4. 1～25. 3. 31
22	熊本市植木温泉福祉交流館	1	北区役所 総務企画課	(有) 鞠智	平 22. 4. 1～25. 3. 31
	熊本市夢もやい館	1	健康福祉政策課	夢もやい館管理運営共同企業体	平 22. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市食品交流会館	1	商工振興課	(株) フードバル熊本	平 22. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市流通情報会館	1	商工振興課	熊本流通団地協同組合	平 22. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市くまもと工芸会館	1	文化振興課	くまもと工芸協会共同企業体	平 22. 4. 1～27. 3. 31

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
23	東部交流センター	1	東部環境工場	(株) パブリックビジネスジャパン	平 23. 4. 1～28. 3. 31
	熊本市子ども文化会館	1	青少年育成課	(財) 熊本市社会教育振興事業団	平 23. 4. 1～28. 3. 31
	熊本市立雁回敬老園	1	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 23. 4. 1～28. 3. 31
	熊本市城南老人福祉センター	1	高齢介護福祉課	(株) オカムラ	平 23. 4. 1～28. 3. 31
	くまもと森都心プラザ	1	産業政策課	くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体	平 23. 10. 1～28. 3. 31
24	熊本市中心市街地自転車駐車場	4	土木管理課 自転車対策室	自転車駐車場管理運営共同企業体	平 24. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市健軍自転車駐車場	1	土木管理課 自転車対策室	(公社) 熊本市シルバー人材センター	平 24. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場	1	土木管理課 自転車対策室	特定非営利活動法人 TMN熊本	平 24. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市男女共同参画センターはあもにい	1	市民協働課 男女共生推進室	はあもにい管理運営共同企業体	平 24. 4. 1～29. 3. 31
	熊本市祖崇廟納骨堂	1	人権推進総室	(公社) 熊本市シルバー人材センター	平 24. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市南部在宅福祉センター	1	健康福祉政策課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 24. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市東部在宅福祉センター	1	健康福祉政策課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 24. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市東老人福祉センター	1	高齢介護福祉課		
	熊本市母子福祉センター	1	子ども支援課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 24. 4. 1～29. 3. 31
	リサイクル情報プラザ	1	ごみ減量推進課	リサイクルプラザ管理運営共同企業体	平 24. 4. 1～29. 3. 31
	熊本市森林学習館	1	緑保全課	(株) リフティングブレーン	平 24. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市勤労者福祉センター	1	産業政策課	(一財) 熊本市勤労者福祉センター	平 24. 4. 1～29. 3. 31
	熊本市健軍文化ホール	1	市民会館	健軍文化ホール事業推進共同企業体	平 24. 4. 1～29. 3. 31
	水前寺江津湖公園	1	河川公園課	(一社) 熊本市造園建設業協会	平 24. 4. 1～29. 3. 31
	熊本駅西都市再生住宅	2	熊本駅周辺整備事務所	熊本市営住宅管理センター共同企業体	平 24. 4. 1～27. 3. 31
	市営住宅、市営改良住宅	122	住宅課		
	特優賃住宅	15			
	小集落住宅	3			

(2) 地域密着型施設

指定 年度	施設名	施設 数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
21	熊本市老人憩の家	131	高齢介護福祉課	各老人憩の家運営委員会	平 21. 4. 1～26. 3. 31
22	地域コミュニティセンター	8	各区役所 まちづくり推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	平 22. 4. 1～25. 3. 31
23	地域コミュニティセンター	5	各区役所 まちづくり推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	平 23. 4. 1～26. 3. 31
24	地域コミュニティセンター	45	各区役所 まちづくり推進課	各地域コミュニティセンター運営委員会	平 24. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市共同利用施設託麻東部会館	1	環境政策課	熊本市共同利用施設託麻東部会館管理運営委員会	平 24. 4. 1～27. 3. 31
	三山荘	1	東部環境工場	熊本市戸島地域環境保全協議会	平 24. 4. 1～27. 3. 31
	熊本市九州自然歩道利用拠点施設	1	観光振興課	九州自然歩道利用拠点施設管理委員会	平 24. 4. 1～27. 3. 31

(3) 小規模施設

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
21	熊本市高齢者技能習得センター	1	高齢介護福祉課	(公社) 熊本市シルバー人材センター	平 21. 4. 1～26. 3. 31
24	熊本市事業内高等職業訓練校	1	産業政策課	職業訓練法人 熊本市職業訓練協会	平 24. 4. 1～27. 3. 31
	リデル、ライト両女史記念館	1	文化振興課	リデル、ライト両女史顕彰会	平 24. 4. 1～27. 3. 31

(4) 民営化を目指すため非公募により選定した福祉施設

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
21	熊本市中央在宅福祉センター	1	健康福祉政策課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 21. 4. 1～26. 3. 31
	熊本市立養護老人ホーム (明飽苑・明生園)	2	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 21. 4. 1～26. 3. 31
	熊本市デイサービスセンター (長寿の里・秋津・西里)	3	高齢介護福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 21. 4. 1～26. 3. 31
	熊本市はなぞの学苑	1	障がい保健福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 21. 4. 1～26. 3. 31
	熊本市平成学園	1	障がい保健福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 21. 4. 1～26. 3. 31

(5) P F I 事業者を指定管理者に選定した施設

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
22	桜の馬場観光交流施設 桜の馬場観光交流施設駐車場	2	観光振興課	熊本城観光交流サービス(株)	平 23. 3. 5～43. 3. 31

(6) その他非公募施設

指定年度	施設名	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
24	熊本市職業訓練センター	1	産業政策課	職業訓練法人 熊本市職業訓練センター	平 24. 4. 1～27. 3. 31

5 職 員 数 (人事課)

(平24.4.1現在)

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	3,832	3,737
議 会 事 務 局	28	24
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	10
監 査 事 務 局	17	16
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	770	614
人 事 委 員 会 事 務 局	16	12
消 防 局	690	630
農 業 委 員 会 事 務 局	35	30
交 通 局	220	203
上 下 水 道 局	520	472
病 院 局	750	707
計	6,900	6,455

6 給 与 (人事課)

(1) 局別職員給料

(平24.4.1現在)

局 別 \ 区 分	給 料 月 額 (円)			平均年齢	平 均 勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	604,900	140,100	328,090	42歳2月	18年7月
議 会 事 務 局	473,900	191,200	337,585	41 〃 9 〃	18 〃 9 〃
選挙管理委員会事務局	473,900	243,100	363,782	45 〃 3 〃	22 〃 11 〃
監 査 事 務 局	463,300	281,000	396,052	49 〃 5 〃	26 〃 3 〃
教育委員会事務局	495,497	172,200	369,864	46 〃 11 〃	16 〃 6 〃
人事委員会事務局	437,600	192,800	335,604	41 〃 9 〃	19 〃 4 〃
消 防 局	492,200	149,800	312,886	38 〃 8 〃	17 〃 8 〃
農業委員会事務局	463,300	256,200	398,952	51 〃 7 〃	29 〃 8 〃
交 通 局	463,300	142,300	334,332	46 〃 8 〃	20 〃 4 〃
上 下 水 道 局	459,000	142,300	356,716	45 〃 10 〃	23 〃 4 〃
病 院 局	590,500	140,100	336,064	41 〃 7 〃	15 〃 4 〃
全 体	604,900	140,100	334,339	42 〃 8 〃	18 〃 5 〃

(注) 給料月額には、一部、現給保障額を含む。

(2) 初任給基準

(平 24. 4. 1 現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給			
					級	号給	金 額 (円)	
行 政 職 員 給 料 表	一 般	正 規 の 試 験	上級職		1	25	172, 200	
			初級職		1	5	140, 100	
	保 育 士		短 大 卒	1	15	152, 800		
	獣 医 師		大 学 6 卒	1	38	192, 900		
	薬 剤 師		大 学 6 卒	1	40	195, 500		
	管 理 栄 養 士		大 学 卒	1	25	172, 200		
			大 学 卒	1	25	172, 200		
			短 大 卒	1	15	152, 800		
			大 学 卒	1	25	172, 200		
	保 健 師 助 産 師		短 大 3 卒	1	21	161, 600		
			短 大 3 卒	1	19	158, 700		
	看 護 師		短 大 2 卒	1	15	152, 800		
			診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士 臨 床 工 学 技 士 視 能 訓 練 士	大 学 卒	1	24	169, 500	
	短 大 3 卒			1	20	160, 200		
				短 大 3 卒	1	20	160, 200	
	歯 科 衛 生 士			短 大 2 卒	1	15	152, 800	
		高 校 専 攻 科 卒	1	11	147, 200			
	学 芸 員	大 学 卒	1	25	172, 200			
		大 学 卒	1	25	172, 200			
		短 大 卒	1	15	152, 800			
		高 校 卒	1	5	140, 100			
業 職 給 料 務 員 表	業 務 職		高 校 卒	1	17	137, 200		
			中 学 卒	1	9	129, 200		
消 防 料 職 表 員	上 級 消 防 職	正 規 の 試 験	上級職		1	33	185, 800	
	初 級 消 防 職		初級職		1	13	149, 800	
医 職 給 料 療 員 表	医 歯 科 医 師			博 士 課 程 修 了	1	25	323, 600	
				大 学 6 卒	1	1	237, 700	
教 育 職 給 料 表 (一)	博 士 課 程 修 了			2	31	260, 700		
	修 士 課 程 修 了			2	15	218, 000		
	大 学 卒			2	3	196, 200		
	短 大 卒			1	11	166, 300		
	大 学 卒			1	23	192, 700		
	短 大 卒			1	11	166, 300		
	高 校 卒			1	3	151, 800		
	教 育 職 給 料 表 (二)			博 士 課 程 修 了	2	43	260, 700	
修 士 課 程 修 了				2	27	218, 000		
大 学 卒				2	15	196, 200		
短 大 卒				2	3	168, 600		
大 学 卒				1	23	192, 700		
短 大 卒				1	11	166, 300		
高 校 卒				1	3	151, 800		
教 諭								
講 助 教 師 諭								

総務

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額 (円)	適用年月日	改正前給料月額 (円)	適用年月日
市 長	1,132,000	平24. 4. 1	1,137,000	平23. 4. 1
副市長	883,000	〃	887,000	〃
常勤監査委員	688,000	〃	691,000	〃
企業管理者	700,000	〃	703,000	〃
教育長	700,000	〃	703,000	〃

区 分		現行報酬額 (円)	適用年月日	改正前報酬額 (円)	適用年月日
教育委員会	委 員 長	月 額 144,000	平16. 4. 1	146,000	平10. 4. 1
	委 員	月 額 88,000	〃	89,000	〃
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された監査委員 (非常勤)	月 額 137,000	〃	139,000	〃
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 71,000	〃	72,000	〃
人事委員会	委 員 長	月 額 165,000	〃	167,000	〃
	委 員	月 額 139,000	〃	140,000	〃
市の 選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 90,000	〃	92,000	〃
	委 員	月 額 59,000	〃	60,000	〃
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
区の 選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 60,000	平24. 4. 1	-	-
	委 員	月 額 40,000	〃	-	-
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	〃	-	-
投票管理者 (期日前投票所の投票管理者を除く) 及び開票管理者		1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選 挙 長		1回につき13,000	〃	11,000	〃
投票立会人 (期日前投票所の投票立会人を除く)、開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	〃	10,000	〃
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		1回につき12,000	平15. 12. 22		
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		1回につき10,000	平15. 12. 22		
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
農 業 委 員 会	会 長	月 額 90,000	平16. 4. 1	92,000	平10. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月 額 59,000	〃	60,000	〃
	部会の委員及びその他の委員	月 額 55,000	〃	56,000	〃
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		※1	平 9. 4. 1	※2	昭63. 4. 1

※1 上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては 300,000 円、月額報酬にあつては 250,000 円、日額報酬にあつては 10,000 円、時間額報酬にあつては 1,000 円 (医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては 400,000 円、月額報酬にあつては 600,000 円、日額報酬にあつては 30,000 円) を超えない範囲内で、規則で定める

※2 予算の範囲内において市長が定める額

(4) 旅 費（熊本市職員等の旅費支給に関する条例（抜すい））

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当：円 (1日につき)	宿泊料：円 (1夜につき)	食卓料：円 (1夜につき)
1号	市長・副市長	運賃の等級を2階級に区分する線路にあつては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあつてはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金（特別車両料金にあつては、1号区分の適用を受ける者に限る。）	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあつては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあつては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあつては鉄道運賃と同じ。	3,300	16,500	3,300
2号	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・8級及び9級の職務にある者			2,600	13,100	2,600
3号	1級から7級までの職務にある者			2,200	10,900	2,200

(注)

- 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。
- 2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。
- 3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第3条第2項第1号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

7 職 員 研 修（人事課）

(1) 研修受講人員

(単位 人)

区 分	特別研修	基本研修	実務研修	内部講師養成研修	派遣研修	職場研修	自主研修	合 計
延人員	1,783	1,437	66	46	123	15,274	142	18,871

(2) 特別研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)	内 容
人 事 評 価 研 修	課長補佐級	4	689	3h	8	今回は、課長補佐級職員を対象として実施。
政 令 市 直 前 職 員 セ ミ ナ ー	課長補佐級 係長級職員	1	237	2h	8	政令市移行に向けて、管理監督者及び一般職員の意識向上を図る特別セミナー。
政令指定都市ステップ ア ッ プ 研 修	係 長 級 一 般 職	4	237	2h～ 2日	1～2	情報収集分析力向上研修・政策形成研修・職員力アップセミナー。
管理職コンプライア ン ス セ ミ ナ ー	課長級以上の 管 理 職	1	255	2h	11	職員のコンプライアンスについての理解を深め、公務員倫理意識の向上と職場風土の活性化を推進する。
階 層 別 倫 理 研 修	階層別研修 受 講 者	4	365	2h	11	基本研修（中堅、業務職Ⅱ、新任係長級、新任作業長・主任、新任課長補佐、新任課長）の受講者を対象とした研修。

(3) 基本研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施 時期 (月)	内 容
新規採用職員研修 (前 期)	4月採用者(事務・技術・ 保健師・薬剤師・保育士等)	1	118	10	4	市職員としての使命を認識するとともに、業務遂行上の基本的共通 知識・技能を修得し、市民の負託に応えられる職員を育成する。
	5月採用者 (看護師・言語聴覚士等)	1	16	6	5	
	10月採用者(看護師)	1	17	3	10	
新規採用職員研修 (フ ェ ロ ー)	H23年10月及びH24年4月・5月 採用者	3	140	2	10	採用後、半年を経過して自己目標の達成状況を振り返るとともに、 質の高い接遇スキルを習得し、市民対応のレベルアップを図る。
職種変更職員研修	職種変更試験合格者	1	50	5	4	業務職から職種変更した職員に対し、行政職として必要な基本的な 知識の習得を通じて職場への円滑な適応を図る。
選 択 研 修	採用後3年目の事務職・ 技術職・業務職、 採用後11年目の事務職・技術職	8	201	2	8～9	職員が自らの能力開発に主体的に取り組み、問題意識を持ち、職務 遂行に必要な知識技能の修得に前向きな職員の育成を図る。
中 堅 職 員 研 修	採用後7年目の事務職・技術職	3	68	2	8～9	多角的な視野を持ち、自己の立場と役割を踏まえ、前向きに自分自 身をマネジメントできる職員を育成する。
業 務 職 員 Ⅱ 研 修	採用7年目・8年目 及び14年目の業務職	1	26	1	8	本市職員としての役割、使命を再認識するとともに、組織におけるリ ーダーとしての自覚を深め、課題発見・問題解決のスキルを修得する。
新任作業長・主任研修	作業長・主任昇任者	1	22	1	8	現場の責任者及び指導者としての役割を果たすために必要な知識を 修得する。
新任係長級研修	係長級昇任者	2	152	1	5	係長級昇任者として必要とされる組織でのリーダーシップやコミュニ ケーションの重要性を再認識する。
新任係長ライン研修	係長(ライン職)昇任者	3	120	1	7	監督者として業務遂行に必要なマネジメントの基礎的知識や部下育 成のための具体的な技能を修得する。
係 長 級 選 択 研 修	係長級昇任3年目の職員	6	150	2	10・11	職務遂行に必要な知識・技能の修得及び部下育成に必要なスキルの習 得を図る。
係長人事評価研修	新任ライン係長級監督者	2	135	1	8	適正な人事評価技術及び部下との面談技術の習得を図る。
新任課長補佐研修	課長補佐級昇任者	3	107	2	7	課長補佐として必要な能力と行動について考え、マネジメント業務 の効果的で生産的なあり方を修得する。
新 任 課 長 研 修	課長級昇任者	2	47	2	7	課長職として必要な機能や役割を理解するとともに課の方針を浸透 するためのマネジメント機能や職場風土改革の考え方を修得する。
課長人事評価研修	新任ライン課長級管理者	2	46	1	7	部下との面談及び人事評価についての技能を修得することにより職 員一人ひとりの能力が十分に発揮できる環境の整備を図る。
現 任 課 長 研 修	課長級昇任3年目の職員	1	22	2	8	自らが職場の人材育成の責任者であることを認識し、職場研修の積 極的な推進を図るため、効果的なO J T能力を身につける。

(4) 実務研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)	内 容
行 政 法 研 修	全職員	1	15	6	8～9	行政関係法令の基本的なしくみについて理解を深めるととも に、様々な行政課題を解決するにあたっての基礎的法務 能力及び論理的思考能力の養成を図る。
民 法 研 修	全職員	2	51	4	8～9	民法について基本的な理解を深めることで、法的思考力・ 法的センスを身につけ、行政の公正的確な事務処理能力の 向上を図る。

(5) 内部講師養成研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)	内 容
接遇研修内部講師養成研修	全職員（所属長推薦）	1	12	4	1	新規採用職員等に対して行う接遇研修の指導者として必要な知識、技能の修得及び能力の向上を図る。
接遇研修内部講師 ブラッシュアップ研修	接 遇 研 修 内 部 講 師	2	34	1	2	接遇研修内部講師の講義能力の向上を図り、内部講師として行う職員接遇研修の充実を図る。

(6) 派遣研修

研 修 名	場 所	人員（人）	期 間
事 例 調 査 派 遣 研 修	岡山市、広島市、札幌市、愛媛県松山市・宇和島市	4	2～3日
自 治 大 学 校 派 遣	東京都立川市	2	5ヶ月
国際文化アカデミー派遣	滋賀県大津市	28	3～16日
市町村アカデミー派遣	千葉市美浜区	25	3～10日
熊本県市町村研修協議会派遣	熊本市東区自治会館	64	1～2日

(7) 職場研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)	内 容
他 課 主 催 全 庁 研 修			1,913		4～3	指定都市移行職員研修、債権回収研修、参画協働研修、契約事務研修、政策法務研修、法令実務研修 他
職 場 集 合 研 修	全職場・全職員	—	112	—	4～3	各職場の業務に密着した研修を職場主導型で実施することにより、業務の効率化及び職場の活性化を促進する。
職 場 派 遣 研 修	全職場・全職員	—	15	—	4～3	専門的知識・技能が求められる職員の育成を図る。
職場研修推進員研修会	職場研修推進制度 の職場研修推進員	4	238	3h	5	職場研修の重要性を再認識し、その企画、実施のために必要な手法等を学ぶとともに、推進員の設置目的や役割についての理解を深める。
新採職場指導員研修	新規採用職員の 職場指導員	2	192	3h	4	職場指導員としての立場、役割を明確にし、指導の重要性を認識するとともに、研修効果を上げる為、新採職員も同席させ、OJTにおける指導術を習得する。
すまいる向上キャンペーン	全職場・全職員	1	6,402	1ヶ月	7	全庁的に接遇向上運動を実施し、職場活性化と市民サービス向上を目指す。
倫理意識向上キャンペーン	全職場・全職員	1	6,402	1ヶ月	1	職員一人ひとりが公務員倫理を再認識するとともに、全庁的に倫理意識向上に向けた取り組みを行う。

(8) 自主研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人 員 (人)	実施時期 (月)	内 容
自主学習グループ 活 動 支 援	5人以上の本市職員 で構成するグループ	—	5グループ (85人)	随時	市政に関する事項について、自主的かつ継続的に研究調査等を行なう自主学習グループに対し、活動支を行なう。
資 格 取 得 支 援	全職員	—	4人	随時	業務上必要とする資格を取得する費用の一部を支援することで、自己啓発意欲を促進させ、職員の能力の向上を図る。
大 学 公 開 講 座 受 講 支 援	全職員	5	9人	2	市政運営の為に参考となる講座の受講支援を行うことで、職員の自己学習意欲を高める。
e ラーニング	全職員	—	44人	6～3	地方自治制度、地方公務員制度、地方税財制度、法令実務、地方税入門—徴収編—、議会事務
庁内ホームページ Web 羅 (KAGAYAKI)	全職員	随時	—	4～3	タイムリーな記事や職員研修の情報等を掲載し、全職員に自己啓発意欲の浸透を図る。

8 契 約（契約検査総室）

入札・契約制度については、これまで条件付一般競争入札の導入及び拡大等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

平成19年度から試行している工事等の総合評価方式による発注については、平成23年度は102件で試行した。これまでの試行状況を踏まえて、平成24年度から、発注標準額及び落札制限を設定し、熊本市建設工事総合評価一般競争入札を本格実施しており、今後とも入札・契約事務の更なる適正化はもとより、工事品質の確保等にも努めていく。

（1）競争入札有資格者（平成24年度）

	工 事	委託その他
県内業者（社）	1,161	410
県外業者（社）	694	447
計	1,855	857

※業者数は実数

（2）契約件数及び金額（平成23年度）（単位 千円）

	件 数	金 額
工 事 請 負 契 約	1,201	34,149,683
測 量 等 委 託	707	2,677,744
保 守 点 検	113	212,505
計	2,021	37,039,932

（3）契約額及び件数・業者別集計表

（単位 千円）

年度	土木一式工事		建築一式工事		電気工事		管工事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
21	11,192,333	325	3,693,293	106	2,266,189	123	1,845,553	109
22	11,540,363	377	6,069,464	99	2,992,836	117	1,873,473	108
23	13,653,927	421	7,183,203	97	2,423,671	111	2,190,521	105
年度	舗装工事		造園工事		水道施設工事		その他工事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
21	1,193,946	87	242,246	12	2,018,453	71	4,776,485	238
22	1,433,429	90	163,872	12	3,344,136	112	5,313,961	298
23	1,181,285	96	576,380	20	3,257,241	109	3,683,455	242
年度	測量等委託		保守点検		合 計			
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額		件 数	
21	2,916,746	642	105,385	111	30,250,629		1,824	
22	3,567,579	755	196,407	105	36,495,520		2,073	
23	2,677,744	707	212,505	113	37,039,932		2,021	

※造園・花苗業務委託については測量等委託で計上するもの。

9 危機管理防災（危機管理防災総室）

（１）危機管理指針

本市及び関係機関等そして市民とが連携を図り、総合的、計画的かつ効果的に危機事象に対処し、被害の防止及び軽減を図ることを目的に、本市が実施する危機管理に関する基本事項を定めた「熊本市危機管理指針」を策定している。

この指針に基づき、具体的に、地域防災計画、国民保護計画、事件等対処計画を定め、それぞれの危機事象に対処することとしている。

（２）地域防災計画

ア 地域防災計画

本市は九州中部に位置し、梅雨時期には多量の降雨があり、昭和２８年の白川大水害など、幾多の洪水被害に見舞われてきた。

本市の地域防災計画は、これらの災害を想定し、同規模の災害に対し、迅速な対応を行うための防災無線の整備などを含めた「予防計画」、被災者に対する援護を行う「応急対策計画」、市民生活復旧のための「復旧復興計画」により構成している。また、平成７年の阪神・淡路大震災の後には、本市に存する布田川断層帯、立田山断層についての想定被害の調査を行い、その結果に基づき、震災対策についてもまとめている。

その他、実際の被害に応じた熊本市の水防体制を記載した「熊本市水防計画」を策定している。

なお、一層の防災活動態勢の充実を図るため、毎年、地域防災計画を見直し、熊本市防災会議の承認を得、改訂している。

イ 防災訓練

風水害、震災時の被害軽減と被災時の迅速復旧対応を目的に、防災関係機関との連携、ボランティアの参加により「熊本市総合防災訓練」を毎年実施している。

〈平成２３年度実績〉

平成２３年５月１８日 訓練参加者 ２,２００人

ウ 防災知識の普及・啓発

災害に強いまちづくりの推進を目的に、地域防災力の要となる自主防災クラブ結成支援を行うとともに、地域住民の自助、共助の防災意識の向上・啓発を図るため、年２回「まなぼうさい」を実施している。

○自主防災クラブ結成数 ５０３クラブ（平成２４年３月現在）

○まなぼうさい

〈平成２３年度実績〉

第１２回 平成２３年１０月２３日 白川公園 参加者 ３４０人

第１３回 平成２４年 ３月１１日 八王寺中央公園（春竹小学校） 参加者 ７４４人

エ 情報の収集伝達

① 熊本市防災情報システム

熊本市の気象情報、雨量情報や河川の水位などの情報・データを一元管理するために、ＣＣＴＶ監視カメラ、警報局、水位観測局、雨量観測局を設置し情報収集に努めている。また、国土交通省、熊本県や消防局などとも情報の共有化を図り、防災活動に努めている。

② 防災行政無線の整備

災害情報の迅速な伝達のため、本市には車載型、携帯型の移動系無線を設置している。また、災害に関する住民への緊急情報伝達のため、屋外拡声子局を配置している。

オ 防災倉庫等の整備

市内１０箇所の近隣公園に防災倉庫を設置するとともに、区役所、総合出張所や出張所に備蓄倉庫を設置し、非常食糧約２１万９千食や生活物資などを備蓄している。また、災害時の飲料水や防火用水などに使用するため、耐震性貯水槽も設置している。

カ 相互応援など

大規模な災害発生時に、市単独での対応が困難である場合に備え、各自治体と災害時相互応援協定を締結したり、自衛隊、警察、電力会社などと「防災関係機関連絡協議会」を設置し、災害時の迅速な活動に備えている。

（３） 国民保護計画

「国民保護法」に基づき、着上陸侵攻などの武力攻撃事態及び大規模なテロなどの緊急対処事態から、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「熊本市国民保護計画」を策定している。

この計画は、平素からの備えや予防、事態等への対処及び復旧について定め、市が実施する警報の伝達、避難の指示及び避難住民の誘導、県が実施する救援活動への協力等の措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

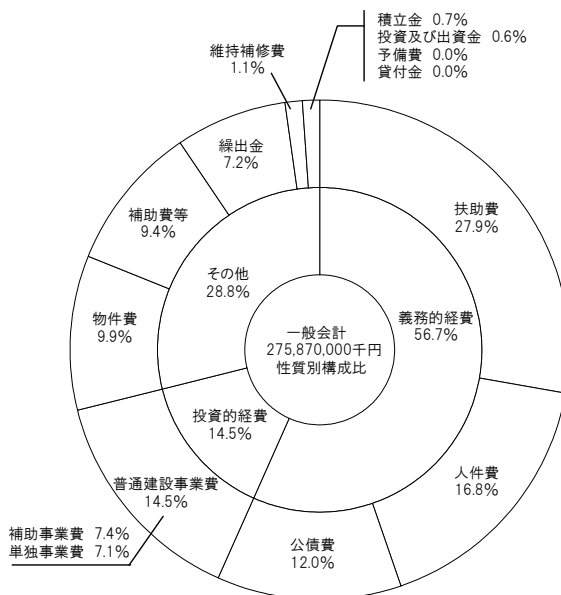
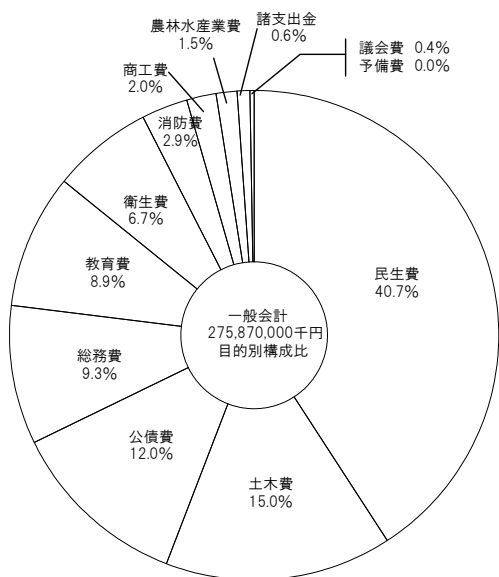
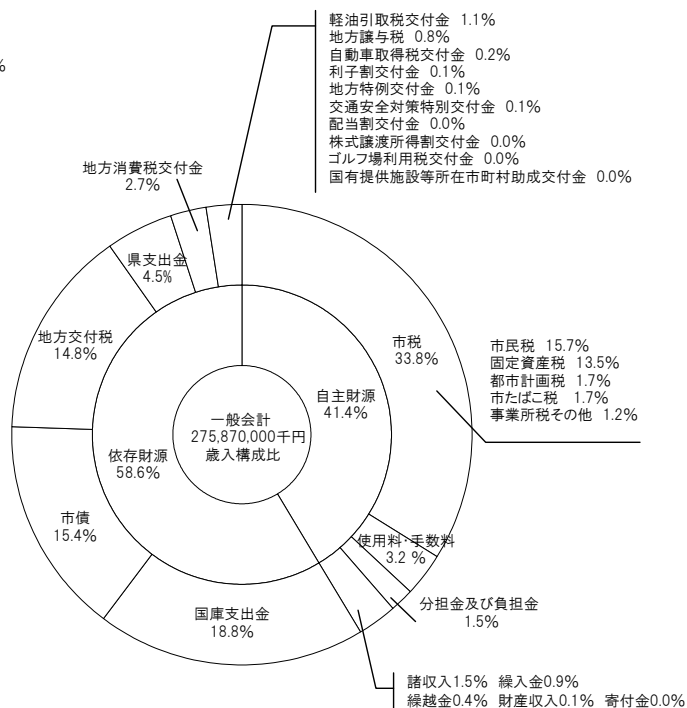
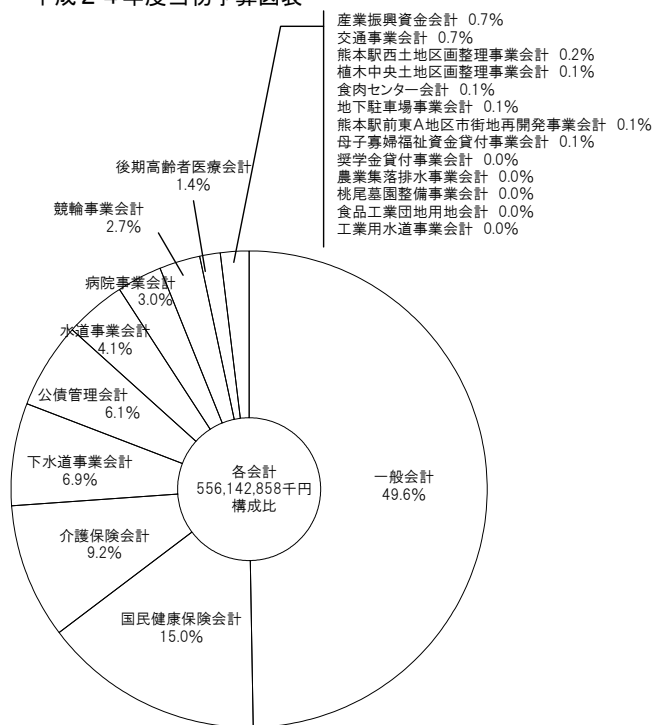
（４） 事件等対処計画

「熊本市危機管理指針」に基づき、大規模な事故、感染症、環境汚染等、災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するため、「熊本市事件等対処計画」を策定している。

この計画は、事件等の緊急事態に対する対処の基本的な考え方を定め、その対処手順を明確にすることにより、住民や市域に被害が及ぶ恐れのある様々な危機事象の発生及び発生すると予想される事態に対し、速やかな対応を図ることにより、未然に防止し、また発生した場合の被害を最小限に食い止めることを目的とする。

10 財 政（財政課）

（1） 平成24年度当初予算図表



総務

(2) 予算総括表

(単位:千円)

区 分 会 計 名						
	平成24年度 (A)	構成比 (%)	平成23年度 (B)	構成比 (%)	比 較 (A－B)	伸率 (%)
一 般 会 計	275,870,000	49.6	270,428,000	51.5	5,442,000	2.0
特 別 会 計	198,243,711	35.8	172,089,841	32.8	26,153,870	15.2
国民健康保険会計	83,510,413	15.0	78,949,440	15.0	4,560,973	5.8
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	247,000	0.1	254,000	0.1	△ 7,000	△ 2.8
介護保険会計	50,360,020	9.2	44,829,119	8.5	5,530,901	12.3
後期高齢者医療会計	7,812,015	1.4	7,613,391	1.5	198,624	2.6
桃尾墓園整備事業会計	150,773	0.0	413,743	0.1	△ 262,970	△ 63.6
食肉センター会計	532,952	0.1	534,552	0.1	△ 1,600	△ 0.3
農業集落排水事業会計	169,501	0.0	182,647	0.0	△ 13,146	△ 7.2
産業振興資金会計	3,708,000	0.7	3,708,000	0.7	0	0.0
食品工業団地用地会計	73,867	0.0	76,240	0.0	△ 2,373	△ 3.1
競輪事業会計	15,260,005	2.7	23,444,810	4.5	△ 8,184,805	△ 34.9
地下駐車場事業会計	305,000	0.1	412,600	0.1	△ 107,600	△ 26.1
熊本駅前東A地区市街地再開発事業会計	304,629	0.1	9,526,763	1.8	△ 9,222,134	△ 96.8
熊本駅西土地区画整理事業会計	899,761	0.2	1,302,595	0.3	△ 402,834	△ 30.9
植木中央土地区画整理事業会計	677,313	0.1	668,587	0.1	8,726	1.3
奨学金貸付事業会計	173,651	0.0	173,354	0.0	297	0.2
公債管理会計	34,058,811	6.1	0	0.0	34,058,811	皆増
一般会計・特別会計合計	474,113,711	85.3	442,517,841	84.3	31,595,870	7.1
企 業 会 計	82,029,147	14.7	82,468,749	15.7	△ 439,602	△ 0.5
病院事業会計	16,567,741	3.0	16,122,558	3.1	445,183	2.8
水道事業会計	23,050,352	4.1	22,388,357	4.2	661,995	3.0
下水道事業会計	38,593,001	6.9	39,311,262	7.5	△ 718,261	△ 1.8
工業用水道事業会計	7,368	0.0	7,415	0.0	△ 47	△ 0.6
交通事業会計	3,810,685	0.7	4,639,157	0.9	△ 828,472	△ 17.9
総 計	556,142,858	100.0	524,986,590	100.0	31,156,268	5.9

(3) 一般会計性質別集計表

(単位：千円)

区 分 性質別		平成24年度 (A)	構成比 (%)	平成23年度 (B)	構成比 (%)	比 較 (A-B)	伸率 (%)
	人 件 費	46,424,690	16.8	47,803,737	17.7	△ 1,379,047	△ 2.9
	扶 助 費	77,070,796	27.9	74,849,269	27.7	2,221,527	3.0
	公 債 費	32,985,457	12.0	33,315,592	12.3	△ 330,135	△ 1.0
	義 務 的 経 費	156,480,943	56.7	155,968,598	57.7	512,345	0.3
	普通建設(補助)	20,379,735	7.4	15,059,645	5.6	5,320,090	35.3
	普通建設(単独)	19,622,152	7.1	21,574,350	8.0	△ 1,952,198	△ 9.0
	災 害 復 旧 費	0	0.0	3,650	0.0	△ 3,650	皆減
	投 資 的 経 費	40,001,887	14.5	36,637,645	13.6	3,364,242	9.2
	物 件 費	27,262,877	9.9	28,417,020	10.5	△ 1,154,143	△ 4.1
	維 持 補 修 費	2,967,345	1.1	2,213,513	0.8	753,832	34.1
	補 助 費 等	25,784,122	9.4	23,741,134	8.8	2,042,988	8.6
	積 立 金	1,936,178	0.7	3,431,997	1.3	△ 1,495,819	△ 43.6
	投資及び出資金	1,429,374	0.5	1,615,078	0.6	△ 185,704	△ 11.5
	貸 付 金	40,000	0.0	85,000	0.0	△ 45,000	△ 52.9
	繰 出 金	19,847,274	7.2	18,198,015	6.7	1,649,259	9.1
	そ の 他 の 経 費	79,267,170	28.8	77,701,757	28.7	1,565,413	2.0
	予 備 費	120,000	0.0	120,000	0.0	0	0.0
	合 計	275,870,000	100.0	270,428,000	100.0	5,442,000	2.0

総務

(４) 一般会計決算の推移

(歳入)

区 分 \ 年 度		23			22			21			20			19		
		決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
自 主 財 源		120,303,478	44.5	1.2	118,878,715	44.4	5.1	113,075,894	46.6	△ 0.4	113,521,357	52.9	0.3	113,217,941	53.2	6.3
市 税		93,863,490	34.7	1.2	92,749,420	34.6	4.7	88,583,594	36.5	△ 2.8	91,132,096	42.4	0.2	90,989,431	42.8	6.5
分 担 金 及 び 負 担 金		3,923,438	1.4	△ 0.1	3,926,122	1.5	7.9	3,640,010	1.5	1.5	3,587,897	1.7	2.5	3,501,012	1.6	2.7
使 用 料 及 び 手 数 料		8,282,296	3.1	△ 0.4	8,319,709	3.1	△ 2.0	8,488,139	3.5	4.8	8,098,049	3.8	5.2	7,699,133	3.6	0.1
財 産 収 入		781,338	0.3	40.8	554,752	0.2	△ 31.1	805,495	0.3	38.0	583,539	0.3	△ 29.9	832,556	0.4	2.8
寄 附 金		57,272	0.0	△ 68.4	181,385	0.1	△ 20.0	226,685	0.1	5.1	215,661	0.1	529.3	34,271	0.0	△ 87.1
繰 入 金		4,738,860	1.7	173.3	1,734,064	0.6	△ 31.8	2,543,532	1.0	10.3	2,306,076	1.1	4.3	2,211,492	1.0	84.0
繰 越 金		4,474,558	1.7	△ 45.8	8,256,306	3.1	149.3	3,311,634	1.4	△ 6.0	3,524,392	1.6	△ 32.1	5,188,597	2.4	23.4
諸収入(収益事業収入・ 受託事業収入を除く)		3,982,226	1.5	39.4	2,856,957	1.1	△ 37.6	4,576,805	1.9	24.6	3,673,647	1.7	78.2	2,061,449	1.1	△ 31.7
収 益 事 業 収 入		200,000	0.1	△ 33.3	300,000	0.1	△ 66.7	900,000	0.4	125.0	400,000	0.2	△ 42.9	700,000	0.3	40.0
依 存 財 源		150,072,786	55.5	0.6	149,142,269	55.6	15.1	129,606,096	53.4	27.5	101,644,519	47.1	2.3	99,394,507	46.8	△ 3.1
地 方 譲 与 税		1,834,772	0.7	△ 2.2	1,876,855	0.7	6.5	1,761,817	0.7	△ 1.4	1,786,394	0.8	△ 2.6	1,833,383	0.9	△ 69.1
利 子 割 交 付 金		234,402	0.1	△ 29.0	330,315	0.1	3.6	318,875	0.1	△ 19.9	397,870	0.2	0.1	397,427	0.2	32.3
配 当 割 交 付 金		99,625	0.0	11.7	89,200	0.0	18.3	75,430	0.0	△ 9.7	83,529	0.0	△ 67.8	259,175	0.1	42.2
株式等譲渡所得割交付金		31,667	0.0	△ 17.5	38,392	0.0	11.7	34,384	0.0	10.2	31,203	0.0	△ 74.8	123,761	0.0	△ 18.5
地方消費税交付金		7,227,957	2.7	0.8	7,168,391	2.7	6.5	6,733,717	2.8	5.8	6,362,850	3.0	△ 6.2	6,780,542	3.2	△ 1.1
自動車取得税交付金		262,270	0.1	△ 18.9	323,428	0.1	△ 13.4	373,300	0.2	△ 31.2	542,645	0.2	△ 6.6	580,865	0.3	△ 5.3
特別地方消費税交付金		0	0.0		0	0.0		0	0.0		0	0.0		0	0.0	
ゴルフ場利用税交付金		14,747	0.0	5.2	14,023	0.0	257.3	3,925	0.0	皆増	0	0.0		0	0.0	
地方特例交付金		927,251	0.3	△ 17.9	1,129,866	0.4	6.0	1,066,233	0.4	△ 2.5	1,093,332	0.5	58.9	688,229	0.3	△ 72.6
地 方 交 付 税		44,938,393	16.6	10.9	40,522,904	15.1	28.8	31,470,263	13.0	7.2	29,356,917	13.6	3.7	28,296,243	13.3	△ 8.1
交 通 安 全 対 策 金		158,080	0.1	△ 2.7	162,510	0.1	△ 0.2	162,785	0.1	3.5	157,234	0.1	△ 9.0	172,794	0.1	0.8
特別交付金		5,685	0.0	△ 10.0	6,316	0.0	0.9	6,257	0.0	0.3	6,238	0.0	1.6	6,141	0.0	3.4
国有提供施設等所在 市町村助成交付金																
国 庫 支 出 金		49,275,854	18.2	6.0	46,471,732	17.3	1.0	46,029,551	19.0	57.3	29,255,638	13.6	△ 4.4	30,602,975	14.4	10.9
県 支 出 金		13,244,069	4.9	△ 10.0	14,709,770	5.5	36.8	10,748,862	4.4	21.2	8,869,597	4.1	4.5	8,486,687	4.0	18.6
受 託 事 業 収 入		144,114	0.1	△ 42.0	248,467	0.1	△ 76.3	1,047,997	0.4	282.5	273,972	0.1	61.2	169,985	0.1	△ 2.5
市 債		31,673,900	11.7	△ 12.1	36,050,100	13.5	21.1	29,772,700	12.3	27.1	23,427,100	10.9	11.6	20,996,300	9.9	4.6
うち臨時財政対策債		12,604,500	4.7	0.9	12,492,300	4.7	80.9	6,904,000	2.8	55.2	4,448,300	2.1	△ 3.6	4,612,400	2.2	△ 9.3
合 計		270,376,264	100.0	0.9	268,020,984	100.0	10.4	242,681,990	100.0	12.8	215,165,876	100.0	1.2	212,612,448	100.0	1.7

(歳出)

区 分 \ 年 度		23			22			21			20			19		
		決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
議 会 費		1,255,792	0.5	27.1	988,378	0.4	1.9	969,772	0.4	△ 3.0	999,309	0.5	△ 2.5	1,025,105	0.5	1.1
総 務 費		30,984,168	11.6	△ 0.5	31,144,359	11.8	△ 13.3	35,923,751	15.3	44.0	24,951,212	11.8	7.6	23,195,336	11.1	6.1
民 生 費		109,587,226	41.1	6.7	102,751,909	39.0	29.7	79,199,208	33.8	5.2	75,307,572	35.4	6.4	70,799,703	33.9	4.0
衛 生 費		20,322,128	7.6	4.2	19,506,247	7.4	17.6	16,592,589	7.1	12.5	14,742,620	7.0	1.7	14,497,668	6.9	△ 1.0
農 林 水 産 業 費		4,271,120	1.6	△ 31.7	6,252,424	2.4	53.4	4,075,239	1.7	15.3	3,534,621	1.7	0.1	3,532,128	1.7	△ 16.9
商 工 費		7,788,667	2.9	16.5	6,684,077	2.5	△ 4.3	6,987,617	3.0	94.5	3,593,215	1.7	15.1	3,120,776	1.5	8.8
土 木 費		27,543,279	10.3	2.2	26,945,337	10.2	0.5	26,822,670	11.4	5.6	25,404,980	12.0	△ 12.9	29,179,317	13.9	5.6
消 防 費		7,716,038	2.9	△ 3.5	7,999,373	3.0	15.1	6,948,772	3.0	2.2	6,800,098	3.2	△ 0.5	6,831,965	3.3	0.9
教 育 費		22,627,553	8.5	△ 2.0	23,096,164	8.8	3.3	22,358,658	9.5	7.6	20,773,989	9.8	△ 8.6	22,720,758	10.9	0.9
災 害 復 旧 費		138,509	0.1	皆増	0			0	0.0	皆減	1,691	0.0	△ 91.7	20,569	0.0	6.1
公 債 費		32,783,623	12.3	△ 9.6	36,254,158	13.8	10.7	32,749,208	14.0	△ 5.0	34,457,795	16.3	5.0	32,820,131	15.7	△ 0.0
諸 支 出 金		1,650,800	0.6	△ 14.2	1,924,000	0.7	7.0	1,798,200	0.8	38.2	1,301,300	0.6	△ 3.2	1,344,600	0.6	△ 2.2
合 計		266,668,903	100.0	1.2	263,546,426	100.0	12.4	234,425,684	100.0	10.6	211,868,402	100.0	1.3	209,088,056	100.0	2.6

(5) 財政指標（普通会計ベース）

(単位 千円)

区 分 \ 年 度	23			22			21			20			19		
		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数
基準財政需要額	114,037,005	2.7	112	111,030,781	△0.3	109	111,360,273	7.7	109	103,401,334	1.5	102	101,854,448	△1.4	100
基準財政収入額	74,656,128	2.0	100	73,193,678	△5.1	98	77,156,930	3.2	104	74,782,587	0.6	101	74,342,053	0.8	100
標準税収入額	96,891,527	2.2	100	94,769,972	△5.5	97	100,238,485	3.0	103	97,281,718	0.1	100	97,232,894	1.1	100
標準財政規模	152,134,398	4.4	122	145,712,300	2.3	117	142,483,070	9.1	114	130,589,346	4.8	105	124,571,093	△1.1	100
財政力指数	0.67			0.68			0.70			0.72			0.71		
実質収支比率 (%)	2.2			2.6			4.7			1.8			2.2		
経常収支比率 (%)	90.5			91.1			92.2			92.0			92.0		
公債費比率 (%)	—			— (指標廃止)			16.5			18.0			19.3		
実質赤字比率 (赤字なし)	—			— (赤字なし)			— (赤字なし)			— (赤字なし)			— (赤字なし)		
連結実質赤字比率 (赤字なし)	—			— (赤字なし)			— (赤字なし)			— (赤字なし)			— (赤字なし)		
実質公債費比率 (%)	11.8			12.2			13.0			13.7			14.0		
将来負担比率 (%)	125.3			135.7			140.5			136.5			118.0		

総務

1 1 土地開発基金（管財課）

設 置	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する
基金の額	2, 1 0 4, 4 1 0 千円（平 2 4. 3. 3 1 現在）
運 用	基金の設置の目的に応じ基金の確実かつ効率的な運用に努める。

1 2 市 庁 舎 概 要（管財課）

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成し、29年を経過している。建設にあたっては、建物を新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえ、住民サービスに直結する窓口部門を集中するなど市民への配慮を行うとともに、環境への負担に配慮しつつ執務環境の向上を目指した。

（1）建物概要

所 在 地	手取本町1番1号
敷地面積	10, 007. 20㎡
建築面積	5, 583. 54㎡
延 面 積	39, 709. 43㎡（他に駐輪場83. 70㎡がある）
構造・規模	高層棟 鉄骨造 地下2階地上15階建 議会棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建
高 さ	高層棟 軒高62. 10m 議会棟 軒高26. 00m
工 期	着 工 昭和54年 3月17日 竣 工 昭和56年10月31日
総事業費	112億2, 000万円
財源内訳	基 金 62億5, 000万円 起 債 47億3, 000万円 一般財源 2億4, 000万円
事業費内訳	建築工事 65億3, 000万円 設備その他工事 36億6, 000万円 委託費 5億6, 000万円 備品費 4億7, 000万円

（２）建物の特色・特徴

ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を１～２階に集中的に配し、その間をエスカレーター２基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール、展示ホール、展望ロビー等を設置している。

ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術、照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式を取り入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図った。

オ 身体障がい者への配慮

身体障がい者への配慮として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーターには特別な装置を施しており、専用トイレも８カ所設置している。

また、バリアフリーの観点から障がい者にも優しい庁舎を目指し、各種の取り組みを行っている。

カ 防災設備

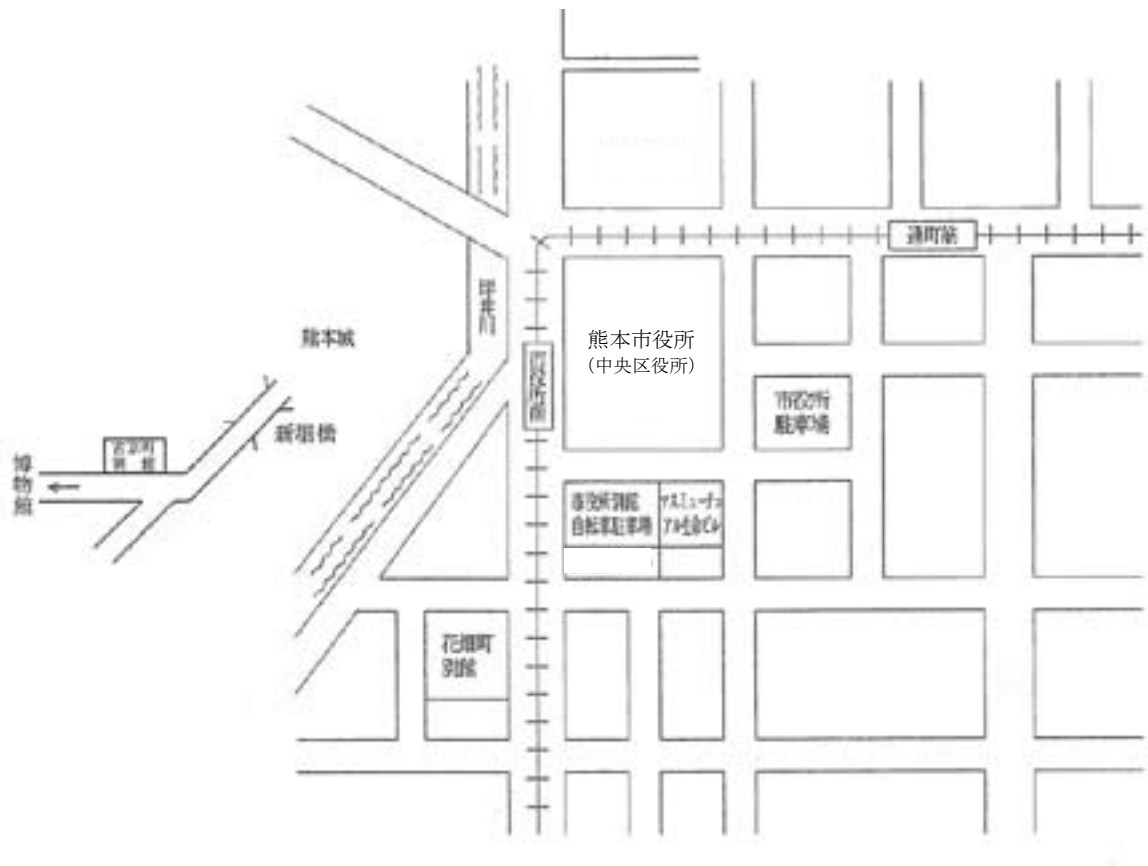
風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は国内最大級クラスの地震にも耐える建物である。

キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

さらに窓ガラスは断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材（スタイロホーム）を使用して断熱効果を高めている。また、平成２３年度より、本庁舎屋上に太陽光発電（１０ｋｗｈ）を設置し、庁舎内に電力を供給するとともに、調光できるＬＥＤ証明を１４階に採用し、ＣＯ２の削減に努めている。

庁舎位置図



花畑町別館

契 約 検 査 総 室 技 術 管 理 課 (情 報 政 策 課 分 室)	4
熊本市歴史文書資料室 にぎわい推進室分室	3
土 木 総 務 課 用 地 調 整 課 土 木 管 理 課 道 路 整 備 課 河 川 公 園 課 自 転 車 対 策 室	2
(路上喫煙等防止指導員室) (危機管理防災総室分室)	1

市役所別館

大 会 議 室	8
(保険料収納課分室) (情報政策課分室)	7
統 計 課	6
消 費 者 セ ン タ ー	5
自 転 車 駐 車 場	4 3 1

マスミューチュアル生命ビル

教 育 委 員 室 施 設 課	7
教 育 長 室 教 育 政 策 課	6
学 務 課 指 導 課	5
人 権 教 育 指 導 室 健 康 教 育 課	4
教 職 員 課 総 合 支 援 課	3
オ ン ブ ズ マ ン 事 務 局	2

古京町別館

人 材 育 成 セ ン タ ー	2
熊 本 城 総 合 事 務 所	1

※数字は階層

本 庁 舎

機械室		機械室		階 15
レストラン		展望ロビー		14
人事委員会事務局 人事委員会		人権推進総室		13
監査委員室 監査事務局		農業委員会事務局 熊本市選挙管理委員会事務局		
文化振興課 (埋蔵文化財調査室) 指導監査課		スポーツ振興課 シティブロモーション課 (国際室) (コンベンション推進室) 観光文化交流局長室		12
高齢介護福祉課		開発景観課		11
建築指導課		建築審査室 都市政策課 都市建設局長室		
保育幼稚園課		青少年育成課		10
健康づくり推進課		(保護管理室) 健康福祉政策課 健康福祉子ども局長		
建築計画課 (建築物安全推進室)		住宅課 市営住宅管理センター		9
設備課		営繕課 (建築保全室) 都心活性推進課 外部監査人室		
障がい保健福祉課		農業政策課 (流通消費対策室) (食肉処理施設プロジェクト) (担い手推進室)		8
広聴課 (精神保健福祉室)		商工振興課 (企業立地推進室) (農商工連携推進室) 農水商工局長室		
環境施設整備室		浄化対策課 ごみ減量推進課 (事業ごみ対策室) 廃棄物計画課		7
(くまもと地下水財団)		水保全課 緑保全課 環境政策課 (温暖化対策室) 環境局長室		
人事課 (コンプライアンス推進室)		職員厚生課 管財課		6
市民協働課 男女共生推進室 車両管理課		行政経営課 (文書集配) (法制室) 総務課 総務局長室		
常任委員会室 特別委員会室		秘書課 副市長室 市長室		5
議場 議員控室	渡り廊下	企画振興局長室 企画課		4
		生涯学習推進課 区政推進課 市政記者室 広報課 財政課 財政局長室		
議長室 副議長室 議員控室 議会事務局 総務課 議事課		職員組合 情報政策課 浄書室 第一職員組合 危機管理防災総室		3
電話交換室		健康子ども課		
常任委員会室 予算決算委員会室		保護課 税制課 課税管理課 中央税務課 納税課 (特別滞納対策室) 会計管理者室		2
議運・理事会室 議会図書室		生活保護申請相談室 喫茶室 福祉課分室 (介護認定) 会計総室		
福祉課 (福祉総合相談室) 介護認定審査室 中央区長室		総務企画課 市政情報プラザ 国保年金課 区民課		1
まちづくり推進課 CDコーナー		水道料金納入所 総合案内 指定金融機関 パスポートセンター (時間外証明窓口)		
		CDコーナー 衛生管理室 食堂 時間外出入口 守衛室 防災センター 清掃員詰所 秘書課分室		地下 1
		運転士控室 美容室 展示コーナー 時計店 売店 郵便局 公用車集中管理室 公用車駐車場		
		機械室 中央監視室		地下 2

総務

議会棟

行政棟

13 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目			税 率	納 期 (限)			
市 民 税	個 人	均 等 割	3,000 円	1 期 6/1 ~ 7/2 2 期 8/1 ~ 8/31			
		所 得 割	課税所得金額の 6%	3 期 10/1 ~ 10/31 4 期 1/1 ~ 1/31			
	法 人	均 等 割	(1) 次に掲げる法人 ア 公共法人及び公益法人等 イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額、又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く） オ 資本金の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額。以下この表において同じ。）を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数（(2) から (9) までにおいて「従業者数の合計数という。」）が 50 人以下のもの 年額 60,000 円 (2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 144,000 円 (3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 156,000 円 (4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 180,000 円 (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 192,000 円 (6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 480,000 円 (7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 492,000 円 (8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 2,100,000 円 (9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 3,600,000 円	・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内。ただし、申告期限について税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4 月 30 日			
			法人税割	14.7 100			
			県 民 税	個 人	均 等 割	1,500 円	個人市民税と同じ
					所 得 割	課税所得金額の 4%	
			固定資産税			1.4 100	1 期 5/1 ~ 5/31 2 期 7/1 ~ 7/31 3 期 9/1 ~ 10/1 4 期 12/1 ~ 1/4
			都市計画税			0.2 100	固定資産税と同じ

税 目	税 率	納 期 (限)
軽自動車税	1 原動機付自転車 ア 総排気量が50cc以下 1,000円 イ 90cc以下 1,200円 ウ 125cc以下 1,600円 エ ミニカー 2,500円 2 軽自動車 ア 二輪のもの（側車付を含む） 2,400円 イ 三輪のもの 3,100円 ウ 四輪以上のもの 乗用のもの { 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用のもの { 営業用 3,000円 自家用 4,000円 エ 雪上車 2,400円 3 小型特殊自動車 ア 農耕作業用のもの 1,600円 イ その他のもの 4,700円 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超 4,000円	5/1～5/31
市たばこ税	1,000本につき4,618円（旧3級品は2,190円）	前月分を毎月末日まで
事業所税	(ア) 資産割 事業所床面積 1㎡につき年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25	法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 翌年3月15日
入湯税	入湯客1人1日につき 150円	前月分を毎月15日まで

(2) 納税義務者の推移

年 度				19	20	21	22	23
税 目								
市 民 税	個 人	普 通 徴 収	均 等 割 の み	17,256	17,678	17,800	15,028	15,171
			所 得 割 の み	1,363	1,229	6,198	18,578	15,749
			均等割と所得割 を 納 め る 者	121,241	121,216	121,273	90,901	91,243
			計	139,860	140,123	145,271	124,507	122,163
	特 別 徴 収	均 等 割 の み	4,344	4,443	10,938	16,986	17,261	
		所 得 割 の み	—	—	—	—	—	
		均等割と所得割 を 納 め る 者	155,818	156,704	193,354	200,878	201,921	
		計	160,162	161,147	204,292	217,864	219,182	
	小 計			298,485	299,857	302,622	317,606	318,685
	法 人 調 定 件 数			28,734	28,697	27,903	28,630	28,367
固 定 資 産 税		土 地 及 び 家 屋	193,677	194,931	199,901	221,678	221,408	
		償 却 資 産	(4,633)	(4,817)	(5,721)	(6,159)	(5,852)	
		小 計	193,677	194,931	199,901	221,678	221,408	
軽 自 動 車 税				203,470	212,666	244,985	247,131	249,907
合 計				724,366	736,151	775,411	815,045	818,367
対 前 年 度		増 加 数	9,765	11,785	39,260	39,634	3,322	
		伸 率 (%)	101	102	105	105	100	

(注) 1. 個人住民税は併徴者がいるため、普通徴収と特別徴収の和は小計と一致しない。

2. 償却資産に係る () は土地及び家屋を含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

年 度 税 目			22			23		
			調定額	収入額	収入率 (%)	調定額	収入額	収入率 (%)
市 民 税	個人分	普 通 徴 収	9,287,167	8,404,444	90.5	9,131,796	8,330,680	91.2
		特 別 徴 収	23,686,427	23,644,474	99.8	23,564,566	23,530,625	99.9
		計	32,973,594	32,048,918	97.2	32,696,362	31,861,305	97.4
	法 人 分		8,586,749	8,533,062	99.4	9,028,904	8,953,286	99.2
	小 計		41,560,343	40,581,979	97.6	41,725,267	40,814,591	97.8
固 定 資 産 税	固定資産	土地・家屋・ 償却資産	38,463,428	37,415,287	97.3	38,651,020	37,693,381	97.5
	交 付 金		384,142	384,142	100.0	383,037	383,037	100.0
	小 計		38,847,570	37,799,429	97.3	39,034,056	38,076,417	97.5
軽 自 動 車 税			1,145,046	1,104,696	96.5	1,175,790	1,137,414	96.7
特 別 土 地 保 有 税			0	0	0.0	0	0	0.0
入 湯 税			21,040	19,374	92.1	20,491	18,843	92.0
事 業 所 税			1,922,685	1,920,625	99.9	1,932,202	1,924,594	99.6
都 市 計 画 税			5,050,864	4,913,232	97.3	5,068,684	4,943,100	97.5
市 た ば こ 税			4,452,929	4,452,851	100.0	5,128,475	5,128,475	100.0
合 計			93,000,477	90,792,186	97.6	94,084,965	92,043,435	97.8
滞 納 繰 越 分			8,563,250	1,957,234	22.9	8,038,386	1,820,055	22.6
総 計			101,563,727	92,749,420	91.3	102,123,351	93,863,490	91.9

(4) 徴収対策の強化

① 現年度徴収の強化

「地区担当制」から「業務担当制」への係業務再編

初期段階での滞納処分の実施

「熊本市公共サービス民間提案制度」モデル事業による「初期滞納対策業務」の実施

② 財産調査の充実による差押及び捜索・公売の強化

③ 徴収困難案件の適切な処理による滞納額の圧縮

14 選挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(平24.9.2現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	101	中央区役所	968	1,234	2,202
	102	慶徳小学校	1,213	1,608	2,821
	103	五福まちづくり交流センター	1,204	1,722	2,926
	104	一新小学校	2,119	2,761	4,880
	105	一新幼稚園	917	1,228	2,145
	106	上熊本老人憩いの家	774	954	1,728
	107	池田地域コミュニティセンター	1,533	1,736	3,269
	108	池田小学校	1,534	1,670	3,204
	109	京町台保育園	1,087	1,337	2,424
	110	京陵中学校	1,280	1,650	2,930
	111	壺川小学校	1,449	1,856	3,305
	112	藤園中学校	1,036	1,460	2,496
	113	碩台小学校	1,323	1,775	3,098
	114	竜南中学校	1,689	2,067	3,756
	115	黒髪小学校	1,229	1,365	2,594
	116	桜山中学校	2,154	2,184	4,338
	117	清水小学校	2,268	2,786	5,054
	118	亀井公民館	1,348	1,606	2,954
	119	高平台小学校	3,865	4,445	8,310
	120	化学及血清療法研究所	1,739	2,025	3,764
	121	八景水谷公民館	1,430	1,716	3,146
	122	城北小学校	2,817	2,151	4,968
	123	清水北老人憩いの家	1,217	1,462	2,679
	124	麻生田小学校	2,936	3,700	6,636
	125	楡木小学校	2,393	2,947	5,340
	126	楠小学校	2,423	2,856	5,279
	127	武蔵小学校	2,377	2,827	5,204
	128	弓削小学校	2,074	2,279	4,353
	129	龍田小学校	3,677	4,068	7,745
	130	宝積寺公民館	2,656	2,999	5,655
	131	白川小学校	1,548	1,990	3,538
	132	鎮西学園	1,281	1,651	2,932
	133	九州学院	1,600	2,098	3,698
	134	大江小学校	1,620	1,797	3,417
	135	渡鹿団地集会所室鹿乃家	1,947	1,900	3,847
	136	託麻原小学校	3,226	3,567	6,793
	137	白山保育園	1,014	1,287	2,301
	138	白山小学校	2,535	2,976	5,511
	139	出水小学校	2,037	2,708	4,745
	140	出水校区戸井の外集会所	1,884	2,446	4,330
	141	東水前寺公民館	2,332	3,002	5,334
	142	熊本県庁	822	927	1,749
	143	砂取小学校	2,629	3,385	6,014
	144	出水中学校	3,041	3,609	6,650
	145	出水南中学校	1,555	1,887	3,442
	146	江津湖団地第2集会所	1,459	1,920	3,379
	147	画図地域コミュニティセンター	3,255	3,765	7,020
	148	湖東中学校	1,819	2,213	4,032
	149	泉ヶ丘小学校	1,371	1,669	3,040
	150	泉ヶ丘校区公民館	1,163	1,496	2,659

開票区	投票区	投 票 所	男	女	計
1	151	若葉小学校	2,005	2,447	4,452
	152	東野中学校	2,843	3,336	6,179
	153	秋津第2公民館	1,938	2,240	4,178
	154	桜木小学校	4,336	4,863	9,199
	155	東町小学校	2,239	2,336	4,575
	156	健軍東小学校	2,496	2,986	5,482
	157	健軍小学校	2,732	3,208	5,940
	158	尾ノ上小学校	4,034	4,838	8,872
	159	京塚公民館	604	805	1,409
	160	帯山西小学校	2,061	2,511	4,572
	161	帯山小学校	3,219	3,895	7,114
	162	帯山校区第6町内公民館	2,091	2,398	4,489
	163	月出小学校	3,104	3,491	6,595
	164	山ノ内小学校	4,251	4,881	9,132
	165	長嶺小学校	4,311	4,799	9,110
	166	さくら幼稚園	2,456	2,875	5,331
	167	託麻南小学校	3,075	3,500	6,575
	168	託麻東小学校	4,889	5,291	10,180
	169	託麻北小学校	3,015	3,335	6,350
	170	託麻総合出張所	2,390	2,483	4,873
	171	託麻西小学校	3,352	3,719	7,071
	172	下南部公民館	1,209	1,329	2,538
	173	西原公民館	1,052	1,362	2,414
	174	西原小学校	4,159	4,617	8,776
	175	西里地域コミュニティセンター	1,119	1,216	2,335
	176	熊本保健科学大学	1,503	1,666	3,169
	177	明德体育館	1,035	1,180	2,215
	178	北部総合出張所	2,878	3,284	6,162
	179	北部東小学校	3,675	4,206	7,881
		小 計	170,938	199,864	370,802
2	201	花園小学校	2,862	3,395	6,257
	202	花園（牧崎）公民館	1,572	1,988	3,560
	203	城西二町内集会所	1,590	1,988	3,578
	204	城西小学校	2,940	3,570	6,510
	205	横手保育園	432	548	980
	206	春日小学校	1,680	1,921	3,601
	207	春日保育園	674	834	1,508
	208	向山小学校	2,753	3,285	6,038
	209	世安町公民館	1,223	1,450	2,673
	210	本荘小学校	1,326	1,657	2,983
	211	春竹小学校	3,008	3,737	6,745
	212	建設技術専門学院	2,151	2,545	4,696
	213	託麻中学校	4,700	5,407	10,107
	214	田迎南小学校	2,615	2,937	5,552
	215	御幸小学校	3,705	4,317	8,022
	216	川尻小学校	1,667	1,910	3,577
	217	城南中学校	2,366	2,865	5,231
	218	城南小学校	918	1,185	2,103
	219	そよかぜ保育園	1,566	1,797	3,363
	220	日吉小学校	1,906	2,258	4,164
	221	日吉東小学校	2,405	2,716	5,121
	222	力合小学校	3,617	4,333	7,950

開票区	投票区	投票所	男	女	計
2	223	薄場団地集会所	1,319	1,588	2,907
	224	古町小学校	1,223	1,494	2,717
	225	花陵中学校	1,932	2,560	4,492
	226	白坪小学校	2,407	2,740	5,147
	227	城山小学校	3,730	4,439	8,169
	228	池上小学校	2,305	2,882	5,187
	229	高橋小学校	811	952	1,763
	230	中島地域コミュニティセンター	745	902	1,647
	231	二番公民館	753	833	1,586
	232	小島小学校	1,011	1,186	2,197
	233	有明保育園	276	290	566
	234	松尾東小学校	292	315	607
	235	松尾西小学校	454	529	983
	236	松尾北地域コミュニティセンター	90	90	180
	237	河内小学校	1,059	1,194	2,253
	238	河内公民館	737	826	1,563
	239	椎亀公民館	377	429	806
	240	芳野小学校	476	506	982
	241	鮑田東小学校	2,555	2,988	5,543
	242	鮑田南小学校	880	1,007	1,887
	243	鮑田西小学校	1,013	1,163	2,176
	244	中緑小学校	414	501	915
	245	銭塘小学校	908	1,019	1,927
	246	奥古閑小学校	1,370	1,557	2,927
	247	川口小学校	876	963	1,839
		小計	75,689	89,596	165,285
3	301	植木分館	1,330	1,523	2,853
	302	かがやき館	1,540	1,690	3,230
	303	小町もく遊館分館	464	491	955
	304	吉松スポーツ公園	478	506	984
	305	吉松分館	994	1,164	2,158
	306	山本分館	796	851	1,647
	307	田原分館	663	722	1,385
	308	鹿南中学校	909	998	1,907
	309	菱形分館	646	677	1,323
	310	桜井小学校	1,198	1,342	2,540
	311	千本桜公民館	729	810	1,539
	312	田底分館	659	850	1,509
	313	植木ふれあい文化センター	370	431	801
	314	大和分館	982	1,162	2,144
		小計	11,758	13,217	24,975
4	401	南区役所	2,398	2,776	5,174
	402	坂野グラウンド	1,290	1,404	2,694
	403	高グラウンド	1,040	1,188	2,228
	404	城南福祉センター	2,099	2,312	4,411
	405	六田公民館	315	339	654
	406	豊田小学校	983	1,091	2,074
	407	鰐瀬公民館	556	625	1,181
	408	下宮地コミュニティセンター	833	928	1,761
	409	東阿高公民館	872	960	1,832
	410	富合中学校武道場	999	1,087	2,086
		小計	11,385	12,710	24,095
合計		269,770	315,387	585,157	

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙執行年月日 区 分	平15. 4. 27	平19. 4. 22	平20. 11. 16 富合町選挙区 増員選挙	平22. 4. 25 植木町選挙区 増員選挙	平23. 4. 24 熊本市選挙区	平23. 4. 24 富合町選挙区
有 権 者 総 数	507, 341	518, 153	6, 661	24, 676	564, 316	6, 963
投 票 者 数	270, 780	244, 041	4, 921	14, 081	248, 461	3, 861
投 票 率 (%)	53. 37	47. 10	73. 88	57. 06	44. 03	55. 45
立 候 補 者 数	63	62	2	5	66	2
定 数	52	48	1	2	48	1
最 高 得 票 数	8, 063	7, 529	2, 771	3, 934	11, 196. 000	2, 465
当 選 者 最 低 得 票 数	3, 076	3, 134	2, 771	3, 551	3, 163. 343	2, 465
立 候 補 者 最 高 年 齢	89	71	63	63	68	65
〃 最 低 年 齢	25	25	61	35	30	47

(3) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

選挙別 (実施日)	開 票 区	第 1	第 2	第 3	全 体
参議院議員通常選挙 (選挙区)	(平19. 7. 29)	58. 07	56. 94		57. 72
熊本県知事選挙	(平20. 3. 23)	43. 54	41. 90		43. 03
熊本市議会議員富合町選挙区増員選挙	(平20. 11. 16)				73. 88
衆議院小選挙区選出議員選挙 第1区	(平21. 8. 30)	68. 73			68. 73
衆議院小選挙区選出議員選挙 第2区	(平21. 8. 30)		67. 00		67. 00
衆議院小選挙区選出議員選挙 第4区	(平21. 8. 30)			69. 01	69. 01
熊本市議会議員植木町選挙区増員選挙	(平22. 4. 25)				57. 06
参議院議員通常選挙 (選挙区)	(平22. 7. 11)	58. 77	57. 96		58. 51
熊本市長選挙	(平22. 11. 7)	36. 32	35. 89		36. 18
県議会議員一般選挙 (熊本市選挙区)	(平23. 4. 10)	45. 18	49. 95		46. 70
市議会議員一般選挙 (熊本市選挙区)	(平23. 4. 23)	42. 09	48. 22		44. 03
市議会議員一般選挙 (富合町選挙区)	(平23. 4. 23)				55. 45
熊本県知事選挙	(平24. 3. 25)	30. 74	30. 45		30. 65

(注) 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別	区 分	自 民 党	社 民 党	公 明 党	共 産 党	民 主 党	国民新党	諸 派	無 所 属	計
熊本県知事選挙 (平 20. 3. 23)	総得票数									223,563	223,563
	最高 "									91,685	
	最低 "									21,932	
	得票率 (%)									100	100
	候補者数									5	5
市議会議員選挙 (富合町選挙区) 定数 1 (平 20. 11. 16)	総得票数									4,840	4,840
	最高 "									2,771	
	最低 "									2,069	
	得票率 (%)									100	100
	候補者数									2	2
衆議院 小選挙区選挙第 1 区 定数 1 (平 21. 8. 30)	総得票数		97,585			9,729	137,048		2,907		247,269
	最高 "		97,585			9,729	137,048		2,907		
	最低 "		97,585			9,729	137,048		2,907		
	得票率 (%)		39.47			3.93	55.42		1.18		100
	候補者数		1			1	1		1		4
衆議院 小選挙区選挙第 2 区 定数 1 (平 21. 8. 30)	総得票数		47,373				58,206		1,740		107,319
	最高 "		47,373				58,206		1,740		
	最低 "		47,373				58,206		1,740		
	得票率 (%)		44.14				54.24		1.62		100
	候補者数		1				1		1		3
衆議院 小選挙区選挙第 4 区 定数 1 (平 21. 8. 30)	総得票数		2,289					2,059	157		4,505
	最高 "		2,289					2,059	157		
	最低 "		2,289					2,059	157		
	得票率 (%)		50.81					45.70	3.49		100
	候補者数		1					1	1		3
市議会議員選挙 (植木町選挙区) 定数 2 (平 22. 4. 25)	総得票数									14,081	14,081
	最高 "									3,934	3,934
	最低 "									858	858
	得票率 (%)									100	100
	候補者数									5	5
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 1 (平 22. 7. 11)	総得票数		125,579			11,688	141,586		49,234		328,087
	最高 "		125,579			11,688	141,586		42,075		
	最低 "		125,579			11,688	141,586		7,159		
	得票率 (%)		38.28			3.56	43.16		15.01		100
	候補者数		1			1	1		2		5
熊本市長選挙 (平 22. 11. 7)	総得票数									206,556	206,556
	最高 "									169,517	
	最低 "									15,412	
	得票率 (%)									100	100
	候補者数									3	3
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数 16 (平 23. 4. 10)	総得票数		69,585		37,575	10,944	23,551			104,047	245,702
	最高 "		16,362		13,006	10,944	13,679			13,837	
	最低 "		11,151		12,145	10,944	9,872			533	
	得票率 (%)		28.32		15.29	4.45	9.59			42.35	100
	候補者数		5		3	1	2			11	22
市議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数 48 (平 23. 4. 24)	総得票数		61,309,076	3,396,000	34,043,843	10,731,000	19,260,060			116,562,008	245,301,987
	最高 "		6,913,000	3,396,000	5,220,536	3,800,000	5,364,060			11,196,000	
	最低 "		2,907,000	3,396,000	4,579,000	3,396,000	1,668,000			175,000	
	得票率 (%)		24.99	1.38	13.88	4.37	7.85			47.52	100
	候補者数		14	1	7	3	6			35	66
市議会議員選挙 (富合町選挙区) 定数 1 (平 23. 4. 24)	総得票数		2,465							1,308	3,773
	最高 "		2,465							1,308	
	最低 "		2,465							1,308	
	得票率 (%)		65.33							34.67	100
	候補者数		1							1	2
熊本県知事選挙 (平 24. 3. 25)	総得票数									175,562	175,562
	最高 "									158,075	
	最低 "									17,487	
	得票率 (%)									100	100
	候補者数									2	2

(注) 各選挙の直近のものを記載

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

15 人事委員会

人事委員会は、人事行政の適正な実施を確保するため、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、平成6年4月1日に設置され、政令指定都市移行に伴い、平成24年4月1日から同条第1項の人事委員会として位置付けられることとなった。本委員会は、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

本委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する不服申立ての審査などを主な業務としている。

(1) 平成23年度職員採用試験の実施状況

	職 種		申込者数 (人)	第 一 次 受験者数 (人) A	第 一 次 合格者数 (人)	第 二 次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人) B	倍率(倍) A／B
上 級 職	事 務 職		1,344	988	159	149	70	14.1
	社 会 福 祉 職		67	59	14	13	6	9.8
	心 理 相 談 員		44	41	10	9	4	10.3
	技 術 職	土 木	128	89	70	69	35	2.5
		建 築	66	54	22	22	10	5.4
		機 械	35	28	8	7	3	9.3
		電 気	49	41	9	8	4	10.3
		化 学	70	54	10	9	5	10.8
		農 業	37	23	8	8	3	7.7
		水 産	16	12	6	6	2	6.0
		造 園	8	5	4	4	2	2.5
	文 化 財 専 門 職		27	24	4	4	1	24.0
	(民間企業等経験者) 事 務 職		1,281	1,018	62	56	36	28.3
	技術職	土 木	199	169	30	27	18	9.4
免許資格職 (上級職)	薬 剤 師		19	15	7	7	2	7.5
	管 理 栄 養 士		69	53	9	9	4	13.3
	保 健 師		54	43	6	6	2	21.5
	助 産 師		5	3	3	3	3	1.0
	学 芸 員 (美 術 工 芸)		16	15	4	4	1	15.0
免許資格職 (中級職)	保 育 士		114	103	29	28	14	7.4
	看護師(平成23年10月採用)		44	40	34	29	17	2.4
	看護師(平成24年4月採用)		34	32	32	29	23	1.4
	臨 床 検 査 技 師		33	31	4	1	1	31.0
	言 語 聴 覚 士		4	4	3	3	1	4.0
初 級 職	事 務 職		332	286	52	46	25	11.4
	技術職	土 木	25	20	9	9	5	4.0
	身体障がい者対象(事務職)		13	12	－	－	1	12.0
消 防 職	上 級 消 防 職		220	189	24	24	12	15.8
	初 級 消 防 職		133	113	22	20	11	10.3
	初級消防職(救急救命士)		15	12	8	7	3	4.0
計			4,501	3,576	662	616	324	11.0

※任期付、任命権者実施分を除く。

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成23年職種別民間給与実態調査をもとに、平成23年11月1日市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況（平成23年4月現在）

区 分	職 員 数	平 均 給 与	平 均 年 齢	平均経験年数
調 査 対 象 職 員	4,166 人	338,984 円	42 歳 1 月	20 年 7 月
うち一般行政職	2,644 人	339,881 円	42 歳 6 月	20 年 10 月

イ 民間の状況

調査対象は、市内の101事業所（企業規模50人以上、事業所規模50人以上の231事業所から抽出）

ウ 公民給与の較差（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

（単位：円）

民 間 給 与 （ A ）	職 員 給 与 （ B ）	較 差 （ A ） － （ B ）
371,424	372,192	△768

エ 勧告の内容

一般行政職の職員の給与については、市内民間事業所の従業員との給与較差を考慮しながら、人事院勧告における国家公務員の行政職俸給表（一）の改定内容、経過措置額の引下げ等を勘案して、給料表の引下げ等により較差の解消を行う必要がある。

特別給の年間支給月数（現行3.95月分）については、市内民間事業所の特別給の支給割合とおおむね均衡していることから、改定を見送ることが適当である。

(3) 公平審査

ア 勤務条件に関する措置要求

新たな措置要求事案はなく、係属中の事案もない。

イ 不利益処分に関する不服申立

新たな不服申立事案はなく、係属中の事案もない。

ウ 職員からの苦情処理

平成17年度から、人事委員会は職員からの勤務条件等に係る苦情相談を受けている。苦情相談をすることができるのは、熊本市職員のうち一般行政職員、教職員（県費負担教職員を含む。）、消防職員であり、条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員も対象となる。

本年度の相談者数（件数）は6件であり、相談内容の区分と件数は次のとおりである。

区分	任用	給与	勤務条件 服務	福利 厚生	セクハラ いじめ等	その他	計
件数	3	-	-	-	-	3	6

企 画 振 興

1	総 合 計 画	77
2	広 報	81
3	広 聴	83
4	熊本市オンブズマン 制 度	89
5	情 報 化 推 進	91
6	都 市 政 策 研 究 所	97
7	統 計	98
8	政令指定都市の実現	100
9	市 民 協 働	103
10	地域コミュニティ づ く り 支 援	105
11	住 居 表 示	108
12	区役所・出張所等	111
13	戸 籍 ・ 住 民	119
14	安全安心まちづくり 交 通 安 全 対 策	120
15	男 女 共 同 参 画	122
16	人 権 推 進	125
17	生 涯 学 習	128

1 総合計画（企画課）

総合計画とは、都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、行政各分野の計画・事業の基本となるとともに、まちづくりに関わる市民や団体にとっての指針となるものである。

本市では、市の将来像やまちづくりの理念を明らかにし、それを実現するための基本方向を示す「基本構想」、基本構想を受けて各分野の基本方針や目標、施策の体系を示す「基本計画」、基本計画に基づく具体的な事務事業の実施プログラムであり、事業のスケジュール、事業手法などを示す「実施計画」の3つで構成されている。

（1）熊本市第6次総合計画基本構想

わが国では、少子高齢化の進展とともに本格的な人口減少社会を向かえ、これまでの社会経済のあり方の抜本的な見直しが迫られている。また、地方には地域の個性や特徴を生かし、自らの判断と責任において、まちづくりを進めていくことが強く求められている。

このような中、これらの時代変化に対応した新しい熊本づくりに、全市一丸となって取り組んでいくため、第5次総合計画の目標年次である平成22年度を繰り上げ、平成21年度から第6次総合計画へと移行した。

この基本構想は、平成19年度から策定に着手し、平成20年6月に市議会の議決を経て決定したものである。なお、本構想の目標年次は、平成30年度（西暦2018年度）としている。

（以下、本構想の原文を一部抜粋して掲載。）

ア めざすまちの姿

『^{わくわく}湧々都市くまもと』

～九州の真ん中！ 人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち～

地下水の^たたえ、熊本城を中心としたにぎわい、九州中央の交流拠点、このような未来のまちの姿をイメージした『^{わくわく}湧々都市』。

それは、一人ひとりの夢や希望、歴史や自然の息吹、新しい出会いへの期待など、みんなの^{わくわく}いろいろな湧々が集まり、魅力となり、広く内外から人々を引き付けるまち。そこでは、すべての市民がほほえみにあふれ、うるおいのある暮らしを楽しみながら、郷土を愛し誇りに思い、主体的にまちづくりに参加し、訪れる人をおもてなしの心で迎えている。

私たちは、そのような熊本市をめざします。

イ まちづくりの重点的取り組み

めざすまちの姿の実現に向け、目標年次となる平成30年度までに、特に重点的に取り組む4つのプロジェクトを掲げます。

① 「くらし わくわく」プロジェクト

地方分権や少子高齢化の進展に対応し、個性豊かで自立したまちづくりを進めていくためには、次の時代を担う子どもたちの健やかな成長を支える社会と、互いに助け合う「地域」を築き上げていくことが必要です。

「私たちは、すべての人がいきいきと暮らし、将来の夢と希望を描けるまちをつくります。」

② 「めぐみ わくわく」プロジェクト

熊本市は、熊本城に代表される伝統ある歴史や文化、古くから「森の都」と称される緑、阿蘇外輪山から連なる台地をかん養域とする清らかな地下水、さらには、これらの自然がはぐくむ安全でおいしい食に恵まれています。

この先人から受け継がれる豊かな恵みは、将来世代を含めた熊本市民の共有の財産であり、これをはぐくみ次の世代に引き継いでいくことは、現代に生きるすべての市民の責務です。

「私たちは、先人から受け継いだ豊かな恵みをはぐくみ、次の世代に引き継ぐまちをつくります。」

③ 「おでかけ わくわく」プロジェクト

だれもが快適でいきいきとした毎日を過ごすためには、移動しやすいまちをつくることが不可欠です。特に、少子高齢社会においては、クルマがなくても不便を感じない交通体系を整備することが重要となります。

「私たちは、だれもが気軽におでかけできるまちをつくります。」

④ 「出会い わくわく」プロジェクト

国際化・高度情報化社会が一層進展し、本格的な人口減少社会の到来を迎える中、都市の魅力と活力を維持、増進していくためには、人・もの・情報の様々な交流と集積が不可欠です。また、九州中央に位置する地理的特性や行政等の管理機能の集積した歴史などを踏まえ、九州の一体的な発展に中核的な役割を果たしていかなければなりません。

「私たちは、おもてなしの心で様々な出会いが生まれるまちをつくります。」

ウ 分野別取り組みの基本方針

次に掲げる基本方針に基づき、それぞれの分野でめざすまちの姿の実現に向けた施策を推進します。

- ① 一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現
- ② とともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現
- ③ 生涯を通して健やかで、生き生きと暮らせる保健・福祉の充実
- ④ 子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進
- ⑤ 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興
- ⑥ 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築
- ⑦ 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興
- ⑧ 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

エ 構想を推進するために

基本構想に掲げるまちづくりを推進するために、すべての施策、事業について、次のことを基本として取り組みます。

- ① 協働と自主自立によるまちづくり
 - ・ 自主自立の地域づくりの推進
 - ・ 市民公益活動の支援
- ② 信頼される市政運営
 - ・ 開かれた市政の推進
 - ・ 市民の視点に立ったサービスの提供
 - ・ 法令順守の徹底
- ③ 効率的で質の高い行政運営
 - ・ 行財政運営の効率化
 - ・ 行政評価制度の充実
 - ・ 協働と自主自立のまちづくりを進めるための職員の資質向上
- ④ 市域を越えた広域的連携
 - ・ 熊本都市圏市町村との連携強化
 - ・ 九州各都市との連携強化

（２）熊本市第６次総合計画基本計画

平成２０年６月に市議会の議決を経て決定した基本構想を受け、平成２１年３月に同じく市議会の議決を経て基本計画を決定した。さらに、平成２２年３月の城南町、植木町との合併及び平成２４年４月の政令指定都市移行に伴い、それぞれ市議会の議決を経て基本計画の一部を変更した。

なお、基本計画を推進するため実施計画を作成し、毎年度見直しを行いながら進捗管理を行っている。（以下、本基本計画の原文を一部抜粋して掲載。）

ア 計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿

『湧々都市くまもと』～ 九州の真ん中！ 人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち ～

を実現するための具体的な取り組みを体系化したもので、市民の皆さんと行政の共通・共有するまちづくりの指針であり、総合的・計画的な市政運営のための設計書となるものである。

本計画では、全ての施策分野にわたり、市民、地域団体・ＮＰＯ等、事業者、行政それぞれの活動の目安となる役割分担を示しており、また、各分野の取り組みの目的を明確にし、成果を重視するとともに、市民の皆さんへの説明責任を徹底するため、それぞれの取り組みの基本方針ごとに、達成度を測る指標と目標値を掲げている。

イ 計画の期間と対象

- ◆計画期間 この計画は、平成３０年度（西暦２０１８年度）を目標年次とし、中間年にあたる平成２５年度に全体的に見直すこととしている。
- ◆対象区域 平成２４年４月１日の政令指定都市移行後の市域を対象とし、必要に応じて広域的な対応を図る。
- ◆実施主体 本計画は、市が主な実施主体となるほか、市民（地域団体・ＮＰＯ等、事業者を含む）と行政の役割分担に基づいて、市民の皆さんの参画と協働により実施する。
分野別施策における「協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担」の取り組み例は、「協働と自主自立によるまちづくり検討会議」で取りまとめられたものである。この会議は、公募市民を含め、各分野の学識者、地域団体、ＮＰＯなどの代表者で構成され、平成２０年６月５日～８月２２日の期間に計８回にわたり開催された。

ウ まちづくりの重点的取り組み

基本構想に掲げるめざすまちの姿『湧々都市くまもと』の実現に向け、今後１０年間、特に重点的に取り組む４つのわくわくプロジェクトとそれを具体化する７つの夢わくわくプラン（「夢わく」）を設定している。

１ 「くらし わくわく」プロジェクト

夢わく １．子どもも大人もみんなの笑顔が輪になるまちをつくる

- ① 子どもたちが楽しく、いきいきと学び遊べる環境づくり
- ② 社会全体で子育てやワーク・ライフ・バランスを応援するまちづくり

夢わく ２．だれもが能力を発揮でき、将来も住み続けたいと思えるまちをつくる

- ① 暮らしを支え、働く意欲に応える「くまもと元気産業」づくり
- ② 暮らしを豊かに、将来も住み続けたいと思える地域づくり

2 「めぐみ わくわく」プロジェクト

夢わく 3. ふるさとの自然を守り、世界に誇れる環境先進都市をつくる

- ① 地球温暖化防止をリードする都市づくり
- ② 見て、ふれて、豊かさを体感できる水と緑の空間づくり
- ③ 地球環境を守るライフスタイルの実践

夢わく 4. 伝統と文化が息づき、「くまもと」の恵みを満喫できるまちをつくる

- ① 地域に息づく伝統や市民の力が生み出す新しい熊本文化の振興
- ② 豊かな農と食の恵みを生かしたまちづくり

3 「おでかけ わくわく」プロジェクト

夢わく 5. だれもおでかけしたくなるまちをつくる

- ① にぎわいと楽しさあふれるまちづくり
- ② 自然の豊かさと安らぎに満ちたオアシスの創出

夢わく 6. バス・電車、自転車などで気軽におでかけできるまちをつくる

- ① だれもが利用しやすい公共交通システムの整備
- ② 自転車が利用しやすい環境や快適な歩行空間の整備
- ③ 駅、港、空港、高速インターチェンジと都心とのアクセス向上

4 「出会い わくわく」プロジェクト

夢わく 7. 温かいおもてなしの心があふれ、楽しい交流が生まれるまちをつくる

- ① 世界に誇る熊本シティブランドづくりと国内外への「くまもと」の魅力の発信
- ② おもてなしの心でもてなす人と仕組みづくり
- ③ 九州、アジアの交流拠点にふさわしいまちづくりと内外との活発な交流の促進

エ 分野別施策

基本構想で掲げた分野別取り組みの基本方針に基づき、めざすまちの姿を実現するための基本的な施策を総合的、体系的に示します。

- 第1章 一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現
- 第2章 とともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現
- 第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実
- 第4章 子育てしやすい、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進
- 第5章 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興
- 第6章 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築
- 第7章 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興
- 第8章 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

オ 基本計画の推進に向けて

重点的取り組み及び各分野別施策を確実に推進し、成果をあげるため、すべての施策、事業について、次のことを基本として取り組みます。

- 1 協働と自主自立によるまちづくり
- 2 信頼される市政運営
- 3 効率的で質の高い行政運営
- 4 市域を越えた広域的連携

2 広 報（広報課）

（１）広報組織

市民の視点にたち、積極的な市政広報活動を図っている。

各局に広報報道調整担当者（政策調整主幹など）を置き、情報（各課の事業、行事など）の収集及び広報・報道対応の円滑化を図っている。

（２）広報刊行物

タ イ ト ル	発行状況	発行部数	概要・その他
市政だより	毎月1日発行	328,000部 (平成24年4月実績)	委託業者から各世帯に配付※1
点字市政だより（視覚障害者向け）	〃	101部	郵送
声の市政だより（視覚障害者向け）	〃	102本	郵送
生活便利ブック	2年1回発行※2	340,000部	市の窓口業務や施設、制度などの紹介（各世帯及び転入者へ配付）

※1 富合町・城南町については嘱託員が配布

※2 平成 24 年 12 月発行予定

（３）テレビ・ラジオによる広報

	タ イ ト ル	放 送 局 ・ 時 間
テ レ ビ 広 報	クローズアップ熊本	ケーブルテレビ（市民チャンネル） 毎日 午前8時から 24分間 （再放送）毎日 午後6時から
	興味しんしん家族	R K K 毎週水曜日 午後7時53分から 7分間 （再放送）毎週土曜日 午前5時53分から
	テレビスポット	民放4局 市の施策や事業を適時放映

ラ ジ オ 広 報	タ イ ト ル	放 送 局 ・ 時 間
	とんでるワイド・大田黒浩一の 今日も元気！内	RKK 毎週月曜日 午前9時30分ごろから 2分間
	小学生の時間 内	RKK 毎週日曜日 午後5時30分ごろから 20秒間
	フレッシュ・フラッシュ・くまもと	FM熊本 毎週火曜日 午前8時45分ごろから 5分間
	I LOVE WOMAN	FM熊本 毎週火曜から木曜日 午後0時10分ごろから 5分間
	おはよう熊本市	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 午前7時45分から 13分間
	ラジオで学ぼう！ECOライフ	熊本シティエフエム 毎月最終水曜日 午後1時00分から 15分間
	知って安心！暮らし塾	熊本シティエフエム 毎月第1木曜日 午後1時30分から 15分間
	子どもラジオ局 内5分コーナー番組	熊本シティエフエム 毎月最終日曜日 午後2時から3時 5分間
	シティで学ぼう	熊本シティエフエム 日曜日（年6回） 午前10時から11時
	～くまもとと安全安心大作戦～ 学ぼうさい	熊本シティエフエム 毎週月曜から金曜日 正午から 5分間 （再放送）午後6時55分から
	ラジオスポット	市の施策や事業を適時放送

（４）新聞・生活情報誌による広報

市政について市民へ広く周知を図るため、紙面を利用して適時広報

（５）ホームページによる広報

市政情報を広く国内外へ向けて発信

ホームページアドレス	http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/
携帯電話用ホームページアドレス	http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/mobile/
メールマガジンの配信	k1500@123123.tv
フェイスブックによる情報発信	http://www.facebook.com/KumamotoCity

（６）その他

・月刊行事予定表「月報くまもと」の発行

（７）報道機関（市政記者クラブ）を通してのパブリシティ活動

- ・市長記者会見（月に２回程度）
- ・記者レクチャー（関係課長などによる記者説明）
- ・資料提供（報道資料配布 年間１，３００件程度）

※記者クラブ加入社（１３社）

熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・KKT・KAB・時事通信・共同通信

3 広 聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、「市民の声データベースシステム」等により、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

（１）広聴業務

ア まちづくりトーク

本市のまちづくりについて、市長が市民と意見交換を行う。

開催実績

区分 \ 年度	17	18	19	20	21	22	23
開 催 数	7	4	4	4	2	1	2
参加グループ数	18	11	11	11	6	2	4
参 加 者 数	46	16	29	21	14	2	8

イ おでかけトーク

市民参加による市政を実現するため、市長が各地域に出向いて市民と意見交換を行う。

開催実績

区分 \ 年度	17	18	19	20	21	22	23
開 催 数	10	6	4	4	7	2	6
参 加 者 数	496	347	267	195	370	49	271
意見交換件数	94	55	41	43	64	23	56

ウ ゆめトーク

本市が重点的に取り組む特定のテーマについて、市長がNPOやボランティア団体等の会合等に出向いて意見交換を行う。

開催実績

区分 \ 年度	17	18	19	20	21	22	23
開 催 数	7	2	5	3	3	1	2
参加グループ数	7	2	5	3	3	1	2
参 加 者 数	113	64	119	55	65	12	30

エ 子どもたちとのゆめトーク

本市のまちづくりや将来等について、市長が中学校に出向いて中学生と意見交換を行う。

開催実績

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
開催数	1	2	2	0	2
参加グループ数	1	2	2	0	2
参加者数	19	37	133	0	161

オ 高校生とのゆめトーク

本市のまちづくりや将来等について、市長が高校に出向いて高校生と意見交換を行う。

開催実績

区分 \ 年度	23
開催数	1
参加グループ数	1
参加者数	16

カ 校区自治協トーク

校区のまちづくりの課題等について、市長が各校区に出向いて校区自治協議会役員と意見交換を行う。

開催実績

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
開催数	20	22	22	8	24
参加者数	544	558	531	179	570
総意見交換数	155	185	215	88	256

キ コールセンター運営事業

熊本市の市政情報や生活情報、観光情報などに関するよくあるお問い合わせについて、一元的に受け付ける電話対応センター。

名 称 : 熊本市コールセンター「ひごまるコール」

【年中無休（朝８時～夜９時まで）電話、FAX、メールで対応、外部委託】

運用実績

区 分 \ 年 度		20	21	22	23
利用実績	問 合 せ 等 件 数	17,150	35,813	38,928	35,248
	問 合 せ 件 数	14,752	31,956	34,564	29,682
	申 込 受 付 件 数	2,398	3,857	4,364	5,566
	アンケート等受付数	1,980	5,442	5,088	5,269
	総 利 用 実 績 数	19,130	41,255	44,016	40,517
チャネル別	電 話 件 数	16,293	34,836	38,246	34,032
	F A X 件 数	460	440	241	788
	E - M a i l 件 数	265	239	179	143
	質 問 箱 件 数	132	298	262	285
	アンケートシステム	1,980	5,442	5,088	5,269
回答率	1 次 回 答 数	14,670	32,432	35,291	31,536
	1 次 回 答 対 象 件 数	15,327	33,051	35,754	32,102
	回 答 率 (%)	95.71	98.13	98.71	98.24

平成20年6月1日より運用開始

問合せ内容

(平成23年度)

問 合 せ 内 容	問合せ数	担当課
【健診】高齢者健診の受診券のお申込み	1,298	国民健康保険課
【イベント申込】人権講演会「いっこく堂 人権トークショー」	889	人権推進総室
【イベント申込】第1回 2000 人市民委員会全体研修会	760	広聴課
〇〇課をお願いします。	660	
【健診】特定健診の受診券のお申込み	500	国民健康保険課
熊本市国民健康保険加入者の特定健診（特定健康診査）について知りたい。	464	国民健康保険課
【イベント申込】森都心プラザ 姜尚中氏記念基調講演	444	産業政策課
【予防接種】麻しん・風しん（MR3 期・MR4 期）の予防接種ができる医療機関を教えてください。	382	感染症対策課
【イベント申込】アジアシアター2011	371	国際室
肺がん検診を受けたい。	349	健康づくり推進室

※問合せ数は上位10件

F A Qアクセス数

(平成23年度)

F A Q 件 名	アクセス数
災害や火災の情報を入手する方法（概要）	10,781
ポリオ予防接種はどこで受けられますか？	6,918
ごみ処理施設の受付時間・ごみ処理手数料について知りたい。	5,887
戸籍謄本・抄本を郵送してもらうことはできますか？	5,310
認可保育所（保育園）について知りたい。（保育所に子どもを預けたい場合）	5,283
子ども手当制度について	4,886
ウェルパルクまもと（総合保健福祉センター）を教えてください。	4,649
休日在宅当番医・休日当番薬局を教えてください。	4,419
桜の馬場 『城彩苑』について教えてください。	3,946
市営住宅などの公営住宅について知りたい。	3,931

※アクセス数は上位10件

ク 市長への手紙

市政への提案や要望、本市の将来像などについて、手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	17	18	19	20	21	22	23
件 数（件）	341	417	376	326	294	291	328

ケ わたしの提言

市政への提案や要望等をインターネット、FAX通信を活用し提言してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	17	18	19	20	21	22	23
件 数（件）	666	595	581	656	651	600	2,185

コ 2,000人市民委員会

2,000人市民委員に、市政の様々な政策等について情報提供を行い、その情報を基にアンケート調査を実施し、市政運営の参考とする。

運営実績

区分 \ 年度	23
委員数（当初委嘱）	2,124人
アンケート回数	2回
研修会開催数	1回

ケ パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

意見募集実績

年度	案 件 名	意見募集結果
22	熊本市政令指定都市ビジョン（素案）	25 件（ 7 人）
	市電移動円滑化整備事業（素案）	91 件（ 31 人）
	熊本市オンブズマン条例（素案）	238 件（ 23 人 1 団体）
	熊本市教育振興基本計画（素案）	1 件（ 1 人）
	熊本市市民参画と協働の推進条例（素案）	130 件（ 46 人）
	熊本市わくわくシルバーライフプラン（素案）	8 件（ 5 人）
	第 3 次熊本市環境総合計画（素案）	2 件（ 1 人）
	城南児童館（仮称）基本計画（素案）	18 件（ 34 人）
	城南図書館（仮称）基本計画（素案）	1 件（ 1 人）
	城南総合スポーツセンター（仮称）基本計画（素案）	9 件（ 8 人）
	植木町田原坂資料館改築基本計画（素案）	0 件（ 0 人）
	植木体力・健康づくり拠点（仮称）基本構想（素案）	0 件（ 0 人）
	熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）	2 件（ 2 人）
23	第 2 次熊本市自転車利用環境整備基本計画（案）	21 件（ 6 人）
	放置自転車ゼロ作戦（案）	11 件（ 6 人）
	熊本市上下水道事業経営基本計画（素案）	7 件（ 1 人）
	区民会議（素案）	49 件（ 15 人）
	熊本市オンブズマン条例施行規則（素案）	8 件（ 2 人）
	熊本市暴力団排除条例（素案）	0 件（ 0 人）
	熊本市市民公益活動支援基金（素案）	2 件（ 1 人）
	熊本市障がい福祉計画（第 3 期計画・素案）	15 件（ 5 人）
	（仮称）熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（素案）	30 件（ 10 人）
	動物愛護施設増設基本計画（素案）	10 件（ 4 人）
	2 期熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）（素案）	7 件（ 4 人）
	（仮称）熊本市消費生活条例（素案）	26 件（ 5 人）
	くまもと医療都市 2 0 1 2 グランドデザイン（素案）	12 件（ 5 人）
	市街化調整区域の地区計画運用基準の変更（案）	0 件（ 0 人）
	熊本市コンベンションシティ基本構想（素案）	55 件（ 19 人）
	くまもとはつらつプラン（平成 2 4 年度～平成 2 6 年度熊本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）（素案）	1 件（ 1 人）
	熊本市高齢者居住安定確保計画（素案）	0 件（ 0 人）
	新熊本市生涯スポーツマスタープラン（仮称）（素案）	0 件（ 0 人）

(2) 相談業務

市民の法律相談や税務相談等の特別相談業務を実施している。

特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数（上段：年度 下段：件数）				
				19	20	21	22	23
法律相談	月・水・金及び第4火 13：00～16：00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	1,174	1,189	1,172	1,166	1,190
税務相談	月 13：00～16：00	税理士	所得税・相続税贈与税など	179	136	165	152	159
相続・登記相談	木 13：00～16：00	司法書士	相続・土地・建物登記など	522	583	457	480	420
民事介入暴力相談	月 9：00～12：00	熊本県暴力追放協議会	民事介入暴力に関すること	36	46	33	27	21

（注）法律相談は予約制（8名）、相談日当日の午前8時30分から広聴課で電話にて予約受付。

(3) 庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への各窓口の案内や誘導及び高齢者や障がい者等のサポートを行う総合案内を設置している。また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や職場内の案内を行っている。

4 熊本市オンブズマン制度（オンブズマン事務局）

（１）沿革

平成 22 年 4 月、自治の基本原則である情報共有、参画、協働の推進による市政やまちづくりを進める意思表示として「熊本市自治基本条例」が施行され、同条例の趣旨を具体化する制度の一つとして、同条例第 23 条に公的オンブズマン制度の設置が規定された。これを受け、平成 23 年 3 月、「熊本市オンブズマン条例」が公布され、同年 11 月 1 日、同条例が施行された。

（２）概要

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的としたものである。

（３）オンブズマンの職務

- ① 市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査する。
- ② 常に市政を監視し、オンブズマン自らも事案を取り上げ、調査する。
- ③ 必要なときは、市に対して是正などの措置を行うよう勧告したり、制度の改善を求める意見表明をする。

（４）対象となる苦情の範囲

熊本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日（終わった日）から原則として 1 年以内の苦情が対象となる。ただし、次のような場合などは取り扱わない。

- ① 判決、裁判等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項
- ② 請求に基づき現に監査を実施している事項及び監査を完了した事項
- ③ 議会に関する事項
- ④ オンブズマンの行為に関する事項

（５）オンブズマンの組織等

① オンブズマン

熊本市オンブズマンは、熊本市オンブズマン条例の規定に基づき、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

オンブズマンは、市民の権利と利益の擁護者として、公平かつ中立的な立場で職務を行い、また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

オンブズマンの任期は 2 年であり、1 回に限り再任することができる。

② 運用体制

オンブズマン 2 名、オンブズマンを補佐する専門調査員 2 名、その他制度を運営する事務局員 4 名の 8 名体制で運用を行っている。

(6) 苦情処理の流れ

① 申立方法

苦情の申立ては書面により行う。事務局に持参、郵送、FAX、Eメール、ホームページのフォームメールのいずれかの方法で申し立てることができる。

② 面談

申立人が希望する場合には、オンブズマンと直接面談ができる。

③ 苦情の調査

オンブズマンは苦情の内容を審査し、市の関係部署を調査する。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査等の方法で行う。

④ 調査結果の通知

オンブズマンは、調査結果を申立人及び市の機関に文書で通知する。

⑤ 運営状況の報告・公表

毎年度の運営状況については、市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。

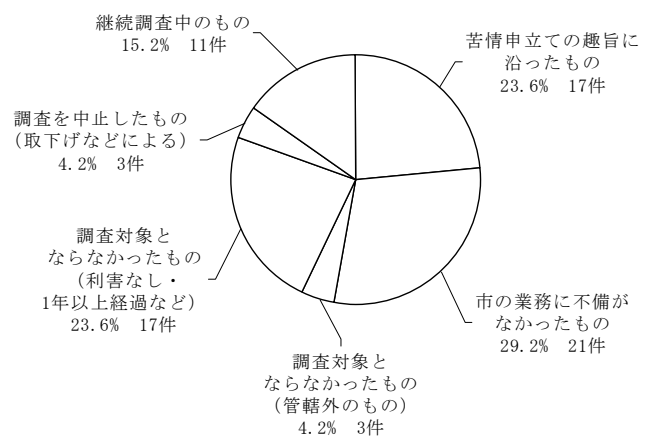
(7) 平成23年度の運用状況

平成23年度は、5ヶ月間で72件の苦情申立てがあり、うち61件を処理した。

行政組織別受付状況

組織名	件数	組織名	件数
総務局	7	都市建設局	16
企画財政局	13	消防局	0
市民生活局	6	交通局	0
健康福祉局	15	上下水道局	5
子ども未来局	4	病院局	1
環境保全局	2	教育委員会	2
農水商工局	1	その他の機関	0
観光文化交流局	0	合計	72

苦情処理の状況



5 情報化推進（情報政策課）

熊本市が地域の特色を生かした活力あるまちづくりを推進するうえで、地域のニーズや市役所内部のニーズに基づく新たな情報化への取り組みが求められている。

高度情報化社会において、市民の一人ひとりがＩＣＴ（情報通信技術）を有効に活用し、市役所においても効率的で質の高い行政運営を実現するための方策を具体化する必要があることから、熊本市の地域社会全体を視野に置いた総合的な情報化計画として、平成９年７月に情報化基本計画、平成１０年３月に情報化実施計画（第１次）、平成１５年４月に情報化実施計画（第２次）、平成１９年３月に情報化計画を策定し、情報化の推進を図ってきた。これに引き続き、平成２４年６月にＩＣＴ推進計画を策定し、情報化施策を推進している。

（１）熊本市ＩＣＴ推進計画（平成２４～２８年度）

ア 基本的事項

１.計画の趣旨

これまで本市が実施してきた情報化を進化させ、本市が目指す九州・東アジアの交流拠点としての成長と日本一暮らしやすい政令指定都市づくりを情報化の側面から推進するとともに、適切で効率的なサービスを将来にわたって安定的・継続的に提供できる行政運営の実現と、市民協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「熊本市ＩＣＴ推進計画（平成２４年度～平成２８年度）」を策定した。

２.計画の位置付け

本計画では、市の最上位計画である「熊本市第６次総合計画」に加え、「熊本市政令指定都市ビジョン」との整合性も視野に入れて策定した。

全ての市民がＩＣＴサービスの恩恵を享受できるため、市民・地域の情報化ニーズ、情報化社会への対応、国や県の情報化政策などを踏まえた情報化の理念及び構想を定め、今後実施していく基本的な施策を示すことで、本市における総合的な情報化推進計画として位置づけている。

３.計画の期間

本計画の期間は、平成２４年度から平成２８年度までの５年間とする。

イ 情報化の基本方針

1.基本理念 『九州ど真ん中！ 人々が集い躍動する 情報交流拠点 e 政令指定都市くまもと』

本計画では、市民に普及が進むＩＣＴを有効に活用し、すべての市民が情報化の恩恵を享受できる環境の整備を図る。

市民生活の利便性向上や地域の活性化などにおいては、市民が主体となる情報化の推進にも取り組んでいく。また、九州の中央に位置する地理的優位性を活かして、九州全域、さらには日本全国、東アジアも視野に入れ、情報交流拠点として成長していくとともに、情報化の側面からも、市民はもとより観光客や企業から「選ばれる都市くまもと」の実現を目指す。

2.情報化ビジョン

ビジョン１ 便利で身近なe 情報サービスの拡充

各種行政手続きや観光、交通など本市に関する様々な情報を積極的かつタイムリーに提供するとともに、多様化・高度化する情報化ニーズを的確に把握し、いつでも、どこでも、便利で身近な情報サービスを拡充する。

ビジョン２ 市民に信頼されるスリムなe 市政運営の推進

ＩＣＴを活用し、行政事務の一層の効率化、情報システムコストの抑制を図るとともに、透明性・公平性のあるＩＴガバナンスを確立し、市民に信頼されるスリムな市政運営を推進する。

ビジョン３ 安全・安心で暮らしやすいe まちづくりの推進

防災、子育て、医療などの分野はもとより、地域活性化や環境保護施策においてもＩＣＴを有効に活用するとともに、地域のコミュニティ活動を促進し、安全・安心で暮らしやすいまちづくりを推進する。

ウ 情報システム整備計画

ビジョンごとに具体的取り組みを示す。

ビジョン１ 「みんなに役立つ情報発信」として、市ホームページの拡充など ４施策

「いつでもどこでも簡単・便利な行政手続きの提供」として、市民視点の窓口サービスの向上など ４施策

「伝える・伝わる市民の声市民参画支援」として、市民の声データベースの活用強化 １施策

ビジョン２ 「ＩＣＴライフサイクルを考慮した効率的で経済的な最適化」として、情報システムの最適化など ５施策

「透明性・公平性のあるＩＴガバナンスの確立」として、ＩＴガバナンスの強化など ３施策

ビジョン３ 「コミュニティ活動の支援」として、コミュニティ活動の情報交流支援 １施策

「安全・安心の強化・拡充」として、防災情報収集・提供の強化など ３施策

「子育て、学習支援」として、ＩＣＴを活用した学校教育の充実など ２施策

「健康・高齢者支援」として、健康づくりの推進など ２施策

「地域産業の活性化支援」として、農商工連携・交流の促進など ３施策

「環境の保護・維持」として、環境教育・エコライフの推進 １施策

エ 情報化推進方策

1. 推進体制の整備

本市の情報化を推進するにあたっては、総合的かつ確実な実施が求められる。そのため、庁内の情報化をより一層推進し、市民や関連団体等との連携・協働により、全ての市民が情報化の恩恵を享受できる情報化推進体制の整備を図っていく。

2. 進行管理方法の確立

「情報化推進体制」において、各情報化施策・事業の進行状況を一元的に管理し、評価・改善するマネジメントサイクル（PDCA サイクル：Plan→Do→Check→Action）を確立していく。

具体的には、所管部署において本計画の「事業の最終目標」や「事業年度目標」に基づき、情報化施策・事業を実施し、その実施状況を情報化推進協議会へ報告。情報化推進協議会では、各情報化施策・事業や計画全体を評価し、改善方針を決定する。この改善方針に従って、計画全体や情報化施策・事業内容、事業目標などについて見直しを実施する。

3. ICT人材の育成

ICT人材の育成にあたっては、大きく4つの基本的な方向性を定めている。

「情報活用能力」・・・情報化を推進する上で、全ての基盤となり、必要不可欠である。

「情報セキュリティ対策」・・・住民情報、税情報や福祉情報など個人情報扱う上で重要であり、情報化を推進する上では「情報活用能力」と併せて車の両輪となる。

「ユーザビリティの確保」・・・市民の利便性を向上する上で市民へサービスや情報を提供する際に必要となる。

「システムマネジメント能力」・・・これからは適切にシステム開発時の進捗管理等を担えるようなICT推進リーダーを育てる必要がある。

（２）電子自治体推進事業

国のＩＣＴ推進政策及び、本市の情報化計画を受け更なる効率的な電子自治体の運営の実現をはかるため、次の事業を行う。

平成１５年度に熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を設置し、「電子申請受付システム」の共同開発運用を開始し、順次手続きの電子化推進及び利用拡大を進めてきた。また、平成２３年度のシステム更改時には民間ＡＳＰ方式に移行し、費用縮減に取り組んだ。今後とも更なる利用促進を目指す。

平成１９年度より熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を中心に展開される地図基盤の整備を推進するために汎用型ＧＩＳ共同利用事業へ参加し、全庁的な利用推進を行う。

また、平成２１年度末に地域の各種団体が簡単にホームページを作成できる地域情報化基盤システム（名称：くまもとわくわくＷｅｂタウン）を構築した。地域情報化の推進のため、利用促進を行う。

（３）庁内ネットワーク整備事業

ア 構築の目的

庁内ネットワークを基盤として様々な情報ネットワークを拡充することにより、インターネット等を活用した情報の提供や収集、各課相互のオンライン化による情報の共有、各種業務システムとの連携など、行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ 経緯

- ・平成１０年度 庁内ネットワーク構築に関する基本調査
- ・平成１１年度 庁内ネットワーク構築の実施設計
- ・平成１１年１０月 第５回熊本市情報化推進協議会において、庁内ネットワーク構築の基本的な整備方針を承認
- ・平成１２年６月 地域イントラネット基盤整備事業交付金決定（郵政省（当時））
- ・平成１２年度 本庁舎等のＬＡＮ整備、システム開発等の実施
- ・平成１３年４月 庁内ネットワーク（Ｃネット）の運用開始
- ・平成１３年度 出先施設等のＬＡＮ整備
- ・平成１４年度 本庁舎（議会棟）のＬＡＮ整備
- ・平成１５年度 出先施設（小中学校等）のＬＡＮ整備
- ・平成２０年度 富合町合併によるＬＡＮ整備
- ・平成２１年度 城南町・植木町合併によるＬＡＮ整備
- ・平成２３年度 政令指定都市へ移行に伴う区役所及び出先施設のＬＡＮ整備

（４）総合行政情報システム

ア 情報システムの現状

１．導入の目的

コンピュータの持つ優れた情報処理機能や高速演算機能を、これらを適用できる行政の各分野に有効適切に利用することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図ることを目的とする。

２．システムの概要

ホストコンピュータ及びデータ連携を行う総合行政情報システムは、昭和６０年度に導入されて以来、現在４２業務が稼働している。

本庁と各区役所・総合出張所・出張所等の出先機関と専用の通信回線により接続し、オンラインシステムとして運用している。また帳票の出力や、データの一括更新等はバッチシステムとして短時間で大量の処理を行っている。

イ 電算システム機器の構成

(ア) 中央処理装置

	A系 (運用系)	GS21 1400/モデル10H
	B系 (テスト・開発環境)	PQ540A
	X系 (指定都市開発環境)	GS21 1400/モデル10H
主 (内部) 記憶容量	A系 1GB	
	B系 1GB	
	X系 1GB	

(イ) 補助 (外部) 記憶装置

磁気ディスク装置	1119GB ※1GB=10億バイト (1バイト=1文字)
カートリッジ式磁気テープ装置	2台 (8デッキ)
LTO装置	1台 (4ドライブ)

(ウ) 入出力装置

本体系フロッピーディスク装置	1台
本体系プリンタ装置	9台
ネットワーク系端末装置	770台
端末系プリンタ装置	254台

ウ 電算システム稼働業務一覧

稼働年度	番号	業 務 名	稼働年度	番号	業 務 名
昭和 60	1	住民記録	平成 11	22	介護保険
	2	国民健康保険	平成 12	23	外国人登録
昭和 61	3	行政基本	平成 14	24	保険料収納支援
	4	国民年金	平成 15	25	市税基本
	5	下水道水洗化貸付金償還	平成 16	26	市税収納支援
	6	選挙事務		27	戸籍情報総合
	7	学校教育		28	住居表示証明発行
昭和 62	8	軽自動車税	平成 17	29	市民税課税支援
	9	市・県民税		30	諸税管理 (事業所・市たばこ・入湯)
	10	税収納管理		31	諸税収納
	11	法人市民税		32	固定資産税家屋評価
	12	固定資産税		33	税務地図情報
	13	ひとり親医療事務		34	税ファイリング
昭和 63	14	保育所管理	平成 18	35	障害者支援費
	15	老人福祉事務		36	固定資産税異動管理
	16	障害福祉事務		37	外国人登録 (WE B移行)
	17	生活保護	平成 19	38	保健福祉総合連携
	18	下水道受益者負担金	平成 20	39	後期高齢者医療制度
平成 元	19	乳児医療	平成 22	40	子ども手当
平成 7	20	特別土地保有税	平成 23	41	住記連携
平成 8	21	母子寡婦福祉資金貸付		42	児童手当

エ 情報システムの将来

1.最適化基本計画の策定

総合行政情報システムは稼動開始以来、長期間にわたり拡張と改修が繰り返されてきたため、システムの老朽化・複雑化が進行している。また、独占的契約形態、他システムとの連携、セキュリティの強化、運用時間の延長等様々な課題を抱え、抜本的な見直しを行う時期を迎えている。

この様な問題点を解決するために、「市民サービスの向上」「業務の改善」「開発・運用・保守にかかる費用の適正化」「情報セキュリティの確保」を基本方針とした総合行政情報システム全体の最適化を行う基本計画を平成21年度に策定した。

2.最適化基本計画の実施内容

最適化基本計画を基に、平成24年4月の政令指定都市移行、同7月の住民基本法改正等を踏まえ、平成22年度より住民情報系システムの一次（住民記録・印鑑登録）開発に着手した。さらに、平成23年度の共通基盤システム一次開発、以後平成27年度末までに税務系、保険料系、福祉系の開発を行い、平成28年度中に新システムに完全移行。ホストコンピュータを中心とした旧システムの撤廃を行う予定である。

（5）情報セキュリティ対策

ア セキュリティポリシーの策定

各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩等が発生した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することが、市民の財産、プライバシーを守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策（情報セキュリティ対策）を整備するため、本市の情報セキュリティポリシーとなる「熊本市情報セキュリティ基本方針」及び「熊本市情報セキュリティ対策基準」を平成19年1月に策定し、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

イ 情報セキュリティ監査

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、平成19年度から計画的に監査を実施し、各情報システムのセキュリティ対策の状況を評価し、各種対策の見直し等を行っている。

6 都市政策研究所

わが国では、少子高齢化社会の進展とともに本格的な人口減少社会を迎え、これまでの社会経済のあり方の抜本的な見直しが迫られている。また、地方分権の進展により、地方には、地域の個性や特性を生かし、自らの判断と責任においてまちづくりを進めていくことが強く求められている。

このような中、今後、さらなる政策形成力の向上が不可欠であるとの認識のもと、中長期的なまちづくり構想に資する調査研究活動を行うとともに、職員の政策形成能力の向上を図ることを目的として、平成24年10月に「熊本市都市政策研究所」を設置した。

(1) 研究所の機能

ア 調査・政策研究機能

政策形成のベースとなる基礎調査を行うとともに、中長期的な視点のもと、理論やデータに基づく実践的な調査研究活動を行う。

イ 情報収集・発信機能

都市政策全般に関する情報の収集と蓄積を図るとともに、研究成果を積極的に発信していく。

ウ 人材育成機能

プロジェクト研究方式を導入し、多くの職員が調査研究活動を行うことにより、政策形成能力の向上を図る。また、職員を対象とした勉強会や研修会を行い、一層の能力向上に努める。

(2) 研究テーマ

平成24年10月からの“スタート研究”として、今後の様々な研究の基礎となる調査・研究を行う。具体的には、地理的・地勢的状况を共有できるような地図情報の構築や熊本市のまちづくりの歴史が一目で分かるような史料の整理、分析などを行う。

ア 熊本市域の地域認識共有化に向けた体系化研究

⇒熊本市図集の作成

イ 熊本市の歴史認識共有化に向けた政策史研究

⇒熊本市部門別都市政策史料の編纂

7 統 計（統計課）

（１） 基幹統計調査の実施

主な基幹統計調査

調査名	調査年次	調査内容
国勢調査（総務省）	5 年毎	日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。
住宅・土地統計調査（総務省）	5 年毎	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。
就業構造統計調査（総務省）	5 年毎	国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。
工業統計調査（経済産業省）	毎年 ※平成 23 年は中止	製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。
商業統計調査（経済産業省）	5 年毎	商店を漏れなく調査し、商店分布状況や販売活動の実態及び商店の流通状況を明らかにする。
農林業センサス（農林水産省）	5 年毎	農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。
全国消費実態調査（総務省）	5 年毎	国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
全国物価統計調査（総務省）	5 年毎	消費生活において重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービス料金、取り扱い店舗の業態や立地環境など価格決定に関する様々な要素を調査し、店舗間格差、銘柄間格差、地域間格差など価格差の実態を解明する。
漁業センサス（農林水産省）	5 年毎	漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。
経済センサス （総務省、経済産業省）	基礎調査は 平成 21 年から 5 年毎	経済活動の実態を経理的側面から捉えようとするもの。従来大きく区分された産業分野毎に、それぞれ異なる年次及び周期で実施されていたものを統一して実施し、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上を図る。 事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査、工業統計調査等が経済センサスに統廃合される予定である。
	活動調査は 平成 23 年から 5 年毎	

（２） 統計刊行物の発行

基幹統計調査等の統計調査結果を速やかに公表し、諸施策の基本資料とするために各種の統計調査結果報告書を作成するとともに市独自に統計書、市勢要覧等を作成する。

平成１５年度からは各種統計調査の結果報告を熊本市ホームページ上で公表している。

（統計調査結果報告書）

- ① 熊本市の人口（国勢調査結果）
- ② 熊本市の事業所・企業（事業所・企業統計調査結果報告書）
- ③ 熊本市の商業（商業統計調査結果報告書）
- ④ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）
- ⑤ 熊本市の農業（農林業センサス結果報告書）

（市独自の統計刊行物）

- ① 熊本市統計書 ４００部作成
- ② 熊本市勢要覧 ３，０００部作成
- ③ グラフでみるくまもと １０，０００部作成

（３） 統計情報室の運営

本市及び行政機関、その他公共団体及び公共的団体が発行した刊行物で、その内容が統計に関連があるものを収集し、市民及び市職員、他の官公庁職員等に対して閲覧、貸出及び複写に供している。

当資料室は、昭和５６年１１月の新庁舎落成に伴い開設した。

平成１０年度にはパソコンを導入し、統計情報室内にて資料検索を実施。

平成１３年２月よりインターネットの熊本市ホームページ中で資料検索システム及び人口統計表の提供を行っている。

平成１６年４月より情報プラザへ市刊行物を移管したのを機に、統計情報室と名称を改め、蔵書も各種統計調査結果に関するものを主にしている。

統計情報室利用状況

年 度	利 用 者 数	利 用 冊 数	蔵 書 数
17	235	456	18,348
18	220	489	18,887
19	145	312	19,366
20	135	240	19,650
21	117	206	19,908
22	100	190	20,124
23	72	162	9,217

8 政令指定都市の実現（企画課）

近年、地方分権と地方行財政改革の急速な発展、本格的な人口減少社会・少子高齢化社会の到来等、自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、今後一層複雑化、高度化する行政ニーズに的確に対応するためには、より一層効率的な行政運営と強固な財政基盤の確立が求められている。

また、平成23年3月12日に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業したことで、経済分野はもとより、移動の利便性の向上など住民の生活にいたるまで幅広い分野で様々な効果が期待される一方で、福岡・鹿児島等との都市間・都市圏間競争が激化し、支店等の企業拠点や消費等の流出など、その対応次第では、熊本の埋没・空洞化が懸念される。

そこで、九州新幹線の開業効果を最大限に生かし、魅力と活力あふれる熊本を実現していくためには、人々の求める多様なニーズに対応できるよう都市機能を充実し、九州中央における拠点性をさらに向上させるとともに、国内外における本市の存在感をより一層高めていく必要がある。そして、かつてない厳しい財政状況の中で新しいまちづくりを迅速に進めるためには、これまで以上の権限と財源を確保する必要がある。

政令指定都市の指定の要件について、本市は、平成20年10月6日に富合町と、平成22年3月23日に城南町、植木町と合併し、人口約72万8千人（平成17年国勢調査）の都市となり、新市町村合併支援プランの適用による政令指定都市指定の人口要件を満たし、政令指定都市移行に向けて大きく前進した。

また、平成22年10月には、本市の目指す政令指定都市の姿を『九州ど真ん中！ 日本一暮らしやすい政令市 くまもと 〜水と緑と歴史が息づき 未来へ挑戦する交流拠点都市〜』と定めた政令指定都市ビジョンを策定し、本市の政令指定都市としての方向性を示した。

さらに、約1年間の協議を経て、平成22年10月に熊本県と熊本市の間で政令指定都市移行に伴い移譲される303事務1482項目の事務権限に関する「県市基本協定」を締結した。また平成22年11月30日の熊本市議会で「熊本市の政令指定都市の実現に関する意見書」が議決され、さらに、平成23年3月15日には、熊本県議会において「熊本市の政令指定都市に関する意見書」が議決されるなど、熊本県とも連携しながら着実に政令指定都市移行への準備を進めてきた。

加えて、行政区画の編成、区役所の位置、行政区の名称について市の方針を決定し、新設される東区役所と増設される西区役所の建設工事なども着々と行なってきた。

このような取り組みの結果、本市では、平成24年4月1日に政令指定都市移行が実現したが、引き続き九州中央に位置する地理的優位性や政令指定都市としての都市イメージ、拡充される権限・財源を活用して、日本一暮らしやすい政令指定都市づくりに取り組んでいるところである。

（1）政令指定都市

ア 熊本市政令指定都市推進本部

本市が政令指定都市の実現を目指すにあたっては、熊本県からの権限移譲や行政区の設置に伴う区役所の体制整備等の様々な課題に取り組んでいく必要がある。このような課題に全庁一丸となって取り組んでいくことを目的とし、平成21年7月17日に全庁的な組織として設置した。なお、平成24年4月1日より政令指定都市への移行が決定し、平成24年3月31日をもって解散となった。

組 織（平成23年4月1日時点）

本部長 市長

副本部長 両副市長

本部員 市長事務部局長、消防局長、教育長、議会事務局長、交通事業管理者、上下水道事業管理者、病院事業管理者

推進員 市職員（本部長、副本部長、本部員を除く）

専門部会

総務専門部会、権限移譲専門部会、行政組織専門部会、情報システム専門部会

作業部会

総務部会、企画財政部会、市民生活部会、健康福祉部会、子ども未来部会、環境保全部会、農水商工部会、観光文化交流部会、都市建設部会、消防部会、教育部会、議会部会、交通部会、上下水道部会、病院部会、監査部会、人事委員会部会、選挙管理委員会部会、農業委員会部会

イ 熊本市政令指定都市実現に向けた広報・啓発

政令指定都市の実現に向けた機運の醸成を図るため、様々な市民への周知及び広報活動を行った。

- ・懸垂幕の掲出
- ・市電及び市バスへのPRカラー広告の車外ラッピング
- ・PRポスターの掲示
- ・PR看板の設置
- ・テレビ、インターネットを活用したCMの放映
- ・地域説明会の実施
- ・シンポジウムの開催

（２）広域行政

ア 熊本都市圏協議会

人口減少社会の到来や地方分権の推進など、基礎自治体を取り巻く環境の変化や、九州新幹線鹿児島ルートの中線開業による都市圏間競争に対応するためには、本市のみならず熊本都市圏の九州における拠点性を高めていく必要がある。

そのような中、道州制も視野に入れながら、熊本都市圏の現状や基本的方向性、都市圏戦略などを検討するとともに、都市圏の一層の連携強化を図り、都市圏戦略の方策の一つとして、平成18年1月に政令指定都市への効果や課題などの研究を行う「熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会」が発足。平成19年2月に「熊本都市圏ビジョン」を策定し、ビジョンに位置づけられた事業を、熊本都市圏構成市町村との連携のもと実施に取り組んできた。

また、昭和47年7月に発足し、これまで様々な広域連携の活動を行ってきた「熊本中央広域市町村圏協議会」については、その設置根拠である、国（総務省）の「広域行政圏計画策定要綱」が平成21年3月31日に廃止されたことに伴い、構成市町の合意のもと、平成22年3月31日をもって解散した。そのため、本研究会の名称を平成22年4月1日より「熊本都市圏協議会」に改め、2つの協議会の一体化を図り、新たな広域連携事業の実施に取り組んでいる。

協議会の組織

構 成	熊本市、宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
会 長	熊本市長
副会長	宇城市長、嘉島町長
監査委員	美里町監査委員 2人
事務局	熊本市企画振興局企画課

主な実施事業（平成23年度）

- ・熊本都市圏福祉有償運送事業（13市町村）
- ・リサイクル連携体制の整備（レジ袋削減広報用グッズの作成）
- ・特産品高付加価値化の推進事業（ねんりんピック開催時における都市圏特産品PR活動）
- ・健軍ふれあいもぎたて市の実施（6市町村：9団体参加）
- ・熊本都市圏職員共同交流研修の実施（14市町村より19名参加）
- ・パークアンドライド事業の広報、啓発（情報誌「くまにちすばいす」にPR記事掲載）
- ・ロアッソ熊本応援バスツアーの実施（参加者：105名）
- ・文化施設を巡るバスツアーの実施（東コース50名、南コース102名参加）

イ 宇城広域連合

熊本市は平成20年10月6日の富合町との合併と同時にそれまで富合町が加入していた宇城広域連合に加入し、合併後も引き続き旧富合町域に係る事務の一部を宇城広域連合で処理している。

また、平成22年3月23日の城南町との合併と同時に旧城南町域に係る事務の一部についても、引き続き宇城広域連合で処理している。

構 成	熊本市（旧富合町・城南町の区域に係る事務に限る）、宇土市、宇城市、美里町
共同処理事務	消防に関すること し尿処理に関すること ごみ処理に関すること 火葬場に関すること（旧城南町の区域に限る）

ウ 山鹿植木広域行政事務組合

熊本市は平成22年3月23日の植木町との合併と同時にそれまで植木町が加入していた山鹿植木広域行政事務組合に加入し、合併後も引き続き旧植木町域に係る事務の一部を山鹿植木広域行政事務組合で処理している。

構 成	熊本市（旧植木町の区域に係る事務に限る）、山鹿市
共同処理事務	消防に関すること し尿処理に関すること ごみ処理に関すること

9 市民協働（市民協働推進課）

概 要

地方分権社会に対応した「情報共有」「参画」「協働」による自主自立のまちづくりを進めるため、自治基本条例並びに市民参画と協働の推進条例を制定し、自治基本条例の理念に基づいた仕組みを整えるとともに、ボランティア・NPO活動などの自主的・積極的な公益活動への支援や、パブリックインボルブメント（PI）マニュアルの活用により市の事業への市民参画に取り組んでいる。さらには、市長の附属機関として自治推進委員会を設置し、情報共有、参画、協働の取り組みについて検証を行っている。

（１）熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもと 1 階に設置し、ボランティア等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

ア 情報収集・提供

ボランティア団体、NPOの活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供している。

イ 相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、よかよかボランティア登録者及びあいぽーと利用登録団体には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

ウ 活動の場の提供

会議・セミナー室やイベントコーナーなど市民公益活動の場を提供している。

エ 特定非営利活動法人認証等に関する事前相談を実施

オ 熊本市所轄のNPO法人の定款等を閲覧

カ 特定非営利活動法人の設立・定款変更認証や各種届けに関する受付窓口

キ 特定非営利活動法人の設立セミナーの開催など、市民公益活動推進に関するセミナーの開催

ク 市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

くまもと・わくわく基金の団体登録の申請や助成事業申請の作成支援を行っている。また、登録団体に対し人材育成セミナーなどを実施している。

あいぽーと利用人数

（※平成 21 年度に熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもとへ移転）

年度	18	19	20	21	22	23
件数	4,239	4,127	3,902	40,368	44,164	51,047

（２）ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し活動に取り組みやすい環境を整える。

ボランティア活動保険登録団体数

年度	18	19	20	21	22	23
件数	1,637	1,756	1,756	1,745	1,992	2,100

（３）「ふれあい美化ボランティア制度」の活用促進

公園・道路・河川等の公共空間について市民が主体的に美化活動に取り組み、行政がそれを支援する「ふれあい美化ボランティア制度」の活用促進を図る。

ふれあい美化ボランティア協定締結団体数

年度	18	19	20	21	22	23
件数	67	74	79	79	83	84

（４）市民協働事業（チャレンジ協働事業）の実施

多様化する市民ニーズや市政課題に取り組むため、市民活動団体のノウハウを活かした提案を募集し、提案団体と行政とがパートナーとして事業を実施する中で、各事業における協働の取り組みの拡充を図る。

年度	テ　　マ（市政課題）
19	テーマ１「ひとり親家庭に対する支援」 テーマ２「野良猫から地域猫へ、地域における課題への取り組み」
20	テーマ１「高齢者の口の健康を基盤とした健康づくり支援」 テーマ２「市民協働ポータルサイト（仮称）運営の仕組みづくり」
21	テーマ１「親の学びへの支援」 テーマ２「小川のせせらぎに親しむ自然と魅力あふれる河川の創造」
22	テーマ１「文化芸術に関する情報収集・発信の仕組みづくり」 テーマ２「あんしん住替え相談窓口の創設」
23	テーマ１「市民エコリーダーの育成」 テーマ２「救命率アップに市民の力を！」
24	テーマ１「みんなで創造都市を考えよう」 テーマ２「マンガ・アニメを生かして熊本を紹介しよう！」

（５）特定非営利活動法人認証・認定

熊本市内にのみ主たる従たる事務所がある特定非営利活動法人の設立・定款変更などの認証、認定申請に係る事務、各種届出及び事業報告書の受理などを行っている。また、特定非営利活動法人の設立に関するセミナーを開催している。

（６）市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

これからのまちづくりの一翼を担うボランティア団体、NPO等が行う市民公益活動を応援する資金支援の仕組みとして平成24年4月に創設。市民や事業者からの寄附を財源として、団体の公益的な事業に助成を行う。

10 地域コミュニティづくり支援

概 要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、各区役所まちづくり推進課が各総合出張所・出張所内等に設置した各まちづくり交流室と連携し、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成された校区自治協議会の設立推進と運営支援を行うとともに、町内自治会や地域公民館への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実を図る。

(1) 町内自治会組織の育成・支援（区政推進課、各区役所まちづくり推進課）

ア 町内自治会の結成状況

	中央区	東区	西区	南区	北区	合 計
校 区 数	19	18	16	19	20	92
町内自治会数	241	137	136	98	229	841

※うち南区は町内自治会対象校区は15校区

(平24.4.1現在)

イ 助成制度

① 町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成
助成内容 補助金額＝均等割額＋世帯割額

種 別		年 額 (円)
均等割額	200世帯以下	60,000
	201世帯以上400世帯以下	65,000
	401世帯以上800世帯以下	70,000
	801世帯以上	75,000
世帯割額	1世帯あたり	600

② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成
防犯灯数 25,477灯 (平24.3.31現在)

補助内容

区 分	年額 (1灯につき 円)
4月1日までに設置された防犯灯	2,000
4月2日から6月30日までに設置された防犯灯	1,500
7月1日から9月30日までに設置された防犯灯	1,000
10月1日から12月31日までに設置された防犯灯	500

(2) 校区自治協議会の設立推進及び運営支援（区政推進課、各区役所まちづくり推進課）

ア 助成制度

名 称	補助金額	対 象 事 業（活動）
校区自治協議会運営補助金	20万円/年	運営のための事務費等

イ 校区自治協議会の設立状況（８７校区１地区）

（平24.3.31現在）

中央区（１５／１９校区）

校区名		校区名	
1	出水校区	9	五福校区
2	出水南校区	10	白川校区
3	一新校区	11	城東校区
4	大江校区	12	砂取校区
5	帶山校区	13	碩台校区
6	帶山西校区	14	春竹校区
7	慶徳校区	15	本荘校区
8	向山校区		

西区（１６／１６校区）

校区名		校区名	
1	池田校区	9	高橋校区
2	池上校区	10	中島校区
3	小島校区	11	花園校区
4	春日校区	12	古町校区
5	河内校区	13	松尾北校区
6	城山校区	14	松尾西校区
7	城西校区	15	松尾東校区
8	白坪校区	16	芳野校区

東区（１８／１８校区）

校区名		校区名	
1	秋津校区	10	託麻西校区
2	泉ヶ丘校区	11	託麻東校区
3	画図校区	12	託麻南校区
4	尾ノ上校区	13	月出校区
5	健軍校区	14	長嶺校区
6	健軍東校区	15	西原校区
7	桜木校区	16	東町校区
8	桜木東校区	17	山ノ内校
9	託麻北校区	18	若葉校区

北区（２０校区１地区／２０校区１地区）

校区名		校区名	
1	麻生田校区	12	田原校区
2	植木校区	13	大和地区
3	川上校区	14	西里校区
4	楠校区	15	楡木校区
5	桜井校区	16	菱形校区
6	山東校区	17	北部東校区
7	清水校区	18	武蔵校区
8	城北校区	19	山本校区
9	高平台校区	20	弓削校区
10	田底校区	21	吉松校区
11	龍田校区		

南区（１８／１９校区）

校区名		校区名	
1	鮑田西校区	10	錢塘校区
2	鮑田東校区	11	田迎校区
3	鮑田南校区	12	田迎南校区
4	奥古閑校区	13	豊田校区
5	川口校区	14	中緑校区
6	川尻校区	15	日吉校区
7	隈庄校区	16	日吉東校区
8	城南校区	17	御幸校区
9	杉上校区	18	力合校区

(3) 地域コミュニティセンター開設状況（生涯学習推進課、各区役所まちづくり推進課）

（開設済数 平 24. 4. 1 現在）

開 設 年 度	地域コミュニティセンター名						箇 所 数	
平成4年度	楠	城南	春竹	出水			4	58
平成5年度	壺川	中島	松尾	白山	慶徳		5	
平成7年度	帯山	城山	北部東				3	
平成8年度	小島	松尾西	庄口	向山			4	
平成9年度	砂取	一新					2	
平成10年度	田迎	清水					2	
平成11年度	龍田	日吉					2	
平成12年度	黒髪	武蔵					2	
平成13年度	西原	託麻北	田迎南	画図	池田		5	
平成14年度	弓削	西里	池上	出水南	尾ノ上		5	
平成15年度	力合	麻生田	松尾北	東町	帯山西		5	
平成17年度	碩台	託麻原	御幸	高平台	桜木		5	
平成18年度	若葉	河内	本荘				3	
平成19年度	託麻東						1	
平成20年度	月出	城西	古町	春日			4	
平成21年度	花園						1	
平成22年度	川上	飽田					2	
平成23年度	白坪	長嶺					2	
平成24年度	託麻西						1	

(4) 地域公民館（生涯学習推進課、各区役所まちづくり推進課）

地域公民館は、地域住民の総意によって結成され、住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、自主的に運営されており、その運営支援を行なっている。

本市には、平成24年4月1日現在、623館の地域公民館組織が結成されている。

中央地区・・・4館	西部地区・・・59館	南部地区・・・28館	東部地区・・・40館
龍田地区・・・18館	託麻地区・・・50館	幸田地区・・・21館	清水地区・・・21館
秋津地区・・・18館	大江地区・・・24館	花園地区・・・20館	北部地区・・・55館
河内地区・・・31館	飽田地区・・・15館	天明地区・・・32館	五福地区・・・6館
富合地区・・・21館	城南地区・・・41館	植木地区・・・119館	計623館

建設・営繕・運営費及び借家料補助

・補助対象

その地域において、住民の連帯意識・福祉の向上と、まちづくり活動等の振興を図っている公民館であり、各区役所まちづくり推進課が届出を受理した地域公民館

・補助範囲

公民館活動に必要な施設並びにその附属施設の建設費、営繕費、運営費、借家料

・補助金額

建設費：建設費の50%を補助、ただし補助金の額は最高750万円とする

営繕費：営繕費の50%を補助、ただし補助金の額は最高60万円とする

運営費：均等割、世帯数割、事業費割、施設割（専用の公民館としての建物）、校区公民館連絡費（校区代表館）を基礎として算出する

借家料：借家料の3分の1を補助、ただし、補助金の額は、年間15万円以内とする

1 1 住居表示

(1) 住居表示整備事業（区政推進課）

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的な方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和40年度を第1次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めている。

(平24. 3. 31現在)

区分	種別	整備区域	面積(Km ²)	対象件数(件)	実施期日
1次		東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1.28	6,600	昭40. 4. 1
2次		妙体寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1.61	4,700	40. 11. 1
3次		新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1.62	4,700	41. 7. 1
4次		新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目（追加）大江本町 白山一丁目～白山三丁目 岡田町 菅原町 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1.97	8,800	42. 7. 1
5次		本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目 田崎本町	1.21	6,800	43. 11. 1
6次		迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目（追加）内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本丁 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2.33	8,100	44. 8. 1
7次		水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目（追加）本荘一丁目	2.53	9,000	45. 10. 1
8次		坪井四丁目～坪井六丁目 薬園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2.84	10,600	47. 4. 1
9次 (前期)		国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2.36	7,700	47. 12. 1
9次 (後期)		神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 栄町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2.67	8,900	48. 8. 1
10次		津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池亀町 花園一丁目～花園七丁目 上熊本三丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7.53	14,900	49. 10. 1
11次		新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3.87	10,700	50. 10. 1
12次		帯山一丁目～帯山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1.21	4,700	51. 10. 1
13次		渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目（追加）	0.97	4,200	52. 10. 1
14次		田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目（追加）	1.15	2,900	53. 10. 1
15次		横手一丁目～横手五丁目	0.90	2,500	54. 10. 1
16次		大江二丁目（追加）	0.08	700	55. 10. 1
17次		帯山四丁目（追加） 帯山五丁目（追加）	0.17	700	56. 10. 1
18次		帯山五丁目（追加）	0.07	300	57. 10. 1

19次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目（追加）八景水谷三丁目	0.59	1,500	58.10.1
20次	本山一丁目～本山四丁目	0.40	1,400	59.10.1
21次	出水六丁目 春日四丁目（追加） 春日五丁目（追加） 春日六丁目～春日八丁目	1.01	2,500	62.10.1
22次	打越町 高平一丁目～高平三丁目	1.43	2,300	63.10.11
23次	東野一丁目～東野四丁目 秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1.70	3,600	平元.11.27
24次	秋津新町 東本町 昭和町 花立一丁目～花立六丁目 桜木一丁目～桜木六丁目 十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目 平田二丁目 平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目 江越二丁目 馬渡一丁目 馬渡二丁目 田迎一丁目 田迎二丁目 出仲間一丁目 萩原町	3.66	6,300	平3.2.25
25次	東町一丁目～東町四丁目 東本町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 榎町 佐土原一丁目 佐土原三丁目	2.60	6,000	4.2.10
	渡鹿八丁目 渡鹿九丁目 保田窪本町 保田窪四丁目 保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目 下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目 西原二丁目 御領一丁目 八反田一丁目 八反田二丁目	3.06	8,600	4.2.24
26次	楠一丁目～楠八丁目 武蔵ヶ丘一丁目～武蔵ヶ丘九丁目 尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目 月出一丁目 月出二丁目 三郎一丁目 三郎二丁目 西原三丁目 東京塚町 新外一丁目	2.93	10,800	5.2.22
27次	清水万石一丁目～清水万石五丁目 乗越ヶ丘 室園町 花園六丁目（追加） 保田窪三丁目 帶山四丁目（追加） 帶山五丁目（追加） 帶山六丁目 帶山七丁目	1.12	2,700	6.2.28
28次	八幡一丁目～八幡十一丁目 川尻一丁目～川尻六丁目 元三町一丁目～元三町五丁目 野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目 新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目 尾ノ上四丁目（追加）	4.63	7,800	7.2.27
29次	大窪一丁目～大窪五丁目 山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六丁目 八王寺町 出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目 幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目 新土河原二丁目	4.30	6,800	8.3.4
30次	御領二丁目～御領七丁目 長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目 長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目 月出八丁目 帶山八丁目 帶山九丁目	5.40	7,500	9.2.24
31次	近見一丁目～近見九丁目 日吉一丁目 日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目 飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目 八景水谷四丁目	4.63	6,300	10.2.23
32次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目 龍田二丁目～龍田六丁目 龍田八丁目 龍田九丁目 楡木一丁目～楡木三丁目 麻生田一丁目 麻生田二丁目 兎谷一丁目～兎谷三丁目 上南部一丁目～上南部四丁目 御領八丁目	6.60	6,700	11.2.22
33次	田井島一丁目～田井島三丁目 良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五丁目（追加） 坪井六丁目 龍田一丁目 龍田七丁目 龍田弓削一丁目 龍田弓削二丁目	5.74	8,200	12.2.28
34次	近見一丁目（追加） 近見二丁目（追加） 上ノ郷一丁目 上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目 島町一丁目～島町五丁目 野口一丁目～野口四丁目 刈草一丁目～刈草三丁目 荒尾一丁目～荒尾三丁目 鳶町一丁目 鳶町二丁目 合志一丁目～合志四丁目 白藤一丁目～白藤五丁目	3.68	6,000	13.2.26
35次	清水新地一丁目～清水新地七丁目 麻生田一丁目（追加） 麻生田三丁目～麻生田五丁目 楡木四丁目～楡木六丁目 八景水谷三丁目（追加） 楠五丁目（追加） 八王寺町（追加） 江津一丁目（追加） 江津二丁目（追加） 出水七丁目（追加） 出水八丁目（追加）	1.80	7,200	14.2.25
36次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4.58	4,700	15.2.24
37次	小山一丁目～小山七丁目 長嶺東九丁目 中江町 神園一丁目～神園二丁目 石原一丁目～石原三丁目	3.74	3,600	16.2.23
38次	江津三丁目 江津四丁目 下江津一丁目～下江津八丁目 画図東一丁目 画図東二丁目	1.05	1,600	17.2.28
39次	上代一丁目～上代十丁目 上高橋一丁目 上高橋二丁目 高橋町一丁目 高橋町二丁目 城山大塘一丁目～城山大塘七丁目	3.93	3,750	18.2.27

40次	城山下代一丁目～城山下代五丁目 上代十丁目（追加） 城山半田一丁目～城山半田四丁目 城山大塘一丁目（追加） 城山薬師一丁目 城山薬師二丁目 島町三丁目（追加） 清水岩倉一丁目～清水岩倉三丁目 山ノ内一丁目（追加）	2. 44	2, 500	19. 2. 26
41次	小島一丁目～小島九丁目 江津三丁目～江津四丁目（追加） 下江津一丁目～下江津二丁目（追加）	2. 56	1, 350	20. 2. 18
42次	徳王一丁目～徳王二丁目 池田三丁目（追加）	0. 47	900	21. 2. 23
43次	鶴羽田一丁目～鶴羽田五丁目 飛田四丁目（追加）	0. 93	1, 600	22. 2. 22
44次	下硯川一丁目～下硯川二丁目	0. 51	675	23. 2. 28

1 2 区役所・出張所等

(1) 区役所

平成24年4月1日政令指定都市の移行に伴い、市内を「中央区・東区・西区・南区・北区」の5つの区に分け、それぞれに区役所を設置した。区役所は、これまで市役所本庁でしかできなかった手続きや行政サービスを提供するとともに区域の特性を生かしたまちづくりの拠点としての役割を担う。

ア 区役所の機能

課 (かい)	主な取扱業務
区民課	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、住民基本台帳カード、公的個人認証サービス（電子証明書の発行）など
税務課	個人市民税・県民税の賦課、固定資産税・都市計画税の賦課、納税相談・窓口収納、市税に関する証明発行など
福祉課〔福祉事務所〕	介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、精神障がい者福祉など
保護課〔福祉事務所〕	生活保護法関係業務
保健子ども課〔福祉事務所〕	健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善・食育推進、児童福祉、児童手当・児童扶養手当、児童虐待、保育園入所受付など
総務企画課	区の重要政策の立案および総合調整、文書管理、防災、広報、統計、庁舎管理など
まちづくり推進課	区の地域振興事業、広聴、自治会、交通安全、防犯、環境、相談窓口、体育施設の使用許可など
農業振興課※1	地域農業の振興、農業施設の整備・維持管理、土地改良事業など
(地域整備室※2)	旧富合、旧城南、旧植木町町域内の市道などの整備に関すること
(植木中央土地区画整理事業所※3)	植木中央土地区画整理事業
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会の運営、選挙の執行に関することなど
農業委員会事務局 分室※4	農地に関する相談・申請等の受付、農地に関する証明発行など

※ 1 中央区役所には設置なし。中央区における農業振興関係業務は総務企画課で行う。

※ 2 北区役所および南区役所に、旧植木町・旧富合町・旧城南町との新市基本計画に基づく道路の新設・改良・維持補修を担当する地域整備室を配置する。

※ 3 北区役所に植木中央土地区画整理事業を担当する事業所を配置する。

※ 4 中央区役所、東区役所には設置なし。

イ 建物概要

中央区役所

所在地	中央区手取本町1番1号(市庁舎1階～3階の一部)
構造	—
敷地面積	—
建物延面積	—
職員数	234(うち再任用15)、(ま10(うち再任用2))(公2)

西区役所

西区小島2丁目7番1号
鉄筋コンクリート3階建
9,248.66㎡
7,501.86㎡
162人(うち再任用8人)、(ま5(うち再任用2))(公1)(市サ4(うち再任用1))

東区役所

所在地	東区東本町16番30号
構造	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積	8,394.62㎡
建物延面積	4,581.53㎡
職員数	195人(うち再任用8人)

南区役所

南区富合町清藤405番地3
鉄筋コンクリート3階建
5,545.71㎡
3,455.33㎡
164人(うち再任用10人)、(ま5(うち再任用1))(公1)

北区役所

所 在 地	北区植木町岩野 2 3 8 番地 1
構 造	鉄筋コンクリート 3 階建（一部 4 階建）
敷 地 面 積	2 2, 7 5 4. 7 5 m ²
建 物 延 面 積	5, 9 8 8. 3 0 m ²
職 員 数	2 2 7 人（うち、再任用 1 2 人）、（ま 1 2）（公 1）

（注）職員数の欄の（ま）はまちづくり交流室専任職員数（外数）

（公）は公民館専任職員数（外数）

（市サ）は森都心プラザ市民サービスコーナー（外数）

（２）総合出張所・出張所

区役所の窓口機能を補完し、より身近なところで市民の利用ニーズの高い住民票等の証明書の交付等業務や福祉関係の業務を行うため、総合出張所および出張所を設置し、住民の利便性の向上を図る。また、公民館などの複合施設で、コミュニティ活動の拠点として活用され、連帯意識に結ばれた地域自治・生活文化の振興を図っている。

ア 総合出張所・出張所の機能

総合出張所、出張所	主な取扱業務
出張所（龍田・大江・東部・南部・秋津）	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、まちづくり支援業務
総合出張所（北部・清水・河内・花園・託麻・飽田・天明・幸田）	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、まちづくり支援業務、国民健康保険・国民年金の一部事務、さくらカード発行など高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、子ども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務
総合出張所（城南） （地域整備室※）	戸籍・住民登録、印鑑登録、各種証明書発行、まちづくり支援業務、国民健康保険・国民年金の一部事務、さくらカード発行など高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、子ども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務、地域の農業の振興、農業施設の整備・維持管理、土地改良事業

※ 城南総合出張所に旧城南町との新市基本計画に基づく道路の新設・改良・維持補修を担当する地域整備室を配置する。

イ 建物概要（旧総合支所）

北部総合出張所

所在地 北区鹿子木町６６番地
構造 鉄筋コンクリート２階建
敷地面積 ８，０３４．９２㎡
建物延面積 ４，４７４．０６㎡
（北部土木センターを含む）
職員数 ２３（うち再任用２）、（ま３）（公１）人
（北部土木センターの職員数は除く）

河内総合出張所

西区河内町船津２０６９番地５
鉄筋コンクリート地下１階地上４階建
２，００９．６６㎡
２，７６６．５０㎡
２０（うち再任用２）、（ま５（うち再任用２））（公１）人

飽田総合出張所

所在地 南区会富町１３３番地１
構造 鉄筋コンクリート２階建
敷地面積 ６，５４４㎡
建物延面積 ２，９９９．７９㎡
職員数 １４（うち再任用３）、（ま４（うち再任用１））（公１）人

天明総合出張所

南区奥古閑町２０３番地
鉄筋コンクリート２階建
７，４２６㎡
７２０㎡
２２（うち再任用２）、（ま４（うち再任用１））（公１）人

城南総合出張所

所在地 南区城南町宮地１０５０番地
構造 鉄筋コンクリート３階建
敷地面積 ２９，０８３．４０㎡（第２駐車場含む）
建物延面積 ３，４６５．０２㎡
職員数 ４０（うち再任用３）、（ま１０（うち再任用１））（公１）人

（注）職員数の欄の（ま）はまちづくり交流室専任職員数（外数）

（公）は公民館専任職員数（外数）

ウ 建物概要（旧市民センター）

	花園総合出張所	幸田総合出張所
所在地	西区花園5丁目8番3号	南区幸田2丁目4番1号
開設年月日	平成2年8月27日	昭和57年6月2日
構造	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建
建設費	591,608千円	492,240千円
敷地面積	5,145.00㎡	5,578㎡
建築面積	1,496.99㎡	1,304.23㎡
建物延面積	1,864.30㎡	1,937.30㎡
支所	95.80㎡	284.23㎡
児童館	305.07㎡	347㎡
公民館	1,463.43㎡	1,306㎡
職員数	12（うち再任用1）（ま5（うち再任用2））（公1）人	15（ま5（うち再任用2））（公1）人
	託麻総合出張所	清水総合出張所
所在地	東区長嶺東7丁目11番15号	北区清水亀井町14番7号
開設年月日	昭和56年5月30日	昭和59年7月10日
構造	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建
建設費	483,590千円	449,829千円
敷地面積	6,248.20㎡	8,363.26㎡
建築面積	1,346.62㎡	1,400.08㎡
建物延面積	2,010㎡	1,793.38㎡
支所	248.50㎡	125.32㎡
児童館	276.60㎡	337.45㎡
公民館	1,484.90㎡	1,316.97㎡
職員数	15（ま5（うち再任用2））（公1）人	14（うち再任用1）（ま5（うち再任用2））（公1）人
	東部出張所	秋津出張所
所在地	東区錦ヶ丘1番1号	東区秋津3丁目15番1号
開設年月日	昭和52年9月1日	昭和60年8月10日
構造	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建
建設費	311,552千円	521,448千円
敷地面積	8,008.3㎡	11,165.53㎡
建築面積	1,241.64㎡	1,683.70㎡
建物延面積	1,958.50㎡	1,910.34㎡
支所	256.89㎡	253.31㎡
児童館	310.50㎡	315.45㎡
公民館	1,391.11㎡	1,341.58㎡
職員数	11（ま6（うち再任用2））（公1）人	8（ま5（うち再任用2））（公1）人
	南部出張所	龍田出張所
所在地	南区南高江6丁目7番35号	北区龍田弓削1丁目1番10号
開設年月日	昭和62年7月6日	昭和54年7月11日
構造	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建
建設費	541,115千円	350,428千円
敷地面積	8,284.61㎡	5,380㎡
建築面積	1,754.51㎡	1,237.8㎡
建物延面積	1,917.27㎡	1,803.26㎡
支所	263.00㎡	246.31㎡
児童館	313.93㎡	303.85㎡
公民館	1,340.34㎡	1,253.1㎡
職員数	8（ま4（うち再任用1））（公1）人	12（うち再任用2）（ま5（うち再任用2））（公1）人

大江出張所

所在地	中央区大江 6 丁目 1 番 8 5 号
開設年月日	昭和 6 3 年 7 月 1 1 日
構造	鉄筋コンクリート 2 階建
建設費	486, 435 千円
敷地面積	5, 029. 40m ²
建築面積	1, 218. 83m ²
建物延面積	1, 520. 98m ²
支所	187. 11m ²
児童館	103. 50m ² (児童室)
公民館	1, 230. 37m ²
職員数	9 (ま 5 (うち再任用 2)) (公 1) 人

(注) 職員数の欄の (ま) はまちづくり交流室専任職員数 (外数)

(公) は公民館専任職員数 (外数)

エ 熊本市天明ホール

文化の振興及び市民の福祉の向上を図るための施設である。

設 置 主 体	熊本市
所 在 地	南区奥古閑町２０３５番地
構 造	鉄骨２階建一部３階
建物延面積	１，３３１㎡
総事業費	８４１，８９７千円（天明公民館含む）
開 館	平成３年６月１５日
主 要 施 設	大ホール（４０１名）

利用状況

年度	区分	ホール
23		283件
		39,104人

オ 熊本市芳野コミュニティセンター（芳野分室）

集会その他、住民の各種社会活動の利便に供するための施設である。

設 置 主 体	熊本市
所 在 地	西区河内町野出１４１０番地
構 造	鉄骨２階建
建物延面積	７６１㎡
総事業費	１４９，７８６千円
開 館	昭和５８年４月１日
主 要 施 設	多目的ホール（２００名）、１階和室、２階和室、料理室

利用状況

年度	区分	多目的ホール	そ の 他	合 計
23		39件	116件	155件
		3,131人	2,812人	5,943人

カ 熊本市富合ホール

文化の振興及び市民の交流に供するための施設である。

設 置 主 体	熊本市
所 在 地	南区富合町清藤４００番地
構 造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
建物延面積	３，４２２㎡
総事業費	１，６３０，０００千円（富合公民館含む）
開 館	平成１５年４月１日
主 要 施 設	ホール（４０６名）、図書室、研修室、軽運動室、和室、多目的工作室、陶芸室

利用状況

年度	区分	ホール	その他	図書館のみ
23		161件	1,683件	貸出冊数123,626冊
		23,022人	25,304人	24,277人

キ 熊本市火の君文化ホール

文化の振興及び市民の福祉の向上を図るための施設である。

設 置 主 体	熊本市
所 在 地	南区城南町舞原 3 9 4 番地 1
構 造	鉄筋コンクリート造一部 鉄骨鉄筋コンクリート造地上 2 階建
建物延面積	5, 1 5 6 . 6 7 m ²
総 事 業 費	1, 4 0 8, 7 6 4 千円 (城南公民館、保健センター含む)
開 館	平成 9 年 4 月 2 7 日
主 要 施 設	文化ホール (5 9 4 席)

年度 \ 区分	ホール	舞台のみ	リハーサル室	合 計
23	148件	113件	546件	807件
	48, 237人	3, 851人	15, 673人	67, 761人

ク 熊本市植木文化センター文化ホール

文化の振興並びに福祉の向上を図り、市民の交流及び文化に関する知識の向上に寄与する施設である。

設 置 主 体	熊本市
所 在 地	北区植木町岩野 2 3 8 番地 1
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建 (一部 4 階建 投光室等)
建物延面積	4, 9 2 1 . 7 6 m ² (うち文化ホール 2, 4 4 6 . 8 3 m ² 公民館 1, 9 7 6 . 8 5 m ² 図書館 4 9 8 . 0 8 m ²)
総 事 業 費	2, 0 6 9, 5 0 3 千円
開 館	平成 5 年 1 0 月 1 日
主 要 施 設	文化ホール (固定席 6 0 1 名、車椅子席 4 席)

利用状況

年度 \ 区分	ホール	リハーサル室	ホワイエ	合 計
23	136件	262件	17件	415件
	39, 652人	5, 991人	10, 460人	56, 103人

ケ 五福まちづくり交流センター

五福まちづくり交流センターは、公民館及び小学校と一体構造の全国でも数少ない複合施設であり、地域コミュニティの中核施設として、各種団体の会議・研修の場の提供と住民の地域づくり活動の支援を行うとともに、講座や各種行事を実施し、市民の生涯学習及び交流に供するための施設である。

所 在 地	中央区細工町2丁目25番地
開 設 年 月 日	平成3年4月15日
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階建
敷 地 面 積	6,612㎡
建 物 延 面 積	8,227㎡ うち事務室、会議室…557㎡ 公民館…1,951㎡ 小学校…5,719㎡
建 設 費	2,816,050千円
利 用 状 況	センター会議室…11,782人
(平成23年度)	公民館…49,060人 児童室…9,613人 図書室…12,825人 プール（一般開放）…14,815人

13 戸籍・住民(各区民課、各総合出張所、各出張所、分室)

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族的身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行等事務を行っている。

(1) 各種人口登録数

年度 区分			21	22	23
住民 登録	人口	男	340, 770	341, 235	341, 073
		女	382, 937	383, 538	383, 932
		合計	723, 707	724, 773	725, 005
	世帯数		311, 225	314, 749	320, 165
外国人登録			4, 248	4, 275	4, 184
戸 籍	本籍数		276, 559	277, 983	279, 650
	本籍人口数		686, 676	687, 935	689, 385

(2) 各種事務受理件数

年度		21	22	23
区分				
戸籍	出生	9,108	9,575	9,518
	死亡	6,531	7,549	7,792
	婚姻	7,533	7,897	7,762
	離婚	2,122	2,228	2,136
	転籍	3,048	3,207	3,157
	その他	4,920	5,372	5,047
	合計	33,262	35,828	35,412
住民登録	転入	17,898	18,017	18,357
	転出	18,919	18,315	18,274
	転居	21,437	22,482	22,114
	その他	51,293	52,820	56,585
	合計	109,547	111,634	115,330
印鑑登録	新規	26,968	28,928	28,252
	廃止	2,915	2,902	2,794
	亡失	6,733	7,706	7,682
	合計	36,616	39,536	38,728
外国人登録	新規	757	746	702
	その他申請	12,361	13,348	13,485
	合計	13,118	14,094	14,187

(3) 各種証明取扱件数

年度		21	22	23
区分		計	計	計
戸籍関係	有料	175,294	188,954	189,549
	無料	55,901	63,085	67,272
住民票関係	有料	365,284	378,565	371,304
	無料	54,326	40,791	33,863
印鑑証明	有料	270,211	295,008	278,151
	無料	1,041	1,173	1,113
合計	有料	810,789	862,527	839,004
	無料	111,268	105,049	102,248

14 安全安心まちづくり ・ 交通安全対策 （市民協働課）

概 要

交通事故の多発や街頭犯罪などに対応するため、高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図っている。また、犯罪を未然に防ぐため、市民の意識向上に努めるとともに、警察や防犯団体等と連携を図りながら、地域と一体となった安全安心まちづくり活動を行っている。

（１）安全安心パトロール

安全安心まちづくり対策の一環として、青色回転灯を装着した公用車２台で防犯パトロールを行なうなど、安全安心まちづくりの意識啓発を行っている。また、外勤の際には、安全安心パトロールのシートを貼付した公用車でパトロール活動を行うなど、全庁的に犯罪抑止活動に取り組んでいる。

（２）違法駐車防止対策

ア 違法駐車に対する街頭指導の強化

平成４年５月１日「熊本市違法駐車等の防止に関する条例」を制定し、違法駐車防止重点地域の指定をもとに、土・日曜日・祝日に違法駐車の見回り指導を行い、安全で快適な生活環境の保持に努めている。

イ 違法駐車防止重点地域

・銀座通り他４路線１，９００ｍ（平成５年４月１日指定）

（３）交通安全思想の普及徹底

ア 交通安全教育の推進

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、昭和５８年から、交通安全教育専門員（３人）を配置し、幼児（保育園・幼稚園）に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育機材を活用した基礎的な交通ルール教育、また、小学校新入学時の児童に対し、特に登下校時における交通ルールの習得のため、ダミー人形や模擬信号機等を活用した実践的な教育、また、小・中・高校生を対象とした安全利用に伴う自転車ルール・マナーの教室を実施している。さらに高齢者（主に老人クラブを対象）に対しては、教育ビデオ等を使い、反射材の効果や加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している。

イ 交通安全活動の推進

① 交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止活動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、ポスターの掲示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全推進大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動、さらに、参加型啓発活動の実施など草の根的活動を展開する。

② 交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通道德の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和44年10月1日に発足した。現在委嘱を受けているのは約400人で、警察その他関係機関と連携しながら、交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等とともに、市民交通安全の日（各月1・10・20日）や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うほか、地域におけるリーダーとして、交通安全の諸活動の推進に努めている。

③ 暴走族根絶対策

平成14年7月に、「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放の気運を醸成し、交通安全意識を高めるため、関係機関・団体との連携を密にしながら、その推進に努めている。

（５）交通事故被害者に対する支援対策

ア 交通事故相談

昭和47年4月交通事故相談所を開設し、専門相談員2名が相談を受け対応している。

交通事故相談件数

年度 区分	18	19	20	21	22	23
被害者	422	325	346	356	340	325
加害者	107	87	83	62	58	65
合 計	529	412	429	418	398	390

イ 交通遺児への援助

昭和48年3月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。また、毎年1回、小中学生に図書カードを配付している。

交通遺児基金の推移

(単位 円)

項 目	年 度	18	19	20	21	22	23
収 支	寄 付 金	732,680	2,703,278	731,195	16,782,888	1,556,642	637,139
	運 用 利 益	343,893	497,715	575,322	592,596	670,054	554,414
	援 助 金 ほ か	△565,000	△1,020,000	△811,200	△1,010,000	△2,446,642	△880,000
	差引（積立または取り崩し）	511,573	2,180,993	495,317	16,365,484	1,336,696	311,553
基 金 残 高		62,667,322	64,848,315	65,343,632	81,709,116	83,045,812	83,357,365

15 男女共同参画（市民協働課 男女共生推進室）

男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある社会の実現が求められている。

本市では、「熊本市男女共同参画推進条例」において策定された。男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な男女共同参画の推進に取り組むこととしている。

昭和62年4月	女性行政の総合窓口を設置（婦人生活課）
平成2年4月	総合婦人会館・カルチャーセンターオープン
平成5年4月	「婦人生活課」から「女性政策課」、「総合婦人会館・カルチャーセンター」から「総合女性センター」へ名称変更
平成10年4月	「女性政策課」から「男女共生推進課」へ名称変更
平成11年4月	男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センターを一体化し、総合的推進体制の確立
平成13年9月	「DV防止連絡会議」「DV庁内防止ネットワーク会議」設置
平成14年6月	「男女共同参画地域推進員制度」
平成16年4月	「熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金制度」
平成18年5月	「2006世界女性スポーツ会議くまもと」開催（5/11～5/14）
平成21年4月	「熊本市男女共同参画推進条例」施行
平成22年3月	「熊本市男女共同参画基本計画」策定
平成22年4月	「総合女性センター」から「男女共同参画センターはあもにい」へ名称変更
平成22年11月	「第20回男女共同参画全国都市会議inくまもと」開催（11/18～11/19）
平成24年4月	「男女共同参画センターはあもにい」の指定管理者による指定管理に移行

（1）男女共同参画のための意識づくり

ア 男女共同参画に関する啓発・広報

- 情報紙「はあもにい」の発行（年3回）及び啓発リーフレット、悩み相談カード等の配付
- 地域、学校、企業等に出向く出前講座の開催
- 男女共同参画地域推進員制度の活用（登録者数280人）
- DV防止及び被害者支援に係る関係機関との連携、DV防止セミナーの開催、民間シェルター運営費補助

イ 男女共同参画に関する情報収集・提供

- 市民意識調査（5年ごと）・企業実態調査（毎年）の実施

（2）男女共同参画のための社会環境の整備

- 市の審議会等への女性の登用を促進
平成21年度：30.5% 平成22年度：30.1% 平成23年度：28.9%
- 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」の充実・活用（登録者数168人）

（3）推進体制の整備・充実

- 「くまもと市男女共同参画会議」の開催
- 「熊本市男女共同参画庁内推進会議」開催

(4) 熊本市男女共同参画センター はあもにい

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざして各種事業を展開している。

所在地	中央区黒髪3丁目3番10号				
構造	鉄筋コンクリート4階建（一部5階）				
面積	敷地面積	6,665㎡	延床面積	5,376㎡	
工期	平成元年1月～平成2年3月				
開館	平成2年4月7日				
建設費	2,280,000千円				
主要施設	4階	会議室、研修室A・B・C、和室			
	3階	リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ、編集ルーム			
	2階	多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、ファミリーサポートセンター〈熊本〉、ギャラリー			
	1階	メインホール（372人）、情報資料室、相談室、幼児室、事務室、			
	その他	駐車場 163台（はあもにい駐車場71台、第1駐車場45台、第2駐車場17台、第3駐車場26台、障がい者用駐車場4台）			

ア 男女共同参画啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）講座や男性のためのライフセミナーなど、男女共同参画の視点を踏まえた啓発・自己開発の講座（セミナー）等を実施する。

イ 社会参画支援事業

女性の社会参画促進に向けて市民活動を支援するなど、市民との協働による男女共同参画社会の実現に取り組む。

（はあもにいフェスタの開催、総合相談室の運営、男女共同参画推進リーダー講座、市民グループ活動支援等）さらに、女性の就業に向けた資格取得講座・能力開発講座、仕事と生活の調和のための講座を実施する。

総合相談室

年 度	19	20	21	22	23
相談件数	2,336	2,195	2,907	2,425	2,517

ウ その他

男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、DVD、資料等の情報の収集と提供、私のギャラリー展、映画鑑賞会を実施。

エ 施設貸出事業

市民が会議や練習・発表の場として施設を効果的に利用できるよう、センター機能を生かした助言や活動支援を行う。

会館利用状況

区分 年度	メ イ ン ホ ール							多 目 的 ホ ール							研 修 室 リハーサル室 食のatrie 和 議 室 等 (14室)	
	集 式 会 ・ 大 会 典	音 楽 会 ・ 演 奏 会	歌 謡 ショー・浪 曲	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 習 ・ 講 演 会	そ の 他	合 計	集 式 会 ・ 大 会 典	音 楽 会 ・ 演 奏 会	歌 謡 ショー・浪 曲	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 習 ・ 講 演 会		そ の 他
19	7	121	29	19	11	6	193	0	74	40	39	29	7	189	3,955	
20	9	128	11	29	3	11	191	7	73	30	22	16	20	168	3,697	
21	2	115	23	29	9	23	201	1	61	36	6	26	14	144	3,428	
22	9	116	31	26	7	10	199	6	43	49	8	5	24	135	3,323	
23	10	90	29	20	5	14	168	2	18	11	0	9	42	82	3,889	

利用者状況

区分 年度	メインホール					多目的ホール				
	公共 団体	文化 団体	一 般 団 体	個 人	合 計	公共 団体	文化 団体	一 般 団 体	個 人	合 計
19	46	8	97	42	193	21	1	101	66	189
20	27	0	128	36	191	27	0	95	46	168
21	37	3	137	24	201	29	0	88	27	144
22	34	6	137	22	199	25	3	87	20	135
23	32	6	107	23	168	17	1	47	17	82

16 人権推進（人権推進総室）

概 況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育・啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取組みを行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では、平成21年3月に策定された「熊本市第6次総合計画」や「熊本市人権教育・啓発基本計画」の中で、「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」を掲げている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって、すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業・施策を人権尊重の視点をもって取り組むことにより、市民誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現をめざすものである。

（1）沿 革

昭和40年	8月	同和対策審議会答申
44年	7月	同和対策事業特別措置法の施行
50年12月		市民局に同和対策室を設置
51年	5月	隣保館を設置
52年	6月	西原公園児童館を設置
62年12月		熊本市人権啓発市民協議会が発足
平成5年	1月	熊本市雇用開発協議会を設置
11年	6月	人権教育のための国連10年推進本部を設置
12年	5月	熊本市域における人権教育啓発基本方針を策定
12年12月		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行
13年	4月	同和対策室を人権推進総室に、同和教育指導室を人権教育指導室に名称変更し、事務分掌も変更
15年	8月	隣保館をふれあい文化センターに名称変更
21年	3月	熊本市人権教育・啓発基本計画を策定
22年	3月	合併に伴い植木ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。
24年	4月	組織改編により企画振興局に人権推進総室を設置、ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。

（2）人権啓発の推進

「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民の人権尊重意識の高揚と行動の定着を図るため、あらゆる機会を捉え、市民、学校、企業、地域等の協働により、人権教育・啓発事業を展開し、「すべての人々の人権が尊重される社会の実現」を目指している。

また、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した熊本市人権啓発市民協議会の活動の充実を図っている。

主な人権啓発事業

人権フェア、映画会、啓発セミナー、講演会等の開催、人権の花運動、Jリーグアッソ熊本との合同啓発イベントなど

（３）職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが豊かな人権感覚の育成に努めるとともに人権尊重を基本とする市政運営が不可欠である。

そこで、平成１７年８月に施行された「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」に基づき、全職員の人権教育を推進する体制を整備し、職場研修推進制度のもと各職場で局、区等を中心に主体的な取り組みを行っている。

（４）熊本市ふれあい文化センター

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第２種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的にを行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所 在 地	中央区本荘４丁目６番６号
設 置 主 体	熊本市
開 設 年 月 日	昭和５１年５月１日
構 造	鉄筋コンクリート３階建（一部２階建）
敷 地 面 積	１，０１５．３８㎡ 建物面積 延１，８４９．４３㎡ 駐車場面積 ４１１．９４㎡
用 地 費	６９，６２３千円
工 事 費	新築（昭和５０年度）８２，４９５千円 改築（昭和５８年度）２５，０８５千円（機能回復訓練室・相談室の新設） 増築（昭和６２年度）３０４，３３４千円（老人福祉センター・教育集会所の新設）
主 な 施 設	１階 教養娯楽室 調理室 相談室 機能回復訓練室 集会室 事務室 浴室 ２階 集会室 会議室 学習室 多目的利用室 工作室 図書室 ３階 ホール（機能回復訓練室）

利 用 者

区 分	年 度	
	22	23
主催事業参加者数 （講座・クラブ・高齢者教室・くらしの講座・図書室利用者 等）	15315	15,222
貸し館利用者数	10587	10,485
福祉サービス利用者数（入浴・昼食・リハビリ室）	15753	11,930

（５）熊本市植木ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第２種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点となる施設として、生活上の各種相談事業及び人権課題を解決するための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所 在 地	北区植木町宮原９１２番地
設 置 主 体	熊本市
開 設 年 月 日	昭和５５年８月１日
構 造	鉄筋コンクリート平家建
敷 地 面 積	２，２８８．２８㎡ 建物面積 延７３６．９６㎡ 駐車場面積 ３６９．２０㎡
工 事 費	新築（昭和５５年度）８５，２００千円 増築（平成 ３年度）２９，３３３千円
主 な 施 設	大会議室 中会議室 図書室 和室 調理室 相談室 事務室 日常生活訓練室 社会適応訓練室 シャワー室 運動場（ゲートボール等）

利 用 者

区 分	年 度	
	22	23
館内利用者数 （学習活動・クラブ・高齢者教室・日常生活訓練・図書室利用者 等）	11,514	10,690
館外（運動場）利用者数 （ゲートボール利用者 等）	2,714	2,243

17 生涯学習

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

このような中、平成18年12月、約60年ぶりに改正された教育基本法において、生涯学習の理念に関する規定が新設された。

今後は、その理念を踏まえるとともに、社会の変化や市民ニーズに対応し、関係機関等とのさらなる連携・協力を図りながら、生涯学習社会の構築のため、熊本市生涯学習指針に基づき、生涯学習関連施策を総合的・計画的に推進していく。

また、学校、家庭、地域社会の連携を図りながら、青少年を地域で育てるための環境整備の充実を推進していく。

＜学習推進体制の整備＞（生涯学習推進課）

- ・生涯学習の広報・啓発活動の推進（生涯学習関係機関連絡会議の開催、生涯学習情報システムの運用、ふれあい出前講座 他）

＜学習活動の充実と支援＞（生涯学習推進課）（市立公民館）（市立図書館）（博物館）

- ・学習機会の充実（子どもチャレンジ公民館開催、子ども充実ホリデー事業、子ども科学・ものづくり教室開催、読書啓発事業 他）

＜学習拠点の整備＞（生涯学習推進課）（市立公民館）（市立図書館）（博物館）

- ・生涯学習施設の整備充実

＜青少年活動の拡充＞（青少年育成課）

- ・青少年の体験活動、社会体験活動の推進（チャレンジキャンプの実施、熊本城子どもわくわく体験学習の実施 他）
- ・青少年交流の促進（桂林市との高校生交流、ハイデルベルク市との青少年交流 他）

＜青少年育成環境の整備＞（生涯学習推進課）（青少年育成課）（学務課）

- ・家庭・地域の教育力の向上（家庭教育推進事業、社会教育関係団体助成、青少年指導者の養成 他）
- ・放課後における児童の安全・安心な居場所づくり（放課後子ども教室の実施）

（1）生涯学習推進体制の整備

生涯学習の広報・啓発活動の推進

- ・庁内外関係各機関との連携・協力による「ふれあい出前講座」の実施
- ・「キッズ&ジュニア情報局」の発行
- ・わくわく学習情報くまもと（生涯学習情報システム）を活用した生涯学習情報の提供
- ・市民の高度で専門的な学習ニーズに対応した「市民大学講座」を開催

- ・ 公民館や民間カルチャー等に所属するグループの学習成果発表の場として、お城まつりでの「ふれあいフェスティバル」を開催
- ・ 各公立公民館管内の住民の学習成果の発表の場として「市民のつどい」を開催
- ・ 成人及び青少年対象のボランティア養成講座の開催

地域活動支援の推進

- ・ 社会教育関係団体等に対する助成－熊本市地域公民館連絡協議会、熊本市地域婦人会連絡協議会
熊本市PTA協議会

（２）学習活動の充実と支援

- ・ 人権教育の推進
- ・ 環境、健康、情報化等の現代的な課題に即した学習講座の開設
- ・ 市民のニーズに応じた自主講座の活動支援
- ・ 子どもチャレンジ公民館の開催
- ・ 子ども充実ホリデー事業の展開
- ・ 市民参画型講座の開催
- ・ 子ども科学・ものづくり教室の開催

（３）公民館

生涯学習の拠点となる市立公民館は、地域社会の発展と住民生活の充実のために各種講座、講演会の開催などの事業を行うとともに、住民の自主的な学習や文化活動、地域づくりを支援するなどの総合的な活動を通して、住民の教養の向上、生活文化の振興を図っている。

現在、中央、西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田、五福、河内、天明、富合、城南、植木の１９公民館がある。

なお北部公民館には、北部東分館と西里分館の２館があり、植木公民館には、山本分館、田原分館、菱形分館、大和分館、やすら木の里分館、植木分館、小町もく遊館分館、吉松分館、田底分館の９館がある。

施設の概要

名 称	中央公民館	河内公民館
所 在 地	中央区草葉町５番１号	西区河内町船津７９１番地
開設年月日	昭和２６年４月１日 (昭和４３年４月１日新築移転)	平成１５年４月１日 (平成２０年４月１日移転)
構 造	鉄筋コンクリート地下１階地上５階建	鉄筋コンクリート３階建
敷地面積	１，３５０㎡	１８，４９６㎡
建物面積	１，８７８㎡	１，４７５㎡

名 称	北部公民館西里分館	北部公民館北部東分館
所 在 地	北区下碓川町 1 7 9 8 番地	北区鶴羽田 2 丁目 1 3 番 9 号
開設年月日	平成 3 年 4 月 1 日	平成 3 年 4 月 1 日
構 造	鉄筋コンクリート平屋建	木造平屋建
敷地面積	3,584.39 m ²	-
建物面積	715.64 m ²	13.24 m ²

名 称	植木公民館山本分館	植木公民館田原分館
所 在 地	北区植木町内 1449 番地	北区植木町富応 1578 番地
開設年月日	平成 22 年 3 月 23 日	平成 22 年 3 月 23 日
構 造	鉄骨造平屋建	木造平屋建
敷地面積	2,281.00 m ²	751.37 m ²
建物面積	350.80 m ²	365.18 m ²

名 称	植木公民館菱形分館	植木公民館大和分館
所 在 地	北区植木町円台寺 176 番地	北区植木町大和 70 番地 22
開設年月日	平成 22 年 3 月 23 日	平成 22 年 3 月 23 日
構 造	木造平屋建	木造平屋建
敷地面積	1,470.00 m ²	1,560.00 m ²
建物面積	379.18 m ²	580.46 m ²

名 称	植木公民館やすら木の里分館	植木公民館植木分館
所 在 地	北区植木町滴水 2190 番地 2	北区植木町舞尾 600 番地 10
開設年月日	平成 22 年 3 月 23 日	平成 22 年 3 月 23 日
構 造	木造 2 階建	木造 2 階建
敷地面積	409.74 m ²	733.50 m ²
建物面積	404.32 m ²	521.70 m ²

名 称	植木公民館小町もく遊館分館	植木公民館吉松分館
所 在 地	北区植木町有泉 837 番地 3	北区植木町豊田 665 番地
開設年月日	平成 22 年 3 月 23 日	平成 22 年 3 月 23 日
構 造	木造平屋建	鉄骨造平屋建
敷地面積	2,260.32 m ²	1,678.70 m ²
建物面積	409.74 m ²	369.12 m ²

名 称	植木公民館田底分館
所 在 地	北区植木町正清 536 番地
開設年月日	平成 22 年 3 月 23 日
構 造	鉄骨造平屋建
敷地面積	2,351.00 m ²
建物面積	351.00 m ²

※ 西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田、五福、天明、富合、城南、植木の各公民館の施設の概要については、企画振興関係の区役所・総合出張所・出張所に記載。

※ 北部東分館については、事務室のみ。本館については、健康福祉子ども関係の勤労青少年ホームに記載

※ 地域公民館については企画振興関係の地域コミュニティづくり支援に記載。

平成23年度 市立公民館等学習活動在籍状況

(平24.3.31現在)

				中央	西部	南部	東部	龍田	託麻	幸田	清水	秋津	大江	花園	北部	鮑田	五福	河内	天明	富合	城南	植木	合計	
主催事業	主催講座	高齢者	講座数	3	1	2	1	3	13	1	-	-	3	-	-	-	-	7	1	7	4	16	62	
			在籍者数	64	52	157	82	66	94	100	-	-	80	-	-	-	-	234	100	436	128	454	2,047	
		成人	講座数	58	27	42	35	35	31	23	44	49	63	65	52	14	37	22	15	38	24	45	719	
			在籍者数	1,586	373	790	982	692	780	585	812	564	1,576	4,616	787	167	756	541	192	991	590	922	18,302	
		青年	講座数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			在籍者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		子ども	講座数	28	50	115	110	45	61	48	94	91	47	78	121	54	63	27	21	33	30	21	1,137	
			在籍者数	737	1,053	5,107	4,745	2,035	2,049	1,295	2,595	2,043	2,676	2,844	2,421	1,420	2,138	1,142	834	1,190	889	1,013	38,226	
		家庭教育学級	学級数	3	8	3	11	5	9	5	5	6	8	4	4	4	7	2	5	-	-	-	-	89
			在籍者数	122	281	110	340	122	261	141	96	104	225	94	76	201	181	121	210	-	-	-	-	2,685
	小計	講座・学級数	92	86	162	157	88	114	77	143	146	121	147	177	72	107	58	42	78	58	82	2,007		
		在籍者数	2,509	1,759	6,164	6,149	2,915	3,184	2,121	3,503	2,711	4,557	7,554	3,284	1,788	3,075	2,038	1,336	2,617	1,607	2,389	61,260		
	教養講演会	講演会数	6	6	4	6	6	3	5	5	6	5	5	21	5	6	6	6	10	10	12	133		
		参加者数	877	331	774	702	707	387	837	410	903	424	394	788	336	313	266	652	1,088	1,364	693	12,246		
	合計	主催全部	98	92	166	163	94	117	82	148	152	126	152	198	77	113	64	48	88	68	94	2,140		
		在籍者数	3,386	2,090	6,938	6,851	3,622	3,571	2,958	3,913	3,614	4,981	7,948	4,072	2,124	3,388	2,304	1,988	3,705	2,971	3,082	73,506		
自主講座	高齢者	講座数	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	6		
		在籍者数	-	-	-	-	144	-	-	-	-	-	53	-	-	-	-	-	-	-	-	197		
	成人	講座数	67	52	56	84	53	64	60	64	64	54	52	85	33	58	12	29	7	-	12	906		
		在籍者数	1,976	977	1,046	2,113	1,255	1,235	1,416	1,592	1,417	1,282	935	1,242	460	1,103	144	383	110	-	248	18,934		
	青年	講座数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		在籍者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	子ども	講座数	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	6		
		在籍者数	-	12	-	-	-	-	-	38	-	-	-	44	-	-	-	-	-	-	-	94		
	合計	講座数	67	53	56	88	53	64	60	65	64	54	54	89	33	58	12	29	7	-	12	918		
		在籍者数	1,976	989	1,046	2,257	1,255	1,235	1,416	1,630	1,417	1,282	988	1,286	460	1,103	144	383	110	-	248	19,225		
総合計	主催自主	165	145	222	251	147	181	142	213	216	180	206	287	110	171	76	77	95	68	106	3,058			
	全合計	5,362	3,079	7,984	9,108	4,877	4,806	4,374	5,543	5,031	6,263	8,936	5,358	2,584	4,491	2,448	2,371	3,815	2,971	3,330	92,731			

(注) 「高齢者」は65歳以上の講座。
「成人」は20歳以上の講座。
「青年」は35歳以下の講座。
「子ども」には幼児、小・中学生、高校生及び親子対象講座を含む。

（４）青少年の交流

本市青少年が友好姉妹都市等の青少年と集団宿泊やホームステイなどの交流活動を通して友好関係を深めながら、豊かな人間性と国際的視野を養うことを目的として実施している。

ア 国際交流（平成２２年度）

① 熊本市・桂林市高校生交流事業（受入）

期間 平成２２年７月３１日～８月４日

団員 高校生団員１５人、役職員５人(桂林市側)

② 熊本市・ハイデルベルク市青少年交流事業（派遣）

期間 平成２２年７月３１日～８月９日

団員 青少年団員１５人、スポーツ団員１２人、役職員６人

イ 国内交流（平成２２年度）

① 九州都市中学生交流事業「第１３回九州都市中学生交流大会・熊本大会」派遣

期 間 平成２２年８月１０日～８月１２日

団 員 中学生団員４９人、役職員１２人

② 熊本市・福井市小学生交流

受入期間 平成２２年８月５日～８日

派遣期間 平成２３年１月７日～１０日

団 員 小学生団員２０人、役職員５人

（５）家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための学習機会や、情報を提供している。

ア 家庭教育セミナー

家庭教育力の向上のため、小・中学生の子どもを持つ保護者を対象に、子どもたちの持つ悩みや子どもとの接し方、また社会的ルールやしつけ等を学ぶ講座を実施している。小中学校やＰＴＡとの連携により、保護者の多く集まる機会等を捉えた開催に努めている。

イ 家庭教育協働講座

ＰＴＡや地域活動に積極的に取り組んでいる方を対象に、ＮＰＯ等による専門性を生かした協働型の家庭教育講座を開催し、地域の核となって家庭教育を推進するリーダーを育成する。

ウ 家庭教育学級

幼稚園、保育園、小学校及び中学校を単位として開設し、家庭における子どもの教育に関する学習を行ったり、子どものしつけ方等における悩みを持ち寄り話し合いを持つ等、実践的学習を行っている。

エ 子育てサロンの開催

児童館・児童室を併設する公民館１２館において、子育て中の保護者同士が、子育てに関する情報交換をしたり、悩み事を互いに相談できる集いの場を設けている。また、そこで出されたニーズをもとに、講演会や講座等を開催している。

(6) 成人式

二十歳を迎えた新成人たちに、大人としての責任や義務の自覚を促すとともに、門出を祝い、激励するために開催している。

(平成23年成人式) 日時：平成23年1月10日

場所：熊本市総合体育館・青年会館

対象者：約7,323人

健康福祉子ども

1	健やかなライフスタイルの確立	137
2	健康福祉サービス体制	141
3	生活衛生	151
4	高齢者への生活支援	160
5	障がい者への生活支援	175
6	社会保障制度	189
7	精神障がい者の福祉	201
8	子ども育成	204
9	青少年育成	208
10	障がい児療育相談事業	216
11	児童相談所	217
12	子育て支援	218

生涯を通じて、心身共に健康で生きがいを持ちながら暮らしていくことは、全ての市民の願いです。

しかし、現代社会においては、心身の健康を阻害する要因が多様化する中、特に高齢化の急速な進展にともない、今後ますます医療や介護の需要が高まることが予想されています。加えて、子ども達を取り巻く社会や家族の環境が大きく変化し、子育ての困難さも増しています。

そこで、まず、自らの健康は自らが守ることを基本に、市民の健康づくりの指針となる「健康くまもと21」に基づき、一人ひとりの健康づくりの意識を積極的に高めるとともに、今後、子どもの健やかな成長や、高齢者・障害者の生きがいのある暮らしを支えるため、保健、医療、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりを、民間事業者、市民ボランティアなどと連携し進めています。

1 健やかなライフスタイルの確立

近年、これまで減少していた感染症疾患の新興、再興に加え、食事・喫煙・運動不足などの生活習慣に起因する慢性疾患や精神的ストレスに起因する疾患が増加しています。

また、化学物質の蔓延によるアレルギー疾患や環境ホルモンの問題など、健康を阻害する要因は多様化複雑化しています。

今後は、長い人生を生きがいのある楽しいものとするために、市民が日々の暮らしの中で積極的に健康づくりを実践できるような取り組みを進めなければなりません。

そこで、市民自らが健康づくりに取り組める体制づくりを進めるとともに、地域における健康づくり活動を、行政、医療機関、地域が一体となって推進しています。

(1) 栄養改善対策事業（健康づくり推進課）

自分の健康は自分で守るという認識のもとに、幅広く各人が日常生活において栄養・運動・休養のバランスをとることを基調とした総合的健康づくり対策の普及啓発活動を行う。また、食生活改善推進員を養成するとともに、その活動母体である食生活改善推進員地区組織による健康づくりのための諸活動を支援する。

ア 食育の推進

(単位 人)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
子どもの食育推進ネットワーク 全体研修会参加者延べ数	375	340	409	403	375

イ 地区組織活動の支援

(単位 回)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
食生活改善推進員研修会	17	59	62	73	92
すこやか食生活改善講習会	80	80	81	92	92

※食生活改善推進員研修会については、平成 20 年度から新人研修やキャリアアップ研修など内容を充実させた。

ウ 食生活改善推進員の養成

(単位 人)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
修了者	72	76	72	79	69

(2) 健康相談と情報提供事業（健康づくり推進課）

健康増進法第17条第1項に基づき、健康手帳の交付及び健康教育・健康相談を実施している。

ア 健康手帳の交付

(単位 人)

区分 \ 年度	19	20		21	22	23
医療受給資格者	880	40～74歳 75歳以上	15,916 3,604	6,434 8,465	7,350 913	1,788 220
医療受給資格者以外の者	10,181	計	19,520	14,899	8,263	2,008

※40 歳以上の市民で希望する者に交付。
※医療受給資格者の分類については、平成 20 年度から後期高齢者医療制度が創設されることに伴い削除。平成 20 年度から年齢区分ごとの交付数に項目を変更。

イ 健康教育

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
開催回数（回）	308	158	383	430	320
延人員（人）	5,742	5,662	11,057	12,499	17,274

※平成18年度から対象年齢を変更（40歳以上を40歳から64歳まで）

ウ 健康相談

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
開催回数（回）	1,035	670	580	489	442
延人員（人）	4,416	3,277	6,699	4,477	5,716

※平成 18 年度から対象年齢を変更（40 歳以上を 40 歳から 64 歳まで）

エ 訪問指導

(単位 人)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
実人員	746	76	357	127	124
延人員	1,102	107	418	253	136

※平成 18 年度から対象年齢を変更（40 歳以上を 40 歳から 64 歳まで）
平成 20 年度からそれまでの基本健康診査から医療保険者による特定健康診査・特定保健指導に移行し、訪問指導の対象者が減少した。

(3) 各種健康診査充実事業（健康づくり推進課）

ア 健康診査・がん検診

心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防対策の一環として、また、各種がんの早期発見・早期治療を進めるために各種健康診査を実施している。

(単位 人)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
健康増進法に基づく特定健康診査	—	338	240	307	249
胃 が ん 検 診	8,815	9,616	12,165	11,688	11,022
子 宮 が ん 検 診	7,849	12,960	20,620	注1) 20,168	注2) 19,936
乳 が ん 検 診	4,913	6,030	12,670	12,826	13,124
肺 が ん 検 診	22,619	24,032	26,723	27,676	25,127
大 腸 が ん 検 診	10,289	11,273	14,397	21,704	24,708
肝 臓 が ん 検 診	※4,478	—	—	—	※5,746

(注1) 平成20年度から健康増進法第19条の2に基づき特定健康診査・がん検診を実施。

がん検診は40歳以上の市民を対象としている。但し、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮がん検診は20歳以上の女性としている。平成18年度から乳がん・子宮がん検診対象者を偶数年齢とした。

・※は肝炎ウイルス検査

肝炎ウイルス検査は、平成20年度から感染症対策課で特定感染症予防事業として実施しているが、平成23年度は、加えて健康増進事業としても、特定年齢に達した方に個別勧奨して実施したもの。

・注1) 及び注2) には、妊婦健康診査による子宮頸がん検査受診者を、それぞれ3,556人、3742人含む。

(4) CKD（慢性腎臓病）対策推進事業（健康づくり推進課）

末期腎不全による人工透析患者が増加しており、平成21年度から、熊本市医師会や腎臓内科専門医などの関係機関との協働により、CKDの発症予防から悪化防止までの総合的なCKD対策を実施している。

(5) 結核対策事業（感染症対策課）

結核の早期発見、まん延防止を図ると共に結核患者の発生状況、治療状況などの把握や長期にわたる治療を訪問指導などにより支援している。なお、平成19年4月に「結核予防法」が廃止され、予防接種を除く結核対策は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合され、BCG予防接種は、「予防接種法」に統合された。

ア 健康診断

(単位 人)

区分 \ 年度	18	19	20	21	22	23
結 核 一 般 住 民 検 診	19,924	14,389	14,158	15,158	17,859	15,550
ツベルクリン反応検査（乳幼児）	—	—	—	—	—	—
B C G 接 種 （ 乳 幼 児 ）	6,633	6,686	7,053	6,815	7,129	6,781
管 理 検 診	223	233	217	131	222	388
接 触 者 検 診	2,462	2,933	2,659	1,189	1,619	1,314

※平成17年の結核予防法改正により、ツベルクリン反応検査後のBCG接種が廃止され、直接BCG接種方式へ変更となった。

イ 患者管理

(単位 人)

区分 \ 年度	18	19	20	21	22	23
結核患者登録数	374	362	380	345	326	305
新登録患者数	115	118	126	135	128	126
結核患者訪問指導	283	207	204	205	249	379
新登録患者中の入院勧告患者数	43	51	60	46	48	53

平成 19 年度に、結核予防法は廃止され感染症法により運用されている。

(6) 感染症対策事業（感染症対策課）

エイズ相談及びHIV抗体検査

HIV感染の早期発見・早期治療につなげるため、市民が容易にエイズ相談及びHIV抗体検査を受けることができるように実施している。

エイズ相談・HIV抗体検査の推移

(単位 件)

区分 \ 年度	18	19	20	21	22	23
相 談	1,599	1,900	2,006	1,490	1,678	1,573
検 査	1,444	1,723	1,802	1,384	1,590	1,498

(7) 予防接種事業（感染症対策課）

感染症の発生及び拡大防止を図るため当該予防接種を実施し、公衆衛生の向上・増進に寄与する。

予防接種の状況

(単位 件)

区分 \ 年度	18	19	20	21	22	23
三種混合	25,899	26,839	28,464	27,395	29,060	28,100
二種混合	4,018	4,661	5,122	5,456	6,015	6,085
急性灰白髄炎	11,918	11,320	11,510	10,582	12,856	10,034
インフルエンザ	69,939	79,215	86,290	80,843	96,890	94,660
日本脳炎	1,892	7,688	11,227	15,571	26,683	35,411
麻しん風しん混合	11,803	12,662	24,785	24,898	26,496	26,104
子宮頸がん					5,279	31,169
ヒブ					7,474	27,652
小児用肺炎球菌					8,852	32,682

風しん・麻しん予防接種は平成18年4月から麻しん風しん混合ワクチンでの予防接種となった。
 中学1年生、高校3年生相当年齢の者が、平成20年度から24年度までの時限措置として麻しん風しん混合予防接種の対象者に追加された。

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌は、任意接種に対する助成事業として平成23年2月から実施。

2 健康福祉サービス体制

近年、より身近な地域において、きめ細かな保健福祉サービスを求める市民ニーズが高まっているとともに、市民の自主的な健康づくり活動の拠点となる施設整備や高度医療機関の充実が必要となっています。

これらの課題に対し、本市では、市民の多様なニーズに対応できるように、各区福祉課、保健子ども課を中心とした地域におけるサービス体制の充実に努めています。

(1) 各区役所

名 称 区分	本庁等	熊本市保健所	中央区役所	東区役所	西区役所	南区役所	北区役所
医師	1 人	0 人	2 人	2 人	1 人	0 人	1 人
保健師	19 人	2 人	24 人	25 人	17 人	24 人	23 人
管内世帯数	—	—	92,892 世帯	75,950 世帯	37,881 世帯	44,598 世帯	54,849 世帯
管内人口	—	—	183,881 人	188,341 人	93,170 人	123,507 人	145,462 人

(注) 1 管内世帯数、管内人数、医師、保健師数は平成 24 年 4 月 1 日

2 本庁等の保健師 19 人の内訳は、健康づくり推進課 4 人、国保年金課 2 人、高齢介護福祉課 2 人、障がい保健福祉課 2 人、子ども発達支援センター 1 人、こころの健康センター 2 人、子ども支援課 2 人、子ども総合相談室 1 人、児童相談所 3 人

3 本市初の P F I 方式により整備した熊本市総合保健福祉センター（愛称：ウェルパルクまもと）は、4階に熊本市保健所、3階にこころの健康センター・中央区保健子ども課健康センター大江分室・市民協働課市民活動推進係、2階に子ども発達支援センター・発達障害者支援センター・子ども総合相談室、1階に市民活動支援センター・あいばーと等の機能を有する複合施設

(2) 保健福祉情報ネットワークの活用（健康福祉政策課）

「市民志向の質の高い保健福祉サービスの実現」を図るため、市民が、自分にあったサービスを適切に選択でき、必要な情報や支援をできるだけ身近な場所で素早く正確に得ることができるよう努めます。加えて、情報の活用による政策マネジメント機能の強化を図るため保健福祉情報システムを活用していきます。

(3) 救急医療制度（医療政策課）

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を逐次整備拡充しながら、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めています。

ア 救急医療体制整備の経緯

昭和 5 1 年 1 2 月	年末年始救急医療開始 (在宅当番医制度による。内科等 9 診療科目、2 0 医療機関)
昭和 5 2 年 7 月	熊本保健所内に休日夜間診療及び電話相談所を設置 休日昼間の在宅当番医制による診療業務開始
昭和 5 3 年	病院群輪番制による二次救急医療業務開始
昭和 5 6 年 1 1 月	熊本市医師会（休日・夜間急患センター）に一次救急医療業務を委託（小児科・内科） 熊本市薬剤師会に休日夜間の救急調剤業務を委託
昭和 5 7 年 4 月	休日夜間に加え土曜日夜間の一次救急業務開始
昭和 5 8 年 4 月	休日・夜間急患センターの診療を毎夜間に拡充（小児科・内科・外科）
昭和 6 3 年 4 月	休日昼間の一次救急業務を開始

平成 2 年 4 月	熊本赤十字病院に東部地区の休日夜間一次救急医療業務を委託
平成 14 年 8 月	熊本市救急災害医療協議会設置 (熊本市救急医療協議会、熊本市災害医療対策連絡会議の合併)
平成 17 年 4 月	病院群輪番制による二次救急医療業務について、熊本中央救急医療圏の 3 市 7 町 (平成 22 年 3 月より、合併のため 3 市 5 町) で事業継続のための協定を締結(税 源移譲により、国の補助金が一般財源化されたことに伴うもの)
平成 20 年 10 月	富合町との合併により、下益城郡医師会に委託している在宅当番医制事業(富合 町分)を継承
平成 22 年 4 月	城南町との合併により、下益城郡医師会に委託している在宅当番医制事業(城南 町分)を継承 植木町との合併により、鹿本郡市医師会に委託している在宅当番医制事業(植木 町分)を継承 植木町との合併により、病院群輪番制による二次救急医療業務について、鹿本救 急医療圏の 2 市(熊本市は植木地区)での協定を継続。

イ 一次救急医療業務(年末年始を除く)

① 休日・夜間急患センター

- ・熊本市医師会熊本地域医療センター

診療科目 小児科・内科・外科

診療時間 毎夜間(午後 6 時から翌午前 8 時まで)、休日昼間(午前 8 時から午後 6 時まで)
(平成 21 年度は、新型インフルエンザ流行時に小児科の体制を増強)

- ・休日準夜急患診療所(熊本赤十字病院)

診療科目 小児科・内科・外科・整形外科

診療時間 休日夜間(午後 6 時から翌午前 0 時まで)

② 在宅当番医制

- ・熊本市医師会委託

診療科目 内科(4)、小児科(1)、外科(3)、整形外科(1)、眼科(1)、耳鼻咽喉科(1)、産婦
人科(1)

(平成 22 年度は、新型インフルエンザ流行時に小児科を(1)増強)

- ・下益城郡医師会委託 富合・城南地区(1)

- ・鹿本郡市医師会委託 植木地区(1～2)

() 内は、1 日あたり実施医療機関数

③ 救急調剤(熊本市薬剤師会委託)

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で、平日夜間(午後 6 時から翌午前 0 時まで)及び休日(午前 0
時から翌午前 0 時まで)の救急調剤業務実施

④ 休日夜間歯科診療業務(熊本市歯科医師会委託)

在宅当番医制により、休日夜間(午後 6 時から翌午前 0 時まで)の歯科救急診療業務実施

⑤ 一次救急医療業務実績

年 度			19	20	21	22	23
区 分							
休日夜間急患センター	地域医療センター	小児科(人)	19,496	18,421	21,230	18,643	19,898
		内科(人)	11,751	10,808	13,530	11,534	10,994
		外科(人)	2,939	3,036	2,663	2,668	2,363
		計(人)	34,186	32,265	37,423	32,845	33,255
		二次医療搬送(再掲)	1,459	1,486	1,429	1,341	1,394
	熊本赤十字病院	患者総数(人)	4,107	3,786	4,788	4,317	4,639
在宅当番医制(人)			30,614	28,513	31,317	33,390	33,953
(実施医療機関延数)			(763)	(772)	(767)	(916)	(907)
救急調剤(件)			21,752	20,628	24,573	20,926	21,591
休日夜間歯科診療(人)			164	152	191	178	149
委託料(千円)			175,001	174,694	176,060	174,366	174,709

ウ 一次救急医療業務(年末年始)

開設期間 12月30日(午前0時)から翌年1月4日(午前8時)まで

① 休日・夜間急患センター

・熊本市医師会熊本地域医療センター

診療科目 小児科・内科・外科

② 在宅当番医制(熊本市医師会委託)

診療科目 内科系(4～7)、外科系(3)、産婦人科(1)、耳鼻咽喉科(1)、眼科(1)

泌尿器科(1)、小児科(3～4)(小児科は午前9時～午後5時)

()内は、1日あたり実施医療機関数

③ 救急調剤(熊本市薬剤師会委託)

熊本市薬剤師会くまもと中央薬局で救急調剤業務実施

④ 休日夜間歯科診療業務(熊本市歯科医師会委託)

在宅当番医制により、一日あたり歯科(2)で歯科救急診療業務実施

⑤ 年末年始診療実績

年度 区分		19	20	21	22	23
診療実日数(日)		5	6	5	5	5
急患センター	小児科(人)	948	727	812	732	744
	内科(人)	659	573	730	532	630
	外科(人)	163	146	121	128	157
在宅当番医(人)		5,125	5,357	5,750	4,638	4,589
救急調剤(件)		1,488	1,402	1,439	1,246	1,284
歯科在宅当番医(人)		371	389	336	287	331
委託料(千円)		19,951	19,708	19,435	19,256	19,006

エ 二次救急業務一病院輪番制(通年)

休日昼間(午前8時から午後6時まで)及び毎夜間(午後6時から翌午前8時まで)の重症患者の診療業務を5病院(熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、国立病院機構熊本医療センター、熊本市市民病院)の輪番制により実施

(4) 医療安全相談窓口の設置運営(医療政策課)

医療の安全と信頼を高めることを目的として、「熊本市医療安全相談窓口」を設置し、医療に関する患者・家族などの苦情・心配や相談に中立的な立場で対応しています。

・「医療安全相談窓口」

設置年月日：平成15年11月4日

相談対応体制：専任相談員3名(保健師、看護師)・医療監視員(兼務)

・相談受付件数

年 度		21	22	23	調査確認等実施件数 (再掲)
相談区分	相談・問合せ	815	886	1,157	3
	苦情相談	358	414	497	67
	その他	96	86	52	2
	合計	1,269	1,386	1,706	72

（５）献血推進協議会の設置（医療政策課）

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が平成１５年７月３０日に施行されました。この法律は血液の安全性、献血による国内自給の原則、適正使用の３本柱から構成され、また、毎年の献血目標数が策定されます。

このことにより、ボランティア団体等７団体の代表から構成される熊本市献血推進協議会を再編し、献血者の確保について協議し、普及啓発に取り組んでいます。

・設置年月日（再編） 平成１６年４月１日

・熊本市の移動採血車による４００ｍｌ献血者数

年 度 項 目	21	22	23
合計（人）	11,904	12,723	12,313
目標数（人）	13,582	14,550	14,752
達成率（％）	88	87	83

（６）地域福祉活動の推進（健康福祉政策課）

少子・高齢社会の進展など、福祉を取り巻く環境が著しく変化する中、子どもの健やかな成長や、高齢者・障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるよう、健康、福祉の総合的なサービスを身近なところで提供できる体制づくりに取り組んでいる。

また健やかでいきいきと暮らせる保健福祉の充実のため、生涯にわたって市民一人ひとりがその人らしく生きがいのある生活を実現できるよう、住民の参加の促進を主たる目的とした熊本市地域福祉計画を作成し、地域福祉活動の推進を図っている。

ア 社会福祉審議会の設置

社会福祉に関する事項を調査審議するため、平成８年４月１日より設置した。

（審議会の構成）

・全体会

調査審議事項の諮問と諮問事項についての各専門分科会からの報告を行う。

・民生委員審査専門分科会

民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議を行う。

・児童福祉専門分科会（児童福祉専門分科会審査部会）

児童福祉に関する事項の調査審議を行う。また、審査部会においては、児童の措置についての児童相談所に対する意見具申や里親の認定等を行う。

・身体障がい者福祉専門分科会（身体障がい者福祉専門分科会審査部会）

身体障がい者福祉に関する調査審議を行う。また、審査部会においては、身体障害者手帳の交付に際し、障害の程度等に応じて疑義が生じたものについて審査を行う。

・高齢者福祉専門分科会

高齢者福祉に関する事項の調査審議を行う。

イ 地域の活性化

地域福祉活動を活発にするため、いきいき市民福祉基金（地域福祉基金）に出捐し、基金運用益をボランティア活動など各種地域福祉活動などに充てるとともに、地域の福祉課題に対して社会福祉協議会と地域の各種団体が連携することで、地域の活性化を図っている。

ウ （社福）熊本市社会福祉

熊本市が設置する養護老人ホームや障害者更生施設などの社会福祉施設の適正かつ能率的運営と、住宅の高齢者及び心身障がい児・者を対象としたホームヘルプサービスなどの住宅福祉サービスの提供を行い、熊本市における社会福祉の増進に寄与する。

エ 住宅福祉センター

名 称	熊本市南部在宅福祉センター	熊本市東部在宅福祉センター	熊本市中央在宅福祉センター
所 在 地	南区日吉1丁目4番15号	東区健軍本町31番20号	中央区壺川2丁目3番85号
設 置 主 体	熊本市	熊本市	熊本市
運 営 主 体	社会福祉事業団	社会福祉事業団	社会福祉事業団
開設年月日	平成5年4月20日	平成6年5月22日	平成9年7月24日
構 造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷 地 面 積	1,601.01㎡	1,394.69㎡	3,640.05㎡
延 床 面 積	779.40㎡	801.70㎡	950.599㎡
開 館 時 間	9時～17時（一部22時迄）	9時～17時（一部22時迄）	9時～17時（一部22時迄）
主 な 設 備	休養室 談話室 和室 多目的ホール 相談室	休養室 談話室 和室 多目的ホール 相談室	デイルーム 休養室 浴室 和室 多目的ホール 調理室 相談室

（7）民生委員・児童委員関係事業（健康福祉政策課）

ア 地区別民生委員・児童委員数（定数1, 416人、現員1, 376人）

（平24.4.1現在）

地区 性別	東 区	西 区	南 区	北 区	中央区	計
男	81	64	65	81	76	367
女	220	151	169	156	313	1,009
計	301	215	234	237	389	1,376

（主任児童委員131名を含む）

イ 民生委員・児童委員推薦制度

① 熊本市民生委員推薦準備会

熊本市民生委員推薦会の下部組織として、小学校の区域ごとに民生委員推薦準備会をおく。

民生委員推薦準備会は、民生委員・児童委員候補者の下調べを行い、熊本市民生委員推薦会にその結果を内申する。推薦準備会は、委員10人以内をもって組織する。

準備会委員は、小学校の区域内に住所を有し、市議会議員の選挙権を有する次の者の内から推薦会委員長が委嘱する。

{	校区社会福祉協議会代表・校区婦人会代表・校区民生委員代表・校区自治会代表
	校区PTA代表（小学校）・校区保護司代表・校区老人クラブ代表
	校区母子寡婦福祉連合会代表・校区公民館代表・校区青少年健全育成協議会代表

・ 熊本市民生委員推薦会

各校区の推薦準備会より内申された民生・児童委員候補者を民生委員法第8条により、委員構成された民生委員推薦会において推薦する。（民生・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年）

② 熊本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員審査専門分科会は、熊本市長からの諮問に基づき、民生委員・児童委員及び主任児童委員の適否に関する事項について審査し、その結果を熊本市長に答申する。

専門分科会委員は、審議会の委員（市長が任命する）の内から、審議会委員長が指名する。（現在、専門分科会委員は、5名）

ウ 運営費補助金等（平成24年度分）

・ 熊本市民生委員・児童委員協議会運営費補助金	年額	7,788千円
・ 熊本市民生委員・児童委員協議会活動推進費補助金	年額	8,450千円
		(130千円×65団体)
・ 民生委員活動費（費用弁償）	年額	110千円／人
・ 民生委員活動費（費用弁償会長加算分）	年額	11,840円／人

（8）社会福祉団体一覧（健康福祉政策課・高齢介護福祉課）

ア 主な福祉団体

（平24.4現在）

名 称	代表者	所 在 地	設 置 目 的
社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会	緒方 孝雄	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	住民の福祉活動に対する援助や社会福祉を目的とする事業の連絡調整・企画実施を行い、地域における社会福祉の増進を図る
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	宗村 収	南区平成1丁目16番18号	熊本市が設置する社会福祉施設の適切かつ能率的運営と、在宅の高齢者及び心身障がい児・者を対象とした在宅福祉サービスの提供を行い、熊本市における社会福祉の増進に寄与する
社団法人 熊本市シルバー人材センター	荒木 哲美	中央区花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保提供し、その就業を援助して、生きがいの充実及び社会参加の促進を図り、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする

イ その他の福祉関係団体（健康福祉政策課・子ども支援課・保育幼稚園課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

名 称	代表者	所 在 地	設 置 日 的
熊本市民生委員児童委員協議会	千田新一	中央区新町2丁目4-27 熊本市健康センター 新町分室3F	民生委員相互の研鑽と資質の向上を図り、もって市民の福祉増進に寄与する
熊本市母子寡婦福祉連合会	園田 忠子	中央区南千反畑町10-7	母子家庭の母・寡婦の相互福祉の対策を考究し、その具体的実践により自立更生に努め生活の安定を図る
熊本市老人クラブ連合会	徳永 悟	中央区花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	老人クラブ活動の育成・活性化を促し、もって高齢者の福祉増進を図る
熊本市遺族連合会	迎 征史	中央区紺屋町2丁目8番1号	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
城南町遺族会	榊田正治	南区城南町藤山1859番地	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
植木町遺族会	田上謙治	北区植木町山本1797番地	遺族の団結、相互扶助等を図り平和日本の隆盛に貢献する
熊本県英霊顕彰会	蒲島郁夫	中央区 水前寺6丁目18番1号 熊本県社会福祉課内	英霊の顕彰と遺族の福祉増進を図る
熊本市原爆被害者の会	長曾我部久	中央区花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	被爆者の相互扶助と福利増進を図る
熊本市地区保護司会	主海偉佐雄	中央区壺川2丁目6番6号	更生保護事業として、非行犯罪のあった者の更生を助長するため指導監督、補導援護を行って一般社会への復帰を図り、再犯を防止して社会を保護し、もって個人及び公共の福祉を増進するため犯罪予防活動を行うことを目的とする
熊本県中国残留孤児等対策協議会	三浦一水	中央区城東町4番2号 ホテルキャッスル内	中国残留日本人孤児等にかかる諸問題の解決に寄与し、あわせて中華人民共和国との友好親善に資することを目的とする
熊本ＢＢＳ会	河内田晃子	中央区大江3丁目1番53号	非行少年や犯罪者を出さないための予防活動、更生の指導を行う
熊本県共同募金会 熊本市共同募金委員会	江藤正行	中央区新町2丁目4番27号 熊本市健康センター 新町分室3F	住民相互の助けあいを基調とし、地域福祉の推進を計る
日本赤十字社熊本県支部 熊本市地区本部	幸山政史	中央区新町2丁目4-27 熊本市健康センター 新町分室3F	日赤社資募集運動の推進及び災害救護活動をはじめ赤十字事業の推進を図る
熊本市手をつなぐ育成会	川村隼秋	中央区花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	熊本市の知的障害者（児）の社会人としての育成を図る
熊本市身体障害者福祉協会連合会	多門文雄	〃	組織強化並びに親睦、生活向上、自立更生、社会復帰の援助を図る
熊本市社会福祉施設連合会	本山雅徳	東区渡鹿8丁目16番46号	市内の各社会福祉施設の職員の資質の向上を図る
熊本市保育園連盟	重岡啓一	中央区花畑町3番1号 熊本市役所花畑別館内	乳幼児の健全な育成をめざすとともに、保育園の資質の向上と職員の福利厚生を図り、よりよい地域福祉の発展に寄与することを目的とする

(9) 指導監査事業（指導監査課）

ア 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、健全で安定した法人・施設運営を確保する。

平成23年度 社会福祉法人 148法人 うち実施数 82法人

平成23年度 社会福祉施設 262施設 うち実施数 258施設

①児童福祉施設 181施設

（保育所153、母子生活支援施設2、乳児院2、児童養護施設4、知的障害児施設2、知的障害児通園施設2、盲児施設1、ろうあ児施設1、重症心身障害児施設1、難聴幼児通園施設1、児童厚生施設12（児童館11※、児童遊園1）※青少年育成課実施の公立児童館10を含む）

②老人福祉施設 55施設

（特別養護老人ホーム28、小規模特別養護老人ホーム4、養護老人ホーム5、軽費老人ホーム（A型を含む）18）

③障がい者福祉施設 24施設

（障害者支援施設10、身体障害者小規模通所授産施設1、知的障害者更生施設5、知的障害者授産施設6、知的障害者通勤寮2）

④保護施設 1施設（救護施設1）

⑤社会事業授産施設 1施設

イ 介護老人保健施設の指導監査

介護老人保健施設の指導監査を実施し、施設の適正な運営を確保する。

平成23年度 介護老人保健施設 26施設 うち実施数 16施設

(10) 社会福祉施設等施設整備費補助金の交付（保育幼稚園課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

民間社会福祉施設の創設や増改築にかかる施設整備費等の補助金について交付を行うもの。

（平成24年度当初予算） 1,526,642千円

（平成23年度対象施設数） 老人福祉施設、児童福祉施設、障がい者福祉施設など計16カ所

(1 1) 福祉総合相談（各区役所福祉課、健康福祉政策課）

ア 目 的

福祉に関する様々な相談の窓口を各区役所福祉課に設置している。窓口で受けた相談については、関係機関と連携するなど、寄せられた相談の問題解決に取り組むことにより、市民福祉の向上に資するものである。

イ 業務の内容

- ・福祉の総合相談に関すること
- ・女性のための相談に関すること（婦人保護事業）
- ・子どものための相談に関すること（家庭児童相談室運営事業）
- ・子どものための相談に関すること（家庭児童相談室運営事業）

ウ 職員の配置（平 2 4 . 4 . 1 現在）

各区役所福祉課福祉相談係職員

女性相談員 8 人 妊娠に関する悩み相談員（時間外・休日対応） 1 0 人

エ 利用状況（平成 23 年度実績）

- ・福祉の総合相談

介護保険制度	施設	生活困窮	年金	手当て	貸付	障害者福祉制度	障害者・高齢者権利擁護	障害者手帳	健康保険制度	医療費助成	障害者自立支援法関係	住宅	就労	学校・保育所	離婚	人間関係	家族関係	借金	自殺	D V	税金	戸籍関係	ホームレス問題	妊娠・出産に関すること	その他（福祉）	合計
116	34	231	30	19	37	55	9	43	22	41	14	65	29	20	20	53	60	12	2	8	7	16	1	2	315	1,261

- ・女性のための相談

離婚問題	妊娠・出産	求職	帰住先なし	男女問題	不純異性交遊	その他本人の問題	夫等の暴力	夫の薬物中毒	その他夫の問題	子どもの養育不能	その他子どもの問題	生活困窮	借金・サラ金	住居問題	精神的問題	病気	その他家庭の問題	合計
229	434	23	8	23	0	11	275	0	14	15	168	280	11	165	49	75	103	1,883

- ・子どものための相談

生活習慣	知能言語	学校生活等	非行	家族関係	環境福祉	障がい	その他	合計
3	0	161	1	37	690	10	254	1,156

3 生活衛生

従来の生活衛生対策に加え、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材等の使用による室内空気汚染等を原因としたシックハウス症候群や、循環式浴槽水の普及によるレジオネラ症等の発生予防に対する対応が求められています。

また、食品衛生については、市内に流通する食品の安全安心の確保及び食育の推進に積極的に取り組むため、平成19年度に「熊本市食の安全安心・食育推進計画」を策定し、「食」に関して計画的、総合的な施策展開を行っています。

本年度はこの計画の見直し年度に当たるため、基本的な方針は踏襲しつつも、近年の食関連の事件・事故や市民のニーズを踏まえた、より身近な第二次計画として検討を加えています。

基本的にはこの推進計画に基づき「熊本市食品衛生監視指導計画」を定め、食中毒の発生リスクや市民の食の安全安心に対する不安や関心の高い業種や食品に関して重点的に監視指導を行っているところですが、昨年度のような飲食チェーン店での牛肉の生食による重大な食中毒事件や福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質に汚染された食品の流通など食品の安全安心を揺るがす事故が後を絶たないことから、通常の監視業務に加え、これらに柔軟に対応可能な体制を整えるとともに、市民の不安や不信を払拭し正確で迅速な情報を提供するため、出前教室の開催によるリスクコミュニケーションの実施、各種広報媒体を活用した情報の提供に努めております。

更に食品等事業者に対しては自主衛生管理体制の確立を支援するツール（道具）としての熊本市版HACCPの導入の推進や各種講習会の実施による衛生意識の向上を図るとともに熊本市食品衛生協会や食品安全情報ネットワークを通じた情報の共有化や連携の強化により安全で安心な食品の確保に努めております。

さらに、斎場や墓地の整備、適正な管理運営に努めています。

(1) 環境衛生関係（生活衛生課）

ア 営業施設の監視指導状況

(平成23年度)

	業 種	施 設 数	監 視 数	監視率 (%)
営業六法	理 容 所	754	255	33.8 %
	美 容 所	1,398	489	35.0 %
	クリーニング所	647	183	28.3 %
	旅 館	254	64	25.2 %
	興 行 場	37	3	8.1 %
	公 衆 浴 場	202	99	49.0 %
	計	3,292	1,093	33.2 %
その他一般環境衛生	温 泉	137	4	2.9 %
	化 製 場 等	2	1	50 %
	墓 地	1,539	120	7.8 %
	納 骨 堂	246	-	-
	火 葬 場	2	-	-
	ビル管理法による 特定建築物	262	9	3.4 %
	ビル管理法による 登録営業	156	21	13.5 %
	遊 泳 場	32	27	84.4 %

イ 熊本市ホテル等建築審査会

平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。本条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造の建築を立地規制し市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目的 ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する。

委員構成 10人以内
市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員

任期 2年

審議会の実施状況

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
開催回数(回)	1	0	0	0	0
諮問件数(件)	1	0	0	0	0

(2) 生活衛生関係（生活衛生課）

ア 住まいの衛生相談状況

区分 \ 年度	20	21	22	23
相談件数(件)	143	154	156	196
(うち、住まいの健康快適度診断実施数)	14	11	16	15

イ 出前教室実施状況

区分 \ 年度	20	21	22	23
出前教室実施件数(件)	6	3	25	5
延参加人数(人)	221	240	369	102

ウ 生活衛生推進員セミナー開催状況

区分 \ 年度	20	21	22	23
生活衛生推進員の登録人数(人)	17	13	71	26
セミナー開催数(回)	5	3	5	5

(3) 環境衛生事業所（生活衛生課）※H24.3.31廃止

ア 施設

所在地	平成1丁目16番18号
機 構	健康福祉局衛生部生活衛生課
敷地面積	1,623㎡
建物面積	845.02㎡
建設年月	昭和60年3月（竣工）
総工費	97,435千円
業務内容	1 消毒業務 (1)感染症及び水害等発生時の消毒 (2)感染症予防のための、ねずみ・そ族昆虫駆除 (3)害虫相談 2 雑草等除去指導 (1)あき地等の雑草除去指導 (2)草刈機貸出

イ ねずみ・こん虫等駆除状況

(平成23年度)

駆除カ所	昆 虫 等					ねずみ 駆除薬量 (kg)
	下水溝 (カ所)	水槽等 (カ所)	墓 地(基)	水害による 道路等の消毒 (カ所)	草 原 (カ所)	
32,917	32,821	10	0	0	20	45,7

ウ 除草指導

苦情処理状況

(平成23年度)

指 導 し た 雑 草 地(件数)	草 刈 り 実 績(件数・面積㎡)	
253	228	162,710

エ 草刈り機具貸出状況

(平成23年度)

貸付件数	貸付台数
520	554

(4) 動物愛護センター（生活衛生課）

「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例（平成24年6月1日施行）」に基づき、犬の登録・狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・収容・返還・処分、犬・猫に関する苦情相談対応、飼い犬・飼い猫の引取り、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養許可・監視指導等を行っている。動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するために、熊本市動物愛護推進協議会と協働して動物愛護週間行事・動物愛護啓発イベント等の開催、ノラ猫対策としての地域ねこ活動を展開している。平成21年度からは、動物愛護のさらなる普及啓発を図るために、学校・幼稚園・保育園を訪問して動物ふれあい訪問教室を開催し、子どもたちが動物をとおり「豊かな心」をはぐくめる支援を始めた。その他、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく有害鳥獣捕獲等捕獲許可、愛がん用鳥獣の飼養登録の事務を行い、野生鳥獣に関する相談窓口として人と野生鳥獣との共生を目指し、有害鳥獣による被害の未然防止と市民の不安解消に努めている。

ア 施設

名 称	熊本市動物愛護センター									
所 在 地	東区小山2丁目11-1									
敷地面積	10,726.71㎡									
建物面積	771.74㎡									
管理棟	246㎡									
収容施設棟	315.43㎡									
車 庫	78㎡									
倉 庫	41.63㎡									
収 納 庫	27㎡									
動物愛護園 休憩所	63.68㎡									
建設費	20,925千円									
改築費	150,396千円（収容施設棟） 46,440千円（管理棟）									
建設年月	昭和45年5月									
焼却炉										
改築年月	昭和58年1月（収容施設棟） 昭和61年10月（管理棟）									
焼却炉	2基									

イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登録 総数	予防 接種	捕獲 保護	不要犬 引取り	計	返還	譲渡	処分	計	咬傷 事故
19	34,979	23,007	558	52	610	237	229	103	569	34
20	35,939	23,059	475	77	552	215	205	85	505	31
21	34,369	23,664	435	18	453	189	222	39	450	17
22	38,337	25,278	575	14	589	257	286	18	561	16
23	38,446	25,911	471	32	503	235	210	16	461	15

(5) 食品衛生関係

ア 食品衛生

① 営業施設の監視指導状況（H18年度から監視ポイント制へ移行）

（平成23年度）

法 許可施設数		条例 許可施設		合 計			
施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	目標ポイント	監視ポイント	達成率（%）
13,569	19,345	1,590	3,404	15,159	24,000	29,156	121.5

② 衛生教育、研修会等の実施状況

（平成23年度）

区 分	衛 生 教 育				研修会・講演会		合 計	
	営 業 者				市 民	調理師・栄養士研修会 食中毒予防講演会等		
	許 可 施 設	給 食 施 設 関 係 者	食 品 衛 生 責 任 者 養 成 講 習 会	食 品 衛 生 責 任 者 実 務 講 習 会				
件 数	43	7	5	2	724	5	1	787
参加人数	2,125	787	800	207	4,063	958	226	9,166

③ 健康増進法に基づく特定給食施設等の指導状況

年度	区分	立入り施設数	集 団 指 導	
			件 数	延べ人数
21		129	7	1,067
22		138	7	1,216
23		110	5	958

イ 熊本市田崎市場食品衛生監視所（食品保健課）

昭和47年10月、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品等の監視、指導を行うために設置している。鮮魚介類及び青果関係の監視を中心に定期的な早朝臨検を行い、食品の細菌や添加物、残留農薬の検査を実施している。

所 在 地 西区田崎町380番地 市場会館5階

検 査 状 況

年 度	施 設 数	食 品 の 検 査 数		
		国 産 品	輸 入 品	合 計
21	267	157 (1)	18 (0)	175 (1)
22	265	185 (0)	18 (0)	203 (1)
23	256	223 (1)	20 (0)	243 (1)

※（ ）は違反品数を再掲

ウ 熊本市食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、市民に安全で衛生的な食肉を供給するために、「と畜場法」「食品衛生法」に基づいて、獣畜（馬・牛・豚・めん羊・山羊）の疾病の検査（ＢＳＥ検査を含む。）、食肉に含まれる動物用医薬品等の残留有害物質の検査、と畜場内の衛生指導及び食肉衛生に関する調査・研究等の業務を行っている。また、家畜生産サイドへ検査結果を還元し、健康な家畜の生産に寄与している。

① と畜検査頭数

年度 畜種	19	20	21	22	23
馬	3,783	3,684	3,597	3,373	2,792
牛	8,965	8,925	8,938	8,083	7,904
豚	38,436	37,907	35,850	34,826	35,946
めん羊・山羊	0	0	0	0	0
合 計	51,184	50,516	48,385	46,282	46,642

② 残留有害物質検査頭数

年度 畜種	19	20	21	22	23
馬	0	0	2	0	0
牛	20	26	28	42	6
豚	93	214	229	245	181
合 計	113	240	259	287	187

③ 衛生検査件数

年度 検体	19	20	21	22	23
施設設備・器具	—	261	273	256	138
枝肉拭き取り検査	8,163	8,626	7,718	7,028	6030
保 菌 調 査	100	131	114	0	0
そ の 他	194	148	164	161	138
合 計	8,457	9,166	8,269	7,445	6306

④ 牛海綿状脳症（ＢＳＥ）のスクリーニング検査頭数（平成23年度）

畜 種	21カ月齢以上	21カ月齢未満	計
乳 用 種	4,007	122	4,129
肉 用 種	3,732	43	3,775
計	7,739	165	7,904

（検査結果はすべて陰性）

(6) 火葬場（健康福祉政策課）

ア 施 設

○ 熊本市斎場

所 在 地 東区戸島町796番地
敷地面積 13,209.92㎡
建物面積 斎場 建築面積 3,946.7㎡、延床面積 4,970.3㎡
建設年月 斎場建設工期 平成9年9月19日～平成11年8月31日
(供用開始①火葬棟及び待合棟平成11年4月1日②式場棟平成11年9月1日)
構 造 斎場 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建て一部2階建て(庭園含む)
総事業費 約 3,660,000千円
型 式 台車式15基
火葬棟の機能 ①告別室(4室)②炉前ホール ③火葬炉15基(3基増設スペースを確保)、汚物炉1基
④収骨室(4室)⑤中央監視室 ⑥事務室

○ 熊本市植木火葬場

所 在 地 北区植木町滴水628番地1
敷地面積 1,284.39㎡
建物面積 斎場 建築面積 229.8㎡、延床面積 205.1㎡
建設年月 昭和56年3月
構 造 (火葬棟)鉄筋折板平屋造、(待合棟)木造平屋
火 葬 炉 2基

イ 利用状況

① 火 葬

(単位 件)

年度 区分		19	20	21	22	23
大 人	市内	4,829	4,898	5,009	5,556	5,822
	市外	411	365	376	373	415
小 人	市内	29	15	23	19	21
	市外	5	3	2	3	8
死 産 児	市内	158	161	170	168	170
	市外	69	75	61	42	60
そ の 他	市内	578	474	504	569	759
	市外	78	76	81	66	82
小 計	市内	5,594	5,548	5,706	6,312	6,772
	市外	563	519	520	484	565
合 計		6,157	6,067	6,226	6,796	7,337

※21年度以前は、熊本市斎場のみの火葬件数

②熊本市斎場待合室及び式場

(単位 件)

区分 \ 年度		19	20	21	22	23
待 合 室	市内	449	433	524	658	720
	市外	36	18	10	21	55
通 夜	市内	30	37	40	56	18
	市外	0	1	2	0	1
告 別 式	市内	12	18	19	27	12
	市外	2	0	2	2	0
通 夜 及 び 告 別 式	市内	72	78	57	53	66
	市外	5	7	7	4	2
小 計	市内	563	566	640	794	816
	市外	43	26	21	25	58
合 計		606	592	661	819	874

ウ 火葬場使用料（待合室及び式場は、熊本市斎場に限定）

区 分	種 別	単 位	使 用 料	
			市 内 (円)	市 外 (円)
火 葬 場	大 人 (12歳以上)	1体	6,000	36,000
	小 人 (12歳未満)	1体	4,000	24,000
	死 産 児	1体	2,000	12,000
	改 葬 による人骨	1体	2,000	12,000
	その他（産汚物、4月未満の死産児又は人体の一部）	1個（10キログラムを限度とする。）	1,000	6,000
待 合 室		1回（2時間以内）	4,000	
式 場	通 夜	1回（午後4時から翌日の午前9時まで）	5,000	30,000
	告 別 式	1回（午前9時から午後3時まで）	5,000	30,000
	通 夜 及 び 告 別 式	1回（午後4時から翌日の午後3時まで）	10,000	60,000

(7) 市営墓地及び霊堂（健康福祉政策課）

ア 墓地貸付状況

(貸付累計)

墓地名	総面積 (㎡)	平成21年度までの貸付状況		平成22年度までの貸付状況		平成23年度までの貸付状況	
		件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)
花 園 墓 地	28,057	1,905	12,718	1,897	12,665	1,897	12,655
小 峯 墓 地	28,617	1,922	11,719	1,914	11,679	1,915	11,672
立田山墓地	37,929	1,531	10,312	1,533	10,316	1,528	10,279
城 山 墓 園	54,747	1,146	7,148	1,149	7,165	1,149	7,165
清 水 墓 園	20,897	1,519	8,655	1,514	8,623	1,515	8,623
桃 尾 墓 園	142,411	8,020	39,719	8,178	40,418	8,334	41,098
浦 山 墓 園	26,407	1,245	8,001	1,246	7,996	1,245	7,994
計	339,065	17,288	98,272	17,431	98,862	17,583	99,486

イ 桃尾霊堂

所 在 地	東区戸島町 桃尾墓園内
敷地面積	2, 0 0 0 m ²
建設概要	本 体 鉄筋コンクリート平屋建 5 0 1 . 4 4 m ² 納骨堂 家族納骨壇 3 3 6 壇、短期納骨壇 9 9 0 壇 管理棟 鉄筋コンクリート平屋建 3 9 . 6 m ² (事務所、休憩所、トイレ) 舍利塔 2 5 m ²
竣 工	本体工事 昭和5 6 年3 月
建設費	昭和5 5 年度 1 4 7 , 1 8 0 千円 (設計委託料含む) 昭和5 6 年度以降 9 , 3 0 0 千円 (管理棟、舍利塔)

ウ 使用料

(平14. 4. 1施行)

墓 地	種 別	使 用 料
桃 尾 墓 園	芝 生 墓 地	1 区 画 600, 000円
	一 般 墓 地	1平方メートルにつき 120, 000円
そ の 他 の 墓 地	一 般 墓 地	1平方メートルにつき 80, 000円

(昭56. 5. 1施行)

桃 尾 霊 堂	期 間	使 用 料
家 族 納 骨 壇	10年	200, 000円
短 期 納 骨 壇	1年	5, 000円

(8) 健康危機管理 (医療政策課)

医薬品、化学物質、毒物・劇物、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により、突発的かつ広範に生じる市民の生命、健康、安全を脅かす事態に対して行う発生予防、拡大の防止、医療の確保に関する業務をいいます。

平成1 3 年4 月1 日に熊本市健康危機管理要綱を策定し、保健所として健康危機事案発生時に迅速に対応できるための体制づくりを行っています。

実施内容

- ・連絡会議 庁内外の関係機関3 0 部署からの3 1 委員で構成され、年1 回の開催
- ・幹事会 庁内1 2 関係機関及び健康危機管理担当医師の幹事により構成され、必要に応じて開催
- ・訓練 健康危機事案発生を想定し、庁内外の関係機関と連携し、訓練を年1 回実施
- ・研修 関係機関の職員を対象に危機意識を認識し、かつ知識を取得するため、健康危機に関する専門家による研修を必要に応じて実施、また関係機関が実施する研修を案内
- ・その他 関係会議参加等

4 高齢者への生活支援（高齢介護福祉課）

本市の高齢者の割合は、全国平均よりやや低いものの、西暦2009年には全人口の20%を超える超高齢化社会を迎え、高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる社会を築いていくことが求められています。

今後は、高齢者が豊かな人生経験や知識・技能を活かし、積極的に社会に参加できるような機会を提供するとともに、高齢者の健康づくりへの支援や、介護予防対策の推進、良質な介護サービスの提供が望まれているため、高齢者の健康づくりや生きがいづくりの推進、さらには住み慣れた自宅で安心して生活できるよう、不便や不安の解消や、福祉施設での高齢者へのサービスの充実に努めています。

（１）高齢者人口の推移

（各年度10月1日現在推計）

区分 \ 年度	18	19	20	21	22	23
65歳 ～ 69歳	33,725	33,788	34,503	36,482	39,150	37,548
70 歳 以 上	91,355	94,272	96,546	100,251	112,264	115,295
計	125,080	128,060	131,049	136,733	151,369	152,843
全人口に対する割合（%）	18.84	19.28	19.71	20.31	20.88	21.04

（２）高齢者団体支援

ア 高齢者の就業促進（シルバー人材センター運営助成）

目 的 臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供することにより、高齢者の就業を援助して、能力の積極的な活用を図り、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする。事 業 内 容 原則として60歳以上の高齢者が会員となって高齢者にふさわしい仕事を、有償で引き受け、これを会員の希望に応じて提供し、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金として支払う。

設 立 年 月 日 昭和63年2月1日認可
 実 施 主 体 社団法人熊本シルバー人材センター
 登 録 人 員 2,505人（平24.4.1現在）
 就 業 実 人 員 2,091（平成23年度）
 平成24年度予算 41,657千円

イ 老人クラブ助成状況

① 老人クラブ活動助成

助成基準 30人以上が登録し、9カ月以上活動したクラブ（年度途中結成のクラブは6カ月以上）

助成金 月額 4,000円

助成実績

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
老人クラブ助成対象数	453	466	464	575	554
会員数	27,295	27,822	27,000	31,513	30,197
助成金支出額（円）	24,089,000	23,788,000	24,527,000	29,525,000	29,191,000

② 健康増進助成金

金額 1クラブ当たり 年額 5,000円（旧城南町は除く）

③ 老人クラブ結成助成金

金額 1クラブ当たり 20,000円

（3）熊本市優待証（さくらカード）交付（平成8年10月1日開始）

（健康福祉政策課・高齢介護福祉課・障がい保健福祉課）

目的 高齢者・障がい者・被爆者の社会参加に寄与する。

対象者 {

- ・70歳以上の人
- ・身体障害者手帳（1～3級）、療育手帳（A1・A2・B1）、精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ・被爆者健康手帳所持者

事業内容 バス（市、産交、電鉄、熊本バス、熊本都市バス）、電車（市、電鉄）の市内区間での乗降がおでかけ乗車券（電鉄電車はおでかけ回数券）との併用により割引となり、また、施設（熊本城等）の入場料が減免になる熊本市優待証を交付する。

平成24年3月末交付者数 78,068人

（4）敬老祝品（平成10年4月1日開始）

目的 高齢者に対し敬老の意を表するとともにその福祉の増進に寄与する。

受給資格 次に掲げる者であって、本市に居住している者。

当該年度に80・88歳及び101歳以上の年齢に達する者、及び当該年度に100歳の誕生日を迎える者。

平成23年度実績 支給者9,064人 支給総額17,944千円

(5) 高齢者の健康支援施設管理運営

ア 生きがいと創造の事業（昭和54年度開始）

目 的 希望と能力に応じた生産又は活動に参加することによって老後の生きがいを高め、生活を健康で豊かなものにするために生きがい作業所を設け、専任の講師による助言を受けながら生産又は創造的活動を行う。

対 象 者 市内居住の60歳以上の高齢者

生きがい作業所

施 設 名	所 在 地	講 座	定 員
花園高齢者生きがい作業所	西区花園7丁目19番1号	陶芸	20人
東部 "	東区健軍3丁目13番10号	陶芸	20人
南部 "	南区川尻4丁目7番12号	陶芸	20人
白坪 "	西区田崎1丁目7番10号	園芸・手芸	各20人
京町 "	中央区京町2丁目8番4号	園芸・手芸	各20人
水前寺 "	中央区水前寺4丁目47番49号	陶芸・園芸・手芸・木彫	各20人
西部 "	西区高橋町1丁目5番11号	陶芸・手芸	各20人
幸田 "	南区出仲間8丁目1番16号	陶芸・園芸・手芸	各20人
※中央老人福祉センター	中央区南千反畑町10番7号	手芸	20人
※北老人福祉センター	北区八景水谷1丁目2番6号	園芸	20人

(注) 各講座とも月2回実施

※については講座をセンター内にて実施

イ 老人農園（昭和51年度開始）

目 的 土に親しみながら高齢者の生きがいと健康増進をはかるために、市が無償で借り上げた遊休地を1人当たり10㎡程度を貸与する。

対 象 者 60歳以上の高齢者

農 園 数 6カ所（1カ所当たり1,000㎡程度）

農 園 名	所 在 地	開設年月日	面 積
蓮台寺老人農園	西区蓮台寺町50	昭52. 6. 1	1,470㎡
健軍老人農園	東区湖東1丁目24	昭53. 6. 1	1,214㎡
若葉老人農園	東区若葉4丁目218	昭54. 10. 1	2,772㎡
島崎老人農園	西区島崎5丁目501	昭54. 11. 1	933㎡
楠老人農園	北区楠6丁目1352-1	昭55. 8. 1	1,285㎡
池田老人農園	西区池田2丁目992・993	平12. 4. 1	1,014㎡

(6) ひとり暮らし高齢者対策

ア 高齢者安心支援事業（平成3年度開始）（旧名称：在宅高齢者緊急通報システム事業）

目 的	一人暮らし及びそれに準ずる世帯等の高齢者に、簡単な操作で緊急時の通報ができる通報装置を給付又は貸与し、緊急時における迅速かつ適切な対応を図ることで、当該高齢者の在宅での生活を支援する。
対 象 者	おおむね65歳以上の一人暮らし等の要援護高齢者
貸与・給付台数	1,395台（平23年度末）
平成24年度予算	54,428千円

イ 一人暮らし高齢者訪問事業（昭和50年度開始）

目 的	一人暮らしの高齢者を訪問し声をかけて、その安否を週1〜3回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図る。
対 象 者	市内に居住する満65歳以上の一人暮らしの高齢者で、日常安否の確認をする者がいない者
事 業 内 容	一人暮らしの高齢者を訪問して安否の確認をする。緊急事態が生じたときは、状況に応じて民生委員、福祉事務所、病院等へ連絡をする。
実 利 用 者 数	89人（平成23年度）
訪 問 回 数	最低週1回
平成24年度予算	1,144千円

ウ 寝具乾燥（昭和53年度開始）

目 的	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の寝具の無料乾燥事業を行うことにより当該世帯の福祉の向上を図る。
対 象 者	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及び重度身体障害者の世帯で、寝具類の衛生管理が困難な者。
事 業 内 容	業者に委託し、対象者宅を巡回訪問して実施。
利 用 者 数	364人（平成23年度）
平成24年度予算	2,003千円

(7) 在宅高齢者生活支援

ア 老人日常生活用具給付事業（昭和56年度開始）

目 的 日常生活用具を給付することにより、要援護高齢者等の日常生活の便宜及び安全な在宅生活の継続を図る。

対 象 者 おおむね65歳以上の要援護高齢者

平成24年度予算 1,504千円

事業実績

区分 \ 年度	18	19	20	21	22	23
件数(件)	21	25	30	30	46	43
所要額(円)	601,660	725,940	720,940	762,390	887,830	667,990

イ 高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業（平成18年度より介護保険事業へ移管）

目 的 高齢者ケア付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるようその在宅生活を援助することを目的とする。

対 象 者 高齢者ケア付住宅の入居者で、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦一方が60歳以上であればよい）又は60歳以上の高齢者のみでなる世帯で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下が見られる者
- (2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難なもの

項 目 住宅名	開設時期	戸数	補助員数
県営水源団地	H 4.4.1	26	1
市営出水団地	H 7.4.1	68	3
市営南部中央団地	H12.6.1	20	1
市営白藤団地	H14.4.1	46	3
市営楠団地	H11.12.1～H15.7.25	162	5
合 計		322	13

ウ 住宅改造費助成事業（平成9年5月1日開始）

（障がい者への生活支援の充実の項目に記載）

（８）在宅高齢者介護予防

ア 生活管理指導短期宿泊事業（平成18年度より介護保険事業へ移管）

在宅生活において基本的生活習慣の欠如等により、社会適応が困難な高齢者を施設に一時的に入所させ、日常生活に対する指導・支援を行うことにより、高齢者等の福祉の向上及び要介護状態への進行を予防する。

利用状況

区分 \ 年度	18	19	20	21	22	23
件数（件）	5	1	1	3	9	14
延日数（日）	166	12	11	39	304	391

（９）家族介護支援

ア 家族介護者教室（平成１２年度開始・平成１８年度より介護保険事業へ移管）

目 的 高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応し、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続、向上を図る。

対 象 者 高齢者を介護している家族等

事 業 内 容 介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を修得させる。

開 催 数 １６９回（平成２３年度）

イ 高齢者介護用品支給事業（平成１２年度開始・平成１８年度より介護保険事業へ移管）

目 的 在宅で重度（要介護認定で要介護区分が４・５）の高齢者を現に介護者している家族に対して、身体的・精神的・経済的負担を軽減し、重度高齢者の在宅生活の継続、向上を図ること。

事 業 内 容 在宅で重度（要介護認定で要介護区分が４・５）の紙おむつを使用している高齢者を介護している家族（市民税非課税世帯）に対し、紙おむつ等の介護用品を現物支給するもの。

事 業 実 績

区分 \ 年度	18	19	20	21	22	23
対 象 者 数 (人)	136	141	136	121	154	165
事 業 費 (千円)	6,513	6,505	6,425	7,315	9,486	12,452

ウ 家族介護者リフレッシュ事業（平成１３年度開始・平成１８年度より介護保険事業へ移管）

目 的 在宅で高齢者を介護している家族に対して、介護から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図る。

対 象 者 要介護１以上の対象者を現に介護している家族の者。

事 業 内 容 演芸鑑賞や交流会を通して、介護者の心身のリフレッシュを図る。

開 催 数 ２回（予定）

（１０）老人ホーム入所者数

（平24.3.31現在）

区 分	施設数（市内）	定 員	本市の措置人員
養護老人ホーム	8	490	413

(11) 施 設

ア 老人福祉センター

名 称 中央老人福祉センター
所 在 地 中央区南千反畑町10番7号
設 置 主 体 熊本市
運 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開 設 年 月 日 昭和39年6月1日
(昭和50年9月2日改築)
構 造 鉄筋2階建
敷 地 面 積 541㎡
建 物 面 積 延496㎡
建 設 費 51,435千円
開 館 時 間 午前9時～午後5時
使 用 料 浴室使用料100円
定 員 200人
主 な 設 備 集会室 娯楽室
図書室 浴室男女各1
機能回復訓練室 事務室

名 称 西老人福祉センター
所 在 地 西区小島3丁目3番26号
設 置 主 体 熊本市
運 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開 設 年 月 日 昭和49年7月10日
構 造 木造平屋建
敷 地 面 積 3,400㎡
建 物 面 積 延252㎡
建 設 費 25,875千円
開 館 時 間 午前9時～午後5時
使 用 料 浴室使用料100円
定 員 100人
主 な 設 備 集会室 娯楽室 談話室
図書室 浴室男女各1
事務室 電話相談室

名 称 北老人福祉センター
所 在 地 北区八景水谷1丁目2番6号
設 置 主 体 熊本市
運 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開 設 年 月 日 昭和48年10月22日
構 造 鉄筋平屋建
敷 地 面 積 2,961㎡
建 物 面 積 延296㎡
建 設 費 24,300千円
開 館 時 間 午前9時～午後5時
使 用 料 浴室使用料100円
定 員 100人
主 な 設 備 集会室 娯楽室 談話室
図書室 浴室男女各1
事務室 電話相談室

東老人福祉センター
東区健軍本町31番20号
熊本市
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
昭和46年4月1日
(平成6年5月22日改築)
鉄筋コンクリート造平家建
1,395.69㎡
延343.96㎡
142,116千円
午前9時～午後5時
浴室使用料100円
100人
娯楽室 浴室男女各1 事務室
相談室

南老人福祉センター
南区川尻4丁目8番13号
熊本市
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
昭和49年6月27日
木造平屋建
410㎡
延264㎡
24,486千円
午前9時～午後5時
浴室使用料100円
100人
集会室 談話室 娯楽室
図書室 浴室男女各1
事務室 電話相談室

川上老人福祉センター
北区梶尾町1279番地1
熊本市
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
昭和47年4月1日
鉄筋平屋建
2,369㎡
延655.6㎡
合併による
午前9時～午後5時
浴室使用料100円
150人
集会室 娯楽室
浴室男女各1 事務室
機能回復訓練室 図書室

名 称 天明老人福祉センター
 所 在 地 南区銭塘町2172番地
 設 置 主 体 熊本市
 運 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 平成3年9月8日
 構 造 鉄筋コンクリート平屋建
 敷 地 面 積 1,272㎡
 建 物 面 積 延380.5㎡
 建 設 費 99,330千円
 開 館 時 間 午前9時～午後5時
 使 用 料 浴室使用料100円
 定 員 100人
 主 な 設 備 大広間 多目的ホール
 浴室男女各1 和室
 食堂 事務室

河内老人福祉センター
 西区河内町船津2708番地
 熊本市
 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 昭和51年1月21日
 鉄筋コンクリート及び鉄筋造2階建
 2,629.3㎡
 延577.5㎡
 合併による
 午前9時～午後5時
 浴室使用料100円
 150人
 集会室 相談室 娯楽室
 図書室 浴室男女各1
 事務室

名 称 西里老人福祉センター
 所 在 地 北区徳王町870番地
 設 置 主 体 熊本市
 運 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 平成7年10月1日
 構 造 鉄筋コンクリート平屋建
 敷 地 面 積 2,509㎡
 建 物 面 積 延513.82㎡
 建 設 費 141,375千円
 開 館 時 間 午前9時～午後5時
 使 用 料 浴室使用料100円
 定 員 150人
 主 な 設 備 集会室 多目的ホール
 浴室男女各1 娯楽室
 図書室 機能回復訓練室
 相談室 研修室

城南老人福祉センター
 南区城南町宮地976番地
 熊本市
 熊本市
 平成22年3月23日
 鉄筋コンクリート平屋建
 3,890.46㎡
 延649.11㎡
 合併による
 午前9時～午後5時
 浴室使用料100円
 150人
 集会室 多目的ホール
 浴室男女各1 娯楽室
 図書室 機能回復訓練室
 相談室 研修室
 事務室

(平成23年度)

施設名 区分	中 央	東	西	南	北	川 上	河 内	天 明	西 里	城 南	計
利 用 者	19,217	17,691	11,669	7,107	12,695	23,201	12,537	6,361	9,547	15,190	135,215
1 日 平均利用者	65	60	40	24	43	79	42	22	32	52	459
使用料収入(円)	328,100	494,200	210,000	142,800	119,800	2,284,400	1,217,900	360,800	230,400	273,500	5,661,900

イ 養護老人ホーム

名 称	明生園	明飽苑	雁回敬老園
所 在 地	西区花園7丁目19番1号	西区城山薬師2丁目10番10号	南区富合町2316番地
設 置 主 体	熊本市	熊本市	熊本市
運 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	熊本市
開 設 年 月	昭和54年10月	昭和45年4月 (平成13年9月移転改築)	昭和34年12月
種 別	養護老人ホーム	養護老人ホーム	養護老人ホーム
構 造	鉄筋コンクリート瓦葺2階建 一部平屋建	鉄筋コンクリート造 平屋建	鉄筋コンクリート造 2階建
敷地面積	13,159.9㎡	40,313.2㎡	4,687.11㎡
建物面積	延3,231.24㎡	延2,695.2㎡	延1,614.08㎡
建設費	459,080千円	959,910千円	合併による
定 員	120人	50人	50人
主 な 設 備	集会所 談話室 作業室 医務室 静養室 浴室 洗濯室 面会室 ソーラーシステム給湯設備	集会所 談話室 医務室 静養室 浴室 洗濯室	集会所 医務室 面会室 静養室 浴室 洗濯室 ソーラーシステム設備 ゲートボール場

本市の措置状況 (平24.3.31現在)

施設名・区別	明 生 園			明 飽 苑			雁 回 敬 老 園		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
措 置 人 数	31	65	96	15	34	49	2	16	18

ウ 老人憩の家 (昭和48年度開始)

目 的	高齢者に対し教養の向上、レクリエーション及び集会等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を図る
設 置 主 体	熊本市
運 営 方 法	各老人憩の家運営委員会に指定管理又は委託
構 造	木造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造／平屋又は2階建
建物面積	概ね50㎡前後
建設費	約648万円 (平成16年度時点平均)
施設内容	集会場 トイレ 台所 その他
施設数	131カ所(他2ヶ所は「老人憩の家」の事業を委託)
開館時間	午前9時～午後5時
使用料	無料

エ 老人デイサービスセンター

名 称 熊本市長寿の里デイサービスセンター
 所 在 地 西區城山薬師2丁目10番10号
 設 置 主 体 熊本市
 運 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 平成4年12月22日
 構 造 鉄筋コンクリート平屋建
 敷地面積 7,300㎡
 建物面積 延1,448.54㎡
 建設費 807,736千円
 開館時間 午前8時30分～午後5時
 (月曜日～土曜日、祝祭日)
 主な設備 デイルーム 食堂 休養室 浴室
 研修室 静養室 歯科診療所

熊本市秋津デイサービスセンター
 東區秋津3丁目17番17号
 熊本市
 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 平成7年5月29日
 鉄筋コンクリート平屋建
 6,374.65㎡
 延652.99㎡
 212,051千円
 午前9時～午後5時
 (月曜日～土曜日、祝祭日)
 デイルーム 食堂 休養室 浴室
 研修室

名 称 熊本市西里デイサービスセンター
 所 在 地 北區徳王町870番地
 設 置 主 体 熊本市
 運 営 主 体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 平成7年10月1日
 構 造 鉄筋コンクリート平屋建
 敷地面積 2,509㎡
 建物面積 延415.72㎡
 建設費 129,331千円
 開館時間 午前8時30分～午後5時 (月曜日～土曜日、祝祭日)

オ 在宅福祉センター

- ・熊本市南部在宅福祉センター
- ・熊本市東部在宅福祉センター
- ・熊本市中央在宅福祉センター

(施設の概要については、保健福祉サービス体制の充実の項目に記載)

力 お達者文化会館

名 称 熊本市お達者文化会館
 所 在 地 南区馬渡1丁目7番1号
 設置主体 熊本市
 運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月 平成12年5月
 構造 鉄骨平屋建
 敷地面積 1,660㎡
 建物面積 193.048㎡
 建設費 50,245千円
 開館時間 午前9時～午後10時
 使用料

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000

※冷暖房使用料は、1時間200円

主な設備 多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道

キ 南部万年青会館

名 称 熊本市南部万年青会館
 所 在 地 南区八幡6丁目9番25号
 設置主体 熊本市
 運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月 平成13年5月
 構造 鉄筋平屋建
 敷地面積 1,700㎡
 建物面積 430㎡
 建設費 158,666千円
 開館時間 午前9時～午後10時
 使用料及び主な設備

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
調 理 室	1,200	1,800	1,800
会 議 室 A	400	500	500
会 議 室 B	400	500	500
会 議 室 C	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

ク 東部はつらつ交流会館

名 称 熊本市東部はつらつ交流会館
 所 在 地 東区秋津3丁目17番23号
 設置主体 熊本市
 運営主体 社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
 開設年月日 平成15年5月
 構造 木造平屋建
 敷地面積 1,076.12㎡
 建物面積 320.05㎡
 建設費 93,923千円
 開館時間 午前9時～午後10時
 使用料

(単位 円)

使用時間 使用場所	午 前 (9時～12時)	午 後 (13時～17時)	夜 間 (18時～22時)
多目的ホール	1,800	2,000	2,000
会 議 室	400	500	500

※冷暖房使用料は、多目的ホール1時間200円 その他1時間100円

主な設備 多目的ホール 事務所 更衣室 トイレ 健康遊歩道

ケ 高齢者技能習得センター

名 称 熊本市高齢者技能習得センター
 所 在 地 西区島崎4丁目2番95号
 設置主体 熊本市
 運営主体 社団法人 熊本市シルバー人材センター
 開設年月 平成12年5月
 構造 木造平屋建
 敷地面積 1,609㎡
 建物面積 82.58㎡
 建設費 13,944千円
 開館時間 午前9時～午後5時
 使用料 無料
 主な設備 研修室 事務所 トイレ

コ 夢もやい館（健康福祉政策課）

名 称	熊本市夢もやい館
所 在 地	熊本市北区楠1丁目20番5-101号
設 置 主 体	熊本市
運 営 主 体	夢もやい館管理運営共同企業体 代表 株式会社パブリックビジネスジャパン
開設年月日	平成14年11月
構 造	鉄筋コンクリート造
敷地面積	3,881.04㎡
建物面積	903.66㎡
建設費	304,797千円
開館時間	午前9時～午後8時（つどいの広場については、午前9時～午後6時）
使用料	

（単位 円）

施設等名	使用料
体育室	1時間につき 600 円
学習室（洋室）	1時間につき 150 円
学習室（和室）	1時間につき 150 円
トレーニング室（シャワー室、更衣室及びロッカーを含む。）	1回 200 円
冷暖房設備	1時間までごとに 100 円

主な設備 体育室 学習室 トレーニング室 子育てつどいの広場 図書コーナー サロン 管理室
更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

サ 熊本市植木健康福祉センター（健康福祉政策課）

名 称	熊本市植木健康福祉センター（かがやき館）
所 在 地	熊本市北区植木町岩野285番地29
設 置 主 体	熊本市
運 営 主 体	株式会社 くまもと健康支援研究所 代表取締役 松尾 洋
開設年月日	平成15年1月7日
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建
敷地面積	6,111.97㎡
建物面積	3,632.06㎡
建設費	1,167,928千円
主な設備	事務室 プール トレーニング室 検診室 児童交流室 リラクゼーションルーム 交流室 カンファレンスルーム 和室 調理室 視聴覚室 会議室 更衣室 シャワー室 トイレ（乳幼児用含む）

シ その他の施設

種 別	施 設 名	運営主体	施設長	所 在 地	認可年月	定員
養 護 老 人 ホ ー ム	慈愛園老人ホーム	社会福祉法人	廣田 順一	中央区神水1丁目14番1号	昭21. 11	70
〃	聖 母 の 丘	〃	笠原 洋子	西区島崎6丁目1番27号	昭21. 11	50
〃	ラ イ ト ホ ー ム	〃	中山 泰男	中央区黒髪5丁目23番1号	昭26. 5	50
〃	熊 本 め ぐ み の 園	〃	青木 祐心	東区小山町1781番地	昭47. 2	50
〃	愉 和 荘	〃	菊川 寛	北区植木町米塚105番地	昭32. 7	50
特別養護老人ホーム	パ ウ ラ ス ホ ー ム	〃	内田 栄二	中央区神水1丁目14-1	昭39. 7	62
〃	白 川 の 里	〃	落水 清美	東区小山町2493	昭49. 5	120
〃	天 望 庵	〃	平原 静雄	北区龍田陳内1丁目3-30	昭60. 4	80
〃	バ ラ 苑	〃	青木 祐心	東区小山町1781	昭62. 4	50
〃	み ゆ き 園	〃	吉原 準二	南区御幸笛田6丁目6-71	昭63. 8	70
〃	く わ の み 荘	〃	跡部 尚子	北区鹿子木町405	昭48. 8	120
〃	天 寿 園	〃	米満 淑恵	南区奥古閑町4375-1	平 2. 7	74
〃	シ ル バ ー 日 吉	〃	平原 敏雄	南区平成2丁目6-9	平 5. 4	54
〃	三 和 荘	〃	後藤 道彌	西区城山大塘4丁目1-15	平 6. 4	52
〃	リ デ ル ホ ー ム	〃	中山 泰男	中央区黒髪5丁目23-1	平 3. 6	30
〃	リバーサイド熊本	〃	野口 駿	西区河内町野出1936-1	平 7. 6	50
〃	コスモス・ファミリー熊本	〃	河本 達や	北区太郎迫町144-1	平 8. 4	52
〃	聖 母 の 丘	〃	笠原 洋子	西区島崎6丁目1-27	平 8. 10	50
〃	ヴィラ・ながみね	〃	西 靖子	東区長嶺南4丁目12-65	平 9. 4	52
〃	こ ぼ り 苑	〃	宮崎 正二	南区護藤町1586	平10. 2	50
〃	花 み ず き	〃	中原 浩二	中央区出水7丁目90-1	平10. 10	52
〃	ハ ー モ ニ ー	〃	鷲山 銀子	東区秋津町秋田171-3	平10. 12	52
〃	あ い こ う	〃	高瀬 美子	北区清水新地3丁目5-33	平12. 11	52
〃	さ く ら の 苑	〃	下川 みどり	西区松尾町近津1361	平13. 7	50
〃	さ わ ら び	〃	山田 千恵子	北区龍田町弓削864-1	平14. 10	50
〃	る り 苑	〃	吉永 桐子	東区上南部1丁目16-36	平15. 12	50
〃	み か ん の 丘	〃	金澤 剛	西区河内町白浜1440-2	平17. 4	50
〃	シルバーピアさくら樹	〃	財部 和憲	東区佐土原3丁目12-26	平17. 10	50
〃	力 合 つ く し 庵	〃	松下 啓子	南区合志4丁目3-50	平19. 2	50
〃	た く ま の 里	〃	吉尾 邦子	東区御領1丁目13-26	平成19. 8	50
〃	祥 麟 館	〃	小林 佳之	南区城南町沈目1513	平12. 4	50
〃	ゆ う と び あ	〃	隈部 成宏	南区富合町古閑994-1	平7. 3	50
〃	黎 明 館	〃	納富 修次郎	北区植木町豊田187	平4. 4	50
〃 (地域密着型)	風 の 木 苑	〃	米澤 幸子	東区西原1丁目11-62	平20. 6	29
〃	八 角 堂	〃	江口 弘希	西区花園2丁目10-16	平21. 6	29
〃	リデルホーム 龍田	〃	中山 泰男	北区龍田陣内3丁目19-12	平21. 9	20
〃	サンビレッジ高平台	〃	白井 志津子	北区大窪3丁目11-47	平22. 7	29

5 障がい者への生活支援（障がい保健福祉課）

障がい者の社会参加に対する理解や障がい者自身の参加意識が高まっており、障がい者の自立に向けた福祉のさらなる充実が求められています。中でも障がい児については、人格形成の重要な時期に、障がいに見合った、適切な指導や訓練が必要であり、障がいの早期発見と療育の重要性が指摘されています。

今後は、障がい者が安心して、生きがいのある生活ができるように、それぞれの障がいの程度や、ライフステージに応じた適確なサービスを一層充実することが必要であり、障がい者の自立支援と積極的な社会参加を促進するとともに、重度の心身障がい者に対する生活支援を充実します。

また、障がい児の療育体制の整備や教育機会の充実など、障がい児の育成支援に努めています。

（１）手帳の交付

ア 身体障害者手帳交付

目 的 身体障害者手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内 容 身体障害者手帳の等級決定及び交付

諮問機関（熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会）

＜実 績＞

身体障害者手帳所持者数

障害別 \ 年齢	18歳未満	18歳以上	計
視 覚 障 害	15	2,052	2,067
聴覚又は平衡機能障害	98	2,474	2,572
音声・言語機能障害	2	274	276
肢 体 不 自 由	315	13,907	14,222
内 部 障 害	91	11,165	11,256
計	521	29,872	30,393

イ 療育手帳交付

目 的 療育手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内 容 療育手帳の等級決定及び交付

＜実 績＞

療育手帳所持者数（平成23年度末現在） 5, 4 4 5 人

障害 \ 年齢		18歳未満	18歳以上	計
知的障害	軽 度	765	780	1,545
	中 度	390	1,240	1,630
	重 度	267	871	1,138
	最 重 度	261	871	1,132
計		1,683	3,762	5,445

ウ 精神障害者保健福祉手帳交付

目 的 精神障害者保健福祉手帳を交付し、当該障がい者の福祉の増進を図る。

内 容 精神障害者保健福祉手帳の等級決定及び交付

(平成24年3月31日現在)

障害 \ 年齢	18歳未満	18歳以上	計
1 級	3	1,112	1,115
2 級	17	4,157	4,174
3 級	6	440	446
計	26	5,709	5,735

(2) 障がい者社会参加促進事業

ア 重度身体障がい者用自動車改造費助成事業

目 的 自動車改造を要する身体障がい者に対しその費用の一部を助成し、社会活動への参加の促進を図る。

助 成 額 上限100千円

対 象 者 本市の住民基本台帳に記載されている身体障がい者。(障害部位別の障がい要件及び所得制限あり)

平成24年度予算 3,000千円

イ 障がい者自動車運転免許取得費助成事業

目 的 免許取得に要する費用の一部を助成し障がい者の社会活動への参加の促進を図る。

平成24年度予算 2,000千円

ウ 障がい者福祉タクシー事業

目 的 重度の障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。

制 度 概 要 福祉タクシー利用券(360円)を年49枚、または患者輸送車等利用券(大型車1,350円/中型車1,080円/小型車490円)を年36枚交付する。

対 象 者 本市に住所を有している身体障害者手帳所持者で障がいの程度が1級、2級の者、療育手帳所持者で障がいの程度がA1、A2の者及び精神障害者保健福祉手帳1級、2級の者。(所得税非課税の者に限る)

平成24年度予算 58,200千円

エ 熊本市優待証(さくらカード)交付事業

(高齢者への生活支援の充実の項目に記載)

オ おでかけパス券交付事業

目 的	障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進を図る。
制 度 概 要	障がい者を対象とするさくらカードの所持者が、提示するだけで市内のバス・電車を利用できるパス券の販売を行う
対 象 者	本市に住民票または外国人登録があり、身体障害者手帳１，２，３級、療育手帳Ａ１，Ａ２，Ｂ１、精神障害者保健福祉手帳１，２，３級のいずれかを所持する者
平成 24 年度予算	２１１，８００千円

カ 福祉バス

目 的	身体障がい者の地域の社会活動参加を容易にするため、福祉バス（定員３４人で、このうち３人程度は車椅子のまま利用できるもの）を設置して身体障がい者の福祉の増進をはかる。
対 象 者	本市に居住する身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者。
事 業 内 容	在宅障がい者の各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション、その他障がい者の福祉の増進を図る事業等に運行する。
利 用 者 数	３，０９０人（平成23年度）

キ 手話通訳士等設置事業

目 的	庁舎内に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進に資する。
利 用 件 数	１，７２６件（平成23年度）
平成24年度予算	８，５４４千円

ク 手話通訳者派遣事業

目 的	聴覚障がい者及び音声又は、言語機能障がい者のコミュニケーション手段として手話通訳者を派遣し、聴覚障がい者の社会参加を促進する。
対 象 者	市内に居住する聴覚障がい者
利 用 件 数	１，８４３件（平成23年度）
平成24年度予算	５，０００千円

ケ 要約筆記者派遣事業

目 的	手話習得が困難な聴覚障害者のコミュニケーション手段として要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の社会参加を促進する。
対 象 者	市内に居住する聴覚障がい者
利 用 件 数	２５４件（平成23年度）
平成24年度予算	８０６千円

コ 障がい者住宅改造費助成事業

目 的	高齢者（要援護高齢者）及び障がい者が、自宅において安全かつ快適な生活ができるように住宅を改造する場合、必要な経費を助成することにより、当該要援護高齢者等の自立促進、寝たきりの防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。
対 象 者	65歳以上の者で要介護認定により要介護、要支援と認定された者、65歳未満の者で身体障害者手帳の1級又は2級の所持者及び療育手帳のA1又はA2の所持者で、その特性に配慮した構造に住宅の改造工事をする者。（所得制限あり）
助 成 限 度 額	90万円（介護保険住宅改修費または日常生活用具住宅改修費の利用額を含む）
平成24年度予算	29,300千円（内訳 高齢 16,400千円 障がい 12,900千円）

サ 障がい者社会交流促進事業

目 的	在宅の障がいのある方に自然や地域社会と触れ合う機会を提供し、また、ボランティアや地域住民等との交流を通じて、障がいのある方々の立場の理解・啓発を目的とする。
対 象 者	本市に居住している障がい者
平成24年度予算	630千円

（3）身体障害者自立支援事業

ア 視覚障害者生活訓練事業

目 的	障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者の日常生活上必要な訓練・指導を行う。
対 象 者	本市に居住している視覚障がい者
平成24年度予算	900千円

（4）知的障害者自立支援事業

ア 障害者福祉施設整備補助金

目 的	民間法人が整備する社会福祉施設に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者等の福祉の向上を図る。
平成24年度予算	19,900千円

イ 知的障がい者職親制度（平24.3.31現在）

事 業 内 容	知的障がい者を自己の下に預り、その更生に必要な指導訓練を行う。
職 親 登 録	7事業所
職 親 委 託 数	0人
委 託 料	1人月額 30,000円
平成24年度予算	360千円

(5) 身体障がい者相談（平成23年度）

相 談 員 36人
相 談 件 数 700件（会合・行事等への参加件数を除く）
平成24年度予算 917千円

(6) 知的障がい者相談（平成23年度）

相 談 員 10人
相 談 件 数 177件（会合・行事等への参加件数を除く）
平成24年度予算 256千円

(7) 精神保健対策

市民の心の健康の保持・増進を図ると同時に、精神障がい者の早期治療・社会参加・自立の促進を図ることを目的とする。

ア 精神障害者保健福祉手帳交付制度

精神疾患がある者のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある者を対象に、「障害者手帳」を交付し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

イ 精神保健福祉相談・訪問

心の問題や病気、精神障がい者の社会復帰などについて、精神科医師・保健師等が面接や電話による相談、訪問を行う。

区分 年度	精神保健福祉相談（電話・面接）（延件数）					訪 問（延件数）					合 計
	社会復帰	老 人 精神保健	アルコール	その他	計	社会復帰	老 人 精神保健	アルコール	その他	計	
20	5,281	429	157	5,539	11,406	429	145	63	589	1,226	12,632
21	3,443	328	239	5,193	9,203	486	68	45	537	1,136	10,339
22	2,976	327	301	6,660	10,264	496	136	90	565	1,287	11,551
23	1,767	187	302	7,212	9,468	525	89	80	614	1,308	10,776

ウ 心の健康相談

市民の心の健康の保持・増進を図るため、精神科医（嘱託）による相談日を各区役所保健子ども課ごとに毎月1回設け必要な援助を行う。

エ 精神障がい者社会復帰相談指導事業

各区役所保健子ども課で実施される精神障がい者サロンでは、障がい者の社会参加や生活圏の拡大、仲間作り、居場所作りなどを目的とした活動の支持・支援を行う。また各区で、関係機関と情報交換を行い連携体制をとって精神障がい者の支援を行うことを目的として、関係機関とのネットワーク連絡会を実施する。

対 象 者 本市に住所を有し、当事者・家族・医療機関・障害福祉サービス事業者等から社会復帰及び生活支援に関する相談等があった通院中の精神障がい者

オ 精神障がい者家族教室

精神保健に関する知識の普及、個別の相談を行い、患者の回復の援助、家族の健康維持の援助や家族同士の交流を図るため家族教室を実施する。

カ 依存症家族教室

依存症者の治療と社会復帰を支援し、再乱用を防止するために、各種相談に応じるとともに家族教室を開催し、依存症に伴う諸問題への対応方法等の学習を支援する。

キ 精神保健福祉ボランティア養成講座

地域住民を対象に、精神障がい者への正しい理解の普及を図り、精神障がい者を地域で支えるボランティアを育成する。

対 象 者 精神保健福祉ボランティア活動に関心があり、受講後ボランティア活動できる人。
受 講 料 無 料

(8) 精神障がい者支援事業

ア 自立支援医療(精神通院医療)

目 的 精神障がいによる通院医療費自己負担を総医療費の10%にし、所得等に応じて上限額を設定し、負担を軽減することにより継続的受診を促進する。

対 象 者 精神障がいのために通院中の人(所得制限あり)

平成24年度予算 1,560,000千円

(9) 重度心身障がい者医療費助成

対 象 者 20歳以上の障がい者。
(身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者)

受 給 資 格 者 本市に住民票又は外国人登録があり、現に居住している障がい者。

所 得 制 限 障害児福祉手当の支給制限に準じる。

平成24年度予算 1,192,000千円

(10) 自立支援医療(更生医療)

目 的 身体障がい者に対し、その障がい除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療費の助成を行う。

対 象 者 身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる者(所得制限あり)

平成24年度予算 1,555,000千円

(11) 身体障がい者在宅生活支援

ア 特別障害者手当等給付事業

目 的 重度の障がい者の自立生活の基盤を確立するため、最重度の障がいによって生ずる特別の負担の一助として、特別障害者手当等を支給することにより、重度障がい者の福祉の増進を図る。

受 給 者 延 数 12,005人(平23年度)

平成24年度予算 272,000千円

イ 身体障がい者福祉電話設置事業

目 的 在宅の重度身体障がい者に対し、福祉電話を貸与することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進をはかる。

電 話 与 台 数 47台（平24.3末現在）

貸 与 対 象 者 外出困難な身体障がい者（1、2級）

平成24年度予算 1,195千円

ウ 在宅障がい者緊急通報システム事業

目 的 緊急通報システムを導入し、24時間体制で緊急時に備え、在宅の単身重度障がい者が安心して生活できるようにする。

対 象 者 市内に住所を有する単身等の重度障がい者

平成24年度予算 611千円

エ 補装具費支給事業

目 的 身体障がい者（児）に対し、補装具費の支給を行い、その福祉の向上を図る。
（一部自己負担有）

品 目 車いす、補聴器、座位保持装置等

平成24年度予算 162,000千円

オ 日常生活用具給付事業

目 的 障がい者（児）に対し、日常生活用具の給付を行い、その福祉の向上を図る。
（一部自己負担有）

品 目 ストーマ装具、入浴補助用具、聴覚障害者通信装置等

平成24年度予算 114,000千円

（12）自立支援給付事業

ア 居宅介護給付事業

目 的 心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービスの提供や、病院等への通院における支援を行う。

平成24年度予算 258,000千円

イ 行動援護事業

目 的 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の支援を行う。

平成24年度予算 200千円

ウ 重度障害者等包括支援事業

目 的 常時介護を有する障がい者で、介護の必要の程度が著しく高い障がい者に支援を行う。

平成24年度予算 0円（平成24年度利用予定者無しのため）

エ 重度訪問介護給付事業

目 的 重度の肢体不自由者（児）であり、常時介護を要する障がい者（児）への入浴、排泄又は食事の介護等の居宅サービス及び外出時における移動中の介護を総合的に提供する。

平成24年度予算 358,000千円

オ 療養介護給付事業

目 的 心身上の障がいにより、病院等への長期の入院による医療的なケアに加え、常時の介護を行う。

平成24年度予算 689,000千円

カ 生活介護給付事業

目 的 心身上の障がいにより、日常生活を営むのに支障がある障がい者に、施設において安定した生活を営むための介護等の支援を行う。

平成24年度予算 2,599,000千円

キ 同行援護事業

目 的 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の支援を行う。

平成24年度予算 46,000千円

ク 就労継続支援給付事業

目 的 企業等の雇用に結びつかない者に対して継続的な支援を行い、生活活動に向けた知識及び能力の向上を支援する。

平成24年度予算 1,567,000千円

ケ 短期入所給付事業

目 的 家庭において一時的に介護が困難となり、又は生活訓練等の指導を必要とする障がい者（児）が施設に短期間入所することにより、介護者及び障がい者（児）の支援を行う。

平成24年度予算 74,000千円

コ 共同生活介護給付事業

目 的 在宅での日常生活を営むのに支障がある障がい者に、主として夜間において共同生活を営むべき住居において入浴、排泄又は食事の介護等の支援を行う。

平成24年度予算 261,000千円

サ 施設入所給付事業

目 的 主として夜間において、介護が必要な障がい者や通所が困難な自立訓練又は就労移行支援等の利用者へ居住の場を提供する。

平成24年度予算 942,000千円

シ 共同生活援助給付事業

目 的 主として夜間において障がいにより、一人で生活することが困難であるために、複数での共同生活を行う中で、世話人による日常生活の支援を行う。

平成24年度予算 226,000千円

ス 自立訓練給付事業

目 的 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者に生活訓練や機能訓練を行い、障がい者の自立を支援する。

平成24年度予算 158,000千円

セ 就労移行支援給付事業

目 的 一般就労等を希望する障がい者に対して、実習を通して知識・能力の向上を図り、一般就労に向けた支援を行う。

平成24年度予算 195,000千円

ソ 地域相談支援給付費

目 的 障がい者に対し、地域移行支援及び地域定着支援を行う。

平成24年度予算 15,000千円

タ 計画相談支援給付事業

目 的 自立支援給付事業を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う。

平成24年度予算 18,000千円

(13) 障害児通所支援給付事業

ア 児童発達支援事業

目 的 障がい児に児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う

平成24年度予算 176,000千円

イ 医療型児童発達支援事業

目 的 肢体不自由のある児童に、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療等を行う。

平成24年度予算 23,000千円

ウ 放課後等デイサービス支援事業

目 的 就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。

平成24年度予算 24,000千円

エ 保育所等訪問支援事業

目 的 保育所等に通う障がい児に、その保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

平成24年度予算 2,000千円

オ 障害児相談支援給付事業

目 的 障害児通所支援給付事業等を利用する者に対して、サービス利用支援及びサービス継続支援を行う

平成24年度予算 2,600千円

(14) 地域生活支援事業

ア 訪問入浴サービス事業

目 的 在宅の障がい者及び障がい児であって、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な者に、その健康及び衛生の保持を図るため移動入浴車を派遣し、入浴及びこれに伴う介護を行う。

平成24年度予算 26,000千円

イ 日中一時支援事業

目 的 障がい者及び障がい児の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場を提供する。

平成24年度予算 43,000千円

ウ 移動支援

目 的 屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に社会生活上外出する事が必要不可欠な時に、支援する者がいないため、外出に支障がある場合に、外出を支援し、もって自立生活及び社会参加を促す。

平成 24 年度予算 移動支援事業経費 16,000 千円

エ 障害者ケアマネジメント事業

目 的 障がい者の自己選択を尊重し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談、情報の提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその地域における生活を支援し、障がい者の自立と社会参加の促進を図る。

相 談 件 数 4,729 件 (平 23.4 月～平 24.3 月末)

平成24年度予算 14,736 千円

オ 成年後見制度利用支援事業（障がい者）

目 的 障がい者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部の助成を行う。

平成24年度予算 728 千円

カ 手話通訳者養成事業

目 的 手話の技法及び手話通訳に関する研修を行うことにより、手話奉仕員及び地域における手話ボランティア等を養成し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者のコミュニケーションを援助する。

平成24年度予算 500 千円

キ 要約筆記者養成事業

目 的 手話習得の困難な中途失聴者、難聴者のコミュニケーションの円滑化を推進することを目的として、要約筆記者を養成する。

平成24年度予算 494 千円

（15）難病患者等居宅生活支援事業

目 的 介護、家事等を必要とする難病患者等の社会参加を促進するため、ホームヘルパー派遣、日常生活用具の給付、施設の短期入所を行う。

対 象 者 難病患者等で他法の適用を受けない者。

平成24年度予算 1,000 千円

(1 6) 心身障害者扶養共済制度

目 的 心身障がい者の保護者が死亡又は障がい者となった後、残された心身障がい者に年金を支給し、障がい者の生活の安定と保護者のいづく不安を軽減しようとするもの。

加 入 者 知的障がい者、身体障害者手帳所持者で障がいの程度が1級から3級までの者及び永続的な精神障がい又は身体障がいを有する者で、前述の者と同程度と認められる者。

心身障がい者の保護者（心身障がい者の配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母又はその他の親族で現に心身障がい者を扶養しているもの。）であって、65歳未満の者。

保 険 料

加 入 時 年 齢		34歳以下	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
保 険 料	平成19年度以前加入者	5,600円	6,900円	8,700円	10,600円	11,600円	12,800円	14,500円
	平成20年度以降新規加入者	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

(注) 20年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の者は、掛金の納付を免除

給 付 金 加入者が死亡又は障害者となったときは、心身障害者を扶養する者（年金管理者）に対し、毎月20,000円（1口当たり）の年金を支給する。

加入後1年以上の者で心身障害者が死亡したときは加入期間に応じて一時金として平成19年度以前加入の場合20,000円～150,000円、平成20年度以降加入の場合50,000円～250,000円を支給する。

平成24年度予算 20,810千円

(17) 市関連施設

名 称	熊本市はなぞの学苑	熊本市平成学園
所 在 地	西区花園7丁目12番15号	西区小島9丁目14番33号
設 置 主 体	熊本市	熊本市
経 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和57年5月1日	平成2年9月1日
建 物 構 造	鉄骨造2階建	鉄筋コンクリート造平家建(一部2階建)
敷 地 面 積	1,883.00㎡	24,066.61㎡
建 物 面 積	延1,016.67㎡	延2,164.63㎡
建 設 費	168,477千円	553,399千円
委 託 料	25,646千円(平成24年度予算)	24,389千円(平成24年度予算)
定 員	生活介護45人 就労継続支援B型15名	生活介護60人 (短期宿泊訓練施設定員10人)
主 な 設 備	(1F)事務室(相談室含) 食堂 医務室 更衣室 木工室 陶芸作業室 厨房 洗面所 (2F)調理実習室 和室(生活指導室) 紙器工作室 更衣室 会議室 (倉庫 ステージ 放送室)	(管理棟)事務室 多目的ホール (訓練棟)訓練室 感覚言語訓練室 プレイ ルーム 調理実習室 相談室 食堂 医務室 休養室 陶芸作 業所 自立生活訓練作業所 (宿泊棟)短期宿泊訓練用居室 (ふれあい棟)談話室 和室 研究室 会議室
名 称	熊本市障害者福祉センター希望荘	(熊本市希望荘地域活動支援センター)
所 在 地	中央区大江5丁目1番15号	中央区大江5丁目1番15号
設 置 主 体	熊本市	熊本市
経 営 主 体	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
開設年月日	昭和55年6月1日	平成5年7月10日
建 物 構 造	鉄筋コンクリート地上3階 (一部塔屋4階)	鉄筋コンクリート地上3階 (一部塔屋4階)
敷 地 面 積	2,949.00㎡	2,949.00㎡
建 物 面 積	延1,223.23㎡	延691.39㎡
建 設 費	270,445千円	240,083千円
平成24年度 予 算 額	74,746千円(指定管理者による希望荘運営費として)	

(18) 障がい児支援事業

ア 特別児童扶養手当受給者数

(平成24年4月1日現在)

区 分	受 給 者	障 害 児		
		1級障害児	2級障害児	計
人 数	1,308	626	755	1,381

(注) 月額1人 1級 50,400円 2級 33,570円

イ 重度心身障がい児医療費助成

対 象 者 20歳未満の障がい児

(身体障害者手帳が1級、2級又は、療育手帳がA1、A2又は、精神保健福祉手帳が1級の者)

受 給 資 格 者 本市の住民基本台帳等に記録され、現に居住している障がい児又は障がい児の養育者

所 得 制 限 なし

平成24年度予算 62,000千円

ウ 夏休みの障がい児・家族支援事業

目 的 夏休み期間中、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童を日中の間預かることにより、障がいのある児童の健全育成、家族の介護負担の軽減を図り、小中学校・特別支援学校在籍の障がいのある児童及び家族の福祉の向上を図る。

対 象 者 市内に住所を有している特別支援学校・特別支援学級等在籍児童生徒

平成24年度予算 9,100千円

(19) 障がい児療育相談事業

ア 障がい児等療育支援事業

目 的 在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられ療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する県域の療育機能との重層的な連携を図る。

対 象 者 本市在住の身体障がい児(者)、知的障がい児(者)、重症心身障がい児(者)及びその保護者

平成24年度予算 11,700千円

6 社会保障制度

少子高齢化の急速な進展を背景に、国においては年金、医療、福祉など社会保障制度全般の見直し・再構築が進められています。これに対し、平成12年度から開

始された介護保険制度の円滑な運用体制の確立、国民健康保険制度や老人保健医療制度の公平かつ安定的な運営などが求められています。

加えて、生活保護制度による低所得者への自立支援や、高齢期の生活を保障する国民年金制度の普及を進めていかなければなりません。

このため介護保険制度、国民健康保険制度や老人保健医療制度の円滑な運用を進めるとともに、国民年金への加入促進、生活保護の適正な運用に努めています。

(1) 介護保険（平成12年度事業開始）（高齢介護福祉課）

ア 対象者

（平24.3.31現在）

第1号被保険者数	65歳以上75歳未満	73,616 人
	75歳以上	81,971 人
	合 計	155,587 人
第1号被保険者のいる世帯数		112,444 世帯
40歳以上65歳未満者数		244,239 人

イ 要介護（要支援）認定

① 介護認定審査会

委 員	210名
（構成）・医療関係者	100名
・保健関係者	40名
・福祉関係者	70名

② 審査件数 34,627件（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

③ 要介護（支援）認定の状況

（平24.3.31現在）（単位 人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	4,582	4,757	6,256	5,313	3,592	3,366	3,213	31,079
65歳以上75歳未満	611	597	725	623	388	353	309	3,606
75歳以上	3,971	4,160	5,531	4,690	3,204	3,013	2,904	27,473
第2号被保険者	85	128	164	206	101	83	118	885
合 計	4,667	4,885	6,420	5,519	3,693	3,449	3,331	31,964

ウ 介護サービス利用の状況

① 居宅介護（支援）サービス受給者

（平24.3.31現在）（単位 人）

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	2,955	3,571	0	4,730	3,855	2,035	1,294	720	19,160
第2号被保険者	46	89	0	130	172	64	47	46	594
合 計	3,001	3,660	0	4,860	4,027	2,099	1,341	766	19,754

② 地域密着型サービス受給者

(平 24. 3. 31 現在) (単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	26	35	0	378	560	451	326	248	2,024
第2号被保険者	0	0	0	6	7	3	3	2	21
合 計	26	35	0	384	567	454	329	250	2,045

③ 施設サービス受給者

(平 24. 3. 31 現在) (単位 人)

区 分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合 計
第 1 号被保険者	1,692	1,984	986	4,662
第 2 号被保険者	8	28	16	52
合 計	1,700	2,012	1,002	4,714

エ 保険料

① 平成 23 年度介護保険料額

(年 額)

対 象 者	保険料の設定方法	保 険 料
○生活保護受給者 ○市民税が非課税世帯でかつ老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	25,200 円
○市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の者	基準額×0.5	25,200 円
○市民税が非課税世帯でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える者	基準額×0.75	37,800 円
○市民税が非課税でかつ同一世帯に市民税課税者がいる場合で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の場合	基準額×0.875	44,100 円
○市民税が非課税でかつ同一世帯に市民税課税者がいる場合で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える場合	基準額×1	50,400 円
○市民税が課税されている者で合計所得金額が 125 万円以下の場合	基準額×1.125	56,700 円
○市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が 125 万円を超え 200 万円未満の場合	基準額×1.25	63,000 円
○市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の場合	基準額×1.375	69,300 円
○市民税が課税されている者でかつ合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の場合	基準額×1.5	75,600 円
○市民税が課税されているものでかつ合計所得金額が 400 万円以上の場合	基準額×1.75	88,200 円

② 保険料賦課収納の状況

(平 24. 3. 31 現在)

区 分 年 度		20	21	22	23
現 年 度 分	保険料賦課額 (円)	7,227,170,254	6,381,118,747	7,068,349,531	7,257,112,881
	保険料収納額 (円)	7,054,036,750	6,227,836,692	6,923,753,598	7,108,530,610
	収 納 率 (%)	97.60	97.60	97.95	97.95
過 年 度 分	保険料賦課額 (円)	358,923,920	388,941,459	384,724,391	376,742,807
	保険料収納額 (円)	55,433,696	62,302,637	58,471,615	55,353,951
	収 納 率 (%)	15.44	16.02	15.20	14.69
計	保険料賦課額 (円)	7,586,094,174	6,770,060,206	7,453,073,922	7,663,855,688
	保険料収納額 (円)	7,109,470,446	6,290,139,329	6,982,225,213	7,163,884,561
	収 納 率 (%)	93.72	92.91	93.68	93.84

オ 事業者

① 在宅介護サービス事業者

(平 24. 3. 31 現在)

介護サービス 事 業 所 数	毎年・10月1日 (平成12年開始)	介護サービスを提供する施設等の介護サービスの提供量、マンパワーの状況 及び利用者の状況等のサービス供給に関する事項	
		居宅サービス事業所 : 訪問介護 201 事業所 : 訪問入浴 9 事業所 : 訪問看護 696 事業所 : 訪問リハ 588 事業所 : 居宅療養管理指導 1,176 事業所 : 通所介護 197 事業所 : 通所リハ 915 事業所 : 夜間対応型訪問介護 1 事業所 : 認知症通所介護 45 事業所 : 福祉用具貸与 55 事業所 : 特定福祉用具販売 61 事業所 : 居宅介護支援 206 事業所 : 認知症 GH 51 事業所 : 短期生活 31 事業所 : 短期療養 67 事業所 : 小規模多機能施設 36 事業所 : 特定施設 23 事業所 : 地域密着型特定施設 2 事業所	

健
福

② 施設サービス事業者

(平24. 3. 31現在)

介 護 保 険 施 設	施 設 数	床 数
① 介護老人福祉施設	32	1,729
② 介護老人保健施設	28	2,096
③ 介護療養型医療施設	32	1,247

カ 介護（予防）給付費

(単位 円)

区分		年度	21	22	23
居宅サービス	訪問通所系		12,887,790,956	14,040,225,720	15,416,509,527
	短期入所系		1,108,445,775	1,223,480,763	1,320,756,830
	その他		3,012,391,551	3,533,126,047	4,152,956,772
	福祉用具購入		65,940,543	78,909,398	93,294,156
	住宅改修		186,529,828	217,589,576	250,221,757
	小計		17,261,098,653	19,093,331,504	21,233,739,042
施設サービス	介護老人福祉施設		5,075,557,809	5,020,198,292	5,128,083,913
	介護老人保健施設		5,802,788,789	5,907,489,891	5,983,738,996
	介護療養型医療施設		5,481,415,342	4,876,540,119	4,463,992,139
	小計		16,359,761,940	15,804,228,302	15,575,815,048
地域密着型サービス			3,020,736,528	3,676,136,787	4,183,021,839
計			36,641,597,121	36,641,597,121	40,992,575,929
高額介護サービス費			757,193,475	791,269,841	839,407,704
高額医療合算介護サービス費			1,592,609	93,325,598	95,263,161
審査支払手数料			54,366,765	57,993,460	62,971,570
特定入所者介護サービス費			1,355,946,025	1,378,824,040	1,425,723,400
合 計			38,810,695,995	40,895,109,532	43,415,941,764

※21年度は、植木・城南の4月からの実績を含む。

キ 地域密着型サービス（平成18年度より実施）

サービス種類	サービス内容	備 考
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を必要に応じて組み合わせ、サービスの提供を行う。	予防有
夜間対応型訪問介護	夜間におけるホームヘルプサービスで、定期的な巡回と、利用者の求めに応じた随時訪問を組み合わせ、サービスの提供を行う。	対象 要介護度1以上
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象としたデイサービスで、入浴・食事等の介護や機能訓練を受けます。	予防有
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の状態にある要介護者に対して、グループホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活についての支援、機能訓練を行う。	対象 要支援2以上
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、熊本市では平成19年度以降整備開始。	対象 要介護度1以上
地域密着型 特定施設入居者生活介護	定員29人以下の小規模な有料老人ホーム等で、生活しながら介護を受けます。	対象 要介護度1以上

ク 地域支援事業（平成１８年度より実施）

① 介護予防事業

二次予防事業施策

事業の種類	事業の内容
二次予防事業対象者把握事業	介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者を様々なルートにより把握する。
通所型介護予防事業	特定高齢者を対象に、通所により、介護予防を目的とした事業を実施する。
訪問型介護予防事業	閉じこもり等の状態にある特定高齢者を対象に、保健師等が訪問し、必要な相談・指導を行う。
二次予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を行う。

一次予防事業施策

事業の種類	事業の内容
介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を行う。
地域介護予防活動支援事業	介護予防に関する人材養成のための研修や、地域活動組織の育成・支援のための事業等を行う。
一次予防事業評価事業	年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を行う。

② 包括的支援事業

事業の種類	事業の内容
介護予防ケアマネジメント事業	二次予防事業対象者について、一次アセスメント、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後の再アセスメント、事業評価等を行う。
総合相談支援事業/権利擁護事業	地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、地域のネットワーク構築や実態把握、相談支援、権利擁護の観点からの対応などを行う。
包括的・継続的マネジメント事業	ケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等を行う。

③ 任意事業

事業の種類	事業の内容
介護給付等費用適正化事業	利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図り、介護給付費の適正化を図ります。
家族介護支援事業	要介護高齢者を介護する家族等を対象とし、家族介護教室等を開催するなど家族介護者の支援を行う。
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供等や、住宅改修申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成等を行う。
地域自立生活支援事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅への生活援助員派遣等を行う。

(2) 国民健康保険（昭和34年7月1日事業開始）（国保年金課）

ア 世帯数及び被保険者数

（各年度3月31日現在）

年 度 区 分	19	20	21	22	23
総 世 帯 数	276,037	281,286	310,330	313,612	316,797
被 保 険 者 世 帯 数	132,044	104,411	111,935	112,067	111,533
加 入 率 (%)	47.84	37.12	36.07	35.73	35.21
総 人 口	670,216	677,375	722,164	723,111	724,558
被 保 険 者 数	238,015	184,729	198,777	197,634	195,021
加 入 率 (%)	35.51	27.27	27.53	27.33	26.92

イ 保険料賦課徴収状況

年 度 区 分			21			22			23		
			医 療 分	介 護 分	後期分	医 療 分	介 護 分	後 期 分	医 療 分	介 護 分	後 期 分
現 年 度 分	調 定 額 (円)		13,350,473,727	1,593,599,377	3,495,636,291	12,599,752,958	1,511,890,707	3,311,747,369	13,445,853,126	1,598,942,461	3,435,268,341
	収入済額 (円)		11,524,659,469	1,350,853,669	3,020,238,391	11,041,656,022	1,301,237,890	2,902,454,753	11,771,311,225	1,377,141,877	3,009,624,472
	収 納 率 (%)		86.15	84.68	86.34	87.43	85.96	87.56	87.36	86.01	87.53
過 年 度 分	調 定 額 (円)		6,306,537,947	671,906,229	452,382,310	5,838,529,195	687,847,946	832,467,585	5,526,794,154	694,633,953	1,016,829,931
	収入済額 (円)		531,709,675	55,457,567	58,895,744	423,875,225	48,948,314	75,093,323	395,301,509	47,972,152	81,419,965
	収 納 率 (%)		8.42	8.25	13.02	7.25	7.11	9.02	7.14	6.90	8.00
計	調 定 額 (円)		19,657,011,674	2,265,505,606	3,948,018,601	18,438,282,153	2,199,738,653	4,144,214,954	18,972,647,280	2,293,576,414	4,452,098,272
	収入済額 (円)		12,056,369,144	1,406,311,236	3,079,134,135	11,465,531,247	1,350,186,204	2,977,548,076	12,166,612,734	1,425,114,029	3,091,044,437
	収 納 率 (%)		61.21	62.01	77.94	62.04	61.30	71.78	63.99	62.05	69.37
賦課期日			4月1日			4月1日			4月1日		
徴収回数			10			10			10		
保 険 料 額 ※	1人当り (円)		98,890	30,724	19,862	93,295	29,272	20,969	97,285	31,005	22,829
	1 世 帯 当 り	最 高 (円)	470,000	100,000	120,000	500,000	100,000	130,000	500,000	100,000	130,000
		最 低 (円)	13,965	4,020	3,810	13,965	4,020	3,810	15,300	4,020	3,900
		平 均 (円)	175,611	39,810	35,271	164,529	37,677	36,980	170,108	39,651	39,917
保 険 料 率 ※	所 得 割 (%)		8.30	1.90	2.10	8.30	1.90	2.10	9.2	2.2	2.3
	均 等 割 (円)		26,450	13,400	7,000	26,450	13,400	7,000	28,400	13,400	7,300
	平 等 割 (円)		20,100	-	5,700	20,100	-	5,700	22,600	-	5,700
算 定 割	所 得 割 (%)		55.75	52.55	54.49	53.77	50.46	52.41	57.12	54.36	56.84
	均 等 割 (%)		30.72	47.45	31.75	32.10	49.54	33.04	29.73	45.64	30.47
	平 等 割 (%)		13.53	-	13.76	14.13	-	14.56	13.15	-	12.69
財 政 状 況	歳 入 (円)		74,860,280,381			77,577,623,617			81,208,150,337		
	歳 出 (円)		83,063,328,575			84,859,991,926			86,510,300,890		
	単年度収支額(円)		△182,102,353			920,679,885			1,980,217,756		
	累積収支額(円)		△8,203,048,194			△7,282,368,309			△5,302,150,553		

※保険料額・保険料率については、不均一課税のため旧熊本市の数値を記載。その他のものは、旧城南町・旧植木町の数値を含む通年で記載。

ウ 給付状況

年 度 区 分		19	20	21	22	23
給 付 割 合	一般被保険者（割）	7	7	7	7	7
	70歳以上一般（割）	9	8	8	8	8
	70歳以上現役並（割）	7	7	7	7	7
	未就学児（H20.3までは3歳未満）（割）	8	8	8	8	8
療 諸 養 費	件 数	2,466,161	2,517,896	2,796,470	2,656,603	2,828,851
	費 用（円）	53,062,226,887	53,964,201,960	60,466,786,031	58,215,583,553	63,216,565,537
出 一 産 時 育 金	件 数	1,134	1,113	1,198	1,114	1,118
	費 用（円）	395,250,000	393,510,000	470,820,000	466,060,000	468,060,000
	1件当たり給付額（円）	350,000	350,000 380,000	350,000 380,000 (10月～420,000)	420,000 (産科医療補償制度 未加入：390,000)	420,000 (産科医療補償制度 未加入：390,000)
葬 祭 費	件 数	3,603	3,633	1,182	853	889
	費 用（円）	72,040,000	72,660,000	23,640,000	16,960,000	17,780,000
	1件当たり給付額（円）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
給 合 付 費 計	件 数	2,470,928	2,520,191	2,798,521	2,843,643	2,830,858
	費 用（円）	53,530,136,887	54,381,351,960	60,954,566,031	62,833,588,423	63,702,405,537
は あ り ん ま き ゆ 施 う 術	件 数	117,196	95,406	57,068	51,875	43,683
	費 用（円）	178,890,400	95,406,000	57,068,000	51,875,000	43,683,000
	1件当たり給付額（円）	1術 1,500 2術 1,700 (6月～1回1,500)	1回 1,000 —	1回 1,000 —	1回 1,000 —	1回 1,000 —

エ 診療費・諸率

年 度 区 分		19	20	21	22	23
受 診 率（％）		947.85	958.47	958.28	968.44	990.89
1件当たり 日数		2.5	2.4	2.4	2.4	2.4
1件当たり費用額（円）		25,413	25,428	26,195	26,875	27,040
1人当たり費用額（円）		240,876	243,719	251,025	260,266	267,933
1人当たり受診日数		24	24	23	23	23
1日当たり費用額（円）		10,121	10,388	10,747	11,151	11,446

オ 納付組織（平成24.3.31現在）

名 称 国民健康保険会

組 織 数 59組織

会 員 数 266世帯

事 務 費 （保険会の事務費）

- 当該月の保険料を保険会会員が納期内に完納したとき、保険料領収書1枚につき200円（通常事務費）
- 保険会会員が保険料の納付方法を口座振替又は自動払込みに変更したとき保険会会員1人につき1,000円（特別事務費変更時のみの交付）

カ 収納率向上対策

- ・ 職員、嘱託員による電話催告等の初期末納対策
- ・ 滞納処分の拡大・強化
- ・ 保険料収納員（50人）の臨戸徴収強化
- ・ 分割納付の進行管理の徹底
- ・ 納付相談窓口の拡充
- ・ 口座振替の推進
- ・ コンビニエンスストアへの収納業務委託

（3）後期高齢者医療制度（平成20年4月1日より広域連合にて実施）

- 対 象 者 ・ 熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を所有する75歳以上の者
- ・ 熊本県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者で、政令で定めるところにより、当該の後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けた者（下記1～4参照）

1. 身体障害者手帳1級、2級、3級及び4級の一部

※4級の一部とは、身体障害者手帳の障がい名欄に次のいずれかの障がいが入記されている者。

○音声、言語機能の著しい障がい

○両下肢のすべての指を欠く

○一下肢の下腿1/2以上を欠く

○一下肢の機能の著しい障がい

2. 療育手帳A1、A2

3. 国民年金などの障害年金1級、2級

4. 精神障害者保健福祉手帳1級、2級

後期高齢者保険料賦課徴収状況

区 分 \ 年 度		2 1		2 2		2 3	
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
現 年 度 分	調 定 額(円)	2,807,670,000	2,420,778,200	3,348,719,400	2,366,941,100	3,445,073,300	2,396,320,300
	収 入 済 額(円)	2,807,670,000	2,348,806,450	3,348,719,400	2,306,865,172	3,445,073,300	2,340,214,914
	収 納 率(%)	100	97.03	100	97.46	100	97.66
過 年 度 分	調 定 額(円)	—	94,970,964	—	117,304,529	—	104,466,457
	収 入 済 額(円)	—	47,244,585	—	57,308,400	—	39,006,339
	収 納 率(%)	—	49.75	—	48.85	—	37.34
計	調 定 額(円)	2,807,670,000	2,515,749,164	3,348,719,400	2,484,245,629	3,445,073,300	2,500,786,757
	収 入 済 額(円)	2,807,670,000	2,396,051,035	3,348,719,400	2,364,173,572	3,445,073,300	2,379,221,253
	収 納 率(%)	100	95.24	100	95.17	100	95.14

(4) 国民年金（昭和34年11月1日施行）（国保年金課）

ア 拠出年金被保険者状況

（各年度末現在）

区 分 \ 年 度		19	20	21	22	23
被 保 険 者	109,470	110,472	119,606	116,289	119,606	114,568
	1,889	1,917	1,954	1,952	1,954	1,873
	55,156	55,071	56,851	55,632	56,851	54,136
	166,515	167,460	178,411	173,873	178,411	170,577
保免 除料者	6,535	6,908	8,059	8,698	8,059	9,210
	15,088	16,471	18,974	22,526	18,974	21,836
	1,791	2,245	2,670	2,858	2,670	2,799
	10,571	11,151	11,386	11,824	11,386	12,100
	33,985	36,775	41,089	45,906	41,089	45,945
免 除 率 (%)		31.0	33.3	34.4	39.5	40.1

イ 年金受給者及び支給年金額

(各年度末現在) (単位 千円)

区 分 \ 年 度	21		22		23	
	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額	受給者	年 金 額
老 齢 福 祉 年 金	51	20,077	47	13,673	35	9,177
老 齢 年 金	10,272	4,959,557	9,580	4,628,261	8,514	4,125,566
通 算 老 齢 年 金	7,250	1,692,581	6,719	1,578,991	6,206	1,466,435
老 齢 基 礎 年 金	113,369	75,431,904	118,738	79,030,962	124,780	82,859,121
障 害 年 金	431	383,371	440	389,312	415	366,242
障 害 基 礎 年 金	10,692	9,554,264	11,771	10,450,893	12,079	10,701,514
母 子 ・ 遺 児 年 金	0	0	0	0	0	0
遺 族 基 礎 年 金	585	622,147	1,456	1,128,005	1,403	1,082,401
寡 婦 年 金	67	31,882	124	58,253	123	57,207
計	142,717	92,695,783	148,875	97,278,350	153,555	100,667,663

※平成 22 年度より支給停止者を含む総受給権者数及び総年金額を記載

ウ 国民年金制度の広報

国民年金制度についての理解や届出もれをなくすための情報提供等、広報活動を推進する。

- ・ 市政だより
- ・ 市電・市バス内ポスター掲示
- ・ ラジオ広報（FM熊本・熊本シティエフエム）
- ・ 年金出前講座

(5) 生 活 保 護（保護第一課・保護第二課）

生活保護制度は、生活困窮者に最低限度の生活を保障し、併せて自立の援助をすることを主な目的としている。

ア 保護状況

年度 区分		19	20	21	22	23
生	世 帯	6,206	6,550	7,261	8,416	9,196
活	人 員	8,648	9,158	10,226	11,923	13,043
扶	金 額 (千円)	5,113,177	5,380,944	6,072,941	7,238,211	7,851,578
助	住 世 帯	5,360	5,610	6,167	7,103	7,769
	人 員	7,193	7,501	8,334	9,657	10,536
	金 額 (千円)	1,985,091	2,114,914	2,396,256	2,785,292	3,088,369
教	世 帯	460	507	568	633	685
育	人 員	689	763	843	946	1,028
扶	金 額 (千円)	63,855	69,635	101,704	123,258	132,220
助	医 世 帯	6,588	6,958	7,489	8,443	8,443
	人 員	8,084	8,548	9,311	10,540	10,540
	金 額 (千円)	10,108,736	10,377,698	10,735,204	12,259,907	13,134,380
介	世 帯	1,270	1,343	1,414	1,527	1,692
護	人 員	1,310	1,390	1,464	1,577	1,749
扶	金 額 (千円)	268,903	288,951	291,673	300,936	330,044
助	出 世 帯	0.41	0.41	0.50	0.50	0.5
	人 員	0.41	0.41	0.50	0.50	0.5
	金 額 (千円)	263	592	1,211	808	906
生	世 帯	176	192	251	340	389
業	人 員	388	412	719	765	864
扶	金 額 (千円)	45,197	49,280	74,981	67,255	74,054
助	葬 世 帯	15	16	13	17	22
	人 員	15	16	13	18	22
	金 額 (千円)	56,229	57,841	54,830	67,932	73,123
保	護施設事務費 (千円)	222,009	227,498	246,805	264,122	256,275
実	世 帯	7,443	7,842	8,591	9,814	10,694
数	人 員	10,034	10,625	11,740	13,532	14,783
	金 額 (千円)	17,863,460	18,567,353	19,976,605	23,107,722	23,107,722

(注) 世帯及び人員は月平均、金額は各年度の総計を示す。

イ 保護率の推移 (年度平均)

年度 区分		19	20	21	22	23
		‰	‰	‰	‰	‰
市		14.97	15.76	17.18	18.53	20.16
県		9.06	9.58	10.70	12.09	13.00

ウ 保護措置状況

年度 区分	19	20	21	22	23
申 請 件 数	1,158	1,453	1,852	2,149	1,989
開 始 件 数	916	1,265	1,600	1,863	1,710
却下・取下件数	240	217	249	298	167
廃 止 件 数	661	678	723	863	923

エ 世帯の労働力類型別被保護世帯

(平成23度月平均)

就 業 別	世 帯 数	構 成 比
世 帯 主 が 働 い て る 世 帯	960	9.0
常 用 勤 労 者	782	7.3
日 雇 労 務 者	144	1.3
内 職 者	18	0.2
そ の 他 の 就 業 者	16	0.1
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	289	2.7
働 いて いる 者 の い な い 世 帯	9,430	88.3
合 計	10,679	100.0

※ 保護停止世帯を除く

オ 保護施設

(平24. 4. 1現在)

種別	施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員	措置人員
救護	銀 杏 寮	社会福祉法人	本山 雅徳	春日5丁目17-36	昭35.12	60	43
医療	イエズスの聖心病院	社会福祉法人	田代 篤信	上熊本2丁目11-24	昭27.4	87	0

7 精神障がい者の福祉（こころの健康センター）

こころの健康センターは、「精神保健および精神障害者福祉に関する法律第6条」に基づく精神保健福祉センターであり、精神保健福祉の専門機関として平成24年4月に開設されました。

市民のこころの健康相談や知識の普及、精神障がい者の社会復帰の促進などを行います。

（1）精神保健福祉相談

精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療にかかる相談、社会復帰相談などの精神保健福祉全般の相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、ひきこもり等の相談を実施する。

また、必要な場合は訪問相談や診療を実施する。

ア こころの健康相談

こころの悩み等について、電話相談員が電話による相談を受け付ける。また、精神科医師、保健師及び心理士等が面接による相談を受け付ける。

イ ひきこもり相談事業

半年以上社会参加がない状態で悩んでいる者及びその家族からの電話を受けて、面接や家庭訪問による相談を行う。

（2）人材育成・教育研修

精神保健福祉業務に従事する職員に専門的研修等の人材育成を行い、技術水準の向上を図る。

ア 精神保健福祉担当者研修会

精神保健福祉業務に従事する者が必要な専門的知識及び技術を習得することで、地域精神保健福祉活動の推進を図る。

イ 思春期精神保健福祉研修会

思春期における「発達障がい」や「不登校・ひきこもり」等の課題への理解を深め、精神保健福祉活動の推進を図る。

ウ 就労支援講演会（社会復帰支援）

就労支援関係機関に対して、精神障がい者の就労状況や支援の実践についての情報を提供し、各機関での就労支援の推進を図る。

エ アルコール依存症研修会

精神保健福祉業務に従事する者がアルコール依存症についての必要な専門的知識及び技術を習得することで、アルコール依存症への適切な対応の充実を図る。

オ ピアサポート講演会

地域生活移行支援体制検討会にて、支援者に向けて他都市で行われているピアサポート活動を紹介し、ピアサポートの普及及び退院促進を図る

カ 精神保健福祉ボランティア養成講座

精神障がい者等が安定した地域生活を送るために、地域住民に対して精神障がいの正しい理解の普及を図り、地域で精神障がい者を支える精神保健福祉ボランティアを育成する。

キ ゲートキーパー養成講座

自殺を防ぐことを目的として地域支援者等に自殺危機介入スキルの習得を目的とした研修会を実施し、自殺予防対策を図る。

(3) 普及啓発

市民への精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護について普及啓発を行うとともに、区役所等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

ア ひきこもり家族教室

ひきこもりで困っている家族が、日頃の悩みの分かち合いや学習会・情報交換を通じて、本人への関わり方や支援を考える機会を提供する。

イ 自死遺族グループミーティング

大切な人を自死（自殺）で亡くした者が悩みや苦しみを話せる機会を提供する。

ウ 依存症家族教室

アルコールや薬物・ギャンブルなどの依存症に伴う問題に対応するために、家族が学びあい、共感と癒しを得る機会を提供する。

エ 依存症講演会

依存症で悩む家族が家族関係について正しい知識を習得し、問題行動への対応を学ぶ。また、広く市民を対象とし、「心の健康づくり」として依存症に関わる啓発を行う。

オ 元気行動回復プラン研修

精神障がい者が、苦労や困難に直面した際にWRAP（元気行動回復プラン）を利用して、元気を回復する、または元気を保つための方法を学ぶ機会を提供する。

カ こころの病のピアサポート講座

精神障がい者が、その経験を生かし、理解と共感を持って仲間をサポートしていけるように知識や情報を学ぶ機会を提供する。

キ 就労支援講演会（当事者向け）

精神障がい者の就労状況や支援についての情報を提供し、就労支援の推進を図る

ク 地域住民への健康教室

地域で精神障がい者が暮らすために地域住民の理解を深める。

（４）組織育成

精神障がい者家族会、患者会、社会復帰事業団体等の組織育成を図り、地域住民の組織的活動を促し、地域精神保健福祉の向上を図る。

（５）関係機関への技術支援

精神保健福祉関係機関への技術支援・援助を行う。

（６）自殺・うつ対策

ゲートキーパー養成講座、自死遺族グループミーティング、自殺予防相談会、電話相談等の普及啓発や相談対応を通して、自殺の防止を図る。

（７）就労準備デイ・ケア

統合失調症の者を対象に認知機能リハビリテーションや自己管理プログラム等を実施し、さらにハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携を図りながら一般就労への促進を図る

（８）自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

目的 精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を専門的かつ公正に行う。

内容 精神障害者保健福祉手帳等級判定及び自立支援医療（精神通院医療）の支給認定。

（９）精神医療審査会

目的 精神科病院に入院中の者の人権を擁護し、精神科病院の適正な医療及び保護を確保する。

内容 精神科病院に入院中の者からの退院請求及び処遇改善請求の審査、精神科病院からの報告書類の審査。

未来を担う子どもたちは、本市の宝であり、子どもたちの元気な声がひびくまちの実現を目指し、総合的な次世代育成支援対策に取り組んでいる。

しかし、一方では、少子化の進展に歯止めがかからず、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するとともに、子育ての困難さが増大しており、子育てや子どもの成長を社会全体で支えていくことがますます必要となっている。

本市では、すべての人が、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを安心して産み育てることができ、かつ、子どもたちが、将来に夢や希望を抱き、健やかに成長することができるよう、地域の人々や団体をはじめ、事業者や関係機関等と連携を図りながら「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に取り組んでいる。

8 子ども育成（子ども支援課）

近年、子どもたちを取り巻く環境の急速な変化に伴い、児童虐待、いじめや不登校の増加、少年非行・犯罪の深刻化など様々な問題が生じているが、次世代育成支援行動計画に基づき、子育てしやすい環境の整備に取り組んでいる。

また、子ども総合相談室及び子ども発達支援センターの設置や、子どもに関する24時間相談専用電話を開始するなど、子どもに関するあらゆる相談への対応を充実。平成22年度に児童相談所を開設、平成24年4月には児童相談所、一時保護所、教育相談室及び障がい者福祉相談所を備えるこどもセンターを開設し、隣接するウェルパルクまもとと連携を取りながら「子ども」に関する総合的専門的な相談支援の拠点として、子育てに関する悩みの解消や負担感の軽減、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを促進する。

（1）次世代育成支援後期行動計画「ひびけ！子ども未来プラン」

ア 計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく第2期（後期）の計画

熊本市総合計画の個別計画として「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に向けて必要な施策をとりまとめた行動計画

イ 計画期間

平成22年度～26年度

※平成21年度末までに前期計画（平成17年度～21年度）を実施済み

ウ 計画の特徴

- ① 前期計画（平成17年度～平成21年度）を継承し、「子どもの声がひびく地域（まち）づくり」を基本理念とする。
- ② 広範囲であること
 - 具 体 化 …… 熊本市総合計画
 - 統 合 …… 熊本市ひとり親家庭等自立促進計画
 - 調和・連携 …… 熊本市教育振興基本計画、くまもと市男女共同参画基本計画、熊本市地域福祉計画、健康くまもと21基本計画、熊本市障がい者プラン
- ③ 子どもを中心にまとめた計画であること
 - 子育て（すべての家庭、共働き家庭、特に援助を要する子どもや家庭、ひとり親家庭への支援）
 - 子育て（子どもの健康確保、豊かな人間性の育成）
 - まちづくり（子どもの権利擁護、子育てしやすい生活環境整備）
- ④ 具体的な行動計画であること
 - 150件の具体的な取り組みを示し、事業の方向性や成果指標、数値目標を明記

17件の新規又は大幅に拡充する取り組みを盛り込む

⑤ 策定過程における市民参加に配慮したこと

ニーズ調査（市民意識調査）

対象者7,000人（回収率55.1%）

熊本市次世代育成支援後期行動計画策定委員会の設置

計画素案に関する意見公募の実施

エ 策定の経過

平成20年度 1月 熊本市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会の設置

2月 ニーズ調査（2月5日～3月6日）

平成21年度 11月 策定委員会から市長への答申

2月 パブリックコメント（2月1日～28日）

3月 計画決定

（2）要保護児童対策

〈目的・事業内容〉

要保護児童に対する適切な支援を行うため、平成18年6月児童福祉法に基づく「熊本市要保護児童対策地域協議会」を設置（平成24年度当初における構成機関：46機関）した。児童虐待をはじめとする要保護児童対策として、平成24年度に政令市移行に伴う組織改編により、各区毎に実務者会議を行うと共に、区連絡会議を新設するなど区役所を含めた運営体制の見直しを行った。

児童虐待相談員を各区役所保健子ども課に配置し、相談機能の充実、児童虐待対応機能の強化、育児不安を抱える家庭への支援強化に努めているほか、夜間や休日など各相談機関の開庁時間に子どもに関するあらゆる電話相談へ対応する体制を整備するとともに親育ち支援事業の開催や児童虐待防止に関する広報・啓発を行う「オレンジリボンキャンペーン」等の取り組みを行っている。

また、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで一貫した体制を整えるため、平成22年4月に熊本市児童相談所を開設し、平成24年4月には児童相談所、教育相談室及び身体・知的障がい者更生相談所の各機能を有する「こどもセンター」を開設した。

〈実績〉

年 度	市相談窓口への 相談件数（件）	実務者会議 開催回数（回）	講演会研修会等 参加者数（人）	親育ち支援事業 開催回数（回）
19	313	10	325	39
20	287	10	239	41
21	225	10	191	40
22	219	9	236	40
23	209	9	162	42

(3) エンゼル基金

〈目的・事業内容〉

次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つ環境づくりを目的とする。

子育て支援活動や就学前児童の健全育成活動等を行っている団体や個人に対して活動助成を行う。

〈実績〉

平成6年度、基金創設（基金額3億円）。

平成24年3月末の基金現在高 359,748千円

基金の運用益による助成は平成7年度から実施。

年 度	助成件数	援助金額（千円）
19	19	1,400
20	17	1,350
21	19	1,400
22	22	1,700
23	25	1,850

(4) 子ども総合相談室

〈目的・事業内容〉

おおむね18歳までの子どもとその保護者などを対象に、育児、しつけ、不登校など子どもに関するあらゆる相談を受けるとともに、緊急性や専門性が高い相談は専門機関へつなぐ。

開設日 平成20年4月1日

所在地 中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと2F

受付時間 面接相談 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分
※祝日・年末年始を除く

電話相談 年中無休24時間受付

メール相談 随時受付

特別相談 ・不登校、ひきこもり等についての面接相談
月曜日 午前10時00分から午後2時00分
・非行問題についての電話相談
第2木曜日 午後1時00分から午後4時00分

〈実績〉

①相談種別件数

(単位 件)

年 度	面接	子ども電話	ヤングテレフォン	メール	合計
20	103	437	286	238	1,064
21	89	730	268	157	1,244
22	71	1,526		337	1,934
23	113	1,322		192	1,627

※平成22年度より電話相談は「子ども電話」、「ヤングテレフォン」と分けて広報していないため、集計は電話相談として一本化する。

②相談内容別件数

(単位 件)

年 度	育児問題	養護・虐待	健康問題	発育・発達	学校関係	その他	合計
20	105	21	137	113	205	519	1,100
21	187	15	117	73	284	585	1,261
22	298	114	142	96	438	911	1,999
23	224	117	135	91	343	760	1,670

9 青少年育成（青少年育成課）

心豊かなたくましい青少年を育むため、社会参加活動への支援や青少年育成環境の整備を進める。特に児童育成クラブの充実など、放課後児童対策を強化するとともに、多様な青少年問題に対応するため、青少年センターの非行防止活動や広報啓発活動を充実させる。

（１）青少年健全育成推進事業

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援するとともに支援体制を整える。

ア 熊本市青少年問題協議会

熊本市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づく本市の附属機関として設置。青少年問題全般に関する総合的施策の確立のため、調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を行う。事務局は本市青少年育成課に置く。

委員構成	市長・市議会議員・教育委員会委員・学識経験者・関係行政庁職員
任期	在職期間（但し学識経験者は２年）
事業内容	・協議会の開催 ・善行青少年の表彰選考

イ 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構成	小学校区青少年健全育成協議会をもって構成している。
主な事業	・年次総会、三役会、理事会、評議員会 ・子ども・若者育成支援強調月間 ・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動 ・熊本市青少年健全育成大会 ・研修会 ・家庭・地域の教育力の向上 ・青少協活動の地域への浸透

ウ 校区青少年健全育成協議会

各小学校区の青少年健全育成に関する団体や機関が連携を緊密にし、相互の情報交換、事業の調整を図り、地域住民の協力を得て、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。現在、８６小学校区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行っている。

エ 熊本市青少年指導員協議会

熊本市青少年指導員協議会は、市長から委嘱を受けた青少年指導員が平成元年５月自らの資質の向上と連携の強化を図るため、自主的に結成された任意団体。

オ 熊本市子ども会育成協議会

各小学校区の単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分たちの住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子どもたちが社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行っている。

カ ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟として、熊本市内に所属する4地区（中部地区、東部地区、西部地区、北部地区）17個団のより円滑な協力・連携を保つことを目的とした団体。

キ ガールスカウト熊本県連盟熊本市連絡会

ガールスカウト日本連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及し、女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、発揮できる社会の形成を推進することを目的とする団体。

（２）児童育成クラブ

目 的	放課後児童（保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の児童）とその保護者に対し、児童育成クラブを開設し、児童の健全育成及び仕事と子育ての両立を支援する。
開 設 日	4月1日～翌年3月31日（日曜日・国民の祝日・年末年始を除く）
開 設 時 間	平日：児童の下校時間～午後6時 土曜日及び長期休業中：午前8時30分～午後6時
指 導 員	460名（平24.3.31現在）
巡回指導員	5名（平24.3.31現在）
開 設 状 況	（公営）73箇所3,836名 （民営）15箇所512名（平24.3.31現在） ※開設時間、指導員、巡回指導員については、各民営クラブにより異なる。

(3) 青少年センター活動

ア 業務内容

街頭指導、関係機関及び団体との連携、青少年非行防止に関する啓発活動、青少年指導にかかる調査及び資料収集、青少年に有害な影響を与える環境の浄化、その他青少年非行防止のための必要な事項。

イ 青少年指導員

(平成24年度)

区 分	内 訳	人 員 (人)
民 間	校区青少年健全育成協議会の推薦	228
学 校	小学校 中学校 高等学校 専修学校の推薦	296
計		524

ウ 指導状況

① 実施状況

年度	19	20	21	22	23
街頭指導実施状況					
年間街頭指導実施回数 (回)	748	732	787	806	816
従事した青少年指導委員延人員 (人)	3,917	3,839	4,049	4,273	4,003
指導した青少年の総数 (人)	4,150	4,613	6,341	6,140	5,297

② 学職別・行為別指導状況

(単位 人)

学 職 別	行為別 年度	喫 煙	怠 学	遊技施設内 声かけ指導	交通指導	帰宅指導	その他	計
小 学 生	21	-	-	64 (29)	5 (1)	565 (169)	215 (41)	849 (240)
	22	-	1 (0)	147 (33)	0 (0)	441 (117)	165 (48)	754 (198)
	23	-	-	111 (32)	14 (3)	222 (60)	92 (9)	439 (104)
中 学 生	21	10 (2)	5 (1)	758 (332)	40 (8)	292 (100)	163 (73)	1,268 (516)
	22	3 (0)	11 (6)	909 (313)	30 (6)	238 (86)	136 (62)	1,327 (473)
	23	5 (2)	4 (0)	843 (273)	47 (13)	172 (25)	81 (32)	1,152 (345)
高 校 生	21	30 (2)	39 (35)	2,906 (1,603)	177 (52)	245 (111)	260 (188)	3,657 (1,991)
	22	13 (3)	65 (49)	2,878 (1,455)	197 (106)	200 (68)	232 (173)	3,585 (1,854)
	23	7 (2)	50 (30)	2,710 (1,113)	246 (129)	165 (77)	143 (91)	3,321 (1,442)
そ の 他	21	42 (18)	2 (1)	295 (156)	125 (32)	43 (23)	60 (29)	567 (259)
	22	18 (10)	0 (0)	322 (169)	74 (16)	27 (9)	33 (17)	474 (221)
	23	5 (5)	3 (2)	198 (95)	23 (8)	11 (3)	10 (8)	250 (121)
計	21	82 (22)	46 (37)	4,023 (2,120)	347 (93)	1,145 (403)	698 (331)	6,341 (3,006)
	22	34 (13)	77 (55)	4,256 (1,970)	301 (128)	906 (280)	566 (300)	6,140 (2,746)
	23	31 (9)	57 (32)	3,885 (1,526)	381 (164)	593 (172)	350 (142)	5,297 (2,045)

注 () 内数字は女子……再掲

エ 小学校教育指導協議会・中学校生徒指導委員会・高等学校生活指導連盟との連携

熊本市小学校、中学校、高等学校における児童・生徒の指導を目的とした調査、研究、連絡調整等を行う教職員組織との相互連携による生徒指導活動を展開する。

オ 家庭環境づくりの啓発事業（青少年健全育成懇談会）

“非行防止は家庭から” “家庭づくりは親子の対話から”と言われるように、家庭のあり方が青少年に与える影響は大きなものがある。家庭における子どもの問題を中心に考えながら青少年の健全な育成と明るい家庭づくりについての話し合いの機会をもつために講師、助言者を派遣する。

（４）児童館

児童館は、自由な遊びの中の集团的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図っている。また、子育て家庭を支援するため、子育て情報や情報交換の場の提供を行っている。現在、西原公園、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部の１０児童館と民間の桜ヶ丘児童館がある。

名 称	西原公園児童館
所 在 地	中央区九品寺４丁目２４番４号
開設年月日	昭和５３年８月１日
構 造	鉄筋３階建
敷 地 面 積	６，３８６㎡（西原公園面積）
建 物 面 積	３２０．８６㎡（昭和５６年度増築）
着 工	昭和５３年１月４日
完 工	昭和５３年７月１１日
建 設 費	５２，５８５千円

※ 東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、南部、花園、西部の各児童館の施設概要については、複合施設のため、まちづくり交流室の項に一括記載

（５）勤労青少年ホーム

主として１５歳から３５歳までの勤労青少年を対象として、仕事の余暇を活用した文化、教養、スポーツ等の各種講座や利用者によるボランティア活動、各種イベントを通しての豊かな人間性の向上と健全な育成を図ることを目的とした施設である。

所 在 地	北区鶴羽田２丁目１３番１０号
構 造	鉄筋コンクリート２階建
敷 地 面 積	２，５２７．１７㎡
建 物 面 積	７５６．５０㎡
着 工	平成元年８月２５日
完 成	平成２年３月２５日
開 館	平成２年４月１日
建 設 費	２６２，０２８千円
利 用 状 況	７，２７３人（平成２３年度実績）

(6) 青少年教育

子どもたちが様々な野外体験活動などを通して、「生きる力」を育むことができるよう青少年活動（野外活動等）の指導者を養成し、安全で教育的効果の高い青少年活動を推進する。

ア 青少年団体養成

(平成23年度)

団体名	活動内容	会員数（人）
熊本市青年団体連絡協議会	学習・奉仕・交流会	810
熊本市青年団協議会	学習・奉仕・スポーツ大会	50

イ 指導者養成

(平成 23 年度)

名称	内容	対象	開催期間	受講者数(人)	場所	備考
キャンプリーダー講習会	キャンプの企画・運営・実技等	市内在住又は通勤・通学する 18 歳以上の者	5 月～6 月 (全 6 回)	28	熊本市総合体育館・青年会館 あそ教育キャンプ場ほか	(財)熊本市社会教育振興事業団共催
青少年指導者セミナー	青少年活動指導者のための講義・実技等	市内在住又は通勤・通学する 18 歳以上の者	10～12 月 (全 10 回)	17	熊本市総合体育館・青年会館 金峰山少年自然の家	(財)熊本市社会教育振興事業団共催

ウ 青少年教育施設

恵まれた自然環境の中で、集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るために、小中学校の集団宿泊や青少年団体等を受け入れるとともに主催事業を行う。

① あそ教育キャンプ場

所在地	阿蘇市南宮原字村上
開設年月日	昭和 4 2 年 7 月 2 1 日
敷地面積	1 3 2, 8 0 9 m ²
収容人数	5 7 0 人
管理棟	鉄骨丸太造り 2 階建 6 3 0 m ² (1 階 3 0 8 m ² / 2 階 3 2 2 m ²)
野外施設	①テントサイト (4 サイト、テント 5 7 張) ②共同炊事場 6 ケ所、トイレ 5 ケ所 (うち多目的トイレ 1 ケ所) ③大営火場 1 ケ所・小営火場 4 ケ所 ④場内オリエンテーリングコース
年間利用者数	2 2, 9 0 9 人 (平成 2 3 年度利用実績、述べ人数)
主催事業	①ファミリーキャンプ (日帰り、参加者数 延べ 8 2 人) ②プログラム体験会 (1 泊 2 日、参加者数 延べ 9 2 人)

利用状況

団体名 \ 年度		21			22			23		
		団体数	延人員 (人)	構成比 (%)	団体数	延人員 (人)	構成比 (%)	団体数	延人員 (人)	構成比 (%)
学校教育	幼稚園・保育園	2	329	1.7	2	336	1.5	2	225	0.9
	小学校	0	0	0	1	78	0.3	0	0	0
	中学校	35	18,038	91.4	41	21,139	93.6	42	21,459	93.7
	高校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会教育（青少年団体等）		6	636	3.2	8	546	2.4	6	843	3.7
その他（家族等）		33	290	1.4	23	174	0.8	23	208	0.9
主催事業		6	449	2.3	6	318	1.4	3	174	0.8
合 計		82	19,742	100.0	81	22,591	100.0	76	22,909	100.0

（注）構成比（％）＝延人員の構成比

② 金峰山少年自然の家

所 在 地 西区池上町字西平山

開設年月日 昭和50年10月1日

敷地面積 約9,455㎡

建物延面積 約2,337㎡

定 員 200人

施設内容 宿泊棟 児童用23室（1室8人、2段ベッド）身障者用1室（ベッド2台）引率者用2室、
研修室98㎡、体育室292㎡、食堂（定員100人）、浴室棟86㎡、保健室、事務室
つどいの広場、野外炊飯場、屋外多目的ハウス180㎡、テントサイト20張

利用状況

団体名 \ 年度		21			22			23		
		団体数	延人員 (人)	構成比 (%)	団体数	延人員 (人)	構成比 (%)	団体数	延人員 (人)	構成比 (%)
小学校		85	22,490	75.3	93	24,067	77.3	94	24,676	82.8
中学校		4	654	2.2	9	1,512	4.8	1	93	0.3
少年団体		40	3,373	11.3	28	2,420	7.8	22	1,508	5.1
その他の団体		26	2,039	6.8	15	1,637	5.3	12	2,050	6.9
主 催		28	1,314	4.4	21	1,486	4.8	15	1,470	4.9
合 計		183	29,870	100	166	31,122	100	144	29,797	100
稼働率（％）		75.5			79.7			70.8		

（注）稼働率（％）＝（利用日数／開所日数）×100

(7) 青少年の交流

国内外の友好姉妹都市及び九州内の都市との間で、青少年の交流活動を通して、親善を深めるとともに次代を担う青少年リーダーを育成する。

ア 国際交流（平成23年度）

①熊本市・桂林市高校生交流事業（派遣）

期間 平成23年8月2日～8月7日（5泊6日）

団員 19人（高校生団員15、役職員4）

②熊本市・ハイデルベルク市青少年交流事業（受入）

東日本大震災の影響により、来日中止

イ 国内交流（平成23年度）

①九州都市中学生交流事業「第14回九州都市中学生交流大会」（派遣）

期間 平成23年8月9日～8月11日（2泊3日）

団員 59人（中学生団員51、役職員8）

②熊本市・福井市小学生交流事業（受入・派遣）

期間 （受入）平成23年8月4日～7日（3泊4日）

（派遣）平成24年1月5日～8日（3泊4日）

団員 25人（小学生団員20、役職員5）

(8) 成人式

二十歳を迎えた新成人たちを対象に区切りの式典を開催し、新成人としての責任や自覚を促す。

平成24年成人式

開催日 平成24年1月9日

場所 熊本市総合体育館・青年会館

対象者 7,644人

(9) 子ども文化会館

設 置 主 体	熊本市
管 理 運 営	(財)熊本市社会教育振興事業団 (平成23年度より指定管理者)
所 在 地	中央区新町1丁目3番11号
規模・構造	地下1階、地上5階、塔屋1層の鉄筋コンクリート造
延 床 面 積	5,708.18㎡
供 用 開 始	平成7年3月26日
建 設 費	2,793,898千円
施設の概要	地下1階 駐車場(4台)、駐輪場(90台)、警備室等 地上1階 エントランスホール、情報提供コーナー、事務室、養護室 2階 やすらぎの部屋(4室)、会議室(2室)、相談コーナー(3室)等 3階 創作室、プレイルーム、パソコンルーム、談話コーナー、授乳室 4階 多目的ホール(228席)、わんぱく広場 5階 多目的ホール上層部
開 館 時 間	午前9時～午後5時 (ただし、ホール・会議室は有料での利用は午後8時30分まで)

主な特別事業実績

(平成23年度)

特別事業名	内 容	期 日	参加者数 (人)
ジャンボこいのぼりづくり	来館者の描いたうろこを巨大こいのぼりに貼り、館内に飾る	5/5	168
ジャンボ七夕づくり	来館者の作った七夕飾りや短冊を大きな笹に飾る	7/3	364
夏の舞台劇	プロの劇団による舞台劇を上演	8/4	659
納涼祭～ こどぶんおぼけ館(やかた)～	夏の風物詩であるお化け屋敷や怪談話を子どもボランティアの参加により実施	8/20～21	9,714
節分豆まき	みんなで豆まきを楽しむと同時に、異年齢の交流の場(機会)を提供	1/29	366
僕の夢、私の夢体験事業	2つの小学校の児童が、一年間をかけてそれぞれの「夢」の実現に向けて活動し、達成までの過程や成果を発表	3/4	51
こどぶん誕生祭	当館の設立日を記念して春休み期間中に実施するイベント(親子ふれあい活動、ぬいぐるみ人形劇など)	3/24～25	6,255
中学生の乳幼児ふれあい体験事業	命の大切さや子育ての大変さを感じるため、中学生が絵本の読み聞かせや遊びを通して乳幼児とふれあう	11/7 11/10、15	213

利用状況(延べ利用者数)

(単位 人)

年 度 区 分	18	19	20	21	22	23
子ども	177,145	183,465	171,926	153,398	163,065	170,523
大人	126,402	122,918	114,450	98,214	107,200	119,662
合計	303,547	306,383	286,376	251,612	270,265	290,185

10 障がい児療育相談事業（子ども発達支援センター）

障がい又は障がいの疑いのある子どもが個々の発達に応じた適切な支援を受けることで自分らしく成長し、保護者の子育てに対する不安や悩みを軽減するために、医師をはじめ心理相談員、言語聴覚士等の専門家による相談、診察、検査、初期支援等を行う。

開 所 平成20年4月1日

所 在 地 中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルクまもと2F

相談支援延べ数（平成23年度）

（単位 件）

対象者 支援区分	乳幼児	小学生	中学生	その他	匿名相談	合 計
電話相談	664	429	67	8	146	1,314
来所相談	2,147	783	79	7	12	3,028
訪問相談	44	77	6	0	0	127
グループ活動	466	0	0	0	0	466
小集団親の会支援	32	6	0	0	0	38
子育て安心親支援活動	119	107	0	0	0	226
子育てスマイル相談活動	384	0	0	0	0	384
合 計	3,856	1,402	152	15	158	5,583

11 児童相談所

設 置 平成22年4月1日
 所 在 地 熊本市中央区大江5丁目1番50号 熊本市こどもセンター「あいばる くまもと」3F
 目 的 子どもたちの健やかな育ちを応援するために、相談内容によって児童福祉司や児童心理司、医師などの専門スタッフが問題の解決に向けて一緒に考え、必要な支援を行う。

事業内容

- ・児童に関する専門的な知識及び技術を要する相談
- ・児童等に対する調査、社会診断、心理診断及び医学診断並びに指導
- ・児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・里親等への措置
- ・里親の登録等
- ・児童措置費負担金の認定
- ・障害児施設給付費等の支給決定
- ・児童の療育手帳に係る判定
- ・児童の一時保護

児童相談対応件数

相談種別		平成22年度 対応件数	平成23年度 対応件数
養護相談	児童虐待相談	420 件	399 件
	その他の養護相談	170 件	353 件
障害等相談		697 件	586 件
	療育手帳判定件数	499 件	532 件
非行相談		128 件	92 件
育成相談	性格行動相談	88 件	72 件
	不登校相談	43 件	62 件
	適性相談	1 件	2 件
	育児・しつけ相談	9 件	10 件
その他の相談		138 件	96 件
計		1,694 件	1,672 件

12 子育て支援（子ども支援課・保育幼稚園課）

保健医療技術の進歩により、母子保健の水準は向上したが、一方で生活習慣病の若年化、児童虐待など、子どもの成長をめぐる新たな問題も生じている。加えて核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、家庭や地域社会での子育て機能が低下し、子育ての困難さが増している。

今後は、育児不安を解消し、子どもの健全な育成環境を確保するため、保育施設の充実をはじめ、子育てを社会全体で支えていく体制づくりが必要である。そこで、安心して妊娠・出産ができ、子どもが健やかに育つような保健・医療の充実や、子育てについての様々な問題、疑問などに対応し、不安を解消できるような体制を整備するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努めていく。

なお、平成20年4月から教育委員会が所管していた幼稚園に関する管理運営業務（人事、指導等を除く）を一元化（補助執行）した。

（1）子ども医療費助成

対 象 者 小学校3年生（9歳到達後の3月31日まで）の子ども （H23.10月改正）

受給資格者 本市の住民基本台帳等に記されている者で、現に居住している乳幼児を養育する者

所得制限 なし

実施状況 件 数 949,660件（平成23年度）
助成額 1,591,888千円

（2）母子医療給付状況

年度		19	20	21	22	23
区分	実 人 員	230	257	280	282	315
	延 日 数	11,380	10,338	10,842	10,369	11,627
妊 娠 中 毒 症 等 療 養 援 護 事 業	実 人 員	0	0	2	0	0
	延 日 数	0	0	33	0	0
自 立 支 援 医 療 （ 育 成 医 療 ） 事 業	実 人 員	265	273	287	338	317
	延 日 数	6,131	5,803	4,511	5,184	6,309
小 児 慢 性 特 定 疾 患 治 療 研 究 事 業	実 人 員	631	715	632	690	710
	延 日 数	13,307	13,852	16,833	18,644	19,694
療 育 医 療 給 付 事 業	実 人 員	0	0	0	0	0
	延 日 数	0	0	0	0	0
特定不妊治療費助成事業	助 成 件 数	395	463	485	580	694

(3) 母子健康診査及び子育て相談指導事業

母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性並びに乳幼児、児童の健康の保持・増進を図るため、保健指導や各種健康診査などを実施している。なお、妊娠中の健康管理の充実及び経済的な負担軽減を図るため、平成21年度より妊婦健康診査の公費負担回数を5回から14回へ拡大した。

ア 保健指導状況

(単位 人)

年度 区分		19	20	21	22	23
妊娠の届出受理数		6,959	7,426	7,548	7,580	7,635
保健指導 (健康相談)	妊 婦	6,476	5,541	7,076	8,063	8,246
	産 婦	831	274	1,076	998	485
	乳 児	6,325	6,008	6,407	7,611	5,881
	幼 児	8,052	7,525	8,806	9,382	9,039
	思 春 期	70	18	78	73	67
	そ の 他	665	566	1,301	1,020	729
健康教育	思 春 期	2,054	606	1,907	2,519	2,291
	両(母)親学級	1,141	1,437	930	767	805
	育児学級(乳児期)	12,448	11,350	12,889	12,760	11,034
	育児学級(幼児期)	18,693	23,187	18,007	18,807	16,453
	そ の 他	15,673	9,322	5,874	7,729	8,376
訪問指導	妊 婦	125	92	76	175	234
	産 婦	4,529	4,083	4,909	5,253	4,713
	新 生 児	177	333	320	285	220
	未 熟 児	611	572	487	593	605
	乳 児	4,475	3,600	4,541	5,197	4,564
	幼 児	1,996	1,519	1,286	2,552	2,617
	そ の 他	1,085	796	466	807	870

イ 健康診査状況

(単位 人)

年度 区分			19	20	21	22	23
医療機関委託分	妊 婦	一 般	13,114	34,910	32,704	88,222	88,722
		精 密	1,696	1,630	1,465	1,551	1,421
		B型肝炎	6,694	7,763	7,425	7,390	7,520
		歯 科	513	663	661	877	1,233
	3か月児	一 般	6,543	6,667	6,276	6,640	6,449
	7か月児	一 般	6,350	6,407	6,410	6,382	6,212
	妊 婦	歯 科	3,243	3,026	4,425	3,143	2,974
保健福祉センター・総合支所実施分	3か月児	一 般	—	56	58	524	522
	7か月児	一 般	—	50	67	316	343
	1歳6か月児	一 般	6,156	6,345	6,540	7,036	6,854
		歯 科	6,157	6,339	6,540	7,032	6,850
		精 密	123	92	130	119	184
	3歳児	一 般	6,180	6,192	6,276	6,735	4,322
		歯 科	6,171	6,186	6,276	6,730	4,319
		精 密	275	314	897	680	370

(4) 地域子育て支援事業

地域子育て支援センター事業

〈目的・事業内容〉 地域全体で子育てを支援することを目的とし、地域における子育て支援の中心的施設として、その支援に関する情報提供や交流の場の提供を行う。子育て家庭の育児不安等についての相談・指導及び子育てサークル等の活動を支援する。

〈実績〉

年 度	設置箇所数		延べ利用者数
	公立	私立	
19	8	2	61,238
20	9	7	75,356
21	10	12	74,408
22	10	10	106,855
23	10	10	107,116

(5) 児童手当給付事業

〈内 容〉 中学校終了前の子どもを監護し、かつ生計を同じくするか、生計を維持する養育者に対して児童手当を支給する。

0歳～3歳未満、3歳～小学校修了前（第3子以降） 月額15,000円

3歳～小学校修了前（第1子、第2子）、中学生 月額10,000円

平成24年6月末現在

区 分	被用者	非被用者	合 計
人 数	68,056	24,722	92,828

(6) 子育て支援事業

ア 子育て短期支援事業

〈目的・事業内容〉 保護者が仕事等の理由で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。また、緊急一時的に母子の保護が必要な場合に一定期間保護する制度。

① ショートステイ事業

〈事業内容〉 保護者が疾病や仕事の理由で、児童の養育が一時的に困難となった場合、児童福祉施設等において一定期間預かる制度。利用期間は原則7日以内。

〈実績〉

年 度	利用者数（実人員）	延べ利用日数
19	74	638
20	50	413
21	56	382
22	93	672
23	122	1,300

② トワイライトステイ事業

〈事業内容〉 保護者が、仕事等の理由によって帰宅が夜間になる場合や休日に不在の場合に、その児童を児童福祉施設で預かる制度。

〈実 績〉

年 度	利用者数（実人員）	延べ利用日数
19	35	142
20	19	52
21	10	25
22	26	89
23	30	105

イ 病児・病後児保育事業

〈目的・事業内容〉 小学校3年生までの病気の回復期に至らない場合で、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない児童、又は病気の回復期で集団生活が困難な児童を専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童福祉の向上を図る。

〈実 績〉

年 度	実施施設数	延べ利用者数
19	4	2,669
20	4	2,495
21	5	2,678
22	6	3,686
23	6	2,603

ウ 産後ホームヘルプサービス事業

〈目的・事業内容〉 出産後の体調不良等や多胎出産で、家事や育児を行うことが困難な家庭にホームヘルパーを派遣して母親や乳児の身のまわりの世話や育児等を行うことにより、育児不安や育児・家事の負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

〈実 績〉

年 度	利用者数（実人員）	延べ利用回数
19	66	866
20	59	695
21	62	831
22	101	1,093
23	102	1,055

エ ファミリー・サポート・センター＜熊本＞事業

〈目的・事業内容〉 ファミリー・サポート・センター＜熊本＞は、子どもを預けたい方（依頼会員）と預かりたい方（協力会員）とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

〈実績〉

年 度	19	20	21	22	23
会員数（人）	3,762	4,092	3,576	3,274	3,366
活動件数（件）	5,531	6,264	4,990	4,290	4,046

オ 緊急子どもサポートくまもと事業＜平成23年10月から開始＞ NPO法人へ委託

〈目的・事業内容〉 緊急子どもサポートくまもとは、病気の子どもの預けたい方（依頼会員）と預かる方（協力会員）とで作られる会員組織で、仕事と子育ての両立を支援する地域における子育ての相互援助活動で、子どもを持つすべての親が安心して子育てのできる環境づくりを図る。

〈実績〉 会員数 744人 活動件数 78件 （平成23年度）

カ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

〈目的・事業内容〉 生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育についての相談・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切な対応に結びつけることにより、子育ての孤立化を防ぐとともに健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とする。

平成22年1月より、これまでの訪問支援（直営・委託）に加え、地域支援員（民生委員等）による訪問を開始し、「こんにちは赤ちゃん事業」として実施している。

〈実績〉

年度	対象 件数	訪問件数				訪問率
		地域支援員 (民生委員等)	育児支援 (直営)	育児支援 (委託)	合計	
21	6,851	125	1,196	3,223	4,544	66.3
22	7,150	1,449	2,322	2,321	6,092	85.2
23	7,074	2,240	1,983	2,100	6,323	89.3

※対象件数については、出生数

※訪問件数について、生後4か月未満になるまでに訪問を行った件数

（7）ひとり親家庭支援事業

ア 母子自立支援員の設置

母子自立支援員を配置し、母子家庭の自立のための相談指導及び母子寡婦福祉資金貸付事業等に関する業務を行っている。

イ ひとり親家庭等医療費助成

対 象 者 市に住所を有する母子家庭の母と児童及び父子家庭の父と児童または父母のいない児童

所 得 制 限 児童扶養手当の所得制限に準じる

実 施 状 況 件 数 62,134件

経 費 273,982千円 (平成23年度)

ウ 児童扶養手当

児童扶養手当受給世帯数

(平成24年3月末現在)

	離婚世帯	死別世帯	未婚世帯	障がい世帯	遺棄世帯	その他の世帯	計
世 帯	7,137	81	821	39	19	340	8,437

(注) 児童1人 月額 41,430円 (全部支給の場合) 第2子加算 5,000円
 月額 41,420円～9,780円 (一部支給の場合) 第3子以降加算 3,000円

エ 母子家庭自立支援給付金

母子家庭の母の知識及び技能の習得を容易にするため、給付事業(母子家庭自立支援教育訓練給付・母子家庭高等技能訓練促進費給付)を行っている。

(平成23年度実績) 母子家庭自立支援教育訓練給付 3人
 母子家庭高等技能訓練促進費給付 122人

オ ひとり親家庭児童訪問援助事業

ひとり親家庭の児童に対して、親との死別、親の離婚等により精神的に不安定な状態にある児童の心の葛藤の緩和や児童の心の支えとなるように、気軽に相談することができる大学生等(児童訪問援助員)を派遣している。

(実 績)

(開始年度 平成19年度)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
登録児童数	47	39	22	14	21
派遣件数	29	35	29	9	19
訪問員登録数	115	64	46	39	79

(8) 母子寡婦福祉資金貸付事業

母子寡婦福祉資金特別会計を設置し、母子家庭等の経済的自立を促進するため、各種資金の貸付事務を行っている。

(平成23年度実績) 450件 189,611千円

(9) 乳幼児ママ・パパ教室事業

乳幼児を持つ保護者に家庭教育のあり方、子どもの心身の成長、しつけ、親子のふれあい等、家庭教育についての学習機会を提供するため「出前講座」を実施し、子どもの健全な育成を図るとともに子育て支援情報を提供するものである。

(平成23年度実績) 232回 講師派遣

また、3歳児の保護者を対象に子育て支援情報を提供するためにカレンダータイプの冊子「ひごっこすくすくカレンダー」を作成・配布している。また小児科医療機関等に子育て支援情報を掲載した「ひごっこすくすくマップ」を作成し、掲示している。

(平成23年度実績) 作成部数 カレンダー9,000部、マップ1,000部

(10) 施設

ア 助産施設（子ども支援課）

(平24. 4. 1現在)

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員 (床)
市民病院	熊本市	馬場憲一郎	東区湖東1丁目1番60号	平18. 1	10
慈恵病院	医療法人	蓮田太二	西区島崎6丁目1番27号	平18. 4	2
熊本赤十字病院	日本赤十字社	一二三 倫郎	東区長嶺南2丁目1番1号	〃	1
福田病院	医療法人社団	福田 稠	中央区新町2丁目2番6号	〃	2

イ 母子生活支援施設（子ども支援課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員 (世帯)
はばたきホーム	社会福祉法人	嶋村 聖子	中央区壺川2丁目1番57号	昭23. 10	20
きらきら星レジデンス	〃	小山 敬子	東区尾ノ上4丁目11-60	平24. 4	25

ウ 乳児院（子ども支援課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
熊本乳児院	社会福祉法人	甲斐国英	中央区本荘2丁目3番8号	昭22. 12	30
慈愛園乳児ホーム	〃	鶴川 弘行	中央区神水1丁目14番1号	昭25. 4	15

エ 児童養護施設（子ども支援課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
慈愛園子供ホーム	社会福祉法人	原口 庄塑	中央区神水1丁目14番1号	昭27. 4	90
菊水学園	〃	松本孝一郎	中央区渡鹿5丁目9番12号	昭25. 10	80
藤崎台童園	〃	尾里 裕子	中央区古京町3番5号	昭24. 3	70
龍山学苑	〃	上村宏 渕	北区龍田6丁目3番60号	昭23. 10	50

オ 知的障害児施設（障がい保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	認可年月	定員
愛育学園	社会福祉法人	福山千熊	北区清水新地1丁目3番1号	昭38. 12	80
大江学園	〃	塘林敬規	東区渡鹿8丁目16番46号	昭40. 6	70
なでしこ園	〃	植田しげ子	南区白藤3丁目2番71号	平16. 4	(通園) 30
三気の家	〃	田之上あかね	北区室園町20番40号	平 6. 4	(通園) 24

カ 児童自立支援施設

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
清水が丘学園	熊本県	三浦 賢巳	北区打越町38番1号	明42. 4	50

キ 盲ろうあ児施設（障がい保健福祉課）

施設名	経営主体	施設代表者	所在地	許可年月	定員
熊本ライトハウス	社会福祉法人	山口 初子	東区新生1丁目23番11号	昭28. 7	盲児 5 ろうあ児14

ク 婦人相談所（健康福祉政策課）

（平24. 4. 1現在）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員 (世帯)
熊本県女性相談センター	熊 本 県	山中 和彦	東区長嶺南2丁目3番3号	昭32. 8	

ケ 難聴幼児通園施設（障がい保健福祉課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員
熊本県ひばり園	社会福祉法人	丸 内 春 美	東区長嶺南2丁目3番2号	昭56. 4	46

コ 重症心身障害児施設（障がい保健福祉課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	許可年月	定員
くまもと江津湖療育医療センター	社会福祉法人	興 梶 ひ で	東区画図町重富字餅溝575番地	平6. 10	80

サ 母子福祉施設（子ども支援課）

施 設 名	経営主体	施設代表者	所 在 地	開設年月	定員
熊本市母子福祉センター	社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団	竹原 美佐子	中央区水前寺4丁目47番50号	昭60. 6	

（ 1 1 ） 特定不妊治療費助成事業

〈目的・事業内容〉 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、その経済的負担を軽減するために費用の一部を助成する。（平成16年度開始）

- ・ 1回15万円まで、1年度あたり2回まで助成。（ただし、1年目のみ3回まで。）
- ・ 通算5年度（継続・隔年にかかわらず）通算10回を限度に支給。

〈実 績〉

年度	助成件数	助成額（千円）
19	395	38,279
20	463	44,711
21	485	65,132
22	580	78,036
23	694	91,869

(1 2) 公立保育所管理運営及び私立保育所運営支援事業

児童福祉法の改正（平成 1 0 年 4 月施行）により、保育所への入所が市町村の措置という「行政処分」から保護者が希望する保育所を選択し、市町村は入所が可能なときは、入所を承諾する「利用契約」へと移行した。熊本市では、これに伴い、従来行政だけで行っていた申込受付を各保育所においても行うこととした。

ア 保育所入所状況（市外委託分除く）

（平24. 4. 1現在）

年度	公 立 別	定 員	入所児童数	入所率 (%)	待機児童数
20	公 立	1, 675	1, 588	94. 8	0
	私 立	10, 655	11, 237	105. 5	6
	計	12, 330	12, 825	104. 0	6
21	公 立	1, 675	1, 643	98. 1	0
	私 立	11, 085	11, 680	105. 4	7
	計	12, 760	13, 323	104. 4	7
22	公 立	2, 035	2, 005	98. 5	0
	私 立	12, 425	13, 211	106. 3	1
	計	14, 460	15, 216	105. 2	1
23	公 立	2, 035	2, 022	99. 4	0
	私 立	12, 950	13, 747	106. 2	1
	計	14, 985	15, 769	105. 2	1
24	公 立	2, 035	2, 052	100. 8	6
	私 立	13, 210	14, 134	107. 0	112
	計	15, 245	16, 186	106. 2	118

※入所率 (%) = 入所児童数 ÷ 定員 × 100

イ 年齢別保育所入所状況

（平24. 4. 1現在）

区 分	保育所数	定 員	年 齢 別 入 所 児 童 数					
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
公 立	23	2, 035	97	327	363	412	421	432
私 立	130	13, 210	848	2, 327	2, 565	2, 745	2, 846	2, 803
計	153	15, 245	945	2, 654	2, 928	3, 157	3, 267	3, 235

ウ 保育所

公 立

（平24. 4. 1現在）

施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地	施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地
		保育士	その他	計				保育士	その他	計	
1 本荘保育園	130	14	2	16	中央区本荘6丁目	14 健軍保育園	110	11	2	13	東区健軍2丁目
2 横手 "	100	11	2	13	中央区横手2丁目	15 黒髪乳児 "	60	6	2	8	中央区黒髪2丁目
3 白山 "	90	9	2	11	中央区白山2丁目	16 麻生田 "	100	11	2	13	北区麻生田4丁目
4 京塚 "	110	11	2	13	東区尾ノ上3丁目	17 梶尾 "	60	6	2	8	北区梶尾町
5 京町台 "	100	11	2	13	西区池田1丁目	18 西里 "	110	10	2	12	北区硯川町
6 城東 "	120	13	4	17	中央区水道町	19 五丁 "	60	7	2	9	北区真町
7 池上 "	90	9	2	11	西区池上町	20 山本 "	70	8	2	10	北区植木町清水
8 小島 "	60	6	2	8	西区小島7丁目	21 豊田 "	20	9	2	11	北区植木町豊田
9 春日 "	90	9	2	11	西区春日3丁目	22 田底 "	90	9	2	11	北区植木町正清
10 大江 "	60	6	2	8	中央区大江6丁目	23 菱形 "	80	8	2	10	北区植木町上古閑
11 清水 "	90	9	2	11	北区清水本町	計 23カ所	2, 035	208	48	256	
12 中島 "	45	7	2	9	西区沖新町						
13 幸田 "	90	8	2	10	南区良町2丁目						

私 立

(平24. 4. 1現在)

施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地	施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地
		保育士	その他	計				保育士	その他	計	
1 白羊保育園	90	15	5	20	西区島崎3丁目	60 武蔵ヶ丘 "	150	20	6	26	北区武蔵ヶ丘5丁目
2 黒髪幼愛園	200	26	5	31	中央区黒髪2丁目	61 ひむき "	130	17	6	23	東区戸島7丁目
3 愛光幼児園	60	14	6	20	中央区新大江2丁目	62 御幸こぼと "	120	18	5	23	南区御幸笹田7丁目
4 城高保育園	90	16	5	21	西城区山大塘2丁目	63 田迎 "	90	15	5	20	南区良町1丁目
5 みのり "	60	11	5	16	中央区本荘3丁目	64 さつきヶ丘 "	100	22	4	26	北区龍田1丁目
6 双葉 "	90	14	3	17	中央区本荘2丁目	65 第二エンゼル "	120	24	7	31	東区榎町
7 誠櫻幼愛園	120	15	4	19	西区春日6丁目	66 熊本すみれ "	90	16	3	19	西区池亀町
8 友愛会保育園	90	16	4	20	中央区壺川2丁目	67 やまなみ "	210	34	4	38	東区戸島西2丁目
9 聖母幼愛園	90	18	3	21	東区南町	68 せきれい "	90	15	6	21	東区健軍5丁目
10 のぞみ保育園	100	18	3	21	東区若葉2丁目	69 松尾 "	60	10	4	14	西区松尾町上松尾
11 ひかり幼児園	90	19	5	24	中央区大江2丁目	70 愛 "	90	15	3	18	南区近見3丁目
12 ひばり保育園	120	21	4	25	東区山ノ内1丁目	71 熊本日の出 "	120	21	7	28	東区桜木3丁目
13 旭 "	150	18	5	23	南区近見6丁目	72 こじか "	90	18	4	22	南区南高江7丁目
14 ひまわり "	60	14	4	18	中央区新大江1丁目	73 清水ヶ丘 "	90	15	5	20	北区兎谷 1 丁目
15 かっぱ "	180	25	9	34	中央区保田窪1丁目	74 第二画図 "	60	12	4	16	中央区出水4丁目
16 マリア幼愛園	90	15	4	19	中央区水前寺4丁目	75 出仲間 "	150	22	7	29	南区出仲間3丁目
17 報徳保育園	90	19	4	23	西区池田2丁目	76 なぎさ "	90	17	5	22	東区江津1丁目
18 おげき "	90	12	6	18	東区下南部2丁目	77 済生会しらふじ "	150	24	6	30	南区白藤3丁目
19 瑩光 "	60	10	5	15	西区花園6丁目	78 あゆみ "	90	20	4	24	北区武蔵ヶ丘1丁目
20 若葉幼愛園	60	11	5	16	西区上代1丁目	79 カトレア "	90	18	5	23	東区若葉6丁目
21 かおる保育園	90	18	5	23	西区中島町	80 上ノ郷 "	90	17	5	22	南区上ノ郷 1 丁目
22 ふわわ "	120	17	7	24	東区桜木1丁目	81 木の葉 "	130	21	7	28	東区石原2丁目
23 藤崎台 "	60	14	4	18	中央区古京町	82 たつだ "	140	28	5	33	北区龍田弓削2丁目
24 有明 "	50	10	3	13	西区小島下町	83 つばめ "	180	33	7	40	東区長嶺南7丁目
25 きらら "	150	25	6	31	北区清水新地2丁目	84 日吉 "	120	22	6	28	南区十禅寺2丁目
26 仁愛幼稚園	210	31	12	43	南区薄場1丁目	85 にれのき "	70	14	4	18	北区楡木5丁目
27 ぎんなん保育園	90	17	4	21	東区京塚本町	86 力合さくら "	190	33	7	40	南区合志3丁目
28 川尻 "	90	13	8	21	南区川尻5丁目	87 リズム幼稚園	150	23	5	28	南区御幸笹田3丁目
29 つぼみ "	120	15	6	21	中央区国府本町	88 まんごく保育園	90	21	6	27	北区清水万石4丁目
30 シオン "	120	19	4	23	中央区新町4丁目	89 月出 "	90	16	4	20	東区月出6丁目
31 仁愛乳児園	50	14	4	18	西区春日4丁目	90 熊本夜間 "	45	11	5	16	中央区新市街
32 すぎのこ保育園	90	14	5	19	西区二本木4丁目	91 ひでみ "	240	35	7	42	北区鶴羽田3丁目
33 木の実 "	90	13	4	17	東区西原2丁目	92 北部中央 "	90	16	5	21	北区西梶尾町
34 天使の園 "	60	13	3	16	中央区渡鹿1丁目	93 やまばと "	100	20	7	27	東区御領2丁目
35 きよめ "	90	26	7	33	中央区国府2丁目	94 芳野 "	60	19	10	29	西区河内町内
36 くほんじ "	150	27	11	38	中央区八王寺町	95 たちばな "	75	13	3	16	西区河内町河内
37 はけみや "	60	10	3	13	北区高平3丁目	96 河内からたち "	40	10	6	16	西区河内町河内
38 画図 "	60	12	5	17	東区下江津2丁目	97 畠口みのり "	50	9	3	12	南区畠口町
39 二岡 "	150	19	4	23	東区戸島3丁目	98 熊本藤富 "	90	18	7	25	南区護国寺町
40 広福 "	120	20	6	26	東区長嶺東5丁目	99 リリー "	45	8	4	12	南区並建町
41 供合 "	150	24	8	32	東区上南部3丁目	100 鮑田東 "	90	20	3	23	南区砂原町
42 小山 "	150	23	6	29	東区小山2丁目	101 モロナイ "	90	20	10	30	南区八分字町
43 そよかぜ "	130	20	5	25	南区南高江1丁目	102 中緑 "	50	10	3	13	南区美登里町
44 第二桜ヶ丘 "	120	19	7	26	中央区世安町	103 銭塘 "	80	14	3	17	南区銭塘町
45 本妙寺 "	130	13	5	18	西区花園4丁目	104 奥古閑 "	45	7	3	10	南区奥古閑町
46 くすの実 "	120	11	6	17	北区楠4丁目	105 海路口 "	60	8	3	11	南区海路口町
47 帯山 "	120	20	5	25	東区月出2丁目	106 川 口 "	90	10	3	13	南区川口町
48 大光 "	110	21	9	30	東区画図町所島	107 帯山のぎく "	90	15	4	19	中央区帯山4丁目
49 千草 "	120	16	4	20	中央区平成3丁目	108 こぐま "	160	28	6	34	北区四方寄町
50 こずえ "	120	22	6	28	西区新土河原1丁目	109 寺原 "	60	11	5	16	中央区坪井5丁目
51 光輪 "	90	19	4	23	東区沼山津4丁目	110 わらべ "	120	21	2	23	東区新南部2丁目
52 つくし "	70	17	3	20	西区花園5丁目	111 さくらんぼ "	90	19	10	29	東区広木町
53 エンゼル "	120	28	11	39	東区佐土原1丁目	112 水前寺 "	80	16	6	22	中央区水前寺公園
54 城山 "	180	24	7	31	西区上代6丁目	113 出水南 "	90	14	5	19	中央区出水6丁目
55 やまびこ "	50	12	5	17	東区尾ノ上2丁目	114 浄法たらから "	130	19	6	25	南区富合町小岩瀬
56 こまどり "	120	15	5	20	東区八反田2丁目	115 第一幼稚園	120	25	7	32	南区富合町新
57 むつみ "	120	19	10	29	北区楠 1 丁目	116 雁回まこと保育園	100	15	4	19	南区富合町木原
58 第二森下 "	90	13	5	18	南区近見7丁目	117 田原児童園	80	12	5	17	北区植木町富応
59 さくらぎ "	90	12	4	16	東区花立3丁目	118 蓮の実保育園	90	17	4	21	北区植木町滴水

私 立

(平24. 4. 1現在)

施 設 名	定員	職 員 数			所 在 地
		保育士	その他	計	
119 桜ヶ丘保育園	90	17	6	23	北区植木町滴水
120 山東 "	90	22	6	28	北区植木町有泉
121 喜育 "	90	15	3	18	北区植木町一木
122 大和 "	60	7	3	10	北区植木町大和
123 和幸 "	60	14	5	19	北区植木町平野
124 城南慈光 "	60	11	3	14	南区城南町坂野
125 城南ふたば "	70	16	5	21	南区城南町丹生宮
126 和光 "	120	16	4	20	南区城南町隈庄
127 くすのき "	120	22	4	26	南区城南町六田
128 小木 "	120	21	4	25	南区城南町塚原
129 城南こぼと "	60	14	3	17	南区城南町鰯瀬
130 ピッコリー "	90	18	3	21	東区新南部3丁目
計130カ所	13, 210	2, 276	674	2, 950	
公私立計153カ所	15, 245	2, 484	722	3, 206	

エ 助 成

① 助成金支出状況（平成24年度予算）

私立保育所障害児保育事業費補助金	年額	92, 100千円
熊本市保育園連盟助成金	年額	6, 392千円
私立保育所一時預かり事業費補助金	年額	30, 000千円
地域活動事業費補助金	年額	7, 490千円
産休等代替職員費補助金	年額	9, 900千円
私立保育所延長保育促進事業補助金	年額	640, 800千円
私立保育所休日保育事業補助金	年額	592千円

② 認可外保育施設助成

助成内容 園児賠償責任保険料

職員研修費

児童の健康診断実施のための助成

職員の健康診断実施のための経費助成

薬品・衛生材料等の購入経費助成

調理担当職員の検便経費助成

防災設備の整備、安全確保及び衛生管理に必要な備品購入経費助成

乳児保育及び障がい児保育に対する経費助成

助成状況 20, 951千円（平成24年度予算）

オ 保育所徴収金基準額（抜粋）

（平24. 4. 1現在）

世 帯 の 階 層 区 分			徴収金基準額（月額）	
階層区分	定 義		3歳未満児	3歳以上児
第 1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯		0円	0円
第 2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	4, 500円	3, 000円
第 3		市町村民税課税世帯	11, 500円	8, 200円
第4－1	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	10, 000円未満	16, 000円	12, 500円
第4－2		10, 000円以上40, 000円未満	25, 500円	22, 000円
第 5		40, 000円以上103, 000円未満	34, 500円	29, 000円
第 6		103, 000円以上413, 000円未満	47, 000円	30, 000円
第 7		413, 000円以上	51, 000円	32, 000円

旧富合町徴収金基準額表

（平24. 4. 1現在）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)		
階層区分	定 義		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
A	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯		0 円	0 円	0 円
(B)	A 階層及び D1 階層から D12 階層までを除き前年度分の市町村民税非課税世帯(母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯及びその他の世帯に限る。)		5, 000 円	4, 000 円	4, 000 円
B	A 階層及び D1 階層から D12 階層までを除き前年度分の市町村民税非課税世帯(B)以外の世帯に限る。)		10, 000 円	8, 000 円	8, 000 円
C1	A 階層及び D1 階層から D12 階層までを除き前年度分の市町村民税の課税世帯であってその市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	13, 000 円	10, 000 円	10, 000 円
C2		所得割の額が 5, 000 円未満	15, 000 円	12, 000 円	12, 000 円
C3		所得割の額が 5, 000 円以上	17, 000 円	13, 000 円	13, 000 円
D1	A 階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3, 000 円未満	19, 000 円	15, 000 円	15, 000 円
D2		3, 000 円以上 12, 000 円未満	20, 000 円	16, 000 円	16, 000 円
D3		12, 000 円以上 23, 000 円未満	21, 000 円	18, 000 円	18, 000 円
D4		23, 000 円以上 39, 000 円未満	23, 000 円	20, 000 円	20, 000 円
D5		39, 000 円以上 56, 000 円未満	25, 000 円	22, 000 円	21, 000 円
D6		56, 000 円以上 73, 000 円未満	28, 000 円	25, 000 円	23, 000 円
D7		73, 000 円以上 89, 000 円未満	30, 000 円	27, 000 円	24, 000 円
D8		89, 000 円以上 114, 000 円未満	32, 000 円	29, 000 円	24, 000 円
D9		114, 000 円以上 147, 000 円未満	35, 000 円	29, 000 円	24, 000 円
D10		147, 000 円以上 181, 000 円未満	38, 000 円	29, 000 円	24, 000 円
D11		181, 000 円以上 413, 000 円未満	38, 000 円	29, 000 円	24, 000 円
D12		413, 000 円以上	38, 000 円	29, 000 円	24, 000 円

旧城南町徴収金基準額表

(平24. 4. 1現在)

各月初日の児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)	
階層区分	定 義		3 歳未満児	3 歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。) 又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に 関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0 円	0 円
(B)	A 階層及び D1 階層から D12 階層までを除き前年度分の市町村民税非課税 世帯(母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯及びその他の世帯に限る。)		4,500 円	4,000 円
B	A 階層及び D1 階層から D12 階層までを除き前年度分の市町村民税非課税 世帯((B) 以外の世帯に限る。)		9,000 円	8,000 円
C1	A 階層及び D1 階層から D12 階層までを除き前年度分 の市町村民税の課税世帯 であってその市町村民税 の額の区分が次の区分に 該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	12,000 円	10,000 円
C2		所得割の額が 5,000 円未満	14,000 円	11,000 円
C3		所得割の額が 5,000 円以上	15,000 円	12,000 円
D1	A 階層を除き前年分の所得 税課税世帯であってその 所得税の額の区分が次の 区分に該当する世帯	3,000 円未満	17,000 円	13,000 円
D2		3,000 円以上 10,000 円未満	19,000 円	16,000 円
D3		10,000 円以上 20,000 円未満	21,000 円	18,000 円
D4		20,000 円以上 30,000 円未満	23,000 円	20,000 円
D5		30,000 円以上 40,000 円未満	26,000 円	23,000 円
D6		40,000 円以上 60,000 円未満	29,000 円	25,000 円
D7		60,000 円以上 80,000 円未満	32,000 円	27,000 円
D8		80,000 円以上 103,000 円未満	32,000 円	27,000 円
D9		103,000 円以上 150,000 円未満	34,000 円	27,000 円
D10		150,000 円以上 250,000 円未満	35,000 円	28,000 円
D11		250,000 円以上 413,000 円未満	36,000 円	28,000 円
D12		413,000 円以上	37,000 円	28,000 円

※保育料については、適用される基準額表にかかわらず、平成23年度より、同一世帯の児童のうち第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化している。

- ・旧富合町徴収金基準額表適用者は、合併前よりD12階層を除き半額に軽減
- ・旧城南町徴収金基準額表適用者は、合併前よりD12階層を除き無料

(1 3) 市立幼稚園管理運営及び私立幼稚園運営支援事業

ア 幼稚園

市 立 (平24. 5. 1現在)

施 設 名	定 員	所 在 地
市立 碩台	90	中央区南千反畑町
〃 一新	141	中央区新町 1 丁目
〃 向山	90	中央区本山 4 丁目
〃 古町	90	西区二本木 4 丁目
〃 川尻	90	西区川尻 4 丁目
〃 楠	125	北区楠 3 丁目
〃 熊本五福	90	中央区魚屋町 1 丁目
〃 隈庄	180	南区城南町宮地
計 8 ケ所	896	
国立大学法人 熊本大学教育学部附属	160	中央区城東町

私 立 (平24. 5. 1現在)

施 設 名	定 員	所 在 地	施 設 名	定 員	所 在 地
九州学院みどり	80	中央区大江 5 丁目	熊本音楽	280	中央区出仲間 6 丁目
ルーテル学院	150	中央区黒髪 3 丁目	出水	220	中央区国府 2 丁目
信愛女学院	250	中央区上林町	白山	200	中央区菅原町
聖母愛児	140	西区島崎 6 丁目	花陵	180	西区田崎 3 丁目
ときわ	315	中央区本荘町	第二	240	北区清水東町
九州音楽	180	中央区水前寺公園	帯山	250	中央区帯山 4 丁目
坪井	80	中央区内坪井町	西部音楽	155	西区中原町
湖東	200	東区湖東 1 丁目	ルンビニー	150	南区近見 2 丁目
熊本学園大学付属敬愛	140	中央区大江 2 丁目	暁	120	西区島崎 5 丁目
九州音楽京塚	410	東区尾ノ上 1 丁目	さくら	350	東区長嶺南 1 丁目
湖東第二	200	東区健軍 3 丁目	東海大学付属かもめ	330	中央区帯山 7 丁目
城北	340	北区清水新地 2 丁目	ちぐさ	120	西区池上町
画図	300	中央区出水 8 丁目	武蔵ヶ丘	280	北区武蔵ヶ丘 5 丁目
西原	400	東区新南部 3 丁目	わかくさ	150	南区南高江 7 丁目
尚綱大学短期大学部附属	260	北区楡木 6 丁目	力合	160	南区白藤 1 丁目
第一	280	中央区坪井 4 丁目	亀の子	120	西区谷尾崎町
マリア	200	中央区水前寺 4 丁目	第 2 さくら体育	350	東区戸島西 7 丁目
聖母	200	東区南町	恵水	255	南区御幸笛田 3 丁目
東部	220	東区花立 5 丁目	くるみ	240	東区渡鹿 8 丁目
王栄	170	中央区九品寺 2 丁目	大窪	160	北区大窪 3 丁目
立田	240	北区龍田 6 丁目	城山	195	西区城山大塘 1 丁目
高平	240	北区高平 2 丁目	ゆたか	160	南区今町
神水	200	中央区神水 1 丁目	北部	210	北区鹿子木町
めぐみ	230	東区水源 2 丁目	植木中央	340	北区植木町舞尾
YMCA 水前寺	100	中央区出水 3 丁目	計 49 ケ所	10,740	
			公私立計 58 ケ所	11,796	

イ 幼稚園就園奨励費

市立幼稚園（８園）

（平成 23 年度）

減 免 条 件		区 分	減免限度額 (円)	対象人数 (人)	減免実施額 (円)	対象率 (%)
表 1	生活保護世帯・市民税が非課税の世帯・ 市民税の所得割が非課税の世帯	第 1 子	20,000	35	621,600	5.1
		第 2 子	50,000	5	208,300	0.7
		第 3 子以降	79,000	1	75,600	0.1
表 2	生活保護世帯・市民税が非課税の世帯・ 市民税の所得割が非課税の世帯	第 2 子	35,000	16	516,200	2.3
		第 3 子以降	79,000	3	206,200	0.4
合 計		園児数(全体)	692 人	60	1,627,900	8.7

私立幼稚園（４９園）

（平成 23 年度）

補 助 条 件			区分	補助限度額 (円)	対象人数 (人)	補助実施額 (円)	対象率 (%)
表 1	Ⅰ	生活保護世帯	第 1 子	223, 200	5	1, 096, 800	0. 1
			第 2 子	264, 000	1	111, 800	0
			第 3 子以降	303, 000	0	0	0
	Ⅱ	市民税が非課税の世帯・市民税の所得 割が非課税の世帯	第 1 子	193, 200	563	102, 856, 000	6. 4
			第 2 子	249, 000	85	16, 812, 520	1. 0
			第 3 子以降	303, 000	3	686, 000	0
	Ⅲ	市民税の所得割額が 34, 500 円以下の世帯	第 1 子	109, 200	713	74, 771, 700	8. 1
			第 2 子	207, 000	118	20, 980, 700	1. 3
			第 3 子以降	303, 000	5	1, 011, 100	0. 1
	Ⅳ	市民税の所得割額が 183, 000 円以下	第 1 子	46, 800	2, 856	126, 221, 700	32. 6
			第 2 子	175, 000	403	60, 901, 100	4. 6
			第 3 子以降	303, 000	9	1, 543, 100	0. 1
表 2	Ⅰ	生活保護世帯	第②子	244, 000	1	240, 000	0
			第③子以降	303, 000	2	315, 500	0
	Ⅱ	市民税が非課税の世帯・市民税の所得 割が非課税の世帯	第②子	222, 000	278	59, 033, 000	3. 2
			第③子以降	303, 000	61	13, 340, 080	0. 7
	Ⅲ	市民税の所得割額が 34, 500 円以下の世帯	第②子	159, 000	396	61, 484, 900	4. 5
			第③子以降	303, 000	54	12, 142, 440	0. 6
	Ⅳ	市民税の所得割額が 183, 000 円以下の世帯	第②子	111, 000	1, 439	154, 163, 600	16. 4
			第③子以降	303, 000	170	37, 329, 420	1. 9
合 計			園児数(全体)8, 757 人		7, 162	745, 041, 460	81. 8

※小学校 1～3 年生に兄弟を有する場合の幼稚園児の最年長者を第②子、次年長者を第③子と表記。

※平成 20 年度から小学校 1～3 年生に兄弟を有する場合は優遇措置あり。（表 2）

ウ 私学助成

私立幼稚園を運営する学校法人に対し、教職員の研究・研修等に係る経費を助成する。

年 度	19	20	21	22	23
決算額（千円）	46,797	46,797	46,797	47,665	47,665

環境保全

1	環境保全活動の推進	235
2	緑の保全と緑化の推進	240
3	水環境の保全	241
4	ごみ処理	247
5	し尿処理及び浄化槽の 普及促進	255
6	環境総合センター	257

1 環境保全活動の推進（環境政策課）

（１）環境保全

ア 概 要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化やそれが原因といわれる異常気象をはじめ、酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化するとともに深刻化してきている。

このような環境問題は、今日の人々の経済的、社会的な活動が原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境保全を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくため、市民、事業者、市が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取組みを推進するべく、平成7年9月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

イ 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水、緑、都市景観保全など個別に条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

ウ 環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「市民生活における良好な環境の確保を図る」ため、平成23年3月に本市の環境行政のマスタープランとして「第3次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、今日の新たな環境課題に的確に対応するとともに、「未来につなぎ、世界に誇れる環境文化都市」を目指すべき都市像として、市民・市民活動団体・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを目的としたものである。また本計画は、計画期間を10年間として策定されているが、平成27年度に社会情勢の変化や政令指定都市における行政区ごとの地域特性に応じた環境保全施策等へ対応するため、見直しを行う予定である。

基本理念

- ①豊かな自然と文化の保全と活用
- ②環境の変化への対応と適応
- ③環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり
- ④環境と経済・社会の調和
- ⑤環境文化都市を推進するひとづくり・まちづくり

目指す都市像を実現するための環境目標

- ①豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる
- ②くまもとの風土を活かした都市をつくる
- ③環境負荷を抑えた循環型社会をつくる
- ④地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる
- ⑤市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

重点協働プロジェクト（環境目標達成のための共通取り組み事項）

- ・楽しみながら環境行動を実践するひとづくり（ひとづくりプロジェクト）
- ・環境と調和した活力あふれるまちづくり（まちづくりプロジェクト）

エ 環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

① 市民啓発事業

廃棄物や河川・地下水等の身近な環境問題や、地球温暖化など地球規模の環境問題をテーマとして環境フェアを開催し、市民に対する啓発活動を行っている。また、ふれあい出前講座や公民館講座での環境学習会、ごみ処理施設へのバスツアーや、親子環境探検隊などを実施している。また、レジ袋の削減に向けてスーパーや商店街等とレジ袋削減に関する協定を締結し、レジ袋の無料配布中止等を実施するとともに、環境にやさしい店「よかエコショップ」認定制度の普及拡大を図るなど、環境にやさしい消費者の育成にも取り組んでいる。

② 事業者の環境配慮促進

事業者に対して「事業所グリーン宣言」事業を実施するとともに、「ISO14001」や中小事業者が取り組みやすい「エコアクション21」の認証取得を呼びかけるなど、事業者の継続的な環境負荷低減に向けた取組みを進めている。

③ 行政の率先活動

市自らが行う事務事業について率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として、平成14年10月に本庁等を対象範囲として、環境管理システム「ISO14001」の認証を取得し、その運用を行ってきたが、平成22年4月には、ISO14001規格に適合していることを自らの責任で決定し、宣言する「自己適合宣言方式」に移行し、環境管理の取り組みを推進してきた。

その後、平成23年度には、これまでの環境管理システム「ISO14001」を踏まえ、平成13年度に策定した「熊本市役所グリーン計画」を改定し、対象を指定管理者制度の施設を含め本市の全施設に拡大し、さらに改正省エネ法等にも一元的に対応できる「本市独自に構築した環境管理システム」に移行し、「第3次熊本市役所グリーン計画」として同年度より運用を開始している。

さらに、市が実施するすべての公共事業において、事業構想・計画の段階から設計・施工段階に至るまで、温暖化対策や資源の有効活用など環境負荷の低減、自然環境の保全及び歴史的環境・生活環境の保全に配慮する仕組みとして「熊本市公共事業環境配慮指針」を策定し、平成21年10月より施行している。

④ 地球環境問題への対応

地球環境問題の中でも、最も重要かつ喫緊の課題である地球温暖化の防止に向け、本市を低炭素都市へ転換し、地球温暖化の防止に地域から貢献することを目的として、平成22年3月に「低炭素都市づくり戦略計画」を策定している。また、平成22年7月には、その推進体制として、学識経験者や事業者、市民団体等からなる「低炭素都市づくり戦略計画推進協議会」を設置し、戦略計画に掲げた事業の進捗管理を行いながら、各主体との連携を図り、計画に掲げた4つの戦略に基づく取組みを着実に推進している。

平成23年度は、小中学校をはじめとする公共施設8箇所への太陽光発電システムの設置や住宅用太陽光発電システム設置費の一部助成など、再生可能エネルギーの導入促進に取り組むとともに、市民・事業者の省エネ・省資源に関する実践行動を促進するために、ライフステージ別環境教育カリキュラムの運用や「CO₂ダイエットクラブ」、「事業所グリーン宣言」事業などに取り組んでいる。

⑤ パートナーシップによる環境保全活動の推進

市民、市民活動団体、事業者、市の4つの主体が協働関係を築き、各々の環境行動の更なる実践や新たな環境保全に関する協働事業の実施などを行なっている。また、国・県等の他の行政機関をはじめ、大学や研究機関、国際機関等との連携協力を図っている。

オ 審 議 会

環境審議会（平成 63 年 10 月発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 20 人（任期 2 年）

開催回数 全体会 1 回 （平成 23 年度）

カ 環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和 63 年 10 月発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあつせん又は調停にあたる。

委 員 6 人（任期 2 年）

開催回数 0 回（平成 23 年度）

キ 公害苦情処理件数

平成 23 年度の苦情処理件数は下表のとおりであり、総数 191 件と前年度より 3 割ほど増加した。種類別の割合を見ると、騒音が 32% と最も多く、次いで水質汚濁が 29%、悪臭が 16%、大気汚染が 15% となっている。

苦情の内容は、水質汚濁関係では油流出事故、騒音関係では建築工事、大気汚染関係では廃棄物の野外焼却に関する苦情が多い。

公害苦情処理件数（平成 19 年度～平成 23 年度）

種 別 \ 年 度	19	20	21	22	23
大 気 汚 染	37	41	28	31	28
水 質 汚 濁	56	42	47	29	55
土 壌 汚 染	0	0	0	0	1
騒 音	42	51	30	57	62
振 動	3	6	5	4	9
悪 臭	23	22	14	26	30
そ の 他	2	1	2	2	6
計	163	163	126	149	191

ク 公害防止事前指導

工場や店舗・飲食店等からの騒音や悪臭等の公害苦情を未然に防止するため、専用住宅以外の建築物については、建築確認申請の際、建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、法令に基づく届出や騒音等公害発生の未然防止の事前指導を行っている。

平成 23 年度の事前指導件数 473 件

(2) 大気保全

ア 概 要

熊本市は、さわやかな空気や澄みきった青い空に恵まれた、住みよいまちである。

しかし、最近では、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質等による大気汚染が新たな課題となっている。このような中、本市では、7カ所の大気汚染測定局（一般環境5局、自動車排出ガス2局）で大気汚染の常時監視を行うとともに、工場や事業場に立入調査等を実施し、ばい煙等の監視指導に努めている。

イ 大気汚染の状況

① 環境基準の達成状況

過去5年間の大気環境基準の達成状況は、表のとおりである。平成23年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素の3項目については全測定局で環境基準を達成している。

光化学オキシダントについては、全国的に見られるように、例年一般局5局とも環境基準未達成となっている。（平成22年度全国達成率0%）平成17年度までは「光化学スモッグ注意報」の発令基準である0.12ppmを超えたことはなかったが、平成18年6月に熊本県下で初めて熊本市に光化学スモッグ注意報が発令された。平成23年度においては、熊本市内で、光化学スモッグ注意報の発令はなかった。

環境基準達成状況（平成19年度～平成23年度）

測定項目		二酸化硫黄					二酸化窒素					浮遊粒子状物質					光化学 オキシダント					一酸化炭素				
環境基準		1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。					1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。					1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。					1時間値が0.06ppm以下であること。					1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。				
環境基準による 大気汚染の評価		長期的評価 1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと。					長期的評価 年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること。					長期的評価 1日平均値の高い方から2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと。					短期的評価 1時間値が0.06ppm以下であること。					長期的評価 1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと。				
年度		19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23
一般局	京町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	錦ヶ丘局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	古町局	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	天明局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
	楡木局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—	—
自排局	水道町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○
	神水本町局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1 ○は環境基準達成、×は環境基準未達成、—は測定機の設置なし

注2 一般局：一般環境大気測定局、自排局：自動車排出ガス測定局

② 対 策

本市大気汚染の原因であるばい煙発生施設への適正管理の指導や自動車排気ガスの低減を目的としたエコドライブや低公害車導入等の普及啓発に取り組む。また、光化学オキシダントについては、春先から光化学オキシダント濃度の推移を注視するとともに、市民や事業者等への迅速な広報連絡体制を整え、光化学スモッグ注意報等の発令に備えている。

ウ 工場、事業場の監視・指導状況

「大気汚染防止法」及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」に規定するばい煙発生施設を設置している工場・事業場は延べ804件有り、ばい煙発生施設の9割以上が冷暖房や給湯用のボイラーである（平成23年3月31日現在）。この内、平成23年度は51件に対し立入調査を実施し、ばい煙発生施設の管理状況の確認及び適正管理の指導を行った。

エ 自動車交通公害対策

熊本市における自動車交通に起因する大気汚染や騒音対策と地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、自動車排気ガスの常時監視、自動車騒音測定による幹線道路等の面的評価、公用車への低公害車導入、エコドライブ促進等の取組みを進めている。

① 現 況

二酸化窒素については、例年、環境基準（0.06ppm以下）を達成している。

また、自動車交通騒音調査（面的評価）については、平成18年度から5カ年間で市内幹線道路の全評価対象区間（約120区間）を実施した。平成23年度から、富合地区・城南地区・植木地区を含む全評価対象区間（約160区間）を5カ年間で実施している。

② 対 策

自動車排気ガスによる環境負荷の低減を図るため、アイドリング・ストップなどエコドライブの普及啓発、公共交通機関の利用促進等の取組みを推進する。

オ 有害大気汚染物質監視

① ダイオキシン類の監視と啓発

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき平成23年度は市街地及び固定発生源周辺の9地点において、夏期と冬期の年2回、大気中のダイオキシン類の測定を行ったが、全測定地点とも環境基準を達成していた。また、発生源対策としては廃棄物焼却炉施設に対して、排出基準の順守など監視指導を行い、ダイオキシン類の発生防止・削減に努めている。

② 有害大気汚染物質の監視

市内2地点でベンゼン、テトラクロロエチレン等の揮発性有機化合物と水銀等の重金属類など17種類、また、市内2地点で揮発性有機化合物の9種類の有害大気汚染物質について毎月1回測定を行い、モニタリングを実施している。平成23年度の結果は、4地点とも環境基準等達成していた。

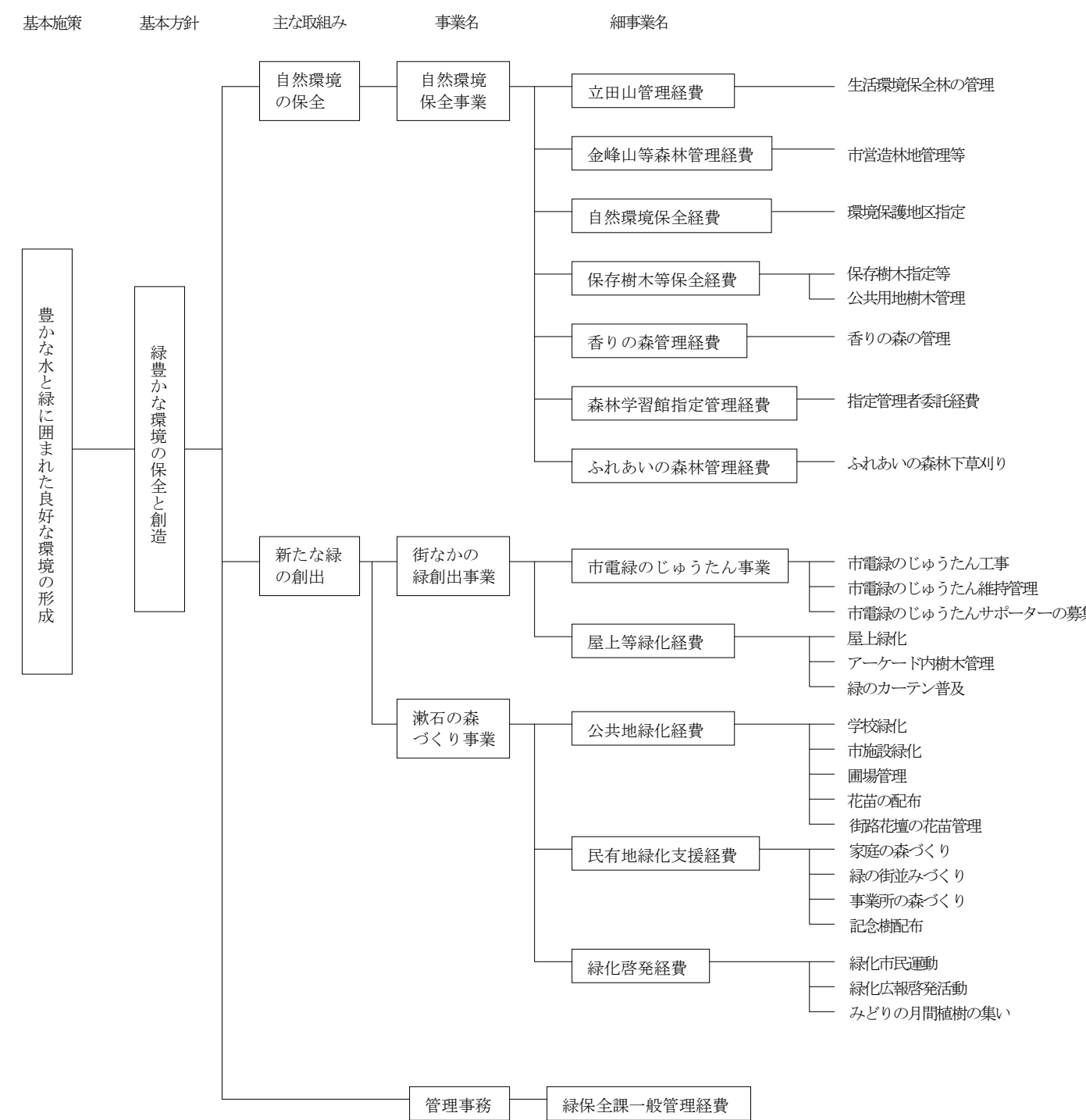
2 緑の保全と緑化の推進（緑保全課）

(1) 概要

健康で快適な生活環境づくりを目的とした緑化運動「森の都作戦」は、市議会における「森の都宣言」（昭和47年10月2日）以来、すでに40年目を迎え、市民の関心と理解を得て、着々とその成果をあげているところである。

さらに平成元年3月28日制定の「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」、平成17年3月に策定した「熊本市緑の基本計画」、平成21年3月に策定した「第6次総合計画」に基づき、自然と共生する環境に恵まれた都市となることを目指し、豊かな水と緑のもとで文化が息づく都市づくりを市民協働で進めている。

(2) 緑の保全と緑化の推進に関する事業体系図



(3) 事業実施状況

(平成23年度)

事業名		事業概要	備考	
自然環境保全事業	立田山憩の森管理	立田山憩の森の管理（清掃、下草刈り、施設整備等）	150ha	
	金峰山等森林管理	市営造林地管理、「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する経費負担		
	自然環境保全	環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の運用	環境保護地区数 開発行為協議数	14ヵ所 83件
	保存樹木等保全	保存樹木の指定及び管理、公共樹木の管理	保存樹木管理本数	618本
	香りの森管理	香りの森の管理（除草、清掃、樹木の維持管理）	4.1ha	
	森林学習館管理	森林学習館の管理（指定管理者）	森林学習館利用者数 2,175人	
	ふれあいの森林管理	「ふれあいの森林」の施設管理、ファミリーディキャンプ開催	ファミリーディキャンプ参加者 54人	
街なかの緑 創出事業	市電緑の じゅうたん事業	市電軌道敷に芝を植栽し、新たな緑の空間を創出する。サポーター制度により寄附を募り、事業の維持管理を図る。	通町筋～水道町電停間約190mの 工事及び既緑化区間約680m管理 寄附金額 5,980,371円	
	屋上等緑化	屋上やベランダの緑化への補助、市電軌道敷プランター花植栽、下通アーケード内樹木の管理	市電軌道敷プランター 35基	
漱石の森づくり事業	公共地緑化	新設・未整備の学校や市施設の植栽等、地域・市施設等に花苗の配布（松葉ボタン・パンジー）、花壇及びフラワーポットの設置、草花植栽管理、城山・花園園場の管理	学校緑化工事ヶ所 市施設緑化工事ヶ所 花苗配布（自治会等）	22ヵ所 2ヵ所 1,936団体
	民有地緑化	民有地の緑化推進のための補助	家庭の森づくり補助 緑の街並みづくり補助 事業所の森づくり補助 記念樹配布本数	77件 26件 13件 775本
	緑化啓発	「みどりの月間」を記念して植樹の集いを実施 市民運動による地域環境緑化活動の促進、緑の街づくりボランティアの育成、緑の募金運動の促進等	山東小学校 緑化市民運動	290名参加 7ヵ所

3 水環境の保全（水保全課）

(1) 概要

本市は、73万市民の水道水源すべてを地下水で賄う、全国でも稀な水資源に恵まれた都市である。この貴重な地下水を次世代に引き継いでいくために、「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年3月）され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年9月）し、地下水保全に取り組んできたところである。しかしながら、近年、都市化の進展や農業情勢の変化により雨水等が地下に浸透しやすい水田、畑地などのかん養域が減少し、浸透しにくい非かん養域が拡大してきたため、地下水かん養量が減少してきた。そこで、地下水量を保全し、健全な状態で次の世代に引き継いでいくため、平成16年3月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成した。また、これまで問題となっていたトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による汚染は、浄化対策の実施等により水質が改善してきたが、硝酸性窒素による汚染が顕在化している。このため、平成22年3月には「第2次熊本市硝酸性窒素削減計画」を策定し、関係機関等と連携して負荷量の削減に取り組んでいる。更に、「熊本市地下水保全条例」を全面改正し（平成20年7月施行）、関係者の責任と役割を明確にして、市民や事業者も参画する中で総合的な地下水保全対策を推進している。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む近隣 11 市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを行っている。

平成 20 年 6 月には、このような地域の枠組を越えた長期にわたる水保全に対する取り組みが評価され、第 10 回日本水大賞グランプリを受賞している。また、同年 6 月には、環境省が選定する平成の名水百選に「金峰山湧水群」と「水前寺江津湖湧水群」が選ばれた。

さらに、平成 21 年 3 月に、従来の熊本市地下水量保全プランを見直し、熊本市地下水保全プランを策定し、水量と水質の両面から、市民や事業者等と一体となって地下水保全に取り組んでいるところである。

(2) 水量の保全

ア 節水市民運動の推進

平成 16 年度から、市民協働で家族での節水に取り組む、全市的な節水市民運動を企画・展開している。市民運動の展開にあたっては、「わくわく節水倶楽部」を推進組織とし、多くの会員を募り、会報誌の配布等を通じて、広く節水を呼びかけている。特に、市民一人一日の生活用水使用量 ー 10 % を目標に、生活用水量の増加する夏場を中心に、年間を通して節水を呼びかけている。また、学校や地域等で節水教育を行いながら、地下水の大切さについて啓発を行っている。

イ 水量監視

① 地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和 61 年度から観測井を設置し、現在 20 カ所 33 本の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成 18 年からは、ホームページ「くまもとウォーターライフ」上で日々の地下水位情報を発信している。

② 年間地下水採取量の集計

年度 用途		18	19	20	21	22
上水道用	井戸本数(本)	90	91	103	124	132
	一日平均採取量(m ³)	225,034	227,724	221,632	221,961	223,207
	年間採取量(m ³)	82,362,608	83,119,168	80,895,747	81,015,452	81,470,208
養殖・農業・水産	井戸本数(本)	1,067	1,083	1,039	1,427	1,381
	一日平均採取量(m ³)	26,356	26,720	27,200	45,846	43,192
	年間採取量(m ³)	9,646,190	9,752,656	9,927,660	16,733,862	15,765,070
工業・商業・家庭用等	井戸本数(本)	1,029	1,042	1,026	1,287	1,255
	一日平均採取量(m ³)	46,205	45,491	45,558	52,645	51,602
	年間採取量(m ³)	16,911,007	16,604,311	16,628,445	19,215,515	18,834,620
合計	井戸本数(本)	2,186	2,216	2,168	2,838	2,768
	一日平均採取量(m ³)	297,595	299,935	294,390	320,452	318,001
	年間採取量(m ³)	108,919,807	109,476,135	107,451,852	116,964,829	116,069,898

※ 平成 20 年度からは旧富合町を、平成 21 年度からは旧城南町、旧植木町を含む。

ウ かん養域保全

水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能（水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和）を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として、白川、緑川等の上流域である水源地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和２８年度から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成１６年２月に策定した。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

平成２３年度末の「水源かん養林」の管理面積は、約７４１ｈａであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡など５町２村で広域的に取り組んでいる。

水源かん養林所在地及び樹種別面積（平成24年3月31日現在）

○ 所在地別

所在地	面積 (ha)	所有形態別内訳 (ha)		流域別内訳 (ha)		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
菊池郡 大津町	325.51	325.51				325.51
下益城郡美里町	19.04		19.04		19.04	
上益城郡山都町	59.02	22.97	36.05		59.02	
御船町	23.56		23.56		23.56	
阿蘇郡 西原村	197.56	188.40	9.16	103.77	93.79	
南阿蘇村	66.39	59.45	6.94	66.39		
高森町	50.37	50.37		50.37		
合 計	741.45	646.70	94.75	220.53	195.41	325.51
構成比〔所有形態・流域別〕(%)		87.22	12.78	29.74	26.36	43.90

○ 樹種別

分類	樹 種	面積 (ha)	構成比 (%)
針 葉 樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチヨウ	357.66	48.2
落葉広葉樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	358.21	48.3
常緑広葉樹	イチイガシ、シラカシ、タブノキ	11.65	1.6
そ の 他	雑木、竹ほか無立木地（作業道等含）	13.93	1.9

エ 人工かん養促進

① 白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成８年度、１０年度に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成１１年度・１２年度に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成１３年度から１５年度までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成１６年１月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

平成２３年度は、約５５９ｈａ（１ヶ月換算）の転作田で湛水が実施され、約１，６７７万㎡のかん養効果があったと推計された。

② 雨水浸透施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、雨水貯留施設やビニールハウス雨水浸透施設に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

（３）水質の保全

ア 水質監視

① 地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、地下水の環境基準適合状況を調査している。平成２３年度は計２７９本の井戸を対象に調査を行った。この調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握する概況調査、過去に汚染のあった井戸やその周辺で継続的な監視をする継続監視調査で構成している。

地下水の環境基準値を超過した井戸の本数は次のとおりである。

（平成23年度）

有機塩素系化合物	ベンゼン	硝酸性窒素	砒素	ふっ素	ほう素
15本	0本	29本	22本	32本	2本

② 公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域（河川；２４地点、海域；６地点）の環境基準適合状況を熊本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。環境基準には、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。健康項目は、主要地点で年に数回調査を実施しているが、平成２３年度は全ての地点で、環境基準を達成していた。生活環境項目は、水域ごとに、河川は６類型、海域は一般項目に関する基準３類型と全窒素、全燐に関する基準４類型が設定されており、環境基準点で環境基準適合状況を評価している。河川、海域ともに水質に大きな変化は見受けられないが、全体的に改善傾向にある。

河川の環境基準点における生活環境項目の測定結果は次のとおりである。

(平成23年度)

河 川 名	測 定 地 点 名	BOD 生物化学的 酸素要求量	DO 溶存酸素	SS 浮遊物質
白 川	吉 原 橋	1.3	9.8	5
堀 川	坪 井 川 合 流 前	4.2	9.4	8
坪 井 川	堀 川 合 流 前	1.6	9.6	3
	上 代 橋	4.2	7.8	4
	千 金 甲 橋	2.3	7.2	20
井 芹 川	山 王 橋	1.3	9.3	5
	尾 崎 橋	1.7	9.3	9
天 明 新 川	六 双 橋	1.4	7.6	11

(注) 単位はmg/L、BODは75%値、その他は平均値

③ 化学物質汚染調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域の水質・底質、地下水の水質及び土壌の環境基準適合状況を調査している。平成23年度は、公共用水域の水質（8検体）・底質（8検体）、地下水の水質（5検体）及び土壌（6検体）を調査した結果、環境基準を超過している検体はなかった。

イ 水質浄化対策

① 地下水浄化対策

有機塩素系化合物による汚染地区10カ所のうち5地区で、「揚水ばっき処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水浄化が実施されている。対策実施後、地下水濃度は急激に減少しているが、なお環境基準を超過している。このほか、1地区で全シアン、ベンゼンによる汚染対策として揚水浄化、1地区でガソリン汚染浄化対策を行っている。

② 硝酸性窒素による地下水汚染対策

平成23年度は、平成21年度に策定した「第2次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき、農業者、農業関係者等と協働で発生源対策、窒素流通対策、啓発対策等を更に推進した。

③ 水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている特定事業場に立入調査をし、排水の検査を行っている。排水基準を超過しているときは、改善命令等を行っている。

(平成23年度)

法 令 名	届出事業場数	立入規制事業場数	H23立入検査実施事業場数
水 質 汚 濁 防 止 法	1015	93	56
熊 本 県 地 下 水 保 全 条 例	82	14	14
熊本県生活環境の保全等に関する条例	62	26	11

（４）広域的な保全対策

平成３年３月に(財)熊本地下水基金を設立し、熊本地域（本市を含む１１市町村）において、水源かん養林の整備などの助成等を行い、広域的な地下水保全事業に取り組んできた。

しかし、ライフスタイルの変化や都市化の進展などに伴う地下水位の低下や硝酸性窒素濃度の上昇による水質の悪化など、地下水を取り巻く環境は質・量共に厳しさを増している状況である。

そこで、熊本地域において、更に効率・効果的な地下水保全対策を実施するため、事業者、経済団体、行政等の多くの方々との協議を経て、個々に地下水保全に取り組んでいた既存３組織（熊本地下水基金、熊本地域地下水保全活用協議会、熊本地域地下水保全対策会議）を統合し、熊本地下水基金を母体として、平成２４年４月に公益財団法人「くまもと地下水財団」を設立した。

今後は、財団及び行政機関、事業者、住民が連携し、熊本地域の地下水保全に取り組んで行くこととしている。

（５）水ブランドの推進

平成１８年度にくまもと水ブランドプランを策定し、熊本オフィシャルウォーターである「熊本水物語」やホームページ等を活用して、熊本の水の魅力や情報の発信、地下水都市熊本の印象付けを行っている。また、本市の水にかかわる自然、歴史、風習、人物、芸術など有形または無形の資源を「熊本水遺産」として登録することにより、本市の水資源について保全の機運を高めるとともに、その魅力を内外に発信しており、現在８３件の熊本水遺産が登録されている。

平成２０年度からはくまもと「水」検定やくまもと水守制度を創設し、水資源保全や水文化の継承を行っていく人材育成を推進している。

さらに、平成２１年１１月には「地下水都市熊本空間創出整備方補助制度の活用等により、中心市街地の親水施設及び平成の名水百選に選ばれた金峰山湧水群を中心とする既存水針」を策定し、同方針に基づき熊本駅から熊本城を中心とする中心市街地に５箇所の親水施設を設置した。今後は資源の整備を図ることとしている。

4 ごみ処理

(1) 概 要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成23年3月にごみ処理基本計画（一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）を策定した。この基本計画及び毎年定める実施計画に基づき、全市域を対象に一般廃棄物（ごみ）の処理を行っている。

また、環境保全の観点から、「ごみ減量・リサイクル」を推進するため、資源物等再資源化推進事業をはじめ、再生資源集団回収助成事業、生ごみ堆肥化容器購入費助成制度等を実施するとともに、総合的な環境啓発の拠点として、平成9年5月に熊本市リサイクル情報プラザをオープンした。

さらに、平成13年10月から、ごみ処理費用の公平性を高めるとともに、物の長期使用を促しごみの発生を抑制すると同時に市民サービスの向上も図るため、大型ごみ収集を事前申込制（有料・戸別収集）に変更した。そして埋立地の延命化策として、平成14年8月からは不燃性大型ごみからの金属回収を始めた。平成17年9月から破砕・選別機を導入した。また、平成19年4月より、扇田環境センターにおける埋立管理業務を行財政改革推進計画に基づき民間委託を実施し、平成20年3月末に蓮台寺クリーンセンターを廃止した。

「家庭ごみ有料化」については、平成20年12月の市議会において、「熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正案が可決され、平成21年10月1日から施行された。

(2) 収集及び処理量（廃棄物計画課）

ア 収 集 量

(単位；t)

区 分 \ 年 度		19	20	21	22	23
直 営	北部クリーンセンター	37,047	32,549	31,705	28,898	25,907
	西部クリーンセンター	42,849	40,700	38,345	34,055	29,475
	東部クリーンセンター	46,613	41,164	40,026	36,140	31,126
	蓮台寺クリーンセンター	4,199	—	—	—	—
委 託 収 集		33,633	46,607	45,503	43,608	57,608
許 可 業 者		84,072	79,035	71,054	69,034	70,933
自 己 搬 入		32,963	29,074	24,340	23,327	22,434
計		281,376	269,129	250,973	235,062	237,483
1 日 平 均 排 出 量		769	737	688	644	649
1 人 1 日 当 たり 排 出 量 (g)		1,163	1,113	1,037	970	976

※ 平成22年度から拠点回収の量を自己搬入として計上している。

イ 処 理 量

(単位；t)

年度 区分		19		20		21		22		23	
		総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均
焼却	西部環境工場	108,583	297	104,639	287	99,720	273	88,256	242	93,923	257
	東部環境工場	149,434	408	141,840	389	125,473	344	119,723	328	114,046	312
埋 立		6,863	19	6,183	17	6,818	19	6,321	17	6,172	17
再 資 源 化		16,507	45	16,486	45	18,982	52	20,781	57	23,361	64
計		281,387	769	269,148	737	250,993	688	235,081	644	237,483	649

(3) 家庭ごみ有料化（廃棄物計画課）

指定収集袋の種類と価格

	燃やすごみ用	埋立ごみ用
大袋（45ℓ 相当）	35 円	35 円
中袋（30ℓ 相当）	23 円	23 円
小袋（15ℓ 相当）	12 円	12 円
特小袋（5ℓ 相当）	4 円	—

※ いずれの価格も1枚当たり、税込み

※ 10枚を1セット（冊）で販売

※ 家庭ごみ有料化に伴う経済的負担の観点から、支援策として生活保護世帯や、特に減量の余地のない紙おむつ等の使用者に対し、指定収集袋を一定数量無料で交付

(4) 廃棄物処理手数料（廃棄物計画課）

(平成24年4月1日現在)

種 別	取 扱 区 分	単 位	金 額
一般廃棄物	焼却施設又は最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持込み量10キログラムまでごとに	150円
	大型ごみを市の収集により処分するとき	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘案し、900円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物（第15条第1項の規定により告示されたものに限る。以下この項において同じ。）又は産業廃棄物と一般廃棄物が混合状態のもの。	焼却施設へ持ち込み、処分するとき	1回の持込み量10キログラムまでごとに	155円
	最終処分場へ持ち込み、処分するとき	1回の持込み量10キログラムまでごとに	150円

(5) 保有車両（廃棄物計画課）

(平成24年4月1日現在)

事業所名	パッカー車	その他の車両	啓発推進車	予 備 車	事務連絡車
北部クリーンセンター	21	2 t パワーゲート1	5	5	1
西部クリーンセンター	22	2 t パワーゲート1	5	7	1
東部クリーンセンター	22	2 t パワーゲート1	5	5	1

（６）家庭ごみの分別収集とリサイクル（廃棄物計画課）

目 的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみの減量、リサイクルの推進、埋立地の延命、市民のリサイクル意識の向上を図る。

収 集 回 数 「資源物」「ペットボトル」収集日、毎月２回 「紙」収集日、毎週水曜日

「プラスチック製容器包装」収集日、毎週１回

住民搬出方法 透明ごみ袋に入れ、収集日の午前８時３０分までに、町内のごみステーションへ搬出

収 集 品 目 空びん、空缶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、なべ類、自転車、
プラスチック製容器包装など

（単位；t）

区 分 \ 年 度	19	20	21	22	23
収 集 量	19,536	18,911	21,938	24,079	27,266
再 資 源 化 量	15,479	15,383	18,137	19,873	22,198
委 託 料（千円）	318,842	462,189	451,236	668,931	856,206
資源物売却収入（千円）	—	227,013	78,544	150,479	194,179

- （注）1. 委託料は、回収経費と選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額
2. 収集量－再資源化量＝選別残渣
3. 平成20年度から売却代金を差し引かず別途歳入を計上
4. 平成22年度からプラスチック製容器包装の収集量・再資源化量・委託料を追加して計上

（７）リサイクルの推進（ごみ減量推進課）

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め、新たな資源の投入をできるだけ抑えるようなリサイクル社会を形成することが必要である。

ア 再生資源集団回収助成事業

再生資源回収活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量及び活動実施回数に応じて助成を行っている。

助成対象品目 古紙類（新聞、雑紙、段ボール、牛乳パック）、ガラスびん類（一升びん、ビールびんなど）、缶類（アルミ缶、スチール缶）、布類（古着）

集団回収実績

区 分 \ 年 度	19	20	21	22	23
登 録 団 体	660	689	713	784	787
実 施 団 体	549	588	613	682	675
総 回 収 量（t）	7,050	7,066	7,366	7,755	7595
助 成 総 額（千円）	41,200	41,271	46,125	50,875	50,061

- （注）1. 回収量助成単価は、平成21年上半期までは古紙類1kg当たり6円・古紙類以外1kg当たり4円、平成21年下半期からは助成対象品目全て1kg当たり6円
2. 実施回数助成は、平成21年下半期から適用し、（実施回数-2回）×2,000円を交付（上限24,000円）

イ 生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

[生ごみ堆肥化容器]

- ・購入代金の2分の1（1基当たり5千円を上限、1世帯2基まで）

助成実績

年 度 区 分	19	20	21	22	23
助 成 基 数	417	693	817	258	128
助成総額（千円）	611	1,022	1,464	447	237

[電気式生ごみ処理機]

- ・購入代金の2分の1（1基当たり30千円を上限、1世帯1基まで）

助成実績

年 度 区 分	19	20	21	22	23
助 成 基 数	344	420	902	334	163
助成総額（千円）	6,874	8,398	26,154	9,727	4,717

ウ リサイクル啓発施設

リサイクルに関する情報やリサイクル活動の拠点を提供すること等によりリサイクルやごみ減量化を推進することを目的として、平成9年5月30日に熊本市リサイクル情報プラザを設置した。

熊本市リサイクル情報プラザ

所 在 地	東区戸島町2570番地（東部環境工場内）
建 築 面 積	545㎡
延 床 面 積	1,175㎡
構 造	RC造2F（旧東部環境工場管理棟を再利用）
内 容	・リサイクル展示（リサイクルの現状や熊本市のごみ問題などを紹介）
	・リサイクル品の展示、提供
	・リサイクル体験（紙すき、廃油石けん、ボカシ）
	・リサイクル講座の開催
	・図書・資料室
	・リサイクル情報掲示

来館者の状況

年 度 区 分	19	20	21	22	23
来館者（人）	29,998	34,134	28,728	23,165	25,032

（８）路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策関連事業（安全・安心で美しい熊本づくり事業）

本事業は、熊本城築城４００年を迎え、観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、路上喫煙やポイ捨て対策について定めた「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」が、熊本市議会議員により平成１９年第１回定例会に提案・制定され、同年７月１日から施行されたことに伴うものである。

ア 主な条例の内容

① 路上喫煙の制限

市民等は、次のような場合は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

- ・歩行中（自転車乗車中を含む。）であるとき
- ・吸殻入れがない場所や吸殻入れを携帯していないとき

※路上喫煙とは、公共の場所において喫煙すること。また、公共の場所とは、道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所で、屋外に存するものをいう。

② ポイ捨ての禁止

何人もポイ捨てをしてはならない。

※ポイ捨てとは、飲料品・食料品・タバコの容器や包装、食料品の残りかす、タバコの吸い殻などをみだりに投げ捨て、又は散乱させること。

条例による規制の内容

	区 域	規 制 の 内 容	過 料
路上喫煙	市内全域 （路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000 円
ポイ捨て	市内全域 （美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000 円

イ 路上禁煙区域及び美化重点推進区域

① 路上禁煙区域

市長は、人の身体又は財産を保全する等のため、喫煙を特に制限する必要がある区域を「路上禁煙区域」として指定する。（喫煙禁止－違反者に罰則あり）

② 美化重点推進区域

市長は、飲料容器等の散乱を防止し、生活環境の美化を推進することが特に必要な区域を「美化重点推進区域」として指定する。（ポイ捨て禁止－違反者に罰則あり）

③ 路上禁煙区域及び美化重点推進区域の指定及び罰則適用

上通り、下通り、新市街のアーケード内の同一区域を指定（平成１９年８月１日指定）

違反者に対し、過料１，０００円を科す罰則規定施行（平成２０年４月１日適用）

④ 路上喫煙等防止指導員

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例に関する周知・啓発・指導及び過料の徴収
嘱託員４名（熊本県警察ＯＢ）

ウ 事業費

平成２０年度予算 １３，０００千円（内国補助 ４，９００千円）

平成２１年度予算 １０，９００千円（内国補助 ３，４００千円）

平成２２年度予算 １０，８６３千円（内国補助 ２，４８５千円）

平成２３年度予算 １０，６３０千円（内国補助 １，７００千円）

平成２４年度予算 １１，３０５千円（内国補助 ５，６５０千円）

(9) 焼却施設（環境工場）

都市ごみがライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、昭和61年に竣工した西部環境工場（450 t／日）と平成6年3月に竣工した東部環境工場（600 t／日）の両工場（合計処理能力1,050 t／日）で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計13,500kwの発電能力を持ち、場内及び市関連施設に電力を供給し、余剰電力は電力会社に売却している。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウスに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給している。

施設の維持管理面では、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成12・13年度で飛灰処理設備改修工事を実施し、老朽化対策として平成18年度から平成22年度までの計画で基幹的施設整備を進めた。老朽化が著しい西部環境工場は、代替施設の整備を進めており、平成23年度に事業用地の取得、代替施設の整備・運営を公設民営(DBO)方式で実施する民間事業者の選定を行った。平成27年度に稼働予定。

ア 施設の状況

名称 区分	東部環境工場	西部環境工場
所在地	東区戸島町2570番地	西区城山薬師2丁目12番1号
敷地面積	75,633㎡（工場敷地約18,000㎡）	30,843㎡
建設年月	平2. 12～平6. 3	昭58. 3～昭61. 3
建設費	22,505,489千円	9,203,272千円
延床面積	24,010㎡（管理スペースを含む）	16,140㎡（管理棟を含む）
焼却処理能力	600t／24時間（300t×2基）	450t／24時間（225t×2基）
破碎処理能力	30t／5時間	50t／5時間

イ 余熱利用

① 東部環境工場

目的 ごみ焼却の余熱を利用し、工場に隣接する健康増進施設「三山荘」及び「東部交流センター」に温水を供給し、地元住民を始め広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。

発電設備 抽気復水蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力10,500kw

（健康増進施設）

名称 三山荘
 所在地 東区戸島町2573番地
 経営主体 熊本市（指定管理者制度を導入し、戸島地域環境保全協議会を指定）
 開設年月日 平成2年10月16日
 構造 鉄筋コンクリート＋鉄骨造、和風瓦葺平家建
 敷地面積 6,769㎡
 建物面積 992.63㎡（浴室、大広間、多目的ルーム、和室（茶室含む）、会議室、リラックスルーム）
 建設費 391,200千円

定 員	大広間 80 人、浴室 男子・女子用各 30 人、会議室 30 人、和室（茶室含む）20 人
使 用 料	大人（高校生以上）300 円 ただし、地元町内会に所属している者は無料 小人（中学生以下）無料
名 称	東部交流センター
所 在 地	東区戸島町 2588 番地 1
経 営 主 体	熊本市（指定管理者制度を導入し、㈱パブリックビジネスジャパンを指定）
開設年月日	平成 19 年 10 月 10 日
構 造	鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）、平家（一部高屋根）
敷 地 面 積	約 15,890 m ² （足湯、健康広場、芝生広場、テニスコートなど）
建 物 面 積	約 1,000 m ² （体育館、多目的室、和室、調理室、キッズコーナーなど）
建 設 費	445,000 千円
定 員	体育館・集会などで 300 人（バドミントン、ミニバレーに使用可能なコート 2 面：400 m ² ） 多目的室・集会などで 200 人（講演会、演奏会、ダンス練習などに分割使用可能：200 m ² ）
使 用 料	体育館（全面使用）：午前 3,000 円 午後・夜間各 4,000 円 体育館（バドミントン）：一般 460 円／面・時間 高校生以下 230 円／面・時間 体育館（卓球）：一般 220 円／面・時間 高校生以下 110 円／面・時間 多目的室（全面使用）：午前 2,800 円 午後・夜間各 3,700 円 多目的室（半面使用）：午前 1,400 円 午後・夜間各 1,850 円 調理室：午前 1,200 円 午後・夜間各 1,600 円 和室：午前 500 円 午後・夜間各 700 円 ただし、地元団体の公的行事については無料

② 西部環境工場

目 的	ごみ焼却の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給し、余熱の高度利用を図る。また冬期にハウス園芸施設への温水を供給する。
発 電 設 備	復水式蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力 3,000 k w (ハウス園芸施設への温水供給)
利 用 者	西部環境工場温水利用温室組合
施 設 面 積	(農地面積) 約 5,284 m ²
加 温 方 式	温水フィンチューブ方式 (60℃～80℃)
栽 培 品 目	トマト、花き類
温 室 内 容	ガラス温室

(10) 最終処分場

名 称 扇田環境センター

扇田環境センターは、昭和59年に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成11年から隣接地に新しい最終処分場の建設に着手し、一期工事分として埋立容量605,000m³分を平成15年3月に完成させ、同6月から使用を開始した。

新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない2重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、即日覆土によるサンドイッチ・セル方式による埋立工法とし、埋立地の安定化、周辺環境に配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。

平成21年9月から第二期工事に着手。埋立容量895,000m³を新たに造成し、新処分場として予定していた総埋立容量1,500,000m³分を確保する。平成25年3月完成予定。

所 在 地 北区貢町1567番地

総敷地面積 235,700m²

埋 立 面 積 約80,200m²

埋 立 容 量 1,500,000m³

一期工事分 605,000m³

二期工事分 895,000m³

供 用 開 始 平成15年6月

工 事 期 間 一期工事分 平成11年6月～平成15年3月

二期工事分 平成21年9月～平成25年3月（予定）

5 し尿処理及び浄化槽の普及促進（浄化対策課）

（１）概 要

浄化槽汚泥を含むし尿については、し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可を受けたし尿処理業者１０業者が処理規定に基づき地区ごとに収集している。収集したし尿は、市が指定するし尿処理施設において適正に処理している。

また、下水道の普及により影響を受けるし尿処理業者の収集体制の適正化を目的として、平成１０年度からし尿処理業者合理化事業に着手し、計画に基づいた事業の転換と縮小を行っている。

その他、公共用水域の水質保全を目的として、小型合併処理浄化槽の普及を図るため、公共下水道認可区域外において浄化槽設置者に対して補助金を交付している。

（２）処理対象人口と収集量

※３月３１日現在での推計

年度			19	20	21	22	23
区分							
処 理 対 象 人 口			659,395.0	668,603.0	723,707.0	724,773.0	725,005.0
内 訳	水 洗 化	公共下水道（人）	550,533.0	541,097.0	574,055.0	595,021.0	598,691.0
		浄 化 槽（人）	102,279.0	102,721.0	122,046.0	107,800.0	104,920.0
	く み 取 り（人）		15,517.0	15,731.0	24,243.0	21,892.0	21,334.0
	自 家 処 理（人）		60.0	60.0	60.0	60.0	60.0
収 集 量	くみ取りし尿収集量（kl）		14,788.7	14,068.2	18,786.9	18,390.8	17,158.4
	浄化槽汚泥収集量（kl）		48,880.3	48,017.8	69,432.7	66,209.8	64,082.6
	収 集 量 合 計（kl）		63,669.0	62,086.0	88,219.6	84,006.6	81,241.0

※21年度は、城南町・植木町との合併により増加している。

（３）処理量（処理施設別）

（単位；kl）

年度		19	20	21	22	23
区分						
秋 津 浄 化 セ ン タ ー		20,431.0	17,906.1	17,906.1	16,062.3	14,494.4
中 部 浄 化 セ ン タ ー		43,238.0	42,724.0	42,724.0	37,815.5	35,818.8
宇城広域連合浄化センター			29,830	12,198.5	11,503.9	11,438.2
山鹿衛生処理センター				19,531.4	19,218.9	19,489.6
計		63,669.0	62,086.0	88,219.6	84,006.6	81,241.0

※宇城広域連合浄化センター・山鹿衛生処理センターは、合併年度の合計数を計上

（４）許可業者（し尿収集運搬業及び浄化槽清掃業）

- ・旧 市 域 7 業 者 ・富合地区 2 業者（うち 1 業者は城南地区業者）
- ・城南地区 1 業者 ・植木地区 1 業者

※旧市域⇒富合・城南・植木地区を除く旧熊本市域

（５）処理施設

適用		処 理 区 域	処 理 能 力	処 理 内 容
区分				
秋 津 浄 化 セ ン タ ー		旧市域	圧送90m ³ /12H（希釈前）	前処理後、東部浄化センターへ圧送
中 部 浄 化 セ ン タ ー		旧市域	210kl/日	前処理後に下水処理
宇城広域連合浄化センター		富合・城南地区	200kl/日	嫌気性消化、活性汚泥高度処理
山 鹿 衛 生 処 理 セ ン タ ー		植木地区	90 kl/日	脱窒素活性汚泥法

(6) 浄化槽の設置状況

(単位:基)

人 槽 型 式		5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201以上	計
単 独 処 理 槽	腐 敗 型	2,815	186	161	23	6	3	3,194
	全 ば っ 気 型	1,357	67	112	37	3	0	1,576
	分 離 ば っ 気 型	2,588	73	195	20	2	3	2,881
	接 触 ば っ 気 型	6,498	519	617	28	7	3	7,672
	計	13,258	845	1,085	108	18	9	15,323
合 併 処 理 槽		10,364	223	347	150	134	98	11,316
合 計		23,622	1,068	1,432	258	152	107	26,639

(7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分	年 度	19	20	21	22	23
補 助 対 象 基 数 (基)		172	202	188	132	249
補 助 対 象 人 槽 (人槽)		1,053	1,198	1,218	824	1,566
補 助 金 の 額 (千円)		73,617	89,984	89,812	62,192	118,667

(8) 美粧化公衆トイレの維持管理

周辺景観にマッチした明るくさわやかな公衆トイレづくりを目指して、昭和63年度から美粧化公衆トイレの整備を進めた。美粧化トイレの建設は各所管課が担当し、維持管理は16カ所を一元化して浄化対策課が行っている。

名 称	所 在 地	竣工年月	所 管
本 妙 寺 手 洗 所	西区花園4丁目14-1地先 (本妙寺駐車場横)	平元. 3	観光政策課
高 麗 門 手 洗 所	中央区新町4丁目9-1 (高麗門踏切横)	平元. 3	浄化対策課
上 江 津 湖 畔 ト イ レ	中央区神水本町16-11 (江津湖)	平元. 3	公園課
一 夜 塘 手 洗 所	中央区子飼本町2-8 (一夜塘公園内)	平元. 3	〃
武 蔵 塚 手 洗 所	北区龍田弓削1丁目3-1 (武蔵塚公園内)	平元. 9	〃
花 畑 パ ー ク ト イ レ	中央区花畑町6 (花畑公園内)	平元. 10	〃
立 田 山 配 水 池 前 手 洗 所	中央区黒髪4丁目742 (水道局配水池前)	平2. 3	浄化対策課
林 霧 庵	中央区黒髪4丁目610 (立田自然公園・泰勝寺跡)	平2. 3	公園課
八 景 水 谷 パ ー ク ト イ レ	北区八景水谷1丁目7 (八景水谷公園内)	平3. 3	〃
白 川 パ ー ク ト イ レ	中央区草葉町5-1 (白川公園内)	平3. 3	〃
岩 戸 の 里 公 園 手 洗 所	西区松尾町平山415-28 (岩戸の里公園駐車場)	平3. 3	熊本県
学 園 通 り ト イ レ	中央区大江2丁目1 (渡鹿交差点横)	平5. 3	浄化対策課
辛 島 パ ー ク ト イ レ	中央区辛島町1 (辛島公園内)	平5. 9	公園課
古 城 堀 端 手 洗 所	中央区古城町 (古城堀端公園内)	平5. 9	熊本城総合事務所
金 峰 山 さ る す べ り 公 衆 ト イ レ	西区河内町岳	平6. 3	観光政策課
金 峰 山 頂 上 ト イ レ	西区河内町岳1881	平8. 10	熊本県

6 環境総合センター

(1) 概 要

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の高度・複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門を増設し、保健衛生研究所と名称を改め総合試験研究施設として発足した。平成7年4月1日、機構改革により地下水、企画情報部門を増設して組織名を環境総合研究所と改め、同年6月研究機能と学習機能が一体となった新しい形態の総合研究施設として建設された環境総合センターに移転した。平成24年4月1日、組織名を環境総合センターと改めた。

所 在 地 東区画図町大字所島404番地1

構 造 鉄筋コンクリート3階建

敷地面積 7,033㎡

建物面積 本体3,999㎡

竣 工 平成7年5月29日

建 設 費 2,655,830千円

人 員 21人

業務内容 環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査
および調査研究並びに環境総合センターの管理

環境

(2) 業務実績

調査区分			年度		21		22		23		備 考
					検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	
行政試験	大気汚染	有害大気汚染物質			144	624	126	510	144	720	ベンゼン、アルデヒド、金属等
		大気汚染物質			184	184	198	198	198	198	窒素酸化物等
		その他			218	1,498	222	1,603	80	561	酸性雨、硫酸塩、アスベスト
		小計			546	2,306	546	2,311	422	1,479	
	水質汚濁	河川・海域	一般項目		216	1,576	288	1,890	286	1,880	pH、BOD等
			健康項目		25	558	25	563	15	568	水銀、鉛、シアン等
			環境ホルモン		22	154	24	168	24	168	ビスフェノールA、可塑剤等
		工場・事業所排水			79	546	77	497	85	592	BOD、水銀、鉛等
		その他			32	242	74	2,432	76	2,692	へい死魚調査等
		小計			374	3,076	488	5,550	486	5,900	
		悪臭物質			50	119	3	6	4	10	アンモニア、硫化物等
		廃棄物関係			38	676	41	725	39	823	廃棄物埋立地関係
		精度管理			6	72	6	41	2	4	環境省の精度管理等
		その他			1	1	3	3	1	1	火災原因調査、土壌環境調査等
	一般依頼検査				6	6	6	6	0	0	アスベスト含有試験(住宅建材)
	合 計				1,021	6,256	1,093	8,642	954	8,217	

地下水関係業務

調査区分		21		22		23	
		検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数
行政試験	定 点 監 視 調 査	455	9,172	516	10,418	506	10,351
	汚 染 防 止 関 係 調 査	67	504	55	446	82	1,184
	浄 化 促 進 事 業	36	756	36	756	33	693
	地下水質モニタリング	425	6,003	323	4,665	255	4,455
	そ の 他	82	1,298	44	1,022	55	1,390
合 計		1,065	17,733	974	17,307	931	18,073

衛生科学関係業務

検査区分		21		22		23	
		検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数	検 体 数	項 目 数
行政試験	食 品 試 験	317	8,454	338	11,369	369	14,817
	飲料水、浴場水等の水質試験	440	2,083	438	2,010	425	1,937
	容器包装、おもちゃ等の試験	3	6	2	4	2	4
	家 庭 用 品 試 験	50	50	50	50	40	40
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
合 計		810	10,593	828	13,433	836	16,798

微生物関係業務

検査区分		21		22		23	
		検 体 数	項 目 数	検 体 数	検 体 数	検 体 数	項 目 数
行政試験	食 品	264	754	288	796	301	1,356
	環 境（浴槽水・プール水等）	423	675	451	698	446	679
	食 中 毒（便・吐物等）	207	3,530	459	7,560	201	2,855
	感染症（O157等、発生動向調査）	210	460	248	677	190	865
合 計		1,104	5,419	1,446	9,731	1,138	5,755

環境学習業務

（平成23年度）

事 業 名		内 容	時期（回数）	参加人数
環境総合センター主催事業	夏休み子ども環境教室	地球温暖化、太陽エネルギー、資源とリサイクル、水質調査と小さな生き物、放射線についてなど5テーマの学習	夏休み期間中20日間（40回）	503人
	ジュニア環境科学セミナー	水生生物による水環境調査、クリーンエネルギー、放射線についての学習	7月22,23日（4回）	33人
	親子環境探検隊	第1回：干潟の観察会等（住吉干潟） 第2回：水生生物観察会（江津湖） 第3回：里山の自然学習（立田山）	5,9,3月（3回）	124人
	春休み子ども環境教室	地球温暖化、太陽エネルギー、資源とリサイクル、水質調査と小さな生き物、放射線についてなど5テーマの学習	春休み期間中5日間（10回）	82人
	科学体感フェア	センターを開放し、業務に関連する実験や工作などの体験	11月20日（1回）	895人
	親子エコスクール	太陽パワーの実験、紙すき、牛乳パック工作、草花染め、マイ箸づくり、廃油キャンドルづくりなど	6,9,12,1,2月（10回）	294人
	環境学習指導者研修会	小中学校で環境学習を担当している先生を対象に研修会を開催する。	8月24,25日（2回）	26人
	市民環境科学セミナー	リサイクル、ごみ問題、地球温暖化などの環境学習や、ダンボールコンポスト作成、新聞エコバック作成など	毎月実施（26回）	304人
環境学習会等の支援事業		学校や諸団体等の依頼により、学習会実施を支援する。	随時（72回）	3,636人

農 水 商 工

1	経 済 振 興	261
2	農 林 水 産 業	282
3	食 肉 セ ン タ ー	292
4	競 輪 事 業	294
5	農 業 委 員 会	296

1 経 済 振 興

(1) 概 況（産業政策課）

本市は、九州の中央に位置し、国・県などの行政機関が集積する県庁所在地であるとともに、市内人口73万人、広域都市圏人口約100万人を擁する消費市場を有している。こうした背景のもと、市内総生産を産業別にみると、卸・小売・飲食店、サービス、運輸・通信などの第3次産業が約9割を占めており、本市は商業・サービス産業中心の都市であるといえる。一方、第1次産業においては、商品性の高い作物を中心に、全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されており、それを基にした伝統的な食品製造業なども発展している。このほか第2次産業においては、市内外に誘致された半導体産業、輸送機器産業等の大規模製造業や、ハイテク産業、バイオ産業の集積もみられる。

このように、地方の中核的な都市として発展を遂げてきたが、今日の本市経済は、急速に進展するグローバル化、少子高齢化や地方分権時代の本格化に加え、平成23年3月の九州新幹線鹿児島ルートの特快全線開業に伴う都市間競争の激化、さらには、平成24年4月の政令指定都市移行など、大きな変革の時期を迎えている。

このような中、本市は、資金や技術支援・人材育成・経営指導など地場企業に対する支援を更に充実させ、また、雇用創出効果の高い域外からの企業立地を促進するとともに、情報通信、健康福祉、環境、バイオテクノロジー、新製造技術など新産業分野の開拓や新規創業の支援に積極的に取り組んでいる。

また、全国トップクラスの農業力を活かした農産物のブランド化や販路開拓を推進する農商工が連携した事業についても、新たに農商工連携推進室を設置して推進していく。

さらに、本市経済を支えている商業やサービス業振興のために、商店街の集客力向上の取り組みを支援しており、中でも、中心市街地については、熊本商工会議所や地元商店街と連携し、賑わい創出とさらなる魅力づくりに努めている。

一方、経済のグローバル化への対応として、地場企業の海外進出や貿易を促進し、販路拡大、競争力強化を図るとともに、熊本港のポートセールス活動を行っている。

このような、地場企業への支援策や地域経済の活性化策の実施を通して、「本市の豊かな自然環境や歴史的遺産、九州中央の地理的特性を生かした地域の活力をつくりだす産業・経済の振興」に取り組んでいる。

(2) 産 業 政 策

ア 農商工連携の推進

熊本市の農林水産資源を活用し、農商工連携又は6次産業化による新商品の開発を促進するため、その開発に必要な経費の一部を助成する「熊本市農商工連携等新商品開発事業助成金制度」を設け、平成24年7月から運用を開始した。また、平成24年3月に「くまもと農商工連携サイト」を開設し、くまもとの魅力ある豊かな農林水産物に関する情報の発信を行なうとともに農商工業者の交流促進を行っている。さらに、平成24年11月には「九州食の展示商談会」を開催することとしており、県内をはじめ九州各地から出展者を募集し、他団体の共催事業も取り入れながら、九州最大級のスケールにより県内外のバイヤーを積極的に誘致し、広域的な販路拡大の機会の提供と農商工連携・6次産業化の促進を行う。

イ 創業支援（産業政策課・商工振興課）

中小企業者や創業を志す市民が必要とする多岐にわたるニーズに対応するため、経営革新・改善、創業等の相談窓口のみならず、知識の習得、交流の場の提供、情報の発信提供等の総合的経営支援を一体的に行う「中小企業経営サポートプラザ」を運営している。なお、平成23年10月1日からは、くまもと森都心プラザ内のビジネス支援センターにその機能を拡充移転し、その管理運営も指定管理者へ移行する予定である。

また、起業家の裾野を拡大するため、新規創業を目指す大学生・大学院生・社会人を対象に、経営に必要な基礎的知識・技能を学ぶ「起業家育成塾」を熊本学園大学と共催で開催している。

さらに、中小企業基盤整備機構が設置・運営するくまもと大学連携インキュベータ（大学連携型起業家育成施設）において、ライフサイエンス（生命科学）分野等で起業・新事業展開を行う方に対し、熊本県は支援人材の派遣（経営ノウハウ、販路開拓支援等）、熊本市はオフィス・研究室の賃料補助を実施するとともに、商店街内の空き店舗を活用し、新規又は2店舗目となる小売業等の店舗を出店する民間事業者や創業者に対して店舗改装費及び店舗賃借料を対象とした補助を実施している。

ウ 企業立地促進事業（産業政策課）

本市経済の活性化や雇用機会の拡大による市民所得の向上を図るため、平成11年4月施行の「熊本市企業立地促進条例」等に基づく優遇制度を活用して本市への企業の立地促進を図っている。

これまでは、九州新幹線鹿児島ルートの特快列車の全線開業や政令指定都市への移行を見据え、厳しい都市間競争に対応し、本市の拠点性向上を図るために、IT産業やコールセンター等の都市型産業の中心市街地への立地を重点的に行ってきたが、平成22年3月の城南町・植木町との合併により市域が広がったことから、城南工業団地や今藤工業団地への製造業・物流機能の誘致にも積極的に取り組んでいく。

また、企業誘致を積極的に推進するために、平成24年度より企業立地促進条例を改正して企業立地補助制度を大幅に拡充するとともに、企業立地を全庁的に支援していくために「熊本市企業立地推進本部」を新たに設置する。

具体的な取り組みとしては、企業立地推進室及び企業立地推進東京出張所を中心に首都圏をはじめとした大都市圏において企業訪問等の誘致活動を行うとともに、首都圏の企業等を対象とした企業誘致説明会の開催や企業立地専用ホームページの運営、企業立地関連見本市への出展等による情報発信、立地企業懇話会の開催等による誘致企業のフォローアップ等を展開していく。

本市経済の活性化や雇用機会の拡大による市民所得の向上を図るため、平成11年4月施行の「熊本市企業立地促進条例」等に基づく優遇制度を活用して本市への企業の立地促進を図っている。

これまでは、九州新幹線鹿児島ルートの特快列車の全線開業や平成24年4月に予定されている政令指定都市への移行を見据え、厳しい都市間競争に対応し、本市の拠点性向上を図るために、IT産業やコールセンター等の都市型産業の中心市街地への立地を重点的に行ってきたが、平成22年3月の城南町・植木町との合併により市域が広がったことから、城南工業団地や植木町に整備を計画している今藤工業団地への製造業・物流機能の誘致にも積極的に取り組んでいく。

また、企業誘致を積極的に推進するために、平成23年度より企業立地推進室及び企業立地推進東京出張所を設置するとともに、首都圏の企業等を対象とした企業誘致説明会の開催や企業立地専用ホームページの開設、企業立地関連見本市への出展等による情報発信、立地企業懇話会の開催等による誘致企業のフォローアップなどに取り組んでいく。

エ フードパル熊本（商工振興課）

フードパル熊本は、本市が計画し、市と協同組合フードパル熊本が事業主体者、旧環境事業団が開発主体となり開発した食品工業団地であり、地域経済の活性化とリーディング産業である食品産業の振興を目的に建設したものである。特色としては、①生活者との交流、②地域経済をリードする意欲的な企業づくり、③質の高い就労環境、④地域農業との連携、⑤環境との調和の5つのコンセプトを基本に開発し、特に生活者との交流については、各企業において直売施設、見学工場、体験施設等の交流施設を設置するとともに、フードパル熊本の事業として、こだわり工房村（レンタル工房）、とれたて市（朝市）事業にも取り組んでいる。また、本市も食品交流会館、公園、駐車場などの公益的施設を整備し、産業と市民、来訪者の交流の場、地域経済の牽引役としてその発展に大きな期待を寄せている。

位置：貢町、和泉町地区 規模：25.7ha 企業用地：12.0ha 組合共同用地：2.7ha
熊本市管理用地：11.0ha

熊本市食品交流会館（商工振興課）

熊本市食品交流会館は、食品産業の振興及び地域経済の活性化を促進するために建設したものであり、フードパル熊本の中核施設として、また地域産業、市民及び来訪者の交流施設として機能することを目指している。

所 在 地	北区貢町松の本５８１番地２
敷 地 面 積	１２，３５８．６２㎡
駐車場面積	１８，０４１．６９㎡
建 物 面 積	２，２８０．８５㎡
開設年月日	平成９年１１月１日
建 設 費	９９９，０３８千円
主 な 設 備	多目的ホール、第１会議室、第２会議室、パーティールームＡ・Ｂ、イベント広場等
管 理 運 営	株式会社フードパル熊本へ委託（指定管理者）

施設利用状況

	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用率 (%)
第１会議室	529	18,303	73.6	534	17,782	74.5	558	19,819	72.8
第２会議室	310	3,595	58.3	330	4,347	60.8	351	4,544	61.7
パーティールーム	413	15,239	50.4	412	13,599	54.5	466	16,309	53.2
イベント広場	37	12,666	11.3	35	15,978	10.8	51	14,589	15.3
多目的ホール	307	100,581	50.8	281	87,464	46.1	288	84,195	45.2

オ くまもと森都心プラザ（産業政策課・シティプロモーション課・市立図書館）

くまもと森都心プラザは、熊本駅周辺地域整備基本計画における「人と情報の交流ゾーン」「情報化社会を切り開くゾーン」に位置づけられ、施設の基本コンセプトを「ひと、情報、文化が交流し、豊かさと活力を生み出す『情報交流拠点』として平成２３年１０月１日に開館した。（１）観光・郷土情報センター、（２）プラザ図書館（３）ビジネス支援センター（４）プラザホール・会議室 等による複合交流施設として東Ａ地区市街地再開発事業地区内に整備され、開館当初より、指定管理者（くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体）により管理運営されている。

所 在 地	西区春日１丁目１４－１
設 置 主 体	熊 本 市
敷 地 面 積	７，３０４．７２㎡
延 床 面 積	１６，７９９．８２㎡（うちプラザ面積９，５６８．３７㎡）
構 造	地下ＲＣ造、地上Ｓ造 地下１階、地上６階（うちプラザ２階～６階）
建 設 費	６，１４０，０００千円
工 期	平成２１年５月（再開発事業本体工事）～平成２３年７月（先行オープンのための部分引渡し）
開 館	平成２３年１０月１日

主 要 施 設	6階 A会議室～D会議室
	5階 プラザホール（ホワイエ、ラウンジ、控室）、多目的室
	4階 プラザ図書館、ビジネス支援センター、学習室、託児室
	3階 プラザ図書館
	2階 観光・郷土情報センター、管理事務室

施設利用状況（有料施設）

区 分 年 度	プラザホール	多目的室	A会議室	B会議室	C会議室	D 会 議 室	託児室
23	207 件	193 件	267 件	234 件	266 件	269 件	-
	35,954 人	3,852 人	5,209 人	3,715 人	3,020 人	3,070 人	226 人

施設利用状況（有料施設以外）

区 分 年 度	観光・郷土情報センター	プラザ図書館	ビジネス支援センター
23	117,450 人	288,878 人	970 人

カ 海外経済交流の推進（産業政策課）

海外との経済交流を推進し、地場企業の販路拡大、グローバル化を図るため、急速な拡大を続ける東アジア市場をターゲットに、その主要都市において見本市への出展や現地商談会を開催するとともに現地スーパーマーケット等において熊本フェアを開催するなど地場製品の知名度向上を図る取り組みを進めている。また、国内においても、海外ビジネスセミナーの開催や、海外バイヤーを招聘しての商談会などを開催している。

このような取り組みを効果的に進めるため、J E T R O等の県内の貿易関係団体で構成する熊本県輸出支援ネットワークの枠組みを活用しながら、地場企業のグローバル化を推進している。

また、熊本港利用促進のため、定期航路を利用した荷主企業への助成金、船会社や荷主企業への訪問等によるポートセールス活動を展開している。

（３）商工業の振興

ア 魅力ある商店街の形成（商工振興課）

中心商店街の活性化については、平成24年3月29日内閣総理大臣より認定を受けた2期中心市街地活性化基本計画に基づき、商業基盤の整備や交通アクセスの充実などを進めており、交流拠点としての都市的魅力を高めるとともに、熊本城、城彩苑からの回遊性を図るなど、中心市街地活性化協議会などとも連携し、賑わいのある中心商店街を創出する。

また、地域商店街については、地域の特性を活かした個性ある取り組みや地域と一体となって取り組む事業に対して積極的な支援を実施している。

イ 工業の生産性向上（商工振興課）

新規性・独自性のある高付加価値の製品の創出を促進するために、大学等における研究シーズと企業の事業化ニーズのマッチング機会の提供や中小企業者が行う新製品・新技術研究開発を支援している。

また、販路拡大の支援として、中小製造業者等が行う見本市出展への助成などを行い、本市工業の活性化と中小製造業者の経営基盤安定を図っている。

さらに、地場企業の技術革新や産学連携などを促進するとともに、くまもとテクノ産業財団をはじめとする各支援機関と連携して先端産業の育成と産業の高度化に取り組んでいる。

ウ 人材の確保・育成（産業政策課）

職業安定機関や企業との連携のもと、求人活動への支援を図るとともに、勤労者資質の向上、勤労者福祉の充実など、中小企業における人材の確保や育成に努める。

また、中小企業の人材の育成を支援するため、指定管理者によって運営されるくまもと森都心プラザにおいて経営者から新入社員までを対象とした各階層別・分野別能力開発研修を体系的に開催するとともに、中小企業大学校等の研修に企業が従業者を派遣する場合、旅費・滞在費の2分の1相当額を補助する「中小企業研修派遣助成制度」や中小企業又はその従業者が、市指定施設において指定するパソコン研修に参加した場合、研修経費の2割相当額を補助する「中小企業情報処理研修受講料補助金」を設けている。

研修事業実績

年 度 研修種別	20		21		22		23	
	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)	件 数 (件)	受講者数 (人)
経営研修（セミナー等）	14	325	13	278	13	264	16	321
パソコン・ワープロ研修	19	207	19	183	17	164	-	-
経 営 講 演 会 等	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	33	532	32	461	30	428	16	321

エ 共同化への支援（商工振興課）

関係団体との緊密な連携のもと、中小企業の共同店舗等の整備や工業団地・商店街アーケード建設などの高度化事業など、事業の共同化への取り組みに対する支援を実施している。

オ 熊本流通業務団地（商工振興課）

流通機能の合理化と都市機能の維持増進を図り、都市環境の改善と消費生活の安定に資するため、市南部の近見・田迎・御幸地区に熊本流通団地を建設したものである。

この熊本流通団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、流通業務施設と関連公益施設等を計画的に整備したもので、約100社の卸・運輸・倉庫業者が入居している。

また、地域の情報化を推進するため設立された第3セクターの㈱熊本流通情報センターも流通情報会館に入居しており、高度情報化社会に対応するため、ニューメディアを駆使した流通業の経営効率化・情報力強化を図り、九州における流通拠点としての基盤の確立を目指している。

事業の名称	熊本流通業務団地造成事業
事業主体	熊本市
位置	近見・田迎・御幸地区 (昭和62年1月町界・町名を流通団地1丁目・2丁目に変更)
規模	52.9ha 卸・運輸・倉庫施設29.9ha 公益的施設0.5ha 公共施設22.5ha

カ 熊本市流通情報会館（商工振興課）

熊本市流通情報会館は、「地域経済の活性化」を推進し、中小企業の経営活動を積極的に支援するため、(1)熊本地域の産業情報化の核、(2)中小企業の人材育成の場、(3)商品流通情報の交流の場、(4)熊本流通団地の機能を総合的に高めるための拠点施設及び公益施設、(5)企業経営の情報サロンとしての5つの機能を有した総合施設である。なお、当会館は平成17年4月より指定管理者（熊本流通団地協同組合）により管理運営されている。

所在地	南区流通団地1丁目24番地
設置主体	熊本市
敷地面積	5,000㎡
延床面積	6,943㎡
構造	事務棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上6階建 展示棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上1階建
建設費	1,871,900千円
工期	昭和63年3月～平成元年3月
開館	平成元年4月26日
主要施設	
(事務棟)	6階 パソコン研修室、第4研修室、第5研修室、ラウンジ 5階 第1～3研修室 4階 ㈱熊本流通情報センター 3階 ㈱熊本流通情報センター 2階 熊本流通団地協同組合 1階 会館事務室、常設展示コーナー 1階 展示場（1,080㎡、高さ5.9m、床荷重1t/㎡）
(展示棟)	地下 駐車場

会館利用状況

区 分 年 度	研 修 室						展 示 場
	第 1 研修室	第 2 研修室	第 3 研修室	第 4 研修室	第 5 研修室	パソコン研修室	
21	451 件	503	452	372	475	98	107
	36,209 人	23,336	9,113	5,076	12,507	1,168	65,524
22	407 件	496	476	400	470	121	148
	34,886 人	22,650	8,766	5,001	11,896	1,535	69,128
23	391 件	439	468	380	477	91	149
	32,704 人	18,889	8,113	4,465	8,917	1,435	74,879

(4) 雇用対策（産業政策課）

ア 雇用の安定と確保

求職者の就業支援及び求人对策

- ・一般求職者に対する就職促進会や中高年齢者を対象としたライフプランセミナーを開催し、求職者の就業を支援する。
- ・理工系大学生に対する産学連携学内企業ガイダンスを開催し、若年者の地元定着と優秀な人材の確保、ひいては地元企業の成長を図る。
- ・就職を目指す若年者（現役及び卒後５年以内の高校生又は大学）に対し、企業が採用時に重視する能力を養成するための就活支援塾を開催し、若年者の就職活動の支援を図る。
- ・障がい者、母子家庭の母等を雇用した事業主に雇用奨励金を支給することにより、特に就職が困難な市民の雇用促進を図る。
- ・法定雇用率を超えて障がい者を雇用する事業主に雇用促進奨励金を支給することにより、障がい者の雇用拡大を図る。
- ・熊本雇用対策協議会、熊本市産業開発求人对策協議会を支援し、産業界の必要とする労働力の確保と安定を図る。

イ 職業能力の向上

教育訓練の充実

- ・熊本市職業訓練センターや熊本職業訓練短期大学校で職業訓練を実施し、市民の職業能力の向上を支援する。
- ・認定職業訓練校を支援することにより、若年労働者の技術養成、職業能力の向上を図る。

ウ 労働環境の向上

関係機関との連携強化及び福利厚生への向上支援

- ・熊本市勤労者福祉センター（サンライフ熊本）の運営を通じ、中小企業勤労者の健康保持、体力の増強及び教養、文化等、雇用の促進と福祉の向上を図る。
- ・熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンターの各種祝い金等の給付事業及びレジャー・レクリエーション等の福利厚生事業を支援することにより、従業員の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与する。

エ 協議会及び施設一覧

熊本市産業開発求人对策協議会

設 立	昭和39年4月
目 的	市内中小企業者が団結し、若年技能労働力を確保するため求人活動を展開し、もって本市産業の発展を促進する。
組 織	建設業種8団体により組織
活動状況	県内各職業安定所及び高等学校を訪問し、会員企業の求人状況の説明や就職者の近況等の報告活動を実施している。また、会員企業へ就職した若年社員に対し「認定職業訓練校」及び「事業内高等職業訓練校」で職業訓練を実施し、技能のレベルアップを図る等、労働条件の向上、定着を組織的に推進している。

熊本雇用対策協議会

設 立	昭和44年3月
目 的	職業安定機関と緊密な連絡を保ち、産業界の必要とする労働力の確保と安定を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とする。
組 織	
普通会員	この会の趣旨に賛同して加入申し込みのあった熊本公共職業安定所管内に所在する事業所及び業種別団体
特別会員	熊本市並びに熊本商工会議所・熊本県中小企業団体中央会
活動状況	人材の確保・育成 勤労者の定着及び福祉の向上

熊本市雇用開発協議会

地域住民の雇用の安定と就労機会の拡充に努め、もって生活の安定と向上を図ることを目的として、平成5年に発足したが、平成13年3月をもって「地对財特法」の失効により、平成14年4月より協議会の目的を「就労の機会が阻害され、日常生活に支障をきたしている市民の雇用の安定と就労機会の拡充に努めること」に改め、行政関連事業の受託などの諸活動を行っている。

就労者数 事務局職員2人、会員28人（平成24年4月現在）

主な事業 食肉センターと畜解体業務

熊本市事業内高等職業訓練校

管理運営	職業訓練法人 熊本市職業訓練協会（指定管理者）
所 在 地	中央区南熊本3丁目8番16号
敷地面積	2,362.32㎡
延床面積	1,773.38㎡
建物概要	第1校舎（鉄筋コンクリート造 3階建） 第2校舎（軽量鉄骨造 2階建） 機械作業室（軽量鉄骨造 平屋建）
訓練生数	38人（平成24年4月現在）

熊本市職業訓練センター

事業所の従業員研修、技能レベルの向上（普通訓練）、及び各種の労務相談など、広範囲な技能訓練、情報交換の場として雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）によって昭和54年に設置され、平成23年3月31日に本市に譲渡された施設である。

訓練の内容は、高卒程度の若年者を対象とした、より高度な知識と技能を合わせ持つ実践技能者を養成する職業訓練短期大学校や求職者や失業者の再就職のための職業訓練やOA機器化に対応したパソコン講座など、幅広い職業訓練を実施している。

管 理 運 営 職業訓練法人 熊本市職業訓練センター（指定管理者）

所 在 地 西区花園7丁目19番10号

構 造 本 館 鉄筋コンクリート2階建

実習棟 鉄骨造平家建

実習場 鉄骨造平家建

敷 地 面 積 11,362.26㎡

延 床 面 積 2,960㎡（本館1,093㎡、実習棟1,567㎡、実習場300㎡）

事 業 内 容 （23年度）

・職業訓練短期大学校	居住システム系建築科	12人	
・職業訓練センター	職業能力開発訓練	39コース	6,094人
	IT関連訓練	52コース	2,658人
	受 託 訓 練	15コース	10,774人
	自 主 講 座	12コース	1,559人

熊本市勤労者福祉センター

勤労者並びに市民のみなさんの雇用の促進と福祉の向上を図るため、職業相談、就職情報の提供等を行うとともに、心身の健康保持、体力の増強及び教養、文化等のためのサービスを提供する。

名 称 熊本市勤労者福祉センター

設 置 主 体 熊本市

管 理 運 営 （財）熊本市勤労者福祉センター（指定管理者）

所 在 地 中央区黒髪3丁目3番12号

敷 地 面 積 2,436.42㎡

延 床 面 積 1,422.37㎡

施 設 概 要 1階 体育室・ホール・講習室 職業相談室・更衣室・シャワー室

2階 和室（2部屋）・研修室・大会議室

利 用 状 況 70,006人（平成23年度）

熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンター

個々の企業のみでは実施困難な従業員に対しての各種祝金等の給付事業、レジャー、物品購入資金等の貸付事業及び各種レクリエーション等の福利厚生事業を実施することにより、中小企業の従業員の福祉の向上を図るとともに中小企業の振興に寄与することを目的とする。

発 足 平成11年4月1日（昭和49年6月1日発足の熊本市中小企業勤労者福祉共済制度を移行）
 管 理 運 営 （財）熊本市勤労者福祉センター
 共 済 掛 金 1人月額 350円（平23.4.1より）
 加 入 者 数 2,063事業所、被共済者数24,988人（平24.4.1現在）
 給 付 事 業 3,463件 32,710千円

（5）中小企業経営の基盤強化（産業政策課）

ア 中小企業の経営力の強化

中小企業が抱える経営上の諸問題についての相談・診断を行うとともに、経営情報の提供など、中小企業の自主的な経営努力を支援し、経営力の強化を図る。

イ 資金調達の円滑化

中小企業が健全な経営活動を営めるよう、金融情報の提供や円滑な資金調達を制度融資により支援する。

融資状況

制度名	21		22		23	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	千円	件	千円	件	千円
小 口 資 金 融 資	173	779,100	130	630,750	179	845,150
経 営 向 上 小 口 資 金 融 資	519	1,462,140	473	1,339,190	768	2,113,160
無 担 保 無 保 証 人 融 資	2	12,500	0	0	0	0
経 営 安 定 資 金 融 資	66	625,000	48	450,026	86	797,500
創 業 サ ポ ー ト 資 金 融 資	53	199,600	61	217,700	66	244,250
特 別 短 期 資 金 融 資	2	4,000	1	1,800	1	2,000
中 元 ・ 年 末 資 金 融 資	2	4,500	2	6,500	4	13,600
経 営 安 定 特 例 資 金 融 資	3	16,000	16	93,000	3	6,700
経 済 環 境 変 動 対 策 資 金 融 資	415	3,562,800	266	2,251,000	517	3,980,396
公 害 防 止 施 設 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
地 下 水 使 用 合 理 化 設 備 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
高 度 化 資 金 融 資	0	0	0	0	0	0
計	1,235	6,665,640	997	4,989,966	1,624	8,002,756

(6) 中小企業への各種助成（商工振興課）

ア 中小企業振興助成

助 成 の 種 類	助 成 対 象	助 成 措 置
事 業 助 成 金	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき	1組合につき10万円（組織し、運営を開始した年度に限る）
	商店街等環境整備事業	事業費が1億円以下のとき、事業費の20パーセントに相当する額以内
		事業費が1億円を超えるとき、2千万円に1億円を超える額の10パーセントを加算した額以内とし、3千万円を限度とする
	集団化事業及び施設共同利用事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、2千万円を限度とする
	一般高度化事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、1千万円を限度とする
利 子 補 助 金	創業及び経営基盤の強化に必要な設備	政府系金融機関からの融資残額の100分の2以内3カ年間
融 資 の あ っ せ ん	創業及び経営基盤の強化に必要な設備、高度化施設等、福利厚生施設	融資のあっせん
便 宜 の 供 与	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき、設備、高度化施設等	用地のあっせん、労働力の確保、道路等の整備、情報・資料の提供、その他

助成状況

年 度		19	20	21	22	23
区 分	件 数	0	0	0	0	0
	金 額（千円）	0	0	0	0	0
高度化施設	件 数	0	3	※	0	0
	金 額（千円）	0	※	63,320	0	0
利子補助金	件 数	1	0	0	0	0
	金 額（千円）	192	0	0	0	0

※事業実施年度は20年度だが、繰越のため21年度に助成した。

イ 商店街共同施設助成

商店街の共同施設（街路灯、アーケード、防犯カメラ等）の設置等の事業を助成する。

助成状況

年 度	19	20	21	22	23
件 数	2	4	6	4	2
金 額（千円）	5,404	5,334	9,396	6,572	7,556

ウ 商店街共同施設電気料補助

商店街が管理する街路灯電気料の20%を運営資金として補助する。

助成状況

年 度	19	20	21	22	23
件 数	64	63	64	63	61
金 額（千円）	6,775	6,060	5,718	4,967	4,996

エ 商店街活性化特別支援事業

商店街等が実施する集客や販売促進等の事業を助成する。

助成状況

年 度	19	20	21	22	23
件 数	32件（53団体）	38件（32団体）	38件（30団体）	35件（30団体）	36件（31団体）
金 額（千円）	27,648	29,669	33,314	25,808	29,063

(7) 中小企業金融対策（産業政策課）

ア 中小企業金融制度一覧

制度名 (発足年月日)		小口資金融資 (昭 38. 8. 7)	経営向上小口資金融資 (平 19. 10. 1)
目 的		市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与する	信用保証協会と金融機関との責任共有制度の導入に伴う金融環境変化の影響を受けやすい市内小規模零細事業者に対して、責任共有制度の対象除外となる全国統一の保証制度の対象とすることにより、小口資金の円滑な融資を図り、企業の体質の改善を図るとともに、安定的な資金調達を維持し、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下であること	・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）であること ・この融資と既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で1,250万円の範囲内であること
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1,000万円以内	1,000万円以内
融資期間及び利率		30ヶ月：固定 年2.20%以内 45ヶ月：固定 年2.30%以内 60ヶ月：固定 年2.40%以内	3年以内：固定 年1.80%以内 4年以内：固定 年1.90%以内 5年以内：固定 年2.00%以内
据 置 期 間		6ヶ月以内	6ヶ月以内
保 証 料 率		年0.45%～1.25% 保証料補給：1/2 又は 152,000円のいずれか低い額	年0.50%～2.20% 保証料補給：全額（平成25年3月31日融資実行分まで）
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	一括又は分割返済
申 込 先		取扱金融機関	取扱金融機関
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	469,400（出捐金）	874,000
	協調倍率（倍）	25	3
	融資枠（千円）	11,735,000	2,622,000
	預 託 機 関	県信用保証協会	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		経営安定資金融資 (昭 43. 4. 1)	創業サポート資金融資 (平 12. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の経営の合理化、体質の改善に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	創業を行うまたは創業を行った個人もしくは創業を行ったことにより設立された会社、または事業の転換又は多角化を行う者に対して、資金の円滑な融資を図ることにより起業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合	- 新規開業（開業後1年未満の者を含む） ① 市内に1年以上居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験があり、1月以内に新たに事業を開始する者（2月以内に新たに会社を設立する者） ② 市内に3ヵ月以上居住し、事業を営んでいない個人であって、新規事業と同一事業の勤務経験がなく、1月以内に新たに事業を開始する者（2月以内に新たに会社を設立する者）（学生については、学校の推薦を受けた者） - 転業・多角化 市内に1年以上居住し、かつ同一事業を3年以上継続して営んでいる者 - 転業・多角化前であること
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		事業者：3,000万円以内 組 合：4,000万円以内	新規開業①、転業・多角化：1,000万円以内 新規開業②：500万円以内
融資期間及び利率		3年以内：固定 年 2.30%以内 5年以内：固定 年 2.40%以内 7年以内：固定 年 2.50%以内	新規開業 7年以内：固定 年 2.00% 転業・多角化 7年以内：固定 年 2.20%
据 置 期 間		6ヶ月以内	1年以内
保 証 料 率		年 0.25%～1.70%	新規開業：年 0.70% 転業・多角化：年 0.25%～1.70% 保証料補給：1/2 又は 222,000 円のいずれか低い額
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関	取扱金融機関
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	501,000	157,000
	協調倍率（倍）	3	3
	融資枠（千円）	1,503,000	471,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		短期資金融資 (平 24. 4. 1)	経営安定特例資金融資 (昭 55. 4. 15)
目 的		市内中小企業者の短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	外的要因による経営環境の変化に伴い、健全な経営の安定に支障が生じた中小企業者へ円滑な融資を図ることにより、中小企業者の経営の安定を図り、もって、本市中小企業の振興に寄与する
対 象		市内に 6 ヶ月以上居住し、かつ同一事業を 6 ヶ月以上経営している中小企業者	市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上（天災地変・火災の場合 6 ヶ月以上）経営している中小企業者 ①大規模小売店（床面積 1,000 ㎡以上）の進出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの ②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50 万円以上の売掛債権を有しその回収が困難であると市長が認めたもの ③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者 ④大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めたもの
使 途		運転資金、設備資金	運転資金、設備資金 (①、④については設備資金のみ)
融 資 限 度 額		500 万円以内	1,500 万円以内
融資期間及び利率		保証付 1 年以内：固定 年 2.15%以内 保証無 1 年以内：固定 年 2.30%以内	7 年以内：固定 年 2.20%以内
据 置 期 間		無	1 年以内
保 証 料 率		保証付の場合 年 0.25%～1.70%	年 0.25%～1.70%
連 帯 保 証 人		保証付の場合 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く 保証付でない場合 取扱金融機関の定めるところとする	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		一括又は分割返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関	取扱金融機関
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 九州幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	40,000	44,000
	協調倍率（倍）	3	3
	融資枠（千円）	120,000	132,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		経済環境変動対策資金融資 (昭 62. 6. 1)
目 的		経済環境の変動により事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、経営の安定に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ① 売上高が減少している中小企業者 ア 融資申込時点の直近 2 期（年）の売上高について、前期（年）の売上高が前々期（年）の売上高と比較し 3 パーセント以上減少している者 イ 融資申込以前 1 年以内のいずれか連続した 3 ヶ月間の平均売上高が、前年同期の平均売上高と比較し 3 パーセント以上減少している者 (平成 24 年 3 月 31 日融資実行分まで) ② 売上総利益又は営業利益が減少している中小企業者 ア 融資申込時点の直近 2 期（年）の売上総利益又は営業利益について、前期（年）の売上総利益又は営業利益が前々期（年）の売上総利益又は営業利益と比較し 3 パーセント以上減少している者 イ 融資申込以前 1 年以内のいずれか連続した 3 ヶ月間の平均売上総利益又は平均営業利益が、前年同期の平均売上総利益又は平均営業利益と比較し 3 パーセント以上減少している者 (平成 24 年 3 月 31 日融資実行分まで)
使 途		運転資金
融 資 限 度 額		1,500 万円以内(平成 25 年 3 月 31 日融資実行分まで)
融資期間及び利率		7 年以内：固定 年 1.95%以内
据 置 期 間		6 ヶ月以内
保 証 料 率		年 0.25%～1.70% 〔保証料補給：全額(平成 25 年 3 月 31 日融資実行分まで)〕
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	1,634,000
	協調倍率（倍）	3
	融資枠（千円）	4,902,000
	預 託 機 関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		公害防止施設資金融資 (昭 46. 11. 1)	地下水使用合理化設備資金融資 (平 3. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の工場又は事業所における公害防止に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって市民の健康の保護、生活環境の保全を図る	市内中小企業者の工場及び事業所における地下水の使用合理化に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に 1 年以上居住し、かつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ・公害防止に関し、監督機関の改善指導を受け、市長が必要と認めた施設	・市内に 1 年以上居住しかつ同一事業を 1 年以上経営している中小企業者 ・地下水の使用合理化を図るものとして市長が認めた施設、設備
使 途		設備資金	設備資金
融 資 限 度 額		800 万円以内	1, 000 万円以内
融資期間及び利率		7 年以内：固定 年 2. 40%以内 利子補給：全額	3 年以内：固定 年 2. 20%以内 5 年以内：固定 年 2. 30%以内 7 年以内：固定 年 2. 40%以内 利子補給：全額
据 置 期 間		6 ヶ月以内	6 ヶ月以内
保 証 料 率		年 0. 69% 保証料補給：全額	年 0. 25%～1. 70% 保証料補給： 全額又は 443, 000 円のいずれか低い額
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く
返 済 方 法		元金均等月賦返済	元金均等月賦返済
申 込 先		取扱金融機関	取扱金融機関
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行	肥後銀行 熊本ファミリー銀行
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	9, 000	9, 000
	協調倍率（倍）	2	3
	融資枠（千円）	18, 000	27, 000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

制度名 (発足年月日)		新エネルギー設備等資金融資 (平 24. 4. 1)	高度化資金融資 (昭 44. 4. 1)
目 的		市内中小企業者の新エネルギー・省エネルギー等設備導入に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する	市内中小企業者の高度化及び近代化に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与する
対 象		・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・環境負荷低減を図るものとして市長が認めた設備等 ① 太陽光発電システム、ペレットボイラー、燃料電池などの新エネルギー設備 ② 高効率空調機、高効率給湯機、LED証明などの省エネルギー設備 ③ 電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の4種類の自動車	・事業協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等、及びその組合員
使 途		設備資金	運転資金、設備資金
融 資 限 度 額		1,000 万円以内	1 組 合：8,000 万円以内 1 組合員：2,000 万円以内
融資期間及び利率		10 年以内：固定 年 1.90%以内	8 年以内：固定 年 2.60%以内
据 置 期 間		1 年以内	無
保 証 料 率		年 0.45%～1.90% 保証料補給：1/2	保証付の場合は 年 0.45%～1.90%
連 帯 保 証 人		原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。但し、熊本県信用保証協会が特に必要と認める場合を除く	取扱金融機関の定めるところとする
返 済 方 法		元金均等月賦返済	取扱金融機関の定めるところとする
申 込 先		取扱金融機関	取扱金融機関
取 扱 金 融 機 関		肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 九州幸銀信用組合 熊本県信用組合 商工組合中央金庫	商工組合中央金庫 肥後銀行 熊本ファミリー銀行
市 預 託 条 件	融資原資（千円）	55,000	20,000
	協調倍率（倍）	3	4
	融資枠（千円）	165,000	80,000
	預 託 機 関	取扱金融機関	取扱金融機関

※ 公衆浴場営業者、伝統工芸営業者、倒産関連中小企業者、アスベスト飛散防止に取り組む中小企業者に対する
 利子補給制度有り

※ 起業化支援資金融資は、平成 23 年 4 月 1 日から創業サポート資金融資へ名称変更

(8) 経済統計

ア 産業別市内総生産（産業政策課）

(単位 百万円、%)

項 目			実 数			構 成 比			対前年度比	
			19 年度	20 年度	21 年度	19 年度	20 年度	21 年度	20 年度	21 年度
産 業	第 1 次産業	農 業	23,339	21,098	20,517	1.0	0.9	0.9	▲9.6	▲2.8
		林 業	328	341	358	0.0	0.0	0.0	4.0	5.0
		水産業	3,349	3,057	1,931	0.1	0.1	0.1	▲8.7	▲36.8
		小 計	27,018	24,497	22,806	1.1	1.1	1.0	▲9.3	▲6.9
	第 2 次産業	鉱 業	330	158	147	0.0	0.0	0.0	▲52.1	▲7.0
		製造業	183,175	141,661	123,570	7.8	6.3	5.5	▲22.7	▲12.8
		建設業	108,409	97,209	88,994	4.6	4.3	4.0	▲10.3	▲8.5
		小 計	291,916	239,028	212,711	12.5	10.5	9.5	▲18.1	▲11.0
	第 3 次産業	電気・ガス・水道業	30,908	30,970	33,183	1.3	1.4	1.5	0.2	7.1
		卸売・小売業	313,281	311,238	307,075	13.4	13.7	13.7	▲0.7	▲1.3
		金融・保険業	169,823	140,021	139,464	7.3	6.2	6.2	▲17.5	▲0.4
		不動産業	363,694	371,238	377,429	15.5	16.4	16.9	2.1	1.7
		運輸・通信業	142,727	143,482	141,671	6.1	6.3	6.3	0.5	▲1.3
		サービス業	691,294	679,228	684,095	29.5	30.0	30.6	▲1.7	0.7
		政府サービス生産者	343,352	342,491	330,611	14.7	15.1	14.8	▲0.3	▲3.5
		対家計民間非営利 サービス生産者	71,127	72,971	71,129	3.0	3.2	3.2	2.6	▲2.5
		小 計	2,126,209	2,091,895	2,084,657	90.8	92.4	93.2	▲1.6	▲0.3
合 計			2,445,144	2,355,420	2,320,181	104.4	104.0	103.7	▲3.7	▲1.5
(控除) 帰属利子等			104,123	91,017	84,677	4.4	4.0	3.7	▲12.6	▲7.0
市内総生産 (市場価格表示)			2,341,020	2,264,403	2,235,504	100.0	100	100	▲3.3	▲1.3

(注) 表中の計数は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。

数値に富合町、城南町、植木町を含む

(資料) 熊本県統計協会「平成21年度市町村民所得推計報告書」

イ 産業(大分類)別事業所数及び従業者数の推移(全事業所)(産業政策課)

(平成18年事業所・企業統計調査結果および平成21年経済センサス基礎調査)

産 業 大 分 類	平成13年		平成18年		産 業 大 分 類	平成21年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数		事業所数	従業者数
全 産 業	30,642	311,671	28,341	300,916	全 産 業	30,774	329,065
農 林 漁 業	30	744	29	642	農 業 , 林 業	83	1,239
非 農 林 漁 業	30,612	310,927	28,312	300,274	漁 業	7	45
鉱 産 業	6	19	4	27	非 農 林 漁 業	30,684	327,781
建設業	2,631	24,700	2,310	20,938	鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	6	31
製造業	1,132	22,054	953	17,283	建設業	2,644	21,672
電気・ガス・熱供給・水道業	22	1,615	22	1,572	製造業	1,088	17,685
情報・通信業	316	8,947	304	7,288	電気・ガス・熱供給・水道業	25	1,452
運輸業	628	11,007	557	10,687	情報・通信業	435	7,302
卸売・小売業	9,917	81,888	8,780	74,787	運輸業 , 郵 便 業	593	13,542
金融・保険業	701	12,163	596	10,177	卸売業 , 小 売 業	8,817	76,666
不動産業	1,581	4,900	1,531	4,769	金融業 , 保 険 業	686	10,767
飲食店 , 宿泊業	3,991	26,642	3,602	26,431	不動産業 , 物 品 賃 貸 業	2,362	9,085
医療 , 福祉	1,634	33,648	1,837	38,656	学術研究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	1,768	10,930
教育 , 学習支援	1,159	15,833	1,159	17,461	宿泊業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	3,911	32,999
複合サービス事業	275	3,772	245	5,151	生活関連サービス業 , 娯 楽 業	2,909	14,865
公務	6,496	46,424	6,298	48,058	教育 , 学 習 支 援 業	1,129	20,421
構成比	123	17,315	114	16,989	医療 , 福 祉	1,975	45,095
非 農 林 漁 業	100	100	100	100	複 合 サ ー ビ ス 事 業	182	2,455
建設業	0.0	0.0	0.0	0.0	サービス業(他に分類されないもの)	2,043	25,998
製造業	8.6	7.9	8.2	7.0	公	111	16,816
電気・ガス・熱供給・水道業	3.7	7.1	3.4	5.8	構成比	100	100
情報・通信業	0.1	0.5	0.1	0.5	非 農 林 漁 業	0.0	0.0
運輸業	1.0	2.9	1.1	2.4	鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	8.6	6.6
卸売・小売業	2.1	3.5	2.0	3.6	建設業	3.5	5.4
金融・保険業	32.4	26.3	31.0	24.9	製造業	0.1	0.4
不動産業	2.3	3.9	2.1	3.4	電気・ガス・熱供給・水道業	3.5	5.4
飲食店 , 宿泊業	5.2	1.6	5.4	1.6	情報・通信業	1.4	2.2
医療 , 福祉	13.0	8.6	12.7	8.8	運輸業 , 郵 便 業	1.9	4.1
教育 , 学習支援	5.3	10.8	6.5	12.9	卸売業 , 小 売 業	28.7	23.4
複合サービス事業	3.8	5.1	4.1	5.8	金融業 , 保 険 業	2.2	3.3
公務	0.9	1.2	0.9	1.7	不動産業 , 物 品 賃 貸 業	7.7	2.8
対前回増減数	21.2	14.9	22.2	16.0	学術研究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス	5.8	3.3
全 産 業	0.4	5.6	0.4	5.7	宿泊業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	12.7	10.1
農 林 漁 業	△ 2,681	△ 20,260	△ 2,301	△ 10,763	生活関連サービス業 , 娯 楽 業	9.5	4.5
非 農 林 漁 業	△ 11	34	△ 1	△ 102	教育 , 学 習 支 援 業	3.7	6.2
建設業	△ 2,670	△ 20,294	△ 2,300	△ 10,661	医療 , 福 祉	6.4	13.8
製造業	△ 1	△ 43	△ 2	8	複 合 サ ー ビ ス 事 業	0.6	0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	△ 265	△ 5,273	△ 321	△ 3,762	サービス業(他に分類されないもの)	6.7	7.9
情報・通信業	△ 211	△ 4,414	△ 179	△ 4,771	公	0.4	5.1
運輸業	4	247	0	△ 43			
卸売・小売業	92	1,146	△ 12	△ 1,659			
金融・保険業	△ 106	△ 3,292	△ 71	△ 320			
不動産業	△ 1,230	△ 6,017	△ 1,137	△ 7,101			
飲食店 , 宿泊業	△ 76	△ 5,387	△ 105	△ 1,986			
医療 , 福祉	△ 86	△ 147	△ 50	△ 131			
教育 , 学習支援	△ 563	△ 636	△ 389	△ 211			
複合サービス事業	131	3,684	203	5,008			
公務	△ 71	188	0	1,628			
対前回増加率	△ 6	111	△ 30	1,379			
全 産 業	△ 257	△ 1,416	△ 198	1,634			
農 林 漁 業	△ 25	955	△ 9	△ 326			
非 農 林 漁 業	△ 8.0	△ 6.0	△ 7.5	△ 3.5			
建設業	△ 26.0	4.8	△ 3.3	△ 13.7			
製造業	△ 8.0	△ 6.0	△ 7.5	△ 3.4			
電気・ガス・熱供給・水道業	△ 14.0	△ 69.4	△ 33.3	42.1			
情報・通信業	△ 9.2	△ 17.6	△ 12.2	△ 15.2			
運輸業	△ 15.7	△ 16.7	△ 15.8	△ 21.6			
卸売・小売業	22.2	18.1	0.0	△ 2.7			
金融・保険業	41.1	19.3	△ 3.8	△ 18.5			
不動産業	△ 14.4	△ 23.0	△ 11.3	△ 2.9			
飲食店 , 宿泊業	△ 11.0	△ 6.8	△ 11.5	△ 8.7			
医療 , 福祉	△ 9.8	△ 30.7	△ 15.0	△ 16.3			
教育 , 学習支援	△ 5.2	△ 2.9	△ 3.2	△ 2.7			
複合サービス事業	△ 12.4	△ 2.3	△ 9.7	△ 0.8			
公務	8.7	13.0	12.4	14.9			
	△ 5.8	1.2	0.0	10.3			
	△ 2.1	3.2	△ 10.9	36.6			
	△ 3.8	△ 3.0	△ 3.0	3.5			
	△ 16.9	5.8	△ 7.3	△ 1.9			

注1) 平成18年までは事業所・企業統計調査であったが、平成21年から経済センサス基礎調査へ移行

注2) 平成21年から経済センサス基礎調査への移行により、産業大分類の分類方法が異なっているため、平成21年分の対前回増減数・対前回増加率は単純比較ができないため省略

注3) 平成21年分は旧城南町、旧植木町分は含まない

ウ 商 業

業種別商店数・従業員数・年間販売額(商工振興課)

(平成19年商業統計調査結果及び平成21年経済センサス-基礎調査結果)

産 業 分 類	事業所数			従業者数			年間商品販売額		
	平成19 年実数 (店)	平成21年		平成19 年実数 (人)	平成21年		平成14年実数 (万円)	平成19年	
		実数 (店)	構成比 (%)		実数 (人)	構成比 (%)		実数 (万円)	構成比 (%)
合 計	8,036	8,960	-	65,365	76,646	-	255,022,235	227,432,273	-
卸 売 業 計	2,115	2,511	100	21,810	24,933	100	174,246,275	150,058,228	100
50 各種商品卸売業	12	2	0.6%	167	12	0.0%	452,965	1,320,799	0.9%
511 繊維品卸売業	6	6	0.2%	34	22	0.1%	120,334	69,687	0.0%
512 衣服卸売業	81	66	2.6%	630	448	1.8%	3,191,854	1,738,975	1.2%
513 身の回り品卸売業		44	1.8%		304	1.2%			
521 農畜産物・水産物卸売業	298	287	11.4%	4,192	4,436	17.8%	40,325,968	34,996,539	23.3%
522 食料・飲料卸売業	257	292	11.6%	2,801	3,716	14.9%	25,973,403	20,241,214	13.5%
531 建築材料卸売業	225	241	9.6%	1,953	2,107	8.5%	13,933,595	10,810,793	7.2%
532 化学製品卸売業	79	74	2.9%	569	614	2.5%	5,634,929	4,673,778	3.1%
533 石油・鉱物卸売業	59	35	1.4%	558	440	1.8%	5,752,321	9,703,326	6.5%
534 鉄鋼製品卸売業		20	0.8%		123	0.5%			
535 非鉄金属卸売業		10	0.4%		46	0.2%			
536 再生資源卸売業	21	36	1.4%	522	840	3.4%	891,720	2,003,141	1.3%
541 産業機械器具卸売業	199	328	13.1%	1,704	2,371	9.5%	11,383,581	10,862,555	7.2%
542 自動車卸売業	110	97	3.9%	1,228	1,198	4.8%	7,587,289	4,389,887	2.9%
543 電気機械器具卸売業	172	232	9.2%	1,449	1,665	6.7%	14,820,507	13,908,346	9.3%
549 その他機械器具	99	153	6.1%	1,069	1,289	5.2%	5,639,367	6,669,596	4.4%
551 家具・建具・じゅう器等卸売業	73	96	3.8%	481	731	2.9%	2,389,856	2,148,365	1.4%
552 医薬品・化粧品等卸売業	152	201	8.0%	2,213	2,656	10.7%	24,098,535	15,634,496	10.4%
559 他に分類されない卸売業	272	291	11.6%	2,240	1,915	7.7%	12,050,051	10,886,731	7.3%
小 売 業 計	5,921	6,449	100	43,555	51,713	100	80,775,960	77,374,045	100
56 各種商品小売業	39	24	0.4%	2,916	2,672	5.2%	12,337,562	12,483,720	16.1%
57 織物・衣服・身の回り品小売業	1,048	977	15.1%	4,307	4,412	8.5%	7,201,821	5,685,804	7.3%
58 飲食料品小売業	1,874	1,927	29.9%	16,730	19,859	38.4%	21,977,419	20,170,738	26.1%
591 自動車小売業	491	550	8.5%	3,584	4,469	8.6%	9,331,153	10,292,913	13.3%
592 自転車小売業		66	1.0%		164	0.3%			
593 機械器具小売業 (自動車, 自転車を除く)	486	330	5.1%	3,262	2,013	3.9%	7,921,867	8,114,866	10.5%
601 家具・建具・畳小売業		132	2.0%		617	1.2%			
602 じゅう器小売業		137	2.1%		891	1.7%			
60 その他小売業	1,983	2,306	35.8%	12,756	16,616	32.1%	22,006,138	20,626,004	26.7%

エ 工 業

産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者４人以上の事業所〕（商工振興課）

（平成22年工業統計調査結果）

産業中分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	実数 (箇所)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (万円)	構成比 (%)
総計	517	100.00	19,015	100.00	36,313,823	100.00
食料品	168	32.50	6,317	33.22	11,177,938	30.78
飲料	11	2.13	493	2.59	1,499,882	4.13
繊維工業	25	4.84	415	2.18	232,987	0.64
木材	10	1.93	159	0.84	194,519	0.54
家具・装備品	21	4.06	380	2.00	401,101	1.10
パルプ・紙	13	2.51	281	1.48	811,109	2.23
印刷	58	11.22	1,342	7.06	1,737,896	4.79
化学	7	1.35	1,571	8.26	4,611,613	12.70
石油・石炭	3	0.58	36	0.19	320,563	0.88
プラスチック	18	3.48	414	2.18	1,107,290	3.05
ゴム製品	2	0.39	18	0.09	X	X
皮革	1	0.19	15	0.08	X	X
窯業・土石	29	5.61	461	2.42	1,017,622	2.80
鉄鋼	6	1.16	322	1.69	1,142,880	3.15
非鉄金属	2	0.39	26	0.14	X	X
金属製品	54	10.44	1,311	6.89	2,265,492	6.24
はん用機械	5	0.97	131	0.69	94,732	0.26
生産用機械	25	4.84	1,501	7.89	2,097,728	5.78
業務用機械	5	0.97	355	1.87	531,788	1.46
電子部品	4	0.77	2,311	12.15	4,520,417	12.45
電気機器	7	1.35	77	0.40	88,242	0.24
情報通信機器	—	—	—	—	—	—
輸送用機器	8	1.55	693	3.64	2,145,017	5.91
その他	35	6.77	386	2.03	228,415	0.63

農水

オ 産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者４人以上の事業所〕

（平成22年工業統計調査結果）

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成 20 年実数 (箇所)	平成 22 年		平成 20 年実数 (人)	平成 22 年		平成 20 年実数 (万円)	平成 22 年	
		実 数 (箇所)	構成比 (%)		実 数 (人)	構成比 (%)		実 数 (万円)	構成比 (%)
総 数	480	517	100.00	15,174	19,015	100.00	26,497,206	36,313,823	100.00
４～９人	213	212	41.01	1,249	1,274	6.70	1,029,417	1,056,051	2.91
10～19人	126	145	28.05	1,715	1,976	10.39	2,052,441	2,482,254	6.84
20～29人	57	58	11.22	1,390	1,436	7.55	2,471,811	2,680,221	7.38
30～49人	28	33	6.38	1,112	1,294	6.81	1,678,348	1,807,527	4.98
50～99人	34	38	7.35	2,495	2,723	14.32	5,561,624	7,114,540	19.59
100～199人	13	17	3.29	1,819	2,456	12.92	2,853,920	3,372,585	9.29
200～299人	4	6	1.16	909	1,486	7.81	2,327,362	3,507,482	9.66
300～499人	3	3	0.58	1,054	1,109	5.83	X	1,493,682	4.11
500人以上	2	5	0.97	3,431	5,261	27.67	X	12,799,481	35.25

※ 統計表中の記号について

「—」：該当がないもの。

「X」：該当事業所が１ないし２事業所に関する数字であるため、統計の秘密保護の立場から特に内容を秘匿したもの。

また、３事業所以上に関する数字でも秘匿した事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合は「X」で表示。

2 農 林 水 産 業

(1) 概 況（農業政策課）

本市農業の特徴は、米、ナス・すいか・メロン等の野菜、みかん・梨等の果樹、花き、畜産等の豊富な基幹作目を有した多種多様な経営である。また、水産業としては、有明海の広大な漁場におけるノリ養殖業、アサリ・ハマグリ等の採貝業、クルマエビ・ガザミ等の網漁業を中心とする海面漁業及び清らかな地下水を利用したウナギや観賞魚（錦鯉・金魚）の養殖等の内水面漁業が営まれている。

いずれの分野においても、近年、消費者の食の安全・安心や農水産業及び農水産業地域の有する環境保全・景観維持等の多面的機能への関心が高まる中、都市近郊という優位性を活かし、地域性豊かな特色ある農業経営が行われ、農業産出額は全国でも上位の地位を誇り、市民の食と環境を支えている。その一方で、本市においても、担い手の高齢化、後継者不足、価格の低迷、自然環境の変化等の難しい問題を抱えているのが現状である。

このような中、2018年を目標とした「第6次熊本市総合計画」の個別計画として平成20年度に策定した「熊本市農水産業計画」に基づき、「農水産業の持続的発展」を基本目標に、安全・安心で良質な農水産物を生産し、消費者の理解を深めつつ、消費拡大を図るとともに、担い手の育成や生産性の向上、経営安定の支援、生産基盤の整備、環境保全に配慮した農水産業の実現を支援し、夢のある・稼げる・やりがいのある農水産業の実現を図っていく。

ア 販売農家の農家戸数と農業就業人口（農業政策課）

年度	区分	農家戸数 (戸)	農業就業人口 (人)	専業農家戸数 (戸)	兼 業 農 家 戸 数 (戸)		
					第1種兼業農家	第2種兼業農家	計
18		4,386	9,932	1,851	804	1,731	2,535
19		4,278	9,603	1,865	709	1,704	2,413
20		4,790	10,182	1,888	1,094	1,808	2,902
21		6,662	13,758	2,557	1,586	2,519	4,105
22		5,951	12,872	2,638	1,132	2,181	3,313
23		5,727	12,306	2,620	1,056	2,051	3,107

(注) 農林業センサス結果に基づく推計（平成22年度については農林業センサス結果）

イ 経営耕地面積（販売農家）（農業政策課）

(単位 ha)

年度	区分	総経営耕地面積	水 田	畑		
				普 通 畑	樹 園 地	計
18		6,425	4,076	790	1,559	2,349
19		6,305	4,002	765	1,537	2,302
20		6,999	4,728	755	1,516	2,271
21		9,659	6,670	1,237	1,752	2,989
22		9,324	6,295	1,293	1,736	3,029
23		9,118	6,134	1,273	1,713	2,986

(注) 農林業センサス結果に基づく推計

ウ 林野面積（農業政策課）

(単位 ha)

年度	区分	総 面 積	国 有 林	民 有 林					
				用材林	薪炭林	竹 林	特殊林	要造林地	
19		3,880	1,285	2,595	545	1,566	424	1	59
20		4,206	1,432	2,807	643	1,675	434	1	54
21		6,226	1,634	4,592	1,083	2,557	881	1	70
22		6,214	1,602	4,612	1,083	2,576	882	1	70
23		6,226	1,602	4,624	1,087	2,581	885	1	70

エ 民有林の樹種別面積と蓄積（農業政策課）

年度	用材林		薪炭林		竹林		特殊林		要造林地
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		ha
19	545	213,636	1,566	243,046	424	466,323	1	—	59
20	643	247,616	1,675	257,476	434	477,303	1	—	54
21	1,083	438,359	2,557	384,382	881	924,076	1	—	70
22	1,083	445,968	2,576	390,034	882	924,012	1	—	70
23	1,087	454,356	2,581	392,006	885	926,504	1	—	70

オ 農業産出額（農業政策課）

年度	水 稻		麦		大 豆		野 菜	
	作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額
	ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円
19	3,110	3,064	183	41	164	50	1,527	13,798
20	3,440	4,215	571	138	172	40	1,611	14,734
21	4,627	5,201	1,150	107	325	94	2,382	22,297
22	4,750	4,358	1,088	85	324	55	2,287	21,995
23	4,820	6,247	1,139	101	360	71	1,838	21,567

花 き		樹 芸		果 樹		工芸作物（たばこ）	
作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額
ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円
54	1,320	23	143	1,762	7,351	1	5
59	1,406	23	138	1,734	6,982	1	7
70	1,590	55	370	2,017	7,807	36	197
59	1,406	41	320	1,968	9,019	36	135
68	1,578	39	379	1,873	8,473	27	120

酪 農		肉 用 牛		養 豚		馬	
飼育数	生産額	飼育数	生産額	飼育数	生産額	飼育数	生産額
頭	百万円	頭	百万円	頭	百万円	頭	百万円
2,300	1,804	1,309	463	4,850	359	416	401
2,301	1,821	1,248	400	5,353	453	433	415
2,847	2,423	3,685	1,119	34,562	1,781	550	581
2,582	2,174	3,549	761	38,118	2,072	806	758
2,935	2,037	3,433	677	46,719	2,595	703	734

養 鶏		養 蜂		生産額合計
飼育数	生産額	飼育数	生産額	
羽	百万円		百万円	百万円
60,225	154	—	153	29,106
62,410	174	—	155	31,078
265,150	676	—	242	44,484
424,590	1,085	—	155	44,378
390,060	1,363	—	189	46,131

カ 漁船数（水産振興センター）

数量 年度	漁 船 数（隻） （ 動力船 ）
18	1,372
19	1,397
20	1,363
21	1,335
22	1,337

（港勢調査より）

キ 漁業生産額（水産振興センター）

年	乾 ノ リ		貝 藻 類		海 水 魚		淡 水 魚	
	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額
	千枚	百万円	t	百万円	t	百万円	t	百万円
18	671,422	5,896	1,756	614	262	212	6	67
19	716,811	6,196	2,440	1,104	206	139	7	73
20	691,263	6,047	2,661	1,108	205	141	5	63
21	604,182	5,735	336	96	191	141	274	543
22	577,372	5,870	228	40	164	107	330	801

（熊本市水産振興センター調べ）

ク 農業協同組合（農業政策課）

（平成24.4.1現在）

名 称	組合員数（人）	設立年月日
熊 本 市 農 業 協 同 組 合	20,494	平 4. 4. 1
熊本市中央酪農農業協同組合	8	昭36. 8. 31
熊本宇城農業協同組合（富合・城南地域）	3,447	平 8. 10. 1
鹿本農業協同組合（植木地域）	3,172	平元. 4. 1

ケ 漁業協同組合（水産振興センター）

（平成23.4.1現在）

名 称	組合員数（人）	設立年月日
河 内 漁 業 協 同 組 合	208	昭24. 8. 5
松 尾 漁 業 協 同 組 合	69	昭24. 6. 15
小 島 漁 業 協 同 組 合	279	昭24. 6. 15
沖 新 漁 業 協 同 組 合	397	昭24. 7. 4
畠 口 漁 業 協 同 組 合	159	昭24. 9. 27
海 路 口 漁 業 協 同 組 合	249	昭25. 5. 17
川 口 漁 業 協 同 組 合	280	昭24. 4. 9
熊 本 市 漁 業 協 同 組 合	141	昭24. 4. 22

（資料「熊本県の水産」より）

(2) 主要事業

ア 農林関係

① 農業振興地域整備計画（農業政策課）

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、食料の安定供給や農業の担い手の確保等を図るため熊本農業振興地域整備計画及び富合農業振興地域整備計画を策定し、今後とも長期にわたって本市農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農業振興に関する施策を計画的に推進する。

農業振興地域面積 25,546ha 農用地区域面積 9,827ha

② 農とぴあ推進事業（農業政策課）

地域資源を活用して、農業者等のまちづくりとして地産地消の主体的な活動を支援することにより、その拠点づくりを目指す。

農とぴあ推進計画に基づき、農とぴあゾーンを指定し、具体的な実施計画づくりや実施される事業への支援等を行い、農をテーマとしたまちづくりを推進する。

地域づくり拠点型ゾーン＝農とぴあ（消費者と生産者が共生するゾーン）

- ・ 新鮮で安全な農産物が購入できる
- ・ 地元の食材等で「食」を味わえる
- ・ 農業を体験できる
- ・ 独自の伝統文化等にふれあえる
- ・ 農の景観に親しめる

③ 中山間地域等直接支払事業（農業政策課）

農業者の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地の増加等により、農業の多面的機能（水源かん養機能、洪水防止機能等）の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するために、平成22年度から平成26年度まで5年間、毎年度直接支払いを実施する。

対象地域 旧河内町地域（芳野地区・河内地区）

対象農用地

- ・ 対象地域内に存する農振農用地区域内農地
- ・ 1ha以上のまとまりのある農用地（一団の農用地）
- ・ 急傾斜の農用地（田1/20以上、樹園地等畑15度以上）

対象面積 田8,48ha、畑716.19ha（平成23年度実績）

対象者 集落協定に基づき、5年間以上継続して耕作や農用地等の管理を行う者

④ 農業経営基盤強化促進対策事業（農業政策課担い手推進室）

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に努めるため、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の掘り起こしの促進と認定農業者及び経理の一元化等法人化を目指す集落営農組織の支援・育成を図る。

事業内容

- ・ 基本構想実践活動事業（アクションプログラムを計画的に展開）
- ・ 経営改善支援活動事業（情報ネットワークの構築・認定農業者の経営相談・指導の実施）

⑤ 強い農業づくり交付金 生産総合対策事業（農業政策課）

農産物の高品質化や低コスト化など生産体制の強化を図り、収益性の高い経営形態を確立し、農業経営の安定を図るための推進事業及び条件整備事業に取り組む。

- ・ 低コスト耐候性ハウスハウスの整備（飽田・松尾地区）

⑥ くまもと稼げる園芸産地育成対策事業（農業政策課）

園芸作物生産において高品質・省力化生産を図るため、施設、機械の導入を推進する。

- ・ 防虫ネット、点滴灌水施設、谷換気施設、循環扇、土壌改良機、土壌消毒機等導入

⑦ 農作物鳥獣被害対策事業（農業政策課）

近年、イノシシ・カラス・ヒヨドリ等の野生鳥獣による農作物被害が甚大であるため、関係農区や猟反会等と連携し、発生予防に基づき有害鳥獣捕獲を行うとともに、自衛対策等についての推進を行う。

⑧ 熊本市生産向上対策事業（農業政策課）

米麦等乾燥貯蔵施設の運営改善のための推進活動に支援することで、施設の利用率の向上と円滑な運営を図る。

⑨ 土壌病虫検査室 分析・診断事業（農業政策課）

農業生産指導の一環として、土壌・堆肥・作物体の各種肥料成分等の分析・病虫害診断を実施して、農業生産の向上に寄与する。

分析実績

（単位 件）

年度 項目	19	20	21	22	23
土 壌 養 分 分 析	799	1,407	1,185	858	831
農業用水・養液等分析	21	17	42	20	6
作物体・堆肥等分析	19	3	2	0	0
病 害 虫 診 断	38	88	79	64	2
そ の 他	15	20	0	6	12
計	892	1,535	1,308	948	851

⑩ 環境にやさしい農業推進事業（農業政策課）

自然環境に与える負荷を軽減し持続的な農業を確立するため、環境にやさしい農業を推進し、新鮮かつ安全な農産物の生産振興を図る。

- ・ 適正施肥管理対策の推進

土壌分析結果に基づく適正施肥の推進

- ・ エコファーマー認定の推進
- ・ 減農薬の推進
 - 農薬の適正使用と減農薬技術の導入
- ・ 農業用廃プラスチック類の適正処理推進
- ・ 省エネルギー化の推進
- ・ 下水処理水再利用実用化試験

⑪ 環境保全型農業直接支援対策事業（農業政策課）

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し支援を行うことで、農業が有する環境保全機能を一層発揮させる。

⑫ 水田農業構造改革対策（農業政策課 担い手推進室）

平成14年12月「米政策改革大綱」が決定され、この大綱に基づき平成16年度から新たに本対策が実施されることとなった。消費者・市場重視の考え方に立ち、需要に応じた米づくりの推進を通して、地域自らの発想・戦略により水田農業の将来方向を明らかにした水田農業ビジョンを作成し、平成24年度までに「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指すものである。

区分 \ 年度	18	19	20	21	22
実施農家数（戸）	4,391	2,971	5,027	7,926	7,307
水稻生産目標数量（トン）	16,687	9,743	16,605	26,730	23,473
水稻生産確定数量（トン）	12,246	9,735	16,602	23,570	22,861
水稻作付確定面積（ha）	2,265	1,787	3,002	4,375	4,293
主食用水稻作付面積（ha）	2,064	1,453	2,873	4,135	4,045
水稻作付超過率（％）	91.5	81.3	95.7	94.5	94.2

※ 水稻生産実施計画書提出者のみの実績
H21から旧富合、城南、植木町含む

⑬ 農漁業後継者の育成（担い手推進室・水産振興センター）

農漁業後継者育成対策として、各後継者クラブに対する組織育成やリーダー養成をはじめ、経営管理能力向上のための研修会等を実施する。

また機械、施設等の設置に対する融資制度を実施する。

⑭ みかん実験農場（農業政策課）

所在地 西区松尾町上松尾字筒井1093番地
 面積 総面積 3.5ha（圃場2ha：原野他1.5ha）
 植栽本数 早生温州 280本 中晩柑 180本
 普通温州 100本 落葉果樹 75本
 施設 管理棟 1棟 97.05㎡
 （事務室14.9㎡、実験室29.15㎡、研修室53.0㎡）
 ガラスハウス 1棟 44.71㎡
 事業概要 温州みかん、中晩柑の高品質果実生産実証試験
 普及奨励品種の栽培実証展示圃の設置
 研修、講習、実習、講演会等の実施
 学童、幼児を対象とした体験学習の受入れ

⑮ くまもと春の植木市（農業政策課流通消費対策室）

四百数十年の歴史をもつ、本市恒例の「くまもと春の植木市」は、熊本に春の訪れを告げる風物詩として、また緑の祭典として市民に親しまれている。

平成23年度実施状況

開催期間 平成24年2月1日（水）～3月10日（土） 39日間
 場所 戸島いこいの広場（東区戸島町）
 面積 約62,000㎡（会場）
 うち駐車場約38,000㎡
 展示小間数 約390小間（1小間当たり10㎡）
 うち、ビニールハウス約170小間
 出展品目 庭園樹（大物、小物）・盆栽・草花・庭石・造園・鉢類・石灯ろう・観賞魚等（約100万円）
 出展業者 114業者

⑯ 熊本市ファミリー農園（農業政策課流通消費対策室）

熊本市ファミリー農園は、遊休農地を有効利用して自家用野菜や花をつくるなど、市民が農業との関わりを持てる場を提供し、農業に対する理解を深めてもらうとともに、利用者のレクリエーションの場や高齢者の生きがいつくりの場として、昭和59年度より開設している。平成23年6月より農園主が新規開設しやすいように、制度と名称を一部変更している。

- ・ 農園数 14農園
- ・ 区画数 987区画

（平成24年4月現在）

名 称	所 在 地	区画数	名 称	所 在 地	区画数
帯山ファミリー農園	中央区帯山7丁目764	65	近見ファミリー農園	南区近見4丁目228	63
国府本町 "	中央区国府本町75	81	著 町 "	南区城南町千町2876外	81
月出山 "	東区月出3丁目2432-56	108	柿 原 "	西区花園7丁目1990	42
桜 木 "	東区桜木4丁目54	48	麻生田 "	北区麻生田4丁目1634-1	73
花 立 "	東区花立6丁目541-1	40	高 平 "	北区高平1丁目324-1	56
長嶺南 "	東区长嶺南8丁目1370-1	94	鶴羽田 "	北区鶴羽田町1117-1	67
田 尻	南区富合町田尻73-1	102	立田山 "	北区龍田陳内1丁目1619	58

イ 畜産関係（農業政策課）

畜産総合対策事業

高品質生産能力を有する家畜の生産を奨励するとともに、予防注射による家畜伝染病等の発生を未然に防止することで、畜産物生産基盤の確立と畜産農家の経営安定を図る。

ウ 水産関係（水産振興センター）

生産基盤の整備（漁港・漁場の整備）

安全で使い易い漁港施設の整備拡充と施設の長寿命化を図るため、漁港の基本機能施設の整備や水産基盤整備事業の長期計画に基づく機能保全計画を策定する。また、アサリ漁場整備により漁場の維持保全と水産資源の持続的生産を図る。

- ① 漁港施設の整備（漁港単独改良、水産基盤ストックマネジメント事業等）
- ② 漁港浚渫土砂の仮置場整備
- ③ アサリ漁場整備（覆砂事業）

漁港施設

（平成22年度現在）

名称 区分	所在地	種別	現 有 施 設 延 長		登録漁船数 (隻)	利用漁船数 (隻)
			外かく施設 (m)	係留施設 (m)		
四 番 漁 港	沖新町・畠口町	第1種	1,487.7	715.6	293	435
海 路 口 漁 港	海路口町	〃	1,829.8	511.5	102	159
天 明 漁 港	川口町	〃	134	841.2	305	327
計			3,451.5	2,068.3	700	921

水産業経営安定強化

① 水産物の生産振興

水産資源の維持増殖のため、クルマエビ・ガザミなどの種苗放流やアサリ資源保護施設の設置補助及びノリ養殖技術の指導普及により漁業生産の向上と経営の安定に努める。

② 経営安定に向けた支援と担い手の育成

漁家経営の近代化と安定化を図るため、市振興資金の貸し付けにより、優良種苗の導入、漁船の建造、養殖設備の近代化等を促進している。また、次世代経営者（後継者等）に漁業技術の研修や漁家経営安定のための情報提供を実施し、意欲と能力のある担い手の育成を図る。

エ 耕地関係（耕地課）

土地改良事業

豊かでゆとりのある農村地域の発展を目指し、ほ場整備事業、農道整備事業、かんがい排水事業に取り組み生産基盤の充実に努める。特にほ場整備事業を推進することにより農作業の効率化を図り、収益性の高い農業を実現する。

また、災害のない安全な農村地域の実現を目指し、農地保全事業、海岸保全事業に取り組む。これにより降雨時の土砂流出、法面崩壊または海面上昇による高潮被害等の自然災害から農村地域を守る。

近年では、農村地域の湛水防除施設あるいは田畑輪換を目的とした排水施設の老朽化も深刻な課題となっているため、既存土地改良施設の更新を図る。

これら土地改良事業の実施にあたっては、農村の持つ豊かな自然環境と生態系の保全に配慮し、豊かで活力のある農村環境の創出に努める。

かんがい排水事業（県営）

区分 \ 地区名	画図南部地区 外 1 地区
総事業費	1,764 百万円
事業量	排水路 L=1,600m 排水機 16t
事業年度	平成18 ～ 29年
受益面積	319ha

経営体育成基盤整備事業（県営）

区分 \ 地区名	南尾迫地区 外 2 地区
総事業費	7,100 百万円
事業量	区画整理 A=253ha
事業年度	平成20 ～ 30年
受益面積	256ha

農業防災事業（県営）

区分 \ 地区名	小島地区 外 5 地区
総事業費	3,549 百万円
事業量	排水路L=570 m 排水機 30t
事業年度	平成21 ～ 28年
受益面積	427ha

農道整備事業（県営）

区分 \ 地区名	谷尾崎 2 期地区 外 1 地区
総事業費	1,209 百万円
事業量	農道 L=3,300m
事業年度	平成20 ～ 26年
受益面積	222ha

海岸保全事業（県営）

区分 \ 地区名	沖新地区 外 2 地区
総事業費	11,537 百万円
事業量	消波工等 L=9,684m
事業年度	昭和33 ～ 平成27年

農地保全事業（県営）

区分 \ 地区名	東大谷地区 外 2 地区
総事業費	1,547百万円
事業量	排水路 L=7,774m 農道 L=775m 水兼農道 L= 3,949m
事業年度	平成21 ～ 29年
受益面積	82ha

土地改良施設維持管理適正化事業（団体営）

区分 \ 地区名	南部第 2 地区 外 2 1 地区
総事業費	307 百万円
事業量	エンジンオーバーホール他
事業年度	平成20 ～ 28年

農地・水・環境保全向上対策（団体営）

区分 \ 地区名	秋津地区 外 4 6 地区
総事業費	2,092 百万円
事業量	活動地域農用地 A=6,934ha
事業年度	平成24 ～ 28年

(3) 農林漁業振興資金貸付（農業政策課・水産振興センター）

ア 農林漁業振興資金貸付一覧

貸付金の種類	貸し付けをする組合等	貸し付けの対象となる事項	貸付金の限度	償還期間	転貸利率	償還方法
農林資金	農業協同組合銀行	施設資金（果樹にかかるものを除く） 温室、ハウス、灌水、加温、防除、農産物貯蔵運搬等の施設	事業費の80%以内 (共同施設については100%以内)	7年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
		果樹経営安定資金 灌水、加温、防除、貯蔵運搬等の施設	事業費の80%以内 (共同施設については100%以内)	7年以内		
		農業機械資金 耕うん整地用機具、栽培管理用機具、防除用機具 収穫調整用機具等	事業費の80%以内 (共同購入等については100%以内)	7年以内		
		種苗資材資金 種苗購入、資材購入等	事業費の80%以内 (共同購入等については100%以内)	5年以内		
		農作物生産基礎条件整備資金 天地返し、暗きょ、客土等	事業費の80%以内 (1ha以上の面的事業については100%以内)	3年以内		
農業及び漁業後継者育成資金	農業協同組合 漁業協同組合銀行	農業及び漁業後継者が新しく実施する家畜、種苗養殖用稚魚、資材、機械等の購入及び施設の設置等	1人につき300万円以内	3年以内 (100万円を超える額の貸付については、5年以内)	無利子	元金均等年賦払
畜産資金	農業協同組合銀行	種畜導入資金	乳牛（牝） 1頭につき35万円以内	4年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
			繁殖肉牛 1頭につき35万円以内			
			馬 1頭につき35万円以内			
			豚 1頭につき10万円以内	3年以内		
		家畜導入資金	肉用牛 1頭につき35万円以内	3年以内		
			肉用雄子牛 1頭につき10万円以内			
			肉用馬 1頭につき35万円以内			
			豚 1頭につき2万円以内			
		畜産施設資金 畜舎の新築・改造又は器具の購入等	事業費の80%以内 (共同施設・共同購入については100%以内)	7年以内	無利子	
		畜舎ふん尿処理施設資金	事業費の80%以内 (共同施設については100%以内)	7年以内		
畜舎移転資金	事業費の80%以内 (共同施設については100%以内)	7年以内				
水産資金	農業協同組合 漁業協同組合銀行	資材種苗（海面）	1件につき100万円以内	2年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
		機械器具（ 〃 ）	1件につき200万円以内	5年以内		
		養殖施設（内水面）	1件につき100万円以内	3年以内		
		種 魚（ 〃 ）	1件につき100万円以内	2年以内		
		稚 魚（ 〃 ）	1件につき100万円以内	2年以内		
		漁船建造	1件につき500万円以内	5年以内		

イ 貸付状況

資金名	21 年 度		22 年 度		23 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	千円	件	千円	件	千円
農 林 施 設 資 金	0	0	0	0	0	0
果 樹 経 営 安 定 資 金	0	0	0	0	0	0
農 業 機 械 資 金	0	0	0	0	0	0
農 林 種 苗 資 材 資 金	0	0	0	0	0	0
農作物生産基礎条件整備資金	0	0	0	0	0	0
農業及び漁業後継者育成資金	20	36,620	18	36,750	13	30,800
種 畜 導 入 資 金	0	0	0	0	1	1,050
家 畜 導 入 資 金	0	0	0	0	0	0
畜 産 施 設 資 金	0	0	0	0	0	0
畜産ふん尿処理施設資金	0	0	0	0	0	0
畜 舎 移 転 資 金	0	0	0	0	0	0
資 材 種 苗 資 金	54	50,100	57	53,900	38	36,000
機 械 器 具 資 金	26	47,000	21	34,000	12	22,000
養 殖 施 設 資 金	0	0	0	0	0	0
種 魚 ・ 稚 魚 資 金	0	0	0	0	0	0
漁 船 建 造 資 金	12	37,500	9	38,000	20	66,500
農漁業生活環境整備資金	0	0	0	0	0	0
災 害 対 策 資 金	0	0	0	0	0	0
合 計	112	171,220	105	162,650	84	162,650

3 食肉センター（食肉センター）

（１）概 況

食肉センター（卸売市場）は、昭和13年に熊本市営と畜場として設置し、昭和40年に名称を「熊本市食肉センター」に変更するとともに、食肉卸売市場を開設しました。現在、本県内外の衛生的かつ安全な食肉の供給とともに、食肉流通拠点としての機能・役割を担っている。

（２）施 設

所 在 地 中央区南熊本2丁目3番1号

昭和13年 9月 熊本市営と畜場を設置する

昭和40年 4月 熊本市食肉センターと名称変更する

昭和40年10月 熊本市食肉卸売市場を開設する

昭和48年 1月 指定市場「熊本市食肉地方卸売市場」となる

建 築 面 積 鉄筋一部木造 2,909.62㎡

敷 地 面 積 10,454.78㎡

施 設 名 称	構 造	面 積	能 力	備 考
食肉センター事務所	木造瓦葺2階建	268.9㎡		1階139.9㎡ 2階129㎡
懸 肉 室	鉄筋コンクリート、一部 屋根鉄骨コンクリート	475.9㎡		
食 肉 卸 売 場		293.6㎡		昭和48. 7 冷房設備
冷 蔵 庫	〃	481㎡	豚換算 775頭	昭和39.12 192㎡設置 昭和42.11 240㎡増設 昭和55. 3 34㎡増設 平成 6. 3 15㎡増設
と 室	〃	838.1㎡		昭和40. 4 解体室666.1㎡ 内臓処理室177㎡
け い 留 所	〃	478.9㎡		昭和55. 7 小動物けい留所411.8㎡ 大動物けい留所 67.1㎡
浄 化 槽	活性汚泥方式	720㎡	日間処理 能力 750t	昭和40. 3 250t 設置 昭和42. 6 250t 増設 昭和48.10 250t 増設
簡 易 焼 却 炉		40.2㎡	1基	平成 8. 3 150K/時
控 室	木造瓦葺	48㎡		平成 8. 3 改造

(3) と畜頭数

(単位 頭)

年度 区分	19	20	21	22	23
牛	8,965	8,922	8,938	8,083	7,904
馬	3,784	3,684	3,597	3,373	2,792
豚	38,436	37,907	35,850	34,826	35,946
緬山羊	0	0	0	0	0
計	51,185	50,513	48,385	46,282	46,642

(4) 使用料及び手数料

(単位 円)

区 分 使用料 手数料	牛	馬	豚				牛 60kg 以下	こ馬	緬山羊		改正年月日
			一般		大貫				20kg 以上	20kg 以下	
			湯はぎ	皮はぎ	湯はぎ	皮はぎ					
と畜解体等手数料	3,100	3,100	1,064	1,146	1,476	1,630	1,250	1,450	650	550	平成 8. 4. 1
内臓洗い手数料	2,000	1,500	洗い140		ボイル80		1,000	750	140	140	平成 8. 4. 1
と 畜 場 使 用 料	1,100	1,100	600				250	450	150	50	昭和58. 4. 1
検 査 手 数 料	400	400	200				400	400	200	200	平成12. 4. 1
冷 蔵 庫 使 用 料	180	180	90				90	90	90	90	昭和58. 4. 1
市 場 使 用 料	売上金の 1,000分の2										昭和48. 4. 1

4 競 輪 事 業（競輪事務所）

（１）概 要

本市競輪事業は昭和２５年７月、財政再建と戦災復興事業に寄与することを目的として発足し、その後、昭和３７年４月自転車競技法の恒久立法化、同年１０月競技実施団体としての自転車競技会が発足するなど事業の運営面で確固たる基盤が築かれた。

全国の公営競技の売上は、競輪に限らず減少傾向にある。そのような中で、本市競輪事業は、記念競輪開催時の場間場外発売のみではなく、普通競輪開催時にも場間場外発売を展開させるなど売上の増加を図っている。

その一方で、新規ファンの掘り起こしのための専用場外車券売場の新設やファンサービスの充実、魅力あるレースの提供、特別競輪の誘致など、ファンのニーズに応じた事業展開を行っている。

事業発足より現在までにおける売上額は、総額９，１８１億円余、熊本市財政への繰出金総額は６５３億円余の巨額に上り土木、教育、住宅等の公共施設の建設、福祉の充実等の貴重な自主財源として本市の財政に多大な貢献をしている。

現在の競輪事業を取り巻く状況は売上の減少や、顧客の高齢化など非常に厳しいが、本市発展の一助として収益を確保するよう運営を行っている。

（２）施 設

所 在 地 中央区水前寺５丁目２３番１号

開 設 年 月 昭和２５年７月

敷 地 面 積 ４３，１８１．６３㎡ 競争路１周５００ｍ

駐 車 場 ７８９台収容

投 票 所 ８ヵ所 窓口 １２３

支 払 所 ８ヵ所 窓口 ６２

観 覧 席 定 員	１２，０００人	{	一 般	３，３００人
			立 見	７，７０５人
			特別観覧席	９９５人

(3) 競輪事業の実績

区 分 \ 年 度	19	20	21	22	23
開 催 回 数	12	12	12	12	12
開 催 日 数	67	58	58	58	58
入 場 者 数	170,666	140,321	126,841	104,160	120,803
収 入	千円	千円	千円	千円	千円
入 場 料 (普通席)	8,533	7,016	6,342	5,208	5,830
〃 (特別席)	14,372	12,939	11,227	8,102	9,548
車 券 発 売 金	19,895,147	15,601,383	13,393,119	11,445,024	20,065,889
そ の 他 の 収 入	1,031,949	1,040,587	936,318	797,976	751,027
前 年 度 繰 越 金	1,303,529	789,432	1,090,845	747,932	275,515
支 出					
経 常 経 費	168,550	160,459	190,660	158,599	152,860
開 催 経 費	19,295,387	15,198,733	13,152,804	11,261,563	19,522,453
交 付 金	855,461	485,551	400,172	643,805	667,453
施 設 関 係	444,702	115,770	46,284	364,785	252,732
一 般 会 計 繰 出 金	700,000	400,000	900,000	300,000	200,000

(4) 競輪事業収益金の使途

区分 年度	土木・住宅 関 係		民 生 関 係		教 育 関 係		衛 生 関 係		災害復旧 工事関係		そ の 他		合 計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
19	59,150	8.5	512,750	73.2	76,440	10.9	7,770	1.1	0	0	43,890	6.3	700,000	100.0
20	32,760	8.2	299,520	74.9	38,080	9.5	7,480	1.9	0	0	22,160	5.5	400,000	100.0
21	111,960	12.4	617,940	68.7	90,270	10.0	18,720	2.1	90	0	61,020	6.8	900,000	100.0
22	29,700	9.9	226,440	75.5	24,780	8.3	5,940	2.0	0	0	13,140	4.3	300,000	100.0
23	14,660	7.3	155,420	77.7	15,940	8.0	3,740	1.9	640	0.3	9,600	4.8	200,000	100.0

5 農 業 委 員 会 （農業委員会事務局）

農地等利用関係の調整

ア 農地に関する許認可事務

農地法に基づく各種権利の設定、移転及び転用についての許認可並びに証明事務を行っている。

農地法関係申請処理状況 （平成23年度） （単位 m²）

農 区	農 区 名	項	農地法第3条				農地法第4・5条								農地法第18条 (旧 20条)		非農地証明		そ の 他	合 計		
			(所有権移転)		(使用貸借権・賃 借権の認定・移 転)		第4・5条、許可不要の合計		第4条		第5条		許可不要		件数	面 積	件数	面 積	件数	件数		面 積
			件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積						件数	件数	面 積
熊本市	1	上熊本	4	2,923			45	14,465	10	2,558	33	10,396	2	1,511						49		17,388
	2	白 坪					30	10,177	15	5,082	14	4,562	1	533	1	2,026				31		12,203
	3	本 山					15	4,088	3	136	12	3,952			1	1,864				16		5,952
	4	画 図	7	7,738	1	6,049	79	47,143	14	6,200	65	40,943			7	6,823	1	39		95		67,792
	5	健 軍	2	662			25	17,912	7	5,884	18	12,028			3	2,091				30		20,665
	6	清 水	2	945			57	44,410	20	10,822	36	18,740	1	14,848	2	1,308				61		46,663
	7	力 合	1	991			50	57,114	6	1,988	43	18,333	1	36,793	1	2,797				52		60,902
	8	日 吉					34	15,830	15	8,857	19	6,973			1	759				35		16,589
	9	出 水					35	13,199	22	9,613	13	3,586								35		13,199
	10	川 尻	1	1,967			2	474			2	474			1	1,623				4		4,064
	11	田 迎	4	6,970	1	2,252	31	16,525	13	6,460	17	9,044	1	1,021	1	1,543				37		27,290
	12	御 幸	4	6,143			41	30,071	13	4,616	26	25,330	2	125	5	24,029	2	544		52		60,787
	13	池 上	3	3,892			20	10,968	1	409	18	5,318	1	5,241	1	991				24		15,851
	14	城 山	12	23,161	8	17,673	31	15,619	7	3,313	23	12,120	1	186	14	21,517				65		77,970
	15	秋 津	2	7,778			33	12,152	11	3,192	21	8,922	1	38	5	13,287				40		33,217
	16	松 尾	8	12,104	1	4,045	4	1,624			4	1,624			2	852				15		18,625
	17	小 島	19	39,791	3	6,037	9	46,734	2	576	5	656	2	45,502	1	1,087				32		93,649
	18	龍 田					51	30,615	16	12,686	34	17,779	1	150						51		30,615
	19	中 島	8	12,898	1	5,022	11	7,612	1	705	10	6,907			3	12,292	1	52		24		37,876
	20	供 合	3	7,627			10	14,837	2	836	8	14,001								13		22,464
	21	広 畑			2	7,344	28	14,575	10	3,872	18	10,703								30		21,919
	22	小山戸島	13	34,739	5	19,076	57	44,897	14	3,739	38	30,171	5	10,987	3	7,975				78		106,687
	23	西 里	11	8,960	2	6,860	30	22,107	8	8,753	19	8,921	3	4,433	1	1,391	1	23		45		39,341
	24	川 上	16	19,072	9	40,619	43	24,552	16	6,327	27	18,225			2	5,289				70		89,532
	25	河 内	8	16,588	2	18,171	14	4,132	2	640	8	2,918	4	574			1	1,550		25		40,441
	26	芳 野	6	5,737	4	31,380	8	10,214	1	6,825	6	2,809	1	580						18		47,331
	27	八分字	7	4,156	3	13,696	39	16,098	5	2,686	34	13,412			2	3,398				51		37,348
	28	藤 富	2	1,769			16	7,881	2	1,228	13	6,605	1	48	1	1,496	1	462		20		11,608
	29	並 建	4	3,623	1	961	11	3,947	1	442	10	3,505			3	2,387				19		10,918
	30	中 緑	2	2,908	1	4,723	1	532			1	532			1	5,199	1	229		6		13,591
	31	銭 塘	9	34,822	5	26,155	8	5,577			7	5,464	1	113	3	15,056				25		81,610
	32	奥古閑	3	3,085	1	2,878	1	426	1	426					1	343				6		6,732
	33	海路口	2	4,080	1	13,423	3	751	2	256	1	495			1	31				7		18,285
	34	川 口	1	1,236			4	1,256	3	785	1	471								5		2,492
旧 富 合 町	35	杉 合	6	5,901	3	26,454	32	37,962	9	7,718	23	30,244			5	10,542				46		80,859
	36	守 富	10	16,131	3	52,545	63	83,783	26	35,361	37	48,422			13	24,926				89		177,385
旧 城 南 町	37	杉 上	7	10,824	2	16,857	29	41,905	6	12,652	23	29,253			26	67,923				64		137,509
	38	隈 庄	16	34,475	4	44,630	37	37,017	9	9,013	25	24,342	3	3,662	12	31,122				69		147,244
	39	豊 田	10	27,284	4	25,108	31	35,759	3	2,055	28	33,704			5	8,369				50		96,520
旧 植 木 町	40	山 本	4	6,150	4	14,028	8	9,723	4	4,969	4	4,754								16		29,901
	41	田 原	8	19,111	2	10,584	5	8,792			5	8,792								15		38,487
	42	菱 形	14	22,232	3	17,235	12	9,515	1	427	9	8,631	2	457						29		48,982
	43	桜 井	2	3,547	4	33,622	19	18,996	2	1,838	17	17,158								25		56,165
	44	植 木			1	537														1		537
	45	山 東	4	4,899	4	11,916	15	14,701	5	4,915	10	9,786			4	9,556				27		41,072
	46	吉 松	2	1,722	4	23,784	5	6,116	1	1,566	4	4,550								11		31,622
	47	田 底	2	978	3	4,439	5	2,224			5	2,224								10		7,641
合 計			249	429,619	92	508,103	1,137	875,007	309	200,426	794	547,779	34	126,802	132	289,892	8	2,899		1,618		2,105,520

農地法第４・５条・許可不要用途別転用実績

(平成23年度)

		合 計				比 率 (%)
		件 数	面 積 (㎡)			
			田	畑	計	
住宅用地	農 家 住 宅	15	4,071	4,536	8,607	0.98
	一 般 個 人 住 宅	410	49,698	93,044	142,742	16.31
	集 団 住 宅、その他	395	200,093	146,450	346,543	39.60
	小 計	820	253,862	244,030	497,892	56.90
農 林 工 業 用 地	農 林 漁 業 用 施 設	36	13,847	12,177	26,024	2.97
	鉱 業	0	0	0	0	0.00
	建 設 業	49	42,033	21,059	63,092	7.21
	金 属 機 械 工 業	0	0	0	0	0.00
	化学・紙パルプ工業	0	0	0	0	0.00
	繊維・食料品工業	1	2,990	0	2,990	0.34
	電気・ガス・水道事業	4	3,555	905	4,460	0.51
	そ の 他	26	3,721	14,674	18,395	2.10
小 計	116	66,146	48,815	114,961	13.14	
公 共 施 設 用 地	官公署・病院等公共用地	7	45,502	19,114	64,616	7.38
	学 校 用 地	2	39,845	0	39,845	4.55
	公 園 ・ 運 動 場 用 地	1	0	4,280	4,280	0.49
	道・水路、鉄道用地	41	512	9,574	10,086	1.15
	小 計	51	85,859	32,968	118,827	13.58
そ の 他 の 施 設 の 用 建 地	運 輸 通 信 業 建 物 施 設	11	1,316	11,128	12,444	1.42
	商 業 ・ サ ー ビ ス 業	53	52,907	15,330	68,237	7.80
	ゴルフ場その他レジャー施設	5	4,717	5,246	9,963	1.14
	そ の 他	70	17,532	18,636	36,168	4.13
	小 計	139	76,472	50,340	126,812	14.49
植 林		11	1,306	15,209	16,515	1.89
合 計		1,137	483,645	391,362	875,007	100.00

農
水

(1) 農地調整事務処理事業

農地の利用関係の紛争に係る和解の仲介処理を行うこととしている。

(2) 国有農地管理处分事務

国有農地の買収、売却、貸付等管理处分とその対価徴収事務を行っている。

(3) 農地流動化地域総合推進事業

農地流動化目標を達成するため各関係機関と連携を図り、農地の出し手・受け手の意向等の把握と農地流動化調査分析によって事業を推進している。

(4) 農用地利用調整特別事業

担い手への農地の利用集積を促進するため、農地の出し手・受け手の計画的、効率的な結び付け活動を行っている。

農地利用集積実践実績（平成 23 年度）

（単位 m²）

種 別	件 数	期 間	田	畑	合 計
利 用 権 新 規 設 定	322	6 年 未 満	503,851	125,842	629,693
		6 年 以 上 10 年 未 満	164,134	49,852	213,986
		10 年 以 上	445,830	368,667	814,497
		小 計	1,113,815	544,361	1,658,176
利 用 権 再 設 定	536	6 年 未 満	1,068,118	201,167	1,269,285
		6 年 以 上 10 年 未 満	74,910	1,446	76,356
		10 年 以 上	271,374	24,069	295,443
		小 計	1,414,402	226,682	1,641,084
所 有 権 移 転	60		99,207	35,007	134,214
利 用 権 移 転	30		114,232	28,865	143,097
合 計	948		2,741,656	834,915	3,576,571

(5) 農業者年金業務

農業者の老後生活の安定、経営移譲による農業後継者の育成及び確保、並びに経営規模の拡大を目的とする業務を行っている。

（旧制度）

（平 24. 3. 31 現在）

種 別	待 期 者 (人)	合 計 (人)	受 給 者 (人)		
			経営移譲年金	農業者老齢年金	特例老齢年金
人 数	424	3,109	1,667	1,307	135

（新制度）

（平成 24. 3. 31 現在）

種別	加入者(人)（脱退者及び資格喪失者を除く）			待期者(人)	受給者(人)		
	合計(人)	通常加入者	政策支援加入者		合計(人)	特例付加年金	農業者老齢年金
人数	342	174	168	120	24	0	24

(6) 農業委員会活動強化事業

熊本市に隣接する農業委員会と、地域に密着した主体的な広域連携活動を強化するとともに、農地無断転用及び遊休農地の現場での監視活動の強化等、具体的な取組みを行っている。

観光文化交流

1	シティブランド戦略	301
2	東アジア戦略	303
3	国際交流・国内交流	304
4	観光政策	311
5	熊本城	316
6	動植物園	322
7	文化振興	324
8	文化財	327
9	社会体育	332
10	市民会館・健軍文化 ホー	341

1 シティブランド戦略（シティプロモーション課）

（１） 概 要

今日、人々のニーズが多様化する中で、人やモノの交流を盛んにするためには、名所旧跡などの観光地だけではなく、日常の暮らしに息づく伝統・文化や温かなおもてなしなどを含めた都市としての総合力が必要である。そして、これを象徴する「都市ブランド」を確立することは、他の都市との差別化を図り、多くの人から選択される都市となるために大変重要な戦略である。

本市は、第6次総合計画の中で、めざすべき将来の方向について、「九州中央の交流拠点都市」を掲げている。これを実現するためには、交流拠点としての都市機能の充実を図ることはもとより、全ての市民が本市のブランドイメージを共有するとともに、これを広く内外に発信することで、「九州中央の一大交流拠点」としての位置づけを確立していくことが必要である。

特に、本市においては、平成23年3月の九州新幹線鹿児島ルート全線開業や、平成24年4月の指定都市移行といった本市の都市ブランドを広く発信する絶好の機会となっていることから、今後は、本市が有するさまざまな資源を最大限に活用し、人、企業、情報等、新たな資源を内外から獲得し、都市の力として定着させていくことが求められている。

（２） 熊本シティブランド戦略プラン

平成18年に実施した「くまもと知名度向上（推進）調査」によると、本市のイメージは、「緑や水が豊か」、「歴史的・伝統的」、「地味」、「突出したイメージがない」などが挙げられている。

このようなことから、今後、本市の知名度を向上させていくためには、個別のブランド化を推進するだけでなく、「熊本城」や「地下水」、「田園都市」など、象徴する素材を活用しながら、わかりやすい都市イメージを想起させる効果的なブランド戦略が不可欠である。

このため、平成20年5月、有識者、マスコミ関係者、公募市民などによる「熊本シティブランド戦略プラン策定委員会」を設置し、同年11月、策定委員会より「戦略プラン策定委員会案」が市長へ報告され、パブリックコメントを経て、平成21年3月、「熊本シティブランド戦略プラン」が策定された。

平成21年10月に「わくわく都市くまもと」宣言を行い、シンボルマークを発表。これに使用された青・緑・赤の3色は、青＝日本一の地下水都市、緑＝水が育む豊かな農産物と森の都、赤＝「もっこす」と「わさもん」という熊本市民の特性から醸し出される真っ赤な情熱を表現しており、熊本市が有する財産として今後のブランド作りの戦略となっている。

（３） ブランディングの基本的考え方

ブランドづくりには、継続作業が必要不可欠であり、この行為を続けていくことがブランディングである。以下の4つの基本的な考え方に基づきブランディングを進めていく。

- ① 目的とターゲットを明確にし、ブランディングを行う。
- ② 確立すべきブランドイメージ「湧々都市くまもと ～九州の真ん中！ 人ほほえみ暮らしうるおう 集いのまち～」を基本に実施する。
- ③ 総合計画に位置付けられた「わくわく」の素材を活用し、本市の都市のイメージを効果的かつ効率的に発信し都市ブランドを確立することで、九州中央の交流拠点都市の実現を目指す。
- ④ 熊本シティブランドのアイデンティティである「青＝水」「緑＝農産物・森の都」「赤＝情熱」をストーリー化し、連続的な商品・サービス開発を行いながら、繰り返し訴求することにより、ブランドづくりを推進していく。

（４） ブランディング実績

ア 平成21年度

- ・ シティブランド宣言

新聞広告、ポスター、ホームページ開設（「わくわく都市くまもと」熊本シティブランドWEB）、市政だより表紙

- ・ 「わくわく親善大使」の任命
「くまもと」ゆかりの著名人を「わくわく親善大使」に任命し、「わくわく都市くまもと」を広くPRする。
- ・ 「一口城主」キャンペーン
「いきなりあなたも熊本城主」キャンペーンを行い、「くまもと」を広くPRする。また「城主手形」制度を設け、熊本城主に対する協賛店によるサービスを開始。

イ 平成22年度

- ・ 新幹線全線開業に向けた熊本市総合パンフレットの作成
- ・ 熊本城でのおもてなしサービス実施
熊本城への来場者に対し、夏期におしぼり、冬期のカイロを配布。
- ・ 「清正水物語」市場導入
くまもとの水を「清正水物語」として販売。加藤清正に基づくネーミングを用い、くまもとの想起させるストーリー展開によるブランディング。
- ・ 水に関するパンフレットの作成。
- ・ 「とれたてマルシェ」概念導入とパンフレット作成
熊本市内にある農産物直販所を「とれたてマルシェ」という愛称を用い、統一感を持たせる。
- ・ シンボルマークをデザインした「わくわくハンカチ」作成と配布
- ・ 「わくわくプロジェクト」展開
「わくわく都市くまもと」熊本シティブランドWEB上で、「ラーメンナビ」、「いきなり団子研究所」「新幹線全線開通おみやげ開発プロジェクト」を開始。
- ・ 「宝探し in 熊本城」の実施

ウ 平成23年度

- ・ これまでに効果的であったブランド戦略の継続
熊本城でのおしぼり・カイロ配布、「一口城主」確保に向けたPR わくわく親善大使の活用、WEBの活用、水のペットボトル活用やステッカー、卓上広告による日本一の地下水都市のPR、とれたてマルシェのブランド化による農業都市のPR
- ・ 新たなブランドストーリー展開
本市ゆかりの漫画家の作品「ケロロ軍曹」を活用し、原画展や宝探しの開催、更にラッピング電車を運行。
東アジアへのPRとして上海のジュニアゴルフ大会を誘致し、ゴルフを生かした観光PRを実施。
フェイスブックの試行や、WEBでの新町・古町、市電等の魅力の発信。
- ・ 指定都市プロモーション
移行時期にあわせ、各種情報誌への広告掲載や、大阪・名古屋地域の電車内広告掲載を実施。
- ・ 「住みなっせキャンペーン」の実施
新幹線開通により通勤圏となった福岡市において、本市の良好な住環境をアピールし、定住人口の増加を図るため、モニターツアーを開催したり、パンフレットを制作し県外広報を実施。
- ・ くまもとフィルムコミッションとの連携
映画、テレビドラマの撮影を誘致し、くまもとの魅力を広くPRする。

エ 平成24年度

- ・ 県外広報の強化
東京・大阪・名古屋・福岡地域における県外広報の強化、劇場CMの放映。
フェイスブックの本格稼働開始。

県外広報誌の制作。

- ・ わくわく企画造成

マンガ「ケロロ軍曹」の等身大フィギュアの制作や特別住民登録。

若手女優を生かした日本一の地下水都市とケーキの購入額日本一の PR パンフレットの制作。

首都圏における農水産物 PR の実施。

親善大使の拡大、活用事業の実施。

- ・ ブランド戦略の検証

認知度調査の実施。

- ・ フィルムコミッションの強化

「くまもとシティ・フィルムオフィス」の活動開始。

2 東アジア戦略（シティプロモーション課国際室）

本市は、九州新幹線の全線開業、4月の政令指定都市移行を経て、都市としての魅力と存在感を高める新たな飛躍の時期を迎えている。

このような中、本市と地理的に近く、歴史的にもつながりが強い中国・韓国などの東アジア諸国は、近年、高い経済成長を遂げ、市場としての魅力が高まっている。

本市と東アジア諸国との交流は、観光・食品産業などを中心に取り組まれている状況にあるが、今後、さらに経済活動の様々な分野で相互依存関係を深め、東アジアとともに成長する熊本市を目指していく必要がある。

また、経済以外の分野においても、本市の強みである学術研究・高等教育機関の集積や地球環境問題など東アジア共通の新たな課題を踏まえ、本市と東アジア地域との更なる連携・協力を深めていくことが考えられる。

そこで、東アジア地域との交流、連携、情報発信などを戦略的に進め、東アジアから選ばれる都市となることを目的に、平成22年3月「熊本市東アジア戦略」を策定した。特に、成長著しい中国においては、平成24年1月11日に熊本上海事務所を設置した。

なお、この戦略は第6次総合計画に基づく部門計画と位置づけ、特に第6次総合計画の「重点的取り組み」（出会いわくわくプロジェクト）や、シティブランド戦略プラン、国際化指針、観光振興計画、新幹線開業プロジェクトなどの関連計画と連動させ、全庁的な取り組みとする。

計画期間は、第6次総合計画と合わせ、平成30年度までとする。

また、社会経済活動の変化に対応するため、中間年である平成25年度を目途に見直しを行う。

（1） ターゲット都市

本計画では、上海市、香港、桂林市、台北市、釜山市、ソウル市、蔚山市等、本市と距離的に近く、かつ、人口規模が大きく、市場の獲得や観光客等の誘致、あるいは、学術や環境面での交流・連携が見込める都市を当面のターゲットとする。

また、これら以外の都市であっても、本市の東アジア戦略の展開に重要となる都市との交流・連携にも取り組んでいく。

※本計画における東アジアの定義：韓国、中国、香港、台湾、アセアン諸国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、シンガポール、タイ、ブルネイ、ラオス、ミャンマー、カンボジア）

（2） 戦略の目標と視点

「熊本市の存在感を示し、東アジアから選ばれる都市になる！」

(3) 4つのチャレンジ

この目標を実現するため、次の4つにチャレンジする。

☆チャレンジ1 東アジアに熊本市の存在感を示す都市ブランドの確立と観光振興・コンベンション誘致

【チャレンジ方針】

- ①東アジアに向けた都市ブランドの確立と情報発信
- ②官民が一体となったおもてなしの向上や観光客・コンベンション等の誘致
- ③本市と東アジア諸都市間の異文化相互理解の推進

☆チャレンジ2 東アジアと連携した学術都市づくり

【チャレンジ方針】

- ①東アジアから留学生等が集まるための情報発信と受け皿づくり
- ②研究の核となる機関や人材の集積の促進

☆チャレンジ3 東アジアとのビジネス促進

【チャレンジ方針】

- ①本市産出の製品、農水産物等の東アジアにおける市場の獲得
- ②東アジアとのビジネスを拡大する人材の確保と育成

☆チャレンジ4 東アジアの中の環境先進都市の実現

【チャレンジ方針】

- ①世界に誇れる東アジアの中の環境先進都市づくりと情報発信
- ②共に環境保全に貢献するための国際協力の推進
- ③地場環境ビジネスの東アジアへの展開

3 国際交流 ・ 国内交流 （シティプロモーション課国際室）

概 要

本市は中華人民共和国・桂林市、アメリカ合衆国・サンアントニオ市、ドイツ連邦共和国・ハイデルベルク市、福井市と友好姉妹都市の盟約を結んで以来、それぞれの都市と特色ある事業を活発に展開している。また、平成22年3月には、旧植木町との合併により、同町の姉妹都市であったアメリカ合衆国・ローム市との関係を熊本市で引き継いだ。

このような中、平成22年4月には、歴史的な縁から民間を中心とした交流が行われてきた韓国・蔚山広域市との間で、友好協力都市協定を締結するなど、世界中の各都市と文化、教育、芸術、スポーツなどさまざまな分野で活発な交流を進めている。

また、平成21年度には、熊本市が国際化に対応していくための指針として、新たに「熊本市国際化指針」を策定し、「世界に開かれた活力ある都市の実現」をめざして、市民参加のもと、諸外国との多様な交流をさらに推進するための取組みを行っている。

（１）桂林市（中華人民共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和５４年７月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務協議のため先遣団を派遣。同年１０月１日、梁成業桂林市革命委员会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行２０名を熊本市に迎え、市制９０周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を執り行った。

以来、両市は長期的な視野に立って教育・文化・観光等幅広い分野で様々な交流事業を展開してきた。特に、高校生交流事業は、友好都市締結当初から継続して実施しており、青少年の人材育成に寄与している。

平成１１年には、両市は友好都市締結２０周年を迎え、桂林市において両市長の間で２１世紀に向けた両市の友好協力関係発展のための共同声明書に調印を行った。また、友好都市締結２５周年を迎えた平成１６年、桂林市で行われた両市長会議において、新たに、観光分野での協力と民間交流の支援について合意がなされた。また、平成２１年には友好都市締結３０周年を迎え、市民友好の翼の相互派遣や、文化芸能団が桂林山水文化旅行まつりに参加するなど、様々な記念事業を実施した。今後もこのような実績を踏まえ、両市の友好関係の更なる発展を目指す。

最近の主な交流

平成２３年１０月	第２回桂林市国際旅行博覧会に出席
平成２４年２月	第１回熊本城マラソンの開催に合わせマラソン代表団１２名が来熊
平成２４年７月	桂林市高校生友好訪問団２０名を受入

桂林市の概要

桂林市は１９９８年９月８日、市・地区合併により市域が大幅に拡大され、２０１０年現在、人口約４９８万人、面積約２７，８０９㎢となっている。そこに住む人々の大多数は漢民族であるが、壮（チワン）族をはじめ回・苗・瑶・侗族など多くの少数民族が生活している。

中国南西部、広西壮（チワン）族自治区の東北部に位置する長い歴史を持った風光明媚な国際観光都市・桂林は、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、水墨の山水画にみられるような奇峰、奇岩（象鼻山・独秀峰、疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている）がそそり立ち、「桂林山水天下に甲たり」と古くから称されるすばらしい景観を呈している。最近では、市中心部の４つの湖と２つの川を運河でつないだ「りょうこうしこ両江四湖」の遊覧が観光の目玉となっている。

また、桂林の「桂」はモクセイの意で、街の至る所に主にキンモクセイの樹が植えられていて、花の咲く秋の季節には街中がその香りに包まれる。

（２）サンアントニオ市（アメリカ合衆国テキサス州）

提携までの経緯とその後の経過

国際化が進展する中、市制施行１００周年を控えた昭和６２年、２１世紀を目指した街づくりに取り組んでいた本市は、更に本市の国際交流を推進するため、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら、諸準備を開始した。

同年７月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州南西部に位置しアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、両市代表団が相互に訪問し具体的協議を重ねた後、同年１２月２８日、サンアントニオ市長を本市に迎え、姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、教育、文化、経済、医療など幅広い分野において活発な交流が行われ、熊本市医師会をはじめ、民間による国際交流へと活動のすそ野を広げている。また、平成１９年の姉妹都市締結２０周年を記念し、翌平成２０年１１月には第６回「熊本市友好の翼」として市民訪問団を派遣した。また、平成２０年４月には、熊本城本丸御殿の落成に合わせ、サンアントニオ市友好訪問団を受入れた。

最近の主な交流

平成２２年	７月	サンアントニオ市留学生（高校生）の３名の受入
平成２２年	８月	熊本市留学生（高校生）４名の派遣
平成２３年	８月	熊本市留学生（高校生）の３名の派遣

サンアントニオ市の概要

１７１８年に誕生し、人口１３２万人（２０１０年現在）を擁する全米第７位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部、ベア郡内に位置している。テキサス州内においては、ヒューストンに次ぐ第２位の大都市であり、人口の６割をラテン系（ヒスパニック系）民族が占めている。

サンアントニオ市は、毎年約２千万人の観光客が訪れる全米有数の国際観光・コンベンション都市であり、特に有名なのは、テキサス共和国独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、湧き出た地下水からなるサンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑の景観と治水を見事に調和させた都市計画の一例として、世界の都市づくりの模範例となっている。同市は、２００７年４度目の優勝を果たしたＮＢＡ全米プロバスケットボールチーム「サンアントニオ・スパーズ」の本拠地でもある。

また、同市植物園内には、１９８９年、両市友好のシンボルとして建設された日本庭園「熊本園」がある。

（３）ハイデルベルク市（ドイツ連邦共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和３９年、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪問したことを契機として、大学と城、市内を流れるネッカー河といった本市との共通点を有するハイデルベルク市との友好の歴史が始まった。以後様々な分野にわたり民間団体による交流の努力が重ねられたことから両市の友好は着実に深まり、平成元年の熊本市の市制１００周年記念式典には同市より市長をはじめ芸能グループが来熊、平成２年には地下水保全をテーマに開催された水資源国際会議に多数のハイデルベルク市議会議員が来熊するなど積極的な交流が行われた。

平成４年５月１９日、３０年近くにわたり育まれた友情が実り、「平和と環境に対する共通の責任」を理念とする友好都市協定を締結。その後、熊本市民友好の翼など市民レベルでの交流をはじめ、ホームステイやスポーツを通じた両市青少年の交流、医療従事者の相互派遣による研修など、さらに幅広い分野での活発な交流事業が続いている。特に、平成１９年は友好都市締結１５周年にあたり、本市から第４回「熊本市民友好の翼」を派遣したほか、市長並びに議長をはじめとする熊本市友好代表团、同市議会友好代表团も同市を訪問。また、翌２０年４月には、熊本城本丸御殿落成に合わせ、ハイデルベルク市から副市長をはじめとする訪問団を、続く２１年３月には同市市長並びに市議会議員及び民間友好団体関係者などからなる代表团を受け入れ、更なる友好発展の契機となった。

最近の主な交流

- 平成２３年５月 熊本市市民病院医師１名、栄養士１名をハイデルベルク大学病院へ派遣
- 平成２３年７月 第１６回インターナショナル・サマー・サイエンス・スクールへ大学生３名を派遣
- 平成２４年３月 ハイデルベルク大学病院代表团４名の受入
- 平成２４年３月 ハイデルベルク大学病院技師・看護師等３名の受入

ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、人口約１４万７千人（２０１０年現在）を擁し、標高１１６ｍ、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点に位置し、温和な気候に恵まれている。５００年に亘りプファルツ選帝侯の宮殿であった古城のふもとに旧市街が広がり、ドイツで最も美しい町のひとつとされる。町には知的な雰囲気だけでなく、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なお少しのかわりもない。市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、美しい屋根の波の上に堂々とそびえ、人々は、歩くたびに多様な城の歴史を見ることができる。また、ドイツ最古の大学であるハイデルベルク大学の歴史は過去６００年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。ハイテク産業、バイオ研究が盛んであるが、年間約３５０万人もの観光客が訪れる観光都市としての側面も持ち、ハイデルベルク城や大学のほか、アルテブリュッケ（古い橋）、聖霊教会など多くの観光名所を有する。

（４）福井市

提携までの経緯とその後の経過

福井市と熊本市とは、ともに城下町として栄え、第１０代肥後熊本藩主細川斉護公の娘勇姫が第１６代越前福井藩主松平慶永（春嶽）公に輿入れしたり、郷土の先哲横井小楠が福井藩の藩政改革にあたるなど、深い歴史的縁がある。また、福井市は織物王国といわれるほど繊維産業が集積しており、ファッションタウンの形成を目指しているとともに、テクノポリスや国際会議観光都市の指定を受けているなど、産業振興の面からも共通点を有している。

このような理由により、平成６年１１月１６日、熊本市において姉妹都市盟約書調印式を行った。

その後、平成７年２月１７日には、福井市において盟約書の精神に基づく幅広い交流の促進を再確認する姉妹都市に関する覚書調印式を行った。

この姉妹都市提携を機に、両市の中央郵便局、ケーブルテレビ、ＮＴＴ、商工会議所がそれぞれ姉妹提携を結んだほか、青少年交流、文化交流、各種団体交流など、市民レベルでの活発な交流が行われている。

最近の主な交流

平成２３年８月	小学生交流訪問団（福井市小学生２０名）の受入
８月	「火の国まつり」への福井市訪問団（４名）の受入
８月	「第４１回越前戦国まつり」への熊本市訪問団（３名）の派遣
１０月	「くまもと秋のお城まつり」への福井市訪問団（４名）の受入
平成２４年１月	小学生交流訪問団（熊本市小学生２０名）の派遣

福井市の概要

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地である福井平野に発達した、人口２７万人余、面積５３６．１９㎢の地方中枢都市である。

古くは北陸道の要衝として、中世以降は城下町として栄え、天正元年に消失した朝倉氏の居城は国の特別史跡に指定されている。幕末当時の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、橋本左内、由利公正などの多くの人材を輩出した。また、慶永公は産業振興事業として織物を採り入れ、織物王国福井の礎を築いた。

明治２２年に市制がしかれた際に福井市となり、熊本市と同じく平成１１年に市制１１０周年を迎えた。

昭和２３年に福井大地震に見舞われ、市街地は廃墟と化したのが、その後奇跡的な復興を遂げ、不死鳥のまち福井と称されている。

近年では、テクノポリスの指定を受け、テクノパーク福井などの整備により、繊維産業のみならず、電気、機械等の集積も高まっている。また、国定公園越前海岸や史跡、文化財などの多くの観光資源を生かしたコンベンションの推進にも力を入れており、国際会議観光都市の指定を受けている。

区画整理や都市計画道路など、都市基盤の整備も着々と進んでおり、歴史と近代的なまちづくりが見事に調和した北陸の雄都である。

（５）ローム市（アメリカ合衆国ジョージア州）

提携までの経緯とその後の経過

近代日本の夜明けを象徴する「西南の役」の激戦地「田原坂」を有する旧植木町とアメリカ合衆国における「南北戦争」の激戦地である「ローム市」が同じ歴史を共有することから「植木町世界の夜明け調査団」として、平成４年から青少年派遣などを通じて交流を重ねてきた。

平成７年５月２９日植木町合併４０周年記念式典に際し、双方の社会、行政、文化の実情に配慮しつつ、相互理解と友情を深めるため、さらに親しく交流を図ることとし、友好関係を盟約するに至った。

平成２２年３月２３日、熊本市と植木町との合併に伴い、姉妹都市の関係を引き継いだ。

最近の主な交流

平成２４年３月 第１５回「植木町世界の夜明け調査団」（中学生１０名）をローム市へ派遣

ローム市の概要

ジョージア州フロイド郡の中で最も大きな都市であり、郡の行政の中心地です。人口は、約３万６千人（２０１１年現在）、面積は約７７．３㎢。南北戦争の激戦地であったため、関連する史跡が数多く存在している。また、先住民の居住地跡などもあり、アメリカの歴史が強く感じられる地域。

（６）蔚山広域市（大韓民国）

提携までの経緯とその後の経過

蔚山広域市とは、かつて加藤清正公が監督し築いたといわれる倭城が蔚山広域市にあることや、本市にも蔚山町という旧町名が残ることから、文化やスポーツ等、様々な分野で民間を中心とした交流が活発に行われてきた。平成１９年１０月に熊本市長が蔚山広域市を訪問し、同年、熊本城築城４００年祭「日韓友情コンサート」に併せ、蔚山広域市市長が熊本を訪れるなど両市間の交流を深め、また平成２１年５月に熊本市議会議員訪問団が蔚山広域市を訪問し両市議会においても交流を進めてきた。

今後更に両市の繁栄と発展を促進するため、これまでの交流分野等を含め、具体的な交流の成果が期待される分野である「文化、観光、スポーツ、環境」を中心とした交流をしていくことで合意し、蔚山広域市で友好協力都市協定を締結した。

最近の主な交流

平成２３年４月	青少年文化訪問団（１９名）の受入
平成２３年５月	くじら祭に熊本市観光ブースの出展
平成２３年１０月	蔚山市代表団（１１名）の受入
平成２４年２月	第１回熊本市城マラソンへのマラソン選手団（７名）の受入

蔚山広域市の概要

蔚山は新石器時代の各種石器、櫛目文土器と青銅器時代前の遺跡である盤亀台岩刻画が発見された悠久な歴史を有するまちであり、朝鮮時代に蔚山という名前が誕生した。１９６２年に市に昇格、発展を重ね、１９９７年７月１５日に蔚山広域市に昇格した。人口１１５万人（２０１１年現在）、面積は１，０５８㎢で韓国の広域市の中で一番面積が広く、日本海に面し、釜山広域市から北へ７０㎞に位置する。

また、生産高で大韓民国一位を誇る世界規模の自動車メーカー「現代（ヒュンダイ）自動車」の主力工場や、韓国最大の石油コンビナート「ＳＫエナジー」などといった巨大企業を擁する一大産業都市として広く知られている。区域の郊外に位置する蔚州郡（ウルチュグン）は山岳地帯で、１，０００ｍ以上の高い山があったり、一方では、豊かな農業地帯や美しい海岸が続き、海水浴場も点在する。このように、区の部分は産業都市、郡の部分は農業地帯が大部分を占める、典型的な都市・農村の複合都市になっている。

（７）熊本市国際交流会館

本市は世界に開かれた国際都市“くまもと”の実現をめざし、市民と外国人がふれあう国際交流の場として、また国際情報提供の拠点として平成６年９月、熊本市国際交流会館を開館した。平成１８年度から指定管理者制度に移行し、指定管理者である一般財団法人熊本市国際交流振興事業団を中心に市民の国際化を更に促進するとともに外国人へのサービスの充実に努めている。

同会館では、１・２階の国際交流サポートセンター（エントランスロビー・交流ラウンジ）において、国内外の新聞、雑誌、図書、ＤＶＤ、インターネットによる情報サービスのほか、民間交流・協力活動の紹介や外国語による相談などを行っている。また、異文化理解講座や多言語による情報提供、市民と在熊外国人の交流会など多文化共生に向けた様々な事業が積極的に展開されている。

また、最大２３０名収容可能なホールや各種研修室・会議室は、コンサートや講演会、また英会話サークルなど、多くの市民に利用されている。

設置主体	熊本市
管理運営	熊本市国際交流会館共同企業体（指定管理者 期間：平成２１年度～平成２５年度）
所在地	中央区花畑町４番１８号
構造	鉄筋鉄骨コンクリート地上７階、地下２階建
面積	敷地面積１，６５６㎡ 延床面積 ８，４３９㎡
開館	平成６年９月１日
総工費	４０億９０００万円

主要施設

階 層	内 容
６・７階	ロビー、通訳ブース、ホール（２３０人）
５階	大広間Ａ、Ｂ、談話室、中会議室、茶道室、和室、小会議室（洋）（和）
４階	第１会議室、第２会議室、第３会議室
３階	国際会議室、研修室１～３
２階	国際交流サポートセンター、ワールドスタディールーム、ＮＧＯ活動スペース、多文化共生オフィス
１階	国際交流サポートセンター、エントランスロビー、会館事務室、駐車場
地下１階	駐輪場、防災センター
地下２階	多目的ルーム

会館利用状況

(平成23年度)				
	ホール	会議室（16室）	サポートセンター	合 計
利用人数 （人）	67,954	127,780	111,442	307,176

4 観 光 政 策（観光振興課・にぎわい推進室）

（１）概 況

「森と水の都」と称される熊本市は、豊かな緑、清冽な地下水などの恵まれた自然と城下町としての永い歴史と伝統ある地域文化に恵まれ、日本三名城の一つ熊本城に象徴される歴史都市として、また、多彩な文化を有する近代都市として毎年多くの観光客が訪れる観光都市である。

平成6年には「国際会議観光都市」の指定を受け国際観光都市づくりを推進するとともに、国内外の大会・会議の誘致に取り組み、国際コンベンションシティとしての展開とともに、平成15年9月には熊本市議会において「観光立市くまもと」都市宣言が決議された。また、「行ってみたい“まち”としての都市イメージの定着を図るため、熊本の観光資源を国内外へ積極的にPRするとともに、来訪した観光客が「また訪れたい」と思っただけのような観光素材の魅力向上とおもてなしの向上を図り、観光地として「選ばれる都市」を目指している。

また、旧富合町・旧城南町・旧植木町との合併や九州新幹線鹿児島ルートの特急全線開業、さらには、経済成長の著しい東アジアとの交流拡大など、観光分野を含め、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、これらの状況に対応するため、平成21年度に「熊本市観光振興計画」を策定し、施策を展開しているところである。

（２）観光客の動向

年 \ 項目	観 光 客 数 (千人)	対 前 年 比 (%)	宿 泊 客 数 (千人)	滞 留 率 (%)
18	4,292	104.3	1,843	42.9
19	4,670	108.8	1,952	41.8
20	5,718	122.4	2,075	36.3
21	5,482	95.9	1,907	34.8
22	5,327	97.2	2,096	39.4

（３）観光・コンベンションの誘致

ア 観光客誘致対策事業

国内宣伝

- ・国内における各種広報媒体を活用した広報宣伝を行う。
- ・観光ホームページ「満遊！くまもと」による情報発信を行う。
- ・新幹線沿線の主要都市において本市の観光地やイベント情報等の観光宣伝を行い、国内観光客誘致に取り組む。
- ・修学旅行及び宿泊観光客誘致を行う熊本市観光誘致推進協議会への支援を行う。

広域観光ネットワーク推進

- ・九州内主要都市及び阿蘇・天草地域等と連携した広域観光PRを行い更なる観光客誘致に取り組む。
- ・九州縦断県都観光ルート協議会（3市：熊本・福岡・鹿児島）
- ・東・中九州観光ルート協議会（4市：熊本・北九州・大分・別府）
- ・九州観光都市連盟（32市）
- ・阿蘇・熊本・天草観光推進協議会（3市：熊本・阿蘇・天草、4団体）
- ・熊本県観光連盟（熊本県、45市町村、212団体）

イ 海外観光客誘致対策事業

国際観光客誘致

- ・韓国・中国・台湾など東アジアにおける海外観光展等への出展及び観光プロモーション事業
- ・海外向け観光パンフレットの制作及び広告掲出
- ・韓国旅行エージェント向けメール配信

ウ コンベンション誘致対策事業

コンベンション協会への支援

一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会が実施するコンベンション・観光客誘致事業等を支援し、本市の観光の振興を図る。

(4) 観光・コンベンション受入機能の拡充

ア 観光客受入対策事業

桜の馬場 城彩苑 総合観光案内所・熊本駅総合観光案内所【白川口（東口）・新幹線口（西口）】・わくわく市場内観光案内所の運営

観光流動調査の実施

観光案内標識整備

観光地を紹介するための各種案内板や目的地への円滑な誘導を図るための案内標識の整備を行う。

桜の馬場 城彩苑～頬当御門間シャトルバスの運行

桜の馬場 城彩苑から熊本城頬当御門前までのシャトルバスを運行し、観光客の利便性向上を図る。

イ 観光イベント関連事業

祭り・伝統芸能の継承

・火の国まつり

郷土色豊かな市民総参加のまつりとして親しまれてきた「火の国まつり」も本年で第35回目を迎える。

市民のみならず観光のまつりとして、地域経済の活性化と観光振興につなぐべく盛大に開催する。

名 称 「第35回 火の国まつり」
期 間 平成24年8月3日（金）、4日（土）、5日（日）の3日間
主 催 「元気だ！くまもと」観光事業実行委員会、熊本市
会 場 熊本城二の丸広場、熊本市役所周辺 他

月日	8月3日（金）	8月4日（土）	8月5日（日）
主 要 行 事	・希望の火採火式・開幕式典 （市民会館崇城大学ホール前特設ステージ） ・オープニングコンサート （市民会館崇城大学ホール）	・火の国Dance Splash 2012 （交通センターコート・びぶれす広場） ・火の国観光ステージ （交通センターコート・びぶれす広場） ・おてもやん総おどり （水道町交差点～銀座通り交差点） ・中心市街アーケードイベント （上通・下通・サンロード新市街）	・フィナーレコンサート （交通センターコート） ・中心市街アーケードイベント （上通・下通・サンロード新市街）

・くまもとお城まつり

熊本城を中心に四季折々の催しを継続的に開催し、魅力の発信とにぎわいづくりによる元気なくまもとの創出を図っていく。

期間・内容

○夏のくまもとお城まつり（平成24年7月21日～平成24年8月31日）

・走馬灯飾り、夏の夜市（場所：桜の馬場 城彩苑）、灯りのイベント（熊本城長堀前等）等

○秋のくまもとお城まつり（平成24年10月5日～平成24年10月14日）

・武道の祭典、ふれあいフェスティバル等（場所：熊本城奉行丸等）

○冬のくまもとお城まつり（平成25年1月1日～平成25年1月3日）

・迎春行事（場所：熊本城内）

○春のくまもとお城まつり（平成25年3月下旬）

・火の国YOSAKOIまつり等（場所：熊本城域）

※イベント内容は8月現在の予定であり、変更になる場合がある。

主催 「元気だ！くまもと」観光事業実行委員会、熊本市

（５）観光資源の魅力向上

観光施設整備事業

観光施設の維持管理

峠の茶屋公園、岩戸の里公園、野出の峠の茶屋公園、九州自然歩道利用拠点施設、九州自然歩道等の維持管理を行う。

（６）熊本国際観光コンベンション協会

名 称	一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会
設 立 年 月 日	平成3年11月1日
目 的	熊本市及びその周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、コンベンション及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。
事 業	コンベンションの誘致及び支援 観光客の誘致及び受入 コンベンション及び観光に関する国外及び国内への広報及び宣伝 コンベンション及び観光の企画及び調査 コンベンション及び観光に関する情報の収集及び提供 コンベンション及び観光に関する人材の育成及び啓発 観光施設内売店及び無料休憩所の管理運営
事務所の所在地	中央区辛島町8番23号 桜ビル辛島町3階
基 本 財 産	平成23年度末 1,016,200,000円 (民間 316,200,000円)

コンベンション開催状況

年 度	17	18	19	20	21	22
件 数 （ 件 ）	304	351	371	366	308	270
人 員 （ 人 ）	144,546	150,875	146,229	152,671	140,839	101,934

（７）桜の馬場観光交流施設及び桜の馬場観光交流施設駐車場

熊本城のエントランスにあたる桜の馬場地区に観光交流施設を整備することで、観光客等の滞留時間を拡大するとともに、周辺地域への回遊性を促進し、中心市街地の活性化並びに城下町である本市の魅力向上に寄与することを目的とし、PFI方式により整備したものである。

所 在 地	中央区二の丸１番１
述 床 面 積	3,301.36㎡
建 築 面 積	2,925.30㎡
開 設 年 月 日	平成23年3月5日
事 業 契 約 額	4,650,407千円
構 造	鉄骨造 地上2階建
施 設 概 要	総合観光案内所、歴史文化体験施設、多目的交流施設、駐車場

（８）名所旧跡及び観光施設

ア 水前寺成趣園

清らかな水と日本式庭園の美しさで知られる水前寺成趣園は、細川家3代忠利が「国府のお茶屋」としてつくったものを、細川家5代綱利が現在のような大規模庭園に改修し成趣園（約73,000㎡）と名づけた。この庭園は、桃山式回遊庭園の代表的なもので、阿蘇の伏流水と言われる清らかな湧水は年中絶えることなく、至る所から湧き出て、観光客、市民の憩いの場所となっている。文豪夏目漱石もこの清冽な水をたたえて「湧くからに 流るるからに 春の水」と詠んでいる。

イ 北岡自然公園

細川家歴代の菩提寺である妙解寺が設けられていた所で、明治4年に廃寺とされ細川家の別邸となり、現在は、自然公園として公開されている。園の奥にある3代忠利及び4代光尚の廟側には、殉死者の墓や森鷗外の小説「阿部一族」で有名な阿部弥市右衛門の墓があり、数々の歴史を物語っている。

ウ 立田自然公園

立田山の麓にある立田自然公園は、細川家の菩提寺泰勝寺跡である。ここには、初代藤孝及びその夫人、2代目忠興とガラシャの名で広く世に知られるその夫人をはじめ歴代藩主の墓がある。ガラシャ夫人は明智光秀の娘で、キリスト教に帰依し貞節をもって一生をつらぬいた。今なお、夫人の墓を訪れる内外の客は後を絶たない。また木立の中には風流を極めた茶室「仰松軒」がある。

エ 本妙寺

九州における日蓮宗の名刹として知られる加藤家の菩提寺本妙寺は、熊本城の北西約2km、城をのぞむ中尾山の中腹にある。境内には、清正公を祀った浄池廟、清正公の肖像画や遺品を納めた宝物館、清正に殉死した大木土佐守や金宦の墓などがある。7月23日に行われる頓写会には、夜を徹して参拝の人波が続く。

オ 峠の茶屋公園

明治30（1897）年、文豪夏目漱石は、友人とともに熊本から現在の天水町へ旅をした。その時に通ったのが、鳥越峠と野出峠で、当時この2つの峠には茶屋があり、有名な「草枕」の一節「おい、と声をかけたが返事がない」はこのどちらかの茶屋が舞台といわれている。現在、当時の茶屋は存在しないが、野出峠は有明海や島原半島を望む展望公園として整備されている。一方、鳥越峠は峠の茶屋公園として資料館が整備され、漱石に関わる資料が展示されている。

カ 武蔵塚

剣聖宮本武蔵は、細川忠利に招かれて、晩年を肥後で送り、その生涯を千葉城跡（現在のNHK）で閉じた。その墓は、江戸参勤交代の威儀を拝したいという武蔵生前の希望により、大津街道沿いに選ばれたと伝えられている。なお、武蔵塚がある武蔵塚公園は大規模な改良整備のもと、日本庭園や茶室・東屋の他、公園のシンボルとして武蔵のブロンズ像が建立されている。

キ 霊巖洞岩戸観音・五百羅漢

金峰山の西麓にあり、剣聖宮本武蔵が「兵法五輪書」を記した洞窟で観音が祀られている。この横には、熊本の商人淵田屋儀平が石工了善に24年の歳月を費やし彫らせたと伝えられている五百羅漢もある。

ク 田原坂公園

西南の戦争では17昼夜にわたる戦闘が繰り広げられた激戦地である。園内には、激戦の跡が生々しい土蔵造りの弾痕の家（復元）や慰霊塔資料館が建ち、往時の戦いを知ることができる。官軍が田原坂の戦闘で消耗した小銃の弾薬は、一日平均32万発、死者は官軍だけで1日平均100名にものぼったといわれている。いまではツツジや桜の名所として知られる美しい公園として親しまれている。

ケ 塚原古墳公園

国内最大級の国指定史跡「塚原古墳群」が広がり、桜やアジサイ、コスモスなど季節の花が咲くきれいな古墳公園に整備されている。公園内には、熊本市塚原歴史民俗資料館や火の君遊園地、熊本県民天文台などもあり、家族連れで一日中楽しめる。

5 熊 本 城

（１）熊本城のあゆみ（熊本城総合事務所）

加藤清正が、関ヶ原の戦いのあと、慶長6年（1601年）より7カ年の歳月をかけ完成させた熊本城は、豪壮な天守閣や独得の曲線を持つ石垣などで名城の誉れ高い。加藤家の治世は2代45年で終わり、その後入封した細川家の居城として、240年を経て明治に至る。

築城に当たり清正は数々の実戦の経験を生かし、城の各所にいろいろな苦心を払った。

まず位置を肥後平野をのぞむ茶臼山に選定し、平野にひろがる城下町をも城郭とする平山城の形式とした。また防備の面では、清正石垣と呼ばれる堅固で特異の勾配を持った石垣をめぐらし、籠城を考慮しての城内120カ所余の井戸、成長の早い榎や棕の植樹、畳の芯に食糧となる芋の茎を使うなど数々の配慮がみられる。このようにして築かれた熊本城は、周囲5.3kmに及び、櫓49、櫓門18、城門29を数えたと言われるが、惜しくも明治10年の西南戦争で天守閣や本丸御殿などの主要な建造物を焼失した。

その後、昭和35年8月清正公350年祭と市制70年を記念して総工費1億8,000万円をもって天守閣が再建された。昭和56年1月には西南戦争100周年記念事業として西大手櫓門が復元されており、平成元年には市制施行100周年を記念して60年ぶりの宇土櫓の大規模修復及び数寄屋丸二階御広間の復元工事が完了した。

そして、平成9年度に策定した熊本城復元整備計画に基づき、平成10年から本格的な歴史的建造物の復元に着手、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓の復元を行い、平成20年3月熊本城築城400年を記念して総工費54億円をもって本丸御殿大広間が完成した。

（２）整備振興（熊本城総合事務所）

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきたが、その中核となる熊本城は、貴重な歴史文化遺産としてはもとより、本市最大の観光資源であり、更には「森の都」を印象づける緑の拠点として、今日まで市民や訪れる多くの人々に愛され続けてきたところである。

今後は、市民に地域の誇りと心のゆとりを提供する場としての価値をさらに高めるため、歴史的建造物の復元をはじめ総合的な整備・振興を図る。

復元整備

① 整備方針

・歴史的建造物の保存と復元

史料に基づき、歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める。

・都市の潤い空間としての環境整備

熊本城の原風景を守りながら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める。

・サービス空間の創出

史跡に配慮しながら、便益施設を充実させるとともに、歴史を学び、体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める。

② 整備手法

・城域のゾーニング

城域を、本丸（保存・復元ゾーン）、二の丸（緑の遊園ゾーン）、三の丸（歴史・学習体験ゾーン）、古城（エントランスゾーン）、千葉城（文化交流ゾーン）の5つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進める。

・整備期間

整備区域が広範囲かつ多岐にわたるため、計画を短期・中期・長期に分けて整備を進める。短期（第Ⅰ期）は平成10年度から19年度に実施し、平成20年度から第Ⅱ期の復元整備を実施している。

③ 熊本城復元整備基金

市民総参加のもと、復元整備を進めるために、平成10年4月創設。広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とする。

【短期（第Ⅰ期）復元整備計画に伴う一口城主】

実施期間 平成10年4月1日～平成19年3月31日

城主数 27,154人 募金額 1,206,565,996円

【第Ⅱ期復元整備計画に伴う新一口城主】

実施期間 平成21年1月1日～（平成24年3月31日現在）

城主数 40,687人 募金額 488,990,945円

④ 復元整備

【短期（第Ⅰ期）復元整備計画】

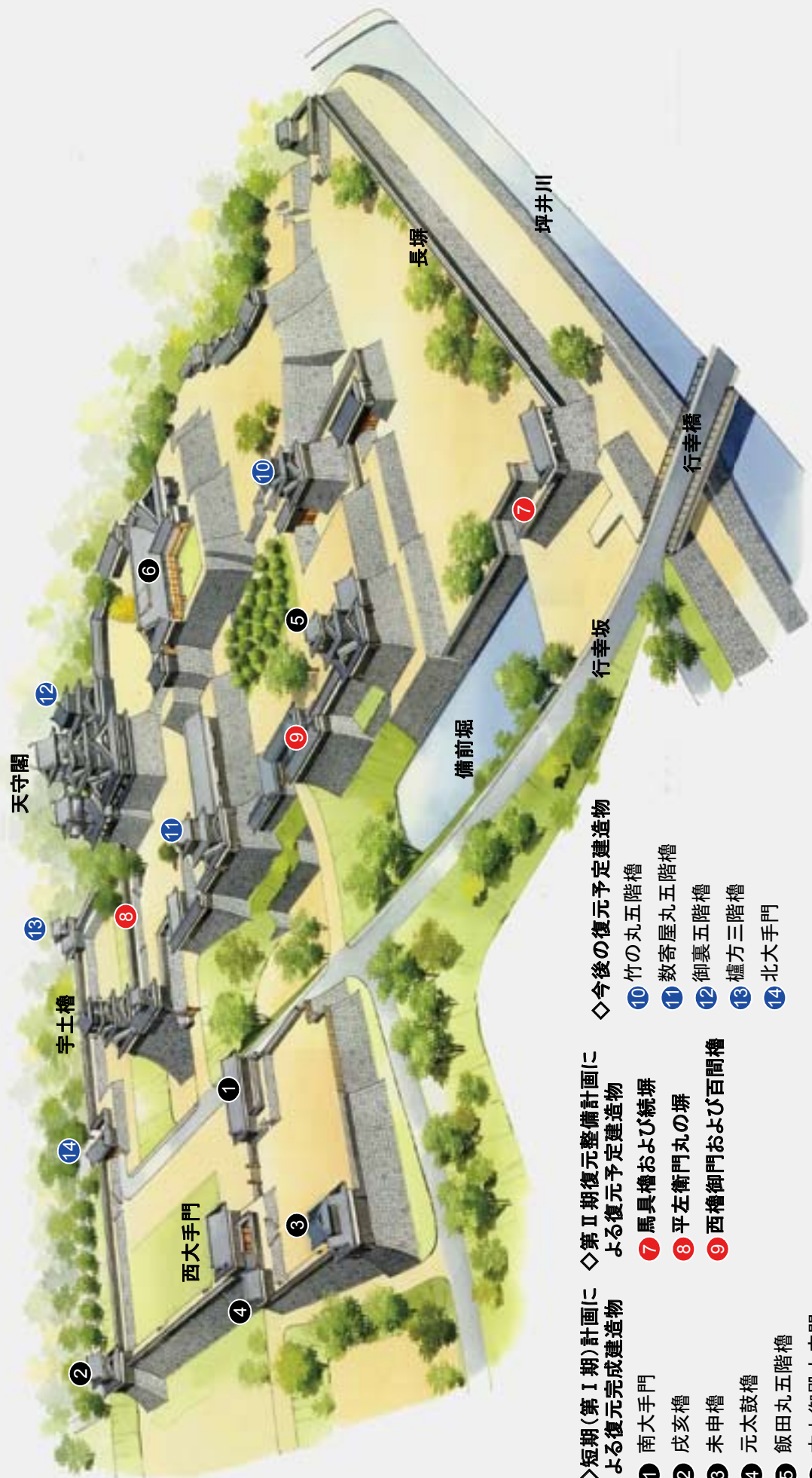
3つの整備方針のうち、先ず歴史的建造物の復元に力を入れることとし、築城400年にあたる平成19年を目標に、6つの建造物（南大手門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓、飯田丸五階櫓、本丸御殿大広間）を復元した。なお、平成11年の台風18号で倒壊した西大手門も再建した。

箇所	復元建造物	事業期間 事業費
西出丸一帯	南大手門、戌亥櫓 未申櫓、元太鼓櫓	・平成10～15年度 事業費 約19億円
	西大手門	・平成12～15年度 事業費 約5億円
飯田丸一帯	飯田丸五階櫓	・平成10～16年度 事業費 約11億円
本丸一帯	本丸御殿大広間	・平成11～19年度 事業費 約54億円

【第Ⅱ期復元整備計画】

平成20年度から平成29年度の10年間を目処に、行幸坂から見た往時の熊本城の復元整備を図るため、「馬具櫓一帯」「平左衛門丸の堀」「西櫓御門及び百間櫓一帯」の区域の復元整備を進める。

熊本城復元予想図



- ◇短期(第Ⅰ期)計画による復元完成建造物
- ① 南大手門
 - ② 戌亥櫓
 - ③ 未申櫓
 - ④ 元太鼓櫓
 - ⑤ 飯田丸五階櫓
 - ⑥ 本丸御殿大広間
- ◇第Ⅱ期復元整備計画による復元予定建造物
- ⑦ 馬具櫓および続堀
 - ⑧ 平左衛門丸の堀
 - ⑨ 西櫓御門および百間櫓
- ◇今後の復元予定建造物
- ⑩ 竹の丸五階櫓
 - ⑪ 数寄屋丸五階櫓
 - ⑫ 御裏五階櫓
 - ⑬ 櫓方三階櫓
 - ⑭ 北大手門

(3) 施設管理（熊本城総合事務所）

ア 重要文化財

名 称	面 積 (㎡)	高 さ (m)	長 さ (m)	摘 要
宇 土 櫓	914.65	19.5		三層櫓（内部五階、地下一階）
長 堀		2.0	242.44	
田 子 櫓	49.96	6.23		単層櫓
七 間 櫓	66.99	5.06		〃
十 四 間 櫓	162.11	5.72		〃
四 間 櫓	46.49	5.96		〃
源 之 進 櫓	108.4	北 5.602 南 6.122		単層矩折櫓
東十八間櫓	234.70			単層櫓
北十八間櫓	144.37			単層矩折櫓
五 間 櫓	35.37			単層櫓
平 櫓	111.17			〃
監 物 櫓	140.33			〃
不 開 門	39.01	5.72		脇戸付櫓門

入 園 料 高校生以上 500円
小中学生 200円 （団体割引 30人以上2割引）

※ ただし、幼児および市内の小・中学生・65才以上の市民については無料
旧細川刑部邸との共通入園券 大人 640円 小中学生 240円
城彩苑湧々座（歴史文化体験施設）との共通入園券 大人 600円 小中学生 200円
熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券 1,000円（高校生以上）

開 園 時 間 午前8時30分～午後6時（4月～10月） 午前8時30分～午後5時（11月～3月）
（ただし、入園は30分前締切）

休 園 日 年末（12月29日～12月31日）

利用状況

区分 年度	入 園 者 数 (人)	入 園 料 (円)
17	825,807	305,859,430
18	988,434	370,918,080
19	1,228,268	398,643,360
20	2,219,517	854,613,980
21	1,710,201	667,972,280
22	1,440,355	573,093,800
23	1,589,925	595,390,700

駐 車 場	二の丸駐車場	バス60台、普通車160台
	三の丸第一駐車場	バス18台、マイクロ5台、普通車100台
	三の丸第二駐車場	普通車231台
	宮内駐車場	普通車41台

イ 旧細川刑部邸

概 要

旧細川刑部邸は、正保3年（1646年）肥後細川初代藩主忠利公の弟・刑部少輔興孝を初代として興った武家の屋敷で、東子飼町にあった建物を平成2年度からの「ふるさとづくり特別対策事業」により約4カ年かけて城内へ移築復元したものである。この貴重な文化的遺産を保存するとともに、歴史資料を収集し、これらを広く市民の観覧に供することを目的として平成6年1月15日から一般公開されている。昭和60年に熊本県重要文化財の指定を受けている。

施 設 内 容

所 在 地	中央区古京町3番1号
開 設 年 月 日	平成6年1月15日
敷 地 面 積	20,000 m ²
建 物 面 積	1,058.86 m ²
建 物 延 面 積	1,343.20 m ²
構 造	木造平家建（一部2階建）
主 要 施 設	主屋、茶室、台所、長屋門、土蔵他、管理棟、ポンプ室、電気室
開 館 時 間	午前8時30分～午後6時（4月～10月） 午前8時30分～午後5時（11月～3月） （ただし、入館は30分前締切）
休 館 日	年末（12月29日～12月31日）

入館料並びに 施設使用料

高校生以上	300円
小中学生	100円（団体割引30人以上2割引）
ただし、幼児および市内の小・中学生・65才以上の市民については無料	
熊本城との共通券	大人640円 小中学生240円
熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券	1,000円
喜遊亭（茶室）	（午前）2,700円 （午後）3,800円
庭 園	1 m ² 1日につき36円

利用状況

年 度	18	18	19	20	21	22	23
来 館 者 数（人）	35,391	35,391	39,140	63,399	53,508	47,185	60,334
茶 室 使 用 件 数（件）	0	0	2	1	0	0	0
入館料・施設使用料（円）	6,624,400	6,624,400	7,634,760	9,238,120	7,952,940	5,965,780	7,979,600

ウ 肥後名花園

熊本城内竹の丸一帯の肥後名花園は、伝統ある肥後六花の純粹品種をより多く後世に残すため、昭和48年に造成し、その保存・栽培を行い、観光客や一般市民に親しまれている。

肥 後 菊	正式5間花壇に50品種を栽培	観賞 11月中旬
肥 後 花 菖 蒲	7間花壇5段に97品種700株を植え付け	観賞 6月上旬
肥 後 朝 顔	19品種を500鉢に栽培	8月に展示会
肥 後 芍 薬	7間花壇4段に25品種70株を植え付け	観賞 5月上旬
肥 後 椿	約900㎡の面積に51品種190本を植え付け	観賞 3月
肥 後 山 茶 花	約360㎡の面積に14品種73本植え付け	観賞 11月中旬

6 動 植 物 園（動植物園）

（１）概 要

熊本市動物園は、昭和４年、水前寺公園の東側に開園し、市民の憩いの場として親しまれていたが、周辺地域が都市化したことで敷地の拡張が困難となったため昭和４４年現在地に移転した。平成３年には、隣接地に整備を進めていた都市緑化植物園と一体となり熊本市動植物園が誕生し、現在も多くの人々に愛され親しまれている。

自然環境の荒廃が深刻化している今日、希少動植物の種の保存や生涯教育、環境教育の場としての動植物園の果たす社会的役割はますます重要なものとなっている。動物ふれあい広場「タッチ愛ランド」での、動物たちの命の鼓動を直接感じることができる体験プログラム等や、園内日本庭園における「ホテルの里づくり」などの取り組みをとおして、自然や命に関われるような事業を展開している。

このような中、平成１９年から５期１０年に渡り、老朽化した施設を、動物の習性及び行動に配慮した魅力的な展示施設とする再編整備計画を進めている。第１期工事（平成１９年度～２０年度）では、「サルたちの森」と「モンキーアイランド」、第２期工事（平成２１年度～２２年度）では、「チンパンジー愛ランド」が完成した。第３期工事（平成２３年度～２４年度）では、ペンギン舎・カピバラ舎・サル山を整備中である。平成２４年度からは第４期工事（平成２４年度～２７年度）としてカバ舎を中心としたアフリカサバンナ水辺ゾーンの整備を予定している。

（２）施設概要

所 在 地	東区健軍5丁目14番2号				
敷地面積	244,992,901㎡				
開園年月日	昭和4年7月26日（昭和44年7月1日移転開園、平成3年4月1日に動植物園新設）				
飼 育 動 物	ほ乳類	46種	269点	鳥 類	60種 464点
	爬虫類	15種	101点	両生類	1種 4点
	計 122種 838点（平成24年4月1日現在）				
植 物 園	花 壇	3,319㎡	芝 生	29,748㎡	バ ラ 200㎡
	高 木	7,487本	低 木	38,026本	生 垣 670m
	花の休憩所	304種	3,693点（平成24年4月1日現在）		
動物資料館	竣 工	平成元年7月31日			
	建 築 面 積	1,634.55㎡			
	床 面 積	1,288.318㎡			
	構 造	鉄筋コンクリート造平家建			
	主 要 施 設	常設展示室 特別展示室 レクチャールーム 研究室 ロビー（江津湖に住む魚類の水槽）			
	総 工 費	500,000千円			
花の休憩所	竣 工	平成3年3月25日			
	建 築 面 積	2,706.538㎡			
	床 面 積	2,388.773㎡			
	構 造	鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造			
	主要施設温室	展示室 ガイダンスホール			
	総 工 費	1,280,000千円			

飼育管理センター

竣 工	平成8年5月15日
建 築 面 積	446.42㎡
床 面 積	672.38㎡
野 外 放 飼 場	105.40㎡
構 造	鉄筋コンクリート造2階建
主 要 施 設	診察室 手術室 検疫室 解剖室 研修室 検査室等
総 工 費	290,000千円

緑の相談所	竣 工	昭和60年10月7日
	建 築 面 積	1,078.162㎡
	床 面 積	1,079.199㎡
	構 造	1F 鉄筋コンクリート造 2F 鉄骨造
	主 要 施 設	相談室 会議室 事務室
	総 工 費	300,285千円

遊 戯 施 設 ディスク・オー、ドルフィンパラダイス、観覧車、モノレール、新幹線、スーパーバイキング、子ども列車、メロディーペット、チェーンタワー、メリーゴーラウンド、ティーカップなど

駐 車 場 平日無料（普通車 1,233台、バス 58台）
土・日・祝日有料（普通車・中型車1台 200円 大型車1台 1,000円）

入 園 料（平成9年10月改訂）

	〔個人〕	〔団体〕	
大人・高校生	300円	240円	
小・中学生	100円	80円	（ただし、市内の小・中学生は名札 又は生徒手帳持参の場合、無料）
幼 児	無 料		

年度	区分	入 園 者 数 (人)	入 園 料 (円)	施設利用料 (円)
19		574,267	84,598,840	153,777,250
20		607,651	90,208,720	166,110,380
21		686,243	100,521,620	177,454,440
22		655,152	93,833,680	153,985,020
23		652,749	92,638,680	169,178,252

7 文 化 振 興 （文化振興課）

概 要

文化は、人々が心豊かで質の高い生活を送り、活力ある社会を形成していく上で極めて重要な意義をもっている。そこで、本市では「文化芸術振興指針」を策定し、市民一人ひとりが豊かな文化を享受し、文化の創造に参画するとともに、文化力で活力あるまちづくりを進め、人とまちが元気になる文化創造都市の実現を目指している。

本年も、くまもと全国邦楽コンクール、「草枕」国際俳句大会などの事業を引き続き開催する。また、人づくり基金研修生や市内外で活動するアーティストを小・中学校及び地域等に派遣し、音楽・舞踊・演劇などの芸術・文化に親しむ機会を提供する「芸術文化出張講座」や、舞台芸術活動を行う方に事業費用の一部を助成する「舞台芸術助成事業」を実施するなど、熊本の個性ある文化の創造に取り組んでいる。

（１）市民の文化の振興

平成２４年度主な文化事業

- 第１８回「くまもと全国邦楽コンクール」 平成２４年５月２０日

熊本が生んだ地唄三絃界の名手、「長谷幸輝大検校」の生誕１５０年を記念して、平成５年に創設。全国の才能ある邦楽演奏家を発掘し、育成の契機をつくることで新しい時代の邦楽の進展に寄与するとともに、熊本の魅力を全国に向けて発信する。

- 第１７回「草枕」国際俳句大会 平成２４年１１月１７日

夏目漱石来熊１００年を記念して平成８年に創設。俳人漱石を顕彰するとともに、日本文化を代表する俳句を通して「熊本の都市の魅力と俳句」を国内外へ向けて発信し、国際色豊かな大会として開催する。

- 芸術文化出張講座

市民が優れた文化芸術に触れる機会を拡充させるとともに、文化活動への参画を促すために、熊本市文化事業協会と共催で、音楽・演劇・舞踊などの舞台芸術を小・中学校や地域へ直接出向き提供する。

- 舞台芸術助成事業

音楽・演劇・舞踊及び伝統芸能などの舞台芸術活動を行う団体又は個人に対し、「会場使用料相当額」を助成することにより、発表機会の充実・育成を図り、多くの市民に鑑賞する機会を提供するとともに、本市文化施設の利用促進を図る。

（２）人づくり基金（平成３年度から実施）

目 的 多くの市民の方々から寄せられた浄財を基金として活用し、文化をはじめ様々な分野において指導的役割を果たす、国際感覚を備えた創造性豊かな人材を育成する。

基金額 ５９８，８９２，００３ 円

年 度	平3～18	19	20	21	22	23	累計
援助件数（件）	158	3	5	6	5	4	181
援助金額（千円）	162,626	849	580	2,070	806	1,499	168,430

(3) 熊本市現代美術館

熊本市現代美術館は、洋画家井手宣通氏の作品寄贈が建設の発端となり、平成14年3月に竣工した上通A地区第一種市街地再開発事業により建設された複合ビル「びぶれす熊日会館」の一部として、同年10月に開館した。

館内は、企画展を行うギャラリーⅠ・Ⅱのほか、美術図書室のホームギャラリー、コンピューターと美術が融合した作品を展示するメディアギャラリー、多目的に活用できるアートルフトなど多様な施設を備え、市民に親しまれる文化活動の拠点施設として、展覧会事業やワークショップの開催等様々な催しを行っている。

施設概要

設置主体 熊本市

管理運営 (財)熊本市美術文化振興財団(指定管理者 期間：平成21年度～平成25年度)

所在地 中央区上通町2番3号

面積 7,837.34㎡

うち展示及び教育普及関係部分

ギャラリーⅠ…882㎡ ギャラリーⅡ…573㎡ ギャラリーⅢ…130㎡

井手宣通記念ギャラリー…133㎡ ホームギャラリー…252㎡

メディアギャラリー…82㎡ アートルフト…145㎡

キッズファクトリー…108㎡ 会議研修室…57㎡

開館 平成14年10月12日

建設費 5,415,353千円

ア 展覧会事業

ギャラリーⅠ・Ⅱにおいては、現代美術を中心とした企画展(有料)を順次開催し、国内外を問わず優れた作品を市民に紹介する。また、ギャラリーⅠ・Ⅱ以外の部分は、常設展示場として収蔵作品や地元で活躍する作家の作品を展示している。平成23年度は次の展覧会を開催した。

ギャラリーⅠ・Ⅱ

展 覧 会 名	会 期	入場者数 (人)
水・火・大地 創造の源を求めて	H23. 4. 9 ～ H23. 6. 12	5,009
ファッションー時代を着る	H23. 6. 25 ～ H23. 9. 4	10,741
小谷元彦 幽体の知覚	H23. 9. 17 ～ H23. 11. 27	6,893
バラハク 西原理恵子博覧会	H23. 12. 10 ～ H24. 2. 12	5,613
第23回 熊本市民美術展 熊本アートパレード	H24. 2. 25 ～ H24. 3. 11	5,795
熊本の華人展 Vol.8	H24. 3. 16 ～ H24. 3. 25	8,254

ギャラリーⅢ

展 覧 会 名	会 期
肥後☆てぬぐい展	H23. 4. 1 ～ H23. 4. 3
稲原豊命 写真展 サイクル環の江津湖	H23. 4. 6 ～ H23. 5. 8
坂本善三展 パブリックアートから見た坂本善三	H23. 5.14 ～ H23. 7.18
トーチカ「ReBuild／PIKA PIKA IN KUMAMOTO」展	H23. 7.23 ～ H23. 9.11
長尾紀壽 型染 祀りから沖縄へ展	H23. 9.14 ～ H23.10.30
工房まる作品展 まる。てん	H23.11. 2 ～ H24. 1. 9
青木豊展 一外の部屋、中の庭一	H24. 1.12 ～ H24. 2.26
熊谷有展 一家族の肖像展	H24. 2.29 ～ H24. 3.31

井手宣通記念ギャラリー

熊本市現代美術館建設の端緒ともなった井手宣通氏を顕彰するため、熊本市に寄贈された約300点の作品を年間を通じて展示、公開した。

平成24年度は、次の展覧会を開催予定である。

展 覧 会 名	会 期
「画業40周年記念 葉祥明」展―地平線の彼方へ―	H24. 4. 7 ～ H24. 6.17
「篠山紀信展 写真力 THE PEOPLE by KISHIN」	H24. 6.30 ～ H24. 9.17
「生きる場所―ボーダーレスの空へ」	H24. 9.29 ～ H24.12. 9
第24回熊本市市民美術展 熊本アートパレード	H24.12.22 ～ H25. 1.14
「奈良美智 a bit like you and me 君や僕にちょっと似ている」展	H25. 1.26 ～ H25. 3.31

8 文 化 財（文化振興課）

ア 国指定文化財

区 分	名 称	摘 要	所有者（管理団体）	指定年
重要文化財	木造僧形八幡神坐像並びに木造女神坐像	室町中期	藤崎八幡宮	明 39 年
	木造東陵永興禪師倚像	南北朝期	雲巖禪寺	大 4 年
	木造十一面観音立像	鎌倉時代	報恩寺	平 6 年
	短刀銘光世	鎌倉中期	本妙寺	大 5 年
	紙本墨書寒巖義尹文書	〃	大慈寺	昭 27 年
	紙本墨書日本記竟宴和歌（上・下）	鎌倉時代	本妙寺	昭 34 年
	六殿神社楼門	室町時代	六殿神社	明 40 年
	熊本城（宇土櫓など 13 棟）	宇土櫓外	国（熊本市）	昭 8 年
	細川家舟屋形附旧足隠板八枚	江戸後期	永青文庫（熊本市）	昭 29 年
	旧五高等中学校本館並びに化学実験場及び表門	明治時代	国（熊本大学）	昭 44 年
	熊本大学工学部（旧熊本高等工業学校）旧機械実験工場	〃	国（熊本大学）	平 6 年
	巴螺細鞍	平安後期	個人	昭 55 年
	梵鐘	鎌倉後期	大慈寺	昭 56 年
	肥後阿蘇氏浜御所跡出土品	中国明時代陶磁器等	熊本県	昭 61 年
	阿蘇家文書（304 通）	平安から江戸までの古文書	国（熊本大学）	昭 62 年
	台付舟形土器	弥生時代	熊本市	昭 42 年
特別史跡	熊本城跡	本丸、二の丸外	国など（熊本市）	昭 30 年
史 跡	熊本藩主細川家墓所	泰勝寺跡、妙解寺	細川護貞ほか（熊本市）	平 7 年
	千金甲古墳（甲号）	古墳時代	熊本市	大 10 年
	千金甲古墳（乙号）	古墳時代	〃	大 10 年
	釜尾古墳	古墳時代	赤水白水神社（熊本市）	大 10 年
	池辺寺跡	平安時代	個人（熊本市）	平 9 年
	御領貝塚	縄文時代後期	〃	昭 45 年
	塚原古墳群	古墳時代	熊本市ほか（熊本市）	昭 51 年
	阿高・黒橋貝塚	縄文時代中期	熊本市	昭 55 年
名勝及び史跡	熊本藩川尻米蔵跡外城蔵跡船着場跡	江戸時代	国・熊本市	平 22 年
	水前寺成趣園	江戸初期 庭園	出水神社（熊本市）	昭 4 年
天然記念物	藤崎台のクスノキ群	7 本の巨木	国（熊本県）	大 13 年
	立田山ヤエクチナシ自生地		国（熊本市）	昭 4 年
	スイゼンジノリ発生地		〃	大 13 年
	矮鶏（ちゃぼ）		市内各飼育者	昭 16 年
	下田のイチョウ		熊本市	昭 12 年
特別天然記念物	タンチョウ		京都動物園	昭 27 年

観光

イ 県指定文化財

指定の種別	件数	摘 要
重要文化財	(工芸品)	(26) 切支丹銅鐘 刀剣 9 鐺 10 勝色緘具足 腹巻大袖添
		五鈷鈴 独鈷杵 活人形谷汲観音像 尚書正義版本
	(彫 刻)	(4) 木造釈迦如来坐像及び両脇侍立像 木造馬頭観音立像 木造及び銅造懸仏 木造獅子頭
	(古文書)	(1) 肥後国検地諸帳
	(書 跡)	(20) 永青文庫文書 18 菊池万句 獨行道
	(建造物)	(11) 古今伝授の間 大慈寺塔 4 洋学校教師館 本光寺の笠塔婆の塔身 旧細川刑部邸
		不動院跡の六地藏塔 船底五輪塔附板碑 円台寺の石造笠塔婆
	(絵 画)	(5) 大慈寺蔵絵画 2 往生院蔵絵画 2 紙本着色武蔵像
	(考古資料)	(2) 磁州窯系鉄絵壺 曾畑遺跡出土植物質資料
重要無形文化財	2	武田流（細川流） 騎射流鎗馬 小堀流踏水術
史跡	10	大慈寺境内 浦山横穴群 大江義塾跡 稻荷山古墳 明徳官軍墓地 つつじヶ丘横穴群
		雲巖禪寺境内 円台寺磨崖仏群 慈恩寺経塚古墳 七本官軍墓地
史跡及び名勝	0	
天然記念物	2	寂心さんの樟 滴水のイチョウ
重要無形文化財	1	肥後神楽
重要有形民俗文化財	1	西福寺の庚申塔

ウ 市指定文化財

分 類	名 称	所有者（管理団体）	所在地	指定年月日
有形文化財	明治天皇小島行在所	熊本市	小島下町599番地	昭43. 8. 13
	四時軒	〃	沼山津1丁目25番91号	〃
	徳富旧邸	〃	大江4丁目10番33号	〃
	小泉八雲熊本旧居	〃	安政町2番6号	〃
	金子塔	国（熊本市）	池上町平 国有林内	43. 12. 4
	正平塔（石燈籠）	小山諏訪神社	小山町3371番地	45. 11. 16
	安元元年笠塔婆（屋蓋部分）	法人	市内	〃
	如意輪観世音菩薩坐像	岫雲院	春日3丁目2番4号	47. 4. 13
	紙本墨書成道寺記一卷	法人	花園7丁目2476番地	49. 5. 15
	紙本着色沢村大学画像一幅	〃	二の丸 県立美術館	〃
	成道寺六地藏塔二基	成道寺	花園7丁目2476番地	〃
	成道寺五輪塔一基	〃	〃	〃
	成道寺板碑群四基	〃	〃	〃
	木造釈迦如来坐像	安国寺	横手3丁目26番8号	50. 11. 27
	木部六地藏塔	国	御幸木部町3123番地	51. 10. 28
	林田左京亮逆修板碑	〃	〃	〃
	木造三十三観音厨子入り	法人	市内	〃
	池辺寺古文書	池辺寺跡財宝管理委員会	二の丸 県立美術館内	53. 8. 22
	池辺寺縁起絵巻	〃	〃	〃
	池辺寺関係石造物	〃	池上町池上1373番地	〃
	池辺寺仏像	〃	二の丸 県立美術館内	〃
	池辺寺伝来宝物	〃	〃	〃
	松尾焼	〃	〃	〃
	木造虚空蔵菩薩坐像	宝積寺保存会	龍田2丁目15番22号	58. 3. 23
	日向六地藏塔	九州財務局	戸島町4345番地	63. 7. 28
	奥古閑六地藏付庚申塔	奥古閑町上掛地区	奥古閑町1893番地2	平4. 3. 26
	四方寄六地藏付庚申塔	熊本市	四方寄町1274番地	〃
	平井宮庚申塔	楠野町楠原地区	楠野町759番地 楠原神社内	〃
	御馬下の角小屋	熊本市	四方寄町1274番地～1276番地	〃
	1. 尾跡地藏講帳 2. 恵美須祭礼帳	河内町尾跡地区	河内町船津1225番地尾跡公民館	〃
	3. 西之宮講帳（3冊）			〃
	河内町役場文書	熊本市	河内町船津2069番地5	〃
	津波供養塔	〃	河内町船津2941番地	〃
	津波供養碑	〃	〃	〃
	津波供養碑（蓮光寺）	蓮光寺	河内町船津2107番地1	〃
	津波供養碑	個人	市内	〃
	面本木造十一面観音坐像	河内町面木地区	河内町面木堂の崎観音堂内	〃
	嶽麓寺銅像誕生仏	個人	市内	〃
	江月院銅像誕生仏	個人	市内	〃
	増福寺銅像誕生仏	自治会	市内	〃
	近代建造物（衛兵所）	熊本市	解体保存中	4. 12. 24
	加藤清正公肖像画	〃	本丸	7. 8. 2
	清正公下賜の扇子	〃	〃	〃
	熊本城出入鑑札附延享二年覚書	〃	〃	〃
	本覚院殿（加藤清正側室）墓出土品	本覚寺	横手1丁目14番20号	18. 1. 25
	清田家	個人	市内	21. 6. 15
	中村家文書	個人	市内	22. 8. 27
	高の石造宝塔	個人	城南町高	23. 8. 25
	七所宮の石造宝塔	個人	城南町宮地	〃
	服部の五輪塔	個人	植木町豊田	24. 1. 27
史 跡	天福寺裏山古墳群	熊本市、（社）照敬会	花園7丁目2442番地	昭43. 12. 4
	付学承院跡宝篋院塔	熊本市	尾ノ上4丁目11番70号	43. 8. 13
	富ノ尾古墳		池田3丁目44番	
	水前寺廃寺跡	個人	市内	〃
	健軍神社杉馬場	健軍神社	健軍2丁目 神水1丁目	〃
	檜崎山古墳群（五基）	個人	市内	43. 12. 4
	千金甲丙号古墳群（二基）	熊本市	小島下町高城山	45. 6. 2
	城山古墳群（一の塚・二の塚・三の塚）	〃	城山上代町城山	46. 8. 11
	細川忠利公火葬地	岫雲院	春日3丁目2番4号	47. 4. 13
	健軍神社境内	健軍神社	健軍本町13番	47. 12. 13
	肥後出水国分寺跡心礎並びに礎石	熊野神社	出水1丁目2 熊野神社	〃
	明治天皇御幸御野立所	熊本市	御幸西4丁目1311	48. 5. 8
	明治天皇小島行在所跡	〃	小島下町599・600番地	43. 8. 13
	四時軒跡	〃	沼山津1丁目25番91号	〃
	渡鹿菅原神社境内	菅原神社	渡鹿6丁目11番89号	49. 9. 5
	木部地藏堂敷地（道伝寺跡）	国	御幸木部町3123番地	51. 10. 28
	百梅園跡	熊本市	島崎4丁目10番39号	53. 4. 25
	夏目漱石内坪井旧居跡	〃	内坪井町4番22号	〃
	山伏塚	国（熊本市）	池田2丁目5番27号	54. 4. 24
	花崗山陸軍埋葬地	熊本市	横手2丁目13	55. 11. 27

分 類	名 称	所 有 者（管理団体）	所 在 地	指定年月日
史 跡	釣耕園	個人	島崎5丁目7-48	昭60. 8. 22
	叢桂園	熊本市	島崎5丁目7番2号	〃
	井上横穴群	個人	改寄町100番地13・14号	平4. 3. 26
	塩屋北ノ崎古墳	個人	河内町河内465番地12	〃
	差茂塚古墳	個人	河内町白浜1653番地	〃
	砂鉄水路跡（2ヶ所）	個人	河内町河内165番地1	〃
	加藤家墓地	個人	河内町白浜215・216番地2	〃
	道家之山の墓	個人	河内町岳264番地	〃
	嶽麓寺跡の中世石造物群	個人	河内町岳520番地	〃
	畳ヶ石	個人	河内町野出33番地8	〃
	瑞巖寺跡	熊本市	貢町1421番地～1423番地	〃
	平島支石墓	植木町田底山城区	植木町田底	23. 3. 28
	高熊古墳	個人	植木町古閑	23. 3. 28
	陳内廐寺跡	熊本市	城南町陳内	23. 4. 28
	陳内瓦窯跡	個人	城南町陳内	23. 4. 28
	鞍掛字阿弥陀堂の板碑	個人	植木町鞍掛	23. 3. 28
天 然 記 念 物 跡	豊岡の眼鏡橋	熊本市	植木町	23. 4. 28
	高の石造六地藏塔	城南町高地区	城南町高	23. 4. 28
	天社宮の大クスノキ	高橋西神社	上高橋町224番地高橋東神社境内	昭43. 8. 13
	旧代継宮跡大クスノキ	国（熊本市）	花畑町6番2号 花畑公園内	〃
	西無田（御幸）の一本榎	熊本市	御幸西1丁目221-1	昭48. 5. 8
	釜尾天神のイチイガシ	釜尾地区	釜尾町425番地	平4. 3. 26
無 形 民 俗 文 化 財	河内晩柑原木	個人	市内	〃
	徳王の桜	個人	市内	7. 4. 28
	宮原菅原神社のイチイガシ	個人	植木町宮原	23. 3. 28
	肥後ちょんかけ	肥後ちょんかけごま保存会	市内	昭50. 2. 26
	肥後神楽（上南部）	上南部町神楽保存会	上南部町 乙姫神社	〃
	〃（平 山）	平山神社神楽保存会	松尾町平山 平山神社	〃
	銭太鼓踊り	下沖地区銭太鼓踊り保存会	市内	平4. 3. 26
	柚木神楽	柚木菅原神社神楽保存会	硯川町 柚木菅原神社	〃
	立福寺神楽	立福寺神楽保存会	立福寺町 立福寺菅原神社	〃
	明德神楽	明德神楽保存会	明德町 熊野神社	〃
	白浜岩戸神楽	白浜神社岩戸神楽保存会	市内 白浜神社	〃
	野出春日神社太神楽	野出春日神社太神楽保存会	河内町 野出春日神社	〃
	大多尾太神楽	大多尾太神楽保存会	河内町 大多尾日吉神社	〃
	新町獅子舞	熊本新町獅子保存会	新町	20. 8. 1
	清水菅原神社神楽	清水甲神楽保存会	植木町清水	24. 3. 27

エ 登録有形文化財

名 称	所 有 者	所 在 地	登録年月日
早野ビル	早野建物合名会社	練兵町45番地	平8. 12. 20
九州学院高等学校講堂兼礼拝堂	学校法人九州学院	大江5丁目2番1号	〃
九州女学院高等学校本館	学校法人九州ルーテル学院	黒髪3丁目12番16号	9. 5. 7
熊本市水道記念館（旧八景水谷貯水池ポンプ場）	熊本市	八景水谷1丁目7番3号	〃
長崎次郎書店	長崎次郎株式会社	新町4丁目1番19号	10. 1. 16
今村家住宅	個人	市内	〃
熊本大学本部（旧熊本高等工業学校本館）	国（文部科学省）	黒髪2丁目39番1号	10. 9. 2
熊本大学医学部山崎記念館（旧熊本医科大学図書館）	国（文部科学省）	本荘1丁目1番1号	〃
ピーエス熊本センター（旧第一銀行熊本支店）	ピーエス株式会社	中唐人町1番地	〃
熊本学園大学産業資料館（旧熊本紡績電気室）	学校法人熊本学園	大江2丁目1903-2	16. 8. 17
マミフラワーデザイン熊本教室花峰館（旧鐘淵紡績熊本工場診療所）	個人	市内	〃
熊本ルーテル学園幼稚園園舎	学校法人熊本ルーテル学園	神水1丁目633番2号	17. 12. 26
富重写真所	富重写真館	新町2丁目8番5号	18. 4. 12
慈愛園モード・パウラス記念資料館（旧宣教師館）	社会福祉法人慈愛園	神水1丁目633-1	19. 5. 29
浜田醤油店舗	個人	小島6丁目9-1	19. 10. 22
浜田醤油主屋	個人	〃	〃
浜田醤油洋館	個人	〃	〃
浜田醤油三番蔵	浜田醤油株式会社	〃	〃
浜田醤油旧压榨機室	〃	〃	〃
浜田醤油旧原料倉庫	〃	〃	〃
浜田醤油旧石室	〃	〃	〃
浜田醤油給水塔	〃	〃	〃
浜田醤油煙突	〃	〃	〃
リデル、ライト両女史記念館（旧熊本回春病院らい菌研究所）	熊本市	黒髪5-1	20. 3. 7
本妙寺仁王門	本妙寺	花園4-13-1	23. 7. 25

オ 文化財保護対策

文化財保護法、熊本市文化財保護条例および熊本市文化財保護委員会条例に基づき、熊本市内の指定文化財の保護に万全を期するとともに、地域開発と埋蔵文化財との調整並びに、祖先の遺産の維持保存をはかり、文化財の尊重と愛護の気風を高めることに努めている。

熊本市文化財保護委員 12 名は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議している。

活動状況（平成 23 年度実績）

- ・文化財保護委員会開催回数 12 回
- ・現状変更等審議件数 44 件
- ・埋蔵文化財の届に対する処理件数 1,023 件
- ・文化財現地調査 3 回

カ 記 念 館

名 称	概 要	開館年月日
夏 目 漱 石 内 坪 井 旧 居 (中央区内坪井町4番22号)	明治の文豪、夏目漱石が旧制第五高等学校の英文科教授として熊本に着任して5番目に住んだところで、邸内が広く、漱石が一番気に入った家であり、漱石ゆかりの資料が展示してある。	昭53. 6. 5
徳 富 記 念 園 (中央区大江4丁目10番33号)	徳富蘇峰・蘆花兄弟の顕彰のための記念園で旧邸、大江義塾跡と記念館とからなる。記念館では徳富兄弟ゆかりの資料を多数展示している。	昭45. 9. 9
横 井 小 楠 記 念 館 (東区沼山津1丁目25番91号)	幕末の偉大な思想家横井小楠の顕彰のための記念館で小楠ゆかりの資料が展示してある。小楠が13年間過ごした「四時軒」が当時をしのばせる。	昭57. 7. 15
熊本洋学校教師ジェーンズ邸 (中央区水前寺公園22番16号)	明治4年(1871年)、熊本藩が洋学校を開設したとき外国人教師ジェーンズのために、長崎から大工を呼んで建てさせた熊本最古の洋館で、県の重要文化財に指定されている。この洋館には、洋学校ゆかりの資料が展示されている。	昭49. 3. 1
小 泉 八 雲 熊 本 旧 居 (中央区安政町2番6号)	小泉八雲（ラフカディオ・ハーン）が旧制第五高等学校教師として熊本に着任して最初に住んだ家。旧居には、八雲が家主に特に注文して造らせた神棚が残っている。	昭36. 4. 1
御 馬 下 の 角 小 屋 (北区四方寄町1274番地)	参勤交代で豊前街道を往来した島津、細川などの大名が休憩所として使用したお茶屋跡。この建物は、堀内（旧赤木）家の住居だったもので庄屋を務めるかたわら質屋、酒屋を営んだ。当時の多数の文書や道具類が残されている。	昭62. 12. 1
リデル、ライト両女史記念館 (中央区黒髪5丁目23番1号)	我が国のハンセン病救済に生涯を捧げた英国人女性、ハンナ・リデルとエダ・ハンナ・ライトの功績を称える記念館。両女史ゆかりの資料が展示してある。	平 6. 2. 3
後 藤 是 山 記 念 館 (中央区水前寺2丁目6番10号)	ジャーナリストにして、郷土史の研究、文化活動に多大な功績を残した後藤是山（名誉市民）を顕彰する記念館で、旧居、庭園及び資料館からなる。	平 8. 5. 20

キ くまもと工芸会館

くまもと工芸会館は、本市の「工芸産業の振興及び発展」を図り、地域社会の活性化に資するための拠点施設として建設したものである。各種工芸教室の開催や、工芸品の紹介等を行っている。なお、平成17年4月から民間事業者のノウハウを生かした管理運営を行うため、指定管理者制度を導入している。

施設概要

設 置 主 体	熊本市
管 理 運 営	くまもと工芸協会共同企業体（指定管理者 期間：平成22年度～平成26年度）
所 在 地	南区川尻1丁目3番58号
敷 地 面 積	898.18㎡
駐 車 場 面 積	1,963㎡
建 物 面 積	1,646㎡
開 設 年 月 日	平成3年7月30日
建 設 費	530,072千円
増 築 年 月 日	平成13年4月3日
建 設 費	127,467千円
主 な 設 備	実演工房、創作工房、料理工房、企画展示室、ラウンジ、展示販売コーナー
主 な 事 業	伝統工芸品から現代工芸品まで、一般社団法人くまもと工芸協会会員の作品を常設展示しているほか、自主イベント等を開催 夏休み体験教室、工芸教室（陶芸教室他）等、各種クラフト教室を実施。

9 社 会 体 育 （スポーツ振興課）

本市では、全ての市民がスポーツを通して、健康でいきいきと生活できる都市を目指して、スポーツ都市宣言を行っている。

また、スポーツ活動に対する多様で複雑な市民ニーズに対応し、市民が生涯にわたって活発にスポーツ活動を行うことができるように、「熊本市生涯スポーツマスタープラン」を策定し、総合的な社会体育の振興施策の推進に努めている。

（１）生涯スポーツ活動の推進（スポーツ機会の充実）

ア 地域スポーツクラブの育成

総合型地域スポーツクラブの育成・支援

スポーツリーダーバンクの活用

イ 生涯スポーツ活動の支援

市民総参加型スポーツイベントの開催

スポーツ振興基金の活用

スポーツ関係団体の育成・支援

スポーツ情報システムの構築

ウ スポーツ施設の整備充実

健康・文化施設の整備拡充と調査

既存体育施設の環境整備と管理体制の充実

エ 施設利用の利便性向上

体育施設案内・予約システムの円滑な運営

オ 青少年スポーツ国際交流事業の推進

ハイデルベルク市水泳交流訪問団派遣（中学生）

期間 平成24年7月31日～8月9日

団員 選手8人、監督1人、コーチ1人

カ 体育行事

（平成23年度）

行 事 名	実施月	参加数
熊本市民早起き野球大会	5～8月	176チーム
親子スポーツ大会	2～11月	1,792人
市杯スポーツ大会	4月～3月	3,586人
市民スポーツフェスタ	年4回（3回）※1	2,877人
小中学生軟式野球大会	9～10月	141チーム

※1 市民スポーツフェスタ春季大会は東日本大震災の影響により中止

(2) 体育施設

施設名 開設年月	敷地面積 (㎡)	施設概要
清水新地野球場 昭和47年6月	15,929	軟式野球場1面（ソフトボール2面）
熊本城公園テニスコート 平成元年4月	4,523	テニスコート4面：クレークコート・2,805㎡ 建設費：40,220千円
新屋敷公園テニスコート 昭和35年9月	3,596	テニスコート4面：クレークコート・2,795㎡ 建設費：2,400千円
北岡自然公園弓道場 昭和35年10月	1,650	近的競技：8人立 遠的競技：3人立 射場：153㎡ 的場：50.29㎡ 収容人員：300人 建設費：3,000千円
城山運動施設 昭和60年4月	9,361	体育館：414㎡（バレーボールコート1面、バドミントンコート2面） テニスコート4面：クレークコート・2,304㎡ 建設費：12,340千円
清水新地コート 昭和60年5月	9,060	テニスコート4面：クレークコート・2,275㎡ ゲートボールコート6面：2,677㎡ 駐車場：1,563㎡（50台） 建設費：82,928千円
龍田体育館 昭和58年4月	1,944	体育室 750㎡（30m×25m）バレーボールコート2面 バスケットボールコート1面 バドミントンコート3面 小体育室 252㎡（30m×8.4m）（管理棟2階部分）卓球8台
武蔵塚武道場 平成2年5月	500	構造 鉄筋コンクリート 2階建 1階 駐車場 315㎡（15台） 2階 道場（1面）228㎡（剣道、柔道他）
西部スポーツセンター 平成4年4月	23,622	平成25年度まで工事予定
清水スポーツセンター 平成6年3月	8,712	体育館、バドミントンコート3面 バレーボールコート1面 ゲートボールコート3面
北部公園野球場 昭和50年4月	1,159	軟式野球場1面（ソフトボール場2面） テニスコート1面：クレークコート
今熊公園野球場 昭和63年4月	16,875	軟式野球場1面（ソフトボール場2面）
北部武道館 平成21年5月	3,281	武道場2面（剣道・柔道他）
明德体育館 平成3年4月	4,858	1階 体育室（549,336㎡）バドミントンコート3面 バレーボールコート1面
飽田公園野球場 昭和49年4月	21,287	軟式野球場1面（ソフトボール場2面、サッカー場1面）

天 明 運 動 施 設 昭和 49 年 12 月	19,893	軟式野球場 1 面 （ソフトボール場 2 面、サッカー場 1 面） 体育館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建 1 階 1,389 m ² 体育室（バレーボールコート 2 面、バトミントンコート 6 面） 2 階 369 m ² ギャラリー
川 尻 武 道 館 平成 7 年 7 月	909	1 階 鉄筋コンクリート造 459 m ² （駐車場 14 台、駐輪場 21 台） 2 階 鉄骨造 538 m ² 武道場 1 面（244 m ² ・畳 98 帖敷） 小道場 1 面（110 m ² ）
北 部 体 育 館 昭和 61 年 3 月	3,581.16	体育室、バレーボールコート 2 面、バトミントンコート 6 面
河 内 グ ラ ウ ン ド 平成 17 年 5 月	20,240	運動広場 ソフトボール場 2 面、サッカー場 1 面 軽スポーツ広場
城南 B & G 海洋センター 昭和 60 年 4 月	11,527	中体育室、バスケットボールコート 1 面、バレーボールコート 2 面、バトミントンコート 3 面、卓球台 8 台 小体育室、剣道 1 面、空手 1 面 プール、25m 小プール
舞 原 運 動 施 設 (テニスコート) 昭和 54 年 4 月 (グラウンド) 昭和 58 年 4 月 (弓道場) 平成 4 年 4 月	28,937	テニスコート 3 面：オムニコート ※照明設備有り テニスコート 3 面：クレールコート ※照明設備有り 軟式野球 1 面（ソフトボール 2 面）※サッカーゴール有り、照明設備有り
植木総合スポーツセンター 昭和 60 年 3 月	35,087	体育館・ミーティング室 バスケットボールコート 2 面、バレーボールコート 3 面、バドミントンコート 6 面、卓球台 18 台 武道館 柔道場 1 面、剣道場 1 面、武道場 1 面 グラウンド 野球場 1 面、ソフトボール 2 面、サッカー場 1 面 テニスコート 2 面：クレールコート
植 木 弓 道 場 平成 9 年 1 月	40,000	近的競技：10 人立 870.04 m ² 多目的広場
吉 松 ス ポ ー ツ 公 園 平成 2 年 3 月	17,552	野球場 1 面
田 原 ス ポ ー ツ 公 園 平成 5 年 4 月	17,231	野球場 1 面

公設体育施設の利用状況

清水新地野球場		熊本城公園 テニスコート		新屋敷公園 テニスコート		北岡自然公園 弓道場		城山運動施設			
								テニス		体育館	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
263	11,298	294	8,065	296	13,839	360	10,860	285	7,785	358	12,026

清水新地コート				龍田体育館		北部公園野球場		武蔵塚武道場		北部公園 テニスコート	
テニス		ゲートボール									
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
259	4, 191	288	5, 546	352	42, 296	259	9, 986	359	6, 309	178	1, 013

今熊公園野球場		北部武道館		明德体育館		河内グラウンド				飽田公園野球場	
						グラウンド		軽スポーツ場			
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
203	7,208	358	6,467	359	8,652	62	2,491	15	140	278	17,025

西部スポーツセンター				天明運動施設				清水スポーツセンター			
運動広場		ゲートボール		グラウンド		体育館		体育館		ゲートボール	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
				221	12,033	356	24,248	359	20,439	191	1,857

川尻武道館		植木スポーツセンター				田原スポーツ公園		吉松スポーツ公園		植木弓道場	
		グラウンド		体育館							
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
360	5,746	244	11,587	351	28,215	267	6,396	224	5,297	352	5,475

城南B＆G海洋センター				塚原グラウンド		舞原運動施設					
体育館		プール				グラウンド		テニスコート		弓道場	
日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
360	27,929	149	5,096	81	3,042	237	8,590	339	12,323	244	734

学校体育施設の利用状況

小 学 校						中 学 校											
運 動 場			体 育 館			運 動 場			体 育 館			武 道 場			テニスコート		
開 放 校 数	日数	人員	開 放 校 数	日数	人員	開 放 校 数	日数	人員	開 放 校 数	日数	人員	開 放 校 数	日数	人員	開 放 校 数	日数	人員
29	3,268	47,990	92	20,686	290,540	29	3,302	45,951	42	10,173	146,223	26	3,143	25,138	1	184	1,900

総合体育館・青年会館

所在地 中央区出水2丁目7番1号
建築面積 11,245.84㎡
延床面積 18,639.73㎡
構造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨造・地上3階建
着工 昭和59年10月5日
竣工 昭和61年3月31日
開設年月日 昭和61年7月9日
総事業費 4,762,000千円
財源内訳 国庫補助金 302,397千円
起債 3,780,300千円
一般財源 679,303千円

施設内容

	総合体育館	青年会館	共用部
1階	大体育室 アリーナ 1,900㎡ (38m×50m) ・ハンドボール (2面)・バスケットボール (2面) ・バレーボール (3面)・テニス (3面) ・バドミントン・ミニバレー (10面)・卓球 (16面) ミーティング室 (2)、放送室、審判員室、役員室、救護室 ロールバックスタンド (1,344席)、更衣室他 中体育室 アリーナ 1,116㎡ (31m×36m) ・バスケットボール (2面)・バレーボール (2面) ・バドミントン・ミニバレー (6面)・卓球 (10面) 放送室、審判員室、幼児体育室、更衣室他 武道場 (柔道・剣道練習場) トレーニング室 スポーツサウナ	談話ホール 449㎡ 天井「鳴龍下絵」設置 喫茶コーナー 第1会議室 48名 団体連絡室 印刷室 音楽室 相談室	事務室 館長室 警備員室 機械室 ピロティ (駐車場) トイレ
2階	室内プール 競泳プール (25m×15m) 6コース 子供プール (6m×15m) 事務室、コーチ控室、採暖室、更衣室他 小体育館 466㎡ (21.60m×21.6m) ・卓球 (10面)・体操 大体育室観覧席 (固定席 1,058席) 中体育室 " (" 312席)	料理室 調理実習台 7台 40名 第1和室 35名 第2和室 60名 第2会議室 (円卓) 32名 研修室 80名 視聴覚室 20名 茶室 20名 青年会館ホール ステージ 移動いす 約400名収容 図書室 蔵書 約5,000冊	ロビー トイレほか
3階	弓道場 和弓近的7人立 控室、審判席、観覧席、師範室 プール観覧席 (固定席 100席) プール監視室 ソーラーシステム (屋上) パネル 234枚 集熱面積 423㎡	青年会館ホール 映写室 調光室	機械室 電気室 コントロール室 ほか

利用状況

(平成23年度)

大体育室	中体育室	小体育室	武道場	弓道場	室内プール	トレーニング室	スポーツサウナ	青年会館	合計
137,252	84,673	52,247	19,791	14,960	50,824	23,757	1,795	60,236	445,535

田迎公園運動施設（浜線健康パーク）

所在地	南区良町4丁目8番1号
延床面積	3,539.80㎡
公園総面積	5.4ha
構造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上2階建
着工	昭和59年
竣工	平成2年
開設年月日	平成2年7月1日（平成元年3月19日一部開設）
総事業費	3,100,000千円

施設内容

施設名	内 容	施設名	内 容
体 育 館	中体育室（33m×33m） 小体育室（10.5m×23.5m） バレーボール（2面） バスケットボール（2面） バドミントン（6面） 武道、卓球、その他	ゲートボール場	4面1コート（22m×17m） 良質工舗装
室内温水プール	25m×6コース キャノピー式（可動天井） 水深1.3m	テニスコート	4面 人工芝コート フェンス高さ3.0m
運 動 広 場	軟式野球場1面、200mトラック、 ソフトボール場2面が兼用	芝 生 広 場	体育館周囲2,035㎡ プール周囲2,000㎡
徒 渉 池	190㎡ 水深0.3m 流水池	駐 輪 場	90㎡ 屋根下50台駐輪可
駐 車 場	1,400㎡ 170台駐車可	武 道 場	355.25㎡ 武道場（柔道または剣道1面）、 管理棟

利用状況（平成23年度）

中体育室	小体育室	運動広場	武道場	テニスコート	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	合 計
51,157	20,741	21,795	11,620	19,557	212	44,394	24,222	193,698

南部総合スポーツセンター

所在地	南区白藤5丁目2番1号
延床面積	4,616.32㎡
総面積	4.7ha
構造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上2階建
着工	昭和60年
開設年月日	平成3年6月1日 一部開設
総事業費	2,967,095千円

施設内容

施設名	内 容	施設名	内 容
体 育 館	体育室（32m×27m） バレーボール（2面） バスケットボール（2面） バドミントン（6面）その他	テニスコート	正式コート4面 クレイ舗装
		ゲートボール場	正式コート4面 クレイ舗装
		弓道場 アーチェリー場	和弓近的10人立 和弓遠的（6人立）兼 アーチェリー場（30m～70m）
武 道 場	416㎡ 柔道・剣道各1面	クラブハウス	受付 事務室 休憩室 公衆電話 自動車189台 自転車・バイク150台
室 内 プ ー ル	温水25m×5コース水深1.1～1.3m 幼児プール		
運 動 広 場	10,800㎡ 軟式野球1面 （ソフトボール2面）		

利用状況（平成23年度）

体育室	武道場	運動広場	テニスコート	ゲートボール場	プール	ジョギングコース	弓道場・アーチェリー場	合 計
46,928	12,293	15,894	9,261	2,228	42,242	22,941	14,489	166,276

熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）

所 在 地	南区荒尾2丁目1番1号
延床面積	26,566.28㎡
総面積	11.1ha
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建
着 工	平成6年7月
竣 工	平成10年3月
開設年月日	平成10年7月1日
総事業費	26,071,880千円

施設内容

施 設 名	内 容
メ イ ン プ ー ル	5月～8月：公認競技プール（50m×25.5m）10コース 公認飛込プール（25m×23m） 10月～11月：多目的フロア（80m×40m） 12月～3月：アイススケートリンク メイン（60m×30m）・サブリンク（30m×17m） 観客席 3,000席
サ ブ プ ー ル	公認競泳プール（25m×18m）7コース リラックスプール 観客席 200席
そ の 他 施 設	合宿所、トレーニング室、情報展示コーナー、駐車場（常時400台）

利用状況

（平成23年度）

プ ー ル	アイススケート	多目的フロア	トレーニング室	そ の 他	合 計
96,101	29,771	15,273	36,864	84,541	262,550

託麻スポーツセンター

所 在 地	東区上南部3丁目22番30号
延床面積	1,498.01㎡
総面積	2.3ha
構 造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造地上2階建
着 工	平成14年
竣 工	平成15年
開設年月日	平成15年4月1日（一般供用開始）
総事業費	437,000千円

施設内容

施 設 名	内 容
体 育 館	中体育室（36m×30m） バレーボール（2面） バasketボール（2面） バドミントン（6面） 武道、卓球、その他
多 目 的 広 場	グラウンドゴルフなど
ゲートボール場	4面1コート
テ ニ ス コ ー ト	2面 人工芝コート
そ の 他 施 設	駐車場（約90台駐車可）

利用状況

（平成23年度）

体育室	多目的広場	テニスコート	ゲートボール場	合 計
55,301	14,170	9,414	1,341	80,226

水前寺野球場

所在地	中央区水前寺5丁目23番2号
延床面積	2,655.94㎡
敷地面積	14,236㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建
開設年月日	昭和13年4月（一般供用開始）

施設内容

施設名	内 容
軟式野球場（1面）	両翼90m、中堅110m（小学生専用として両翼70m中堅80mに着脱式のホームランゾーンを設置可） 内野スタンド：地上3階建（2,538.66㎡）2,000人収容 芝生スタンド：1,000人収容 フェンス：ラバークッション付フェンス ダッグアウト（1、3塁）
その他の設備	事務室、会議室、TV中継室、本部役員室、放送室、記録室、審判員室、医務室、 展示コーナー（川上哲治氏野球顕彰記念室）、来賓室ほか 駐車場：80台収容

利用状況

（平成23年度）

野球場	その他	合 計
23,052	2,898	25,950

水前寺競技場

所在地	中央区水前寺5丁目23番3号
延床面積	8,944.50㎡
敷地面積	39,000㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建 スタンド上屋鉄骨造
開設年月日	昭和26年8月（一般供用開始）

施設内容

施設名	内 容
競技場第1種公認	トラック：全天候型、ウレタン舗装 1周400m・8コース・幅10m サブトラック：トラック外周2コース（500m） 雨天練習場：3コース（75m） フィールド：天然芝張り、跳・投各2カ所（7,650㎡）ラグビー・サッカー場兼用 収容人員：15,000人
その他の設備	管理事務所、放送室、会議室、医務室、記録室、監視室、写真電送室、 写真判定室、貴賓室、選手控室、ロイヤルボックス室、操作室、ほか 駐車場：120台収容

利用状況

（平成23年度）

競技場（個人）	競技場（専用）	会議室	合 計
28,962	43,022	9,817	81,801

(3) 社会教育振興事業団

名 称 財団法人 熊本市社会教育振興事業団

事務所の所在地 中央区出水 2 丁目 7 番 1 号

設 立 年 月 日 昭和 6 0 年 1 2 月 2 4 日

目 的 熊本市から社会体育施設及び社会教育施設の委託を受け、その施設の設置目的を効果的に達成するための諸事業を実施し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

運営管理（指定管理者および運営委託）する施設と事業

指定管理施設（協定期間：平成 2 1 年度～平成 2 5 年度）

施 設 名	所 在 地
熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水 2 丁目 7 番 1 号
熊本市田迎公園運動施設（浜線健康パーク）	南区良町 4 丁目 8 番 1 号
南部総合スポーツセンター	南区白藤 5 丁目 2 番 1 号
熊本市総合屋内プール（アクアドームくまもと）	南区荒尾 2 丁目 1 番 1 号
託麻スポーツセンター	東区上南部 3 丁目 22 番 30 号
水前寺野球場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 2 号
水前寺競技場	中央区水前寺 5 丁目 23 番 3 号

事 業

体育・スポーツの振興、指導及び助言
 青年の活動に関する相談、指導及び助言
 熊本市から委託を受けた施設の管理運営
 その他、目的を達成するために必要な事業

基本財産 42,000 千円

(4) 熊本市社会体育施設案内・予約システム

平成 1 2 年 4 月システム運用開始

平成 1 7 年 1 月システム改良

登録者の推移

年度	19	20	21	22	23
区分					
個 人	2,640	2,900	3,140	18,422	24,923
グ ル ー プ	5,592	6,007	6,439	4,928	6,095
団体（競技団体など）	18	18	18	18	18
利用全体に占めるシステム登録者の割合（%）	95.3	95.0	95.0	95.4	90.1

10 市民会館・健軍文化ホール

市民会館

熊本市民会館は、市民生活の文化的質を高め、活発な芸術文化活動を支援するため創造、鑑賞、交流等の場と機会を提供する目的で、昭和43年（1968年）1月6日に開館した。

以来、市民文化活動の拠点施設として、市民に愛用され、大ホール利用率が90%前後と全国的にみても高い水準で推移している。一方、会議室についても書道、生け花、俳句、短歌など地元文化サークルの定期的利用を始め、市内外からの会議など多様に活用され90%程度の高い利用がなされている。

また、平成18年7月から平成19年7月にかけて、鑑賞空間の充実やバリアフリー化、耐震補強等の大規模改修工事を行った。

学校法人君が淵学園との間で、平成20年7月から平成24年3月末まで、愛称を「崇城大学市民ホール」としてきたが、平成24年4月から「市民会館崇城大学ホール」を愛称としている。

この愛称命名権（ネーミングライツ）料を活用し、次代を担う子ども達の感性を育む事業や国内外の優れた芸術作品の鑑賞機会の拡大を図る事業、地域文化創造のための事業等を熊本市文化事業協会と共催で企画実施している。

ア 施 設

所 在 地	中央区桜町1番3号
敷地面積	6,649.58㎡
建築面積	4,417.06㎡
延床面積	9,197.07㎡
開 館	昭和43年1月6日
建設費	628,500千円
構 造	ホール棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階 会議棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階、一部3階

各階面積及び主要施設

区分	階別	面積 (㎡)	主 要 施 設
ホ ー ル 棟	地階	658.60	オーケストラピット、エアードクト、奈落
	1階	2,433.22	舞台、客席、音楽室、映写調光室、ホワイエ、サンクンホワイエ、エレベーター、自販機コーナー
	中2階	106.46	中継室
	2階	1,060.30	客席、ホワイエ
	3階	736.90	客席、倉庫
	4階	179.71	客席、センタースポット室
会 議 棟	地階	858.58	空気調和機械室、バッテリー室、電気室、保守管理室、発電機室
	1階	1,419.20	展示ロビー、楽屋1～4、第10会議室（和室）、館長室、事務室、レストラン、カフェテリア、警備員室、湯沸室、エレベーター、リフト、シャワー室
	2階	1,588.93	大会議室、第1会議室～第9会議室、ロビー、倉庫、湯沸室
	一部3階	185.17	調光室、倉庫

イ 定員

区 分	大ホール（席）	大会議室（席）	会 議 室（人）		
			第1～第5、第8 （小会議室）	第6～第7、第9 （中会議室）	第10 （和室）
定 員	固定席 1,579 車椅子席 12	移動席 300	20	40	40

ウ 会館利用分野状況

区分 年度	大 ホ ー ル						大 会 議 室						中小会議室（一〇室）	展 示 ・ ロ ビ ー
	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	そ の 他	合 計	大会・講演会	邦楽・洋楽	演劇・演芸	日舞・洋舞	そ の 他	合 計		
19	58	65	54	25	6	208	137	10	58	13	54	272	2,894	75
20	143	66	67	45	26	347	244	6	50	11	104	415	4,911	92
21	131	95	38	32	46	342	245	11	18	12	116	402	5,080	96
22	140	93	59	37	12	341	253	19	43	17	78	410	4,935	99
23	132	77	53	45	19	326	226	8	24	20	84	362	4,681	84

※19年度は4月から7月まで工事休館のため、8月から3月までの利用累計である。

エ 熊本市文化事業協会との共催事業

市民が優れた文化芸術に触れる機会を拡充させるとともに、文化活動への参画を促すために熊本市文化事業協会と共催で芸術文化事業を企画実施する。

前述のネーミングライツによる事業を始め、演劇・映画等の鑑賞事業などを実施する。

健軍文化ホール

健軍文化ホールは市民の文化活動の振興を図るとともに、本市東部の拠点である健軍地区の文化・交流機能の強化によって地域経済の活性化を推進することを目的に建設したものである。

293席の固定席を持つ東部地域で初めての本格的ホール、料理実習、小会議、会食などが楽しめるパーティールーム、3つの会議室、2つの音楽練習室を備えた「生活文化拠点」の施設である。

設 置 主 体	熊本市		
管 理 運 営	健軍文化ホール事業推進共同企業体（平成24年度より指定管理者）		
所 在 地	東区若葉3丁目5番11号		
開 設 年 月 日	平成7年4月8日		
構 造	鉄筋コンクリート造3階建		
敷 地 面 積	2, 1 7 1. 7 7 m ²		
建 物 延 面 積	1, 8 4 1. 9 4 m ²		
	うち ホール…4 2 9. 8 0 m ²	パーティールーム…1 0 9. 8 0 m ²	
	会議室A…9 2. 2 5 m ²	会議室B…3 0. 2 4 m ²	
	会議室C…2 9. 2 7 m ²	音楽練習室A…2 3. 6 3 m ²	
	音楽練習室B…2 2. 5 0 m ²	その他…1, 1 0 4. 0 0 m ²	
建 設 費	1, 0 1 0, 0 7 6千円		

施設利用状況

（単位 上段 件、下段 人）

区分 年度	ホール (293名)	会議室A (60名)	会議室B (16名)	会議室C (15名)	パーティールーム (30名)	音楽練習室A (6名)	音楽練習室B (6名)	合計
平成23年度	185	315	216	192	137	83	84	1,212
	29,364	8,714	3,239	1,892	4,725	357	491	48,782

※（ ）は各室定員

サービスコーナー利用状況（発行業務のみ）

（単位 件）

区分 年度	戸籍関係	住民票関係	印鑑証明	合計
平成23年度	288(4)	1,350(12)	1,179(3)	2,817(19)

※（ ）は無料件数

都 市 建 設

1	都 市 計 画	347
2	交 通 計 画	359
3	建 築 指 導	360
4	公 園 緑 地	362
5	都 市 整 備	363
6	熊本駅周辺地域整備	371
7	河 川	376
8	公共用地取得事業	379
9	住 宅 ・ 建 築 物 等	381
10	住 宅 政 策 ・ 耐 震	386
11	道 路	387
12	地 籍 調 査	389
13	安全安心まちづくり・ 自 転 車 対 策	392
14	土 木 セ ン タ ー	393

1 都 市 計 画（都市政策課・開発景観課）

都市計画区域

大正8年4月、都市計画法が公布され、翌9年1月より施行された同施行令の規定に基づき、大正12年7月当時の市域 3, 071haの全域を都市計画区域と決定、その後隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張され昭和33年には、14, 524haが都市計画区域として決定された。

さらに、昭和43年6月新都市計画法が施行されたことにより、昭和46年5月18日従来の市域だけの都市計画区域から隣接町を包含する1市9町の熊本都市計画区域が指定された。

熊本都市計画区域は、その後の市町合併や政令指定都市移行に伴う区域再編等により、現在、熊本市（旧城南町の一部、旧河内町を除く）、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町の行政区域で構成され、熊本市は熊本都市計画区域の中核をなしている。

戦前の都市計画

本市においては、大正12年7月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和 3年	都市計画道路の決定	30路線	延長64,000m		
昭和 4年	用途地域決定	2,800.5ha			
	うち住居地域	1,730.2ha	工業地域	566.2ha	
	商業地域	395.7ha	未指定	108.4ha	
昭和 5年	風致地区の決定	1,070.59ha			
	本妙寺山、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の7カ所				

さらに、昭和6年、組合による区画整理が施行され、今日の土地区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、当初産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年用途地域、都市計画道路を新たに計画決定し、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理事業が決定され、その後防火・準防火地域や下水道、ごみ焼却場、汚水処理場等の衛生・清掃施設が決定された。また、経済が向上し、道路事情が良くなるに伴い、住宅建設の気運が高まり郊外へ向け市街地の拡大現象が現れてきた。そのため、都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和46年には、無秩序な市街地の拡大を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

近年の都市計画

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ昭和56年4月2日に市街化区域及び市街化調整区域の第1回目の見直しが行われるとともに、昭和58年4月30日には、流通業務団地予定地（約53ha）が市街化区域に編入され、平成3年2月1日の飽託四町との合併等を経て、さらに平成11年3月31日に第3回目の市街化区域、市街化調整区域の見直しが行われた。平成15年4月9日には、熊本港地区（約53ha）が市街化区域に編入された。その後、平成21年5月29日の第4回目の見直しや、平成24年4月1日の政令指定都市以降に伴う区域再編を経て、現在熊本都市計画区域面積は52, 725haで、うち市街化区域12, 412ha、市街化調整区域40, 313haである。熊本市はこの区域全体の67. 2%（35, 433ha）、市街化区域の86. 5%（10, 734ha）、市街化調整区域の61. 3%（24, 699ha）を占めている。

市街化区域については、平成4年の都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴って、住環境の保護、市街地形態の多様化に対応するため、用途地域の変更を平成8年6月に実施している。

土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、昭和61年3月熊本駅前北地区、平成8年8月手取本町地区、平成10年9月上通A地区、平成17年10月に熊本駅前東A地区に高度利用地区を決定し、また地区の特性にふさわしいまちづくりのために、これまで11地区で地区計画を決定している。

市街化調整区域については、農林漁業との健全な調和を図り合理的な土地利用を図っている。

(1) 用途地域（都市政策課）

熊本都市計画用途地域（別添折込図）

用途地域の規模

（平24.4.1現在）

区 分	熊本都計区域		市 域			容積率 %	建ぺい率 %	後退距離 m	高さの限度 m
	面 積 ha	構成比 %	面 積 ha	構成比 %	全 市 域 面積対比 %				
第一種低層 住居専用地域	1,441	11.6	1,065	9.9	2.7	60 80 100	30 40 50	1.0 1.0 1.0	10 10 10
第二種低層 住居専用地域	134	1.1	106	1.0	0.3	80 80 100 100	40 40 50 50	1.0 — 1.0 —	10 10 10 10
第一種中高層 住居専用地域	3,149	25.4	2,561	23.9	6.6	100 150 200	40 60 60	—	—
第二種中高層 住居専用地域	2,679	21.6	2,500	23.3	6.4	100 150 200	50 60 60	—	—
第一種住居地域	1,392	11.2	1,174	10.9	3.0	200	60	—	—
第二種住居地域	688	5.5	639	6.0	1.6	200	60	—	—
準住居地域	274	2.2	224	2.1	0.6	200	60	—	—
近隣商業地域	576	4.6	536	5.0	1.4	200 300	80	—	—
商業地域	384	3.1	384	3.6	1.0	400 500 600	80	—	—
準工業地域	1,196	9.6	1,179	11.0	3.0	200	60	—	—
工業地域	495	4.0	366	3.4	0.9	200	60	—	—
合 計	12,412	100.0	11,734	100.0	27.6				

(2) 高度利用地区（都市政策課）

（平24.4.1現在）

種 類	面 積 (ha)	建築物の容積率の最高限度 及 び 最 低 限 度		建築物の建ぺい率 の 最 高 限 度	建築物の建築面積の最低限度 (㎡)
		最高限度	最低限度		
熊本駅前北地区	約0.5	60/10	20/10	8/10	200
手取本町地区	約1.0	70/10	30/10	7/10	200
上通A地区	約1.1	70/10 50/10	30/10 20/10	7/10	200
熊本駅前東A地区	約1.4	60/10	20/10	8/10	200
合 計	約4.0	—	—	—	—

(3) 風致地区 (都市政策課)

(平24. 4. 1現在)

名 称	面 積 (ha)	位 置
花岡山・万日山	約 77	横手1・2・3丁目、春日4・5・6丁目、池上町、戸坂町
八 景 水 谷	約 10	八景水谷1丁目
立 田 山	約 345	清水町大字兎谷、兎谷2・3丁目、龍田3丁目、龍田陣内1・2丁目、清水万石1・2・4・5丁目、室園町、黒髪4・5・6・7・8丁目 他
水 前 寺	約 10	水前寺公園
江 津 湖	約 238	出水1・2丁目、江津1丁目、健軍4・5丁目、湖東2・3丁目、神水本町、広木町、水源1丁目、江津3丁目、下江津1・5・6丁目 他
本 妙 寺 山	約 551	島崎5・6・7丁目、花園4・6・7丁目、谷尾崎町 他
千 金 甲	約 367	谷尾崎町、池上町、松尾町上松尾、上高橋町、小島下町
計	約1,598	

(4) 駐車場整備地区 (都市政策課)

(平24. 4. 1現在)

位 置	面 積 (ha)	指 定 年 月 日
市 中 心 街	約143.9	昭和45年4月10日

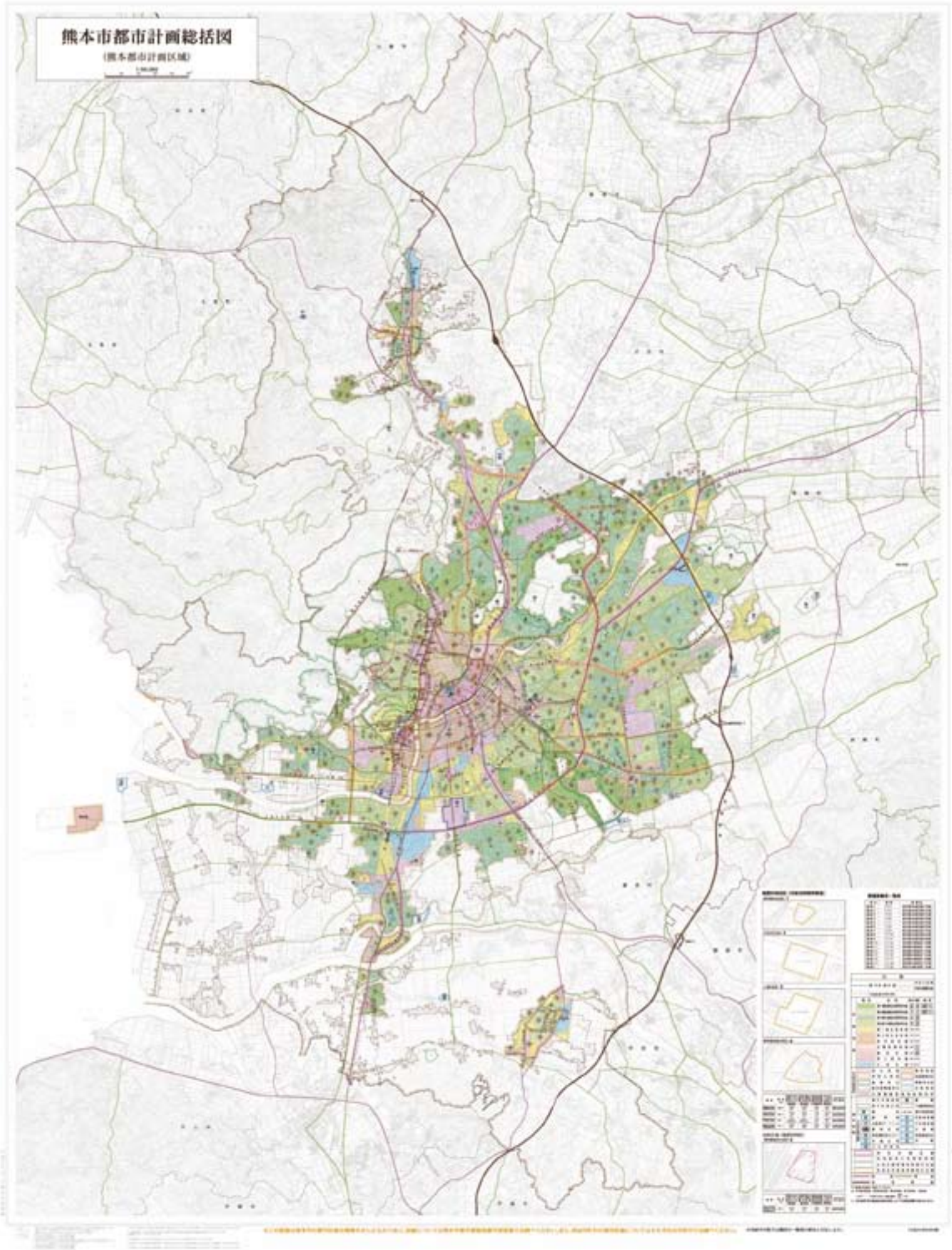
(5) 防火地域及び準防火地域 (都市政策課)

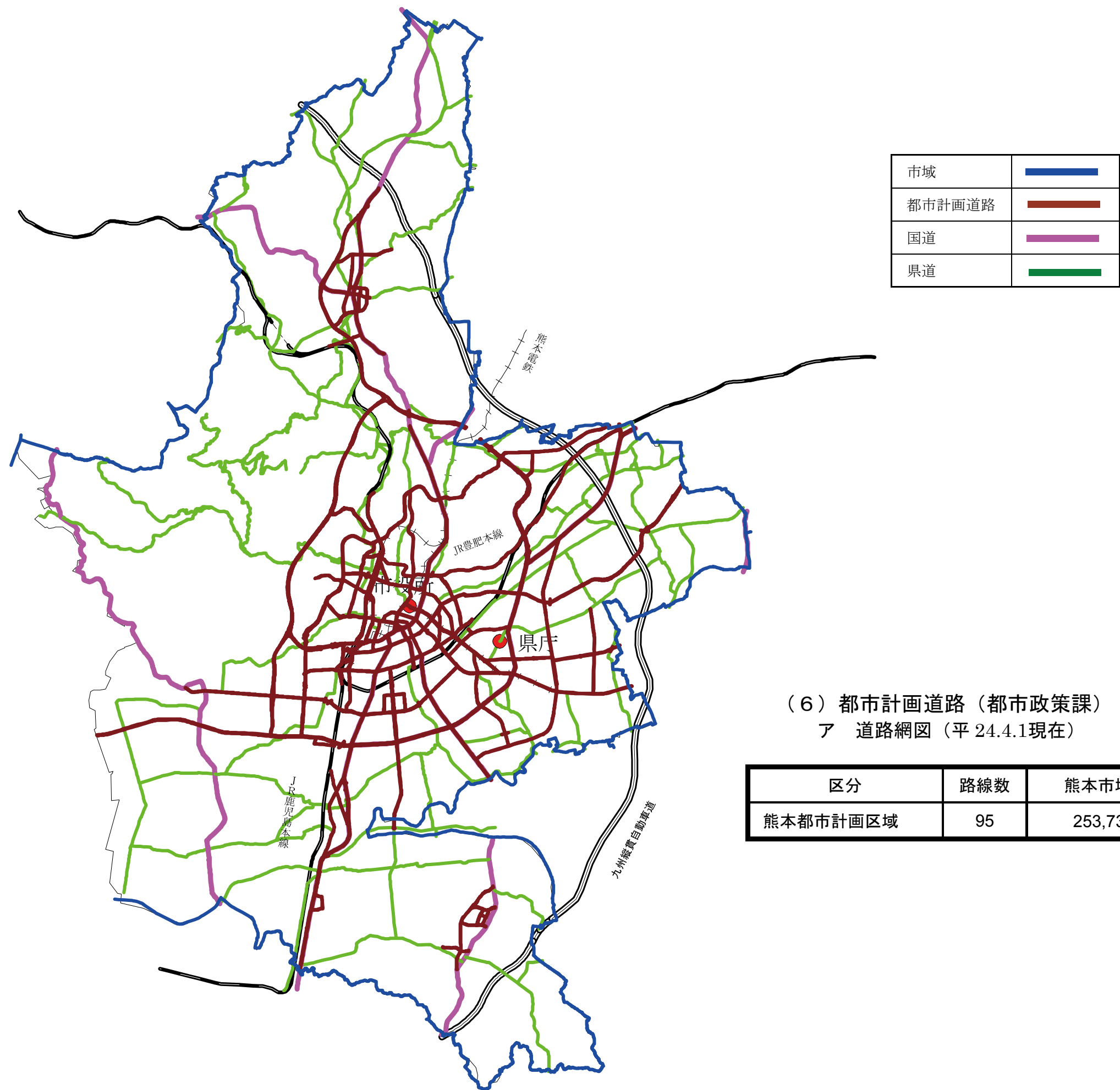
(平24. 4. 1現在)

地 域 名	面 積 (ha)
防 火 地 域	約 118.0
準 防 火 地 域	約1,490.0

用 途 地 域 図 (平 24.4.1 現在)

熊本都市計画区域面積	35,433ha (市域分)
うち市街化区域	10,734ha
市街化調整区域	24,699ha





イ 都市計画道路一覧（市域内）

熊本都市計画区域

（平24.4.1現在）

区 分	規 模	一 連 号	都 市 計 画 道 路 名	主なる幅員（m）	主なる車線の数	計画決定延長（m）	整備済延長（m）
1	4	1	熊本西環状線	21	4	12,450	0
1	4	2	池上インター線	37	4	990	0
1	5	3	花園インター（自専道）線	15	2	770	0
3	1	1	新南部四方寄線	40	4	6,690	5,010
3	2	2	新市街水前寺線	36	6	4,420	4,420
3	2	3	弓削近見線	36		15,480	15,270
3	2	4	近見沖新線	36	6	8,530	8,530
3	2	5	熊本駅北部線	30	4	9,230	8,980
3	2	6	南熊本駅新町線	30	4	2,010	1,710
3	3	7	熊本駅帯山線	22	4	7,310	7,020
3	3	8	二本木新大江線	22	4	4,540	4,120
3	3	9	池田町花園線	25	4	1,500	0
3	3	10	子飼新大江線	22	4	1,870	1,380
3	3	11	船場神水線	25	4	4,670	1,500
3	3	12	本荘大洞線	25		5,050	5,050
3	3	13	水前寺秋津線	22		4,950	4,950
3	3	14	野口清水線	25	4	11,790	5,620
3	5	16	水前寺駅西水前寺線	15	2	180	180
3	3	17	東町空港線	22		2,210	2,210
3	3	18	南高江富合線	25	4	7,070	7,070
3	1	19	弓削原水線	40		490	490
3	4	20	上熊本藤崎宮線	20		1,930	1,930
3	4	21	上熊本細工町線	19	2	3,030	2,450
3	3	22	砂取健軍線	22		2,190	2,190
3	4	23	新土河原小島線	20	4	3,910	3,250
3	4	25	熊本駅城山線	16	2	1,980	1,370
3	4	26	新町戸坂線	16	2	1,720	690
3	4	27	段山島崎線	16	2	2,220	950
3	4	28	戸坂花園線	16	2	1,460	0
3	4	29	上熊本法成寺線	16-30	2	2,280	750
3	4	30	手取本町清水線	16		3,830	610
3	4	31	麻生田三里木線	16		3,440	3,440
3	4	32	高平麻生田線	16	2	3,910	1,920
3	4	33	檜木麻生田線	16	2	980	0
3	4	34	下南部画図線	16		8,930	3,820
3	4	35	新外秋津線	16	2	2,810	1,350
3	4	36	出水町国府東水前寺線	15	2	2,280	790
3	4	37	水前寺画図線	16	2	3,600	3,100
3	3	38	新市街御船インター線	25	4	6,140	6,140
3	4	39	長六橋川尻線	17.5		7,600	7,600
3	3	40	新土河原出水線	25	4	5,740	4,880
3	4	41	二本木蓮台寺線	16	2	1,350	1,350
3	4	42	大窪山下線	16		100	100
3	5	44	南千反畑大江線	15		1,850	1,850
3	5	45	上熊本弓削線	12		10,570	0
3	5	46	船場本山線	12		920	600
3	4	47	平田田迎線	16	2	1,760	1,760
3	5	54	刈草薄場線	12		820	720
3	3	55	保田窪菊陽線	25		6,190	6,190
3	3	61	四方寄鹿子木線	28	4	2,480	0
3	2	62	春日池上線	30	4	1,870	1,870
3	4	63	田崎春日線	18	2	910	910
3	4	64	熊本駅南線	18	2	290	120
3	4	65	熊本駅西口線	18	2	90	90
3	3	66	花園インター（一般道）線	21-25	4	1,320	0
3	4	67	花園池亀線	16	2	1,160	0
3	4	68	上熊本駅西口線	16	2	450	0
3	4	69	平尾向坂線	16	2	5,500	0
3	5	70	南環状線	14	2	1,060	0
3	4	71	岩野小山線	16	2	1,030	410
3	4	72	東西線	16	2	1,680	110
3	4	73	植木停車場投刀塚線	18	2	1,140	395
3	5	74	一木鑑田線	14	2	2,000	0
3	4	75	北環状線	17	2	820	58
3	3	76	平尾鑑田線	28	4	6,780	0
3	4	77	中央線	17	2	740	242
3	5	78	小町通り線	12	2	120	0
3	4	79	一木鞍掛線	16	2	880	0
3	4	80	滴水平野線	16	2	550	0

区 分	規 模	一 連 番 号	都 市 計 画 道 路 名	主なる幅員 (m)	主なる車線の数	計画決定延長 (m)	整備済延長 (m)
3	5	82	清藤志々水線	14	2	1,010	560
3	4	83	フラワー通り線	16		780	780
3	4	84	上宮地線	16		560	560
3	5	85	東阿高今線	14		3,160	0
3	5	86	松ノ平線	14		530	530
3	5	87	新御堂線	14		180	180
3	5	88	バイン通り線	12		850	600
3	6	89	浜戸川線	11		920	0
7	7	3	鹿児島本線側道1号線	6	—	430	430
7	7	4	鹿児島本線側道2号線	6	—	900	460
7	7	5	鹿児島本線側道3号線	6	—	290	290
7	7	6	鹿児島本線側道4号線	6	—	260	0
7	7	7	鹿児島本線側道5号線	6	—	200	0
7	7	8	鹿児島本線側道6号線	6	—	90	90
7	7	9	鹿児島本線側道7号線	6	—	590	290
7	7	10	鹿児島本線側道8号線	6	—	320	0
7	7	11	鹿児島本線側道9号線	6	—	530	420
7	7	12	鹿児島本線側道10号線	6	—	350	0
7	7	13	鹿児島本線側道11号線	6	—	200	0
7	7	14	鹿児島本線側道12号線	6	—	360	0
7	7	15	鹿児島本線側道13号線	6	—	350	200
7	7	16	豊肥本線側道1号線	6	—	250	0
7	7	17	鹿児島本線側道14号線	6	—	400	0
7	7	18	鹿児島本線側道15号線	6	—	180	0
8	7	1	新屋敷長溝線	4		1,550	1,280
8	7	2	南高江元三線	7		1,880	1,880
合 計			95 路 線			253,730	156,065

ウ 都市計画及び道路整備の規模別分類

(平24. 4. 1現在)

	区 分 規模別	都市計画決定延長 (m)				道路整備済延長 (m)					
		市街化 区 域 (用途指 定区域)	市街化調 整区域 (用途無指 定区域)	計画決定 延 長	比率 (%)	市街化区域 (用途指 定区域)	進捗率 (%)	市街化調 整区域 (用途無指 定区域)	進捗率 (%)	整備済 延 長	進捗率 (%)
熊 本 都 市 計 画 区 域	3・1	6,310	870	7,180	2.8	4,770	75.6	730	83.9	5,500	76.6
	3・2	31,670	9,870	41,540	16.4	30,910	97.6	9,870	100.0	40,780	98.2
	3・3	57,570	24,230	81,800	32.2	44,410	77.1	13,910	57.4	58,320	71.3
	1・4 3・4	66,180	22,960	89,140	35.1	36,245	54.8	4,660	20.3	40,905	45.9
	1・5 3・5	22,670	1,350	24,020	9.5	5,000	22.1	220	16.3	5,220	21.7
	3・6	920	0	920	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	7・7	5,700	0	5,700	2.2	2,180	38.2	0	0.0	2,180	38.2
	8・7	3,430	0	3,430	1.4	3,160	92.1	0	0.0	3,160	92.1
	合計	194,450	59,280	253,730	100.0	126,675	65.1	29,390	49.6	156,065	61.5

※整備済延長：計画幅員により供用開始されている区間延長

(7) 駅前広場（都市政策課）

(平24. 4. 1現在)

広 場 名	面 積 (㎡)	摘 要	
熊 本 駅 前 広 場 (東 口)	14,200	都市計画道路3・3・7号	熊本駅帯山線
南 熊 本 駅 前 広 場	3,850	〃 3・2・6〃	南熊本駅新町線
水 前 寺 〃	2,100	〃 3・3・16〃	水前寺駅西水前寺線
上 熊 本 (東口) 〃	2,800	〃 3・4・21〃	上熊本細工町線
上 熊 本 (西口) 〃	2,400	〃 3・3・68〃	上熊本駅西口線
近 見 (仮) 〃	4,600	〃 3・5・54〃	刈草薄場線
弓 削 (仮) 〃	2,200	〃 3・5・58〃	武蔵ヶ丘東中央線
熊 本 駅 前 広 場 (西 口)	5,700	〃 3・4・65〃	熊本駅西口線
(熊 本 駅) 交 通 広 場	3,800	〃 3・2・7〃	熊本駅帯山線
(水前寺北) 交 通 広 場	1,100	〃 3・5・16〃	水前寺駅西水前寺線

(8) 景観整備（開発景観課）

ア 都市景観

地域の特性を生かした良好な景観の形成を総合的に推進し、文化と歴史にはぐくまれた快適な市民生活の確保に寄与するために本市では平成21年10月に熊本市景観計画を策定し、平成22年1月に、景観法に基づく届出に移行した。

この制度は熊本城や水前寺・江津湖の周辺地域等においては、これらを活かし熊本らしさを際立たせるような、また、その他の地域においてはそれぞれの地域の特色を活かした良好な景観の形成を目指している。

大規模行為届出件数

(平成23年度)

種 類	建築物	工作物	さく・塀	開発行為	土 石	計
件 数	118	119	0	61	2	300

特定施設届出件数 23件 (平成23年度)

イ 屋外広告物

平成8年4月の中核市移行に伴い屋外広告物法に関する事務を県から引き継いだ。

この事務は景観の大きな要素である屋外広告物を規制・誘導し、歴史と自然を活かした良好な景観形成と快適な環境の維持を目的としている。

事務内容としては、屋外広告物の許可、違法なはり紙・はり札・立看板等の除却、違法ポスターの減少を目的としたコミュニティボード設置事業を行っている。

屋外広告物許可件数

(平成23年度)

種 類	許可	更新許可	電柱等	計
件 数	304	574	24	902

除却件数

(平成23年度)

種 類	はり紙	はり札	立看板	その他	計
件 数	13,526	933	162	4	14,625

(9) 開発指導（開発景観課）

都市の秩序ある発展を図るために、開発行為の指導を行っている。

開発許可件数

年 度 区 分		19	20	21	22	23
市 区 街 化 域	件 数	72	65	41 ※	66 ※	65 ※
	面積 (㎡)	227,190	149,471	120,231 ※	150,217 ※	229,798 ※
市 調 整 街 区 化 域	件 数	52	56	50	104	134
	面積 (㎡)	95,118	101,096	149,721	176,377	294,064
計	件 数	124	121	91	170	199
	面積 (㎡)	322,308	250,567	269,952	326,594	523,862

※非線引区域を含む。

市民の安全な生活環境の整備を図るために、宅地造成等規制区域においては、宅地造成の指導を行っている。

宅地造成等規制法による許可件数

年 度 区 分	19	20	21	22	23
許可件数	9	8	8	9	9

2 交 通 計 画（交通政策総室）

（１）現 状

本市における自家用自動車の保有台数は、平成１１年度から平成２０年度までの１０年間で約２６万台から約３２万台へと増加している。これにより、公共交通機関の年間利用者数は、平成１３年度６２，６４３人から平成２２年度は５３，１７０千人と１０年間で約９，４７３千人減少している。

また、本市における自転車交通量は、県道熊本高森線の国府周辺では１日約７千台程度にのぼり、道路交通センサスの平成１１年と平成１７年の比較による熊本市内全域での交通量の伸びは、自家用車が１．０２倍であるのに対し、自転車は１．５２倍の伸びを示している。

（２）総合交通体系整備の考え方

①熊本市第６次総合計画

【まちづくりの重点的取り組み】

３「おでかけわくわく」プロジェクト

（夢わく６）バス・電車、自転車などで気軽におでかけできるまちをつくる

【分野別施策】

８章第３節：利便性の高い公共交通体系の確立

- ・公共交通ネットワークの充実
- ・公共交通機関の利用促進
- ・広域交通拠点の整備促進

②熊本都市圏総合交通体系のマスタープラン

- ・公共交通都市軸の形成等
- ・安全快適な自転車ネットワーク等の整備

③第２次熊本市自転車利用環境整備計画、同実施計画

（３）本市における交通施策の展開

①パークアンドライドの実施

- ・熊本バス中の瀬車庫（平成１２年度）、九州産交バス西部車庫（平成１９年度）、北熊本駅（平成２２年度）などでパークアンドライドを実施。

②超低床電車の導入（交通局電車課）

- ・１編成２両（平成９年度）、２編成４両（平成１０年度）、２編成４両（平成１２年度）、２編成４両（平成２０年度）

③オムニバスタウン計画事業（平成１２～１６年度）

- ・バスロケーションシステムの導入（７箇所）等

④天水・河内を運行する事前予約制みかんタクシーの導入（平成１８年度）

⑤バス網の再編

「熊本市地域公共交通総合連携計画」の策定（平成２０年度）、東バイパスライナーの実証運行（平成２１年度）、バス路線網再編プロジェクトを設立し、バス路線網再編イメージ策定（平成２３年度）

⑥健軍町電停バリアフリー化事業（平成２１年度）

⑦路面電車優先システム整備事業（平成２２年度）

⑧野出・太郎迫を運行する事前予約制オレンジタクシーの導入（平成２２年度）

⑨新水前寺駅地区交通結節点改善事業（平成２３年度）

⑩公共交通グランドデザインの策定（平成２３年度）

⑪ゆうゆうバスの導入（平成２４年度）

⑫有料レンタサイクル社会実験（平成２４年度）

3 建 築 指 導（建築指導課）

（１）建築確認・検査等の申請状況

種 別 \ 年 度		19	20	21	22	23
申 請 件 数	建築確認申請	1, 145	802	543	527	424
	（内計画変更）	(133)	(54)	(50)	(38)	(29)
	指定確認機関申請	2, 208	2, 305	2, 237	2, 413	2, 909
	（内計画変更）	(110)	(85)	(78)	(76)	(83)
	道路指定申請	43	45	34	52	54
	許可申請	121	113	111	122	110
	やさまち条例事前協議受付	272	232	195	247	271
	省エネ届出	47	34	38	250	309
	長期優良住宅認定	—	—	284	524	518
	C A S B E E 届出	—	—	—	9	35
現 場 検 査	住宅公庫竣工検査	10	0	0	0	0
	住宅公庫改良検査	0	0	0	0	0
	一般建築竣工検査	770	553	460	544	458
	昇降機竣工検査	90	62	18	45	57
特 殊 申 請	計画通知	86	89	70	71	64
	工作物等確認申請	81	65	40	4	51
	昇降機等確認申請	93	45	21	8	52

（２）建築指導パトロール等

ア 建築パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に実施している。

イ 建築物防災査察

雑居ビルや大型店舗等の査察を防災週間中及び年末に消防局等と合同で実施している。

ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間（１０月中旬）の１日間を公開による一斉パトロールの日と定めて、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

２３年度においては、共同住宅等３０件を立入調査し工事施工の適正指導を行った。

（３）違反建築物取扱件数

（平成23年度）

違 反 事 項	違反該当法令	違反件数
確認申請手続	法第6条	39
法22条区域内の屋根及び外壁	法第22条又は第23条	7
避難施設等内装制限	法第35条	1
内装制限	法第35条の2	2
耐火構造等	法第27条又は第36条	2
構造耐力	法第20条又は第36条	11
敷地と道路の関係	法第43条	0
道路内建築制限	法第44条	0
私道の廃止又は変更の制限	法第45条	0
用途地域内の建築制限	法第48条	1
容積率制限	法第52条	0
建ぺい率制限	法第53条	2
一種低層住専および二種低層住専における外壁の後退距離	法第54条	0
一種低層住専および二種低層住専における絶対高さ制限	法第55条	0
道路斜線制限	法第56条第1項第1号	0
隣地斜線制限	法第56条第1項第2号	0
北側斜線制限	法第56条第1項第3号	0
日影による高さ制限	法第56条の2	0
高度利用地区の高さ制限	法第59条	0
防火・準防火地域内の構造	法第61条又は第62条	0
その他	法第87条第3項・法第88条第1項	19
計		84

（４）ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱

この要綱は、ぱちんこ店等の建築に関する必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防と調整を図り、もって近隣住民等の生活環境の保全に資することを目的として制定したもので、昭和６３年４月２０日より施行している。

平成２３年度は、１件の届出があった。

（５）中高層建築物の建築に関する指導要綱

この要綱は、中高層建築物の建築に伴う紛争防止のため、建築主に対し、近隣住民への建築計画の周知の手続き等を定めることにより、建築主と近隣住民との「相互理解」を目的として制定したもので、昭和６３年１０月１５日より施行している。平成２３年度は８７件の届出があった。

（６）熊本市やさしいまちづくり建築物整備促進事業補助金交付要綱

この要綱は、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を促進するため、平成７年１０月１日より施行している。現在、補助件数は３６件（延べ件数）となっている。

（７）建築協定

本市では、住宅地としての良好な住環境を高度に維持増進するため、建築基準法に基づく建築協定の推進に努めている。現在、本市における協定の延べ件数は２８件となっている。

（８）エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく届出

２，０００㎡以上の建築物を新築・増改築する場合、又は、大規模修繕を行う場合に、その建築物の建築主は、工事着手の２１日前までに省エネ措置の届出を所管行政庁に提出しなければならない。平成２３年度の届出件数は３０９件となっている。

※平成２２年４月１日以降は、３００㎡以上２，０００㎡未満の建築物を新築または増築する場合も届出が必要となった。

（９）「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定

住宅を長期にわたり良好な状態で使用するための性能等をもち、維持保全に関する計画が作成されたものを認定する制度で、平成２１年６月４日より施行している。平成２３年度は５２４件の認定を行った。

（１０）「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づく届出

環境性能の高い建築物の整備・普及を図るため、その建築物の建築主・所有者が計画書等を所管行政庁に提出する条例（平成２２年１０月施行）である。平成２３年度の届出件数は３５件となっている。

4 公園緑地（河川公園課 公園班）

清れつな地下水や豊かな緑など本市の恵まれた自然環境は、都市に潤いを与えるとともに、市民生活の良好な環境の形成に大きな役割を果たしている。この豊かな自然を、後世に偉大な資産として継承することは、私たちの“つとめ”であり、本市では熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺江津湖、白川、坪井川などの親水空間を都市づくりの中核として良好な都市景観の維持・形成に配慮しつつ、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間とするために公園としての整備を進め、また、都市部などの市街地では、まちの活性化の拠点として、周辺市街地では日常的な余暇活動の拠点として公園の整備を推進している。

平成23年度末での本市の都市公園等の整備状況は、908カ所654.66haである。このほか、民有地等を借地した80カ所、7.57haの「まちの広場等」を供用している。

今後の公園施策については、適正な維持管理に力を入れることで、整備された公園の有効活用を促進し、新規整備においては市民一人当たりの公園面積の公平性を図るなど、今までの量的な取り組みを緩やかに継続させながら質の向上を図り、利用される地域住民とともに公園を豊かに育んでいくことが重要と考え、施策方針として次の3つを掲げた。

1 適正な維持・管理の推進

公園を地域の共有財産と位置づけ、公園愛護会等のボランティア団体や地域住民、学校、企業等と行政との協働により大切に維持・管理する。

2 時代のニーズに対応した利用したい公園への再生

高齢者や障がいのある人への対応、健康増進、子育て支援や多世代交流、子どもたちの成長支援の機能等を付加することで、時代のニーズに対応した誰もが使いやすく利用したい公園への再生に取り組む。

3 重点的な公園づくり

住区基幹公園(住民にもっとも身近な街区公園・近隣公園・地区公園)の一人当たり面積が著しく低い校区については、財政計画と整合を図りながら、市民参画による新たな公園づくりを重点的に進める。

都市公園等の整備状況

(平24.4.1現在)

種別	都市計画決定					②都市計画決定していないが供用しているもの		供用しているもの (①+②)			備考
	計画決定		①供用					箇所数 (箇所)	面積 (㎡)	1人当りの面積 (㎡／人)	
	箇所数 (箇所)	面積 (h a)	箇所数 (箇所)	面積 (㎡)	供用率 (%)	箇所数 (箇所)	面積 (㎡)				
街区公園	175	41.57	175	423,796	102	613	496,941	788	920,737	1.25	
近隣公園	29	49.10	27	394,425	80	2	31,860	29	426,285	0.58	
地区公園	8	36.30	6	270,289	74	—	—	6	270,289	0.37	
総合公園	3	82.20	3	795,222	97	2	230,081	5	1,025,303	1.40	
運動公園	3	123.50	2	1,120,219	91	1	33,008	3	1,153,227	1.57	熊本県立総合運動公園含む
特殊公園 (風致)	3	15.50	3	171,612	111	2	12,845	5	184,457	0.25	
特殊公園 (歴史)	6	9.00	6	75,826	84	10	227,680	16	303,506	0.41	
広域公園	1	126.90	1	1,254,107	99	—	—	1	1,254,107	1.71	総合体育館 湖面含む
緑地	14	214.84	14	560,988	26	38	269,707	52	830,695	1.13	
墓園	3	36.30	3	177,979	49	—	—	3	177,979	0.24	
都市公園合計	245	735.21	240	5,244,463	71	668	1,302,122	908	6,546,585	8.91	
まちの広場	—	—	—	—	—	80	75,767	80	75,767	0.10	
その他	—	—	—	—	—	6	32,609	6	32,609	0.04	
合計	245	735.21	240	5,244,463	71	754	1,410,498	994	6,654,961	9.06	

(注1) 人口(推計人口)は、平成24年4月1日現在の人口734,361人。

(注2) まちの広場は、五郎ヶ池調整池広場を含む

(注3) 都市計画決定された供用面積には、都市計画決定されていない供用面積を一部含む。

(注4) 街区公園の1人当たり面積には、1,000㎡以下(開発行為等)の公園も含む。

市民一人当たり都市公園等面積の推移

年度 区分 種別	19			20			21			22			23		
	数	面 積 ha	一人 当 面 積 ㎡	数	面 積 ha	一人 当 面 積 ㎡	数	面 積 ha	一人 当 面 積 ㎡	数	面 積 ha	一人 当 面 積 ㎡	数	面 積 ha	一人 当 面 積 ㎡
利用中の 街区公園	693	84.23	1.26	698	84.65	1.25	762	90.61	1.24	773	91.42	1.25	788	92.07	1.25
利用中の 全公園	799	578.96	8.67	807	592.16	8.74	883	642.84	8.83	893	646.36	8.82	908	654.66	8.91

5 都 市 整 備（都心活性推進課・植木中央土地区画整理事業所）

（１）中心市街地の活性化

本市の顔である中心市街地のにぎわいづくりのため、旧熊本市において、平成１９年３月に「熊本市中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年５月に内閣総理大臣の認定を受けた。また、平成２２年３月の市町村合併で「新熊本市」となった旧植木町においても、平成２１年９月に「植木町中心市街地活性化基本計画」を策定し、同年１２月に内閣総理大臣の認定を受けており、この合併を契機として、２つの計画区域を「熊本地区」、「植木地区」として認定基本計画の変更を行った。

熊本地区の計画では、熊本城、通町筋・桜町周辺から、新町・古町、熊本駅周辺までの約４１５haの区域を中心市街地と位置づけ、平成２３年度までに５２の事業を推進した。平成２４年度からは新たに策定した２期計画（計画期間は平成２８年度までの５年間）に基づき、１期計画からの継続事業や民間事業を含めた、実効性のある６２の事業を推進することとしている。（※別紙参照）

植木地区の計画では、植木中央土地区画整理事業施行中の国道３号沿いに形成された中心商業地と公共公益施設等が集積している区域の５８．１haを中心市街地と位置づけ、平成２６年度までに民間事業を含めた実効性のある２０あまりの事業を推進することとしている。

これらの計画をもとに、本市の歴史・文化、既存の都市機能を最大限に活かしながら、官民一体となって新たな魅力と活力の創造に取り組んでいく。

（２）市街地再開発

本市の既存市街地においては、都市化の進行とともに交通問題・用途混在・建築物の老朽化などの環境悪化や機能更新の遅れなどが顕在化してきている。

このような都市問題を解決するため、道路・公園等の都市基盤施設と建築物との総合的な整備と生活環境などの改善を目指し市街地の再開発を促進する。

ア 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した土地利用の非効率な市街地において、細分化された宅地を統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて公園・緑地・広場・街路等の公共施設の整備とオープンスペースの確保を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境を創造しようとするものである。

本市では、施行者に対し事業費の一部を補助し、土地の有効利用を促進している。今後、再開発事業への啓発、誘導に向けて取り組んでいく。

地 区	熊本駅北地区（事業完了）	手取本町地区（事業完了）	上通A地区（事業完了）
施行者	組 合	組 合	組 合
事業年度	昭 61～平 4	平 8～13	平 9～13
地区面積 (ha)	約 0.5	約 1.0	約 1.1
敷地面積 (㎡)	約 2,400	約 5,700	約 9,000
建築面積 (㎡)	約 1,900	約 4,400	約 6,800
延床面積 (㎡)	約 15,800	約 48,100	約 57,100
建物の規模構造	SRC+RC 造 地上 11 階 地下 2 階	SRC+RC+S 造 地上 10 階 地下 3 階	SRC+RC+S 造 地上 14 階 地下 2 階
用 途	ホテル	商業・公益・医療・業務施設等	商業・ホテル・業務・美術館・財団施設・カルチャー等
事業の経過	昭 61.4 高度利用地区の都市計画決定 及び事業の都市計画決定 昭 61.9 組合設立（施行認可）公告 平 2.9 施設建築物工事起工式 平 3.3 権利変換計画認可 平 4.8 施設建築物工事竣工 平 5.3 組合解散認可	平 8.8 高度利用地区の都市計画決定 及び事業の都市計画決定 平 9.3 組合設立（施行認可）公告 平 11.8 権利変換計画認可 平 11.12 施設建築物工事起工式 平 14.3 施設建築物工事竣工 平 14.12 組合解散認可	平 10.9 高度利用地区の都市計画決定 及び事業の都市計画決定 平 11.1 組合設立（施行認可）公告 平 11.9 権利変換計画認可 平 12.1 施設建築物工事起工式 平 14.3 施設建築物工事竣工 平 14.11 組合解散認可

イ 優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業は、良好な街並み形成実現のため民間活力を活用し、土地の合理的利用、市街地環境の整備、市街地における良好な中高層住宅の供給等を総合的に促進することを目指す、都市計画法等の手続きを要しない任意の事業である。

タイプ別に市街地の再開発を目的とする「優良再開発型」、市街地住宅の供給を目的とする「市街地住宅供給型」、既存建築物ストックを、現在の居住ニーズにあったストックに再生することを目的とする「既存ストック再生型」がある。さらに、「優良再開発型」は、共同化タイプ、市街地環境形成タイプ、およびマンション建替タイプの3つのタイプに分けられる。「市街地住宅供給型」は、中心市街地共同住宅供給タイプとなる。

優良建築物等整備事業の実施地区

地 区	施行者	事業年度	地区面積 (ha)	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	用 途	タイプ
下通地区 (事業完了)	民 間	平4～5	0.12	902	630	5,467	商業施設・銀行	優良再開発型
新町地区 (事業完了)	〃	平10～11	0.06	579	333	2,337	共同住宅（25戸）	優良再開発型

(3) 土地区画整理事業

ア 現状

本市の土地区画整理事業は、戦前では昭和6年に組合施行による国府第一土地区画整理事業、翌7年に水前寺土地区画整理事業、大江東部土地区画整理事業を施行し、戦後は国の方針に基づく戦災復興土地区画整理事業の着工を見た。また、市施行の事業では、東部地区の東部第一土地区画整理事業、西部地区の西部第一土地区画整理事業が完成した。そのほか市内各所で、住宅地開発を目的とする事業が、組合等の施行により逐次行われており、戦前戦後を通じ55地区（1660.1ha）において、計画的な市街地が造成されている。

現在市内で施行中の土地区画整理事業

(平.24.4.1現在)

地区名	施行者	法分類 (条項)	施行面積 (ha)	認可年月日	減歩率 (%)	公共減歩率 (%)	施行年度	総事業費 (千円)
田井島南	組合	3～2	18.9	21.8.4	48.3	24.3	21～25	2,818,000
熊本駅西	市	3～4	18.1	13.12.10	36.1 (19.8)	36.1 (19.8)	13～28	24,810,000
城南町中央	組合	3～2	29.7	10.10.8	35.0	24.0	10～24	4,530,000
植木中央	市	3～4	17.5	12.2.21	19.6 (13.0)	19.6 (13.0)	11～30	14,747,000

完了地区名〔国府第一、水前寺（組合）、大江東部、花岡山、戦災復興、健軍第二、秋津第一、国府第二、城東、東部第一、江津第一、秋津第二、清水、江津湖団地、長溝団地、万石団地、榎団地、託麻団地、楠団地、富ヶ丘、国府第三、津ノ浦団地、武蔵ヶ丘団地、烏ヶ江、戸島南台、出水第二、出水第一、杉島島場、佐土原第一、城山上代、八王寺、田井島、水前寺、八分字、南部第一、戸坂、八幡、御幸笛田、清水亀井、城山大塘、前川原、大石崎、田迎東、八分字中道、西部第一、山ノ神二丁目、出仲間、出仲間九丁目、画図、陳内〕

※ 熊本駅西、植木の減歩率、公共減歩率の二段書きは、上段：減価買収前、下段：減価買収後

イ 今後の予定施行地区

良好な住宅環境を形成するため、施行中、施行予定の土地区画整理事業を適正に誘導・促進する。

なお、現在市域内では、4地区（84.2ha）で土地区画整理事業が実施されており、その他1地区では、事業実施に向け構想がなされている。

2期熊本市中心市街地活性化基本計画(熊本地区)の計画区域と掲載事業

1 計画区域

1 期計画と同じ。区域面積は約 4 1 5 ヘクタール。



2 掲載事業

- 計 6 2 事業
 - うち事業主体
 - 市 3 0 事業、県 3 事業、国 2 事業の 3 5 事業
 - 民間 1 1 事業
 - 行政及び民間 1 6 事業
- 2 期から掲載の事業は 3 5 事業（右表備考欄の○印+◎印）
うち H 2 4 年度から新たに取り組む事業は 1 6 事業（右表備考欄の◎印）

番号	事業名	備考	番号	事業名	備考
1-1	熊本駅周辺まちづくり推進経費		30	中心市街地活性化推進事業 (中心商店街等が連携したイベント等)	
1-2	熊本駅周辺まちづくり推進事業		31	(仮称)中心市街地公衆無線LAN整備事業	◎
2-1	熊本駅西土地区画整理事業		32	ブランド化推進協力店事業	◎
2-2	熊本駅西土地区画整理事業(道路整備)		33	九州食品見本市(仮称)	◎
2-3	地域創造支援事業(コミュニティセンター整備)		34	農産物フェア開催事業	◎
3-1	市街地再開発事業(花畑地区)		35	「夢未来みかん」祭り	○
3-2	市街地再開発事業(花畑地区)(商業等基盤整備)		36	安全安心まちづくり推進事業	
3-3	暮らし・にぎわい再生事業(花畑地区)		37	産業支援サービス業等立地促進事業	
4-1	市街地再開発等事業(桜町地区)		38	企業立地促進事業	
4-2	市街地再開発等事業(桜町地区)(商業等基盤整備)		39	自転車駐車場整備等補助事業	○
5	(仮称)桜町・花畑周辺地区まちづくり推進事業	○	40	市内中心部放置自転車対策事業	○
6	JR鹿児島本線外1線連続立体交差事業		41	違法駐車防止等啓発事業	○
7	熊本駅周辺 街路事業		42	街なか花絵巻賑わい事業	◎
8	(仮称)銀座通り歩行空間整備事業		43	地下水都市熊本空間創出事業	
9	白川緊急対策特定区間整備事業		44	屋上等緑化助成事業	
10	新熊本合同庁舎の整備		45	市電軌道敷緑化事業	
11	熊本駅周辺都市機能誘導等推進事業		46	城下町の風情を感じられる町並みづくり事業	○
12	暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅周辺地区)		47	景観条例関連経費(景観重要・形成建造物)	
13	暮らし・にぎわい再生事業(熊本駅前東A地区)		48	熊本城第Ⅱ期復元整備事業	○
14	地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	◎	49	熊本城石垣保存修理事業	
15	MICE(マイス)施設整備事業	◎	50	超低床電車導入事業	○
16	博物館展示整備事業	○	51	電停改良事業	○
17	ジェーンズ邸の移築復元事業	○	52	熊本市自転車利用環境整備事業	◎
18	記念館改善計画事業	○	53	くまもと安心移動ナビプロジェクト推進事業	
19	(仮称)新町地区総合福祉施設整備事業		54	市電乗車券等の利便性・付加価値向上対策事業	
20	熊本市民健康フェスティバル	○	55	市電ロケーションシステム導入事業	◎
21	あんしん住み替え相談窓口事業	○	56	市電車両りフレッシュ事業	◎
22	マンション管理適正化事業	○	57	合同庁舎跡地利用事業	◎
23	住宅・建築物耐震改修事業	○	58	アジアンホリデー	○
24	安全・安心で美しい熊本づくり事業		59	蔚山広域市との交流推進事業	
25	中心市街地活性化ソフト事業		60	「わくわく企画」マンガ・アニメを生かしたまちづくり	○
26	(仮称)上通3・4・5丁目アーケードECO改修事業	◎	61	熊本城マラソン事業	○
27	(仮称)下通新天街アーケード照明LED化及び路面改修事業	◎	62	近代(明治)くまもと講座・現地見学・出版事業	◎
28	(仮称)新市街路面改修事業	◎	【事業主体】 行政 民間 行政及び民間		
29	中心市街地空き店舗等総合活用事業	◎			

6 熊本駅周辺地域整備（熊本駅周辺整備事務所）

県市は、平成17年に「熊本駅周辺地域整備基本計画」を策定するとともに、計画の具体化と着実な推進に向け「JR鹿児島本線等鉄道高架化及び熊本駅周辺地域等の整備に関する協定」を締結した。この協定では、県市の役割分担と事業の優先順位を明確にするとともに、「平成23年春の新幹線開業時までには完成を目指す事業」と「鉄道高架化事業完了及び東口駅前広場完了時（平成30年）までに完成を目指す事業」を区分し、事業を進めてきた。

さらに、「熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会」を開催し、地元や経済界、公募市民等の意見を伺いながら事業を進めている。また、平成19年には、より魅力的な都市空間（街並み）の形成に向けて、県と市で「熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド」を策定し、その中で、調和の取れたデザインの観点とユニバーサルデザインの視点による都市空間デザインの望ましい将来像を示し、県都の陸の玄関口にふさわしい街並みの形成に取り組んでいる。

現在、熊本駅周辺地域では、新幹線開業により広域交通拠点としての拠点性の向上が図られた。九州新幹線鹿児島ルートは平成23年3月12日に全線開通したが、引き続きこの拠点性を生かし、連続立体交差事業や区画整理事業、道路網の整備、など都市基盤の整備を進めており、行政・商業・業務施設の集積する情報・文化の交流拠点の形成を目指す。

基本計画の概要と主な事業は次のとおりである。

（1）熊本駅周辺の都市計画道路網整備

整備路線：7路線

- ・（熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線（旧熊本駅新外線）、春日池上線、田崎春日線、熊本駅西口線、熊本駅南線）

（2）まちなみの形成

熊本駅周辺地域都市空間デザインガイドによる公共整備と民間誘導を行うとともに、特に、熊本駅北部線、熊本駅城山線、熊本駅帯山線の都市計画道路周辺を「まちなみ形成ゾーン」、また、駅直近の22ha（北、東A、東B、南A、二本木Aの各地区）を「市街地整備ゾーン」と位置付け、地元の合意形成を図りつつ市街地整備方針を策定し、都市計画的手法等により良好なまちなみの形成を誘導する。

（3）東西駅前広場の整備

ア 駅前広場面積

東口 18,000㎡（駅前広場 14,200㎡、交通広場 3,800㎡）

西口 5,700㎡

イ 東西駅前広場の機能分担

東口：中心部及び市域対応を中心とした交通機能の集約強化

誰もがわかりやすい、乗換え利便性の高い交通結節点の形成

西口：西側開発、アクセス需要増に応じた交通機能等

団体バス等、不定期バスの発着機能

(4) 九州新幹線建設事業（鉄道・運輸機構事業）

九州新幹線鹿児島ルートは、平成13年4月博多～新八代間のフル規格による工事实施計画が追加認可され、平成23年3月12日に全線開業をむかえた。

- ・総事業費 : 約8,920億円（博多～新八代）
- ・事業期間 : 平成10年～平成23年
- ・熊本市域区間 : 約23km

(5) 鹿児島本線等連続立体交差事業（熊本県事業、平成13年3月都市計画決定）

鹿児島本線等の連続立体交差事業については、鹿児島本線の白川操作場付近から北島踏切までの約6km区間と豊肥本線熊本駅から坪井川右岸の約1km区間が事業認可され、平成28年度の工事完成を目指して事業が進められている。

- ・事業区間 : JR鹿児島本線 約6km、豊肥本線 約1km
- ・総事業費 : 約550億円
- ・事業期間 : 平成13年度～平成28年度
- ・事業実施状況 : 2次仮線の切替えを行うとともに、高架橋建設工事を実施中

(6) 熊本駅西土地区画整理事業（熊本市事業、平成13年3月都市計画決定）

熊本駅西地区の安全で快適な街なみの形成を図るため、平成13年度から区画整理事業に着手している。現在、ブロック毎に建物移転、道路築造、宅地造成等を行い、事業の早期完了を目指している。新幹線口となる西口駅前広場やアクセス道路については、新幹線開業時に整備を完了し供用している。

- ・地区面積 : 18.1ha
- ・総事業費 : 約280億円（関連事業費を含む）
- ・事業期間 : 平成13年度～平成28年度
- ・事業実施状況及び予定
 - 平成13年度～平成15年度 公共用地先行取得
 - 平成15年度～平成16年度 換地設計
 - 平成17年度～平成28年度 地区内をブロック毎に分割し、建物等移転・道路築造（西口駅前広場等を含む）・宅地造成等を順次実施

(7) 熊本駅前東A地区市街地再開発事業（熊本市事業、平成17年10月都市計画決定）

東A地区は、熊本駅東口正面に位置するという立地性から、県都の玄関にふさわしい都市景観の形成及び都市機能の充実を図るため、市施行により市街地再開発事業を推進している。この事業により、九州・熊本の情報発信拠点となる公共施設（情報交流施設）を整備するとともに、民間事業者の参画による賑わいの創出を図ることにしている。

- ・地区面積 : 約1.4ha
- ・事業期間 : 平成17年度～平成24年度
- ・施設規模 : 延床面積 約51,900㎡
- ・総事業費 : 約211億円
- ・事業実施状況及び予定
 - 平成17年度 都市計画決定、事業認可
 - 平成18年度 用地取得（平成21年度まで）、事業提案競技による建設業務代行者の選定
 - 平成19年度 建築設計
 - 平成20年度 建築工事着工
 - 平成23年度 再開発ビルの完成
 - 平成24年度 清算

(8) 新熊本合同庁舎の整備（国土交通省九州地方整備局事業）

- ・施設規模 : A棟 約26,500㎡ B棟 約24,000㎡（PFI導入）
- ・事業実施状況及び予定
 - 平成19年度 A棟 工事着工
 - 平成22年度 A棟 工事竣工
 - 平成20年度 B棟 事業契約
 - 平成26年度 B棟 工事竣工予定

熊本駅周辺地域整備基本計画の概要図



整備スケジュール

項 目	項目区分	実施主体	実施内容等	実施スケジュール														
				16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
九州新幹線		鉄道・運輸機構	・博多～新八代 122km 熊本市域 約23km															
都市基盤	鉄道高架化	熊本県	・JR鹿児島本線 約6km ・豊肥本線約1km															
	東口駅前広場	熊本県 ※熊本市	・現在の面積9,600㎡を14,200㎡に拡張 ・南A交通広場(3,800㎡)															
	春日池上線	熊本県 ※熊本市	・区画整理区域外区間 ・幅員 30m															
	熊本駅帯山線	熊本県	・幅員32m															
	熊本駅城山線	熊本県 ※熊本市	・駅～田崎橋 幅員36m ・市電のサイドルリゼーション化															
			・田崎橋交差点～田崎春日線交差点 幅員30m															
	熊本駅南線	熊本市	・幅員18m															
東A地区	東A地区市街地再開発	熊本市	・地区面積:1.4ha ・延床面積:約51,900㎡															
	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備															
東B地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備															
南A地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備															
南B地区	合同庁舎移転	国	・敷地面積:約2.5ha ・総床面積:50,500㎡(A、Bの2棟計画) ・計14官署入居予定 ・人や環境にやさしい施設、魅力的な公共空間を創出															
二本木A地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備															
	新しい街路整備	熊本市	・街区道路の整備															
北地区	まちなみ形成	民間	・市街地整備計画に基づいた建築物等の整備															
駅西地区	土地区画整理	熊本市	・事業地区面積約18.1ha ・コミュニティ住宅、コミュニティセンター整備															
	西口駅前広場	熊本市	・面積5,700㎡															
	春日池上線	熊本市	・幅員30m															

※ 政令市移行に伴い実施主体が熊本県から熊本市へ

都建

7 河 川（河川公園課 河川班）

本市では、中心市街地を流れる白川・坪井川をはじめ、緑川・加勢川など国や県が管理し整備が図られている大きな河川があります。市は降雨時の増水による氾濫を防ぐため、それらの川に流れ込む中小の河川や排水路の整備を進めている。

（１）広域河川改修事業

市街地の拡大とともに浸水被害が多発していた健軍川・藻器堀川・万石川・兎谷川・麴川・鶯川など被災頻度の高い流域をもつ県管理河川を昭和４７年より「都市基盤河川改修事業」として本市で改修事業を進めてきたが、平成24年度の権限移譲に伴い「広域河川改修事業」へ移行された。そのなかで、万石川・兎谷川については、既に事業を完了している。また、この６河川と「保田窪放水路」「加勢川の一部（江津湖を含む）」は平成２４年度、県より権限移譲により引継ぎを行っている。

（２）流域貯留浸透事業

都市化による雨水流出量の増加・近年の集中豪雨に対処すべく、本市が管理する河川において、学校・公園などの公共施設等に雨水貯留・浸透施設を設け、河道への負担を軽減し、流域の治水安全度向上を図るものであり、H22年度から健軍川流域で事業を実施している。

（３）準用河川改修事業

市が管理する準用河川の天明新川・谷尾崎川は、「準用河川改修事業」により、河道改修や排水機場建設などの事業を実施した。旧天明新川については、平成２４年度から事業に着手している。

（４）浸水解消対策事業

河川の水位上昇等により自然排水ができない地域や浸水被害が発生している地域については、「浸水解消対策事業」として、排水機場や排水路等の整備を行い、浸水被害の軽減を図っている。

（５）雨水流出抑制対策

市街地周辺部では、急速な都市化に伴い、雨水流出量が増加する「都市型水害」が局地的に発生している。

このため、雨水貯留施設や調整池などの施設整備と適切な維持管理を行うとともに、道路側溝や河川への急激な雨水流入の軽減と地下水のかん養に有効な雨水浸透柵について設置費用を助成する「雨水浸透柵設置助成制度」を設け、同制度を活用した設置普及を促進している。

宅地等の開発においても、区域内の雨水流出を抑制する調整池の設置や浸透マンホール・透水性舗装などの施設について設置指導をおこなっている。

このように本市の治水行政は、国・県と連携を図りながら、河川氾濫防止と自然環境や地域づくり等に配慮した河川改修事業と合わせ、内水対策や雨水流出抑制等の施策を実施し、総合的な治水対策を進めている。

雨水浸透柵設置状況

（平24.3.31現在）

19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
件数	件数	件数	件数	件数	個数	件数	個数	件数	個数
56	209	119	299	298	658	275	630	340	743

市域の主要河川状況

水 系	河川名	級 別	流域面積 (k m ²)	計画高水 流量(m ³ /s)	河川延長 (km)	改 修 着手年	摘 要
白 川	白 川	1 級	480	3,000	63.2	昭31	国土交通省管理（直轄区間17.3km）
緑 川	緑 川	1 級	1,100	4,200	71.3	〃 37	国土交通省管理（直轄区間30.8km）
	加 勢 川	1 級	253.8	1,100	13.3	〃 37	国土交通省管理（直轄区間13.1km）
					7.6	〃	市管理
	無 田 川	1 級	1.0	19	2.3	—	県管理
	木 部 川	1 級	20.4	48.2	4.9	平4	〃
	天明新川	1 級	6.5	120	11.6	昭54	〃
		準用	3.1	40	1.3	平元	市管理
	高 良 川	1 級	1.9	—	1.5	—	県管理
	内 田 川	1 級	6.5	50	4.2	昭50	〃
	矢 形 川	1 級	37.9	340	13.7	〃 48	〃
	木 山 川	1 級	100	660	16.5	〃 62	〃
	秋 津 川	1 級	32.2	240	6.2	〃 44	〃
	鶯 川	1 級	2.8	32	1.3	平8	市管理（広域河川改修事業）
	健 軍 川	1 級	14.6	190	6.8	昭47	〃 〃
	藻器堀川 （本川）	1 級	2.8	55	3.8	〃 63	〃 〃
	保 田 窪 放 水 路	1 級	5.3	95	6.0	〃 47	〃 〃
	浜 戸 川	1 級	93.1	520	27.3	〃 35	国土交通省管理（直轄区間 5.3km）
	潤 川	1 級	18.4	140	5.7	〃 60	県管理
	安 永 川	1 級	—	—	1.1	—	〃
		準用	—	—	1.0	—	市管理
	五 双 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	仁 子 川	1 級	—	—	1.9	—	県管理
		準用	—	—	4.6	—	市管理
	谷 郷 川	1 級	—	—	2.0	—	県管理
	錦 郷 川	1 級	—	—	5.8	—	〃
	滑 川	1 級	—	—	2.2	—	〃
		準用	—	—	3.8	—	市管理
	旧天明 新 川	準用	10.09	20	7.5	平 24	〃 （準用河川改修事業）
	西 迫 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	赤 迫 川	準用	—	—	0.6	—	〃
	柿 田 川	準用	—	—	1.2	—	〃
	東 迫 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	逆 瀬 川	準用	—	—	1.2	—	〃
	御 領 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	島 田 川	準用	—	—	3.5	—	〃

水 系	河川名	級 別	流域面積 (k m ²)	計画高水 流量(m ³ /s)	河川延長 (km)	改 修 着手年	摘 要
菊池川	合 志 川	1 級	123	675	22.0	昭28	国土交通省管理(直轄区間10.1km)
	木 葉 川	1 級	50	200	12.1	〃 21	県管理
	神の木川	1 級	23	32.6	2.0	〃 52	〃
	千 田 川	1 級	4	50.4	7.4	〃 49	〃
		準用	—	—	1.3	—	市管理
	宮 原 川	1 級	3.2	40	5.2	昭47	県管理
	豊 田 川	1 級	14.4	9.4	7.1	〃 37	〃
	夏 目 川	1 級	4.5	62.8	2.0	〃 60	〃
	小 野 川	1 級	4	48	3.2	〃 48	〃
		準用	—	—	1.5	—	市管理
	中 谷 川	1 級	—	—	2.2	—	県管理
		準用	—	—	1.1	—	市管理
	上 生 川	1 級	20	80	4.5	昭37	県管理
	菖 蒲 川	準用	—	—	0.7	—	市管理
	小 畑 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	大 平 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	馬 瀬 川	準用	—	—	0.6	—	〃
	下岩野川	準用	—	—	1.8	—	〃
	大 井 川	準用	—	—	1.0	—	〃
	白 水 川	準用	—	—	1.5	—	〃
	服 部 川	準用	—	—	0.5	—	〃
	野 間 川	準用	—	—	0.3	—	〃
	長 谷 川	準用	—	—	0.3	—	〃
	小 園 川	準用	—	—	1.2	—	〃
	北 井 川	準用	—	—	1.5	—	〃
坪井川	坪 井 川	2 級	84.6	560	23.2	〃 33	県管理
	井 芹 川	2 級	57.1	360	14.6	〃 39	〃
	堀 川	2 級	42.7	120	10.8	〃 53	〃
	西 浦 川	2 級	5.0	—	2.1	—	〃
	西 谷 川	2 級	13.2	—	3.6	—	〃
	立福寺川	2 級	5.3	—	1.7	—	〃
	万 石 川	2 級	3.6	75	1.2	昭 48	市管理
	兔 谷 川	2 級	1.7	35	0.8	〃 48	〃
	麴 川	2 級	3.1	59	1.7	〃 51	〃 (広域河川改修事業)
	谷尾崎川	準用	2.3	40	1.3	〃 53	〃
	前 川	準用	—	—	0.8	—	〃
	鑑 田 川	準用	—	—	1.8	—	〃
唐人川	唐 人 川	2 級	—	—	3.0	—	県管理
単 独	河 内 川	2 級	20	—	6.6	—	〃
	千間江湖	2 級	2.2	15	4.7	昭 40	〃
	除 川	2 級	6.0	40	3.3	〃 42	〃

※ 記載数値は、河川整備計画(工事実施計画)を記載。未策定河川は、河川(準用)現況調書延長を適用。

8 公共用地取得事業

(1) 用地取得

熊本市は、住民の福祉の増進や住みよいまちづくりの推進のために様々な公共事業を行っており、そのために必要な用地の取得を行っている。

公共用地の取得にあたっては、土地（用地）だけでなく、建物等の物件の移転等も必要となる。市民の財産を公共の用に供するためには、憲法29条3項で定められた「正当な補償」が義務付けられており、適正な補償により用地を取得しなければならない。

よって、熊本市は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）に基づき、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」を定め、公平かつ適正な補償を行っている。加えて、適正な用地事務の執行を図るため、熊本市用地事務取扱要綱等用地取得マニュアルも定めており、公共用地取得の公正、透明性をより一層高めることに努めている。

また、土地収用法の適用に関する方針を定め、都市基盤施設整備の前提となる公共用地の取得を円滑に推進するため、土地収用制度を適切に活用し、公共事業の事業推進を図っている。

(2) 補償金算定

補償金の算定については、次のとおり行っている。

- ・土地の補償・・・土地価格の算定にあたっては、不動産鑑定士による不動産鑑定評価価格を周辺の土地の取引事例からの比準価格、地価公示地からの比準価格により検証し、適正な価格で補償している。
- ・建物の補償・・・土地と建物の位置関係、事業の計画線と建物の位置関係により、移転工法を認定し適正な補償額を算定して補償している。

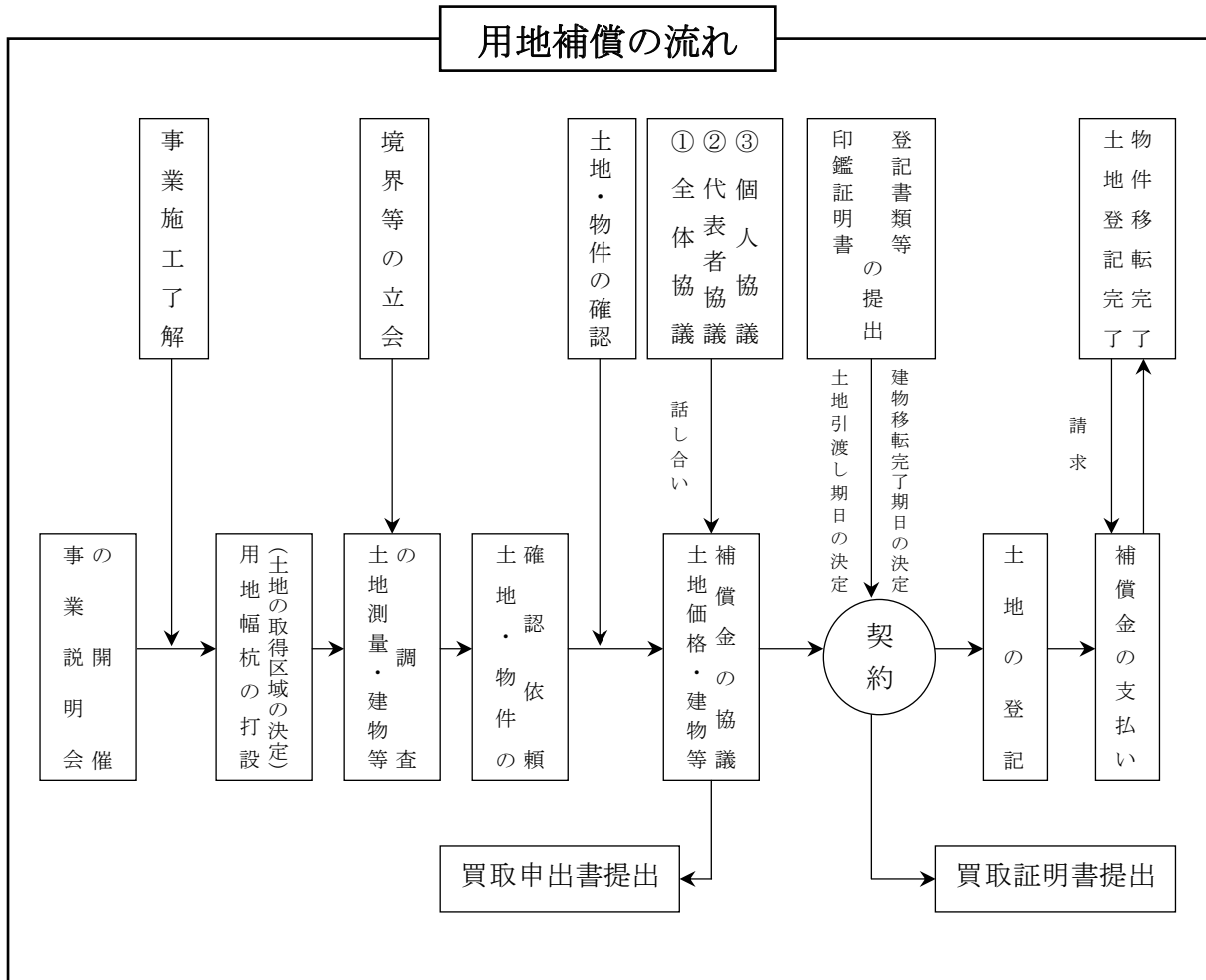
(3) 契 約

本市の用地取得は任意取得を基本として行っており、各権利者への十分な説明と協議により契約している。

なお、公共事業にご協力いただいた場合、租税特別措置法に基づき税法上の優遇措置を受けることができる。

（一部適用されない場合もある。）

(4) 用地補償の流れ



9 住 宅 ・ 建 築 物 等

市 営 住 宅（住宅課）

本市では、今後の住宅政策の基本的な方向を示した「第2次住宅マスタープラン（計画期間：平成18年度～27年度）」を策定し、市営住宅政策においては、これまでの建設中心から、ストック重視・管理重視の政策への転換を図るために、これまでに供給されてきた膨大な既存住宅ストックを有効に活用し、適正な維持管理と計画的な建替、改善等に取り組むとともに、入居管理の適正化を進める等して、住宅に困窮する世帯への的確な対応を図る方針としている。

（1）住宅供給実績

（単位 戸）

年 度	区 分	公 営 住 宅		特定優良賃貸住宅	合 計
		新 規	建 替	借上げ	
4		178	276	50	504
5		152	301	50	503
6		286	164	34	484
7		0	285	24	309
8		289	111	74	474
9		0	180	82	262
10		161	69	57	287
11		140	153	74	367
12		190	87	30	307
13		70	174		244
14		108	79		187
15		0	98		98
16		104	53		157
17		56	54		110
18		92	0		92
19		58	0		58
20		0	0		0
21		0	14		14
22		0	66		66
23		0	108		108
合計（4～23）		1,884	2,272	475	4,631

（注）公営住宅は着手ベース、特定優良賃貸住宅は認定ベース

（2）住宅管理状況

ア 目的別内訳

（単位 戸）

種 別	一 般	身 障	低家賃	老 人	母 子	高齢・障害者等優先	改 良	引 揚	特公賃・特優賃	その他	合 計
年 度											
昭21～平13	8,040	191	181	438	105	1,836	613		448		11,852
14	181	4		70	7	39			30	40	371
15	147	8		30	7	28				29	249
16	152	4			6	25					187
17	70					28					98
18	114	2				41					157
19	42	1				13					56
20	105	2				39					146
21	50		▲10		▲5	13				94	142
22	299					▲12					287
23	▲42					▲12					▲54
24	▲35					▲11			▲3		▲49
合 計	9,123	212	171	538	120	2,027	613		475	163	13,442

（注）管理状況は各年度4月1日現在

イ 構造別内訳

（単位 戸）

木 造	中層耐火	高層耐火	簡耐	準耐	耐火二階	合 計
132	10,548	2,065	236	269	192	13,442

(3) 団地別管理戸数状況

(平24.4.1現在)

No	団 地 名	所 在 地	管理開始 年 度	一 般	障 害	低家賃	老 人	高齢・障害 者優先	母 子	改 良	特公賃・ 特優賃	その他	合 計	入居者負担額
1	大江	中央区大江4丁目15	S59	14				6					20	21,600～32,900
2	渡鹿	中央区渡鹿4丁目17・7丁目3	H5	43				21					64	22,900～68,000
3	宮内	中央区段山本町3	S31	1									1	1,700
4	菅原	中央区菅原町2・8	S33～36	66				24					90	13,900～41,200
5	本荘	中央区本荘5丁目15	H22	41				7					48	19,800～62,600
6	川鶴	中央区大江1丁目35	S48							80			80	4,000
7	新町	中央区新町4丁目9	S43			24							24	7,600～14,400
8	本山	中央区本山1丁目1	S51							30			30	5,000～8,000
9	南熊本	中央区南熊本1丁目9	S53	21									21	17,900～35,300
10	本荘東	中央区本荘2丁目6	S53	61									61	18,200～30,900
11	琴平	中央区琴平本町4	S54	66	6	20	5	19	5				121	18,100～27,600
12	九品寺第一	中央区九品寺5丁目10	S55	50									50	19,100～26,700
13	九品寺第二	中央区九品寺5丁目14	S55・S60	90									90	19,100～35,300
14	琴平第二	中央区琴平2丁目3	H1	48				16					64	21,700～39,400
15	古川町シティハウス	中央区古川町25	H6	18									18	24,200～63,300
16	江原	中央区春竹町春竹506	H7	31									31	27,100～53,300
17	橋出	中央区本荘町769	H7	24			5	3					32	25,700～50,500
18	サンライズ国府	中央区国府3丁目27	H9								24		24	63,300
19	世安	中央区世安町52	H10	99	2			8					109	23,600～65,700
20	ベルス出水	中央区出水6丁目28	H11								57		57	64,400
21	塩屋一番館	中央区新町2丁目11	H12								25		25	65,900～71,100
22	エスポワールしらかわ	中央区呉服町2丁目5	H12								27		27	66,900
23	エコウイング21	中央区紺屋町1丁目17	H13								24		24	61,000～63,000
24	黒髪	中央区黒髪4丁目6・14	H12	35	1								36	21,800～55,500
25	字留毛	中央区黒髪6丁目17	S45～46							80			80	2,200
26	帯山	中央区帯山1丁目37	S60	44				12					56	20,300～33,600
27	出水	中央区水前寺公園16	H7～8	87			70	6					163	22,900～65,300
28	萩原	中央区萩原町9	S56～57	50									50	19,300～34,700
29	平成ウッディヴィラ	中央区平成1丁目1・2・17	H5								50		50	56,400
30	サンビレッジ平成	中央区平成2丁目16・18・19	H7								50		50	62,300～64,200
31	万石	北区清水万石4丁目7	H8	44	2		4	10					60	26,800～55,400
32	亀井	北区清水亀井町33・37	H9	36	1			17					54	23,600～58,500
33	堂の前	北区龍田6丁目4	H19	36				18					54	18,300～59,700
34	高平	北区高平2丁目8	S39～41	150				24					174	8,600～13,600
35	新地	北区清水新地 5丁目・7丁目	S47～H5	824	37	24	70	169	4				1,128	10,600～61,600
36	楠	北区楠1～5 丁目	S45～H23	909	25	22	148	227	19				1,350	8,900～65,500
37	武蔵ヶ丘	北区武蔵ヶ丘3丁目17	S49～50	64				16					80	12,800～20,100
38	大窪	北区大窪5丁目5	S56	120				30					150	18,600～33,800
39	上ノ窪	北区武蔵ヶ丘7丁目2・5	S58	81	10		6	13	9				119	20,100～36,800
40	楠第二	北区楠7丁目1	S63～H1	120				30					150	21,400～35,700
41	四方寄	北区四方寄町1056	S45～47	51									51	5,000～8,800
42	鹿子木	北区鹿子木町132	H8	94			8	30					132	22,500～59,100
43	ヴェルドミール清水	北区清水新地4丁目3	H10								34		34	58,100～59,100
44	弓削第二	北区龍田町弓削715	H10	45	2			6					53	24,100～63,800
45	下硯川	北区下硯川1671	H10	45	2			6					53	24,000～63,600
46	万石南	北区清水万石1丁目1・4	H10	46	1		3	19					69	23,400～60,600
47	コーボムサン	北区龍田町弓削720	H14								30		30	50,000
48	田底	北区植木町田底480番地	S29	3									3	800～1,700
49	豊田	北区植木町豊田・今藤	S45～H23	64									64	4,400～46,900
50	山本	北区植木町清水1057・1066番地	S49・51	18									18	5,200～13,200

No	団 地 名	所 在 地	管理開始 年 度	一 般 障 害	低家賃	老 人	高齢・障害 者優先	母 子	改 良	特公賃・ 特優賃	その他	合計	入居者負担額
51	菱形	北区植木町上古閑48番地1	S50	8								8	6,100～12,700
52	西宮原	北区植木町宮原	S57～H9	38								38	12,800～42,400
53	荻迫	北区植木町荻迫50番地3	H元	6								6	14,800～33,400
54	鑑田	北区植木町鑑田・滴水	S36～H7	54								54	2,400～42,700
55	舞尾	北区植木町舞尾732番地1	H8	8								8	22,800～47,700
56	田原	北区植木町平原521番地	H9・10	12								12	24,300～53,100
57	広住	北区植木町広住56番地1	H12	10								10	16,900～46,400
58	豊田南	北区植木町豊田454番地	H13	12								12	16,700～46,000
59	迫の下	北区植木町宮原598・600番地	S51	14								14	2,000
60	藤坂	北区植木町宮原771番地	S53	20								20	2,000
61	北上	東区上南部3丁目31	H12	46	2		9	12				69	24,600～62,100
62	若葉	東区若葉2丁目11	S38～41						159			159	8,000～13,200
63	栄第一	東区栄町2	S39～41						96			96	8,000～13,200
64	栄第二	東区若葉3丁目5	S42						66			66	8,000
65	託麻	東区西原2丁目7・3丁目2	S43～H6	305	5		21	64				395	10,300～64,800
66	東町	東区東町2丁目2	S49	168				42				210	11,700～19,000
67	東本町	東区東本町8	S50～53	100				28				128	14,100～25,900
68	長嶺	東区長嶺南3丁目10	S51～52	216	6	14	5	54	5			300	14,200～25,200
69	長嶺西	東区長嶺西1丁目6	S54	48				12				60	18,300～22,200
70	尾ノ上	東区尾ノ上1丁目19・22・29・34	S44～57	85		20		25		60		190	4,200～39,500
71	新南部	東区新南部2丁目1	S58	29	6		6	3	6			50	20,500～37,000
72	戸島	東区戸島西1丁目34・5丁目2	S58	108				27				135	20,700～35,600
73	東尾ノ上	東区尾ノ上2丁目24	S59	29				9				38	20,600～36,300
74	下南部	東区下南部2丁目5	S59～60	221	7		6	49	5			288	21,300～33,100
75	佐土原	東区榎町1	S60	32	6		6	5	6			55	20,600～37,600
76	東町桜	東区東町4丁目9	S60～61	158	3		5	32	2			200	20,700～41,200
77	月出	東区月出6丁目4	S61～62	150	3		5	35	2			195	22,100～42,900
78	桜北	東区東町4丁目4	S62	40				10				50	22,500～35,600
79	灰塚	東区尾ノ上3丁目13・14	S62	52				13				65	21,200～34,600
80	秋津	東区秋津町秋田3298	S63～H元	208	6		6	76	6			302	17,300～41,800
81	長嶺東	東区長嶺南7丁目1	H7	40			8	2				50	26,900～55,300
82	新南部第二	東区新南部5丁目3	H8	38	2		6	4				50	27,800～56,600
83	タウンハウス御領	東区御領3丁目15	H8							34		34	57,600～59,900
84	月出西	東区月出6丁目2	H8	36				18				54	29,200～58,800
85	コンコース長嶺	東区長嶺東6丁目27	H10							22		22	57,000
86	小山	東区小山町625	H10	48				16				64	32,000～62,600
87	レスポワールMIWA	東区健軍3丁目50	H10							18		18	65,000
88	オーシャンヴィレッジ新南部	東区新南部2丁目7	H12							30		30	66,600
89	タウンハウス東	東区上南部3丁目4	H12							25		25	57,000
90	サンフラワーコーポ尾ノ上	東区尾ノ上2丁目14	H13							25		25	62,000
91	画図重富	東区画図町重富888	H18～20	234	5			71				310	17,300～58,900
92	野越	南区南高江4丁目1	S50～53	352	18	38	17	86	9			520	11,600～26,800
93	八幡	南区八幡9丁目3・6	S52～53	102				28				130	14,800～26,900
94	笛田	南区良町2丁目5	S54～55	48				12				60	16,800～31,500
95	横林	南区日吉1丁目4	S55	44				11				55	17,500～31,400
96	栗の内	南区日吉1丁目6	S55	136	6	9	6	34	9			200	17,700～29,000
97	野田	南区野田3丁目11	S57	118	7		2	21	2			150	18,600～34,800
98	田迎	南区出仲間7丁目6	S56	60				18				78	18,700～36,800
99	上ノ郷	南区上ノ郷町2丁目10・11	S58	59				17				76	20,300～34,900
100	城南	南区南高江7丁目9	S58	28				11				39	20,600～27,600

No	団 地 名	所 在 地	管理開始 年 度	一 般	障 害	低家賃	老 人	障害・高齢者優先	母子改良	特公賃・ 特優賃	その他	合計	入居者負担額
101	日吉	南区南高江1丁目6	S60	72				18				90	21,600～36,800
102	薄場	南区薄場2丁目7・9～11	S61～62	84	4		6	22				116	17,900～52,300
103	銭塘	南区銭塘町957-1	H22	14								14	18,900～60,000
104	土河原	南区土河原町172	H5	24				12				36	26,400～51,800
105	合志	南区合志1丁目4	H7	72	2		9	6				89	20,100～58,100
106	南部中央	南区八幡6丁目9	H12	20	2		18	10				50	24,700～62,500
107	白藤	南区自藤3丁目4	H12～16	292	10		46	53	8			409	22,900～63,000
108	鉢町	南区近見8丁目12	H13～15	185	6			15	4			210	24,700～64,100
109	国町	南区富合町588菰江588	S53～54	17								17	10,400～20,700
110	本町	南区城南町隈庄287番地1	S58	2								2	13,000～25,500
111	塚原	南区城南町塚原1727番地5	S55	16								16	11,300～22,200
112	萱木	南区城南町下宮地947番1	S55	6								6	10,300～20,300
113	塚原Ⅱ	南区城南町塚原161の2	S45	1								1	3,500～6,900
114	下宮地	南区城南町下宮地198の2	H7	1								1	10,900～21,500
115	萱木小集落	南区城南町下宮地1114～1118	S54～60	38								38	5,000
116	二本木	西区二本木4丁目1・2	S54						42			42	14,000
117	池田上の原	西区池田2丁目52・53	H16	34				9				43	17,100～60,000
118	上岩迫	西区池田2丁目55～57	H18	36				17				53	18,000～59,200
119	山下	西区池田2丁目33・38	H16	44				16				60	18,300～60,900
120	花園上の原	西区花園5丁目46	H8	38			4	18				60	23,900～61,600
121	花園	西区花園6丁目18・19・22～24・33	H9～11	144				66				210	20,800～65,400
122	石神	西区島崎3丁目21	H17	14				6				20	19,700～61,500
123	高橋	西区高橋2丁目6	H17	12				6				18	18,500～60,900
124	荒尾	西区島崎7丁目8・12・14	H15	44				11				55	19,100～61,300
125	半田	西区城山半田2丁目2	H14	55				29	3			87	18,300～61,000
126	団子原	西区島崎5丁目25	S54～55	44				22				66	16,500～34,000
127	小島	西区小島7丁目4	S58	48				12				60	19,900～41,000
128	池上	西区池上町524	S63	124	3		7	32	4			170	18,700～40,500
129	上代	西区上代8丁目1・2	H元	114	5		5	20	6			150	21,700～37,900
130	井芹	西区花園2丁目14・5丁目1	H2	90	5		5	14	6			120	22,800～43,800
131	温泉	西区河内町船津3193	H2	22				9				31	26,300～65,800
132	上高橋	西区上高橋町1丁目9	H4～6	209	4		6	15				234	26,300～64,100
133	大塘	西区城山大塘1丁目15	H5	48			5	7				60	25,600～50,400
134	春日	西区春日4丁目19	H14～15								69	69	23,900～50,700
135	春日第二	西区春日6丁目4	H20								94	94	22,400～57,200
合 計				9,123	212	171	538	2,027	120	613	475	163	13,442

(注) 家賃は入居基準内の本来入居者家賃額、特定優良賃貸住宅については基本家賃

(4) 住宅使用料

ア 入居者の収入基準及び収入超過者の家賃

(単位 円)

区 分	収 入 基 準							
一 般	158,000 円以下							
裁 量	214,000 円以下							
収入超過者の家賃 (本来家賃) + [(近傍同種の住宅 の家賃) - (本来家賃)] × (収入に応じて設定される率)	収入分位	政 令 月 収		率				
		下 限 値	上 限 値	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目 ～
	25.0～32.5%	158,001	186,000	1/5	2/5	3/5	4/5	1
	32.5～40.0%	186,001	214,000	1/4	2/4	3/4	1	1
	40.0～50.0%	214,001	259,000	1/2	1	1	1	1
	50.0～	259,001		1	1	1	1	1

(注) 改良住宅及び特定優良賃貸住宅を除く

イ 収納状況

(平成23年度)

種 別 \ 区 分	調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	未 収 額 (円)	収 納 率 (%)
一 般 住 宅	3,085,792,508	2,966,478,358	119,314,150	96.13
改 良 住 宅	59,155,900	57,224,500	1,931,400	96.74
優良賃貸住宅	271,953,600	267,448,425	4,505,175	98.34
小集落改良住宅	2,965,000	2,812,000	153,000	94.84
現 年 度 計	3,419,867,008	3,293,963,283	125,903,725	96.32
過 年 度	771,245,270	145,169,750	626,075,520	18.82
合 計	4,191,112,278	3,439,133,033	751,979,245	82.06

市営住宅使用料の収納率向上のため、嘱託徴収員（現在10名）を雇用し収納率アップにつとめている。
また、高額等滞納者に対しては、家屋明け渡しと家賃支払いを求めた法的措置（訴訟・和解・強制執行）を実施している。

10 住宅政策・耐震（建築計画課）

（１）住まいづくりフェア

市民に住宅、住環境、住まい方等について考える機会を広く提供し、市民の住意識の向上を図り、豊かな住生活の実現に資するため、住生活月間にあわせ、民間の関係団体との協働によるパネル展示や専門家による相談会などの内容で、住まいづくりフェアを開催している。

（２）高齢者居住安定確保計画

「熊本市第2次住宅マスタープラン」及び「熊本市わくわくシルバーライフプラン」を踏まえ、今後の高齢化の進展に対応し、高齢者が安心して住み続けられる環境づくりを目指し、住宅と福祉の連携のもと一体的な施策展開を図ることにより、高齢者の居住の安定確保を図ることを目的として、平成24年3月に高齢者居住安定確保計画を策定した。

（３）マンション管理の適正化に対する取り組み

マンション管理に必要な知識・情報などを提供し、管理組合の自立的運営や適切な管理を支援するため、相談会、セミナー、マンション管理士派遣事業を実施している。

① マンション管理相談会

平成20年度から、熊本県マンション管理士会との協働により市庁舎での相談会を実施。平成23年度は13回実施し、相談件数は34件である。

② マンション基礎セミナー

平成21年度から、NPO法人熊本県マンション管理組合連合会及び熊本県マンション管理士会との協働により実施しており、平成23年度は計8回実施し、延べ242人が参加した。

③ マンション管理士派遣事業

平成21年度から、熊本県マンション管理士会との協働により、管理組合等を対象にマンション管理士を派遣し、相談や講座を実施しており、年度あたり10件の派遣を行っている。

（４）熊本市あんしん住み替え相談窓口事業

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する方々が民間賃貸住宅等へ円滑に入居できる環境を整備するため、居住支援協議会等が実施する熊本市あんしん住み替え相談窓口事業に対して、補助金を交付している。平成23年度の交付金額は1,000千円。

（５）住宅・建築物耐震改修等事業

平成23年度は、21年度に創設した戸建木造住宅に関する耐震改修費用の助成制度利用件数は11件であった。また、20年度に創設した戸建木造住宅及び緊急輸送道路沿道の建築物に関する耐震診断費用の助成制度の利用件数は、それぞれ38件、2件であった。

1 1 道 路 （土木管理課）

（平24.4.1現在）

種 別	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率	
	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (%)	面積 (%)
国 道	77,135		0		77,135		100.00	
国の管理	40,460		0		40,460		100.00	
市の管理	36,675		0		36,675		100.00	
県 道	335,139		415		335,554		99.88	
主要地方道	106,796		0		106,796		100.00	
一般県道	228,343		415		228,758		99.82	
市 道	3,030,934	13,085,422	299,935	604,154	3,330,869	13,689,576	91.00	95.59
道 路	3,008,154	12,955,986	299,789	603,540	3,307,944	13,559,526	90.94	95.55
橋 梁	22,780	129,436	146	614	22,925	130,050	99.36	99.53

（注）平成23年度末現在における認定供用開始分、面積は車道面積
国道及び県道については平23.4.1現在の数値

（2）市 道

ア 概 要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の中心として要衝的位置にあり、市域内の道路は、国道3号を縦軸に、国道57号を横軸として387号、266号、501号並びに県道37路線が主要幹線道路として放射線状に走っている。

これらを補完して路線数11,444本、実延長3,330,869mの市道が市内を網羅している。

市域内道路の整備状況についてみると、市域内の国道及び県道の舗装率は、ほぼ100%舗装されている。

また、市道についても延長率で91.00%、面積率で95.59%と舗装も進んできている。

なお、道路幅員4m以上の舗装については、ほぼ100%完成しており、今後は新規認定の市道及び生活道路などを含む4m未満の道路についても積極的に整備を図っていく。

イ 推 移

種別 年度	舗 装 道		砂 利 道		計		舗 装 率		側溝延長 累計 (m)
	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (%)	面積 (%)	
19	2,224,401	9,351,861	238,038	399,453	2,462,439	9,751,314	90.33	95.90	2,283,571
20	2,373,955	10,049,654	246,282	432,630	2,620,237	10,482,284	90.60	95.87	2,364,723
21	2,791,197	12,848,894	317,507	647,405	3,308,704	13,496,299	90.40	95.20	2,662,851
22	3,014,530	12,981,737	309,647	633,892	3,324,177	13,615,629	90.69	95.34	2,705,664
23	3,030,934	13,085,422	299,935	604,154	3,330,869	13,689,576	91.00	95.59	2,725,961

（注）面積は車道面積

ウ 幅 員 別

種 別 \ 幅 員	8.5m以上	8.5～6.5	6.5～4.5	4.5～2.5	2.5～1.5	1.5未満	計
延 長 (m)	279,908	308,797	1,246,810	1,234,961	173,456	64,011	3,307,943
面 積 (㎡)	3,647,671	2,280,531	6,668,694	4,582,852	348,678	64,614	17,593,040

（注）面積は道路部面積、橋梁は除く

エ 市道の認定と廃止

年 度 区 分	21			22			23		
	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)	本数 (本)	延長 (m)	面積 (㎡)
認 定	70	14,116.0	94,848.10	85	17,415.9	103,591.6	73	18,702.3	124,167.7
廃 止	10	3,662.2	13,193.6	24	13,593.5	45,564.4	11	8,764.8	60,150.0

オ 道路認定基準

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路（以下「認定対象道路」という）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

- ① 認定対象道路は、その一端は常に道路法第3条に定める道路に接し、他の一端は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号から第5号に該当する場合を除き、道路法第3条に定める道路または里道に接し、かつ認定対象道路が接することとなる一端の道路は、2.7m以上の幅員を有すること。
- ② 認定対象道路の幅員は、4m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、3.6m以上であれば足りるものとする。
- ③ 認定対象道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12%以下とすることができる。

認定対象道路が階段道路である場合においては、有効幅員2.0m以上で、その形状が緊急の際の避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として、通行上の安全に支障がないと認められるものであること。

認定対象道路が袋路道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること。

ア 公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの。

イ 道路の延長が、35m以上あるもので、自動車の回転広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用する5戸以上の集落が存在すること。

カ 道路管理状況

業 務 内 容		19	20	21	22	23
年度						
一 般 管 理	道路境界立会	件 668	件 613	件 567	件 550	件 608
	道路境界承認	126	116	100	86	75
	市道の証明	52	43	42	40	56
	道路工事承認（24条）	249	220	193	241	241
	開発行為の同意	127	123	88	164	178
	道路の認定廃止	75	129	80	109	84
	計	1,297	1,244	1,070	1,090	1,242
占 用 関 係	占用許可申請	4,251	3,648	3,519	3,581	3,775
	（内占用料金が伴う申請）	(2,009)	(1,811)	(1,905)	(1,772)	(1,971)
	占用料金の徴収	2,883	2,884	2,613	2,518	2,829
		(348,234,228円)	(351,824,849円)	(280,967,741円)	(288,071,002円)	(303,197,782円)
	道路掘削許可	3,442	3,172	3,088	2,962	2,964
	道路交通制限	3,550	3,225	3,151	2,982	3,014
	計	14,126	12,929	12,371	12,043	12,582

1 2 地籍調査（土木管理課 地籍調査班）

（1）地籍調査事業

国土調査法に基づく地籍調査事業は、市民及び公共財産の保全はもとより土地利用の高度化、まちづくり等の施策、公共事業の基礎資料として多目的に利活用することを目的として、現地復元能力を有する地籍図及び地籍簿を作成している。

地籍調査は、土地行政の基本的な情報を整備する重要な施策であることに鑑み、平成22年度を初年度とする第6次国土調査事業十箇年計画を策定し、機能的で効率的な都市基盤整備を行うため、引き続き調査を進めていくものである。

実施状況[土木管理課]：実施中

年度 (平成)	面 積 (km ²)	町 名 (実 施 当 時)
2	0.90	健軍町の一部
3	0.87	帯山三丁目 帯山五丁目 健軍町の一部 京塚本町の一部 保田窪本町の一部
4	1.57	帯山四丁目 保田窪四丁目 保田窪五丁目 渡鹿九丁目 西原一丁目 保田窪本町の一部 新南部町の一部
5	2.84	新南部二丁目～新南部六丁目 下南部町 下南部一丁目～下南部三丁目 西原二丁目 西原三丁目 御領町 御領一丁目
6	3.28	長嶺町の一部 八反田一丁目 八反田二丁目 上南部町
7	2.72	長嶺町の一部 保田窪本町 帯山六丁目 新外二丁目～新外四丁目 月出一丁目～月出七丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目
8	2.55	御領六丁目 御領七丁目 長嶺町の一部 長嶺東五丁目～長嶺東八丁目 長嶺南八丁目 榎町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 佐土原一丁目
9	2.11	石原町 中江町 吉原町 花立五丁目 花立六丁目 桜木五丁目 桜木六丁目 佐土原二丁目 佐土原三丁目
10	1.65	長嶺町の一部 小山町の一部 秋津新町 昭和町 花立一丁目～花立四丁目
11	2.00	桜木一丁目～桜木四丁目 沼山津三丁目 沼山津四丁目 沼山津二丁目の一部 秋津町沼山津の一部 小山町の一部 長嶺町の一部
12	2.00	秋津二丁目 秋津三丁目 沼山津一丁目 東野一丁目～東野四丁目 秋津町秋田の一部 秋津町沼山津の一部 沼山津二丁目の一部 小山町の一部
13	1.76	尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 上京塚町 京塚本町の一部 上水前寺二丁目の一部 神水二丁目の一部 小山町の一部
14	1.40	健軍一丁目 健軍二丁目 健軍本町 神水二丁目の一部 小山町の一部
15	1.34	健軍三丁目 東本町の一部
16	1.89	鹿埴瀬町 平山町の一部 神園一丁目の一部 弓削町の一部 石原二丁目の一部
17	1.56	弓削町の一部 戸島西一丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
18	1.00	戸島西一丁目の一部 戸島西二丁目 戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
19	1.03	戸島町の一部 戸島六丁目の一部 戸島七丁目の一部 戸島西五丁目の一部 戸島西六丁目の一部 戸島西七丁目の一部
20	0.63	戸島町の一部 戸島一丁目の一部 戸島七丁目の一部 戸島西五丁目の一部
21	0.23	戸島一丁目の一部 戸島七丁目の一部
22	0.34	戸島一丁目の一部 戸島二丁目の一部 戸島三丁目の一部 戸島西四丁目の一部 戸島西五丁目の一部
23	0.45	戸島二丁目の一部 戸島三丁目の一部 戸島四丁目の全部 戸島五丁目の一部 戸島西三丁目の一部 戸島西四丁目の一部

実施状況〔土木管理課〕：実施中

年度(平成)	面積(K m ²)	町 名
1～3	1.22	植木町広住
2～5	1.44	植木町植木・舞尾の一部
2～6	0.57	植木町滴水の一部
2～6	1.17	植木町滴水の一部
3～4	0.17	植木町清水の一部
4～6	0.62	植木町平野
4～7	0.75	植木町荻迫の全部・滴水の一部
6～8	0.43	植木町投刀塚
6～8	0.82	植木町一木
6～9	0.97	植木町鑑田の一部
8～10	0.89	植木町鑑田の一部
8～10	0.97	植木町岩野の一部
9～11	0.87	植木町岩野・小野の一部
10～12	1.46	植木町岩野・味取の一部
11～13	1.03	植木町後古閑の全部・鞍掛の一部
11～13	1.36	植木町味取・内・山本の一部
12～14	1.24	植木町鞍掛・富応の一部
13～15	1.33	植木町大井の全部・亀甲の一部
13～15	1.13	植木町富応の一部
14～16	1.12	植木町今藤の全部・亀甲の一部
15～17	0.74	植木町豊田の一部
15～17	1.38	植木町豊岡の一部
16～18	0.76	植木町豊田の一部
17～19	1.45	植木町舟島・伊知坊
17～19	0.82	植木町平原の一部
18～20	1.17	植木町色出・米塚の一部
18～20	1.08	植木町鈴麦
19～21	0.96	植木町正清・米塚の一部
19～21	1.02	植木町豊岡の一部
20～22	1.07	植木町正清の一部・宮原の全部
20～22	1.16	植木町轟の一部
21～23	1.21	植木町田底
21～23	1.29	植木町轟の一部

実施状況[土木管理課]：完了

年度	面積(K m ²)	町 名
昭和 46	2.38	富合町木原・平原の一部
昭和 47	3.45	富合町杉島・釈迦堂・大町・廻江・小岩瀬の一部
昭和 51	0.95	富合町国町・菰江・碓江・田尻・志々水・古閑・清藤の一部
昭和 55	1.20	富合町三拾町・榎津・平原・南田尻・田尻・古閑・志々水・清藤 廻江・新の一部
昭和 63	1.65	富合町小岩瀬・上杉・大町・菰江・莎崎・国町の一部
平成元	0.75	富合町榎津・木原・大町の一部

実施状況[土木管理課]：完了

年度(昭和)	面積(K m ²)	町 名
42	2.70	城南町赤見・高
43	5.84	城南町丹生宮・永・千町・坂野
44	3.77	城南町碓・今吉野・六田・島田
45	4.78	城南町出水・築地・舞原・宮地
46	4.41	城南町隈庄・下宮地・沈目・陳内・阿高の一部・東阿高の一部
47	2.80	城南町阿高の一部・東阿高の一部
50	4.69	城南町藤山・東阿高の一部
51	1.73	城南町鰐瀬の一部
59	1.79	城南町鰐瀬の一部
60	1.16	城南町塚原・東阿高の一部

13 安全安心まちづくり ・ 自転車対策 （土木管理課 自転車対策室）

概 要

自転車の路上等への放置を解消するため、駐輪場の整備を図るとともに、指導員による駐輪マナーの指導・啓発及び放置自転車の撤去等を行う。

（１）駐輪対策事業

ア 自転車駐車場の整備

放置自転車は、歩行者等の通行障害、自転車盗の誘発、都市環境の悪化などを引き起こす一因として、全国的な社会問題となっている。このような中、本市では、放置自転車の解消と環境にやさしい乗り物である自転車の利用促進のため、その受け皿となる駐輪場の整備を進めている。

市域における駐輪場の整備状況、収容台数の推移

区分 年度	市 営		民 営		合 計	
	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数	駐輪場数	収容台数
18	24	6,994	4	935	28	7,929
19	26	7,244	3	605	29	7,849
20	28	7,454	3	605	31	8,059
21	29	7,824	3	550	32	8,374
22	32	8,324	3	550	35	8,874
23	34	9,214	3	550	37	9,764

イ 放置自転車対策

自転車利用のマナー指導・啓発を行うとともに、「熊本市自転車の安全利用及び駐車対策に関する条例」に基づき、放置禁止区域内の放置自転車は、警告札を貼付けた後、原則として即日、また、区域外は注意札を貼付け、一週間後に撤去している。

放置自転車の移動・保管・返還

区分 年度	移動・保管実施回数	移動・保管台数	返還台数
18	40	4,584	734
19	35	4,917	731
20	40	4,154	689
21	44	3,795	693
22	43	3,989	799
23	40	3,602	585

14 土木センター

地域に密着した土木行政を実現するため、東部土木センター、西部土木センター（富合・城南地域整備室、河内分室含む）、北部土木センター（植木地域整備室含む）を設置し、道路・河川・水路（市街化区域内）・公園の財産管理、新設改良及び維持管理を行っている。また道路パトロールや橋梁の一斉点検を実施するなど、効率的で適切な維持管理に取り組んでいる。

その他、私道については昭和52年度から私道整備補助金制度を設け、舗装、排水施設等の改良、防護柵の設置を対象に補助金を交付し、住民の生活環境整備を図っている。（熊本市私道整備補助金交付規則）

（1）業務内容

- ・道路・河川・水路・公園の財産管理
- ・道路・河川・水路・公園の新設改良及び維持管理
- ・道路の交通安全施設工事
- ・私道の整備補助
- ・災害復旧事業
- ・事業に必要な用地の買収及び補償
- ・地籍調査の成果の写しの交付
- ・公園の除草・清掃業務

（2）私道の整備補助状況

年 度	件 数	側溝延長 (m)	舗装面積 (㎡)	防 護 柵 (m)	補 助 額 (千円)
19	17	711.0	2,452.0	0.0	12,042
20	17	387.0	2,862.0	0.0	11,723
21	17	343.0	2,935.0	0.0	14,211
22	9	396.0	1,831.0	0.0	13,067
23	18	325.8	2,684.5	0.0	11,278

消 防

1	概 況	397
2	火 災 統 計	400
3	救 急 ・ 救 助 統 計	402
4	消 防 広 報	403
5	予 防	403
6	緊 急 通 信 状 況	406
7	消 防 水 利 状 況	406
8	消 防 団	406

1 概 況

本市の自治体消防は、昭和23年3月の消防組織法施行に伴い、同年4月に「熊本市消防本部」として市庁舎内に設置し消防事務を開始したのがその始まりであり、以来、幾多の制度や機構の改編を経て、現在では、市民に最も身近な防災機関として、消防業務を展開している。

近年では震災をはじめとする大規模災害に対応するため、ハード・ソフト両面にわたる各種施策を実施している。

その主なものとして、政令指定都市への移行を踏まえ、単なる防災拠点としてではなく、「安全安心なまちづくり」の拠点となる消防署をすべての区への段階的な整備を計画するとともに、災害の変容に迅速に対応するため、各種消防装備資機材の整備などハード面の充実を図っている。また、ソフト面においては、社会構造の変化や科学技術の進歩等に伴い、多様化する市民のニーズに対応するための接遇をはじめとする行政スキルの向上を図るとともに、予想を超えた新しいタイプの災害にも的確に対応できるよう、より高度な知識と技術を有する精強な消防部隊の育成を推進しているところである。

更に、「自分の身は、自分で守る」という防災の基本コンセプトをスローガンに自主防災クラブ等の活動支援や救急ボランティアの育成など、市民・企業・行政が三位一体となった「災害に強いまちづくり」を積極的に推進している。

一方、明治以来、歴史ある消防団は、地域における防災の要であり、常備消防との連携のもと、活動拠点施設及び車両・装備等の整備を図りながら、訓練や研修を行い地域の防災リーダーとしてその充実強化に努めている。

なお、旧下益城郡富合町及び城南町並びに旧鹿本郡植木町の消防水利を除く常備消防については、それぞれ合併前と同様に宇城広域連合消防本部及び山鹿植木広域行政事務組合消防本部が管轄している。

(1) 平成24年度熊本市消防局主要事業

ア 災害対応力の強化

(ア) 火災予防対策の推進

- a 人為的ミスによる火災発生を防ぐための啓発活動や、住宅火災による犠牲者の低減を目的とした住宅防火対策を推進する。

- ・住宅用火災警報器の設置促進

- b 火災危険性の高い防火対象物を的確に把握し、その安全対策の不備等を早期に是正させる。

- ・積極的な違反処理の推進

(イ) 地域における防災体制の充実

- a 幼・少年消防クラブ、自主防災クラブ、事業所の自衛消防組織等の活動を支援する。

- ・自主的な防災体制の充実強化

- b 消防団への入団促進、施設の整備等の消防団の充実強化・活性化対策を推進する。

- ・消防団員の教育・訓練の支援

- ・消防団の車両及び機械倉庫の整備

- ・消防団の制度の研究

(ウ) 消防機能の充実

- a 人材育成の充実強化と時代の変革に即応できる組織力の強化を推進する。
 - ・消防倫理の保持及び職場風土改革に向けた取組の推進
 - ・情報の共有化の推進
 - ・消防防災技術の研究及び教育の充実強化
 - ・消防活動等の知識・技術の円滑な伝承
 - ・消防隊の訓練研修体制の充実強化
 - ・予防技術資格者等の育成
- b 消防本部機能と危機管理防災機能との連携強化の取組を進める。
- c 消防通信に係る基盤整備を進める。
 - ・消防救急無線デジタル化の実施設計の策定
- d 消防力強化のため、消防署所や各種消防車両、資機材等の計画的な整備を進める。
 - ・東消防署特殊災害対応車等の配備
 - ・中央消防署梯子車等の更新
- e 消防の広域化に向けて、中央ブロック消防広域化協議会において検討を進める。
- f 管轄区域の拡大に向けて、消防体制の整備を進める。
 - ・（仮称）富合出張所の整備
 - ・管轄区域の拡大等に伴う消防水利及び消防司令管制システムの整備

イ 救急救助体制の強化

(ア) 救急救助業務の高度化

- a 医療機関との連携強化による救急隊員の教育体制を整備する。
 - ・プレホスピタル・ケアの充実
 - ・メディカルコントロール体制の強化
 - ・救急救命士の養成及び再教育体制の整備
 - ・救急ワークステーションの設置準備
- b 救助技術の高度化・専門化を推進する。
 - ・大地震やNBC災害等の大規模特殊災害対応体制の強化
 - ・緊急消防援助隊の応援及び受援体制の充実強化

(イ) 市民の救護能力の向上

応急手当等の普及啓発を推進する。

- ・新体制による応急手当普及啓発体系の整備
- ・AEDを含めた応急手当講習会の積極的な開催及び救急ボランティアの育成
- ・救急車の適正利用の推進

ウ 政令市消防本部体制への移行

(ア) 質の高い政令市消防組織の構築

- a 政令市にふさわしい消防本部機能及び消防署機能を強化する。
 - ・県から移譲された火薬類取締法関係事務の適正な執行
- b 1区1消防署体制の段階的な整備を推進する。
 - ・（仮称）南消防署及び（仮称）北消防署の整備

(イ) 消防局から消防署への事務移管の推進

(ウ) 政令市における消防団組織の調査・研究

(2) 消防職員・消防車両等配置状況

(平成24年4月1日現在)

区 分 局 署 別		人 員									車 両																			消 防 艇					
		消 防 司 監	消 防 正 監	消 防 司 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	そ の 他 の 職 員	計	ポ ン プ 車	タ ン ク 車	梯 子 車	屈 折 梯 子 車	救 助 工 作 車	高 発 泡 車	化 学 車	水 槽 車	支 援 車	災 害 対 応 多 目 的 車	緊 急 資 機 材 搬 送 車	火 災 調 査 車	司 令 車	指 揮 車	後 方 支 援 車	救 急 車	広 報 査 察 車	起 震 車		緊 急 消 防 自 動 二 輪 車	そ の 他	計		
総 計		1	2	10	16	76 (2)	133 (7)	233 (8)	67 (2)	92 (6)	630 (25)	10	10	3	2	3	0	1	1	1	1	2	1	3	3	1	21	10	1	5	28	107	1		
局 長 等		1	2	2							5																								
消 防 局	総 務 課				1	5	7	4 (1)	4	20 (1)	41 (2)																				2	2			
	管 理 課				1	1	3	4	2		11																					2	2		
	予 防 課				1	2	8 (2)	7 (2)	7	1	26 (4)												1						1	1		2	5		
	消 防 課				1	2	8	4	4		19									1	1											1	3		
	情報司令課				1	1	6	8 (1)	9	1	26 (1)																		1				1		
	救 急 課				1		3	1 (1)	3	1	9 (1)																			1			1	2	
	計				5	7	33 (2)	31 (3)	29 (2)	7	20 (1)	132 (8)									1	1		1						3	1		8	15	
中 央 消 防 署	本 署				1	3	10	19 (2)	34 (2)	7 (1)	11	85 (5)	1		1		1		1					1	1		2	3			1	12			
	南熊本庁舎							③	④	④	⑩																	1				1	2		
	出水出張所						1	4	8	3	3	19	1														1				1	3			
	清水 〃						1	4	8	2	4	19	1	1													1				1	4			
	楠 〃						1	4	8 (1)	6 (1)	6	25 (2)		1		1											1				1	4			
	北部 〃						1	4	8		6	19		1													1				2	1	5		
	計				1	3	14	35 (2)	66 (3)	18 (2)	30	167 (7)	3	3	1	1	1		1						1	1		7	3		2	6	30		
西 消 防 署	本 署				1	3	10	17	33 (2)	10	7 (3)	81 (5)	1	1	1		1					1		1	1		2	2			2	14			
	池田本庁舎							③	⑤	②	①	⑩																1				1	2		
	田崎出張所						1	4	8	3	3	19	1		1												1				1	4			
	小島 〃						1	4	8	3	3	19	1														1				1	3			
	島崎 〃						1	4	8	2	4	19	1														1				1	3			
	河内 〃						1	4	8	4	2	19	1														1				2	1	5		
	平田 〃						1	4	8	4	2	19		1													1				1	3			
	川尻 〃						1	4	7	3	4	19	1														1				1	3			
	鮑田天明 〃						1	6	9	6	3	25		1													1	1				1	4	1	
	計				1	3	17	47 (2)	89 (1)	35	28 (3)	220 (5)	6	3	1	1	1		1			1		1	1	1	1	10	2		2	10	41	1	
東 消 防 署	本 署				1	3	10	12 (2)	31 (1)	4	7 (2)	68 (5)	1	2	1		1					1		1	1		2	2			2	14			
	託麻 〃						1	4	9	2	3	19		1													1				1	3			
	小山 〃						1	4	9	1	4	19		1													1				1	1	4		
	計				1	3	12	20 (2)	49 (1)	7	14 (2)	106 (5)	1	4	1		1					1		1	1		4	2		1	4	21			

(注) 定員690人 実員630人 (うち9人は関係部局等へ出向)

() は女性消防吏員を再掲しているもの

○印 は、南熊本、池田庁舎の職員が本署に配置されている職員であるため、本署の職員数から再掲しているもの

(3) 各種協定の状況

協定等の名称	協定先の市町村等	業務の種類	締結年月日
熊本市市町村消防相互応援協定	熊本県下全市町村	火災・その他の災害(救急を除く)	昭和46年4月1日
九州自動車道における消防相互応援協定	熊本県内の九州自動車道沿線市町・消防組合	火災・救急	昭和46年6月30日
救急業務を行うにあたり管轄区域外における業務継続について覚書	熊本県下全市町村	救急	昭和54年10月1日
熊本県地域救急医療情報センターの管理運営に関する協定	熊本県	情報センターの管理及び運営	昭和54年12月10日
都市ガス災害対策に関する申し合わせ	西部ガス株式会社熊本支店	都市ガスに関する火災・爆発及び漏えい事故の防止及び鎮圧	昭和58年10月21日
救急救助活動に関する消防相互応援協定	熊本県下全市町村	救急救助活動	昭和61年12月5日
大規模特殊災害時における広域航空消防応援	各都道府県の市町村	調査・火災・救助・救急救援出場(消防ヘリの要請)	昭和62年8月22日
高規格救急自動車の運用に係る協力に関する覚書	熊本市立市民病院	救急	平成3年1月16日
	熊本県医師会・熊本地域医療センター	救急	平成6年10月20日
海上における船舶火災の消火活動に関する業務協定	三角海上保安部	火災・海難・災害救助等	平成4年5月1日
武蔵ヶ丘地区の消防相互応援に関する覚書	菊池広域連合	火災	平成6年4月1日
救急救命処置に関する覚書	熊本赤十字病院	救急	平成8年4月1日
	熊本医療センター	救急	平成10年2月12日
	済生会熊本病院	救急	平成11年3月30日
	熊本大学医学部付属病院	救急	平成13年3月30日
震度情報ネットワークシステムにおける熊本県と熊本市の設置及び管理・運用に係る協定	熊本県	地震情報ネットワークシステム	平成8年10月21日
熊本県消防防災ヘリコプター応援協定	熊本県	災害	平成13年3月28日
多数傷病者災害における熊本市と日本赤十字社熊本県支部の相互協力に関する協定	日本赤十字社熊本県支部	災害救助	平成16年3月24日
熊本市市町村消防相互応援協定に基づく覚書	宇城広域連合消防本部	火災	平成17年3月31日
火災救急等災害の緊急通報転送に関する協定書	菊池広域連合	災害通報の転送	平成17年11月30日
	高遊原南消防組合		
	宇城広域連合		
	上益城消防組合		
宇城広域連合の規約に関する協定書	宇城広域連合	広域行政事務	平成20年10月3日
熊本市と富合町及び城南町の合併に伴う消防事務に関する申し合わせ事項	宇城広域連合消防本部	消防事務	平成22年3月23日
熊本市と植木町の合併に伴う消防事務に関する申し合わせ事項	山鹿植木広域行政事務組合消防本部	消防事務	平成22年3月23日
熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	熊本空港	災害	平成24年3月29日

2 火 災 統 計

(1) 火災発生状況

(平成23年)

区分 年・月		火災 件数	火 災 種 別					焼 損 棟 数	り災状況		死 者	負 傷 者	焼 損 面 積		損 害 額 (千円)
			建 物	林 野	車 両	船 舶	そ 他		世 帯	人 員			建 物 (㎡)	林 野 (a)	
23	1	20	14		2		4	17	20	44	1	1	376		16,973
	2	9	3	2	1		3	10	4	24		2	149	2	1,398
	3	18	9		3		6	9	7	26		2	103		8,652
	4	17	14		2		1	16	7	18		1	522		12,380
	5	15	9		3		3	9	10	21		1	307		9,505
	6	11	6		3	1	1	10	4	9			1,187		15,684
	7	22	17		1		4	27	29	65	2	8	1,318		49,102
	8	7	7					11	9	18			252		30,714
	9	9	5		1		3	5	2	5	1	1	42		3,318
	10	17	11		1		5	14	13	31		2	214		4,115
	11	13	9		3		1	13	6	19			138		7,354
	12	16	11		3		2	17	19	29	3	1	474		19,429
計		174	115	2	23	1	33	158	130	309	7	19	5,082	2	178,624
22	計	175	134	3	21	1	16	177	130	315	8	28	5,403	3	356,180
21	計	196	126	4	17		49	156	137	343	6	46	2,976	17	125,607
20	計	183	142	1	15	0	25	193	176	485	9	36	4,837	0	182,968
19	計	208	150	13	15	1	29	188	154	403	10	41	4,492	49	200,480

(2) 原因別被害件数

原 因 \ 年		19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
たばこ		24	16	31	22	17
たき火		13	4	14	7	14
火遊び		11	7	12	8	8
こんろ	こんろ	7	11	12	11	19
	天ぷら	43	20	21	18	14
放火（疑含）		36	35	44	28	15
風呂かまど			1	1	3	
ストーブ		6	5	4	12	6
マッチ・ライター		5	8	2	2	2
煙 突・煙 道						
電灯・電話配線		15	9	9	10	17
電気機器		3	4	3	4	4
不明		9	7	7	9	14
その他		36	56	36	41	44
合計		208	183	196	175	174

(3) 火災・警戒などの出場状況

(平成23年)

種別		署別	計	中央	西	健軍	
火 災		件数	174	64	46	64	
		出場車両	1,246	476	349	421	
		出場人員	4,173	1,586	1,159	1,428	
警	焼却火の不始末等	件数	38	8	24	6	
		出場車両	192	38	125	29	
		出場人員	644	129	412	103	
	漏洩事故等	件数	44	16	14	14	
		出場車両	203	70	70	63	
		出場人員	697	248	235	214	
	自火報等のベル作動	件数	140	45	50	45	
		出場車両	676	215	235	226	
		出場人員	2,402	781	863	758	
	戒	誤認・誤報	件数	20	7	10	3
			出場車両	149	58	72	19
			出場人員	501	199	244	58
その他		件数	86	26	27	33	
		出場車両	560	178	170	212	
		出場人員	1,890	603	596	691	
小計	件数	328	102	125	101		
	出場車両	1,780	559	672	549		
	出場人員	6,134	1,960	2,350	1,824		
合 計		件数	502	166	171	165	
		出場車両	3,026	1,035	1,021	970	
		出場人員	10,307	3,546	3,509	3,252	

3 救急・救助統計

(1) 救急活動の状況

(平成23年)

区分 年・月		出場 件数	事 故 種 別										
			火 災	自然 災害	水 難 事 故	交 通 事 故	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他
23	1	2,784	14	0	2	240	19	13	374	10	48	1,782	282
	2	2,262	7	0	0	211	18	22	271	13	28	1,450	242
	3	2,631	13	0	0	284	12	17	311	18	45	1,660	271
	4	2,516	15	0	0	285	12	20	339	12	54	1,492	287
	5	2,498	13	0	0	261	16	27	307	20	56	1,531	267
	6	2,377	13	0	2	239	24	31	328	12	49	1,427	252
	7	2,600	25	0	1	270	24	68	368	6	54	1,513	271
	8	2,589	7	0	0	298	21	33	303	15	54	1,560	298
	9	2,408	6	0	4	262	9	34	291	20	57	1,450	275
	10	2,479	13	0	0	280	19	31	344	14	42	1,466	270
	11	2,564	9	0	2	299	19	23	319	18	34	1,542	299
	12	2,736	16	0	1	273	15	17	425	19	47	1,630	293
計		30,444	151	0	12	3,202	208	336	3,980	177	568	18,503	3,307
22 計		28,691	162	1	19	3,167	196	260	3,709	164	583	17,231	3,199
21 計		27,032	171	0	28	3,122	157	238	3366	154	587	16,348	2,861
20 計		27,446	180	0	18	3,230	172	299	3,449	161	608	16,397	2,932
19 計		27,656	213	1	19	3,234	146	294	3,479	194	587	16,537	2,952

(2) 救助活動の状況

(平成23年)

事故種別 件数及び人員		(平成26年)									
		火 災	交 通 事 故	水 難 事 故	自 然 災 害	機 械 に よ る 事 故	建 物 等 に よ る 事 故	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	破 裂 事 故	そ の 他	合 計
救助出場件数 (件)		9	49	11	0	4	56	0	0	62	191
救助活動件数 (件)		9	24	6	0	2	31	0	0	35	107
救 助 人 員 (人)		6	24	5	0	2	20	0	0	31	88

4 消 防 広 報

(1) 広報活動状況回数

(平成23年度)

区分	住宅用火災警報器の普及啓発 (研修会・チラシ配布・マスコミ広報等)	幼年消防クラブ指導 (消火訓練・防火講話等)	少年消防クラブ指導 (消防訓練・防火講話等)
件数	363	484	99

(2) 広域防災センター入館状況

(平成23年度)

団 体	一 般	合 計
298団体 13,835人	170人	14,005人

(3) 消防音楽隊活動状況

(平成23年度)

消防関係	市 関 係	国県関係	そ の 他	合 計
5	8	0	7	20

5 予 防

(1) 危険物製造所等

(平成24年4月1日現在)

	製造所	2
貯蔵所	屋内貯蔵所	128
	屋外タンク貯蔵所	37
	屋内タンク貯蔵所	32
	地下タンク貯蔵所	312
	簡易タンク貯蔵所	2
	移動タンク貯蔵所	99
	屋外貯蔵所	16
	小計	626
取扱所	給油取扱所	259
	販売取扱所	8
	一般取扱所	117
	小計	384
	総計	1,012

(2) 同意建物工事別件数（消防法第7条）

(平成23年度)

種別 年度	新 築	増 築	改 築	移 転	修 繕	模様替え	用途変更	合 計
19	1,084	71	1	0	0	1	16	1,173
20	954	68	1	0	2	0	13	1,038
21	843	64	4	2	1	1	15	930
22	923	82	0	1	4	1	29	1,040
23	896	76	0	1	0	3	25	1,001

(3)防火対象物の現況

(平成24年3月31日現在)

項 別			署 別				中 央 消 防 署				西 消 防 署				健 軍 消 防 署				計			
			検査対象物				第1種	第2種	第4種	第5種	第1種	第2種	第4種	第5種	第1種	第2種	第4種	第5種	第1種	第2種	第4種	第5種
1	イ	劇場、映画館 演芸場、観覧場	1	0	0	0	2	0	0	0	6	0	0	0	9	0	0	0				
	ロ	公会堂、集会場	6	2	0	0	4	4	0	0	8	1	0	0	18	7	0	0				
2	イ	キャバレー、カフェー ナイトクラブ等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	ロ	遊技場、ダンスホール	8	7	0	3	14	3	0	1	20	3	0	2	42	13	0	6				
	ハ	性風俗店舗等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	ニ	カラオケボックス等	1	4	0	0	2	3	0	0	1	7	0	0	4	14	0	0				
3	イ	待合、料理店等	0	1	0	0	1	8	0	1	0	1	0	1	1	10	0	2				
	ロ	飲食店	6	93	0	12	74	127	0	23	3	201	0	35	83	421	0	70				
4		百貨店、マーケット 店舗、展示場	23	120	0	80	33	124	0	69	47	257	0	121	103	501	0	270				
5	イ	旅館、ホテル 宿泊所等	14	21	0	13	17	27	0	18	11	25	0	13	42	73	0	44				
	ロ	寄宿舎、下宿 共同住宅	0	0	423	3,136	0	0	241	1,474	0	0	481	4,049	0	0	1,145	8,659				
6	イ	病院、診療所 助産所	15	48	0	126	9	50	0	90	20	78	0	154	44	176	0	370				
	ロ	自力避難困難者入所 福祉施設等	0	27	0	1	1	31	0	4	1	50	0	2	2	108	0	7				
	ハ	老人福祉施設 児童養護施設等	2	61	0	35	1	77	0	27	3	98	0	37	6	236	0	99				
	ニ	幼稚園 特別支援学校	1	21	0	0	0	14	0	0	5	17	0	0	6	52	0	0				
7		学校等	8	0	71	5	2	0	63	1	2	0	61	0	12	0	195	6				
8		図書館、博物館 美術館等	0	0	6	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	11	0				
9	イ	蒸気、熱気浴場等	0	1	0	0	37	7	0	7	3	2	0	0	40	10	0	7				
	ロ	イ以外の公衆浴場	0	0	0	1	0	0	0	5	0	0	2	2	0	0	2	8				
10		停車場 船舶等の発着場	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	1	4				
11		神社、寺院、教会等	0	0	38	31	0	0	23	19	0	0	20	13	0	0	81	63				
12	イ	工場、作業場	2	0	21	158	1	0	31	244	0	0	37	276	3	0	89	678				
	ロ	映画、テレビスタジオ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
13	イ	自動車庫、駐車場	0	0	3	24	0	0	3	37	0	0	1	29	0	0	7	90				
	ロ	飛行機等の格納庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
14		倉庫	0	0	1	145	0	0	6	226	0	0	24	511	0	0	31	882				
15		前各項に該当しない 事業所	4	0	210	272	3	0	187	261	3	0	239	509	10	0	636	1,042				
16	イ	特定防火対象物を 有する複合用途	63	340	0	225	161	291	0	160	44	364	0	260	268	995	0	645				
	ロ	イ以外の複合用途	0	0	115	353	2	0	65	229	1	0	93	444	3	0	273	1,026				
16の2		地下街	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
16の3		地階地下道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
17		重要文化財等	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	9	0	0				
18		アーケード	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	6				
合 計			154	749	888	4,622	364	769	623	2,902	178	1,107	960	6,460	696	2,625	2,471	13,984				

(注) 第1種検査対象物：消防法第8条の2の2又は第8条の2の5に規定する防火対象物

第2種検査対象物：第1種検査対象物以外の特定防火対象物で、消防法第8条並びに第8条の2に規定する防火対象物又は消防法施行令別表第一（17）項に掲げる防火対象物

第4種検査対象物：第1種検査対象物以外の非特定防火対象物で、消防法第8条に規定する防火対象物

第5種検査対象物：第1種検査対象物、第2種検査対象物、第3種検査対象物（危険物施設）及び第4種検査対象物に分類されない防火対象物

(4) 高層建築物の現況

(平成24年3月31日現在)

階数 項別・防火対象物の別			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	18	20	25	27	36	計	うち 地階を 有する もの
1	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場							1														1	1
	ロ	公会堂、集会場																					0	
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等																					0	
	ロ	遊技場、ダンスホール																					0	
	ハ	性風俗店舗等																					0	
	ニ	カラオケボックス等																					0	
3	イ	待合、料理店等																					0	
	ロ	飲 食 店									1	1											2	2
4		百貨店、マーケット、店舗、展示場																					0	
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所等							1		1	6	7	4	2	1				1	1		24	10
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅									2	13	41	33	37	52	23	1	1	1		1	205	16
6	イ	病院、診療所、助産所							1	2	1	1		1	1								7	6
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等																					0	
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等																					0	
	ニ	幼稚園、特別支援学校																					0	
7		学校等								3	3	3	1	2	1								13	4
8		図書館、博物館、美術館等																					0	
9	イ	蒸気、熱気浴場等																					0	
	ロ	イ以外の公衆浴場																					0	
10		停車場、船舶等の発着場																					0	
11		神社、寺院、教会等																					0	
12	イ	工場、作業場							1														1	1
	ロ	映画、テレビスタジオ																					0	
13	イ	自動車庫庫、駐車場	19	8								1											28	1
	ロ	飛行機等の格納庫																					0	
14		倉庫																					0	
15		前各項に該当しない事業所					1			8	11	6	2	3	1	1	1						34	15
16	イ	特定防火対象物を有する複合用途			1	1	1	1	1	5	7	5	3	1		1							27	14
	ロ	イ以外の複合用途						1		1	3	4	2	2	3	4							20	8
17		重要文化財等																					0	
計			19	8	1	1	2	2	5	19	29	40	56	46	45	59	24	1	1	2	1		362	78

※1 高層建築物:高さ31メートルを超える建築物

※2 階数は地階を除いた数

6 緊急通信状況

(平成23年)

種別 着信	119	110	加入電話	駆けつけ	事後聞知	その他	合計
火 災	452	13	5		34	13	517
救 急	29,559	153	55	13		629	30,409
救 助	108	29	4	1		19	161
警 戒	161	25	13			5	204
非常災害	15		3			5	23
通報訓練	1,860						1,860
病院紹介	812						812
回線試験	2,454						2,454
いたずら	344						344
まちがい	2,531						2,531
その他	5,309	12	41	2	1	51	5,416
合 計	43,605	232	121	16	35	722	44,731

7 消防水利状況

(平成24年4月1日現在)

区分	消火栓		防火水槽		プール
	公設	私設	公設	私設	
箇所数	16,016	146	613	977	160

8 消 防 団

概 要

消防団は、火災現場への出場はもとより、予防面でも常備消防と常に連携した活動を実施し、地域防災のリーダーとして活躍している。

熊本市消防団は、昭和45年11月1日、託麻村の熊本市編入を機会に熊本市北・南・川尻の消防団を1団に統合、熊本市消防団として発足し、熊本市を6ブロックに分割し活動していた。

その後、平成3年2月の旧飽託四町との合併に伴い更に4ブロックを増設し10ブロックとなり、消防行政に欠かすことのできない戦力となった。

平成11年10月1日には「ブロック」を「方面隊」と名称変更するとともに、第3方面隊を二分割し、市内を11方面隊とすることで、組織の活性化を図り、方面隊の指揮命令及び意思疎通を一層きめ細やかなものにするため機構改革を行った。

平成14年4月に熊本市消防団として初めて女性消防団員31名を採用、平成23年4月1日には87名となり応急手当の普及や予防広報に大きく貢献している。

また、平成20年10月6日の旧富合町との合併により12方面隊 75分団、さらに平成22年3月23日の旧植木町と旧城南町との合併に伴い、15方面隊 87分団 1トランペット隊の大組織となり、1市1団としては全国第2位の大規模消防団となった。

(1) 組織

(平成24年4月1日現在)

1 団 15 方面隊 87 分団 1 トランペット隊 207 部 定数：5，338 人 実数：4，833 人

方面隊名・実員数		分団名（下段：実員数）	
消防団本部 16		68 女性	トランペ ット隊
		26	4
	第1方面隊 283	1 秋津	2 若葉
		3 泉ヶ丘	4 健軍
		5 尾ノ上	8 砂取
		9 画図	10 出水
		52 東町	53 桜木
		61 出水南	
		30	20
		21	21
		17	18
		61	20
		20	20
		34	21
		21	
	第2方面隊 345	6 西原	7 帯山
		11 白山	12 白川
		13 大江	14 託麻原
		26 託麻北	27 託麻西
		28 託麻東	55 月出
		59 託麻南	
		22	20
		19	19
		22	17
		71	29
		71	31
		24	24
	第3方面隊 237	22 黒髪	23 清水
		24 城北	25 龍田
		51 楠	54 麻生田
		56 武蔵	58 弓削
		30	31
		25	45
		34	25
		25	22
	第4方面隊 342	29 御幸	30 田迎
		31 春竹	32 本荘
		33 向山	48 日吉
		49 力合	50 川尻
		57 田迎	60 城南
		44	30
		20	8
		20	20
		51	44
		81	33
		11	11
	第5方面隊 124	34 白坪	35 古町
		36 春日	37 五福
		38 一新	39 城西
		32	20
		21	11
		20	20
	第6方面隊 458	40 池上	41 高橋
		42 城山	43 松尾東
		44 松尾西	45 松尾北
		46 小島	47 中島
		43	21
		68	29
		69	25
		94	109
	第7方面隊 197	62 鮑田東	63 鮑田南
		64 鮑田西	
		74	46
		77	
	第8方面隊 282	65 中緑	66 銭塘
		67 奥古閑	69 川口
		47	61
		120	54
	第9方面隊 315	70 河内	71 芳野
		199	116
	第10方面隊 396	72 川上	73 北部東
		74 西里	
		149	53
		194	
	第11方面隊 204	15 慶徳	16 城東
		17 碩台	18 壺川
		19 花園	20 池田
		21 高平台	
		15	32
		21	31
		34	33
		38	
	第12方面隊 242	75 富合	
		242	
	第13方面隊 411	76 杉上	77 隈庄
		78 豊田	79 女性
		143	115
		133	20
	第14方面隊 431	80 植木	81 桜井
		82 菱形	83 田原
		55	125
		131	120
	第15方面隊 520	84 山東	85 吉松
		86 山本	87 田底
		91	168
		145	116

階級別団員数		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
		1	15	88 (2)	95 (2)	206 (3)	599 (5)	3,829 (80)

() は女性団員を再掲

消防

(2) 消防ポンプ数

(平成24年4月1日現在)

区分	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ
台数	4	198	96

(3) 報酬及び費用弁償

(平成24年4月1日現在)

階級別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
報酬年額(円)	75,000	60,000	40,000	34,000	25,000	24,000	23,000

区分	費用弁償額(円)
訓練出动等	1回につき 2,400
研修、講習又は訓練のため本県消防学校に入校したとき	日額 4,000

交 通

1	沿	革	411					
2	軌	道	事	業	411			
3	自	動	車	運	送	事	業	414
4	経	営	状	況	418			
5	職	員	数	及	び	給	与	419
6	施	設	419					

1 沿 革

熊本市の交通事業は、市電が大正13年8月1日、市バスが昭和2年11月23日から営業を開始し、以来、熊本市勢の発展とともに市内の主要交通機関として年々路線を拡大してきた。

しかし、昭和30年代の後半になると、社会経済情勢の変化やモータリゼーションの進展等によって利用者が急激に減少し、経営は悪化の一途をたどり、ワンマン化等の効率化を積極的に進めたものの抜本的改革には至らず、特に市電は4つの路線を廃止せざるを得なくなった。

昭和48年度から昭和62年度までの15年間は、国の財政再建団体の指定を受け、国及び一般会計からの援助を受けつつ経営基盤の確立を図った。この間、2度にわたるオイルショックにより省エネルギーの機運が高まり、市電は無公害・省エネルギーの交通機関として見直され、車両冷房化等のサービス向上策を併せて講じることにより、一時落ち込んだ乗客も回復基調に転じた。またバスについても、車両の冷房化や路線再編成等の乗客サービスの向上に努めた。

昭和63年度からは自主再建へと踏み出したが、交通事業を取りまく環境は厳しく、将来にわたり安定した経営を図るため、利用者のニーズに合ったダイヤ編成や増便をはじめ、電停改良等諸施設の改善、低床車両の導入等の乗客誘致策に積極的に取り組んでいる。現在では日本で初めて導入した超低床電車7編成、乗降口に段差のないノンステップバス22両を配備している。

また、平成14年度には、開業以来70有余年使用してきた大江の車両整備工場を上熊本に移転、平成19年度には新交通局大江局舎を建設し、基幹的な施設面での基盤整備を図った。一方、平成16年8月にはホームページを開設し、情報提供の充実や利便性の向上に努めている。

さらに、熊本都市圏のバス網再編の一環として、民間事業者と競合していたバス路線については、平成16年以降順次民間事業者へ移譲を進めている。

このような中、平成21年度に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、経営健全化計画を策定し、現在、7ヵ年計画で経営の健全化に集中的に取り組みながら、人や環境にやさしい身近な公共交通機関として、市民や観光客に愛される市電・市バスを目指し努力を重ねているところである。

2 軌 道 事 業（大正13年8月1日事業開始）（電車課・総務課営業推進室）

（1）輸送状況

年度		19	20	21	22	23
事項						
年間輸送人員（人）		9,134,878	9,568,400	9,240,680	9,536,782	10,194,381
年間走行キロ（km）		1,867,856.6	1,848,029.3	1,899,166.8	1,847,698.7	1,867,879.7
年間延使用車両（両）		13,583	13,372	14,179	14,308	14,325
利 用 率（％）		3.8	3.9	3.8	3.6	3.8
乗車料収入（円）		1,104,973,173	1,133,175,021	1,089,715,640	1,126,695,813	1,199,738,628
一日平均	輸送人員（人）	24,959	26,215	25,317	26,128	27,854
	走行キロ（km）	5,103.4	5,063.1	5,203.2	5,062.2	5,103.5
	延使用車両（両）	37.1	36.6	38.8	39.2	39.1
	乗車料収入（円）	3,019,052	3,104,589	2,985,522	3,086,838	3,277,974
一平均一日一車均	輸送人員（人）	672.5	715.6	651.7	666.5	711.6
	走行キロ（km）	137.5	138.2	133.9	129.1	130.4
	乗車料収入（円）	81,349.7	84,742.4	76,854.2	78,745.9	83,751.4
表 定 速 度（km/h）		12.8	12.8	12.8	12.8	12.5
在車両籍数	ボギー車（ワンマン）	36	36	36	36	36
	連 接 車	8	9	8	8	8

（注）乗車料収入は消費税相当分を除いて算出

(2) 営業路線

年 度	項 目	路線延長 (km)	単線延長 (km)	複線延長 (km)	営業路線延長 (km)	運転系統 (系統)	停留所数 (カ所)	停留所間距離		
								最長	最短	平均
平成23年度		11. 941	0. 127	11. 814	12. 092	2	35	0. 591	0. 126	0. 356

(3) 系統別運輸成績

(平成23年度)

系統	区 間	走 行 キ ロ (km)	乗 車 員 (千人)	収 入 (千円)	費 用 (千円)	差 引 (千円)	キロ当たり収支			乗 車 効 率 (%)
							収 入 (円)	費 用 (円)	差 引 (円)	
A系統	健 軍 町 ↳ 田 崎 橋 (9. 2km)	1, 165, 638. 0	6, 881	1, 448, 142	1, 135, 379	312, 763	1, 242. 4	974. 0	268. 3	32. 8
B系統	健 軍 町 ↳ 上熊本駅前 (9. 4km)	702, 241. 7	3, 313	697, 253	684, 012	13, 241	992. 9	974. 0	18. 9	26. 3
計		1, 867, 879. 7	10, 194	2, 145, 395	1, 819, 391	326, 004	1, 148. 6	974. 0	154. 6	30. 4

(注) 乗客1人当たり料金収入
定期外 127 円 31 銭
定 期 76 円 02 銭
全 体 117 円 69 銭

(4) 電車運行要領

(平成24年4月1日現在)

系 統	項 目	連 行 区 間	営業時間	運転方法	時 刻 表 示
A系統		熊本駅前ー健軍町 (8. 7km) 田 崎 橋ー健軍町 (9. 2km)	5 : 55ー 0 : 23	ダイヤ運転	終日時刻表示
B系統		上熊本駅前ー健軍町 (9. 4km)	5 : 55ー23 : 32	ダイヤ運転	終日時刻表示

(5) 運 賃 (平成19年10月12日改定)

ア 普通旅客運賃

種別 制度	運 賃			団 体 旅 客 運 賃		団体旅客運賃の 割引適用方法
	大 人 (中学生以上)	小 児 (小学生以下)	特 殊 運 賃	大 人 (中学生以上)	小児及び特殊	
均一運賃制	150円	12歳未満の者は 大人運賃の半額、 6歳未満の幼児 は保護者同伴の 場合に限りその 1人は無料とする	身体障害者手帳の交付を 受けている者及びその介 護人、児童福祉法の規定 による諸施設により養護 若しくは保護を受けてい る者及びその付添人、療 育手帳の交付を受けてい る者及びその介護人、精 神障害者保健福祉手帳の 交付を受けている者は 各々普通運賃の50% 割引 熊本県内に住所を有する 65歳以上の者で、道路交 通法第104条の4第2項の 規定により公安委員会の 運転免許を取り消された 者に対して発行した免許 返納者割引乗車証を有す る者は普通運賃の50% 割引	30人以上の団体 で同時に一定の 停留場で乗降す る場合 (12歳以 上の団体)	左記の団体で小 学生以下の小児 及び身体障がい 者並びに養護施 設児童の団体	基準となる普通 旅客運賃からそ の運賃の100分 の10以内の額を 割引した額

イ 1日乗車券及び2日乗車券運賃

種 類	運 賃	乗 車 で き る 範 囲
1日乗車券 (区間指定①)	大人 500円 小児 250円	電車の全区間及びバスの指定区間
1日乗車券 (区間指定②)	大人 700円 小児 350円	電車及びバスの全区間
1日乗車券 (県 内 版)	大人 1, 500円 小児 750円	電車及びバスの全区間
2日乗車券 (区間指定①)	大人 800円 小児 400円	電車の全区間及びバスの指定区間

※ 市内の観光・文化施設の割引特典付き

ウ 定期旅客運賃

種 別		期 間	割 引 率	摘 要
通勤定期		1 カ月	普通運賃を60倍したもののから40%割引	持参人式定期券は、当該通勤定期券を持参する者も使用できる 端数売り1ヶ月定期券は、端数日数59日を限度として発売する 3ヶ月定期券は、端数日数29日を限度として発売する
大人通学定期（中学生以上）		1 カ月	普通運賃を60倍したもののから50%割引	
小児通学定期（小学生）		1 カ月	普通運賃を60倍したもののから75%割引	
通勤通学定期		1 カ月 の み	通勤定期運賃額の2分の1と大人通学定期運賃額の合算額	
特殊割引定期	通勤	1 カ月	通勤定期券の30%割引	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に発売する
	通学	1 カ月	大人通学定期券の50%割引	
電車・バス共通定期		自動車運送事業の欄を参照		
電車・バス乗継定期				

※ 通勤通学定期を除く各種別の3カ月定期は、1カ月定期運賃額を3倍したもののから5%割引

エ 回数旅客運賃

種 別	発 売 額	利 用 額	摘 要
普 通 カ ー ド	自動車運送事業の欄を参照		
通 学 カ ー ド			
動植物園入園券付回数乗車券	500円	市電回数乗車券300円 熊本市動植物園入園料	150円の市電回数乗車券2枚と 動植物園入園券1枚を付する

オ 貸切旅客運賃

大 人 運 賃	小 児 運 賃
10,300 円	5,200 円

（６）超低床電車（ＬＲＶ）の概要

型 式	9 7 0 0 型	0 8 0 0 型
営業開始	平成 9 年 8 月	平成 2 1 年 4 月
車 両 数	2 車体連接車 5 編成	2 車体連接車 2 編成
車両製作	株式会社 新潟鐵工所 ADトランス ボンバルディエ トランスポーターション	新潟トランシス 株式会社
車 種	4 輪ボギー連接電動客車	4 輪ボギー連接電動客車
定 員	7 6 人	8 2 人
車 長	1 8, 5 5 0 mm	1 8, 4 0 0 mm
車 幅	2, 3 5 0 mm	2, 4 0 0 mm
床高	通 路	3 6 0 mm
	出入口	3 0 0 mm

（７）カラー広告電車

種 別	規 格 (mm) 縦×横	広 告 料 金 (消費税は含まない)	摘 要
電車	車外 広告表示面積合計 5.3㎡以内	1 カ月 1 車 250,000円	原則としてフィルムを用い、管理者が別に定める基準によるものを用いること

実 績

年 度	19	20	21	22	23
項 目					
収 入 (千円)	59,517	75,908	57,925	49,892	53,350

(注) 消費税相当分は除いて算出

3 自動車運送事業（自動車課・総務課営業推進室）

（1）輸送状況

乗合 昭和 2年11月23日事業開始
貸切 昭和 6年 5月23日事業開始
貸切 昭和54年 8月 1日事業廃止
貸切 平成 8年 7月13日事業開始

年度 事項		19	20	21	22	23
年間輸送人員（人）		12,747,958	11,221,847	8,895,818	6,916,565	5,272,237
年間走行キロ（km）		6,134,471	5,261,243	4,008,223	3,553,567	2,820,234
年間延使用車両（両）		54,308	48,894	37,285	31,904	23,652
利用率（％）		5.2	4.6	3.6	2.6	2.0
乗車料収入（円）		1,672,606,213	1,477,395,883	1,193,139,867	1,107,128,318	918,871,316
一日平均	輸送人員（人）	34,830	30,745	24,372	18,949	14,405
	走行キロ（km）	16,761.0	14,414.0	10,981.0	9,736.0	7,706.0
	延使用車両（両）	148.4	134.0	102.2	87.4	64.6
	乗車料収入（円）	4,569,962	4,047,660	3,268,876	3,033,228	2,510,577
一平日一車均	輸送人員（人）	234.7	229.5	238.6	216.8	222.9
	走行キロ（km）	113.0	107.6	107.5	111.4	119.2
	乗車料収入（円）	30,798.5	30,216.3	32,000.5	34,701.9	38,849.6
表定速度（km/h）		14.1	13.9	13.2	12.9	12.8
在車両籍数	ワ シ ャ ム	175	161	125	112	87

（注）乗車料収入は消費税相当分を除いて算出

表定速度は総所要時分から起終点の調整時分を差し引いて計算

平成 8年 7月13日事業開始の貸切は、競輪入場者送迎専用限定貸切バス

（2）営業路線

年度 項目		19	20	21	22	23
免許路線 (km)		155.48	141.16	104.66	94.66	73.86
営業路線 (km)		147.41	135.56	100.16	90.16	68.46
休止路線 (km)		8.07	5.60	4.50	4.50	5.40
停留所名称数 (カ所)		383	343	263	234	179
停距 留所 間離	最 長 (km)	1.2	1.2	0.9	0.9	0.9
	最 短 (km)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	平 均 (km)	0.385	0.395	0.341	0.350	0.353
運系統 転数	路 線 (路線)	24	23	17	15	9
	系統数 (系統)	105	88	66	56	42
運距 転系 統離	総 長 (km)	916.0	727.3	565.7	498.3	416.2
	最 長 (km)	16.1	16.2	16.2	16.2	16.2
	最 短 (km)	1.6	1.6	1.6	1.6	2.9
	平 均 (km)	8.7	8.3	8.6	8.9	9.9

(3) 路線別運輸成績

(平成23年度)

路線 番号	路 線 名	走行キロ (km)	乗車人員 (千人)	収 入 (千円)	費 用 (千円)	差 引 (千円)	キロ当たり収支		
							収 入 (円)	費 用 (円)	差 引 (円)
3	池 田 京 町 線	平成 23 年 4 月 1 日廃止							
4	小 峯 京 塚 線	951, 294	2, 149	651, 150	470, 005	181, 145	684. 5	494. 1	190. 4
5	帯 山 線	405, 172	621	235, 631	221, 083	14, 548	581. 6	545. 7	35. 9
6	島崎保田窪線	618, 997	1, 351	382, 054	316, 676	65, 378	617. 2	511. 6	105. 6
10	秋 津 健 軍 線	272, 731	287	134, 274	135, 654	△1, 380	492. 3	497. 4	△5. 1
12	花 園 柿 原 線	平成 23 年 4 月 1 日廃止							
15	池 田 健 軍 線	平成 23 年 4 月 1 日廃止							
16	健 軍 長 嶺 線	小峯京塚線・秋津健軍線・東町団地線に含む							
18	東 町 団 地 線	140, 561	115	59, 394	67, 255	△7, 861	422. 5	478. 5	△56. 0
20	昭 和 町 線	平成 23 年 4 月 1 日廃止							
22	熊本駅県庁線	13, 442	34	12, 146	5, 630	6, 516	903. 6	418. 8	484. 8
23	上 熊 本 線	平成 23 年 4 月 1 日廃止							
25	上熊本車庫線	平成 23 年 4 月 1 日廃止							
31	熊本駅長嶺線	小峯京塚線・島崎保田窪線に含む							
32	渡 鹿 長 嶺 線	329, 683	592	225, 202	177, 107	48, 095	683. 1	537. 2	145. 9
	臨 時 便	3, 315	5	1, 147	623	524	346. 0	187. 9	158. 1
	貸 切	85, 039	118	79, 749	34, 061	45, 688	937. 8	400. 5	537. 3
合 計		2, 820, 234	5, 272	1, 780, 747	1, 428, 094	352, 653	631. 4	506. 4	125. 0

(注) 乗客1人当たり運賃収入(貸切除く)

定期外 171円39銭
定期 116円60銭
全体 163円38銭

(4) 運賃（平成10年3月1日改定）

ア 普通旅客運賃

種別 制度	運賃		最低運賃		特殊運賃
	大人（中学生以上）	小児（小学生以下）	大人	小児	
対キロ 区間制	最初の2キロまでは賃率63円、2キロを超え10キロまでは賃率31円50銭、10キロを超え20キロまで賃率28円40銭、20キロを超えるものは賃率25円20銭で計算した額	12歳未満の者は大人運賃の半額、6歳未満の幼児は保護者同伴の場合に限りその1人は無料とする	130円	70円	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は各々普通運賃の50%割引 熊本県内に住所を有する65歳以上の者で、道路交通法第104条の4第2項の規定により公安委員会の運転免許を取り消された者に対して発行した免許返納者割引乗車証を有する者は普通運賃の50%割引

イ 1日乗車券及び2日乗車券運賃

種類	運賃	乗車できる範囲
1日乗車券（区間指定①）	大人 500円 小児 250円	電車の全区間及びバスの指定区間
1日乗車券（区間指定②）	大人 700円 小児 350円	電車及びバスの全区間
1日乗車券（県内版）	大人 1,500円 小児 750円	電車及びバスの全区間
2日乗車券（区間指定①）	大人 800円 小児 400円	電車の全区間及びバスの指定区間

※ 市内の観光・文化施設の割引特典付き

ウ 定期旅客運賃

種別			期間	割引率	摘要
通勤定期			1カ月	普通運賃を60倍したもののから40%割引	持参人式定期券は、当該通勤定期券を持参する者も使用できる
企業定期			1カ月	普通運賃を60倍したもののから45%割引	
通学定期 （中学生以上）			1カ月	普通運賃を60倍したもののから50%割引	端数売り1ヶ月定期券は、端数日数59日を限度として発売する 3ヶ月定期券は、端数日数29日を限度として発売する
通学定期 （小学生以下）			1カ月	通学定期（中学生以上）1カ月定期運賃を50%割引	
通勤通学定期			1カ月	全区間往復乗車となる場合は、乗車区間の大人通勤定期運賃と通学（中学生以上）定期運賃の合算額の50%割引、その他は75%割引	
特殊割引定期		通勤	1カ月	通勤定期券の30%割引	身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人、児童福祉法の規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者及びその付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に発売する
		通学	1カ月	通学（中学生以上）定期券の30%割引	
電車・バス共通定期			1カ月	電車とバス路線が平行している区間を利用するもので、電車とバスの定期運賃のうちいずれか高額となる運賃	
電車・バス 乗継定期	通勤	普通	1カ月	乗継する停留所を起点として、電車及びバスのそれぞれの区間運賃から30円割引して算出した額を60倍して40%割引	
		企業	1カ月	乗継する停留所を起点として、電車及びバスのそれぞれの区間運賃から30円割引して算出した額を60倍して電車は40%割引、バスは45%割引	
	通学	中学生以上	1カ月	乗継する停留所を起点として、電車及びバスのそれぞれの区間運賃から30円割引して算出した額を60倍して50%割引	
片道定期			1カ月	往復定期運賃から50%割引	

※ 平成10年3月1日付運賃改定前の普通旅客運賃を基準運賃として算出した定期運賃額に103分の105を乗じて得た額

※ 通勤通学定期を除く各種別には3カ月定期もあり、1カ月定期運賃額を3倍したもののから5%割引

エ 回数旅客運賃

種 別	発 売 額	利 用 額	摘 要	備 考
普通 カ ー ド	1,000円	1,100円	乗車区間の運賃額に合わせて使用する	市電 市バス 九州産交バス(株) 熊本電気鉄道(株) 熊本バス(株) 産交バス(株) 熊本都市バス(株) } 共通
	3,000円	3,300円		
	5,000円	5,600円		
通 学 カ ー ド	1,000円	1,300円	乗車区間の運賃額に合わせて使用する 学校または身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する諸施設に通学（通園）する者 (身分証明書が必要)	民間事業者はカード対応機器を有するものに限り使用できる
	3,000円	3,900円		
	5,000円	6,500円		

オ 貸切旅客運賃（平成8年7月1日制定）

種 別	算 出 単 位	大 型 車	中 型 車	小 型 車
時 間 制 旅客運賃	1時間当たり	12,200円	9,500円	8,100円
キ ロ 制 旅客運賃	100kmまで	1km当たり 660円	1km当たり 510円	1km当たり 410円
	100km～300km	〃 510円	〃 390円	〃 320円
	300km以上	〃 400円	〃 320円	〃 280円

※ 貸切旅客運賃は、上記の表より算出した額に105%を乗じて得た額

(注) 競輪入場者送迎専用貸切バスの限定免許に基づく運賃

4 経 営 状 況（総務課）

（単位 円）

年 度 事 項		19	20	21	22	23
軌 道 事 業	総 収 益	1,539,582,305	1,553,113,859	2,006,103,340	2,445,147,432	2,164,086,796
	乗 車 料 収 入	1,104,973,173	1,133,175,021	1,089,715,640	1,126,695,813	1,199,738,628
	そ の 他 収 入	434,609,132	419,938,838	916,387,700	1,318,451,619	964,348,168
	総 費 用	1,908,249,748	1,857,587,436	2,092,189,074	2,027,234,014	1,861,590,105
	人 件 費	1,156,764,891	1,204,688,159	1,447,157,610	1,237,549,715	1,214,395,409
	減 価 償 却 費	193,793,959	188,424,391	182,508,429	167,655,288	164,389,486
	電 力 費	63,105,886	63,313,946	60,186,875	57,828,085	60,898,240
	支 払 利 息	72,167,097	69,959,738	66,426,936	46,973,332	37,634,333
	修 繕 費	86,240,446	83,071,100	101,991,273	74,349,543	99,690,723
	そ の 他	336,177,469	248,130,102	233,917,951	442,878,051	284,581,914
単 年 度 損 益		△ 368,667,443	△ 304,473,577	△ 86,085,734	417,913,418	302,496,691
剰余金又は累積欠損金		△ 3,625,918,086	△ 3,930,391,663	△ 4,016,477,397	△ 3,598,563,979	△ 3,296,067,288
自 動 車 運 送 事 業	総 収 益	2,884,380,189	2,628,180,817	2,857,293,838	2,439,897,339	1,839,733,604
	乗 車 料 収 入	1,672,606,213	1,477,395,883	1,193,139,867	1,107,128,318	918,871,316
	そ の 他 収 入	1,211,773,976	1,150,784,934	1,664,153,971	1,332,769,021	920,862,288
	総 費 用	3,089,689,170	2,787,994,265	2,211,743,379	1,928,262,041	1,434,574,301
	人 件 費	2,179,094,709	2,046,114,957	1,748,222,250	1,532,446,330	1,114,245,496
	減 価 償 却 費	161,720,889	133,878,121	100,606,712	68,639,465	45,357,910
	燃 料 費	246,944,800	234,362,400	127,229,600	124,077,400	110,027,200
	支 払 利 息	24,436,243	27,956,258	27,288,971	11,286,207	5,916,777
	修 繕 費	116,116,764	96,713,363	66,528,213	59,729,738	54,878,939
	そ の 他	361,375,765	248,969,166	141,867,633	132,082,901	104,147,979
単 年 度 損 益		△ 205,308,981	△ 159,813,448	645,550,459	511,635,298	405,159,303
剰余金又は累積欠損金		△ 1,028,631,015	△ 1,188,444,463	△ 542,894,004	△ 31,258,706	373,900,597
計	総 収 益	4,423,962,494	4,181,294,676	4,863,397,178	4,885,044,771	4,003,820,400
	乗 車 料 収 入	2,777,579,386	2,610,570,904	2,282,855,507	2,233,824,131	2,118,609,944
	そ の 他 収 入	1,646,383,108	1,570,723,772	2,580,541,671	2,651,220,640	1,885,210,456
	総 費 用	4,997,938,918	4,645,581,701	4,303,932,453	3,955,496,055	3,296,164,406
	人 件 費	3,335,859,600	3,250,803,116	3,195,379,860	2,769,996,045	2,328,640,905
	減 価 償 却 費	355,514,848	322,302,512	283,115,141	236,294,753	209,747,396
	電力費・燃料費	310,050,686	297,676,346	187,416,475	181,905,485	170,925,440
	支 払 利 息	96,603,340	97,915,996	93,715,907	58,259,539	43,551,110
	修 繕 費	202,357,210	179,784,463	168,519,486	134,079,281	154,569,662
	そ の 他	697,553,234	497,099,268	375,785,584	574,960,952	388,729,893
単 年 度 損 益		△ 573,976,424	△ 464,287,025	559,464,725	929,548,716	707,655,994
剰余金又は累積欠損金		△ 4,654,549,101	△ 5,118,836,126	△ 4,559,371,401	△ 3,629,822,685	△ 2,922,166,691

（注）消費税相当分を除いて算出

5 職員数及び給与（総務課）

（１）部門別職員数

（平24年4月1日現在）

職種別 部門別 性別	一 般 管 理			電 車			バ ス			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
特 別 職 （ 人 ）	1		1							1		1
事 務 職 （ 人 ）	15	2	17	8	1	9	11	1	12	34	4	38
技 術 職 （ 人 ）				26		26	6		6	32		32
運 転 士 （ 人 ）				43		43	62		62	105		105
車 掌 （ 人 ）				1		1				1		1
そ の 他 （ 人 ）				22		22	11		11	33		33
計	16	2	18	100	1	101	90	1	91	206	4	210

（２）部門別 1 人月平均給与額等

（平24年4月分）

事 項 部門別	一 般 管 理	電 車	バ ス	全 体
基 本 給 (円)	315,406	364,641	342,701	350,791
超過勤務手当 (円)	63,797	79,944	31,889	57,393
その他の手当 (円)	26,421	17,578	16,276	17,741
合 計 (円)	405,624	462,163	390,866	425,925
年 齢 (歳)	39歳 1月	49歳 1月	45歳 6月	46歳 8月
勤 続 年 数 (年)	15年 7月	22年 11月	18年 4月	20年 3月

（注）特別職・再任用職員を除く（専従含む）

6 施 設（総務課）

（平24年4月1日現在）

施設 項目	大 江 庁 舎 及 び 電 車 営 業 所	上熊本車両工場 及 び 電 車 営 業 所	小 峯 営 業 所	上熊本詰所
敷地面積	2,892㎡	7,335㎡	17,410㎡	2,381㎡
建物面積	1,636㎡	2,910㎡	2,169㎡	501㎡
開設年月日	大13. 7. 7	平14. 10. 14	昭54. 3. 1	平19. 4. 1
配車台数	14両	38両	56両	—
施設内容	事務所 電車営業所 電車車庫	電車営業所 電車車庫 車両整備工場	営業所 バス車庫 整備工場	電車課詰所

上下水道

1	職員数・給与・局舎	423
2	熊本市上下水道事業 経営基本計画	425
3	水道事業	426
4	下水道事業	436
5	工業用水道事業	445

上下水道局

上下水道局では、上水道事業、下水道事業、工業用水道事業を行っている。

上水道事業は、大正 13 年（1924 年）の給水開始以来、安全で安価な水道水の安定供給に努めている。一方、下水道事業は、昭和 23 年（1948 年）に戦災復興事業の一環として着手以来、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。また、工業用水道事業は、城南町との合併に伴い、平成 22 年（2010 年）に本市が引き継ぎ、産業振興や雇用促進に寄与する企業誘致を促進するため、立地企業に低廉な工業用水を提供している。

1 職員数・給与・局舎

(1) 職種別職員数等(総務課)

(平成 24.4.1 現在)

職種別 区分	特 別 職	事 務 職	技 術 職	全 体
男	1 名	132 名	299 名	432 名
女	0 名	33 名	8 名	41 名
計	1 名	165 名	307 名	473 名
年 齢 (平 均)	58 歳 1 月	45 歳 0 月	46 歳 2 月	45 歳 9 月
勤続年数(平均)	34 年	22 年 6 月	23 年 7 月	23 年 2 月

注)全体欄は特別職を除く。技術職には業務職を含む。

(2) 職種別 1 人月平均給与額(総務課)

(平成 24.4 月分)

職種別 区分	特 別 職	事 務 職	技 術 職	全 体
基 本 給 (円)	713,000	360,430	371,602	367,697
特殊勤務手当 (円)	0	101	3,783	2,496
超過勤務手当 (円)	0	45,891	50,560	48,928
その他の手当 (円)	9,170	18,022	26,518	23,548
合 計 (円)	722,170	424,444	452,463	442,669

注)全体欄は特別職を除く。

(3) 局舎(総務課)(平成 24.4.1 現在)

所 在 地 中央区水前寺 6 丁目 2 番 45 号

敷地面積 9,174.28 m²

(別 館)

(下水道部庁舎)

(仮庁舎)

建物面積 延 3,359.29 m²

延 657.38 m²

延 817.49 m²

着 工 昭和 56 年 4 月 28 日

平成 20 年 12 月 10 日

竣 工 昭和 57 年 5 月 12 日

平成 21 年 3 月 13 日

昭和 45 年 12 月 19 日

構 造 鉄筋コンクリート造

鉄骨造

鉄筋コンクリート造

地下 1 階、地上 3 階

地上 2 階

地上 3 階

総 工 費 626,667 千円

建上 35,100 千円

リース 30,000 千円(5 年間)

(4) 上下水道センター(総務課)

	(西部上下水道センター)	(北部上下水道センター)
所在地	西区池上町 901 番地 1	北区下碓川 2 丁目 8 番 1 号
建物面積	635.49 m ²	1,095.60 m ²
延床面積	823.43 m ²	1,050.60 m ²
着工	平成 6 年 3 月 7 日	平成 7 年 9 月 1 日
竣工	平成 6 年 9 月 20 日	平成 8 年 3 月 15 日
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)2 階建	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)平屋
総工費	269,642 千円	297,567 千円

(5) 水の科学館(経営企画課)

施設紹介

水の科学館は、熊本市民の共有財産である地下水、その地下水を水源とする水道、そして水環境を守る下水道について関心を持っていただくための体験学習の場として設置している。平成2年に地下水や水道の学習施設としてスタートし、平成12年の開館10周年を機に「水の実験室わくわく」を設置した。また、平成24年3月に展示物等のリニューアルを実施した。

施設概要

所在地	北区八景水谷1丁目 11 番 1 号(八景水谷公園内)
建物面積	約 2,415 m ²
延床面積	約 1,245 m ²
構造	鉄筋コンクリート造・平屋
着工	平成 2 年 1 月
竣工	平成 2 年 9 月
総工費	約 560,000 千円
施設内容	(1) くまもと水再発見、(2) 空の国、(3) 地下の国、(4) 大地の国、(5) つながりの国 (6) 海の国、(7) 水の実験室わくわく、(8) 研修ホール、(9) 中池(水の遊具)など

利用状況

(単位:人)

年度 区分	大人	小人	合計
19	37,949	40,931	78,880
20	47,015	46,386	93,401
21	46,131	49,315	95,446
22	48,600	48,592	97,192
23	37,015	41,278	78,293

※ 平成 21 年 6 月 20 日に、累積来館者 150 万人を突破

※ 平成 23 年 11 月 1 日から平成 24 年 3 月 16 日まで、リニューアル工事に伴い休館

2 熊本市上下水道事業経営基本計画

① 趣旨

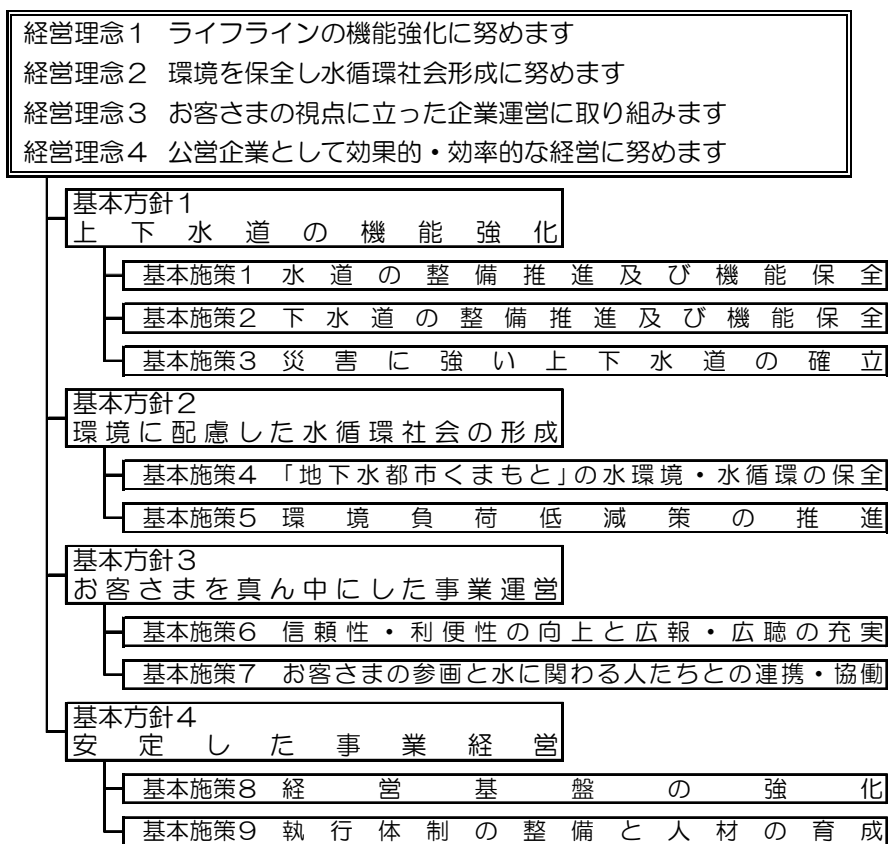
平成21年度の上下水道組織統合や平成24年度からの政令指定都市移行などを踏まえ、上下水道のこれまでの取組みを整理再構築し、上下水道局が目指すべき方向性を明らかにするため、「熊本市上下水道事業経営基本計画」を策定した。（平成24年4月1日施行）

② 計画期間

平成24年度から平成33年度までの10年間（平成28年度に中間見直し）

③ 基本方針

- ・上下水道の機能強化（水道の整備推進及び機能保全、下水道の整備推進及び機能保全など）
- ・環境に配慮した水循環社会の形成（「地下水都市くまもと」の水環境・水循環の保全など）
- ・お客さまを真ん中にした事業運営（信頼性・利便性の向上と広報・広聴の充実など）
- ・安定した事業経営（経営基盤の強化、執行体制の整備と人材の育成）



3 水道事業

(1) 水道事業の沿革

熊本市の水道事業は、大正13年に八景水谷を水源地、立田山を配水池として、坪井や新屋敷など中心市街地に給水を開始したのが始まりである。その後、本市が周辺町村との合併などで拡大・発展する中、水需要も増加の一途をたどり、上水道事業はこれに対応するため、新たな水源の確保や水道管の布設などを行い、第1次から第5次までの拡張事業を推進してきた。熊本市水道事業の特徴は、水道水源を100%天然地下水で賄っている点にある。熊本の地下水は、雨水が地下に浸透して流れていく間に自然にろ過され、きれいになる。その水質は極めて良質で安定しており、日本屈指のおいしい水として広く知られている。水道の蛇口をひねれば、おいしい天然水が出る、そんな暮らしが熊本にはある。

一方、上水道事業が施設の拡張から維持管理の時代へと変化する中で、本市も平成9年度から第2次配水管整備事業として、老朽化した水道管を順次取替えるとともに、平成13年度からは第3次施設整備事業として、水道管以外の老朽化した上水道施設も計画的に更新している。また、地震や台風などの災害にも強い水道を構築するために、主要な水源地や配水場の耐震化を行うとともに、緊急遮断弁を設置し緊急貯水量を確保するなど、防災対策強化にも取り組んでいる。

近年では、人口増加の鈍化や市民の節水意識の高揚などにより、水需要の伸びは見込めず、経営環境は厳しさを増している。このような中で、平成10年度から17年度まで経営改善計画を立案し、財政の健全化、事業の効率化、組織の活性化などに取り組んできたが、平成18年度には、健全な経営のもとで、将来にわたり安全で良質な水道水を安定的に供給していくために、熊本市上水道事業の経営の基本方針とこれを達成する手段を定める計画として、「熊本市水道事業経営基本計画」を策定した。さらに、平成23年度には、平成21年度の上下水道組織統合や平成24年度からの政令指定都市移行などを踏まえ、上下水道のこれまでの取組みを整理再構築し、上下水道局が目指すべき方向性を明らかにするため、「熊本市上下水道事業経営基本計画」を策定した。

平成21年度からは、第2次配水管整備事業・第3次施設整備事業などの諸事業を引き継ぐとともに、「熊本市水道事業経営基本計画」を実現・具体化するために必要な上水道施設の整備実施計画（上水道施設の機能強化についての実施計画）として、「熊本市水道事業水道施設整備実施計画」に着手している。この計画に基づき、「水道の機能保全」「水質の管理」「災害に強い水道」の強化並びに「環境への配慮」を目指し、安全でおいしい水の安定供給を図るための取組みを進めている。

また、平成20年度の富合町との合併に伴い2つの町営簡易水道を、平成21年度の城南町・植木町との合併に伴い両町の1つの上水道事業及び8つの簡易水道事業を引き継いだ。これらの水道事業の統合を進めるために、平成21年度には、富合町の簡易水道を熊本市上水道事業に統合するとともに熊本市南部方面の整備を行うため、第6次拡張事業に着手した。また、平成24年3月31日には、城南町・植木町の上水道事業及び簡易水道事業を統合し、1つの上水道事業（熊本市水道事業）とする変更認可を受けた。今後は、これらの施設の再編成や未普及地域の解消などにも取り組んでいる。

(2) 水道事業の概要

ア 水道施設整備実施計画及び第6次拡張事業(計画調整課)

これまでの拡張事業の概要

事業名	事業期間	基本計画		
		給水人口(人)	1日最大給水量(m ³)	1人1日最大給水量(l/人)
第1次拡張事業	昭和21年11月～昭和31年11月	200,000	60,000	300
第2次拡張事業	昭和33年1月～昭和40年3月	350,000	103,000	294
第3次拡張事業	昭和41年4月～昭和56年3月	461,000	283,000	614
第4次拡張事業	昭和55年4月～平成8年3月	599,000	298,000	497
第5次拡張事業	平成7年4月～平成29年3月	681,000	270,000	396

水道施設整備実施計画

① 事業の目的

平成18年に策定した水道事業経営基本計画を実現・具体化するために必要な上水道施設の整備実施計画。(水道施設の機能強化についての実施計画)

「水道の機能保全」「水質の管理」「災害に強い水道」の強化並びに「環境への配慮」を目指し、安全でおいしい水の安定供給を図る。

② 事業概要

- ・ 事業期間：平成21年度～平成30年度
- ・ 総事業費：約290億円
 - 1) 水道の機能保全(安心して使える水道) / 管路の更新、水融通管の整備など
 - 2) 水質の管理(おいしさを届ける水道) / 水道自動監視装置設置など
 - 3) 災害に強い水道の確立(災害に強い水道) / 基幹管路の更新、配水池の増設など
 - 4) 環境への配慮(環境にやさしい水道) / 太陽光・小水力発電や高効率機器の導入
- ・ 整備の効果(平成30年度目標)

	平成20年度(基準年)	平成30年度(目標)
有効率	93.7%	97.0%
耐震適合性のある基幹管路の割合	66.4%	80.0%
災害対策用貯水施設	59,550 m ³	66,000 m ³
消費エネルギー削減	対平成20年度比で5%以上削減	

第6次拡張事業

① 事業の目的

合併町(富合町、城南町、植木町)の水道事業や簡易水道事業を熊本市水道事業に統合し、市全域での施設・管路の機能強化を図る。

② 事業概要

- ・ 事業期間：平成22年度～平成40年度(平成23年度に第1回変更)
- ・ 総事業費：約430億円(当初230億円から変更)
- ・ 計画給水人口：703,000人 ・ 1日最大給水量：275,000 m³/日
 - 1) 安心して使える水道づくり(簡易水道の上水道事業への統合、小規模施設の統廃合など)
 - 2) おいしさを届ける水道づくり(水質監視装置の増強など)
 - 3) 災害に強い水道づくり(補給管整備、基幹管路の整備、配水池の整備など)
 - 4) 環境にやさしい水道づくり(太陽光・小水力発電や高効率機器の導入)

イ 漏水防止（水相談課）

第10次漏水防止実施計画

① 事業の目的

漏水調査を中心とした漏水防止対策により、経済的かつ効率的に、水の有効利用及び有効率の向上を目指す。

② 事業概要

※平成 23 年度の実績：調査距離 2,055km

- ・計画期間：平成 21 年度～平成 30 年度
- ・目標有効率：97.0%
- ・主な取組内容：
 - 1) 複合的な調査機器を採用した漏水調査
 - 2) 一部の減圧系等、中ブロックと位置付けた地区の流量観測
 - 3) 流量計ボックスの設置工事の推進
 - 4) 漏水多発地区の集中した漏水調査

	漏水件数	推定防止量
配水管	45 件	535m ³ /日
給水管 (公道)	199 件	673m ³ /日
給水管 (メタ上流)	507 件	851m ³ /日
弁栓漏水	3 件	4m ³ /日
合 計	754 件	2,063m ³ /日

ウ 水道水のおいしさと安全性の向上（水運用課、給排水設備課、経営企画課）

熊本市第6次総合計画及び経営基本計画に基づき、水道水の品質管理の徹底、安全性やおいしさのPR、直結給水方式の利用推進などにより、水道水のおいしさと安全性の向上に努める。

※目標：水道水をおいしいと感じる市民の割合 80.7%（平成 20 年度）→ 85.0%（平成 30 年度）

・水道水の品質管理の徹底（水質検査計画と水質検査管理体制）

水道法に基づき毎年度策定する水質検査計画に従い水質検査を実施し、供給する水道水の安全確認と浄水処理の確認を行うとともに結果を公表する。さらに、水質検査結果は水運用にも反映させ水質維持向上を図る。また、平成 23 年 9 月に認定取得した水道 G L P（水道水質検査優良試験所規範）体制の下、検査機器の計画的整備や精度管理・内部監査の実施などさらなる信頼性確保に努める。

・安全性やおいしさの P R

ホームページ・上下水道局だより・出前講座・水の科学館・水のペットボトル（熊本水物語）等を活用し、地下水のしくみ・水道水の供給システム・水道水のおいしさを P R する。

・直結給水方式の利用推進、給水装置及び貯水槽水道の適正管理に関する啓発

上下水道局だより等の媒体を利用して直結給水の普及啓発を行う。また、給水装置診断・小規模貯水槽診断を実施し、適正管理の把握に努める。

エ 熊本市第6次総合計画に基づく成果指標

指標名	基準年（H20）	H23 年度	目標年（H30）
水の有効率（%）	93.7	93.9	97.0
耐震適合性のある基幹管路の割合（%）	66.4	67.7	80.0
水道水をおいしいと感じる市民の割合（%）	80.7	81.4	85.0

*耐震適合性のある基幹管路の割合は、富合町・城南町・植木町を除いた値で算出

(3) 主な事業統計

ア 給水普及状況(経営企画課)

区分 年度	行政区域内		給水区域内	現在給水			普及率(%)
	人口(人)	世帯数	人口(人)(A)	人口(人)(B)	世帯数	件数(件)	(B/A)
19	668,021	284,236	668,021	655,150	279,494	298,482	98.1
20	677,375	276,486	677,375	664,244	276,486	303,371	98.1
21	728,332	301,816	714,645	680,128	284,258	310,095	95.2
22	732,832	303,080	719,036	685,152	285,479	312,288	95.3
23	734,361	306,170	732,949	688,916	288,392	315,231	94.0

イ 配水量(経営企画課)

区分 年度	総配水量(m³)	1日最大 配水量(m³)	1日最小 配水量(m³)	1日平均 配水量(m³)	1人1日 最大配水量(ℓ)	1人1日 平均配水量(ℓ)
19	81,114,926	244,905	175,202	221,625	374	338
20	79,665,837	244,493	171,951	218,263	372	329
21	79,118,385	237,588	174,275	216,763	358	326
22	80,445,658	242,293	178,948	220,399	354	322
23	80,100,709	242,262	176,191	218,854	352	318

ウ 有収水量と有収率(経営企画課)

区分 年度	総配水量(m³) (A)	総有収水量(m³) (B)	1日平均 有収水量(m³)	有収率(%) (B/A)	無収水量(m³) (C)	無収率(%) (C/A)
19	81,114,926	73,554,853	200,970	90.7	7,560,073	9.3
20	79,665,837	72,208,391	197,831	90.6	7,457,446	9.4
21	79,118,385	72,090,905	197,509	91.1	7,027,480	8.9
22	80,445,658	73,298,064	200,817	91.1	7,147,594	8.9
23	80,100,709	72,797,496	198,900	90.9	7,303,213	9.1

エ 有効水量と有効率(経営企画課)

区分 年度	総配水量(m³) (A)	総有収水量 (m³) (B)	無収有効 水量(m³) (C)	総有効水量 (m³) (D=B+C)	1日平均有 効水量(m³)	有効率 (%) (D/A)	無効水量 (m³) (E)	無効率(%) (E/A)
19	81,114,926	73,554,853	2,415,205	75,970,058	207,568	93.7	5,144,868	6.3
20	79,665,837	72,208,391	2,439,494	74,647,885	204,515	93.7	5,017,952	6.3
21	79,118,385	72,090,905	2,346,282	74,437,187	203,937	94.1	4,681,199	5.9
22	80,445,658	73,298,064	2,393,577	75,691,641	207,374	94.1	4,754,017	5.9
23	80,100,709	72,797,496	2,436,018	75,233,514	205,556	93.9	4,867,195	6.1

オ 水道管延長(計画調整課)

区分 年度	導水管延長(m)	送水管延長(m)	配水管延長(m)	導・送・配水管延長 (合計:m)
19	35,536	53,897	2,675,788	2,765,221
20	36,810	53,770	2,766,457	2,857,037
21	41,987	56,295	3,006,409	3,104,691
22	44,184	58,009	3,066,270	3,168,463
23	44,489	52,076	3,121,988	3,218,553

カ 口径別有収水量(経営企画課)

(単位:千m³)

年度	一 般 用								浴場 営業用	その他	合計
	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm			
19	40,410	13,708	5,066	4,826	4,105	3,226	1,613	436	35	129	73,555
20	39,666	13,621	4,884	4,715	4,118	3,201	1,452	437	21	93	72,208
21	39,843	13,720	4,768	4,658	4,072	3,157	1,383	385	19	85	72,091
22	39,888	14,790	4,780	4,764	4,076	3,093	1,395	387	18	88	73,298
23	39,549	14,779	4,769	4,764	4,027	3,054	1,362	380	16	97	72,797

キ 用途別有収水量(経営企画課)

(単位:千m³)

年度	生活用	官公署用	学校用	病院用	事務所用	営業用	工場用	その他	合計
19	57,762	1,492	2,374	2,583	1,465	7,267	584	27	73,555
20	57,116	1,396	2,326	2,500	1,426	6,858	558	29	72,208
21	57,489	1,383	2,199	2,426	1,379	6,647	537	30	72,091
22	58,728	1,378	2,177	2,420	1,378	6,635	542	39	73,298
23	58,196	1,350	2,185	2,571	1,258	6,613	603	19	72,797

ク 漏水防止対策(水相談課)

区分 年度	調査管路延長(km)	修理件数(件)	推定防止量(m ³ /日)
19	1,963	761	2,997
20	1,852	706	4,983
21	2,020	727	2,445
22	2,041	639	2,282
23	2,055	754	2,063

(4) 料金及び加入金(料金課・給排水設備課)

ア 水道料金

平成21年 3月26日公布

平成21年 9月 1日施行

区分 口径・用途		基本料金 (1ヶ月につき)	従量料金(1 m ³ につき)				
			第一段	第二段	第三段階	第四段階	第五段階
一般用	13mm	945 円	1 m ³ 以上	11 m ³ 以上	21 m ³ 以上	31 m ³ 以上	41 m ³ 以上
	20mm	1,302 円	10 m ³ 以下	20 m ³ 以下	30 m ³ 以下	40 m ³ 以下	
	25mm	1,774.5 円	15.75 円	141.75 円	168 円	194.25 円	231 円
	40mm	4,042.5 円	1 m ³ 以上 50 m ³ 以下 231 円	51 m ³ 以上 100 m ³ 以下 252 円	101 m ³ 以上 500 m ³ 以下 273 円	501 m ³ 以上 304.5 円	
	50mm	8,767.5 円					
	75mm	15,592.5 円					
	100mm	26,880 円					
		150mm	57,750 円				
浴 場 営 業 用		150 m ³ 以下 5,460 円	151 m ³ 以上 1 m ³ につき 57.75 円				
一 時 用		1 m ³ につき 551.25 円					
私 設 消 火 栓		口径 50mm未満 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 315 円					
		口径 50mm以上 演習 20 分以内 1 個 1 回につき 630 円					

料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額とし、1円未満の端数は切り捨てる。

(注) 富合町には、上記とは別の料金表が適用される。

イ 共同住宅の料金

「共同住宅」とは、受水槽を設けて給水を受ける集合住宅で、世帯単位で独立して生計を営み専ら住居として使用するものいう。(事務所、店舗、寄宿舍、寮等の併用住宅を除く)

共同住宅で、各戸に局で定めたメーターが取り付けられている場合は、各戸毎のメーター口径に応じた「一般用」の料金を適用する。

共同住宅で、各戸にメーターが取り付けられていない場合は、各戸均等使用とみなし上表の「一般用口径 20 mm」の料金を適用する。

ウ 加入金

平成21年 3月26日公布

平成21年 9月 1日施行

メーター口径(mm)	13	20	25	40	50	75	100	150
基準額(千円・税込)	63	126	189	630	1,260	3,150	6,300	12,600

エ 料金収納状況

(平 24. 3. 31 現在/税込)

区分 年度	調定額(A)		収納額(B)		収納率(B/A)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(%)	金額(%)
19	3,122,293	12,992,131,599	3,115,736	12,975,624,928	99.79	99.87
20	3,157,613	12,696,900,448	3,150,199	12,675,127,724	99.77	99.83
21	3,192,695	12,566,351,421	3,184,049	12,542,164,189	99.73	99.81
22	3,280,261	12,696,974,184	3,271,538	12,673,363,288	99.73	99.81
23	3,313,976	12,605,955,877	2,827,461	10,835,996,823	85.32	85.96

(注)東地区の2月検針調定分は3月と4月に、西地区の3月検針調定分は4月と5月に収納されるが、平成23年度の収納額は平成24年3月31日現在を示しているため、過年度に対して収納率が低くなっている。

5 経営状況(経営企画課)

ア 収益的収支・資本的収支の推移

(単位:千円/税込)

年 度 事 項	19	20	21	22	23
(収益的収支)					
収益的収入	13,773,921	13,548,034	13,492,459	13,474,515	13,421,456
収益的支出	11,331,602	10,810,293	10,910,086	11,056,100	11,128,176
収益的収支	2,442,318	2,737,741	2,582,374	2,418,415	2,293,280
(資本的収支)					
資本的収入	3,189,210	5,589,967	1,884,314	2,737,033	2,617,623
資本的支出	13,521,806	10,198,100	6,365,984	6,919,078	8,202,911
資本的収支	△10,332,596	△4,608,133	△4,481,670	△4,182,045	△5,585,288

*資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

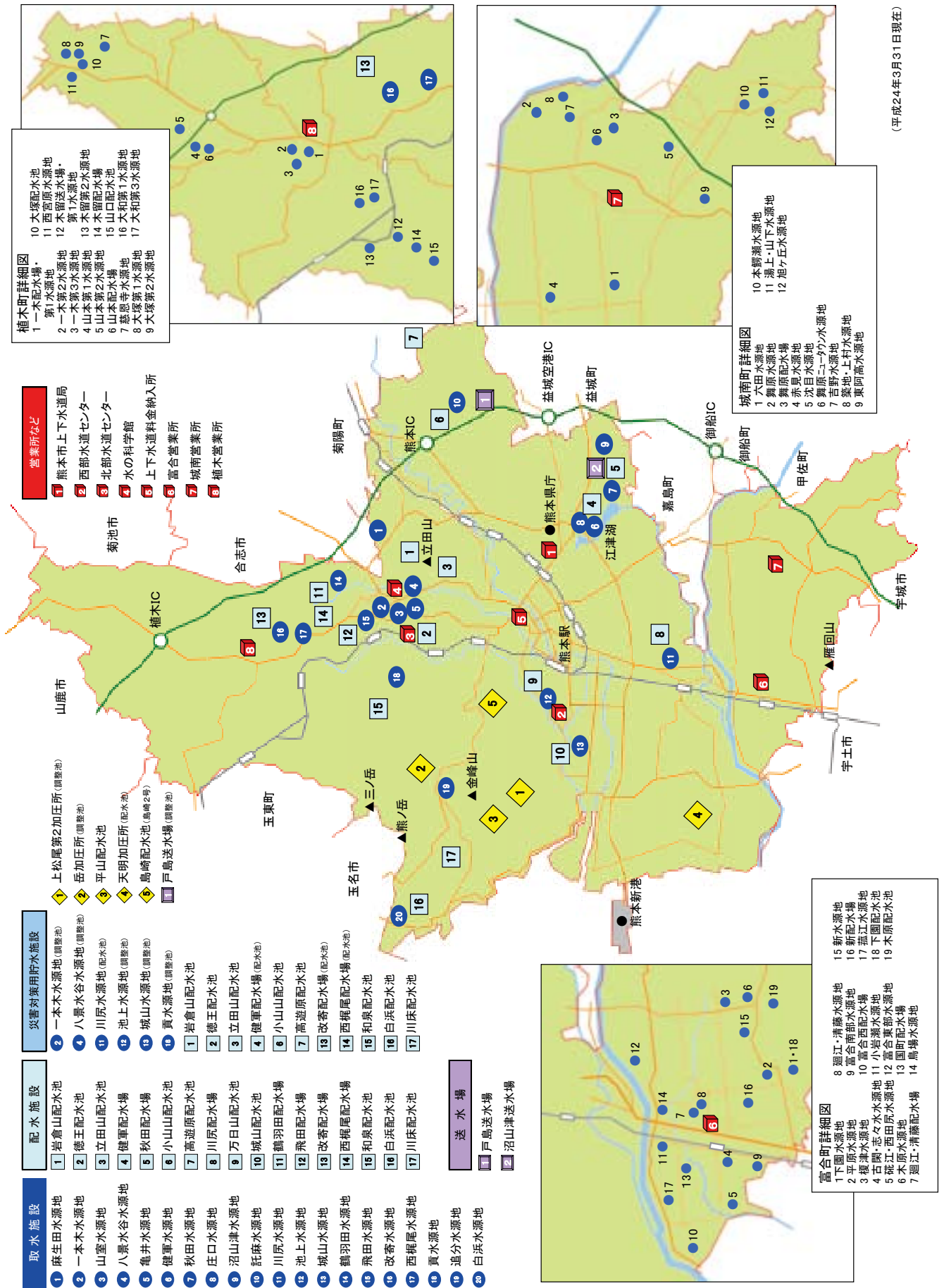
イ 貸借対照表の要旨

(単位:千円)

年 度 事 項	19	20	21	22	23
資産の部	98,226,514	96,665,328	102,851,386	105,978,157	108,112,314
負債・資本合計	98,226,514	96,665,328	102,851,386	105,978,157	108,112,314
負債の部	4,147,653	4,061,670	2,561,839	3,008,556	2,828,750
資本の部	94,078,861	92,603,658	100,289,547	102,966,902	105,283,564
企業債残高	38,654,715	3,077,689	33,644,988	33,231,763	32,596,455

(6) 施設等

ア 水道施設概略図



(平成24年3月31日現在)

イ 水運用センター(水運用課)

所在地	中央区水前寺6丁目2番45号(局舎別館3階)
竣工	昭和58年7月、平成13年10月更新
目的	健軍水源地をはじめとする市内全域の送配水設備の情報処理及び遠隔監視制御をコンピュータによる一元管理によって、水の安定供給と上水道施設の経済的運用を図る。

設備概要 ① 情報処理設備

データベースサーバ(デュアル)	2台		
データベースバックアップ装置	1式		
システムメンテナンスワークステーション	1台		
CRT装置	3台	モバイルサーバ	1台
モバイル端末	3台	気象情報受信端末	1台
業務・災害支援端末	4台	ロギング装置	1台
帳票プリンタ	2台	メッセージプリンタ	2台
カラーハードコピー	1台	ギガビットイーサLAN設備	1式
3面マルチプロジェクター	1式	AV操作端末	1台
LEDデジタル表示盤	1台		

② 遠隔監視制御設備

水源地等遠隔監視制御装置(親局・子局)	15カ所
加圧ポンプ所系	2カ所
路上局系	39カ所
北部・河内系	9カ所
自動通報装置系	2カ所
(北部・西部上下水道センター情報通信端末)	

③ 気象観測設備	1式
④ 無停電電源設備	1式
⑤ 非常用発電設備	1式
⑥ 業務用無線設備	1式

ウ 水質管理室(水運用課)

所 在 地	中央区水前寺 6 丁目 2 番 4 5 号（局舎別館 1 階）		
竣 工	昭和 5 7 年 5 月		
主な水質分析機器	ガスクロマトグラフ質量分析装置		3 台
	高速液体クロマトグラフ質量分析装置		1 台
	イオンクロマトグラフ		3 台
	高速液体クロマトグラフ		1 台
	誘導結合プラズマ発光分光分析装置		1 台
	誘導結合プラズマ質量分析装置		1 台
	水銀分析装置		1 台
	全有機炭素計		1 台

年度別水質検査検体数

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
原水	242	255	255	358	347
浄水	226	340	256	108	105
給水栓水	408	442	444	647	615
依頼水	164	299	851	709	570
苦情水	20	85	88	151	69
洗管水	313	334	354	408	488
工業用水	—	—	—	12	12
合計	1,373	1,755	2,248	2,393	2,206

エ 水道サービス公社(総務課)

(平成 24.4.1 現在)

名 称	財団法人 熊本市水道サービス公社
所 在 地	西区池上町 9 0 1 番地 1
設 立 年 月 日	平成 4 年 3 月 3 0 日
事業開始年月日	平成 4 年 4 月 1 日
目 的	公社は、熊本市における水の有効利用の促進と安定給水の確保のため、必要な事業を行うことにより水道事業の振興を図り、もって市民の福祉向上に寄与することを目的とする。
事 業	・給水装置診断事業 ・水道に関する知識の普及啓発事業 ・水道事業等に関する業務の受託事業 ・その他公社の目的を達成するために必要な事業
基 本 財 産	30,000 千円
予 算	収入 161,110 千円
(平成 24 年度)	支出 160,209 千円

4 下水道事業

(1) 下水道事業の沿革(計画調整課)

下水道事業は、昭和23年(1948年)に戦災復興事業の一環として着手して以来64年にわたり、生活環境の向上や都市型水害の防止に取り組んでいる。当初は浸水排除を主眼とした整備であったが、昭和42年に公害対策基本法が制定され、また昭和45年には水質汚濁防止法が制定されるに至り、熊本市においても、都市の発展拡大の途上で、同様に「公共用水域の水質保全」の必要性が増大し、昭和51年には、それまでの合流式下水道から分流式下水道へ整備方針を大きく転換するなど、市民の生活環境(特に水環境)を守ることに力を注いできた。

熊本市の下水道は、市域の拡大にあわせ、中部浄化センター(旧蓮台寺下水処理場)、東部浄化センター(旧秋津下水処理場)、南部浄化センター(旧川尻下水処理場)、西部浄化センター(旧小島下水処理場)、城南町浄化センターと順次整備を進め、各処理区で排出される汚水を分担して処理している。また、北部処理区及び植木処理区で排出される汚水は熊本県が管理する熊本北部浄化センター(熊本北部流域下水道)で、富合処理区の汚水は宇土市が管理する宇土終末処理場で各々処理されている。

なお、平成22年3月の旧城南町・旧植木町との合併に伴い両町の下水道事業も本市が引き継ぎ統合している。

(2) 下水道事業の概要(計画調整課)

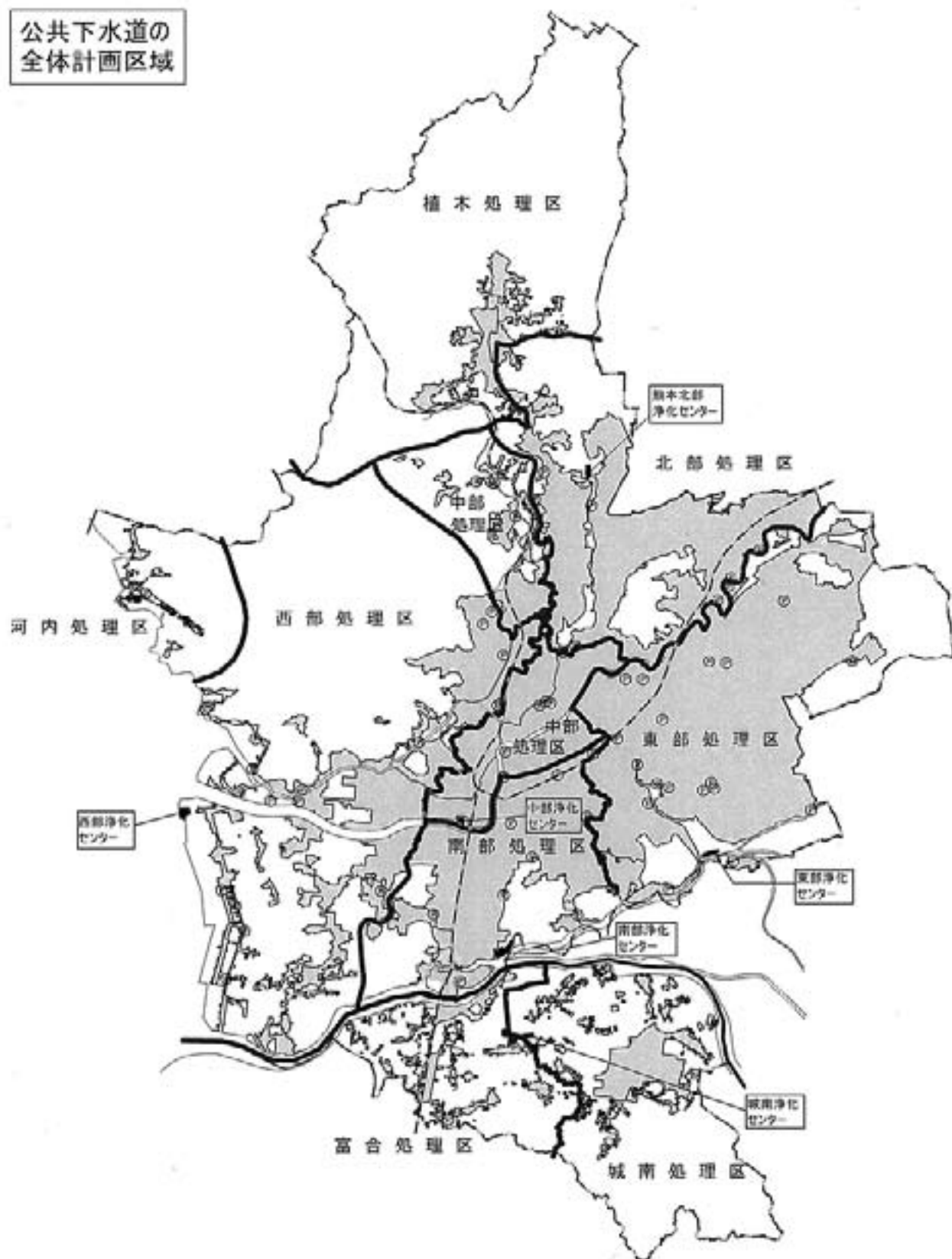
下水道は、健康で快適な生活を営むための生活環境施設として位置付けられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止し、自然環境並びに水質保全を図るための極めて公共性の高い施設であり、本市においても最重要施策のひとつとして整備促進に努めている。

本市における公共下水道は、平成22年3月に合併した旧城南町、旧植木町を含め、市域面積38,953haのうち市街化区域を中心に周辺集落を含めた計画区域13,678haを中部、東部、南部、西部、北部、河内、富合、城南及び植木の9処理区に分割し、当面の目標となる認可区域12,620haについて整備を進めている。

計画区域のうち、中部、東部、南部、西部、北部、富合、城南及び植木についてはすでに処理開始しており、平成23年度末における下水道普及率は86.2%である。

今後、老朽化する下水道施設の改造改築、合流式下水道の改善を図るとともに、全国的に注目されている下水道資源としての処理水の有効利用を推し進めるなど、下水道の質的向上を目指し水循環の一翼を担うとともに、21世紀の住み良い環境づくりを推進していく。

公共下水道の
全体計画区域



行政区域人口	処 理 人 口	普 及 率 (%)
7 2 9 , 1 8 9	6 2 8 , 7 2 8	8 6 . 2

ア 下水道事業計画(計画調整課・下水道整備課)

事業認可年月日 昭和23年12月15日
 着工年月日 昭和23年4月1日
 完工年月日 平成41年3月31日
 排除方式 合流式、分流式

(平24.3.31現在)

区 分		基本計画 (A)	実施済 (B)	進捗率 (B/A : %)
総 事 業	処理面積 (ha)	13,678	10,919	78.9
	処理人口 (人)	678,000	628,728	91.1
	汚水ポンプ場 (箇所)	32	31	96.9
	雨水ポンプ場 (箇所)	5	5	100.0
	汚水・雨水ポンプ場 (箇所)	4	4	100.0
	終末処理場 (箇所)	6	5	83.3
	事業費 (千円)	483,283,084	407,290,184	84.3
	国庫補助 (千円)	163,004,483	133,861,565	82.1
	県補助 (千円)	-	-	-
	市費その他 (千円)	47,725,430	37,000,992	77.5
	市債 (千円)	272,553,172	236,427,627	86.7
中 部 処 理 区	処理面積 (ha)	1,535	1,426	92.8
	処理人口 (人)	92,500	86,009	92.5
	汚水ポンプ場 (箇所)	4	4	100.0
	雨水ポンプ場 (箇所)	2	2	100.0
	汚水・雨水ポンプ場 (箇所)	2	2	100.0
東 部 処 理 区	処理面積 (ha)	4,348	3,888	91.5
	処理人口 (人)	256,800	268,562	104.1
	汚水ポンプ場 (箇所)	13	13	92.9
	雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場 (箇所)	1	1	100.0
南 部 処 理 区	処理面積 (ha)	1,894.23	1,500	79.1
	処理人口 (人)	88,200	92,312	104.1
	汚水ポンプ場 (箇所)	5	5	100.0
	雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場 (箇所)	1	1	100.0
西 部 処 理 区	処理面積 (ha)	2,108	1,225	56.7
	処理人口 (人)	79,100	54,368	65.2
	汚水ポンプ場 (箇所)	4	3	75.0
	雨水ポンプ場 (箇所)	3	3	100.0
	汚水・雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
北 部 処 理 区 (北部流域関連)	処理面積 (ha)	2,346	2,297	97.5
	処理人口 (人)	117,200	115,419	96.5
	汚水ポンプ場 (箇所)	5	5	100.0
	雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場 (箇所)	-	-	-

区 分		基本計画（A）	実施済（B）	進捗率（B /
河 内 処 理 区	処理面積 (ha)	81	0	0.0
	処理人口（人）	4,900	0	0.0
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
富 合 処 理 区 (宇土市終末処理場へ)	処理面積 (ha)	392.8	149	37.9
	処理人口（人）	8,300	2,874	35.9
	汚水ポンプ場（箇所）	1	1	100.0
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
杉 島 処 理 分 区 (南部処理区へ)	処理面積 (ha)	32.2	17	0.0
	処理人口（人）	700	73	0.0
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
植 木 処 理 区 (北部流域関連)	処理面積 (ha)	423	65	8.3
	処理人口（人）	14,600	1,216	6.8
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
城 南 処 理 区	処理面積 (ha)	550	352	61.5
	処理人口（人）	16,400	7,895	41.4
	汚水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-
	汚水・雨水ポンプ場（箇所）	-	-	-

イ 下水道の維持管理（管路維持課、水再生課）

下水道管にゴミや土砂がたまると、汚水の流れの妨げや、管が傷む原因となるため、上下水道局では、常時下水道管の点検・清掃・修理を行っている。また、ポンプ場も汚水や雨水を流すために重要な施設であるため、故障やトラブルが起きないように定期的に巡回・整備している。さらに、浄化センターにおいても、施設の機能が十分に発揮できるよう常に点検を行い、自動制御で集中的に管理している。この他、下水道施設の老朽化が進んでいることから、更新や補修を計画的に行っており、浄化センター・ポンプ場施設機器の更新率を平成30年度までに100%とすることを目標としている。

清掃実績（H23）

管きょ清掃延長	66,185m
管きょ浚渫土量	596m ³

浄化センターへの流入水・放流水の平均的水質（H23）

	BOD	SS
流入水	196	168
放流水	2.5	2.2

ウ 下水道資源の有効活用(計画調整課)

環境保全に配慮した取り組みとして、下水処理水や処理の過程で発生する汚泥・消化ガスなどの下水道資源の有効活用に努めている。

下水汚泥については、現在、セメント化・コンポスト化することで有効利用している。また、汚泥燃料化施設の建設を進めており、平成25年度からは、汚泥の有効利用率を100%とすることを目指している。また、処理の過程で発生する消化ガスを利用した発電設備の導入も進めている。

エ 熊本市第6次総合計画に基づく成果指標(計画調整課)

指標名	基準年(H20)	H23年度	目標年(H30)
汚水処理率(%)	87.6	93.2	99.1
浄水センター、ポンプ場の施設機器の更新率(%)	9	33.0	100
汚泥の有効利用率(%)	17	31.3	100

(3) 主な事業統計

ア 人口普及率・水洗化率(計画調整課)

区 分 年 度	行政区域内 人口(人) (A)	処理区域内 人口(人) (B)	人口 普及率(%) (B/A)	水洗便所 設置済人口(人) (C)	水洗化率(%) (C/B)
19	663,252	568,235	85.7	540,846	95.2
20	672,609	578,074	85.9	554,431	95.9
21	727,955	602,566	82.8	576,987	95.8
22	729,048	620,130	85.1	597,493	96.4
23	729,189	628,728	86.2	607,492	96.6

イ 整備状況(計画調整課)

区 分 年 度	年度毎			累計		
	整備面積(ha)	処理面積(ha)	管きょ延長(m)	整備面積(ha)	処理面積(ha)	管きょ延長(m)
19	152	152	48,026	9,466	9,465	2,157,118
20	169	169	43,427	10,107	10,106	2,234,471
21	121	121	33,563	10,228	10,227	2,268,034
*城南・植木	376	371	83,437	10,604	10,598	2,351,471
22	189	189	44,817	10,793	10,787	2,396,288
23	132	132	30,276	10,925	10,919	2,426,564

*城南町・植木町からの引継ぎ分

ウ 有収水量・年間総汚水処理水量(料金課、水再生課)

区 分 年 度	有収水量(m ³) (A)	汚水処理水量(m ³) (B)	北部流域下水道及び宇土市 終末処理場への流入量(m ³) (C)	有収率(%) (A/(B+C))
19	70,879,666	75,173,214	11,313,431	82.0
20	70,405,214	73,780,273	11,440,845	82.6
21	69,795,588	69,887,808	11,143,443	86.1
22	71,744,637	72,719,229	11,544,720	85.1
23	70,984,261	73,584,701	11,960,306	83.0

(4) 下水道使用料・受益者負担金(料金課・給排水設備課)

ア 下水道使用料

平成21年 3月26日公布

平成21年 9月 1日施行

汚水の種類	使用料	
水道水を使用した場合の一般家庭用汚水及び事業用汚水	基本使用料	850 円
	従量使用料 (1 m ³ につき)	1 m ³ を超え 10 m ³ まで 14 円
		11 m ³ を超え 20 m ³ まで 125 円
		21 m ³ を超え 50 m ³ まで 165 円
		51 m ³ を超え 200 m ³ まで 200 円
		201 m ³ を超え 500 m ³ まで 240 円
		501 m ³ を超え 2,000 m ³ まで 280 円
		2,001 m ³ を超える分 325 円
公衆浴場用汚水	1 m ³ につき	12 円
水道水以外の水の使用した場合の一般家庭用汚水 (井戸水・温泉水など)	1 世帯につき	1,700 円

(注) 1 上記金額は消費税を含む。

2 公衆浴場用汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう。

イ 受益者負担金

昭和44年9月1日付建設省都市局長通達
に基づき条例公布時の算出式

昭和50年12月19日条例公布

昭和51年 8月 1日賦課開始

$$\text{受益者の負担金額} = \frac{\text{末端管きよ事業費} \times \frac{1}{3.5}}{\text{負担区域総面積} \times 0.8} \times \text{賦課区域内の受益者の土地面積}$$

単位負担金額:1 m²あたり 200 円

徴収方法:原則として一括納付、ただし、受益者が分割納付を申し出た場合には、3年間の12回分割

ウ 下水道使用料収納状況

(平 24.3.31 現在:税込)

区分 年度	調定額(A)		収納額(B)		収納率(B/A)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(%)	金額(%)
19	2,696,888	11,190,110,987	2,688,782	11,154,418,768	99.70	99.68
20	2,751,896	11,051,896,776	2,743,101	11,010,360,326	99.68	99.62
21	2,823,073	11,051,044,567	2,813,127	11,011,787,765	99.65	99.64
22	2,908,496	11,107,629,312	2,896,775	11,067,758,646	99.60	99.64
23	2,962,970	11,074,813,183	2,532,747	9,537,576,826	85.48	86.12

(注) 東地区の2月検針調定分は3月と4月に、西地区の3月検針調定分は4月と5月に収納されるが、平成23年度の収納額は平成24年3月31日現在を示しているため、過年度に対して収納率が低くなっている。

(5) 融資あっ旋・助成制度等(給排水設備課)

ア 水洗便所普及状況及び貸付金

種別 年度	処理可能人口(人)	水洗便所人口(人)	水洗化率(%)
19	568,235	540,846	95.2
20	578,074	554,431	95.9
21	602,566	576,987	95.8
22	620,130	597,493	96.3
23	628,728	607,492	96.6

水洗便所改造資金融資あっ旋・利子補給制度

<利用できる人の資格>

熊本市の処理区域内に住所を有し、改造工事をしようとする家屋に現に居住している人で次のいずれにも該当する人

- ・処理区域内の家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた所有者と生計を一にする人
- ・融資を受けた改造資金の償還能力を有する人
- ・市税及び受益者負担金を滞納していない人
- ・取扱金融機関の融資条件に適合する人

<融資あっ旋の額>

くみ取り式便所の改造工事 330,000円/1箇所

し尿浄化槽切替工事 330,000円/1基

<償還の期間及び方法>

償還期間は、36箇月以内

支払方法は、元利均等方式又はボーナス併用方式による

口座振替

<利子補給>

金融機関への償還が完済したら、請求に基づき金融機関に支払った利子の全額を補給

※平成20年度末をもって、貸付金制度は廃止し、上記融資あっ旋に移行した。

イ 共同排水設備助成金

公共下水道処理区域内で管きょが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分の2以内を助成するもの。

<条 件>

- ・私道に所有者が異なる家屋が2つ以上接していること。
- ・共同排水設備工事完了後、速やかに水洗便所に改造すること。
- ・土地所有者が共同排水設備の設置に同意していること。
- ・市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。
- ・布設された管きょの維持管理は申請者の負担で行なうこと。

種別 年 度	申請件数 (件)	助成金額(円)
昭47～平13	2,026	752,242,200
14	17	5,556,110
15	12	3,606,000
16	11	4,590,600
17	7	4,068,000
18	4	1,463,000
19	4	1,206,200
20	1	225,200
21	1	574,000
22	2	971,600
23	1	416,300

(6) 経営状況(経営企画課)

ア 収益的収支・資本的収支の推移

(単位:千円/税込)

年 度 事 項	19	20	21	22	23
(収益的収支)					
収益的收入	17,263,641	16,956,478	16,528,906	16,696,319	16,849,245
収益的支出	16,407,172	15,771,039	15,380,528	15,465,734	15,703,472
収益的収支	856,468	1,185,439	1,148,378	1,230,584	1,145,773
(資本的収支)					
資本的收入	23,492,070	21,488,910	18,149,937	14,798,425	13,977,122
資本的支出	27,946,207	26,876,120	24,380,884	21,821,368	19,886,615
資本的収支	△4,454,137	△5,387,210	△6,230,947	△7,022,943	△5,909,493

*資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨

(単位:千円)

年 度 事 項	19	20	21	22	23
資産の部	283,058,324	294,123,226	308,814,584	314,144,428	318,474,414
負債・資本合計	283,058,324	294,123,226	308,814,584	314,144,428	318,474,414
負債の部	6,382,610	8,653,205	10,516,285	12,690,114	16,712,114
資本の部	276,675,714	285,470,022	298,298,300	301,454,313	301,762,300
企業債残高	147,229,219	148,494,312	152,085,098	151,046,075	149,494,541

(7) 施設等

ア 浄化センター(水再生課)

中部浄化センター

処理能力 計画:84,700m³/日 現有:84,700m³/日

処理方式 標準活性汚泥法

稼動年月 昭和 43 年 1 月

所在地 西区蓮台寺5丁目7番2号

東部浄化センター

処理能力 計画:157,800m³/日 現有:138,300m³/日

処理方式 標準活性汚泥法

稼動年月 昭和 47 年 12 月

所在地 東区秋津町秋田 536 番地

南部浄化センター

処理能力 計画:60,000m³/日 現有:48,300m³/日

処理方式 標準活性汚泥法

稼動年月 昭和 62 年 4 月

所在地 南区元三町4丁目1番1号

西部浄化センター

処理能力 計画:48,700m³/日 現有:17,200m³/日

処理方式 標準活性汚泥法

稼動年月 平成 14 年 3 月

所在地 西区沖新町 4944-3

城南町浄化センター

処理能力 計画:8,100m³/日 現有:3,000m³/日

処理方式 オキシデーションディッチ法

稼動年月 平成 10 年 2 月

所在地 南区城南町島田 438

河内浄化センター(計画中)

処理能力 計画:2,600m³/日 現有:—

処理方式 オキシデーションディッチ法

稼動年月 —

所在地 —

イ 雨水幹線（水再生課）

雨 水 幹 線 名	旧都市 下水路名	延長（m）	集水面積 （ha）	備 考
坪井川雨水3号幹線	高 橋	779	159	昭和33～35年度 事業完了
坪井川雨水6号幹線	旧井芹川	918	41	昭和35～37年度 //
坪井川雨水5号幹線枝線	春 日	1,317	63	昭和34～37年度 //
健軍川雨水2号幹線	帯 山	1,474	76	昭和39～41年度 //
加勢川雨水5号及び5-1号幹	出 水	1,370	41	昭和42～46年度 //
井芹川雨水8号幹線枝線	段 山	467	38	昭和45～48年度 //
白川雨水8号幹線	新南部	668	43	昭和46～48年度 //
井芹川雨水10号幹線	山ノ下	1,058	57	昭和48～56年度 //
加勢川雨水3号幹線	湖 東	983	77	昭和47～56年度 //
加勢川雨水6号幹線	秋 津	3,868	313	昭和38～41年度 昭和50～56年度 //
白川雨水14号及び15号幹線	竜 田	1,987	95	昭和55～平成5年度 //
健軍川雨水7号幹線	月 出	1,992	81	昭和55～平成4年度 //
井芹川雨水13号幹線	上 熊 本	685	110	昭和57～平成元年度 //

ウ 下水道技術センター（総務課）

（平成 24. 4. 1 現在）

名 称 公益財団法人 熊本市下水道技術センター

所 在 地 北区下硯川2丁目8番1号

設 立 年 月 日 平成4年4月1日

目 的 センターは、より効率的な下水道事業を推進するため、下水道に関する知識の普及、啓発等を行うとともに、下水道の整備促進及び適切な維持管理を行い、快適な生活環境の向上と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

事 業 ・下水道に係る知識の普及及び啓発に関する事業
・下水道技術者の養成及び講習に関する事業
・下水道技術の調査及び研究に関する事業
・排水設備の整備促進に関する事業
・下水道関連施設の維持管理に関する事業
・下水道関連施設の調査及び設計に関する事業
・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

基 本 財 産 50,000 千円

予 算 収入 96,210 千円

（平成 24 年度） 支出 96,046 千円

5 工業用水道事業

本事業は、立地企業に低廉な価格で工業用水を供給することで企業誘致を促進することを目的としているが、現状として運営に係る費用を料金収入で賄うことができていない状況である。そのため、企業立地が進み、料金収入で運営経費を賄うことができるようになるまでの経過的措置として、収益的収支の差額を一般会計から繰り入れることとしている。

今後、城南工業団地を所有する熊本県及び熊本市の関係部署と連携をしながら、早期の企業立地を目指し、当該事業会計の経営健全化を図る。



配水池

ア 収益的収支・資本的収支の推移（単位：千円/税込）

年 度 事 項	22	23
(収益的収支)		
収益的収入	10,911	5,851
収益的支出	10,829	5,806
収益的収支	82	45
(資本的収支)		
資本的収入	0	0
資本的支出	1,029	0
資本的収支	△1,029	0

*資本的収支の不足額は減価償却費等の非現金支出による留保資金等で補てん

イ 貸借対照表の要旨（単位：千円）

年 度 事 項	22	23
資産の部	76,297	76,388
負債・資本合計	76,297	76,388
負債の部	29	75
資本の部	76,268	76,313

ウ 業務指標

年 度 事 項	22	23
給水事業所数	6	6
配水量(m ³)	20,422	19,746
有収水量(m ³)	21,963	22,131

病 院

1	市 民 病 院	449
2	附 属 診 療 所	452
3	植 木 病 院	453

1 市 民 病 院

熊本市立熊本市市民病院は、昭和21年に民生病院として開設され、現在の南館を昭和54年、北館を昭和59年、研究管理棟を平成13年に建設、現在では診療科31科病床数562床（一般病床550床、感染症12床）を有し、一般医療のほか高度・特殊医療を担う総合病院として地域医療を展開している。特に新生児医療については、新生児医療センター58床（NICU18床を含む）を設け、平成16年3月には全県下を網羅する総合周産期母子医療センターとして県から指定を受けた。また、平成15年8月にWHOとユニセフから「赤ちゃんにやさしい病院」の認定、平成17年1月には県から地域がん診療拠点病院の指定を受けた。

（1）概 要 （平24.4.1現在）

所 在 地	東区湖東1丁目1番60号
開設年月日	昭和21年2月1日
敷 地 面 積	14,055.13㎡
建 物 面 積	延34,912.79㎡
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建
病 床 数	562床〔一般550床、感染症12床〕
主 な 設 備	脳波計、UCG（心臓超音波診断装置）、CCU、光凝固装置、多用途超音波診断装置、血液ガス分析装置、無菌空気ろ過装置、分娩監視装置、オートアナライザー、自動血球計数器、ジャイロスコープ、全身用CTスキャナー、血管造影装置、リニアック（超高圧X線照射装置）、コンピューテッド・ラジオグラフィー、デジタルガンマカメラシステム、生化学自動分析装置システム、核磁気共鳴イメージング装置、体外衝撃波結石破碎装置、人工心肺装置
診 療 科 目	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科、麻酔科、リウマチ科、血液・腫瘍内科、腎臓科、感染症科、小児循環器科、新生児科、小児心臓外科、代謝内科、臨床病理科、乳腺内分泌外科
職 員 数	623人（医師90人 看護師399人 医療技師77人 事務その他57人）※特別職を含む

（2）経営状況 （平成21年度まで附属熊本産院を、平成21年度から植木病院を含む）

（単位 千円）

年度 区分	19	20	21	22	23
収 入	12,199,096	12,190,214	12,873,769	14,146,833	14,243,202
支 出	12,081,559	12,196,277	12,842,343	14,183,590	14,108,275
損 益	117,537	△6,063	31,426	△36,757	134,927
利 益 剰 余 金	△1,466,694	△1,472,757	△2,435,164	△2,471,921	△2,336,994

(3) 使用料 (平24.4.1現在)

特別室A (22室) 1人1日	市内患者4,000円	市外患者6,000円
個室B (23室) 1人1日	市内患者2,000円	市外患者3,000円
〃 C (20室) 1人1日	市内患者1,000円	市外患者1,500円

(4) 科目別診療状況

科目	年度 患者数	19	20	21	22	23
内科	入院	52,275	55,285	58,961	55,714	52,379
	一日平均入院	142.8	151.5	161.5	152.6	143.1
	外来	67,062	66,894	69,150	62,748	61,839
	一日平均外来	273.7	275.3	285.7	258.2	253.4
	計	119,337	122,179	128,111	118,462	114,218
精神科	入院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外来	9,371	8,279	8,272	8,805	9,318
	一日平均外来	38.2	34.1	34.2	36.2	38.2
	計	9,371	8,279	8,272	8,805	9,318
小児科	入院	22,925	20,901	19,028	18,925	19,025
	一日平均入院	62.6	57.3	52.1	51.9	52.0
	外来	15,277	13,525	12,494	12,856	12,088
	一日平均外来	62.4	55.7	51.6	52.9	49.5
	計	38,202	34,426	31,522	31,781	31,113
外科	入院	28,439	23,672	26,931	24,707	22,393
	一日平均入院	77.7	64.9	73.8	67.7	61.2
	外来	26,047	25,895	25,820	25,557	24,322
	一日平均外来	106.3	106.6	106.7	105.2	99.7
	計	54,486	49,567	52,751	50,264	46,715
整形外科	入院	21,819	20,727	19,736	20,673	17,983
	一日平均入院	59.6	56.8	54.1	56.6	49.1
	外来	21,459	20,874	20,018	19,180	19,172
	一日平均外来	87.6	85.9	82.7	78.9	78.6
	計	43,278	41,601	39,754	39,853	37,155
皮膚科	入院	3,736	5,036	4,546	4,764	4,498
	一日平均入院	10.2	13.8	12.5	13.1	12.3
	外来	21,051	25,686	26,323	26,937	24,782
	一日平均外来	85.9	105.7	108.8	110.9	101.6
	計	24,787	30,722	30,869	31,701	29,280
泌尿器科	入院	3,353	4,144	4,590	6,244	5,192
	一日平均入院	9.2	11.4	12.6	17.1	14.2
	外来	8,297	7,856	8,662	8,904	9,166
	一日平均外来	33.9	32.3	35.8	36.6	37.6
	計	11,650	12,000	13,252	15,148	14,358
眼科	入院	2,821	2,762	2,867	2,982	2,458
	一日平均入院	7.7	7.6	7.9	8.2	6.7
	外来	15,588	15,242	15,801	15,943	14,377
	一日平均外来	63.6	62.7	65.3	65.6	58.9
	計	18,409	18,004	18,668	18,925	16,835
耳鼻いんこう科	入院	6,862	6,349	4,636	4,279	5,575
	一日平均入院	18.7	17.4	12.7	11.7	15.2
	外来	10,693	10,075	9,834	9,304	8,557
	一日平均外来	43.6	41.5	40.6	38.3	35.1
	計	17,555	16,424	14,470	13,583	14,132
産婦人科	入院	15,375	13,659	13,088	13,642	13,133
	一日平均入院	42.0	37.4	35.9	37.4	35.9
	外来	21,669	20,421	20,414	21,294	18,679
	一日平均外来	88.4	84.0	84.4	87.6	76.6
	計	37,044	34,080	33,502	34,936	31,812

科目	年度 患者数		19	20	21	22	23
	入	院					
歯 科	入	院	191	147	119	87	69
	一日平均入院		0.5	0.4	0.3	0.2	0.2
	外	来	12,198	12,248	12,973	11,719	11,087
	一日平均外来		49.8	50.4	53.6	48.2	45.4
	計		12,389	12,395	13,092	11,806	11,156
リハビリテ ーション科 (H18.12まで)	入	院	0	0	0	0	0
	一日平均入院		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外	来	0	0	0	0	0
	一日平均外来		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計		0	0	0	0	0
放 射 線 科	入	院	0	0	0	0	0
	一日平均入院		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外	来	7,908	7,507	8,016	7,575	7,705
	一日平均外来		32.3	30.9	33.1	31.2	31.6
	計		7,908	7,507	8,016	7,575	7,705
麻 酔 科	入	院	63	79	268	202	328
	一日平均入院		0.2	0.2	0.7	0.6	0.9
	外	来	3,029	3,347	3,818	4,080	4,054
	一日平均外来		12.4	13.8	15.8	16.8	16.6
	計		3,092	3,426	4,086	4,282	4,382
こ う 門 科 (H18.12まで)	入	院	0	0	0	0	0
	一日平均入院		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外	来	0	0	0	0	0
	一日平均外来		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計		0	0	0	0	0
形 成 外 科 (H18.12まで)	入	院	0	0	0	0	0.0
	一日平均入院		0.0	0.0	0.0	0.0	0
	外	来	0	0	0	0	0.0
	一日平均外来		0.0	0.0	0.0	0.0	0
	計		0	0	0	0	0
脳神経外科	入	院	4,737	3,546	4,137	3,972	3,698
	一日平均入院		12.9	9.7	11.3	10.9	10.1
	外	来	3,212	3,149	3,084	3,320	3,508
	一日平均外来		13.1	13.0	12.7	13.7	14.4
	計		7,949	6,695	7,221	7,292	7,206
小 児 心 臓 外 科	入	院	1,353	1,476	1,403	1,639	1,345
	一日平均入院		3.7	4.0	3.8	4.5	3.7
	外	来	115	135	103	169	194
	一日平均外来		0.5	0.6	0.4	0.7	0.8
	計		1,468	1,611	1,506	1,808	1,539
心 臓 血 管 外 科	入	院	2,351	2,820	2,220	1,903	1,481
	一日平均入院		6.4	7.7	6.1	5.2	4.0
	外	来	425	387	385	570	540
	一日平均外来		1.7	1.6	1.6	2.4	2.2
	計		2,776	3,207	2,605	2,473	2,021
合 計	入	院	166,300	160,603	162,530	159,733	149,557
	一日平均入院		454.2	440.0	445.3	437.6	408.6
	外	来	243,401	241,520	245,167	238,961	229,388
	一日平均外来		993.4	993.9	1,013.1	983.4	940.1
	計		409,701	402,123	407,697	398,694	378,945

(5) 感染症患者収容状況

(単位 人)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
赤 痢	0	0	0	0	0
腸 チ フ ス	0	0	0	0	0
日 本 脳 炎	0	0	0	0	0
コ レ ラ	0	0	0	0	0
パ ラ チ フ ス	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(注) 日本脳炎については、軽症を除く

(6) 新生児医療

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、現在、病床数 58 床の総合周産期母子医療センター新生児科では 24 時間体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっている。

実 績

(単位 人)

項目 \ 年	19	20	21	22	23
出生体重 1,500g未満	51	72	69	55	48
出生体重 1,500～2,500g	103	104	97	117	124
出生体重 2,500g以上	141	136	179	413	402
合 計	295	312	345	585	574
術 後 管 理	41	32	31	16	25
うち新生児専用救急車による搬送者	67	111	139	124	109

2 附属診療所

芳野診療所は、無医地区だった芳野校区に昭和 38 年河内芳野村立芳野診療所として開設され、以後も芳野校区唯一の医療機関として現在に至っている。昭和 63 年に老朽化した施設を改築し、平成 3 年 2 月 1 日熊本市と河内町を含む飽託郡との合併により熊本市立芳野診療所に名称変更され、平成 4 年 4 月 1 日組織変更により現在の熊本市立熊本市市民病院附属芳野診療所となった。

(1) 概 要

所 在 地 西区河内町野出 1 4 1 0 番地

敷地面積 7 2 9 . 5 0 m²

建物面積 3 8 1 . 4 7 m²

構 造 木造 1 階建

診療科目 内科、外科、小児科

(2) 利用状況

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
外 来 数 (人)	4,255	3,692	3,376	3,196	3,223

3 植木病院

植木病院は、昭和27年9月に終戦後の赤痢の集団発生などが続いた時代に、伝染病棟を基に、診療所として開設され、その後、昭和30年の町村合併により、昭和31年1月から植木町国民健康保険植木病院と改称し、平成14年12月に現在地に移転改築、平成22年3月に熊本市との合併により、熊本市立植木病院となり、病床数141を有し、地域住民に急性期・慢性期・救急医療を提供するとともに、国民健康保険診療施設として予防から診療、在宅医療を一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点としての役割を担っています。

(1) 概 要

所 在 地	北区植木町岩野285-29
敷地面積	15,000.31㎡
建物面積	延10,564㎡
構 造	鉄筋コンクリート造地上5階建
病 床 数	141床[一般102床、療養39床]
職 員 数	医師10人 看護師60人 医療技師15人 事務その他9人

(2) 使用料

特 別 室 A (5室) 1人1日	5,250円
B (14室) 1人1日	3,150円
C (10室) 1人1日	2,630円

(3) 科目別診療状況

科目 \ 年度	患者数	21	22	23
内 科	入 院	297	14,203	13,849
	一日平均入院	33	38.9	37.8
	外 来	269	13,793	14,803
	一日平均外来	38.4	56.8	60.7
	計	566	27,996	28,652
循 環 器 内 科	入 院	59	4,066	5,865
	一日平均入院	6.6	11.1	16.0
	外 来	171	6,005	6,568
	一日平均外来	24.4	24.7	26.9
	計	230	10,071	12,433
脳神経外科	入 院	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0.0
	外 来	7	92	80
	一日平均外来	1	0.4	0.3
	計	7	92	80

科目	年度 患者数	21	22	23
外科	入院	208	7,077	6,844
	一日平均入院	23.1	19.4	18.7
	外来	194	6,284	6,034
	一日平均外来	27.7	25.9	24.7
	計	402	13,361	12,878
整形外科	入院	337	11,969	10,844
	一日平均入院	37.4	32.8	29.6
	外来	214	7,094	6,504
	一日平均外来	30.6	29.2	26.7
	計	551	19,063	17,348
合計	入院	901	37,315	37,402
	一日平均入院	100.1	102.2	102.2
	外来	855	33,268	33,989
	一日平均外来	122.1	136.9	139.3
	計	1,756	70,583	71,391

教 育

1	概	況	457
2	学	校 教 育	458
3	図	書 館	479
4	博	物 館	481

1 概況

国際化、高度情報化、少子高齢化の進展などにより社会が大きく変化する中において、次代を担う子どもたちが自らの力で未来を切り拓いていく人間としての実践的な力である「生きる力」を育むため、その基盤となる学校教育においても、日々、様々な取り組みがなされており、国においても種々の義務教育制度改革が進められている。

一方、家庭、地域社会の教育力の低下が指摘される中、学校、家庭、地域社会、それぞれがその役割を果たしつつ連携を深め、子どもたちを社会全体で育てる環境をつくることが重要であり、また、市民の生涯学習へのニーズが多様化、高度化する中で、いつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が社会へ還元されるような生涯学習社会の構築が求められている。

このような中、平成21年3月に策定された熊本市総合計画の基本計画においては、まちづくりの重点的取り組みである4つのわくわくプロジェクトのうち、「くらし わくわくプロジェクト」、「めぐみ わくわくプロジェクト」及び「おでかけ わくわくプロジェクト」に具体的な取り組みを掲げて施策の展開を図っている。

なお、教育委員会では、平成23年2月に熊本市教育振興基本計画を策定し、本市教育が目指す基本的な方向と目標を明らかにしている。さらに、同年12月には市の総合計画の施策体系や市の教育方針との整合性を図りながら、実施計画を策定し、熊本市教育振興基本計画の実現に向けた施策を、計画的・総合的に実施しているところである。

平成24年度熊本市教育方針

本市教育は、恵まれた自然と先人が築いた伝統文化のもとで、社会の進展に対応する教育を構築しながら、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、「徳・知・体」の調和のとれた次代を担う子どもたち育成に努めるとともに、市民が生涯にわたって、健康で生きがいと潤いのある生活を営むことができる生涯学習社会の実現を目指す。

このような教育を推進するにあたり、学校・家庭・地域社会は、人間尊重の精神を基本にしながら、それぞれが責任と使命を自覚し、連携して取り組むこととする。

平成24年度教育目標

- 学校・家庭・地域社会における様々な教育活動を通して、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育成する。
- 多様な教育機能の整備・充実を図り、歴史的文化遺産を継承し、市民の生涯にわたる自発的な学習活動を奨励・支援する。

取り組みの方向

1 乳幼児期における教育の推進	2 生きる力をはぐくむ学校教育の推進	3 市民の生涯を通じた学習の推進
・ 幼児教育の充実 ・ 子どもたちの成長支援 ・ 家庭教育の環境整備	・ 豊かな人間性の育成 ・ 確かな学力の向上 ・ 健やかな体の育成 ・ 教育環境の整備 ・ 学校・家庭・地域社会の連携の推進	・ 学習活動の充実と支援 ・ 生涯スポーツの振興 ・ 文化の振興と文化財の保全・活用

2 学校教育

今、子どもたちは、いじめ・不登校問題、規範意識や倫理観の希薄化、さらには青少年犯罪の低年齢化など厳しい環境下におかれている。

このような中で、今求められているのは、子どもたち一人一人が「豊かな人間性」を育み、「確かな学力」を身に付け、「健やかな体」を育む教育、グローバル化の進展や情報ネットワーク社会の到来など社会の変化に対応した教育、さらには、子どもたちが社会の変化に柔軟かつ積極的に対応しながら、より一層、一人一人の個性、能力を最大限に伸ばす教育を進めていくことなどである。

そこで、以上のような視点を踏まえ、子ども一人一人の個性を生かしながら、豊かな人間性や創造性を育むきめ細かな教育を推進するため、「熊本市教育振興基本計画」に基づき、具体的な施策の展開を図っていく。

主な平成24年度の事業は次のとおりである。

＜豊かな人間性の育成＞

- ・心の教育の推進（ナイストライ事業経費、感性をみがく教育の推進 他）（指導課）
- ・教育相談の充実（いじめ・不登校対策経費、スクールソーシャルワーカー(SSW)配置事業 他）（総合支援課）
- ・特別支援教育の充実（学級支援員派遣経費、笑顔いきいき特別支援教育推進事業 他）（総合支援課、指導課）
- ・人権教育の推進（子ども議会関係経費、子どもフォーラム開催経費 他）（人権教育指導室）

＜確かな学力の向上＞

- ・教育内容の充実（少人数学級関係経費、「学びノート教室」開催経費 他）（指導課、教育センター）
- ・学校図書館の充実（学校図書館充実経費、学校図書館支援センター推進事業）（学務課・図書館）
- ・就学支援の充実（就学援助経費、就学奨励経費）（学務課、総合支援課）
- ・国際教育の充実（英語指導者招致事業・小学校英語活動(ハローワールド[®]わくわくイングリッシュ)推進事業 他）（指導課）
- ・教育の情報化の推進（地域教育ネットワーク経費）（教育センター）
- ・教職員研修の充実（教職員研修経費、教職員の資質・指導力向上経費 他）（指導課、教育センター）

＜健やかな体の育成＞

- ・健康づくりの推進（子どもの健康づくり・体力向上推進経費 他）（健康教育課）
- ・食育の推進（学校給食・食育推進事業）（健康教育課）

＜教育環境の整備＞

- ・学校施設の整備（学校施設耐震化事業、分離新設校建設事業 他）（施設課）
- ・学校安全の推進（学校安全推進経費 他）（健康教育課）

＜学校・家庭・地域社会の連携の推進＞

- ・学校・家庭・地域社会との連携（学校・地域連携推進経費、「幼小中連携の日」の交流）（学務課、指導課）

(1) 市内学校数 (学務課)

(平24. 5. 1現在)

校種別 区分	大 学	短 大	高 校	特別支援 学 校	中 学	小 学	幼	合計
国	1			1	1	1	1	5
県	1		11	3				15
市			2		42 (1)	92 (1)	8	144 (2)
私	6	1	14		9		49	79
合計	8	1	27	4	52 (1)	93 (1)	58	243 (2)

(注) () は分校の数を別掲 区分中の「国」は独立行政法人(旧国立熊本大学)。

(2) 市立学校児童・生徒数 (学務課・教職員課)

(平24. 5. 1現在)

校種別 区 分	学 校 数	学 級 数	児童・生徒数	教 員 数
幼 稚 園	8	30	672	53
小 学 校	92 (1)	1, 599	41, 338	2, 356
中 学 校	42 (1)	697	20, 417	1, 348
高 等 学 校	2	42	1, 656	118
専 修 学 校	1	7	143	10
合計	145 (2)	2, 375	64, 226	3, 884

(注) () は分校の数

(3) 児童・生徒数の変遷 (学務課)

(各年度 5. 1現在)

年度 区分		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
児 童 生徒数	小学校	40,333	39,881	39,833	39,783	39,625	40,003	42,658	42,257	41,863	41,338
	中学校	20,015	19,706	19,502	19,557	19,480	19,558	20,972	20,613	20,553	20,417

※ 平成 20 年度はH20. 10 合併の旧富合町を含む

※ 平成 21 年度はH22. 3 合併の旧城南町及び旧植木町を含む

(4) 学校施設の現況 (施設課)

ア 小学校施設の現況

番号	学 校 名	児 童 数	教員数	学級数	建 物 保 有 面 積 (㎡)					
					校 舎				構造	屋内運動場
					鉄 筋	鉄 骨	木 造	計		
1	壺 川	346	21	15	4,278	62		4,340	S	594
2	碩 台	212	13	8	3,410	196		3,606	S	594
3	白 川	435	22	16	4,187	74		4,261	R	919
4	城 東	190	14	9	4,377	66		4,443	S	725
5	慶 徳	127	22	12	4,220	47		4,267	R	919
6	一 新	461	24	18	4,261	82		4,343	S	725
7	五 福	273	19	11	3,155	3		3,158	R	804
8	向 山	581	30	21	3,947	173		4,120	S	725
9	黒 髪	497	33	20	5,418	58		5,476	R	796
10	大 江	462	24	18	4,481	62		4,543	S	725
11	本 荘	86	13	8	4,030	52		4,082	R	894
12	春 竹	560	35	21	5,348	94		5,442	S	1,049
13	古 町	129	11	7	2,785	54		2,839	S	532
14	春 日	227	15	11	4,286	62		4,348	S	725
15	城 西	768	41	30	6,164	144		6,308	R	1,170
16	花 園	435	21	15	4,819	73		4,892	S	945
17	池 田	531	27	18	4,910	43		4,953	S	594
18	出 水	470	27	18	4,435	218		4,653	S	826
19	白 坪	597	34	23	5,493	162		5,655	S	945
20	画 図	865	43	31	5,053	77		5,130	S	919
21	砂 取	499	25	18	4,581	103		4,684	R	1,119
22	健 軍	717	43	26	6,574	299	50	6,923	S	945
23	清 水	626	34	22	5,574	164		5,738	R, S	1,036
24	日 吉	398	24	14	5,253	206		5,459	S	945
25	川 尻	460	23	18	5,034	147		5,181	R	1,049
26	力 合	1,073	50	36	4,802	185		4,987	S	594
27	御 幸	602	29	21	4,737	198		4,935	R	1,039
28	田 迎	984	43	33	4,477	121	19	4,617	R	1,203
29	高 橋	135	10	6	1,849	62		1,911	R	666
30	池 上	270	18	12	3,675	29		3,704	R	919
31	城 山	795	42	30	5,279	67		5,346	S	924
32	託 麻 原	728	32	24	6,425	127		6,552	R	1,049
33	秋 津	586	29	20	4,868	64		4,932	R	923
34	松 尾 東	32	8	4	1,365	49		1,414	R	532
35	松 尾 西	30	7	4	1,486	62		1,548	S	613
36	松 尾 北	17	6	3		691		691	S	617
37	泉 ケ 丘	349	19	14	4,741	59		4,800	R	919
38	小 島	163	15	9	2,722	127		2,849	R	1,093
39	龍 田	1,178	54	39	5,583	49		5,632	S	850
40	帯 山	822	43	29	5,986	167		6,153	S	1,069
41	中 島	204	12	8	2,946	98	14	3,058	S	532
42	白 山	606	33	23	4,984	53		5,037	R	1,049
43	若 葉	494	29	20	4,553	65		4,618	R	1,049
44	城 北	586	34	22	5,317	103		5,420	S	1,017
45	尾 ノ 上	793	38	27	5,850	72		5,922	S	792
46	西 原	763	41	28	5,112	101		5,213	S	792

(平24. 5. 1現在)

校 地 面 積 (㎡)				保 有 教 室 数											多目的 スペース	プール施設		校庭夜間 照明施設 開設年月
建物 敷地	運動場	その他	計	普 通	理 科	生 活	音 楽	図 工	家 庭	視 聴 覚	コンピ ュータ	図 書	特別 活動	教育 相談	規模 (㎡)	建設 年度	コース	
3,979	5,125		9,104	15	1		1	1	1		1	2	1	1	483	昭37	5	
5,966	6,127		12,093	8	1	1	1	1	1		1	1	2	1		平13	6	
7,199	5,709		12,908	16	1		1	1	1		1	1				平13	7	
6,763	8,634		15,397	9	1	1	1	1	1		1	2	4	1		平7	7	
3,698	2,865		6,563	13	1		1	1	1		1	1	5	1	510	平7	5	
5,578	7,037		12,615	18	1	1	2	1	1		1	1		2		平12	7	
4,299	2,383		6,682	12			1		1		1	2			318	平5	5	昭52. 10
7,040	9,521		16,561	18	1		1	1	1		1	1		1		平7	7	
5,532	4,940		10,472	26	1		1	1	1		1	1	1	1		昭55	8	
5,995	5,729		11,724	18	1	1	1	1	1		1	1	1			平16	6	
7,004	4,529		11,533	8	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1		平17	6	
8,550	6,915		15,465	22	1		1	1	1		1	1	1	1		平5	7	
5,245	5,939		11,184	7	1	1	1	1	1		1	1				平14	6	
7,810	6,414		14,224	11	1	1	1	1	1		1	1	4			平2	7	昭49. 9
11,142	9,135		20,277	28	1		1	1	1		1	2	1	1		平3	7	昭60. 9
6,107	11,092		17,199	15	1	3	1	1	2		1	1	3	1		昭63	7	昭57. 10
8,312	4,833	872	14,017	18	1	1	1	1	1		1	1	2			昭36	7	
6,961	4,721		11,682	20	1		1	1	1		1	1	1	1		平15	6	
7,028	8,976		16,004	25	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平9	7	
9,505	7,773		17,278	26	1		1		1		1	1		1		平8	7	昭54. 10
9,911	8,163		18,074	17	1	1	1	1	1		1	1		1		平15	7	
10,174	15,233	271	25,678	34	1	1	1	1	1		1	1	4	2		平12	7	
10,043	6,806		16,849	23	2	1	2	1	1		1	1	2	1		昭63	7	昭49. 9
8,314	6,885		15,199	18	1		1	1	1		1	2	5	2		平4	7	昭55. 4
10,682	11,871		22,553	18	1	1	1	1	1		1	1	2	1		平7	7	昭60. 9
5,302	11,685		16,987	26	1		1		1		1	1		2		平14	7	昭60. 4
9,746	9,041		18,787	21	1	1	1	1	1		1	1	1	1		平13	7	昭52. 10
6,340	7,173		13,513	23	1		1	1	1		1	1		1		平11	7	昭62. 3
2,726	4,545		7,271	6	1		1	1	1		1	1				昭62	6	
6,723	6,484	2,881	16,088	12	1	1	1	1	1		1	1	2	2	604	昭62	8	平元. 5
10,209	14,218		24,427	25	1		1	1	1		1	1		1		昭57	8	昭57. 4
10,963	5,430	5,355	21,748	25	1	2	1	1	1		1	1	1	1		平元	7	
9,024	7,080		16,104	20	1		2	1	1		1	1	1	1		平2	7	
2,808	5,701		8,509	4	1		1	1			1	1				昭62	6	昭63. 2
2,863	4,688	741	8,292	4	1		1				1	2	2	1		平17	4	
2,304	1,337	54	3,695	3	1							1	1			昭51	4	
10,384	7,978		18,362	14	1	1	1	1	1		1	1	5	1		平16	7	
6,861	5,601		12,462	9	1		1	1	1				3	1	148	平16	6	
7,801	5,815	940	14,556	29	2		1		1		1	1	1	3		昭63	7	昭62. 8
8,826	11,426		20,252	29	2		2	1	1		1	1	1	1		平12	7	
5,089	8,440		13,529	8	1	1	1	1	1		1	1	2	1		平14	7	
10,053	10,146		20,199	23	1		1	1	1		1	1		1		平4	7	
7,610	11,174		18,784	19	1	1	1	1	1		1	1	2	1		平16	6	
9,530	9,428		18,958	23	1		1	1	1		1	1	1	1		昭39	7	昭60. 9
10,651	10,783		21,434	28	1	1	1	1	2		1	1	2			平15	7	昭55. 11
6,290	12,794		19,084	27	1		1	1	1		1	1	1	1		平17	7	昭49. 9

番号	学 校 名	児 童 数	教員数	学級数	建 物 保 有 面 積 (㎡)					
					校 舎				屋内運動場	
					鉄 筋	鉄 骨	木 造	計	構造	
47	高 平 台	675	30	23	5,287	86		5,373	S	945
48	楠	428	25	17	6,253	71		6,324	S	802
49	託 麻 東	840	41	30	5,234	108		5,342	S	725
50	託 麻 西	904	42	29	5,604	62	33	5,699	S	945
51	託 麻 北	482	26	18	4,063	62		4,125	R	920
52	桜 木	527	26	20	6,298	62		6,360	S	725
53	東 町	571	38	23	5,874	52		5,926	S	945
54	麻 生 田	565	32	22	5,090	128		5,218	S	945
55	武 蔵	444	24	18	4,908	62		4,970	S	945
56	帯 山 西	645	30	21	4,256	62		4,318	S	725
57	月 出	587	32	22	5,853	62		5,915	S	945
58	出 水 南	756	39	27	5,942	62		6,004	S	945
59	健 軍 東	400	21	14	5,898	62		5,960	S	725
60	城 南	426	26	18	3,915	62		3,977	S	725
61	田 迎 南	486	25	19	4,110	72		4,182	S	725
62	弓 削	326	20	14	2,944	67		3,011	S	695
63	託 麻 南	1,069	52	36	5,593	148		5,741	S	725
64	山 ノ 内	569	31	22	5,481	53		5,534	S	724
65	榆 木	471	26	18	3,770	53		3,823	S	918
66	川 上	616	29	21	4,692	53		4,745	S	745
67	西 里	413	22	17	3,491	111		3,602	R	1,161
68	北 部 東	578	29	20	4,844	129		4,973	S	1,337
69	芳 野	80	11	7	1,913	23	29	1,965	R	797
70	河 内	156	13	7	2,890	13	33	2,936	S	862
	白 浜 分校	16	3	2	1,072	18		1,090		
71	飽 田 東	480	26	20	3,115	79		3,194	S	680
72	飽 田 南	119	14	9	1,387	32		1,419	S	680
73	飽 田 西	122	10	6	1,456	51		1,507	S	680
74	中 緑	37	7	4	1,500	47		1,547	S, W	413
75	銭 塘	139	11	7	2,113	65		2,178	S	378
76	奥 古 閑	154	11	7	3,125	41		3,166	S	680
77	川 口	115	12	8	2,218	54		2,272	S	420
78	長 嶺	911	46	32	6,313	13		6,326	R	1,049
79	日 吉 東	493	29	21	3,745	53		3,798	R	919
80	桜 木 東	436	26	18	3,383	72		3,455	R	919
81	富 合	478	32	21	3,860	120		3,980	S	919
82	杉 上	326	22	14	3,414	198		3,612	S	802
83	隈 庄	478	26	18	4,181	249		4,430	S	800
84	豊 田	287	21	13	3,427	55		3,482	S	800
85	植 木	329	24	13	3,504	31	74	3,609	R	919
86	山 本	78	13	7	2,505	54	22	2,581	R	797
87	田 原	103	15	8	2,505	91	9	2,605	R	797
88	菱 形	218	19	10	3,887	30	51	3,968	R	920
89	桜 井	362	23	14	3,880	140	44	4,064	R	963
90	山 東	187	16	8	3,213	27	77	3,317	R	922
91	吉 松	175	14	8	3,298	67	58	3,423	R	919
92	田 底	119	16	8	2,643	78		2,721	S	541
	合 計	41,338	2,356	1,599	386,777	8,660	513	395,950		77,028

校 地 面 積 (㎡)				保 有 教 室 数											多目的 スペース	プール施設		校庭夜間 照明施設 開設年月
建物 敷地	運動場	その他	計	普 通	理 科	生 活	音 楽	図 工	家 庭	視 聴 覚	コンピ ュータ	図 書	特別 活動	教育 相談	規模 (㎡)	建設 年度	コース	
6,766	19,296	616	26,678	23	1	1	1	1	1		1	1	2	2		平18	6	昭49. 9
9,187	9,131		18,318	19	1	1	1	1	2		1	2	6	1		平21	7	
7,818	17,520		25,338	27	1		1		1		1	1	1	2		平18	6	
10,482	8,247	144	18,873	27	1		1	1	1		1	1	3	1		平19	7	昭52.10
7,637	8,130	968	16,735	18	1		1	1	1		1	1				昭63	6	昭60. 4
9,509	11,297		20,806	19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	534	昭46	6	昭49. 9
10,764	9,508		20,272	25	1	1	1	1	1		1	1				昭50	7	昭54.10
6,652	10,435	3,106	20,193	20	1		1	1	1		1	1				昭52	8	
9,379	8,723		18,102	18	1	1	1	1	1		1	1	2	1		昭53	8	
6,925	11,040		17,965	17	1		1	1	1		1	1	1	1		昭54	8	
11,365	12,604		23,969	22	1	2	1	1	1		1	1		1		昭54	8	昭55.11
8,768	7,519		16,287	27	1		1	1	1		1	2	1	1		昭55	8	
7,985	13,400		21,385	14	2	1	1	1	1		1	2	10	1	128	昭57	8	昭58. 3
8,532	12,060	2,041	22,633	17	1		1	1	1		1	1				昭57	8	昭57.12
9,732	15,970		25,702	19	1		1	1	1		1	1				昭58	8	昭58. 3
9,578	9,016		18,594	12	1		1	1	1		1	1				昭58	8	昭58. 3
10,266	11,335		21,601	29	1		1	1	1		1	1	3	1		昭58	8	昭60. 4
13,570	15,379		28,949	22	1	1	1	1	1		1	2	1	1	270	昭59	8	昭61.10
8,269	10,168	422	18,859	17	1		1	1	1		1	1			225	昭60	8	
11,188	13,291		24,479	21	1	1	1	1	2		1	1		1		平2	8	
9,965	11,425	14,156	35,546	13	1		1	1	2		1	1		1		平元	8	H22撤去
8,762	10,417		19,179	20	1		2	1	1	1	1	1		1		昭57	8	
5,937	6,830	357	13,124	6	1		1		1		1	1			106	昭44	6	
3,659	8,421	337	12,417	7	1	1	1	1	1		1	1	1			平2	6	昭49. 3
1,167	601	591	2,359	2			1			1	1	1			192			
6,492	5,573	90	12,155	14	1		1		1		1	1	1	1		昭43	7	
5,664	6,171		11,835	7	1		1				1	1				昭44	6	
5,015	6,780	277	12,072	6	1		1	1			1	1				平17	5	
3,354	6,384		9,738	5	1	1	1		1		1	1				平18	4	
2,328	9,918		12,246	7	1		1	1	1		1	1		1		平16	6	
5,709	7,620		13,329	7	1	1	1	1	1		1	1	3			平20	6	
2,708	9,358		12,066	8	1		1	1	1		1	1		1		平15	6	
10,899	13,774		24,673	32	1		2	1	1		1	1			1,319	平3	7	平17. 4
12,211	10,799	3,108	26,118	16	1		1		1		1	1			566	平6	7	
11,330	14,470	303	26,103	13	1		1	1	1		1	1		1	454	平9	7	
11,313	10,926		22,239	21	1		1		1		1	1	1	1		昭43	7	
12,600	12,400		25,000	14	1		1	1	1	1	1	1				昭55	7	
8,024	7,394		15,418	18	1		1	1	1		1	1				昭57	7	
9,196	13,888		23,084	13	1		1	1	1	1	1	1		1		昭56	7	
13,228	7,500		20,728	13	1		1		1		1	1		1		昭45	8	
6,794	8,148		14,942	7	1	1	1	1	1		1	1	1		292	平8	6	
8,234	8,085	6,863	23,182	8	1		1	1	1		1		1		413	昭63	7	
7,211	11,586	3,996	22,793	12	1	1	1	1	1		1	1	3			平元	8	
9,205	14,386	822	24,413	14	1		1	1	1		1	1	2			昭55	7	
9,942	6,262	5,950	22,154	8	1		1	1	1		1	1	1	1	273	平5	8	
7,453	7,394	1,420	16,267	8	1		1	1	1		1	1	1			昭43	7	
4,716	7,975	1,886	14,577	8	1		1	1	1		1	1	1	1		昭56	8	昭52. 6
722,428	826,876	58,567	1,607,871	1,541	95	39	98	78	92	6	91	101	117	69	6,835			

(注) R＝鉄筋、S＝鉄骨、W＝木造

イ 中学校施設の現況

番号	学 校 名	生 徒 数	教員数	学級数	建 物 保 有 面 積 (㎡)					
					校 舎				構造	屋内運動場
					鉄 筋	鉄 骨	木 造	計		
1	出 水	993	54	29	6,655	736		7,391	S	1,059
2	白 川	587	32	19	5,978	151	8	6,137	R	1,222
3	藤 園	302	37	18	5,451	147		5,598	R, S	979
4	花 陵	414	30	15	5,831	124	26	5,981	S	994
5	城 南	402	29	15	5,889	146		6,035	R	1,138
6	京 陵	777	47	24	7,543	127		7,670	R	1,222
	清水が丘分校	8	8	2						
7	西 山	590	35	19	6,045	143		6,188	S	979
8	江 南	304	23	12	3,236	278		3,514	R	1,138
9	江 原	289	27	12	4,312	87		4,399	R	
10	竜 南	394	27	14	4,681	205		4,886	R	981
11	桜 山	177	15	6	4,284	108		4,392	R	981
12	湖 東	463	42	20	5,384	368		5,752	R	1,138
13	託 麻	932	51	28	6,702	114	28	6,844	R	1,222
14	三 和	579	36	20	4,597	135		4,732	R	981
15	城 西	265	24	11	4,108	78		4,186	S	779
16	帯 山	1,066	58	33	7,560	242		7,802	R	1,277
17	東 野	494	30	16	6,607	62		6,669	R	1,222
18	錦ヶ丘	883	55	28	6,892	31		6,923	S	872
19	二 岡	334	23	11	4,141	82		4,223	S	770
20	東 部	449	26	14	4,588	114		4,702	R	734
21	楠	452	31	17	6,715	220		6,935	S	724
22	西 原	796	48	25	6,733	196		6,929	S	1,124
23	武 蔵	378	26	14	4,801	62		4,863	S	780
24	東 町	567	33	18	7,518	102		7,620	S	1,020
25	出 水 南	463	29	16	4,716	76		4,792	S	780
26	清 水	633	37	20	6,231	62		6,293	S	1,222
27	井 芹	349	24	13	5,259	53		5,312	R	981
28	北 部	731	43	22	5,702	69		5,771	R	1,261
29	芳 野	41	12	3	2,327	108	57	2,492	S	910
30	河 内	113	15	7	2,977	16		2,993	S	2,007
31	飽 田	340	25	11	3,651	77		3,728	R	1,280
32	天 明	243	18	10	3,801	115		3,916	R	1,133
33	長 嶺	932	52	29	7,151	14		7,165	R	1,221
34	力 合	526	31	17	4,436	13		4,449	R	981
35	龍 田	520	30	17	5,036	20		5,056	R	981
36	日 吉	446	27	15	4,969	65		5,034	R	981
37	桜 木	548	32	18	5,698	53		5,751	R	981
38	富 合	252	20	9	2,877	770	28	3,675	R	1,368
39	下益城城南	533	37	18	7,149	57		7,206	R	1,772
40	鹿 南	374	27	13	4,807	204	160	5,171	R	981
41	五 霊	311	27	13	4,014	42	133	4,189	R	1,032
42	植 木 北	167	15	6	3,089	210	9	3,308	R	984
合 計		20,417	1,348	697	220,141	6,082	449	226,672		44,192

※清水が丘分校については、借用地のみ記載。

(平24. 5. 1現在)

校 地 面 積 (㎡)				保 有 教 室 数												多目的 スペース	プール施設		校庭夜間 照明施設 開設年月
建物 敷地	運動場	その他	計	普 通	理 科	音 楽	美 術	技 術	家 庭	視 聴 覚	コンピ ュータ	図 書	特別 活動	教育 相談	進路 指導	規模 (㎡)	建設 年度	コース	
9, 822	15, 832		25, 654	29	4	2	1	2	2		2	1	3	1			平3	7	昭48. 10
13, 914	14, 851		28, 765	19	2	1	1	2	2		1	1	2	2	1		平17	7	昭48. 10
11, 249	11, 539		22, 788	16	2	1	1	3	3	1	1	1	1	2			平9	8	昭48. 4
12, 693	7, 638		20, 331	15	2	1	2	2	2		1	1	2	1			平2	8	昭48. 10
10, 626	13, 311	522	24, 459	15	2	2	1	2	2		1	2	2	1			平7	8	昭47. 10
13, 580	15, 877		29, 457	24	4	2	2	2	2		1	1	2	2			昭45	7	昭48. 4
		26, 094	26, 094	4	1				1										
15, 511	9, 539		25, 050	19	2	2	1	1	2		1	1		5			平2	8	昭49. 10
9, 494	13, 746		23, 240	11	1	1	1	2	2		1	1		2	1		平8	8	昭48. 4
9, 783	15, 577		25, 360	11	2	1	1	1	2		1	1	1	4			平6	8	昭49. 10
7, 472	11, 157		18, 629	14	2	1	1	2	2		1	1	1	2			平4	8	昭48. 10
8, 477	11, 119		19, 596	7	1	1	1	1	2		1	1	4	1			平2	7	昭48. 4
12, 465	15, 869	168	28, 502	21	2	1	1	3	2		1	1	1	1			平3	7	昭47. 10
11, 662	12, 768		24, 430	27	2	2	1	2	2		2	1		3	1		昭40	6	昭48. 10
7, 346	14, 467		21, 813	18	2	1	1	1	2		1	1	1	1			昭36	7	昭48. 4
6, 681	7, 103		13, 784	11	2	1	1	2	2		1	1		1	1		平10	8	昭48. 10
9, 853	15, 822		25, 675	33	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1		平11	8	昭48. 4
10, 203	9, 101		19, 304	19	3	2	1	2	2	1	1	1	1	2			昭63	7	昭48. 10
8, 571	11, 338	153	20, 062	26	2	2	2	2	2		1	1	2	2			平18	8	昭48. 10
12, 413	10, 205		22, 618	10	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1			昭46	7	昭48. 4
7, 208	13, 678	536	21, 422	14	2	1	1	1	2		1	1	2	1			平元	7	
11, 692	12, 878		24, 570	17	2	2	1	2	2		1	2	1	2			昭47	7	平20. 3
11, 066	18, 522		29, 588	25	2	2	2	2	2		1	1	1	2			昭53	7	
8, 214	14, 193		22, 407	14	2	1	1	1	2		1	1	2	1			昭55	8	昭56. 6
9, 137	12, 363		21, 500	20	2	2	2	2	2	1	1	1	3	1	1		昭57	8	昭58. 3
10, 915	16, 660		27, 575	15	2	1	1	1	2	1	1	1		2			昭58	8	昭58. 3
8, 875	13, 730	97	22, 702	20	2	2	1	1	2		1	1	2	2	1	496	昭61	8	
9, 394	16, 457	3, 464	29, 315	13	2	1	1	1	2		1	1	2	2		549	昭62	8	
8, 292	15, 859	1, 974	26, 125	17	2	2	2	2	2	1	1	1	2	1		367	昭62	8	平19. 10
6, 383	24, 792	375	31, 550	3	1	1	1	1	1		1	1		2		210	平5	5	昭55. 5
3, 243	8, 562	3, 433	15, 238	7	1	1	1	1	2	1	1	1		1		211	平13	6	昭49. 3
5, 129	8, 181	1, 950	15, 260	11	2	1	1	1	1		1	1	1	1			平4	8	
9, 778	13, 089		22, 867	10	2	1	1	2	2		1	1	1	2			平2	7	
14, 117	26, 800	231	41, 148	29	2	2	1	2	2		1	1	1	1		446	平3	7	
14, 136	15, 870		30, 006	17	1	1	1	2	2		1	1		2		284	平4	7	
11, 152	15, 094	1, 138	27, 384	17	2	1	1	2	2		1	1		2		300	平4	7	平18. 4
17, 141	13, 440		30, 581	15	2	1	1	2	2		1	1	1	1		304	平5	8	平17. 4
14, 462	11, 845	24	26, 331	18	2	2	1	2	2		1	1	3	2		346	平5	8	
12, 140	14, 821		26, 961	9	2	1	1	1	2		1	1	1	1			昭50	8	昭58. 8
12, 866	14, 213	1, 698	28, 777	18	2	2	2	1	2	1	1	1	2	4	1		平22	8	
16, 209	12, 676		28, 885	13	2	1	1	1	2		1	1	2	2			平8	8	
8, 481	12, 405	4, 912	25, 798	13	2	1	1	1	2		1	1	2	1	3		平10	8	
10, 112	11, 496	4, 600	26, 208	6	2	1	1	1	2		1	1	4	1			昭61	7	
441, 957	574, 483	51, 369	1, 067, 809	690	84	58	50	68	84	9	45	44	58	72	11	3, 513			

(注) R＝鉄筋、S＝鉄骨、W＝木造

ウ 幼稚園施設の現況

(平24. 5. 1現在)

番号	園 名	園児数	教員数	学級数	建 物 保 有 面 積 (㎡)				
					園 舎				
					鉄筋	鉄骨	木造	合計	構造
1	碩 台	80	5	3	809	8		817	R
2	一 新	89	6	4	896	18		914	R
3	向 山	82	6	4	434	177	12	623	R・S
4	古 町	52	5	3	731	8		739	R
5	川 尻	73	5	3	765	23		788	R
6	楠	93	6	4		595		595	S
7	熊本五福	43	12	3	808	14		822	R
8	隈 庄	160	8	6	875			875	R
合 計		672	53	30	5,318	843	12	6,173	

(注) R＝鉄筋、S＝鉄骨

番号	園 名	敷 地 面 積 (㎡)				保 有 室 数		
		建物敷地	運動場	その他	計	保育	遊戯	その他
1	碩 台	673	599		1,272	3	1	2
2	一 新	1,702	1,441		3,143	4	1	
3	向 山	1,107	1,488		2,595	4		1
4	古 町	1,656	700		2,356	3	1	2
5	川 尻	1,100	1,280		2,380	3	1	2
6	楠	1,441	756		2,197	4	1	
7	熊本五福	1,301	1,147		2,448	3	1	9
8	隈 庄	1,567	1,774		3,341	6	1	
合 計		10,547	9,185		19,732	30	7	16

エ 高等学校

市立必由館高等学校概要

創立101年という長い歴史と伝統を持つ高等学校であり、平成13年には学科改編と校名変更を行い、1学年普通科9クラス（普通科6、国際コース1、芸術コース1、服飾デザインコース1）編制となった。

多様化する生徒の進路希望に対応して、選択授業や少人数学習などを取り入れ、大学進学を目指した教育課程を編制するとともに、多彩な芸術・文化活動、体育活動にも力をいれており、輝かしい伝統を誇っている。正しい判断力と真摯な実践力を身に付けるとともに、国際社会や地域社会に貢献できる人間性豊かな人材の育成に取り組んでいる。

市立千原台高等学校概要

商業高校としてスタート以来55年目を迎えた高等学校であり、平成12年には学科改編と校名変更を行い、1学年普通科2クラス（国際経済コース1、健康スポーツコース1）、情報科3クラス（OA会計コース2、経営情報コース1）のふたつの学科を持つ高校となった。

普通科においては、大学や専門学校など、コースの特性を生かして上級学校への進路確保を図るとともに、情報科においても生徒のニーズに応じて、進学、就職に対応できるよう、コンピュータを利用した学習内容の充実に取り組んでいる。また、ハンドボールや陸上競技などスポーツの伝統校でもある。

施設の概要

番 号	学 校 名	生徒数	教員数	学級数	建 物 保 有 面 積 (㎡)					
					校 舎					屋 内 運動場
					鉄筋	鉄骨	木造	合計	構造	
1	必 由 館	1,063	70	27	13,694	772	22	14,488	S	1,750
2	千 原 台	593	48	15	5,760	100		5,860	R	3,774
合 計		1,656	118	42	19,454	872	22	20,348		5,524

(平24. 5. 1現在)

校 地 面 積 (㎡)				保 有 教 室 数														
建物敷地	運動場	その他	合計	普通	理科	社会	外語	芸術	家庭	情報	視聴覚	図書	総合学習	特別活動	教育相談	進路指導	建設年度	コース
19,525	26,694	—	46,219	27	5	2	0	13	5	2	1	1	3	1	1	3	平16	7
18,909	14,445	—	33,354	15	2		1	1	2	2	0	1	1	1	1	4	昭46	7
38,434	41,139	0	79,573	42	7	2	14	14	7	4	1	2	4	2	2	6		

(注) R=鉄筋、S=鉄骨

才 専修学校

総合ビジネス専門学校概要

創立63年を誇る全国でも数少ない商業系の公立専門学校である。卒業生は、企業経営や会計担当など重要な存在として産業界で活躍している。

平成3年、現在地に移転。

平成19年にコース改編を行い、総合ビジネス科（2年過程の専門課程）に経理ビジネス、経理情報、観光サービスの3コースに改編し、簿記や情報及び観光に関する専門教育を行っている。また、OA経理科（夜間1年課程）においては社会人の専門教育にも取り組んでいる。

施設の概要

学 校 名	学 生 数	教 員 数	建 物 保 有 面 積（㎡）					校 地 面 積（㎡）				
			校 舎					屋 内 運 動 場	建 物 敷 地	運 動 場	そ の 他	合 計
			鉄 筋	鉄 骨	木 造	合 計	構 造					
総 合 ビジネス 専 門 学 校	143	10	3,727			3,727			4,364		35	4,399

(平24.5.1現在)

保 有 教 室 数														
ビジネス	OA経理科	準備室	パソコン	ワープロ	ホテル実習	秘書実習	LL教室	進路指導	研修室	和室	多目的ホール	図書室	学生ホール	視聴覚
6	1	1	2	0	1	1	1	1	2	1	1	1	2	1

カ 校舎の整備状況

(平24. 5. 1現在)

区 分		校 舎 面 積 (㎡)				普 通 教 室 数				特 別 教 室 数			
		学 校 数	基 準 面 積	保 有 面 積	過 足 面 積	学 校 数	基 準 数	保 有 数	過 足 数	学 校 数	基 準 数	保 有 数	過 足 数
小 学 校	基 準 未 満	65	317, 854	262, 538	Δ 55, 316	21	489	422	Δ 67	65	689	490	Δ 199
	基 準 以 上	28	117, 300	133, 589	16, 289	72	1, 046	1, 119	73	28	236	296	60
	合 計	※93	435, 154	396, 127	Δ 39, 027	※93	1, 535	1, 541	6	※93	925	786	Δ 139
中 学 校	基 準 未 満	29	168, 996	146, 771	Δ 22, 225	7	121	109	Δ 12	25	359	304	Δ 55
	基 準 以 上	14	71, 911	80, 031	8, 120	36	550	581	31	18	260	279	19
	合 計	※43	240, 907	226, 802	Δ 14, 105	※43	671	690	19	※43	619	583	Δ 36

※学校数は分校を含む

キ 屋内運動場の整備状況

(平24. 5. 1現在)

区 分		学 校 数	基 準 面 積 (㎡)	保 有 面 積 (㎡)	過 足 面 積 (㎡)
小 学 校	基 準 未 満	79	86, 901	63, 495	Δ 23, 406
	基 準 以 上	14	13, 037	13, 533	496
	合 計	※93	99, 938	77, 028	Δ 22, 910
中 学 校	基 準 未 満	36	46, 376	35, 248	Δ 11, 128
	基 準 以 上	7	8, 304	9, 925	1, 621
	合 計	※43	54, 680	45, 173	Δ 9, 507

※学校数は分校を含む

(5) 特別支援学級設置状況 (学務課)

(平 24. 5. 1 現在)

区 分	小 学 校			中 学 校			合 計		
	学級数	児童数	教員数	学級数	生徒数	教員数	学級数	児童生徒数	教員数
知的障害学級	90	352	121	41	159	59	131	511	180
自閉症・情緒障害学級	97	404	133	47	195	70	144	599	203
肢体不自由学級	17	22	17	10	11	10	27	33	27
院 内 学 級	4	13	5	4	5	5	8	18	10
病 弱 学 級	10	11	10	1	1	1	11	12	11
弱 視 学 級	3	3	3	-	-	-	3	3	3
難 聴 学 級	6	8	6	3	3	3	9	11	9
合 計	227	813	295	106	374	148	333	1, 187	443

(6) 中学校卒業者の進路状況 (指導課)

(平24. 5. 1現在)

区分 進路別			男	女	合計	比率 (%)
卒 業 生 総 数			3,549	3,391	6,940	100
進 学 者	高等学校 の本科	全日制	3,366	3,263	6,629	95.52
		定時制	21	21	42	0.61
		通信制	36	46	82	1.18
	高等専門学校		74	22	96	1.38
	合計		3,497	3,352	6,849	98.69
	専修学校・各種学校 公共職業訓練施設等		16	11	27	0.39
就職者（含自家営業）		8	3	11	0.16	
無 業 者		27	25	52	0.75	
その他（死亡・不詳）		1	0	1	0.01	

(7) 熊本市奨学金制度 (学務課)

目的 経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付け、社会に貢献し得る人材を育成する。

貸付要件 次の要件をすべて満たす者

- ・熊本市に居住する者の被扶養者であること。
- ・学校教育法に規定する学校等 (高校、高専、大学、短大、専修学校の高等課程及び専門課程) に在学していること。
- ・経済的理由により修学が困難であると認められること。
- ・国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金又はこれと同種の貸付け若しくは給付 (高校無償化等を除く。) を受けていないこと。

貸付金額及び定数

区 分	定数 (人)	種別	貸付月額	自宅外通学生 加算額 (月額)	第1学年加算額 (初回のみ)
高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	380	国・公立 私 立	18,000円 30,000円	—	50,000円 100,000円
大学 短期大学 専修学校 (専門課程)		国・公立 私 立	42,000円 51,000円	6,000円 10,000円	150,000円 200,000円

注1 加算は、申請に基づき付加する。

注2 申請により、貸付月額を2分の1に相当する額に減額することができる。

貸付期間 在学する学校等の正規の修学年限

返 還 奨学金の貸付終了後、決められた期間内で、貸し付けを受けた総額を年賦・半年賦・月賦のいずれかの方法で返還する。(無利子)

(8) 就学援助費 (学務課)

経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒について、就学に必要な費用を援助することにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

認定率・援助総額の推移

年度 区分		19		20		21		22		23	
児童生徒数 (人)	小学校	39,625	59,105	40,003	59,561	42,658	63,630	42,257	62,870	41,863	62,416
	中学校	19,480		19,558		20,972		20,613		20,553	
認定者数 (人)	小学校	4,630	7,093	4,848	7,431	5,380	8,272	5,674	8,733	5,646	8,859
	中学校	2,463		2,583		2,892		3,059		3,213	
認定率 (%)	小学校	11.7	12.0	12.1	12.5	12.6	13.0	13.4	13.9	13.5	14.2
	中学校	12.6		13.2		13.8		14.8		15.6	
援助総額 (千円)	小学校	292,740	534,404	305,298	566,111	334,057	618,283	357,698	664,151	360,125	684,863
	中学校	241,664		260,814		284,227		306,452		324,738	

※平成 21 年度は H22.3 合併の旧城南町・植木町を含む

平成 23 年度支給実績

(単位 円)

	小学校	援助総額	中学校	援助総額
学用品費等	1 年 12,610	78,458,516	1 年 23,880	78,888,545
	2～6年 14,780		2・3年 26,050	
補助教材費	1 年 4,400	22,469,207	1 年 7,000	16,715,094
	2・5・6年 4,000		2 年 4,400	
	3・4年 4,300		3 年 4,700	
新入学児童生徒学用品費	19,900	13,532,000	22,900	23,358,000
修学旅行費	実 費	18,574,129	実 費	57,001,239
通学費	実 費	5,090	実 費	297,025
医療費	実 費	11,110,576	実 費	4,398,696
学校給食費	実 費	210,586,361	実 費	138,514,464
校外活動費	実 費	5,389,245	実 費	5,564,547
合 計		360,125,124		324,737,610

(9) 私学助成 (学務課)

(単位 千円)

年度 区分	19	20	21	22	23
高等学校	33,368	33,368	32,535	32,141	30,722
大 学	11,866	0	0	0	0
計	45,234	33,368	32,535	32,141	30,722

※大学への私学助成は平成 20 年度に休止した。

(10) 国際交流の推進

アメリカ合衆国サンアントニオ市（姉妹都市）との交換留学制度（教育政策課）

ア 熊本市からの派遣（平成23年度）

派遣人員	在 籍 校	派 遣 先
高校生 3名	熊本市立必由館高等学校 熊本市立千原台高等学校	セントアンソニー高校 インカーネーション高校

イ サンアントニオ市からの受入（平成23年度受入なし）

(11) 学校給食（健康教育課）

ア 実施状況

（平24.5.1現在）

区 分	種 類	実施校数	児童生徒数	給 食 費	給食関係職員	
					栄養職員	給食技師
小学校	完全給食	92校	41,338人	1食単価210円	48人	156人
中学校	完全給食	42校	20,417人	1食単価260円	26人	24人

（注）昭和40年4月4日より全市標準献立並びに給食物資共同購入（一般物資）実施
 昭和55年4月1日より週1回の米飯給食を実施
 昭和58年4月1日より週2回の米飯給食を実施
 平成5年1月11日より週3回の米飯給食を実施（旧飽託4町は昭和60年より週3回）
 平成17年4月より共同調理場の2施設において、平成17、18年度の2ヵ年で民間委託のモデル事業を実施
 平成19年4月より藤園、日吉共同調理場を民間委託の本格実施
 平成20年4月より出水南、井芹、長嶺共同調理場を民間委託
 平成20年10月6日より共同調理場17施設（合併により1施設増加）、給食室71施設
 平成21年4月より東、託麻、武蔵、龍田共同調理場を民間委託
 平成22年3月23日より共同調理場18施設（合併により1施設増加）、給食室81施設（合併により10施設増加）
 平成22年4月より城西、西原、京陵、城南共同調理場を民間委託

イ 学校給食共同調理場

	熊本市学校給食東共同調理場
所在地	東区東町3丁目3番2号
敷地面積	2,899.80㎡
延床面積	1,169.37㎡
着工	昭和47年9月14日
竣工	昭和48年3月20日
総工費	約130,000千円
給食対象校及び人員	東野・錦ヶ丘・桜木 東町中 2,492人

	熊本市学校給食西原共同調理場
所在地	東区保田窪4丁目9番1号
敷地面積	西原中校地内
延床面積	489.50㎡
着工	昭和52年6月13日
竣工	昭和53年1月21日
総工費	約64,483千円
給食対象校及び人員	西原・帯山中 1,862人

	熊本市学校給食藤園共同調理場
所在地	中央区千葉城町5番2号
敷地面積	藤園中校地内
延床面積	369.90㎡
着工	昭和52年12月15日
竣工	昭和53年3月31日
総工費	約59,815千円
給食対象校及び人員	藤園・白川・桜山中 1,066人

	熊本市学校給食城西共同調理場
所在地	西区小島8丁目17番1号
敷地面積	城西中校地内
延床面積	368.7㎡
着工	昭和52年12月5日
竣工	昭和53年3月31日
総工費	約60,386千円
給食対象校及び人員	城西・三和中 844人

	熊本市学校給食京陵共同調理場
所在地	中央区京町本丁1番14号
敷地面積	京陵中校地内
延床面積	459㎡
着工	昭和53年11月6日
竣工	昭和54年3月31日
総工費	57,200千円
給食対象校及び人員	京陵・竜南中 1,171人

	熊本市学校給食託麻共同調理場
所在地	中央区出仲間6丁目4番1号
敷地面積	託麻中校地内
延床面積	368.47㎡
着工	昭和53年12月27日
竣工	昭和54年3月31日
総工費	59,520千円
給食対象校及び人員	託麻・江原・江南中 1,525人

	熊本市学校給食日吉共同調理場
所在地	南区日吉1丁目4番50号
敷地面積	1,023.35㎡
延床面積	450㎡
着工	昭和53年12月27日
竣工	昭和54年3月31日
総工費	64,680千円
給食対象校及び人員	花陵・力合中 940人

	熊本市学校給食武蔵共同調理場
所在地	北区武蔵ヶ丘4丁目19番1号
敷地面積	武蔵中校地内
延床面積	519.10㎡
着工	昭和55年11月6日
竣工	昭和56年3月31日
総工費	65,650千円
給食対象校及び人員	武蔵・清水中 1,011人

	熊本市学校給食出水南共同調理場
所在地	中央区出水7丁目86番1号
敷地面積	出水南中校地内
延床面積	612.39㎡
着工	昭和57年12月4日
竣工	昭和58年3月31日
総工費	約167,600千円
給食対象校及び人員	出水南・出水・湖東中 1,919人

	熊本市学校給食井芹共同調理場
所在地	西区上熊本3丁目28番25号
敷地面積	1,814.08㎡
延床面積	472.82㎡
着工	平成元年11月14日
竣工	平成2年5月15日
総工費	約125,505千円
給食対象校及び人員	井芹・西山中 939人

熊本市学校給食北部共同調理場
 所在地 北区西梶尾町436番地
 敷地面積 1,180.18㎡
 延床面積 417.77㎡
 着工 昭和42年10月16日
 竣工 昭和43年3月20日
 総工費 —
 給食対象校 川上小・西里小・北部中
 及び人員 1,760人

熊本市学校給食飽田共同調理場
 所在地 南区浜口町126番地
 敷地面積 400㎡
 延床面積 351.8㎡
 着工 昭和47年11月20日
 竣工 昭和48年2月28日
 総工費 —
 給食対象校 飽田東小・飽田南小・飽田西小・飽田中
 及び人員 1,061人

熊本市学校給食天明共同調理場
 所在地 南区奥古閑町2039番地1
 敷地面積 1,005㎡
 延床面積 402.04㎡
 着工 昭和48年1月10日
 竣工 昭和48年3月31日
 総工費 —
 給食対象校 中緑小・銭塘小・奥古閑小
 及び人員 川口小・天明中 688人

熊本市学校給食長嶺共同調理場
 所在地 東区长嶺南7丁目21番地40号
 敷地面積 長嶺中学校地内
 延床面積 569.39㎡
 着工 平成4年9月19日
 竣工 平成5年3月27日
 総工費 約179,581千円
 給食対象校 長嶺・二岡・東部中 1,715人
 及び人員

熊本市学校給食龍田共同調理場
 所在地 北区龍田7丁目9番16号
 敷地面積 2,185㎡
 延床面積 520.08㎡
 着工 平成5年10月20日
 竣工 平成6年3月25日
 総工費 約181,532千円
 給食対象校 龍田・楠中 972人
 及び人員

熊本市学校給食城南共同調理場
 所在地 南区八幡8丁目1番1号
 敷地面積 城南中学校地内
 延床面積 471.04㎡
 着工 平成7年10月27日
 竣工 平成8年3月31日
 総工費 185,328千円
 給食対象校 城南・日吉中 848人
 及び人員

熊本市学校給食富合共同調理場
 所在地 南区富合町清藤472番地
 敷地面積 富合小学地内
 延床面積 582.019㎡
 着工 平成10年7月30日
 竣工 平成11年3月15日
 総工費 約250,425千円
 給食対象校 富合小・富合中 730人
 及び人員

熊本市学校給食植木共同調理場
 所在地 南区植木町広住342番地1
 敷地面積 6,424㎡
 延床面積 1,184㎡
 着工 平成18年3月20日
 竣工 平成19年2月28日
 総工費 約456,337千円
 給食対象校 植木小・菱形小・桜井小・鹿南中・五霊中
 及び人員 1,594人

(12) 熊本市学校給食会（健康教育課）

名 称	公益財団法人 熊本市学校給食会
事務所の所在地	中央区花畑町3番1号
設 立 年 月 日	平成8年4月2日
目 的	学校給食法に基づき学校給食の普及・充実と食育推進に寄与するため、学校給食用の物資の適正・円滑な供給に努め、もって児童生徒の心身の健全な発達に資する。
事 業	学校給食用物資の共同購入 学校給食の普及・奨励（改善・充実） 学校給食の実施に必要な調査研究 その他目的を達成するために必要な事業
基 本 財 産	100,000千円

(13) 熊本市教育センター

ア 施設・設備の概要

所在地	中央区千葉城町2番35号		
建築規模	敷地 1,500.92㎡	駐車場 自動車 20台分	
	鉄筋コンクリート4階建	延床面積 2,020㎡	
総建築事業費	815,000千円		
工期	昭和61年7月18日～昭和62年7月27日		
施設内容	5階(139㎡)	機械室	
	4階(342㎡)	大研修室(120人)	
	3階(476㎡)	第1研修室(45人) 第2研修室(36人) 第3研修室(8人)	
		AVスタジオ e-net支援室	
	2階(513㎡)	第4研修室(12人)	
		中研修室(70人)	
		図書・資料室 ICT研修室(サーバ2台・PC50台)	
	1階(550㎡)	第5研修室 第6研修室 第7研修室 多目的研修室	
		所長室 事務室	
	地階(139㎡)	機械室	
	※ 城東分室 61㎡(城東小学校内)		

イ 研究に関する事業

学校教育、社会教育に係る教育機関と協力し教育上必要とする調査研究等を行い、成果の普及に努める。

調査研究

① 研究員活動

授業改善及び教育の今日的課題について調査・研究を進め、熊本市教育の充実、振興のための実践研究や具体的提言を行い、学校教育及び社会教育の充実に寄与する。

研究主題 「子ども一人一人を大切にする熊本市の教育Ⅱ」

- ・平成22年度委嘱研究員 8部会49人(委嘱期間 平22.4～平24.8)
- ・公開授業の実施
- ・派遣研修の実施
- ・熊本県教育研究所連絡協議会研究発表会人吉市大会(平成24年8月10日)2部会発表
- ・研究員研究発表会開催(平成24年8月7日予定)
- ・研究紀要の配付、配信(平成24年8月7日予定)

全体テーマ 「生きる力をはぐくむ学校推進の推進」

- ・平成24年度委嘱研究員 17部会54人(委嘱期間 平24.4～平26.8)
- ・公開授業の実施
- ・派遣研修の実施

② 教育論文募集

教職員の教育論文を公募することにより、今日的教育課題の先進的研究や日々の教育実践の工夫・改善を促し、教職員の資質向上及び本市教育の充実・発展を図る。

- ・ 募集期間 平成25年1月7日～1月11日
- ・ 表彰は下記のとおりとする。

団体の部		特 選	準特選	入 選
個人 の 部	個人の部 1 (教職経験4年目以上)	特 選	準特選	入 選
	個人の部 2 (教職経験3年目まで)	特 選	準特選	入 選

※ 入選の中で特に優れた論文については、奨励論文として表彰する。

※ 応募総数5編以上の学校に対して学校賞を授与する。

情報提供

① 資料の管理

熊本市教育センターに保管している書籍、教科書、研究紀要、指導案等の教育資料を管理し、学校現場等に貸し出すことで、学校教育及び社会教育の充実に資する。

- ・ 指導案、研究紀要の収集、保管、提供（データベース化）
- ・ 教育に関する書籍や教育資料の収集・整理及び閲覧・貸出

② 教材・機器の管理・貸出

授業における補助教材・資料の作成、学校行事等で使用する資料の作成や、授業及び学校行事等で使用する教育機器の貸出・管理、学校等における教育活動の支援を行う。

- ・ 拡大印刷機、カラーコピー機等による教材作成
- ・ プロジェクター、デジタルカメラ、ビデオ教材等の貸出

③ Web版教育論文集の配信

- ・ 応募論文一覧及び特選・準特選・奨励論文をe-net教育センターWebページに掲載する。

教科書センターに関する事業

教科書センターは、校長及び教員等の教科書及び教科の常時研究に資するため、小学校及び中学校用の教科書を備え、これらの者の利用に供することを目的とする。

- ・ 教科書展示会 平成24年6月15日～28日

各教育研究所との連携

熊本県立教育センター、熊本県教育研究所連絡協議会、九州地区教育研究所連盟、指定都市教育研究所連盟、全国教育研究所連盟との連携を深め、研究成果を共有する。

ウ 少人数学級・少人数指導推進に関する事業

研究推進に係る取組

- ・少人数学級・少人数指導に関する研究推進委員会会議の実施
- ・少人数学級・少人数指導に関する特別研究員による研究
- ・研究指定校（平成23～24年度指定 桜木東小学校、H24～25年度指定 五霊中学校）の支援

研究内容の共有化に係る取組

- ・パッケージ研修による授業づくりに関する校内研修支援
- ・少人数学級・少人数指導に関する専門研修・基本研修・指定研修の実施 ※注「エ 研修に関する事業」参照

エ 研修に関する事業

研修を通して、政令市熊本の教育目標実現のため『教育都市熊本の教職員像』を目指し、教職員の資質や能力、実践的指導力の向上に向けて取り組むとともに、社会教育においても、家庭教育・社会教育の充実と深化のための研修を充実する。

学校教育関係研修《テーマ：教職員の資質や能力、実践的指導力の向上》

① 専門研修 今日的課題に即した内容の研修

- ・教科・領域等研修（7講座）
- ・教育課題研修（5講座）
- ・教育の情報化研修（4講座）
- ・特別支援教育研修（5講座）
- ・トワイライト研修
 - 授業づくり研修（4講座×2回）
 - 教育の情報化研修（10講座）
 - コーチング（4講座）
- ・授業づくり研修
 - 授業づくりセミナー（1講座）

② 基本研修 職務遂行上必要な基本的内容、課題についての研修

- ・経年者研修
 - 初任者研修（17講座22日） 初任校（2年目）研修（2講座2日）
 - 初任校（3年目）研修（2講座2日） 10年経験者研修（11講座12日）
 - 養護教諭10年経験者研修（11講座12日）幼稚園教諭10年経験者研修（8講座8日）
 - 15年経験者研修（4講座4日） 20年経験者研修（3講座43日）
- ・指定研修
 - 転入者研修（1講座）
 - 授業づくり研修（1講座）
 - 教育の情報化研修（3講座）
 - 情報教育担当者研修（1講座）
 - I C Tを活用した授業づくり研修（1講座）
 - 教育の情報化セミナー（1講座）

- 新規臨採研修（3 講座）
- 2 年目臨採研修（2 講座）
- 3 年目臨採研修（1 講座）
- 臨採研修（1 講座）
- 幼児教育研修（1 講座）
- 教育講演会（1 講座）
- 特別研修 教師塾「きらり」
 - 開講式・閉講式（各 1 回）
 - 講師招聘事業（2 回）
 - 師範の指導授業（4 1 回）
 - 塾生の研究授業（1 1 7 回）
 - 実技講座 9 回（3 0 講座程度）
- 社会教育関係研修 《テーマ：家庭教育・社会教育の充実と深化》（3 講座）
 - ネットトラブルから子どもを救う（1 講座）
 - 校区老人クラブ研修（1 講座）
 - 子育て支援研修（1 講座）

オ 教育情報ネットワークに関する事業

安定性・高速性及びセキュリティが確保された熊本市地域教育情報ネットワークを企画・管理・運営すること
とで、学校からの活用を推進し、教育の情報化を進めている。

特に、ＩＣＴ（情報通信技術）活用による「わかる授業」を目指し、「かわる」をキーワードにして、「授業
がかわる」「子どもがかわる」「学校がかわる」の３つの側面から教育の情報化に取り組んでいる。

①教員のＩＣＴ活用指導力の向上、児童・生徒の情報活用能力の育成及び情報モラル教育の推進

～地域教育情報ネットワークシステム（e-net）の活用～

○教育の情報化推進のための研究・開発

- ・教育情報及び指導法等の情報提供システムの開発
- ・情報モラル教育の推進のための指導法等の研究
- ・研究指定校（ＩＣＴ活用）による研究
- ・校務の情報化推進のための調査研究

○研修プログラムの開発

- ・電子黒板、デジタル教科書等ＩＣＴのよさを生かした授業づくり研修及び校内研修支援のためのパッケージ研修の開発
- ・情報活用能力育成のための研修開発
- ・情報モラル教育の啓発と普及研修開発

②教育の情報化研修講座

- ・教育の情報化に関する専門研修・基本研修の実施 ※注）「エ 研修に関する事業」参照
- ・パッケージ研修による電子黒板等ＩＣＴ活用及び児童生徒の情報活用の校内研修支援

③教育情報ネットワークの企画管理運用

- ・教育の情報化推進に向けての企画調整
- ・ネットワーク及びＩＣＴ環境整備
- ・ネットワーク等の管理
- ・情報端末管理及び学校対応
- ・教育センターホームページ運営
- ・教育の情報化に向けたＩＣＴ活用の推進
- ・ヘルプデスクによる授業及び校内研修等の支援、メンテナンス

3 図書館

熊本市立図書館では、昭和57年11月の開館以来、本館、植木図書館、プラザ図書館及び17の公民館図書室の情報と物流のネットワーク化を図り、それに移動図書館の運用を一体化した熊本市立図書館ネットワークシステムを構築し、利用者サービスの向上に努めてきた。また、将来に向けた図書館としての基本的な考え方と方向性を示すため、平成14年11月に「熊本市立図書館の望ましい目標」を策定した。私達が目指す図書館は、「市民から信頼され、親しまれ、そして愛される図書館」であり、この目標を達成するため、4つの基本方針「図書館資料の充実」「図書館サービスの拡充・強化」「子どもの読書推進」「推進体制の充実」に基づき事業を展開している。

【平成23年度実施事業】

図 書 館 資 料 の 充 実：各分野の基本的資料収集のほか、産業能力開発支援関連資料、外国語資料、児童書、郷土・行政資料の重点収集。

図書館サービスの拡充・強化：障がい者・高齢者等利用対象者別サービスの充実。インターネット及び携帯電話を利用した図書貸出予約、さらに知りたい新着情報をお知らせするメールサービス、自動貸出機の設置、Webレファレンス事例集の掲載。

子どもの読書推進：子ども読書相談カウンターの設置、おはなしボランティアの養成とその組織化によるネットワークの構築、読み聞かせに役立つ「このほんよんで」の冊子とその冊子に掲載されている絵本の配布。小学校1・2年生用おすすめ図書紹介冊子「としょかんへおいでよ」の作成。

推 進 体 制 の 充 実：利用者満足度調査の実施による市民意見の反映、各種メディアを活用した広報活動の充実。

ア 施 設

所在地	中央区大江6丁目1番74号
開館年月	昭和57年11月
敷地面積	3,867.95㎡
建築面積	2,665.85㎡
延床面積	5,230.76㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上2階（一部地下）
建設費	1,311,000千円
施設の概要	一般閲覧室、児童室、郷土・参考資料室、移動図書館車、ホール、集会室、ロビー、学習室

イ 蔵 書 数

(平24.3.31現在)

館名	分類	総数	0:総記	1:哲学	2:歴史	3:社会	4:自然	5:技術	6:産業	7:芸術	8:語学	9:文学	F:小説	絵本 他
市立図書館		531,270	18,623	18,604	51,487	69,967	35,003	31,107	15,704	41,928	7,720	100,754	81,604	58,769
市立BM		8,193	73	390	528	630	626	989	347	456	124	813	2,194	1,023
植木図書館・BM		64,113	1,212	2,628	4,856	8,138	3,897	4,453	2,048	4,480	864	7,731	14,749	9,057
東部		34,842	542	705	2,251	2,215	2,307	2,758	792	2,264	393	5,375	7,582	7,658
龍田		33,451	446	681	2,492	2,433	2,278	2,324	744	2,735	434	5,544	7,537	5,803
託麻		33,556	531	677	2,144	1,991	2,593	2,744	794	2,871	466	5,486	7,863	5,396
幸田		26,599	413	511	1,641	1,613	1,632	2,517	648	1,769	324	3,495	7,360	4,676
中央		34,119	550	657	2,407	2,354	2,160	2,406	633	2,498	378	6,329	8,503	5,244
清水		30,952	410	730	1,963	1,999	2,093	2,594	710	2,330	342	4,378	7,867	5,536
秋津		30,013	435	752	2,112	1,988	1,955	2,161	671	2,998	323	4,962	7,453	4,203
南部		32,800	331	753	1,784	2,012	2,160	2,993	563	2,219	315	4,748	9,527	5,395
花園		28,993	265	578	1,911	1,525	1,860	2,430	526	1,983	350	4,572	8,474	4,518
北部		22,478	365	400	1,196	1,177	1,354	1,736	448	1,219	247	3,256	6,907	4,173
河内		21,092	298	456	1,140	1,483	1,469	2,026	611	1,526	242	2,580	6,032	3,229
鮑田		29,316	493	770	1,867	2,010	1,879	2,516	934	2,114	417	3,806	7,143	4,362
天明		21,442	320	553	1,059	1,472	1,321	2,058	648	1,384	306	2,344	6,461	3,516
西部		23,452	308	489	1,444	1,458	1,851	2,301	676	1,388	309	2,843	6,529	3,856
富合		48,253	1,066	1,648	3,181	4,909	4,330	4,738	1,660	4,348	868	15,349	1	6,155
城南・BM		14,599	198	388	1,322	1,146	807	884	343	963	175	2,494	3,369	2,510
五福		14,947	197	334	850	934	993	1,215	369	858	193	1,914	4,097	2,993
プラザ図書館		142,193	3,407	8,615	12,081	25,505	12,628	12,010	7,356	12,450	3,575	18,514	18,505	7,547
合計		1,225,673	30,488	41,319	99,716	136,959	85,196	88,960	37,225	94,781	18,365	207,287	229,757	155,620
比率(%)		100.0%	2.5%	3.4%	8.1%	11.2%	7.0%	7.3%	3.0%	7.7%	1.5%	16.9%	18.7%	12.7%

その他 新聞 11紙(寄贈分含) 雑誌 448誌(寄贈分含)

ウ 利用案内
図書の貸出

区 分	貸 出 冊 数		貸出期間	登 録 要 件
個人貸出	熊本市立図書館 植木図書館 プラザ図書館 公民館図書室	全館（室）合 せて一人１０冊 以内	２週間	市内に居住し、通勤し又は通学する者 登録者数 169,654人 (平成24年3月31日現在)
	移動図書館		次回巡回日まで	
団体貸出	家庭文庫、子ども会、 公民館、学校 等	一回に300冊まで	２ヵ月	市内の地域団体、社会教育団体、 その他これらに類する団体等

視聴覚資料及び機材の利用

区 分	対 象	資料及び機材	利 用 方 法
個人視聴	個 人	ビデオソフト・DVD	視聴コーナーにて視聴
団体貸出	市内の幼稚園・学校・ 社会教育団体・地域団体等	16ミリフィルム ビデオソフト スライド 映写機、スクリーン 暗幕必要枚数	貸出期間3日間 5巻以内

エ 利用状況

図書の利用状況 (平成23年度)

館 名	貸出者数(人)	貸出冊数(冊)
市立図書館	168,472	800,855
市立図書館BM	3,130	16,821
植木図書館	42,703	195,082
植木図書館BM	373	2,164
東 部	50,498	208,614
龍 田	24,629	107,218
託 麻	27,152	121,429
幸 田	32,413	142,464
中 央	13,338	48,255
清 水	28,390	122,906
秋 津	24,254	108,430
南 部	15,431	65,937
花 園	22,109	93,077
北 部	11,730	47,405
河 内	3,078	10,801
飽 田	11,738	49,084
天 明	4,940	15,902
西 部	20,186	86,415
富 合	23,729	120,818
城 南	6,318	24,362
城 南 BM	389	1,916
五 福	12,430	42,678
プラザ図書館	48,101	188,151
合 計	595,531	2,620,784

(注) 団体貸出冊数を含む ※プラザ図書館は、平成23年10月開館

リスニングルーム利用状況

(平成23年度)

区 分	ビ デ オ	D V D	合 計
利用者数(人)	1,004	280	1,284
保有数量(枚・本)	1,828	471	2,768

視聴覚機材貸出状況

(平成23年度)

区 分	16 ミ リ		ビ デ オ	
	フィルム	映 写 機	テーブ・DVD	映 写 機
利用者数 (団体)	107巻	39台	198本	57台

4 博物館

熊本博物館は、昭和27年に熊本城内に設置され、勸業館時代を経て昭和53年に現在の場所に開館した。自然科学・人文科学部門に理工部門を加えた総合博物館として、郷土文化の発展に寄与することを目的とし、郷土熊本に関する資料を中心に収蔵・展示を行っている。

多くの市民に学習の機会を提供するため、教室・講座等多彩な事業を行い、また、平成18年より「博物館情報システム」を立ち上げ館内端末・インターネット等で資料の解説やイベント情報を発信している。更に平成22年度末にプラネタリウムを更新し、最新の機器を活用した投映を行っている。

施設の概要

本 館

所 在 地	中央区古京町3番2号		
敷 地 面 積	14,000㎡		
建 物 面 積	3,754㎡		
建 物 延 面 積	6,108㎡		
構 造	鉄筋コンクリート 地下1階、地上2階		
開 館	昭和53年4月1日		
建 設 費	主体工事	1,086,300	千円
	展示、プラネタリウム工事	343,500	千円
	その他	106,622	千円
	用地購入費	271,745	千円
	合 計	1,810,187	千円
※プラネタリウム機器更新		426,805	千円

面積内訳

(単位 ㎡)

区 分	展示室関係 プラネタリウム 特別展示室	収蔵庫関係 リフト 燻蒸室・研修室	管理事務室 関係	学芸研究室 関係	機械室関係	トイレ・階段 D S エレベーター 一般倉庫	合 計
地下1階		318.64			614.52	97.26	1,030.42
中1階	584.76					86.77	671.53
1 階	1,922.81	372.69	200.00		4.84	320.84	2,821.18
2 階	800.00	300.00		275.00		181.95	1,556.95
屋上階						27.65	27.65
合 計	3,307.57	986.34	200.00	275.00	619.36	719.46	6,107.73

熊本城分館

所 在 地	中央区本丸1番1号（熊本城天守閣内1～3階）
建物面積	1,128㎡

資 料

(平24. 4. 1現在)

資 料 分 野	資 料 点 数
地 質	19,957
動 物	48,597
植 物	13,974
理 工	206
考 古	9,449
歴 史	12,725
民 俗	12,026
合 計	116,934

人文科学関係

考古資料では、国指定重要文化財のあさぎり（旧免田）町才園古墳の出土品（寄託品）、山崎正董博士の古瓦コレクションなどがある。歴史資料では、加藤清正関係資料、細川氏関係資料ほか近世期古文書類、西南戦争関係資料などがある。美術工芸資料では、重要文化財の木造東陵永瑛禅師倚像（寄託品）などがある。民俗資料では、元熊本商大学長故丸山学氏の寄贈資料をはじめ県内各地から幅広く民具を収集している。

自然科学関係

岩石・鉱物資料では、元熊大教授故松本唯一博士が全世界から採集されたコレクションがある。貝類では元熊大医学部長故山崎正董博士のコレクションがある。昆虫では故古賀三郎氏の世界の蝶コレクションがある。

また、哺乳類・鳥類・魚類の標本・古生物化石類・植物・昆虫標本など熊本県産の動・植物を中心とした資料がある。

理工学関係

屋外展示場では、9600型蒸気機関車・双発飛行機（ビーチクラフト）などの実物が人気を集めている。

(プラネタリウム)

ドーム直径16m、座席数180席、光学式プラネタリウム「クロノス2」と全天周映像システム「バーチャリウム2」の組み合わせにより、自然の星空を忠実に再現するほか、遠い宇宙の果てまでの姿を観測データを基に高精細に描き出す。また、ドームいっぱいに大迫力の映像を投映する。

活動状況（平成23年度）

展示会

展 示 会 名	期 間	参観者（人）
肥後しゃくやく展	5. 8	276
肥後朝顔展	9. 2～4	369
熊本市科学展	10. 26～30	1, 330
県・市技術家庭科展	11. 1～6	620
県科学展・発明工夫展	11. 11～16	997
移動博物館（杉上小、山東小）	2. 20～24 2. 24～3. 2	523
特別展「サンゴ礁の化石たち」	7. 17～8. 28	15, 623
企画展「西海道と肥後国―出土品からみた古代のくまもと―」	9. 10～10. 16	3, 719
企画展「おかえりなさい！はやぶさ小惑星探査機「はやぶさ」帰還カプセル特別公開	11. 23～27	17, 893
熊本市遺跡発掘速報展	12. 9～24. 1. 22	1, 754
熊本市造形展	2. 4～12	7, 370

各種行事

行 事 名	内 容	期 日	対 象	参加者（人）
子ども科学・ものづくり教室	「箱の中に虹を作ろう」他	4月～3月	小・中学生中心	4, 443
考古学講座	考古資料を通じて熊本の歴史や遺跡を学ぶ	毎月1回	高校生以上	266
動物学講座	あらゆる動物について学び身近な自然に親しむ	毎月1回	小学4年生以上	255
回想法	高齢者を対象とした民俗資料を使った認知予防プログラム	年11回	高齢者	175
パソコン教室	パソコン入門・ワードエクセル入門	4月～3月	一 般	3, 435
天文教室	プラネタリウムで星座の解説物語他	夏・冬・春休み	小・中学生 一般	167
夏休み自由研究（相談・まとめ）	夏休み中の採集植物・昆虫等の名付け会	8/20	〃	10
蓄音器でレコードを楽しむコンサート	SPレコード鑑賞会を通じて交流を図る	毎月1回	一 般	355
植物学講座	身近な植物を観察することで自然に親しむ	4月～11月	一 般	173

常設・プラネタリウム入館者数

種別 区分	有 料 入 館 者 (人)												無料入館者 (人)			総 計
	個 人			団 体			年 度 観 覧 券			小 計						
	大 人 高校生	中学生 以 下	計	大 人 高校生	中学生 以 下	計	大 人 高校生	中学生 以 下	計	大 人 高校生	中学生 以 下	計	大 人 高校生	中学生 以 下	計	
常設	42,684	12,744	55,428	3,689	5,152	8,841	240	0	240	46,613	17,896	64,509	50,047	39,518	89,562	154,071
プラネ タリウム	37,925	22,094	60,019	2,061	6,321	8,382	-	-	-	39,986	28,415	68,401	3,262	16,444	19,706	88,107

くまもと

市 政 概 要

2 0 1 2

平成 2 4 年 1 2 月 発行

編 集 熊本市議会事務局議事課

発行所 熊本市議会事務局
